平成 24 年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業

（知的財産エンフォースメント国際比較調査）

報告書

平成 25 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

◇ 目 次 ◇

I. 調査の背景と目的 1
II. 調査の実施方法 2
１． 調査の概要 2
２． 調査の内容 2
(1) 調査対象国・地域 2
(2) 対象とする模倣品・海賊版対策の種類 2
(3) 調査項目 2
(4) 調査方法 6
III. 調査結果のまとめ 8
１． 諸外国及び日本における模倣品対策にかかる法制度とその運用状況 8
(1) 中国 8
(2) 韓国 44
(3) 米国 76
(4) 英国 122
(5) インドネシア 177
(6) ベトナム 197
(7) マレーシア 223
(8) シンガポール 248
(9) タイ 304
(10) インド 332
(11) ロシア 373
(12) ブラジル 405
(13) 日本 436
２． 関連条約の規定等 487
(1) 刑事・行政罰全般 487
(2) 商標法関係 491
(3) デザイン模倣 494
(4) 税関関係 494
(5) インターネット関係 502
(6) その他 504
３． 調査対象国・地域の比較対照表 505
(1) 刑事・行政罰全般 505
(2) 商標法関係 527
(3) デザイン模倣 547
(4) 税関関係 549

（5） インターネット関係.....562
（6） その他 566

IV. 参考資料 1

I. 調査の背景と目的

我が国は、平成２２年１１月、世界中の主要貿易国と高いレベルの経済連携を進める旨の「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。この方針の下、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想実現に向けて、アジア太平洋地域内の二国間 EPA、広域経済連携（日中韓 FTA、東アジア自由貿易圏（EAFTA）、東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定等）などについての取組み・検討が進められている。

我が国がこれまでに締結した経済連携協定の多くは、知的財産章を設けて知的財産の保護について規定している。今後、交渉を進めていくに当たり、交渉対象国と我が国の知的財産制度を比較検討する事により、交渉対象国において知的財産のエンフォースメントを行う際に発生し得る問題点を明らかにすることが必要である。また、交渉対象国の法制度と、主要国の法制度とを比較する事により、交渉対象国の法制度・運用と諸外国の法制度・運用との乖離を明らかにすることも必要である。

本調査では、我が国と経済連携交渉を行っている国及び今後交渉開始が予想される国を中心に、模倣品・海賊版対策を実施する際に直面する法的問題点について、世界各国の法制度・運用を調査することにより、これらの国の法制度・運用と諸外国の法制度・運用との乖離を明らかにすることを目的とする。

II. 調査の実施方法

調査の実施方法は以下の通りである。

１．調査の概要

本調査では、我が国企業が、アジア太平洋地域において模倣品対策を実施する際に直面する法的問題点（制度面及び運用面等）に関する調査項目について、主要国を対象に調査を実施し、これらの国の法制度・運用と諸外国の法制度・運用及び主要な関連条約との乖離を検討・整理した。

２．調査の内容

本調査の対象等は以下の通りである。

（1）調査対象国・地域

調査対象国は、中国、韓国、アメリカ、イギリス、インドネシア、ベトナム、マレーシア、シンガポール、タイ、インド、ロシア、ブラジルとし、比較対象として、日本についても当該調査項目に係る情報を整理した。

（2）対象とする模倣品・海賊版対策の種類

本調査では、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法に関する模倣品・海賊版対策について取上げている。

（3）調査項目

調査項目は、「刑事・行政罰全般」、「商標法関係」、「デザイン模倣」、「税関関係」、「インターネット関係」、「その他」に分類で構成され、各分類の具体的な調査項目は以下の通りである。

＜刑事・行政罰全般＞

（1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰
1 刑事罰規定の有無（意匠権、特許権侵害に対する刑事摘発の可否含む）
2 刑事罰規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則毎）
3 行政罰の規定の有無（税関を除く行政機関による知的財産権侵害品（特許権含む）の摘発の可否）
4 行政罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親

告罪の別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則毎） 　また行政摘発が可能な場合、どの行政機関がどの権利の侵害を取り締まるのか（権利侵害品の没収の有無を含む）
（2）　再犯者に対する厳罰化の規定 1　再犯者に対する厳罰化の規定の有無 2　再犯者厳罰規定がある場合、再犯の定義と根拠となる条文 3　再犯者厳罰規定がある場合、具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合との比較）、及び、実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無やその状況
（3）　没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法） 1　行政手続（税関を除く）及び刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無 2　処分方法規定がある場合、模倣品の処分方法（複数ある場合には、その選択基準となる条文） 3　処分方法規定がある場合、廃棄する場合の廃棄方法 4　処分方法規定がある場合、押収品の保管費用及び廃棄費用（規定上の負担者を含む）、実際の運用と規定が異なる場合その状況。 5　知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件
（4）　被害者への情報開示制度についての有無 1　知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無 2　裁判や判決文の公開についての規定の有無 3　行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無
（5）　知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無＜刑事罰・その他＞ 1　知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無及びその内容
（6）　巧妙化事例への対策 1　模倣品業者が部品毎の製造や組立、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締対象とならないように巧妙化している場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることが可能か。

＜商標法関係＞

（1）　類似商標による商標権侵害 1　類似商標の仕様に対する刑事罰の有無 2　刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無 3　「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例
（2）　互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

1　互換品である事の表示（例：ＵＳＥ　ＦＯＲ　〇〇等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲 2　関連する代表的な裁判例
(3)　営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲 1　営業看板に於いて他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲。 2　広告が商標としての仕様にあたるかどうかについての規定の有無 3　広告が仕様貸与として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲。 4　他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰についての規定の有無 5　関連する代表的な裁判例
(4)　著作権と商標権が抵触した場合の調整規定 1　著作権と商標権が抵触した場合の調整規定の有無（著作権侵害を理由とする取り消しの可否を含む） 2　もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無
(5)　違法な商号の是正方法 1　他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無（著名な商標が商号に使用された場合の救済の有無を含む） 2　裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無（商号登記者の協力を必要とせずに商号を強制的に変更・取消をすることの可否を含む）
(6)　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害 1　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とするＯＥＭ生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差止請求や損害賠償請求等の権利行使の内容及び輸出取締の可否を含む）。 2　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成しない場合、侵害を構成しない理由（「消費者の誤認混同を招かない」など） 3　関連する代表的な裁判例
(7)　冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無 1　冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合の無効・取消審判制度の有無 2　冒認出願に対する法規制（出願の拒絶／登録の無効化）がある場合、その要件・内容（当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であれば足りるか等） 3　広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例：中国の馳名商標、日本の防護標章制度等） 4　利害関係者あるいは第三者による情報提供制度の有無（可能である場合、著作権登録が必要又は有用か（著作権登録制度の有無を含む））

（8）その他 1　外国語出願は図形として取り扱われるのか、ブランド虚偽表示に対して商標法以外で対応できるか。

＜デザイン模倣＞

（1）意匠出願の審査制度の有無 1　意匠出願の審査制度の有無 2　無審査の場合、権利行使をする前に実態審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。
（2）警告を受けた者が、技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否 1　警告を受けた者が、技術評価書の作成を特許庁に申請することができるか。
（3）行政手続による冒認登録意匠の無効審判の有無 1　行政手続による冒認登録意匠の無効審判の有無
（4）意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護の有無 1　意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護の有無

＜税関関係＞

（1）水際取締制度の有無 1　水際取締制度についての規定の有無
（2）差止により保護される権利の種類 1　差止により保護される権利の種類
（3）差止の対象、権利者救済の範囲 1　輸出、輸入及びトランジット通関それぞれについて、権利者からの申立により取締対象となる知的財産（貨物の種類による運用（郵便小包の差止の可否含む）） 2　輸出、輸入及びトランジット通関それぞれについて、税関の職権により取締対象となる知的財産（貨物の種類による運用（郵便小包の差止の可否含む））
（4）税関権利登録手続の有無 1　税関権利登録手続の有無（手続がある場合には、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類。権利者の申立は一定期間有効か否かを含む。）
（5）差止手続き及び廃棄手続き 1　差止手続の概要 2　税関が発見した疑義侵害品を権利者に確認する場合、権利者の応答期限（期限延長の可否及び長さを含む） 3　税関から権利者への開示情報（疑義侵害品のサンプル写真の送付の有無を含む） 4　費用負担の有無（負担がある場合、費用の対象（名目）、必要となる条件、金額、算定方法、権利者による費用負担（規定及び実態）、） 5　担保金の有無（担保金がある場合、対象（名目）及び金額、算定方法（担保金を算定する際に考慮する基準を含む）、一括担保金の有無、実態上の問題点）

6　鑑定の方法と点検義務の有無 7　押収品の処分方法 8　決定までの期間 9　税関による廃棄の有無及び廃棄方法
（6）類似商標の取締 1　類似商標の取締の可否 2　取締が可能である場合、税関が類似判断をするか。類似判断が困難な場合、税関はどのように対処するか。

＜インターネット関係＞

（1）　インターネット上の知的財産権侵害（商標権侵害については必須。この項及び次項において以下同じ。）に対する取締方法（行政摘発・刑事摘発の区別を含む） 1　インターネット上の知的財産権侵害の取締機関及び措置内容（行政機関が侵害サイトを削除する権限を有するか否かを含む） 2　ＩＳＰ事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定める規定の有無 3　知的財産権侵害サイトの情報を通報する政府系窓口の有無
（2）　発信者情報開示制度の有無 1　インターネット上の知的財産権侵害に関して発信者情報開示制度の有無

＜その他＞

（1）展示会・見本市における知的財産権侵害品についての市場管理者に関する規定 1　市場で知的財産権侵害品が販売されている場合の市場管理者の義務（出展者に対する調査義務など）及び市場管理者に対する措置についての規定の有無（規定がある場合にはその内容）

（4）調査方法

本調査は以下の方法で実施した。

①文献調査

国際水準調査及び特許庁委託事業の「模倣対策マニュアル」が委託契約締結日の時点で発行されている国については、当該国の模倣対策マニュアルを参照するなど、文献調査を行った。

参考にした模倣対策マニュアルについては以下の特許庁のウェブページ参照。

・特許庁　模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書
（http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm）

②調査対象国の法律事務所等へのアンケート調査

調査対象国の法律事務所等（弁護士、有識者）に対して、上記の調査項目についてのアンケート調査を実施した。アンケートの回答を得た法律事務所等は以下の通りである。

対象国・地域	事務所名
中国	Shen Da Law Firm
韓国	KIM & CHANG
米国	Owen, Wickersham & Erickson, P.C.
英国	DLA Piper UK LLP
インドネシア	HADIPUTRANTO, HADINOTO & PARTNERS
ベトナム	BMVN International LLC*
マレーシア	Wong & Partners
シンガポール	Baker & McKenzie.Wong & Leow
タイ	CHAVALIT & ASSOCIATES LIMITED
インド	Khaitan & Co
ロシア	Gorodissky & Partners
ブラジル	Masato Ninomiya Law Office
日本	中村合同特許法律事務所

各国の調査結果は、各調査対象国のアンケート結果を元にして、加筆・修正が必要と判断される事項について、上記「模倣対策マニュアル」の記載をもとに、加筆・修正を行った。

また、各国の知的財産権法の条文の和訳については、以下の特許庁、公益社団法人著作権情報センターのウェブページに掲載されている場合には、それらから引用した。

- 特許庁　外国産業財産権制度情報（http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm）
- 公益社団法人著作権情報センター　著作権データベース　外国著作権法（http://www.cric.or.jp/db/world/index.html）

③その他

本件調査実施にあたっては、本分野で深いご知見を有する、東京理科大学大学院（知的財産戦略専攻）客員教授　黒瀬雅志氏、また、日本弁理士会産業競争力委員会会長代行の飯田圭氏、同委員会の現メンバーおよび旧メンバーである、鷺健志氏、松井孝夫氏、小田原敬一氏より、ご意見をいただく機会を得、ご意見は報告書作成の参考とさせていただいた。

III. 調査結果のまとめ

１．諸外国及び日本における模倣品対策にかかる法制度とその運用状況

以下では、各国の法律事務所へのアンケート調査結果をもとに、調査項目ごとの法制度および運用状況について、「国別調査結果」を整理する。

整理するに当たっては、特許庁の模倣品対策マニュアル等の文献をもとに、一部加筆・修正している。

（1）中国

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り ＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞ （a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法　（e）不正競争防止法 上記全ての事項に該当しない。 実際、商標法、特許法、著作権法あるいは不当競争法、不正競争防止法には刑事罰則に対する特別な規定はなく、刑事罰則は刑法に規定されている。

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害 (a)商標法　(b)特許法　(d)著作権法　(e)不正競争防止法 中国には意匠法がない。 （罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別） 中国の法律において、著作権法、商標法、特許法、不正競争防止法内において、罰則に関する特定の定めは無く、犯罪を構成する行為を定めており、該当する刑罰が刑法上で定められる。 犯罪を構成する行為、およびそれに対応する刑事罰は下記の通りである。 1．(1)著作権所有者の許可無く、著作物、音楽、映画の作品、テレビ放送、およびビデオ映像による作品、コンピューター・ソフトウェアなどの作品を複製ならびに流通させること (2)他者が著作権を独占的に所有している書籍を発行すること

(3)制作者の許可無く、視聴覚作品を複製ならびに配給すること
(4)偽造した他者の署名を付した芸術作品を生産ならびに販売すること
3 年以下の刑期
留置
罰金を伴う刑期、あるいは罰金のみ
罰金を伴う 3 年から 7 年までの刑期

2. 収益の獲得を目的として、第 217 条に規定される複製品を意図的に販売し、違法に巨額収益を得る全ての当事者

3 年以下の刑期
留置
罰金を伴う刑期、あるいは罰金のみ

3. 他者の特許を偽造する全ての当事者、そしてその状況が深刻な場合。
3 年以下の刑期
留置
罰金を伴う刑期、あるいは罰金のみ

4. 権利者の認可無く、同様の製品に対して全く同じ商標を使用すること
更に、その事案が深刻な性質を有する場合。
3 年以下の刑期
留置
罰金を伴う刑期、あるいは罰金のみ
罰金を伴う 3 年から 7 年までの刑期

5. 虚偽の商標を付した商品を比較的大規模な量で意図的に販売すること
3 年以下の刑期
留置
罰金を伴う刑期、あるいは罰金のみ
罰金を伴う 3 年から 7 年までの刑期

6. 他者の登録商標、あるいは身分証明書を偽造すること、または権限なしに製造すること、もしくは権限なしに販売もしくは製造すること、そしてそれが深刻な性質を有する場合
3 年以下の刑期
留置
管理
罰金を伴う刑期、あるいは罰金のみ
罰金を伴う 3 年から 7 年までの刑期

7. 下記の犯行を犯す全ての者、
窃盗、収益の確約による誘惑、脅迫、あるいは他の不当な手段を通じて、合法的な所有者の企業秘密を取得すること
上記の手段を通じて取得された合法的な所有者の企業秘密を開示、利用、もしくは他の当事者に対して利用を許可すること
合法的な所有者との契約に違反して、もしくは企業秘密を維持するという合法的な所有者の要請に違反して、維持されている企業秘密を開示、利用すること、もしくは他の当事者に対して利用を許可すること

3 年以下の刑期
罰金を伴う刑期、あるいは罰金のみ
罰金を伴う 3 年から 7 年までの刑期

起訴の対象となる違反行為は、告訴されなければ違反行為とならないわけではなく、国家の権益に違反している種類の犯罪行為として、国家により行政機関を通じて捜査および起訴される。

＜著作権法＞ 48 条

＜刑法＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
217 条	営利を目的とし、次に掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が比較的大きいまたはその他の情状が重大である場合は、３年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得金額が巨額である場合またはその他の情状がきわめて重大である場合は、３年以上７年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 （1）著作権者の許諾を得ずに、その文字作品、音楽、映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品を複製発行した場合。 （2）他人が専有出版権を享有する図書を出版した場合。 （3）録音録画製作者の許諾を得ずに、その者が製作した録音録画の著作物を複製発行した場合。 （4）他人の署名を盗用した美術作品を制作し、販売した場合。	3 年以下の拘留 罰金と併せる、あるいは罰金のみ 罰金と併せて 3 年から 7 年の拘留期間
218 条	営利を目的とし、本法第 217 条で規定した権利侵害複製品を販売し、違法所得が巨額である場合は 3 年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科又は単科する。	3 年以下の拘留;罰金と併せる、あるいは罰金のみ

＜特許法＞ 63 条

＜刑法 ＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
216 条	他者の特許を模倣し、状況が深刻な場合	3 年以下の拘留;罰金と併せる、あるいは罰金のみ;

＜商標法＞ 59 条

＜刑法 ＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
213 条	同様の商品に著作者の許諾なしに同一の商標を使用し、そのケースが深刻な性質を持つ場合	3 年以下の拘留;罰金と併せる、あるいは罰金のみ 罰金と併せて 3 年から 7 年の拘留期間
214 条	故意に虚偽商標のもとに商品を販売し、その量が比較的大きい場合	3 年以下の拘留;罰金と併せる、あるいは罰金のみ
215 条	権限なしに他者の登録商標や識別証明を模倣あるいは生産し、そのケースが深刻な性質を	3 年以下の拘留;管理;罰金と併せる、あるいは罰金のみ

	持つ場合	罰金と併せて3年から7年の拘留期間

＜不正競争防止法＞ 25条

＜刑法 ＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
219条	次の行為を行った者： 正当な所有者の商業機密を盗難、虚偽の利益約束、恐喝、その他の不当行為を介して得た場合、 上記の方法を介して得た商業機密を正当な著作権者との契約あるいは機密とする要請に違反して、保有する商業機密を開示、使用、他者に使用を許した場合	3年以下の拘留;罰金と併せる、あるいは罰金のみ 罰金と併せて3年から7年の拘留期間

刑法には、法人が刑法 213 条から 219 条の罪を犯した場合は、単位に罰金を科し、その直接責任を負う主管者その他の直接責任者を各条の規定により処罰することが規定されている。（刑法220 条、両罰規定）

※なお、製品品質法関連では偽劣製品生産販売罪（刑法 140 条）、不正競争防止法関連では商業名誉信用・商品名声侵害罪（刑法221 条）や虚偽広告罪（刑法222 条）がある。

その他の詳細が下記に定められる。

＜知的所有権の侵害に係る刑事判例に関する法の特別適用について最高裁判所と最高人民検察による解釈＞

1条から10条

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（a）有り

＜特許法における刑罰に関する条項の要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
63条	他者の特許を冒用する者	特許行政管理部門からの差し止め命令; 違法な領収書の押収、また、それら領収書の4倍以下の額の罰金； 違法な領収書が無い場合、200,000元以下の罰金

＜著作権法における刑罰に関する条項の要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
48条	次の行為を行った者： 著作権者の許諾なしに、生産、配布、実演、投影、放映、配信、編集、情報ネットワーク	著作権行政管理部門はその違法行為の差し止め命令を行なえる、不当利益の没収、侵害品の

	を介して不特定多数の人へ配信。法律により除外される場合を除く。 出版の独占権が他者に帰属している本を出版する場合。 実演者の許諾なしに、パフォーマンスの複製、実演の音楽あるいは映像の収録の配布、情報ネットワークを通してパフォーマンスの配信。法律により除外される場合を除く。 監督の許諾なしに、音楽あるいは映像の収録の複製、配布、情報ネットワークを通して音楽や映像録音の配信。法律により除外される場合を除く。 許諾なしに、ラジオや TV 放映あるいは複製。本法令により許可される場合を除く。 著作権者あるいは著作権代理人の許諾なしに、作品を保護する手段を故意に避ける、あるいは、著作者により作品・音楽録音・映像収録上の技術手段の破棄。法律により除外される場合を除く。 著作権者あるいは著作権代理人の許諾なしに、作品・音楽録音・映像収録権利の管理に関する電子情報の削除あるいは改造。法律や行政規制により除外される場合を除く。 他者の署名が偽造された作品を生産もしくは販売。	押収と廃棄と罰金を科す、 深刻なケースの場合、著作権行政管理部門は侵害の対象物である模倣品とその素材、機器や設備を押収する

＜中華人民共和国著作権法実施条例における刑罰に関する条項の要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
36 条	著作権法 47 条に抵触し、共益を害する者	営業金額の 3 倍以下の額の罰金、営業金額が不明の場合、100,000 元以下

＜商標法における刑罰に関する条項の要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
53 条	本法令 52 条に記す行為を行った者	工商行政管理部門が侵害を認めた場合、侵害の即時的な差止めを命令することが可能である。侵害商品と侵害商品の生産に用いられた機器、登録商標の模造に用いられた機器を押収、または、廃棄することが可能である。それに加え、罰金を処することが可能である。

＜中華人民共和国商標法実施条例における刑罰に関する条項の要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
52 条	登録された商標を侵害する行為	違法な商業取引の 3 倍以下の罰金、違法な商業取引の金額がない場合、100,000 元以下

＜不正競争防止法における刑罰に関する条項の要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則 /罰金
21（1）条	他者の登録商標を使用、他者の企業名あるいは個人名を許諾なしに使用、記章・著名商標・高品質の商品を模倣・虚偽に生産、産地偽装、商品品質について誤認させる説明を使用する行為を行った者	＜中華人民共和国の商標法＞（53 条）と ＜中華人民共和国の商品品質管理法＞（53 条）による刑罰
21（2）条	許諾なしに著名あるいは周知された商品の特別な名前、包装、装飾を使用、あるいは、著名商品との混乱をきたす類似した特別な名前、包装、装飾を使用する者	違法な領収書の押収、また、それら領収書の 1 から 3 倍以下の罰金； ビジネス・ライセンスの無効化
25 条	（機密情報の漏洩に対する規制）10 条を侵害する者	行政機関により侵害の差止め命令、10,000 元から 200,000 元の罰金

その他、製品品質法において、認定標識等の品質表示の偽造又は盗用の禁止、製品の原産地の偽造・他人の工場名・所在地の偽造又は盗用の禁止、偽物を本物と偽り劣等品を優良品と偽り不合格品を合格品と偽ることの禁止が定められている（製品品質法 5 条）。

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法　　（1）行政機関による摘発は可能
（b）特許法　　（1）行政機関による摘発は可能（特許冒用のみ）
（c）意匠法　　（1）行政機関による摘発は可能（特許冒用のみ）
（d）著作権法　　（1）行政機関による摘発は可能
（e）不正競争防止法（1）行政機関による摘発は可能

（行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関）
地方ならびに地方自治体の以下の行政機関
・工商行政管理局（AIC）
・地方知識産権局
・質量技術監督局（TSB）
・地方版権局

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

中国法において、罪を犯し禁固刑に処された者が、その刑の満了日あるいは免除日から 5 年以内に、再び故意に罪を犯し、一定期間の禁固刑に処される場合、それは二度目の実刑判

決となり、その者は計画犯罪を犯したとされ再犯者とされる。国家安全に対する二度目の犯罪は、特別な再犯罪とされ期間と対象の限定が無い。（刑法第 65 条／66 条）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜刑法 ＞　65 条
罪を犯し禁固刑に処された者が、その刑の満了日あるいは免除日から 5 年以内に、再び故意に罪を犯し、一定期間の禁固刑に処される場合、その定められた一定期間より長い刑に処せられる罪を犯した場合、再犯者とされ、より重い処罰を科せられる。ただし、過失による犯罪は例外とする。

66 条
国家安全に対する罪を犯し、刑の満了日あるいは免除日以降に再び国家安全を脅かす罪を犯した者は、全員再犯者として扱われる。

2-3）　具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

中国法において再犯者は二度目の判決で厳重に処罰される。
罪を犯し禁固刑に処された者が、その刑の満了日あるいは免除日から 5 年以内に、再び故意に罪を犯し、一定期間の禁固刑に処される場合、その定められた一定期間より長い刑に処せられる罪を犯した場合、再犯者とされ、より重い処罰を科せられる。ただし、過失による犯罪は例外とする。（刑法 65 条）
※行政処罰の場合においては、過去 2 年間に同一又は類似違法行為で刑事処罰又は行政処罰を受けたことがある場合、法律に基づき行政処罰の従重（※）ができるとしている。

※行政処罰の従重には主に二種類の状況が含まれる。
①同違法行為が法定により選択できる数種の行政処罰の中でより重い処罰種類を選んで処罰する場合；
②規定される処罰幅がある行政処罰を適用する際に、同幅の中でより高い部分を選んで処罰する場合。普通、罰金の行政処罰を実施する際に、最大限を選んで処罰し、或いは最低限から最大限の中で、より高い 30%部分を選び、処罰する場合は行政処罰の従重と理解してよい。《国家工商行政管理総局による工商行政管理機関の行政処罰自由裁定権正当行使に関する指導意見》

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜刑法＞65 条
罪を犯し禁固刑に処された者が、その刑の満了日あるいは免除日から 5 年以内に、再び故意に罪を犯し、一定期間の禁固刑に処される場合、その定められた一定期間より長い刑に処せられる罪を犯した場合は再犯者とされ、より重い処罰を科せられる。ただし、過失による犯罪は例外とする。

＜刑法＞74 条
執行猶予あるいは仮釈放は再犯者には与えられない。

81 条〔2〕
再犯者もしくは、殺人、爆撃、強盗、レイプ、誘拐、その他の暴力的な罪を犯し 10 年以上

の一定期間の禁固刑あるいは終身刑を科せられた者は、仮釈放を与えられないものとする。

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

特になし

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1） 行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（b）無し

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

―

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

―

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

規定無し。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者） 刑事上の起訴を目的とした捜査によって没収、または押収された模倣品については、留置および処分の費用を誰が負担するかの規定はない。しかしながら、ほとんどの場合、実際には国家が費用を負担している。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件） 情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。（著作権法 47 条） 工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。（商標法 53 条） （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[1]

[1] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

＜著作権法＞47 条 情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。

＜商標法 ＞53 条 工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（a）有り
結果は開示するが、処罰決定文書の交付は規定していない。
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜工商行政管理部門による行政措置の適用に関する手続き規定＞
58 条 工商行政管理部門が行政措置を決定した場合、容疑に関する行政措置からの免除・取り消し・他行政機関への移行などの申し立て、報告、要請に関する結果について申立人に結果を開示する。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
人民法院が民事事件を審理する場合には、法律の規定により合議、忌避、公開裁判と二審終審制度を実行する。（民事訴訟法 10 条）
人民法院は、民事事件を審理する場合には、国家秘密と個人のプライバシーに及ぶ事件又は法律に別の規定がある事件を除いて、全て公開して行わなければならない。（民事訴訟法 120 条）

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（a） 有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
同上（民事訴訟法 10 条、120 条）
行政処分は判決の発表の場で即座に当事者に言い渡され、当事者が不在の場合、行政機関は民事訴訟法の規定に従って、7 日以内にその行政処分の決定を当事者に送達する。（行政処分に関する中華人民共和国法 40 条）

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（a） 有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
個人について、知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈【2004】、著作権侵害のうち営利目的の複製発行および法人については

知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（２）【2007】

＜知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈【2004】＞
1 条（1）次の場合、権利者の許諾なしに類似品質商品に対して商標を使用した場合、＜刑法＞213 条の「深刻」な状況とみなされ、登録商標の侵害として、3 年以下の禁固刑、罰金を伴った拘置、あるいは、罰金のみに該当する。
（2）違法ビジネス取引額が 50,000 元を超える、あるいは、違法領収書の額が 30,000 元を超える場合。
（3）二つ以上の登録商標を模倣、違法ビジネス取引額が 30,000 元を超える、あるいは、違法領収書の額が 20,000 元を超える場合。
（4）その他

2 条　偽の登録商標を付した商品を販売する者で、その額が 50,000 元を超える場合、＜刑法＞214 条の「相当な額」とみなされ、偽の登録商標を付した商品を販売した犯罪を行ったとして、3 年以下の禁固刑、罰金を伴った拘置、あるいは、罰金のみに該当する。
3 条（1） 次の状況は「深刻」な状況とみなされ、登録商標の違法生産、販売を構成するとされる。
（１）登録商標を模倣あるいは違法に生産・販売し、違法ビジネス取引数が 20,000 個を超える、あるいは、違法ビジネス取引額が 50,000 元を超える、あるいは、違法領収書の額が 30,000 元を超える場合。
（２）二つ以上の登録商標を模倣あるいは違法に生産・販売し、その違法ビジネス取引数が 10,000 個を超える、あるいは、違法ビジネス取引額が 30,000 元を超える、あるいは、違法領収書の額が 20,000 元を超える場合。
（３）その他
4 条　次の状況において他者の特許を使用した場合、＜刑法＞216 条の「深刻」な状況とみなされ、他者特許の侵害を構成するとされる。
（１）違法ビジネス取引額が 200,000 元を超える、あるいは、違法領収書の額が 100,000 元を超える場合
（２）権利者の被った直接的な経済的被害が 500,000 元を超える場合
（３）二つ以上の特許を使用し、違法ビジネス取引額が 100,000 元を超える、あるいは、違法領収書の額が 50,000 元を超える場合
（４）その他

5 条　利益を得る目的で、＜刑法＞217 条の行為を行った者は、違法領収書の額が 30,000 元を超える場合「巨額」とされ、著作権侵害を構成するとされる。次のケースは、「深刻な状況」とされ、著作権侵害を構成するとされる。
（１）違法ビジネス取引額が 50,000 元を超える
（２）文芸・音楽・映画・TV・ビデオ作品、コンピュータ・ソフトウェア・その他の作品を著作権者の許諾なしに複製、配布する行為を行ない、その数が 5,000 を超える
（３）その他

6 条　利益を得る目的で、＜刑法＞218 条の行為を行った者は、違法領収書の額が 100,000 元を超える場合「巨額」とされ、違法コピーの販売を行う犯罪を構成するとされる。

7条　＜刑法＞219条の行為を行った者で、権利者の被った直接的な経済的被害が500,000元を超える場合、「権利者が巨額な被害を被った」とされ、市場情報を侵害する犯罪を構成するとされる。

＜知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題に関する最高人民法院 最高人民検察院の解釈（2）【2007】＞

第1条 営利を目的とし、著作権者の許可を経ず、その文字作品、音楽、映画、テレビ、録画映像作品、コンピュータソフトウェアおよびその他作品を複製発行し、その複製品の合計数量が500枚（部）以上の場合は、刑法第217条に規定する「その他の情状がひどい場合」に該当する。複製品の合計数量が2500枚（部）以上の場合は、刑法第217条に規定する「その他の特にひどい情状を有する」に該当する。

第2条 刑法第217条の著作権侵害罪の「複製発行」とは、複製、発行若しくは複製し発行する行為を含む。 権利を侵害する製品の所有者が、広告、予約販売などの方法で権利侵害品を売り込んだ場合、刑法第217条に定める"発行"に該当する。 他人の作品を違法に出版、複製、発行し、犯罪をなした場合には、著作権侵害罪として処罰する。

第5条 被害者が知的財産権の侵害を証明する証拠を有する刑事事件を、人民法院へ直接起訴する場合、人民法院は法に従い受理しなければならない。社会秩序と国家利益に深刻な損害を与えるような知的財産権侵害による刑事事件は、人民検察院が法に基づき公訴を提起する。

第6条 単位が刑法第２１３条から第２１９条に規定する行為を行った場合は、『知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的に使用する法律の若干の問題に関する最高人民法院 最高人民検察院の解釈』と本解釈に定める個人犯罪に相応する量刑基準に基づき、罪状を決定し処罰する、

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）可能な場合と（b）不可の場合がある。
（法的な対策の内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
次の二つの状況に分けることができる。
（1）生産者が侵害に関して、知らずに生産のみを行った場合、生産行為は規制できない。
（2）生産者が侵害を知っている、もしくは、生産行為が侵害の一段階であるということを知りながら行った場合、生産者は侵害者としてみなされ、該当の法規制により規制されるものとする。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（b） 無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
中国法において、類似した商標の商標侵害は犯罪とみなされず刑罰はない。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

（a） 有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜商標に係る刑事紛争の訴訟における法律適用に関する最高人民法院の解釈 I＞
9 条 ＜商標＞52 条（1）にいう同一商標とは、申し立てされている標章と権利者の商標との間で視覚的な違いがないことをいう。

＜商標に係る刑事紛争の訴訟における法律適用に関する人民最高裁、最高人民検察、公安省による意見の通知＞
6 条 次のケースは「同一商標」とみなす。
（1）登録商標の活字の種類・大文字あるいは小文字・縦の並びを変更し、登録商標と少しの違いしかない標章
（2）登録商標の単語・文字・数字の間のスペースを変更し、登録商標の明らかな特徴について影響がないもの
（3）登録商標の色の変更
（4）登録商標から視覚的違いのない他の商標となり、消費者に混乱をきたすもの

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

「米国のハニーウェル・インターナショナル社 対 温州の製薬会社」
「Autolite」と「AUTOLITE」は、同じ数の文字、発音、意味をもつ２つの商標であり、違いは大文字か小文字かという点のみである。「AUTOLITE」と「sparkers」は、米国ハニーウェル・インターナショナル社の権利者であり、これらは原告の著名な商品である。温州の製薬会社は「Autolite」の権利者であり、ナイジェリアに対して輸出される点火装置の梱包にその商標を使用する。米国ハニーウェル・インターナショナル社は「Autolite」という商標使用が、自らの商標の独占使用権を侵害したとして、温州の製薬会社を起訴した。

裁判を経て裁判所は「Autolite」という商標が「AUTOLITE」と同一だとし、前者が後者の権利を侵害しているとした。裁判所は温州の製薬会社に対して最終判決として、侵害行為の差し止めを言い渡し、ハニーウェル・インターナショナル社の損害賠償を行うものとした。

―＜参照：上海第一中級人民法院（2007）235 号＞

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
次の二つの状況に分けることができる。

(1) （「X のために使用せよ」）という表示内で述べる互換性が事実ならば、侵害に相当しない。
(2) （「X のために使用せよ」）という表示内で述べる互換性が事実でなければ、不特定多数の人が表示を参照し、商品との関連を連想してしまうため、不当競争を構成するとされる。利害関係者は、それらの行為の差し止め要求を裁判所に申し立てすることができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜中華人民共和国における不正競争防止法＞
5 条　管理者は、競争相手に損害を及ぼす、下記の不公正なビジネス手段を使用してはならない。
（3）他企業の名前、他者名を利用して、商品を他者商品と混乱させること

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要

中国において、これらのような行動が行政機関により注意深く観察されるようになったのは最近であり、そのために提供できるような裁判判例はない。

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲にの有無。ある場合には、その基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
中国法において、無断での他者商標のビジネス表記上における使用が商標侵害を構成するには二つの要素が必要とされる。（1）無許諾、（2）商標使用が、商品、装飾、容器、その他の取引商品・あるいは、広告、展示、その他の商業キャンペーンで使用されること。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[2]
＜中華人民共和国商標法実施条例＞
50 条　次に掲げる行為の一つがある場合は、「商標法」第 52 条 5 号でいう登録商標の専用権を侵害する行為と見なす。
1）同一又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の標章を商品名又は外観装飾として使用し、公衆の誤認を生じさせる場合

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[3]
＜中華人民共和国商標法実施条例＞

[2] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用
[3] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

3 条 商標法及び本条例にいう商標の使用とは、商標を商品、商品の包装又は容器、及び商品取引書に用い、若しくは広告宣伝、展示及びその他の商業活動に商標を用いることをいう。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し
（基準・範囲）
広告が商標を利用していると認識される条件や範囲を定める特別な規定は存在しない。しかしながら、原則「混乱」の原理に従う。すなわち、広告主が、公衆を混乱させ、他の商品と該当商品を誤解させる可能性がある広告に商標を使用する限り、その広告は商標利用とみなされる。

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜登録商標標識の不法製造販売罪（刑法第 215 条、商標法 59 条 2 項、新解釈第 3 条）＞
（構成要件）
他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売する行為。
（未遂）
下記の一つに該当する場合は、登録商標標識の不法販売罪未遂として処罰される(意見 9 条)
(1) まだ販売していない、他人が偽造、無断製造した登録商標標識の数量が 6 万件以上である場合
(2) まだ販売していない、他人が偽造、無断製造した二種類以上の登録商標標識の数量が 3 万件以上である場合
(3) 他人が偽造、無断製造した登録商標標識を一部販売しており、その販売標識の数量が 2 万件未満であるが、まだ販売していない標識の数量と合わせた合計数量が 6 万件以上である場合
(4) 他人が偽造、無断製造した二種類以上の登録商標標識を一部販売しており、その販売標識の数量が 1 万件に達していないものの、まだ販売していない標識の数量と合わせるとその合計数量が 3 万件以上である場合

（刑罰）
情状が重大な場合→3 年以下の有期懲役、拘留又は管制に処し、罰金の併科又は単科。
情状が特に重大な場合→3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科。

3-5） 関連する代表的な裁判例

「アイランド・ガラス社　対　朱友貞」
アイランド・ガラス社は、1997 年 6 月 5 日に設立され、そのビジネス範囲は、様々な種類のめがねやサングラスを含める。アイランド・ガラス社は、福建省にいくつかの支社を設け、広告その他の媒体を介して大幅な宣伝を実施し、特定の評判を手に入れた。被告人朱友貞は、「アイランド・ガラス」とよばれる店を設立し、そのビジネス対象は「眼鏡類の小売」とし、

許諾なしにアイランド・ガラス社の営業標をその広告、名刺、看板に使用した。
福建最高裁は、「アイランド・ガラス」がアイランド・ガラス社の社名の簡略名として、その名が公衆に知られ、オリジナル商品を小売されている商品の中から区別する機能があることを認定した。被告人の行為は、福建の公衆が被告の商品やサービスを原告のものと誤認、混乱させるとして不当競争に相当するとし、原告の損害賠償権を認めた。
最後に裁判所では朱友貞が刑罰ではなく、不当競争の賠償責任を負うものとした。

――＜参照: 福建高級人民法院 （2010） 615 号＞

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a） 有り
（内容）
著作権上、そして、商標権上の権利間で抵触が発生した場合、調整を行うために、商標がデザインの一部なのか、それ自体が著作権を構成するのかを明白にする必要がある。著作権上、そして、商標権上の権利間で抵触が発生した場合、どちらの権利が保護されるかの判断は、著作権の発生時期に依存する。

例）著作権 A は商標 B と抵触する。その場合、著作権 A と商標 B が基づく著作権 B の権利発生時期を比較することとする。著作権 A が、商標 B が基づく著作権 B より以前に権利発生した場合は、商標 B が著作権 A の権利侵害とする。反対に、著作権 A が、商標 B が基づく著作権 B より後に権利発生したのであれば、商標 B は著作権 A の権利を侵害していない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[4]
＜商標法＞
31 条　商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならない。

41 条（2）登録された商標がこの法律第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 31 条の規定に違反している場合、商標の登録日から 5 年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消について裁定を請求することができる。悪意による登録をした者に対して、著名商標の所有者は、5 年の期間制限を受けない。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（a） 有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法 31 条＞
商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。

[4] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a） 有り
（内容）
他人の登録商標と同一または類似する文字を企業名称とし、関係公衆に誤認を生じさせる可能性があれば、権利者と利害関係者は工商行政管理部門へ提訴、あるいは、取り消し命令の要請を申し立てることができる。
周知商標が違法な商品名として利用された場合、権利者は取り消しの権利がある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[5]
＜最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈＞
1 条 以下の行為は商標法第 52 条 5 項に規定された他人の登録商標専用権を侵害する行為に属する。
1）他人の登録商標と同一または類似する文字を企業名称とし、関係公衆に誤認を生じさせる可能性があるもの。

＜商標法 ＞53 条 本法第 52 条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。

＜中華人民共和国商標法実施条例＞
53 条（企業名称登記の取り消しの請求）
商標所有者は、自分の著名商標が他人により企業名称として登録され、公衆が騙され又は公衆誤認をもたらす虞があると考えた場合には、企業名称登記主管機関に当該企業名称の登記の取消を請求することができる。企業名称登記主管機関は「企業名称登記管理規定」に基づき処理する。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a） 有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

中国法において、そのような消滅あるいは変更は企業名登録の行政機関により通常実施されるが、裁判所が登録の変更決定を行うことができる。（最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干問題の規程 1 条）

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（a）有り

[5] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
<登録商標、商号ならびに先行技術間での、紛争に関する民事上の争議について、最高裁判所による審理に対する規制>
第 4 条　容疑がかけられている商品名が、商標の独占的な権利を侵害している、あるいは不当競争を構成している場合、裁判所は、被告が商号の使用を停止する、あるいは商号を原告側の主張またはその事案における特定の条件に従って使用するという民事上の責任を負うよう判決を下すことができる。

上記の規定に従い、商号を変更あるいは撤回するように裁判所が下した決定は登録者に対し強制力を有し、登録者の協力の有無にかかわらず実行される。

6）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）商標権侵害を構成する場合と（b）商標権侵害を構成しない場合があり、地方で分かれている。

（基準・範囲）
中国法において、輸出用にのみ生産された他者商標を付した商品の場合、その行為が侵害に相当するか否かは二つの状況に分けることができる。
一つ目の状況は、中国で商標登録されていない場合であり、これは侵害に相当しない。
二つ目の状況は、中国で商標登録されている場合であり、輸出用のみに生産された他者商標を付した商品は商標侵害に相当する可能性がある。輸出用にのみ生産された他者商標を付した商品が、所有者の事前承諾なしに生産された限りにおいては、他者商標を付した商品の生産行為は商標侵害に値する。
＜参照：深セン中級人民法院　（2001） 55 号）＞

6-2）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

（理由）
一つ目の状況は、中国で商標登録されていない場合であり、これは侵害に相当しない。
中国で所有者の事前承諾を得て、輸出用にのみ他者商標を付した商品を生産する場合、商標を付した商品の生産行為は合法であり、商標侵害とみなさない。

6-3）　関連する代表的な裁判例の概要

「米国のナイキインターナショナル社」対　「中国・浙江省のヤンジン衣類工場」と「スペインのサイドスポーツ社」
米国ナイキインターナショナル社（以下、ナイキとする）対中国・浙江省のヤンジン衣類工場（以下、ヤンジン）とスペインのサイドスポーツ社（以下、サイドスポーツ）における本事例では、被告企業のサイドスポーツがスペインでの『NIKE』の商標専用権を有し、輸出目的でもう 1 社の被告企業ヤンジンに『NIKE』の商標を付して中国で生産することを原告

人の許諾なしに許可した。原告企業であるナイキは中国での『NIKE』商標の権利者として被告企業の行為がその商標専用権を侵害するとして補償の申し立てをした。

深センの中間裁判所は WTO の一員として、中国は異なる国籍を有する当事者に同等の保護が与えられるとみなした。原告企業は中国において登録された『NIKE』商標の権利者とされ、中国人・外国人に関わらず中国内において許諾なしに商標を使用することは禁止されるとした。最終的には、裁判所は被告企業が原告の有する商標を侵害したとし、双方の被告企業が米国のナイキインターナショナル社の権利侵害に対する補償の責任を請負うものと判断した。

＜参照：深セン中級裁判所（2001） 55 号＞

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

登録の拒絶 （a）有り 無効・取消 （a）有り
（内容）
中国法において、商標を侵害する商標申請を防止するシステムはない。
しかし、商標が周知商標である場合、商標の所有者はその侵害商標が登録日より無効となるよう取り消し要請を行うことができる。

中国の法慣習において、周知商標の登録申請を行う人数が年々増えており、周知商標と判断する基準が厳しくなっている。裁判所が周知商標として承認する判決を下しても、商標省がその判決に対して批判的である場合、所有者に「周知商標としての認定書」を発行しないことがある。これは中国において行政権が司法権より勝るという特殊性からきている。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[6]
＜商標法＞
30 条 審査の後予備的に許可された商標に対しては、公告の日から 3 月以内に、何人も異議申立をすることができる。期間満了で異議申立がないときは、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ、これを公告する。

31 条 商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならない。

41 条（2） 登録された商標がこの法律第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 31 条の規定に違反している場合、商標の登録日から 5 年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消について裁定を請求することができる。悪意による登録をした者に対して、著名商標の所有者は、5 年の期間制限を受けない。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国におい

[6] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

て著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（a）有り
（要件・内容）
中国法において、商標の地域性について、その商標が関連の国において周知されている必要はなく中国内において周知されていればよいとされる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[7]
＜馳名商標の認定及び保護規定＞
2条　本規定にいう馳名商標とは、中国において関連公衆に広く認知され、高い名声を有する商標のことをいう。

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
外国においてのみ著名な商標については、同様の商標の登録申請を阻止することができず、登録商標を無効にすることができない。「著名な」という表現を我々が使う場合、商標が中華人民共和国の領土内でよく知られているということのみを意味する。

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
（設定基準）
中国において、馳名商標とは、中国において関連公衆に広く認知され、高い名声を有する商標のことをいう。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[8]
＜中華人民共和国における商標法＞
14条　著名商標としての著名商標の認定には、以下の要素を備えなければならない。
1）関連公衆の当該商標に対する認知度
2）当該商標の持続的な使用期間
3）当該商標のあらゆる宣伝の持続期間、程度及び地理的範囲
4）当該商標の著名商標としての保護記録
5）当該商標の著名であることのその他の要因

＜最高人民法院の馳名商標保護に関連する民事紛争案件審査の法律適用の若干問題に関する解釈＞
5条 当事者が、商標が著名であると主張する場合、案件の具体的な状況に基づき、以下

[7] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用
[8] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

の証拠を提供し、被告の商標侵害或いは不正競争行為の発生時に、その商標が既に著名に属して
いたことを証明しなければならない。
1）当該商標を使用する商品の市場シェア、販売区域、税引き前利益など。
2）当該商標の使用継続期間
3）当該商標の宣伝或いは販売促進活動の方法、継続時間、程度、投入資金額、地域範囲
4）当該商標がかつて馳名商標として保護を受けた記録
5）当該商標が有している市場名声
6）当該商標が既に馳名に属していることを証明するその他の真実。
前条項に関連する商標使用の期間、範囲、方法などは、その登録を審査し許可する前の継続使用の状況も含む。
商標の使用期間の長短、業界順位、市場調査報告、市場価値評価報告、以前に著名商標と認定された等の証拠について、人民法院は馳名商標と認定するその他証拠と結びつけて、客観的、
全面的に審査を行わなければならない。

＜馳名商標の認定及び保護規定＞
3 条　以下に掲げる資料は商標が著名であることを証明する証拠資料とする。
1）関連公衆が当該商標に対する認知度を証明する関係資料。
2）当該商標の継続使用期間を証明する関係資料。商標の使用、登録期間及び登録範囲の関係資料を含む。
3）当該商標の全ての宣伝活動の継続期間、程度及び地理的範囲を証明する関係資料。広告宣伝と販売活動の方法と地理的範囲、広告メディアの種類及び広告宣伝費などの関係資料。
4）当該商標が馳名商標として保護された記録を証明する関係資料。当該商標が中国又はその他の国及び地域において馳名商標として保護された関係資料を含む。
5）当該商標が著名であることを証明するその他の証拠資料。当該商標が使用された主要な商品の過去三年間の生産量、販売量、販売額、利益及び販売地域などの関係資料。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り
（a-1）著作権登録の必要性　　（b）無し

（内容）
利害関係者あるいは第三者などを含むあらゆる当事者は、公告日から 3 カ月以内に異議申し立てを提出することができる。
中華人民共和国で登録されているかどうかにかかわらず、著作権は作品が完成した時点で取得される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞

第 30 条
承認を受けることを主たる目的として検査した商標について、公告日から 3 カ月間は、いかなる人でも異議申立てができる。

7-6）著作権登録制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜作品の自発的登録に関する暫定的措置＞
第 2 条　作品は自由意志によって登録される。登録の有無は、著者およびその他の著作権所有者の著作権に対してはいかなる影響をも与えない。

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（b）文字
（※日本語のひらがな、カタカナは図形として扱われる。）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
特定の規定は存在しない。
しかしながら、申請される商標が図形あるいは文字、または図形の組み合わせとして表示される場合、図形として取り扱われる可能性がある。

8-2）　ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜中華人民共和国の反不当競争法＞
第 5 条　事業者は、下記の不当な手段によって、他の競合業者に損害を与えるような商業取引をしてはならない。
（1）自身の商標を他者の登録済み商標として詐称通用すること
（2）著名な商品に特徴的な名称、包装、装飾を、あるいは著名な商品に類似した名称、包装、装飾を恣意的に使用することによって、消費者に当該商品を著名な商品と誤解させる可能性があること
（3）他者の商号、あるいは名称を恣意的に使用し、公衆に当該商品を他者の商品と誤解させること
（4）認証マーク、有名・優秀マークなどの品質マークを商品に偽造する、あるいは詐称通用すること、原産地を偽造する、あるいは当該商品の品質について誤解を与える虚偽表示を付けること

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（b）方式審査のみ有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜特許法＞
第 27 条　意匠特許の申請期間において、当事者は、意匠に関する申し立て、図式または写真、および簡単な説明の文書を添えて提出しなければならない。

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

（b）必要無し

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（a）可能
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜特許法＞
第 61 条
特許権侵害の紛争が、実用新案ならびに意匠に関する特許権に関与する場合、裁判所あるいは特許管理局は、実用新案ならびに意匠に関する特許権に対する調査、分析ならびに評価の後、国家審議会に従属する特許管理局によって作成された専門的見解の報告書を提示するように、権利者あるいは利害関係者に対して要求することができる。報告書は、特許侵害の紛争を審理、および処理する場合の証拠と見なされる。

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜特許法＞
第 45 条
国家審議会に従属する特許の行政機関が特許を付与したことを公示した日から、その特許の付与が法律の規定に矛盾していると判断する機関あるいは個人は、特許再検査委員会に無効を要求することができる。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
未登録の意匠が原物であり、<著作権法>に定義される「作品」の要素を有する場合、意匠は

<著作権法>の保護を得る。

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関法＞
第 44 条　税関は、法律ならびに行政の規制に従い、輸出/輸入される商品に関連した知的所有権の保護を実施する。

＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞
第 3 条　国家は、知的所有権を侵害する商品の輸出ならびに輸入を禁止する。
税関は、関連する法律、およびこの規制の規定に従い、知的所有権の保護を実施し、＜中華人民共和国の税関法＞において規定される権力を行使する。

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a）行われている
国境管理は、明白な規定に従って実際に実施されている。

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無

（b）無し

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（a）有り
（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）
1．権利者による申請

２．税関による検査
３．<税関による知的所有権の保護に関する登録証明>の付与
　　申請が検査に合格しない場合、税関は権利者に対してその根拠を説明する。
10 年。800 元
① 申立書
② 権利者又は専用実施権者等の確認書類（登録原簿の謄本及び公報等、著作権で登録登録のない場合はその著作物が掲載された出版物など客観的に著作権者であることが判るもの）
⑤ 代理権に関する資料（代理人による申立の場合には委任状）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞ 第 2 部
第 7 条　知的所有権の権利者は、この規制の規定に従い、知的所有権の登録を目的として海関総署に申請をすることができる。
第 8 条　海関総署は、申請に必要な全ての文書を受理した日から 30 日以内（営業日）に登録を許可するかどうかを決定し、当該申請者に書面で通知をする。登録しない場合にはその根拠を説明しなければならない。
第 10 条　税関による知的所有権の保護の登録は、海関総署が登録を付与した日から効力を有し、有効期間は 10 年間である。

＜中華人民共和国の海関総署による通達＞
(2004. NO.15)
第 1 条　知的所有権の権利者が、登録を目的として海関総署に申請する場合、申請者は、各登録に 800 元の費用を支払わなければならない。

4-2）　権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（a）有効である

（期間）
10 年

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞
第 10 条　税関による知的所有権の保護の登録は、海関総署が登録を付与した日から効力が生じ、有効期間は 10 年間である。

5）　差止手続き及び廃棄手続き
5-1）　差止手続きの概要

当該商品が、登録されている知的所有権を侵害しているとの疑いを税関が確認する場合、税関は権利者に対して通告する。権利者は、申請ならびに担保金を提出することを要請される。その後、税関は、疑われている商品を留置し、一連の捜査を実施するとともに、当該商品の知的所有権に関する確認を行う。最終的に、当該商品が権利侵害を犯している商品であると確認された場合、税関が破棄あるいは競売等のためにかかる商品を没収する。仮に権利侵害を犯している商品であると確認されない場合、商品は税関から解放される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞
第 3 部
第 12 条から第 26 条

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

税関から通告を受けてから 3 日間（営業日）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞
第 16 条
輸入あるいは輸出される商品が、登録されている知的所有権を侵害しているとの疑いを税関が確認する場合、税関は権利者に対して即時に書面でその旨を通告する。権利者は、この規制の第 13 条に従って送達日から 3 日（営業日）以内において申請を提出し、この規制の第 14 条に従って保証を提供する。税関は疑いのある商品を留置するとともに、権利者に対して書面での通知を送付する。更に、留置証を荷送人、あるいは荷受人に送付する。期限までに権利者が提出する申請あるいは担保がなければ、疑いのある商品の留置はできない。

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
期限の延長に対する規定は存在しない。

5-3） 税関から権利者への開示情報

（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所
（c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
（d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載されているもの）
（e）知的財産の内容 （g）輸出・輸入差止申立ての有無（h）疑義侵害物品のサンプル写真（※時々）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
中華人民共和国の税関による＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞の執行措置

第 17 条
疑いのある商品を留置する場合、商品の名称/総量/価格、および送り主/受領者の名称、輸出/輸入を申告した日、留置日等を権利者に対して開示しなければならない。
権利者は、税関の認可を得て、疑いのある商品を検査することができる。

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（a）有り
（想定上の負担者）
知的所有権の権利者がコストの請負者である。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[9]
＜中華人民共和国知的財産権海関保護条例＞
25 条（1）海関が本条例の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合には、知的財産権の権利者は関連する倉庫貯蔵、保管及び処理の費用を支払わなければならない。知的財産権の権利者が関連費用を支払わない場合、海関はその海関に提供された担保金から控除し、又は担保人に関連する担保責任を負わせることができる

＜「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法＞
34 条 （2）税関が権利侵害貨物を没収する場合、知的財産権権利者は貨物が税関により差し押さえられた後に実際の保管期間に基づき貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。ただし、税関が権利侵害貨物を没収する決定を荷受発送人に送達した日から 3 カ月以内に貨物の処置が完了できず、且つその原因が、荷受発送人による行政再審査の申請、行政訴訟の提出、または貨物の処置に関するその他の特殊な原因によるものではない場合、知的財産権権利者は 3 カ月以降の関連費用を支払う必要はない。

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

法務の実用レベルは、知的所有権の権利者が税関により押収された模倣品の保管や廃棄コストを実際に請け負っている。

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞
第 14 条 疑いのある商品の留置を目的として税関に申請をする権利者は、担保金、すなわ

[9] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

ち、当該商品の価格相当の金額を上回らない額の担保金を税関に対して支払う。担保金は、不適切な申請によって生じる荷送人あるいは荷受人が被った損害賠償を補償するために利用される場合と、当該商品の保管、維持ならびに処分の費用を支払うために利用される場合がある。仮に本件の権利者が保管および管理費用を倉庫業者に対して直接に支払う場合、担保金から控除される。

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（a）必要有り

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

○手続き毎の担保金について

＜担保金の算定方法＞

１．権利者の申し立てによる保護の場合：

担保金は、税関によって留置されている疑いのある商品の価格であるとする。

２．税関の権限による保護の場合：

1）商品価格が 20,000 元以下の場合、担保金は商品の価格と同等であるとする。

2）商品価格が 20,000 元から 200,000 元の範囲内の場合、担保金は商品の価格の 50%とするが、少なくとも 20,000 元であるとする。

3）商品の価格が 200,000 元を超える場合、担保金は 100,000 元であるとする。

＜担保金を算定する際に考慮する基準＞

（c）貨物の価値に相当する額

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（a）有り

＜一括担保金がある場合の算定方法＞

一括担保金は、前年に当該疑義貨物の留置を税関に申請した後に発生した、当該疑義貨物の保管、管理および処分の費用総額と同等の金額となる。前年に当該疑義貨物の留置を税関に申請しなかった場合、あるいはその保管、管理ならびに処分の費用総額が 200,000 元以下の場合、一括払いの担保金は 200,000 元となる。

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

実務レベルでは、保管、管理ならびに処分費用が担保金から差し引かれるために、権利者に返済される担保金は、通常、権利者が提供した金額よりも少なくなる。

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務
（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜実施弁法＞
22 条　権利者は税関から通知を受けた日から 3 営業日以内に、真偽鑑定をして、税関に回答をしなければならない。

○具体的な鑑定方法
（a）　現場での現物による鑑定

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
規定なし

5-6-2）　実態として認められている具体的な鑑定方法

（a）　現場での現物による鑑定
（d）　写真による鑑定
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
規定なし。

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）
没収品に対する取扱いの方法は、下記の規定通りである。
1. 公共の福祉を目的として公益団体に譲渡する。
2. 知的所有権の権利者に有償で譲渡する。
3. 権利侵害を犯している外観的な特徴を除外した後に、税関が競売にかける。（他者の登録商標を詐称通用している輸入製品には適用されない）
4. 権利侵害を犯している外観的な特徴が除外できない場合、税関は商品を破棄する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞
第 27 条（3）
税関によって押収された権利侵害を犯している商品が公共の福祉のために利用されうる場合、その商品は、公益団体に譲渡される。権利保有者等に商品を購入する意志がある場合、

税関から商品を有償で購入することができる。権利侵害を犯している商品が、公共の福祉のために利用されえず、権利者も商品を購入しない場合、税関は権利侵害を犯している外観的な特徴を除外した後、法律に従って競売にかけることができる。
しかし、登録商標の詐称通用が行われている輸入商品に関しては、特別な場合を除き、権利侵害を犯している外観的な特徴が除外された後でも、商業経路に流通させることは認められない。権利侵害を犯している外観的な特徴が除外されない場合には、税関は商品を廃棄する。

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（a）有り

（期間）
30 営業日

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞
第 20 条
税関が、輸入商品がすでに登録されている知的所有権を侵害している疑いがあることを発見し、それを権利者に通告した場合、権利者は、税関に対して商品の留置を申請することができる。留置されている疑いのある商品が権利者の知的所有権を侵害するかどうかについて、税関は留置日から 30 日以内（営業日）に調査および認証をする。もし侵害が認められない場合、税関は即時に権利者に対して書面で通知する。

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）有り

侵害の恐れのある商品の拘束をまず行ない、税関による通関手続きを保留し、併せて知的所有権の所有者へ税関当局から書面による通知を行う。
↓
知的所有権の権利者による書類の申請と保証金
↓
税関当局による商品の検査
↓
侵害を構成しない場合、商品は税関より通関を許可される。
侵害を構成する場合、商品は拘束され、侵害者は税関により罰金を科される。保管に関する諸費用は、申請者により負担される。拘束された商品が長期にわたり保管され、最終的に侵害商品ではないとされ、所有者が損害を被った場合、申請者は補償責任を負う。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[10]

[10] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

＜税関による知的所有権の保護に関する規制＞
第 27 条（3）
税関によって押収された権利侵害を犯している商品が公共の福祉のために利用されうる場合、その商品は、公益団体に譲渡される。権利保有者等に商品を購入する意志がある場合、税関から商品を有償で購入することができる。権利侵害を犯している商品が、公共の福祉のために利用されえず、権利者も商品を購入しない場合、税関は権利侵害を犯している外観的な特徴を除外した後、法律に従って競売にかけることができる。
しかし、登録商標の詐称通用が行われている輸入商品に関しては、特別な場合を除き、権利侵害を犯している外観的な特徴が除外された後でも、商業経路に流通させることは認められない。権利侵害を犯している外観的な特徴が除外されない場合には、税関は商品を廃棄する。

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（b）無し

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
税関は、商標が類似しているかどうかを判断する義務を負わない。税関は、権利者の確認に従って、疑いのある商品を留置あるいは解放するだけである。

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）
中国法において、警察は政治・公共の安全・犯罪に係る場合でない限り、侵害を除去あるいは強制的な閉鎖を行う権利を有しない。そのほかの状況において、例えばインターネット上で知的所有権の侵害の場合は国家工商行政管理総局が請け負う。

（行政摘発・刑事摘発の別）
（a）行政摘発 及び （b）刑事摘発

上記 2 つが講じる措置はそれぞれ異なる。行政執行は、差止命令、一定額の罰金、権利侵害に関与する商品の押収などである。刑事訴追のための捜査には、違反行為を行った者に対する刑罰等に対応して、ウェブサイトの削除が含まれる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
インターネット上に知的所有権（特に著作権）の侵害が現れた場合、行政機関は次の手段をとることができる。
（1）著作権に関する行政機関からインターネット・サービス・プロバイダから侵害容疑者の名前、連絡先、インターネット上の住所の要請
（2）著作権に関する行政機関から侵害の差止め命令、違法な領収書の押収、そして侵害が公益を損なったとして 100,000 元以下の罰金
（3）状況が深刻だとみなされた場合、インターネット・サービス提供をするために使用されたパソコンの押収
（4）技術的手段を回避または破壊するために使用された機器の押収
（5）犯罪を構成する場合は法的責任を負う。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[11]
＜情報ネットワーク伝達権保護条例＞
13 条　著作権行政管理部門は情報ネットワーク伝達権の権利侵害行為の調査のために、ネットワークサービス提供者に対して、権利侵害の嫌疑のあるサービス対象の氏名（名称）、連絡方法、URL などの資料を提供するよう要求することができる。

18 条　本条例の規定に違反し、以下の権利侵害行為の一つが見られる場合、状況に基づいて侵害の停止、影響の取消、謝罪、損害賠償といった民事責任を負う。同時に公共の利益を損なった場合、著作権行政管理部門が権利侵害行為の停止を命じ、違法な所得を没収し、かつ 10 万元以下の罰金を科すことができる。状況の深刻なものは、著作権行政管理部門がネットワークサービス提供に用いるコンピュータなどの設備を没収することができる。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。
1）情報ネットワークを通じて勝手に公衆に他人の作品や実演記録、録音・録画製品を提供した場合。
2）技術措置を故意に回避または破壊した場合。
3）情報ネットワークを通じて公衆に提供する作品や実演内容、録音・録画製品の権利管理電子情報を故意に削除または改変するか、情報ネットワークを通じて公衆に、権利者の許可を得ずに権利管理電子情報が削除あるいは改変された作品や実演記録、録音・録画製品をそれと知りながら、または知っているはずでありながら提供した場合。
4）貧困支援のために情報ネットワークを通じて農村地区に提供した作品や実演記録、録音･録画製品は規定の範囲を超えるか、公告の基準に基づいて報酬を支払わないか、権利者
がその作品や実演記録、録音・録画製品の提供に反対した後に速やかに削除しない場合。
5）情報ネットワークを通じて他人の作品や実演記録、録音・録画製品を提供する際、作品や実演、録音・録画製品の名称や作者、実演者、録音・録画制作者の氏名（名称）を明記しないか、報酬を支払わないか、本条例の規定に基づいてサービス対象以外のその他の人が他人の作品や実演内容、録音・録画製品を入手することを防止するための技術措置を取ら

[11] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

ないか、サービス対象の複製行為を防止せずに権利者の利益に実質的な損害を与えた場合。

19 条　本条例の規定に違反し、以下の行為の一つが見られる場合、著作権行政管理部門が警告を与え、違法な所得や技術措置を破壊する装置や部品を没収する。状況の深刻なものについては、ネットワークサービス提供に用いるコンピュータなどの設備を没収し、かつ 10 万元以下の罰金を科することができる。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。

1）技術措置の回避や破壊に用いられる装置や部品を故意に製造、輸入または他人に提供したか、他人のために技術措置の回避や破壊に用いられる技術サービスを故意に提供した場合。

2）情報ネットワークを通じて他人の作品や実演記録、録音・録画製品を提供し、経済的利益を得た場合。

3）貧困支援のために、情報ネットワークを通じて農村地区向けに作品や実演記録、録音・録画製品を提供するもので、提供前に提供する作品や実演記録、録音・録画製品の名称や作者、実演者、録音・録画制作者の氏名（名称）および報酬支払いの基準を公告していない場合。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

情報ネットワーク伝達権保護条例 18 条、19 条

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

行政上の開示に関する特定の規定はない。しかし、実務的なレベルにおいては、ウェブサイト上の商標権の侵害に関する情報が開示されている。

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜刑法＞

第 217 条

利益を得ることを目的として、下記の著作権侵害に関する行為のいずれか一つでも行われた場合、また違法な金額が巨額である場合、もしくはその他深刻な状況がある場合、罰金を伴う 3 年以下の刑期あるいは留置、もしくは罰金のみの判決が下される。仮に違法な金額が特に巨額である場合、あるいは他に著しく深刻な状況がある場合には、罰金を伴う 3 年から 7 年の刑期が科せられる。

（1）著作権所有者の承認を得ずに、著作物、音楽、映画、テレビおよびビデオの作品、コ

ンピューター・ソフトウェアなどの作品を複製、発行すること

＜知的所有権の侵害に関する刑事事件の処分について、最高裁判所による法律の特別な適用問題の解釈＞
第 11 条の 3
インターネットを通じて他者の著作物、音楽、映画、テレビおよびビデオの作品、コンピューター・ソフトウェアなどの作品を公衆に流布する行為は、<刑法>第 217 条において規定される「複製ならびに発行」の行為と見なされる。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（a）有り

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（a）有り

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り
情報ネットワーク伝達権に関する権利者からの削除等要求に対するネットワークサービス提供者の削除等対応義務（情報ネットワーク伝達権保護条例 14 条、15 条）、免責事項（22 条 5 号、23 条、24 条）を規定。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
第 14 条 ストレージスペースまたは検索、リンクサービスを提供するネットワークサービス提供者に対して、権利者がそのサービスの関連する作品や実演記録、録音・録画製品が自らの情報ネットワーク伝達権を侵害しているか自らの権利管理電子情報が削除、改変されていると見なす場合、当該ネットワークサービス提供者に対して書面で通知を発送し、ネットワークサービス提供者に当該作品や実演記録、録音・録画製品を削除するか、当該作品や実演記録、録音・録画製品とのリンクを解除するよう要求することができる。通知書には以下の内容が含まれなければならない。
（1）権利者の氏名(名称)、連絡方法と住所。
（2）削除やリンクの解除を要求する権利侵害の作品や実演記録、録音・録画製品の名称とURL。
（3）権利侵害を構成することを初歩的に証明する資料。
権利者は通知書の真実性に対して責任を負わなければならない。
第十五条 ネットワークサービス提供者は権利者の通知書を受け取った後、権利侵害の疑いのある作品や実演記録、録音・録画製品を速やかに削除するか、権利侵害の疑いのある作品

や実演記録、録音・録画製品とのリンクを解除すると同時に、通知書を作品や実演記録、録音・録画製品を提供したサービス対象に転送しなければならない。サービス対象の URL が不明で転送することができない場合、通知書の内容を同時に情報ネットワーク上で公告しなければならない。

第 15 条 ネットワークサービス提供者は権利者の通知書を受け取った後、権利侵害の疑いのある作品や実演記録、録音・録画製品を速やかに削除するか、権利侵害の疑いのある作品や実演記録、録音・録画製品とのリンクを解除すると同時に、通知書を作品や実演記録、録音・録画製品を提供したサービス対象に転送しなければならない。サービス対象の URL が不明で転送することができない場合、通知書の内容を同時に情報ネットワーク上で公告しなければならない。

第 22 条 ネットワークサービス提供者は、サービス対象が情報ネットワークを通じて公衆向けに作品や実演記録、録音・録画製品を提供するために、サービス対象に対してネットワークのストレージスペースを提供したもので、以下の条件を備えている場合、賠償責任を負わない。
（5）権利者の通知書を受け取った後、本条例の規定に基づき権利者が権利侵害だと見なした作品や実演記録、録音・録画製品を削除した場合。

第 23 条 ネットワークサービス提供者がサービス対象に検索やリンクサービスを提供し、権利者の通知書を受け取った後に、本条例の規定に基づいて権利侵害の作品や実演記録、録音・録画製品とのリンクを解除した場合、賠償責任を負わない。ただし、リンクした作品や実演記録、録音・録画製品が権利侵害だと知っている場合、または知っているはずである場合には、権利侵害の責任を共同で負わなければならない。

第 24 条 権利者の通知によりネットワークサービス提供者が誤って作品や実演記録、録音・録画製品を削除したか、作品や実演記録、録音・録画製品とのリンクを誤って解除し、サービス対象に損失を与えた場合、権利者は賠償責任を負わなければならない。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
司法解釈 5 条では、コンテンツサービスを提供するネットワークサービス提供者が、著作権者から、権利侵害行為者の権利侵害責任を追及するためにその者のインターネット登録情報を求められた場合、正当な理由なしにこれを拒絶した場合には、当該不作為に対して相応の権利侵害責任を負うことが規定されている。

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（a）有り

（具体的なペナルティ及び義務等の内容）

中国法において、市場管理者が市場の管理と検査について責任を持つ。管理者が受け持つ市場に模倣品（知的権利を侵害する商品）が出た場合、管理者が侵害の存在を知る、または、知り得る状況であるにも関わらず侵害を取り締まる行為をせず、管理者の主観が悪意を持つものであれば、管理者は管理責任義務を怠り、知的所有権の侵害を行ったとして、該当する民事補償について責任を負うものとする。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）[12]

＜中華人民共和国商標法実施条例＞

50 条　次に掲げる行為の一つがある場合は、「商標法」第五十二条第五号でいう登録商標の専用権を侵害する行為と見なす。

（2）他人の登録商標の専用権を侵害する行為のために、故意に保管、運送、郵送、隠匿などの便宜を図る場合

[12] 条文は日本貿易振興機構ホームページの和訳を引用

（2）韓国

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

（a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法　（e）不正競争防止法

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

＜対象となる知的財産権侵害＞

（a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法　（e）不正競争防止法

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容）

韓国の法律において、刑事処分は下記の表に示すとおり商標法、特許法、意匠保護法、著作権法、不正競争防止法、機密情報保護法に定められる。

特許権、実用新案権、デザイン権は親告罪（特許法 225 条 2 項）。

商標権、不正競争防止法上の営業秘密侵害は非親告罪。

著作権は基本的に親告罪だが（著作権法 140 条）、営利目的で反復的に行う著作権侵害は非親告罪。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜商標法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
93 条	商標権あるいは専用使用権の侵害者	7 年以下の禁固刑、あるいは 1 億ウォン以下の罰金
94 条	本条に基づく宣誓を行った参考人および鑑定人、または通訳者で、知的財産裁判において、虚偽の証言、鑑定、通訳を行った者	5 年以下の禁固刑、あるいは 1 千万ウォン以下の罰金
95 条	91 条を侵害する者 （偽造証明の禁止）	3 年以下の禁固刑、あるいは 2 千万ウォン以下の罰金
96 条	虚偽行為あるいは不当行為によって、商標の登録、指定商品に対する追加登録、商標の期間延長登録、登録された商品区分の転換、裁判判決を得た者	3 年以下の禁固刑、あるいは 2 千万ウォン以下の罰金

＜特許法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
225 条	商標権あるいは専用使用権の侵害者	7 年以下の禁固刑、あるいは 1 億ウォン以下の罰金
227 条	本条に基づく宣誓を行った参考人および鑑定人、通訳者で、知的財産裁判おいて、虚偽の証言、鑑定、通訳を行った者	5 年以下の禁固刑、あるいは1千万ウォン以下の罰金
228 条	224 条を侵害する者 （偽造証明の禁止）	3 年以下の禁固刑、あるいは 2 千万ウォン以下の罰金
229 条	虚偽行為あるいは不当行為によって、商標の登録、指定商品に対する追加登録、商標の期間延長登録、登録された商品区分の転換、裁判判決を得た者	3 年以下の禁固刑、2 千万ウォン以下の罰金

＜意匠保護法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
82 条	意匠権あるいは専用実施権の侵害者	7 年以下の禁固刑、あるいは 1 億ウォン以下の罰金
83 条	本条に基づく宣誓を行った参考人および鑑定人、通訳者で、知的財産裁判において、虚偽の証言、鑑定、通訳を行った者	5 年以下の禁固刑、あるいは1千万ウォン以下の罰金
84 条	80 条を侵害する者 （偽造証明の禁止）	3 年以下の禁固刑、あるいは 2 千万ウォン以下の罰金

＜著作権法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
136 条	本条により保護される著作者の所有権とその他の所有権（93 条に記す権利は除外する）を、複製・興行・公共への配信、展示、配布、賃貸、二次派生物の製作により侵害する者	5 年以下の禁固刑、あるいは 5 千万ウォン以下の罰金、または、禁固刑と罰金の両方を処される
	1. 著作者あるいは演者の人格権を侵害することにより、著作者の名誉毀損をする者 2. 登録を不正に行う者 3. データベース製作者の権利を複製、配信、放送、転送などの方法において侵害する者 3-2. 営業あるいは営利目的のために、技術的保護手段を無効とする者 3-3.営利目的のために、権利管理情報を削除あるいは変更する者 4. 侵害とみなされる行為を行う者	3 年以下の禁固刑、あるいは 3 千万ウォン以下の罰金、または、禁固刑と罰金の両方を処される

137 条	1．著作者以外の実名あるいは芸名で作品を公開する者 2．演者以外の実名あるいは芸名で作品の一般公開、配信、複製の配布を行う者 3. 第 14 条 2 項（死去した著作者の人格権の利己的利用の禁止）の規定を侵害する者 4．承諾なく著作権信託管理ビジネスを運営する者 5. 侵害とみなされる行為を行う者 6．法的権利がないことを知りながら著作物の複製もしくは配信の一時停止、再開を要請することにより、オンライン・サービス提供者のビジネス妨害を行う者	1 年以下の禁固刑、あるいは 1 千万ウォン以下の罰金
138 条	著作権のある作品の出典元の明示を怠る者	5 千万ウォン以下の罰金

＜不正競争防止と機密情報保護法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
18 条	次の条項に該当する者は、罰せられる 1．第２条１項に記す不正競争行為を行った者 （商品の出所およびビジネスの起源について混乱をきたすもの）	3 年以下の禁固刑、あるいは 3 千万ウォン以下の罰金

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（b）無し

知的所有財産権の侵害の行政処分を定める規定はない。

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法 （1） 行政機関による摘発は不可能

（b）特許法 （2） 行政機関による摘発は不可能

（c）意匠法 （2） 行政機関による摘発は不可能

（d）著作権法 （1） 行政機関による摘発は不可能

（e）不正競争防止法 （2） 行政機関による摘発は不可能

（行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関）

商標権特別司法警察隊、文化体育観光部の著作権取締要員（特別司法警察権が付与され独自の取締が実施されている。）

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

韓国法においては、刑法の下、禁固刑に処された者が前回の罰則の満了日あるいは罷免された日より 3 年以内に再び罪を犯し禁固刑を処された場合、この犯罪は二度目の有罪判決に該当する。（刑法 35 条 1 項）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜刑法＞ 35 条
労働を伴わない禁固刑もしくはそれ以上に重い判決に処された者が、本刑罰の満了日あるいは罷免された日より 3 年以内に再び罪を犯し、労働を伴わない禁固刑もしくはそれ以上に重い判決を処される場合、再犯者として処される。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

2 度目の有罪判決における処罰の最大期間は、35 条 2 項に記す禁固刑の 2 倍以下とする。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜刑法＞ 35 条
再犯に対する処罰は、その犯罪に対し規定された処罰の最大期間の二倍まで加重することができる。

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

上記の規定以外のトレンドあるいはメカニズムは存在しない。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1） 行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

（処分方法）
刑事訴訟法において、押収された商品は廃棄あるいは売却することができる。実際には、模倣品は通常、廃棄処分とされる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜刑事訴訟法＞ 130 条 （押収物の保管、廃棄）
（1） 押収物で容易に移送あるいは保管できないものは、警備員を配置する、または所有者あるいはその他の者が自主的に保管するよう要請をする。
（2） 押収物が危険を引き起こす恐れがある場合、破壊または放棄することができる。
（3） 法令または準拠する規定により押収物の生産、製作、保管、所有、配布が禁止されている、あるいは押収物が腐敗しやすいか、保管が困難な場合、所有者あるいは同意の権利を有する者の承諾により、破壊あるいは廃棄することができる。

132 条 （押収物の保管から発生した利益について）

（1） 没収対象となる押収物の破壊、破損、腐敗、商品価値の著しい低下、あるいは、保管が困難であることが予想される場合、それらを売却し、その販売利益をかわりに保管することができる。
（2） 押収後、返却可能な品物の正当な所有者の判断および所有者の所在地が不明な場合において、押収物の破壊、破損、腐敗、商品価値の著しい低下、あるいは、保管が困難であることが予想される場合、それらを売却し、販売利益をかわりに保管することができる。

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

（処分方法）
差し押さえの場合、押収物の目録が作成される。押収物がどのように処分されるかは、検察により指示される。廃棄を指示された押収物が記される押収保管物リストを、証拠物の行政管理者が受領した場合、押収物は適切な時期に廃棄あるいは処分される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜刑事訴訟法＞ 129 条（所有物目録の送付）
差し押さえの場合、押収物の目録が作成され、所有者、商品の所有者あるいは管理者、または代弁者に提供される。

483 条 （押収物の処分）
押収物は、検察官により処分される。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

規定なし。

（規定上の負担者）
税関管理局以外、例えば検察により商品が押収された場合、在庫維持費および押収品処分にかかる費用負担を権利者が負うという規定が定められていないため、実際には国が負担している。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

規定なし。

（規定上の負担者）
権利者が、例えば検察などの関税局以外により押収された商品の在庫保管や廃棄処分に関する費用を負担することを定める規定はないため、現実的には、それらの費用は国により負担されると考えられる。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
商標法および著作権法の下、主に侵害行為のために使用された、機材、道具、素材は押収される。
特許法および意匠保護法の下、侵害行為の対象となるいかなる商品も押収される。

（汎用設備の没収の可否及び要件）
汎用機器の押収はできない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞　97 条 2 項
（1）　93 条（商標に対する違反）の下、他者の商標権または専用実施権を侵害する商標あるいは包装、または侵害行為により入手した商品、および商品・商標・包装の製造に使用された機材は押収される。

＜特許法＞　231 条
（1）　225 条　（1）の侵害行為の対象となる商品、あるいは、そのような行為により発生する商品は押収され、被害者からの要請があった場合、判決によりそれらの商品は被害者に届けられる。

＜意匠保護法＞　87 条 2 項
①第 82 条第 1 項に該当する侵害行為を造成した物又はその侵害行為から生じた物は、没収するか、被害者の請求によりその品物を被害者に交付することを宣告しなければならない。

＜著作権法＞　139 条
著作権その他この法律により保護される権利を侵害して作成された複製物として、その侵害者、印刷者、配布者又は公演者の所有に属する物は、これを没収する。

4）　被害者への情報開示制度についての有無

4-1）　知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（a）　有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜民事訴訟法＞162 条　（訴訟記録の閲読、および証明書の交付について）
（1）　最高裁判所規定に従い、当事者あるいは関心を有する第三者は、下位行政官に訴訟記録の閲読、複製、裁判書類もしくは規定の原本、公式コピーあるいは簡略版コピーの送付、訴訟に関わる事項の証明書を申請することができる。

4-2）　裁判や判決文の公開についての規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
公聴会を一般に公開する規定はない。しかし、民事訴訟法は、公聴会を非公開にする場合は、その理由を議定書に記すよう義務付けていることから、原則として公聴会を一般公開することが検討されている。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（b）無し

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（b）無し

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）有り 共犯理論で間接関与者を取り締まることができる（刑法 30 条～34 条）。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） ＜商標法＞　66 条　（侵害とみなす行為） ①次の各号の 1 に該当する行為は、商標権(地理的表示団体標章権を除く)又は専用使用権を侵害したものと見なす。<改正 1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31> 1．他人の登録商標と同一の商標をその指定商品と類似の商品に使用するか、他人の登録商標と類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用する行為

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

―

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

「同一商標」の範囲に関する裁判の前例はない。

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ　ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

＜最高裁判決 2009 Hu 4193 号 （2010 年 12 月 9 日裁決）＞
商標上の類似は、標章の見かけ、特徴、コンセプトを、総合的、客観的そして独立的な方法で観察し、品物の原産について混乱を生じさせる要素があるかどうかを一般消費者や関連する業界取引者が持つ洞察の観点から確認することによって判断される。従って、一要素において類似点が存在したとしても、標章がその類似点によって可分できると認められない、あるいは他の要素を考慮した場合に消費者がその原産について混乱をきたさない場合、標章は類似していないと判断される。

＜最高裁判決 2010 Do 7352 号 （2011 年 1 月 27 日裁決）＞
原則として、結合標章（二つ以上の単語あるいは印を組み合わせた標章）における商標の類似は、標章の見かけ、特徴、コンセプトを総合的に観察することによって判断される。しかし、結合標章が、その本質的要素のみで取引されると認識される場合、つまり、例えばある独立した部分によってその標章が他から区別される場合、このようなケースにおいては、商標上の類似は、その本質的要素を結合標章から切り離す、あるいは抽出した後に、その特徴やコンセプトを観察して判断される。

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲の有無。ある場合には、その基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞2 条（定義）
（1） 本条における用語は、次のように定義される。
6.「商標の使用」は、下記のいずれかの行為に該当する行為をいう。
（a） 品物あるいは品物の梱包に商標を付す。
（b） 商標を付した商品を譲渡あるいは引き渡す、またはそのような目的のために、それら商品を展示、輸出、輸入すること。
（c） 商標を品物の広告、価格表、取引に関する書類、看板、ラベルに付し、それらを表示もしくは配布すること。
（2） 前項（1） の 6 の （a） から（c）で述べられている品物、品物の包装、広告、看板、あるいはラベルに商標を付す行為には、標章の形で商品、品物の包装、広告、宣伝、ラベルを使用する行為も含まれる。

＜最高裁判決 95Do1770 号 （1996 年 6 月 11 日裁決）＞
被告が、電気あるいは電子機器の販売を、「サムソン・スーウォン・ホールセール･センター」というサービス・マークのもとで行う場合、消費者にそのサービスの提供元、評判、品質について登録商標の所有者である「サムソン電子株式会社」と誤認させる、あるいは混乱させる可能性がある。したがって、この場合においては、サービス・マークとしての商標の

使用は、登録商標の範囲にあるといえる。

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞2 条（定義）
（1） 本条における用語は、次のように定義される。
6. 「商標の使用」は、下記のいずれかの行為に該当する行為をいう。
（c） 商標を品物の広告、価格表、取引に関する書類、看板、ラベルに付し、それらを表示もしくは配布すること

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
＜商標法＞2 条（定義）
（1） 本条における用語は、次のように定義される。
6.「商標の使用」は、下記のいずれかの行為に該当する行為をいう。
（a） 品物あるいは品物の梱包に商標を付す。
（b） 商標を付した商品を譲渡あるいは引き渡す、またはそのような目的のために、それら商品を展示、輸出、輸入すること。
（c） 商標を品物の広告、価格表、取引に関する書類、看板、ラベルに付し、それらを表示もしくは配布すること。
（2） 前項（1） の 6 の （a） から（c）で述べられている品物、品物の包装、広告、看板、あるいはラベルに商標を付す行為には、標章の形で商品、品物の包装、広告、宣伝、ラベルを使用する行為も含まれる。

＜最高裁判所判決 2010Hu3073 号 (2012 年 5 月 24 日判決)＞
誰かが特定の単語またはフレーズ（以下「キーワード」）を使用する権利をインターネット・ポータル・サイトの管理者から購入したと仮定する。これにより、ユーザが該当の単語またはフレーズを検索窓に入力すると、検索結果ページにスポンサーの URL リンクまたはホームページアドレスが表示され、インターネットのユーザはこれらの URL リンクやホームページアドレスをクリックすることにより、キーワード購入者のウェブサイトに移動する。この場合、検索結果ページに表示される標章が商品の原産を識別するために使用されているとみなすことができるならば、このような標章は商標権の範囲に関する裁判の前提条件となる「商標の使用」に該当する。また、商品の「宣伝」は商標の使用の一つであり、新聞・雑誌・カタログ・提示版・TV に限らず、インターネットの検索結果ページを通して、商品について視覚的に情報を一般消費者に伝える何れの方法をも含める。

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞ 93 条 （侵害の処罰）
商標権あるいは独占的なライセンスを侵害する者は、7 年以下の禁固刑、もしくは 1 億ウォ

ン以下の罰金を科せられる。

2 条（定義）
（3）本条に記す例外を除いて、本条の商標に関する規定は、サービス・マーク、団体商標、ビジネスマークにも適用される。

3-5） 関連する代表的な裁判例

＜最高裁判決　91Hu356 号　（1991 年 12 月 13 日裁決）＞
宣伝行為が商標の使用の構成要素となるには、韓国内において宣伝あるいは広告が行われることが要件とされる。海外において出版されたものであっても、韓国に輸入され、配布された場合、その出版物における宣伝行為は商標の使用とみなされる。

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a）有り
（内容）
商標法に基づくと、商標権が他者の著作権に抵触する場合、商標の所有者は著作権者の承諾を得なければならない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞　53 条　（他人の意匠権等との関係）
商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用状態に従いその商標登録出願日前に出願された他人の特許権・実用新案権・意匠権又はその商標登録出願日前に発生した他人の著作権と抵触される場合には、指定商品のうち抵触される指定商品に対する商標の使用は特許権者・実用新案権者・意匠権者又は著作権者の同意を得なければその登録商標を使用することができない。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（b）無し
但し、需要者間に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を起こさせるおそれがある商標は拒絶の対象となりうる。（商標法 7 条 10 項）

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）
使用が禁止される商号・商品名の登録（たとえば他者の商標権を侵害する標章など）は、却下される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商業登記法＞　27 条　（申請の却下）
次の事項に該当する場合、登録官は、いずれかの判断理由により、登録申請を却下する。
14.目的が、他の法令や規定により使用が禁止される商号・商品名を登録することであった場合。

5-2）　裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商業登記法＞　23 条　（ビジネスの所有権を誤認させる可能性がある商号・商品名の使用禁止）
（1）　何者も、不当な目的をもって、第三者に他者のビジネスと誤認させる可能性のある商号・商品名を使用してはならない。
（2）　何者かが前（1）項に違反し、誤認を招く商号・商品名を使用した場合、損害を被るであろう者あるいは商標の登録者は、その使用停止を要求することができる。

5-3）　商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（b）無し

6）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）商標権侵害を構成する

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞2 条（定義）
（1）　本条における用語は、次のように定義される。
6.「商標の使用」は、下記のいずれかの行為に該当する行為をいう。
（b）商標を付した商品あるいは包装物を譲渡あるいは引き渡すこと、またはそのような目的のために、それら商品を展示、輸出、輸入すること。

6-2）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

－

6-3）　関連する代表的な裁判例の概要

なし

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

登録の拒絶　（a）有り　　無効・取消　（a）有り

（内容）
韓国の商標法では、悪意をもって申請された商標の登録を禁止する。誤って登録された場合、それらの商標は無効とすることができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞　7 条　（登録不可な商標）
（1） 6 条に関わらず、次の事項のいずれかに該当する商標は登録不可とする。
12. 韓国国内あるいは国外において特定の者の商品であると認識される商標と同一あるいは類似し（地理的表示を除く）、不当に利益を得る、またはその特定の者に損害を与えるといった不公正な目的のために使用される商標。
12-2. 韓国国内あるいは国外において、消費者により特定の地域や区域の商品だと認識される商標と同一あるいは類似し、不当に利益を得る、またはその地理的表示の使用権を有する者に損害を与えるといった不公正な目的のために使用される商標。

71 条　（商標登録の無効審判）
（1） 商標の登録、あるいは対象商品の追加登録が次の事項の何れかに該当する場合、利害関係者あるいは検察官は審判の無効化を要請することができる。登録商標に二つ以上の対象商品がある場合、それぞれの対象商品について要請することが可能である。
1. 商標の登録、あるいは対象商品の追加登録が、3 条、6 条から 8 条、12 条の（2）項後半、（5）項、（7）から（9）項、23 条（1）項の 4 から 6、あるいは 5 条に基づき準用される特許法 25 条に違反する場合。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（a）有り

（要件・内容）

		目的	著名の範囲	所在
商標法 7 条 1 項	9，9-2	該当なし	「他者の商品を示すものであると消費者に広く知られている」	該当なし
	10	該当なし	「他者の商品やサービスを示すものであると消費者に認識されている」	該当なし
	11	該当なし	該当なし 「その商標が、特定の者の商標商品を示すものであると最低限認識されると解釈される。」	該当なし

	12，12-2	「不当利益あるいは使用権を有する物に被害に遭わせるという不公正な目的」	「特定の者の商品を示すものであると消費者に認識される」	「大韓民国の国内外において」

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜商標法＞　7条　（登録不可な商標）

（1）　6条に関わらず、次の事項のいずれかに該当する商標は登録不可とする。

9. 他者商標（地理的表示を除く）と同一あるいは類似し、その他者の商品を示すものであることが消費者に広く知られており、同一あるいは類似商品に使用される商標。

9-2. ある特定の地域や区域の品物であると消費者に広く知られている他者の地理的表示と同一あるいは類似した商標、そしてそれら地理的表示を付した商品と同一商品に使用される商標。

10.他者の商品やサービスを指定するものとして消費者の間に認識されている商標であり、そのことによってその他者商品やサービスと混乱を生じさせうる商標。

11. 商品の品質について消費者に誤認を与えうる商標。

12. 韓国国内あるいは国外においてある特定の者の商品だと認識される商標と同一あるいは類似し（地理的表示を除く）、不当利益を得る、またはその特定の者に損害を与えるといった不公正な目的のために使用される商標。

12-2. 韓国国内あるいは国外において、ある特定の地域や区域の商品だと消費者に認識されている商標と同一あるいは類似し、不当な利益を得る、またはその地理的表示の使用権を有する者に損害を与えるといった不公正な目的のために使用される商標。

7-3）　外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜商標法＞　7条　（登録不可な商標）

（1）　6条に関わらず、次の事項のいずれかに該当する商標は登録不可とする。

12. 韓国国内あるいは国外においてある特定の者の商品だと認識される商標と同一あるいは類似し（地理的表示を除く）、不当利益を得る、またはその特定の者に損害を与えるといった不公正な目的のために使用される商標。

12-2. 韓国国内あるいは国外において、ある特定の地域や区域の商品だと消費者に認識されている商標と同一あるいは類似し、不当な利益を得る、またはその地理的表示の使用権を有する者に損害を与えるといった不公正な目的のために使用される商標。

7-4）　広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（b）無し
（設定基準）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
韓国には、中国の馳名商標や日本の防護標章システムように、一般に広く知られ、著名な商標を保護するようなシステムは無い。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り
（a-1）著作権登録の必要性　（b）無し

（内容）
侵害[商標]の申請に関する場合、誰でも情報や異議申し立てを韓国特許商標庁の長官に提示することが出来る。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞
第 22 条(審査官による審査)
（3）誰でもその商標登録出願が第 23 条第 1 項各号の 1 に該当すると認める場合には、その情報を証拠と共に特許庁長に提供することができる。

第 25 条(商標登録異議申立)
(1)出願公告があるときには、誰でも出願公告日から 2 ヶ月以内に第 23 条第 1 項各号及び第 48 条第 1 項第 2 号･第 4 号のいずれか一つに該当するということを理由に特許庁長に商標登録異議申立をすることができる。

第 23 条(商標登録拒絶決定及び拒絶理由の通知)
(1)審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その商標登録出願に対して商標登録拒絶決定をしなければならない。
１．第 3 条、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条第 1 項、第 12 条第 2 項後段、同条第 5 項又は第 7 項から第 9 項まで､および特許法 25 条(変更すべきところを変更すれば商標法第 5 条に適用できる)の規定によって商標登録ができない場合

＜商標法＞　7 条　（登録不可な商標）
（1）　6 条に関わらず、次の事項のいずれかに該当する商標は登録不可とする。
9. 他者商標（地理的表示を除く）と同一あるいは類似し、その他者の商品を示すものであることが消費者に広く知られており、同一あるいは類似商品に使用される商標。

9-2. ある特定の地域や区域の品物であると消費者に広く知られている他者の地理的表示と同一あるいは類似した商標、そしてそれら地理的表示を付した商品と同一商品に使用される商標。
10.他者の商品やサービスを指定するものとして消費者の間に認識されている商標であり、そのことによってその他者商品やサービスと混乱を生じさせうる商標。
11. 商品の品質について消費者に誤認を与えうる商標。
12. 韓国国内あるいは国外においてある特定の者の商品だと認識される商標と同一あるいは類似し（地理的表示を除く）、不当利益を得る、またはその特定の者に損害を与えるといった不公正な目的のために使用される商標。
12-2. 韓国国内あるいは国外において、ある特定の地域や区域の商品だと消費者に認識されている商標と同一あるいは類似し、不当な利益を得る、またはその地理的表示の使用権を有する者に損害を与えるといった不公正な目的のために使用される商標。

7-6）著作権登録制度の有無

（b）無し

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（b）文字

外国語の商標申請は、韓国語の商標に関する申請と同様に扱われる。

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商業登記法＞　23 条 （ビジネスの所有権を誤認させる可能性がある商号・商品名の使用禁止）
（1） 何者も、不当な目的をもって、第三者に他者のビジネスと誤認させる可能性のある商号・商品名を使用してはならない。
（2） 何者かが前（1）項に違反し、誤認を招く商号・商品名を使用した場合、損害を被るであろう者あるいは商標の登録者は、その使用停止を要求することができる。

＜不正競争の防止および営業秘密保護に関する法律＞
第 2 条（定義）
本法に使用される用語の定義は以下の通りである。
1.不正競争行為の定義は、次のいずれかに該当する行為をいう。
(a) 韓国内に広く認識された他人の商品の名称、商号、商標、容器、包装その他、他人の商品であることを示す標章と同一または類似したものを使用するか、または、このようなもの

を使用した商品を販売し、頒布し、または輸入し、輸出して他人の商品と混同させる行為
(b) 韓国内で広く認識された他人の氏名、商号、徽章、その他、他人の営業であることを表示する標章と同一または類似するものを使用して､他人の営業上の施設または活動と混同させる行為

第 18 条（罰則）
(3) 次項のいずれかに該当する場合、当事者は 3 年以内の禁固刑または 3 千万ウォンを超過しない罰金を科せられるとする。
1. 第 2 条 1 項（(h)と(i)項を除く）に規定する不正競争行為を行う者
第 18-2 条（未遂罪）
第 18(1)と 18(2)条に規定する犯罪について未遂であった当事者は処罰される。

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（a）方式審査と実体審査が有り
（※無審査登録出願手続と審査登録出願手続を選択できる）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜デザイン保護法＞
第 25 条(審査官による審査)
①特許庁長は、審査官にデザイン登録出願及びデザイン無審査登録異議申立を審査させる。

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

―

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能
韓国には、技術評価書と同じシステムはない。意匠権の所有者から警告を受けた当事者は、意匠権の範囲を確定する裁判を申請することができる。

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜デザイン保護法＞

第 68 条(デザイン登録の無効審判)
①利害関係人又は審査官は、デザイン登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、第 11 条の 2 により複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとに請求することができる。<改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3>
1. 第 4 条の 24、第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 10 条及び第 16 条第 1 項・第 2 項に違反した場合
2. 第 3 条第 1 項本文の規定によるデザイン登録を受けることができる権利を有しなかったり、同条同項但書きの規定よりデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合
4. デザイン登録された後、そのデザイン権者が第 4 条の 24 によりデザイン権を享有することができない者となったり、そのデザイン登録が条約に違反した場合

3) 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1) 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜不正競争防止法＞
第 2 条（定義）
この法律で使われる用語の定義は、次の通りである。<改正 91・12・31>
1. "不正競争行為"とは、その目的のいかんを問わず次の各号の 1 に該当する行為をいう。
（a）国内に広く認識された他人の姓名・商号・商標・商品の容器・包装その他他人の商品であることを表示した標識と同一又は類似したものを使用し、又はこのようなものを使用した商品を販売・頒布又は輸入・輸出して他人の商品と混同を起こさせる行為
（b）国内に広く認識された他人の姓名・商号・標章その他他人の営業であることを表示する標識と同一又は類似したものを使用して他人の営業上の施設又は活動と混同を起こさせる行為
(i) 他の者により生産された商品の形（形状、外観、色、光沢、またはそれらの組み合わせ、試供品の形やパンフレットも含む。以下同様とする）を模倣した商品を移動、貸し出し、展示、輸入または輸出した場合。しかし、次の行為は除外されるとする。
(i) 商品が、試供品を含めて形となってから 3 年経過した後に、その形を模倣した商品を移動、貸し出し、展示、輸入または輸出した場合。
(ii)他の者により生産された商品と同一の商品を、一般的形式の模倣により生産し（同一種類の商品が存在しない場合機能や効果について他の商品と同一または類似している商品を指す）、商品を移動、貸し出し、展示、輸入または輸出した場合。

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関法＞
235 条（知的財産権の保護）
（1）次項に該当する知的財産権を侵害する商品は輸入または輸出してはならない。
1．商標法に定められる商標権
2．著作権法に定められる著作権と著作隣接権（以下「著作権」）
3．種子産業法に基づいて登録された品種保護権
4．農産物品質管理法または水産物品質管理法に基づいて登録された地理的表示権または地理的表示(以下「地理的表示権」)、または条約・協定により絶滅危惧種として特定されている権利
5．特許法に基づいて登録された特許権
6．意匠保護法に基づいて登録された意匠権

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a）行われている

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （e）著作権 （f）著作隣接権
※意匠権、特許権は 2013 年 7 月より対象。

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （e）著作権 （f）著作隣接権
※意匠権、特許権は 2013 年 7 月より対象。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （e）著作権 （f）著作隣接権

※意匠権、特許権は 2013 年 7 月より対象。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（e）著作権　（f）著作隣接権
※意匠権、特許権は 2013 年 7 月より対象。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（e）著作権　（f）著作隣接権
※意匠権、特許権は 2013 年 7 月より対象。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
無し。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
無し。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（a）有り

（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）

＜税関登録手続の概要＞

韓国関税庁（KCS）を通して商標権・著作権・品種保護権・地理的表示権の保護を求める者は、申請書とその他必要書類を提出することにより KCS に権利を登録する必要がある。申請は、申請日より 4 日以内に受諾または却下される。関税登録は、KCS が申請を受諾した日から即座に有効となる。

＜登録期間＞

登録日から 3 年

＜費用＞

公式手数料はない。弁護士費用が発生する。

＜必要書類＞

① 申立書

② 権利者又は専用実施権者等の確認書類（登録原簿の謄本及び公報等、著作権で登録登録のない場合はその著作物が掲載された出版物など客観的に著作権者であることが判るもの）

③ 侵害の事実を疎明するための資料

④ 真正商品及び侵害疑義物品を識別するための資料

⑤その他（委任状、法人国籍の証明）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜関税法、235 条（知的財産権の保護）＞

①韓国関税庁の長官は、段落 1 の各々の節あるいは何れかの節における知的財産権を侵害する物品を効果的に制限するために必要だと判断した場合、知的財産権の登録者に知的財産権に関する事項について報告するよう要請することが出来る。

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（b）有効ではない

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

一旦韓国関税庁(KCS)での登録が有効となると、KCS は、登録された権利を侵害する輸出や輸入品がないか監査を始める。KCS が侵害の疑いのある積荷を見つけた場合、その通関手

続きは一時的留置のため差し止められる。KCS は、輸入者と登録された権利の所有者に一時的留置の通知を行う。時留置の期間は登録権利の所有者が通知を受領した日から 7 営業日（公式な祝日と日曜を除く）である。商標所有者は、この 7 日間の間に積荷が純正品か侵害品か確認するために積荷を検査することが出来る。商標所有者が、輸入品が模倣品または侵害品であると確信した場合、KCS に必要な担保金（輸入品の申告価格の 120%）を現金、銀行保証、その他の保証という形で払うことにより更なる留置を求めることが出来る。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税法＞
235 条
3税関の長は、次項のいずれかに該当する物品が、2項に報告される知的財産権を侵害することが宣告された場合、知的財産権を報告した者に対し、第141条1項に基づいて輸出と輸入~~の申告書~~、積み替え、煩雑な積み替え、保税地域への運び込み、保税運送、または一時下船の申告書（以下「輸出入の申告書」）が提出された事実を通知する。この場合、通知を受けた者は、関税局の長に保証金を提供の上、商品の通過手続きを差し止めるよう要請することが出来る。
１．申告商品の輸出と輸入
２．申告商品の積み替え、煩雑な積み替え
３．保税地域へ申告された商品
４．保税運送として申告された商品
５．141 条 1 項に基づいて一時的に下船された申告商品

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

登録された権利の所有者が通知を受領した日から 7 営業日（公式な祝日と日曜を除く）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税局による輸入と輸出品の知的財産権に係る通関手続きに関する通知＞
第 3-1 (4)条
(1)項における通知を受領した場合、知的財産権を報告した者は、通知を受領してから（データが知的財産権情報システムを通じて伝達される場合には、データがインターネット上のクリアランス・ポータルに登録されてから）7 日間以内（労働者の日や公的機関の祝日に関する規定の下に定める祝日は除外する。以下、本条において同様とする。）に、関税局員に 4-1 条における保証金を提供しなければならず、また「知的財産権(I)を侵害する商品に関する通関手続きの差し止め等申請(添付書式 8 号)」を提出することにより、該当商品の通関手続きを差し止めるよう要請することが出来る。但し、関税局員が通関手続きの差し止めが要請された商品について、簡単に腐敗する商品であるなど、早急に処理する必要があるとみなした場合、上述の日より 5 日以内に処理されるものとする。

第 4-2 条（通関手続きの差し止め期間、等）
第 3-1 と 3-3 条に基づく通関手続きの差し止め等の期間は、原則として、通関手続きの差し止めを要請する者が差し止めを通知されてから 10 日間以内（労働者の日や公的機関の祝日に関する規定の下に定める祝日は除外する。以下、本章において同様とする。）とする。

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

申請と必要とされる保証金が KCS に対して提供された後、KCS は申請を検討し、積荷が更に抑留するべきかどうか決定する。KCS が抑留を継続すると判断した場合、輸入者と権利者に通知される。追加抑留期間は権利者が通知を受領してから 10 営業日である。しかし、権利者が裁判所への起訴などの訴訟手続きに関する証拠を上記 10 日以内に提示した場合、KCS は裁判所の判決が下されるまでの間、積荷を抑留することが出来る。
更に、上記の 10 日間の抑留期間において、輸入者もまた積荷の解放を求める申請、主張を裏付ける（非侵害に関の）証拠を提出そして商標登録者により払われた保証金の 125%（つまり積荷の課税対象額の 150%）と同等の保証金を払うことにより、抑留に対して異議を申し立て、ることが出来る。輸入者により申請が提出された場合、権利者は通知され、自らの主張について更なる証拠を提出することが出来る。KCS は、15 日以内に輸入者の申請が許可されるべきか審議する。上記に関わらず、権利者と輸入者の間で民事訴訟が審理中である場合、積荷の即時解放を必要とするやむを得ない事情（例として紛争対象商品が肉などの腐敗しやすい品である）がない限りにおいて KCS は裁判所の判決が下されるまで紛争対象の積荷を解放しない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税局による輸入と輸出品の知的財産権に係る通関手続きに関する通知＞
4-3 条（通関手続きの差し止め期間の延長、など）
(1) 4-2 条に関わらず、該当商品の通関手続きでの差し止めを要請する者が、関連の輸出と輸入を含む、商品の輸出と輸入を禁止する方向で裁判所にて訴訟を起こしたことを証明（暫定的差し止め命令の申請は除く）、または、通関手続きの差し止めを継続するための裁判所による暫定的差し止め命令の判決を、通関手続きの差し止め通知受領から 10 日以内に提出した場合、関税局員は関連商品を継続して抑留することが出来る。通関手続きの差し止めを要請する者が、やむを得ない事由により 10 日以内に裁判所において起訴出来ず、その結果、関税局員に通関手続きの差し止め期間を延期するよう要請した場合、関税局員は更に 10 日間その抑留を延長できるものとする。
(2) 1 項に関わらず、通関手続きが裁判所により暫定保護手段として実施または継続された場合、通関手続きの差し止め期間は、次のいずれの項の区分に該当するかにより判断される：
1. 裁判所が暫定保護手段の期間を特定した場合：最終日、また
2. 裁判所が暫定保護手段の期間を特定しない場合：暫定保護手段が開始された日より 31

日間。
(3) 関税局員は 1 項に基づき通関手続きの差し止め期間を延長した場合、その旨を通関手続きの差し止め申請者、輸入者と輸入者、輸出と輸入の申告者等へ書面により即座に通知するものとする。また、期間が延長されない場合、関税局員は通関手続きの差し止めが解除されたことを、差し止め申請者、輸入者と輸入者、輸出と輸入の申告者等へ通知する。

5-3） 税関から権利者への開示情報

（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所
（c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
（h）疑義侵害物品のサンプル写真

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関法の関税法による法令施行＞
239 条 (通関手続きの差し止め)
(2) 関連関税局の長が 235 条(5)と(7)に基づいて通関手続きを差し止めた場合、輸出または輸入者に対して差し止めの通知を行い、知的財産権所有者に次の内容の通知を行なう。
1. 輸出者、輸入者、荷受人、荷送人の名前と住所
2. 差し止め対象となる物品の量、特徴、状態
3. 原産地、その他必要となる情報

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（a）有り
（規定上の負担者）
規定に基づき、品物の所有者がコストを負担するとする。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税法＞ 160 条（保管物の処分）
（6） 関税局の長が品物を処分、あるいは品物の所有者が品物を処分した場合、（第（1）と（4）項に従い処分あるいは返却する等）、発生する費用については品物の所有者が負担するものとする。

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

実際には、押収された、あるいは処分された品物に関連する費用は国が負担している。

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税法＞
235 条
(4)1 段落のいずれかの項における知的財産権を保護する目的であれば、関税局長に対して担保を供託し、該当商品の通関手続きを差し止めることを要請することが出来る。

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（b）必要無し

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

○手続き毎の担保金について
＜担保金の算定方法＞
輸入・輸出品が模倣品または侵害品である可能性がある場合、関税局に対して要求される担保金（輸入品の申告価格の 120%）を現金、銀行保証、その他の保証の形で払い、侵害品の証拠を提示することにより、更なる差し止めの要請を申請することが出来る。

＜担保金を算定する際に考慮する基準＞
不明

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b）無し

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

物品が単純な模倣品である場合、関税局は担保金なしに該当する規定の侵害を調査することが出来る。

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務
（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
次の規定によれば、該当関税局長は、権利者に対して専門家または試験設備を要請することが出来る。要請に従わない場合にも、規定による権利者への不利益はないが、疑いのある商

品について権利侵害はないという結果になってしまうという実質的なリスクがある。

＜関税法による法令施行＞
第 242 条（知的財産権侵害の確認等）
（1）関連関税局長は、輸入または輸出される商品が知的財産権を侵害するか判断するのに必要と判断する場合、知的財産権所有者に知的財産権に関する専門家または試験設備の提供を求めることが出来る。
（2）本法 235 (5)条に基づき商品が関税局に抑留され、同法(3)条の本文に基づいてその輸出入に関し通知が行われた商品の検査または見本を、知的財産権所有者または輸出・輸入申告書を提出した当事者が、知的財産権が侵害されたか確認するために要請した場合、関税局は商品に関する企業秘密保持といった特別な事由が存在しない限りにおいてその要請に従うものとする。

○具体的な鑑定方法
（a） 現場での現物による鑑定
（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
（d） 写真による鑑定

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
特定の鑑定方法を定める法的根拠となる規定はない。

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定
（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
（d） 写真による鑑定

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税法による法令施行＞
第 239(6)条
本法 235(5)条と同条(7)項に基づいて通関手続きが差し止められた商品は、関税局長により指定された場所において通関手続きが承認されるまで保管される。

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（a）有り
（期間）

開始から 1 ヶ月以内を目途

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税法による法令施行＞
239(3)と(4)条
(3)該当商品の通関手続きでの差し止めを要請者が、2 項に基づいて該当商品の通関手続きが差し止められたと通知を受けた日から 10 日以内に（祝日やその他法的な休日を除く、以下、本段落内において同様とする）、裁判所にて訴訟を起こしたことを証明した場合、当関税局の長官は、該当商品の通関手続きを引き続き差し止めることが出来る。この場合において、通関手続きの差し止めを要請する者が、やむを得ない事由により 10 日以内に裁判所において起訴ができない場合、起訴を証明する期間は更に 10 日間延長できるものとする。
(4)3 項に関わらず、通関手続きが裁判所により暫定保護手段として実施または継続された場合、通関手続きの差し止め期間は、次のいずれの項の区分に該当するかにより判断される：
(a)裁判所が暫定保護手段の期間を特定した場合：最終日、また
(b)裁判所が暫定保護手段の期間を特定しない場合：暫定保護手段が開始された日より 31 日間。

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税法＞　160 条（保管物の処分）
第 160 条
（1）腐敗・損傷し、又はその他の事由により保税区域に蔵置された物品を廃棄しようとする者は、税関長の承認を受けなければならない
（4）税関長は、第 1 項の規定にかかわらず、保税区域に蔵置された物品中次の各号のいずれかに該当するものは荷主、搬入者、荷主又は搬入者の委任を受けた者又は「国税基本法」第 38 条から第 41 条までの規定による第 2 次納税義務者（以下"荷主等"という。）にこれを搬送又は廃棄することを命じ、又は荷主等に通告した後廃棄することができる。ただし、急迫して、通告する余裕がない場合には、廃棄した後直ちに通告しなければならない。
1. 人の生命又は財産に害を及ぼすおそれがある物品
2. 腐敗し、又は変質した物品
3. 有効期間が経過した物品
4. 商品価値がなくなった物品
5. 第 1 号から第 4 号までに準ずる物品であって関税庁長が定める物品
（5）前項の規定による通告をするとき、荷主等の住所又は居所を知ることができず、その他の事由により通告することができない場合には、公告でこれに代えることができる。

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税法＞
235(5)条
関税局長は、段落 3 と 4 に基づく申請を受領した場合、該当商品に関する通関手続きを、そうすることが出来ない特別な事由がない限りにおいて、一旦停止する。しかし、輸出または輸入申告書を申請した者が担保金を提供し、該当商品について通関手続きを要請した場合、次の例外品を除いて通関が許可される。
１．第 1 条 1 項の商標権を侵害する模倣または類似商標を付した物品
２．著作権を侵害する複製品
３．第1条３項の品種保護権を侵害する同一または類似名称を使用した物品
４．地理的表示権を侵害する虚偽の模倣または類似地理的表示を使用した物品
５．第1条5項の特許権を侵害する登録特許を使用した物品
６．第1条6項の意匠権を侵害する同一または類似意匠を使用した物品

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜関税局による輸入と輸出品の知的財産権に係る通関手続きに関する通知＞
第 4-5 条（専門家、調査設備、情報の提供に関する要請）
輸入または輸出商品が知的財産権を侵害しているか判断が必要とみなされた場合、関税局長は、それぞれの知的財産権の関係当事者に専門家、調査設備、または知的財産権に関する必要情報を要請することが出来る。

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）
韓国著作権法では、権利侵害を主張する者が、オンライン・サービス提供者に対して、その事実を証明することにより複製あるいは配信を停止させることができる。しかし、行政機関が同じ要請を行うことを定める規定は無い。
情報通信網利用促進及びデータ保護に関する法律等によれば、韓国放送通信委員会は、（特

定の事例において）インターネットを通して知的財産権が侵害されている場合、情報通信サービスのプロバイダ、または公開提示版の管理者あるいはオペレータに対して情報の取り扱いを拒否、一時停止、制限するよう命令することが出来る。

（行政摘発・刑事摘発の別）
（a）行政摘発

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜著作権法＞
第 103 条 （複製・伝送の中断）
(1) オンラインサービス提供者のサービスを利用した著作物等の複製、伝送により著作権その他この法律により保護される自己の権利が侵害されたことを主張する者（本条において以下、「権利主張者」という。）は、その事実を疎明して、オンラインサービス提供者に対し、その著作物等の複製、伝送を中断することを要求することができる。

＜情報通信網利用促進及びデータ保護に関する法律、その他＞
第 44-7 条（違法な情報流布の禁止）
(1) 何人も、次項の定めに該当する情報を、情報通信ネットワークに流布してはならない。
9. 犯罪を試みる、補助、ほう助する目的を持つその他の情報。
(2) 韓国放送通信委員会は、情報通信サービスのプロバイダ、または公開提示版の管理者あるいはオペレータに対して段落(1)1 から 6 に基づいて、放送通信審議委員会による審議を条件に、情報の取り扱いを拒否、一時停止、制限するよう命令することが出来る。しかし、情報が段落(1)2 または 3 に該当する場合、委員会は、該当情報の被害者が特に明示する意図に反する場合、情報の取り扱いを拒否、一時停止、制限する命令することは出来ない。
(3) 韓国放送通信委員会は、情報通信サービスのプロバイダ、または公開提示版の管理者あるいはオペレータに対して段落(1)7 から 9 に基づいて情報の取り扱いを拒否、一時停止、制限するよう命令することが出来る。
１．中央行政機関の長より要請がある場合
２．1 項の要請が受領された日から 7 日以内に放送通信審議委員会による審議が行なわれ韓国放送通信委員会の設立と管理に関する法第 21 条 4 項に基づき是正要請が行なわれた場合。
３．情報通信サービスのプロバイダ、または、公開提示版の管理者あるいはオペレータが是正要請に応じない場合。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1-1）参照。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

同規定は、商標の侵害に関しても適用される。

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

韓国法によれば、下記表において示される通り、刑罰は商標法、特許法、意匠保護法、著作権法、そして不正競争防止法と機密保持法により定められる。

＜特許法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
225 条	商標権あるいは専用使用権の侵害者	7 年以下の禁固刑、あるいは 1 億ウォン以下の罰金
227 条	本条に基づく宣誓を行った参考人および鑑定人、通訳者で、知的財産裁判おいて、虚偽の証言、鑑定、通訳を行った者	5 年以下の禁固刑、あるいは1千万ウォン以下の罰金
228 条	224 条を侵害する者 （偽造証明の禁止）	3 年以下の禁固刑、あるいは 2 千万ウォン以下の罰金
229 条	虚偽行為あるいは不当行為によって、商標の登録、指定商品に対する追加登録、商標の期間延長登録、登録された商品区分の転換、裁判判決を得た者	3 年以下の禁固刑、2 千万ウォン以下の罰金

＜意匠保護法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
82 条	意匠権あるいは専用実施権の侵害者	7 年以下の禁固刑、あるいは 1 億ウォン以下の罰金
83 条	本条に基づく宣誓を行った参考人および鑑定人、通訳者で、知的財産裁判において、虚偽の証言、鑑定、通訳を行った者	5 年以下の禁固刑、あるいは1千万ウォン以下の罰金
84 条	80 条を侵害する者 （偽造証明の禁止）	3 年以下の禁固刑、あるいは 2 千万ウォン以下の罰金

＜著作権法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金

136 条	本条により保護される著作者の所有権とその他の所有権（93 条に記す権利は除外する）を、複製・興行・公共への配信、展示、配布、賃貸、二次派生物の製作により侵害する者	5 年以下の禁固刑、あるいは 5 千万ウォン以下の罰金、または、禁固刑と罰金の両方を処される
	1．著作者あるいは演者の人格権を侵害することにより、著作者の名誉毀損をする者 2．登録を不正に行う者 3．データベース製作者の権利を複製、配信、放送、転送などの方法において侵害する者 3-2．営業あるいは営利目的のために、技術的保護手段を無効とする者 3-3.営利目的のために、権利管理情報を削除あるいは変更する者 4．侵害とみなされる行為を行う者	3 年以下の禁固刑、あるいは 3 千万ウォン以下の罰金、または、禁固刑と罰金の両方を処される
137 条	1．著作者以外の実名あるいは芸名で作品を公開する者 2．演者以外の実名あるいは芸名で作品の一般公開、配信、複製の配布を行う者 3．第 14 条 2 項（死去した著作者の人格権の利己的利用の禁止）の規定を侵害する者 4．承諾なく著作権信託管理ビジネスを運営する者 5．侵害とみなされる行為を行う者 6．法的権利がないことを知りながら著作物の複製もしくは配信の一時停止、再開を要請することにより、オンライン・サービス提供者のビジネス妨害を行う者	1 年以下の禁固刑、あるいは 1 千万ウォン以下の罰金
138 条	著作権のある作品の出典元の明示を怠る者	5 千万ウォン以下の罰金

＜不正競争防止と機密情報保護法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
18 条	次の条項に該当する者は、罰せられる 1．第２条１項に記す不正競争行為を行った者 （商品の出所およびビジネスの起源について混乱をきたすもの）	3 年以下の禁固刑、あるいは 3 千万ウォン以下の罰金

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜商標法における罰則に関する要約＞

条項	犯罪を構成する行為/対象者	罰則/罰金
93 条	商標権あるいは専用使用権の侵害者	7 年以下の禁固刑、あるいは 1 億ウォン以下の罰金

94 条	本条に基づく宣誓を行った参考人および鑑定人、または通訳者で、知的財産裁判において、虚偽の証言、鑑定、通訳を行った者	5 年以下の禁固刑、あるいは 1 千万ウォン以下の罰金
95 条	91 条を侵害する者 （偽造証明の禁止）	3 年以下の禁固刑、あるいは 2 千万ウォン以下の罰金
96 条	虚偽行為あるいは不当行為によって、商標の登録、指定商品に対する追加登録、商標の期間延長登録、登録された商品区分の転換、裁判判決を得た者	3 年以下の禁固刑、あるいは 2 千万ウォン以下の罰金

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無

（b）無し

権利者からの要請なしに、これらの情報を頒布する窓口はない。しかし、著作権法 103-3 によれば、権利者は、文化体育観光部長官（「長官」）に対し、オンライン・サービス・プロバイダが著作権侵害者に関する情報を提供するように要請することが出来る。

＜著作権法＞103-3 条（作品の複製、配信を行う者に関する情報提供に関する規定など）

（1）申請者が、オンライン・サービス提供者の管理する作品の複製あるいは配信を行う送信者に関する情報（名前、住所など、民事訴訟または刑事起訴を行うのに最低限必要とされる事項）の開示を申し立て、オンライン・サービス提供者がこれら情報の提供を拒否する場合、申請者は文化体育観光部長官にオンライン・サービス提供者へ情報提供命令を出すよう要請することができる

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜情報通信網利用促進及びデータ保護に関する法律＞

第 44-7 条（違法な情報流布の禁止）

(1) 何人も、次項の定めに該当する情報を、情報通信ネットワークに流布してはならない。

9. 犯罪を試みる、補助、ほう助する目的を持つその他の情報。

(2) 韓国放送通信委員会は、情報通信サービスのプロバイダ、または公開提示版の管理者あるいはオペレータに対して段落(1)1 から 6 に基づいて、放送通信審議委員会による審議を条件に、情報の取り扱いを拒否、一時停止、制限するよう命令することが出来る。しかし、情報が段落(1)2 または 3 に該当する場合、委員会は、該当情報の被害者が特に明示する意図に反する場合、情報の取り扱いを拒否、一時停止、制限する命令することは出来ない。

(3) 韓国放送通信委員会は、情報通信サービスのプロバイダ、または公開提示版の管理者あるいはオペレータに対して段落(1)7 から 9 に基づいて情報の取り扱いを拒否、一時停止、

制限するよう命令することが出来る。
１．中央行政機関の長より要請がある場合
２．1 項の要請が受領された日から 7 日以内に放送通信審議委員会による審議が行なわれ韓国放送通信委員会の設立と管理に関する法第 21 条 4 項に基づき是正要請が行なわれた場合。
３．情報通信サービスのプロバイダ、または、公開提示版の管理者あるいはオペレータが是正要請に応じない場合。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無
（a）有り

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（a）有り
2012 年 3 月 15 日に施行された 2011 年 12 月 2 日付け改正著作権法において、送信者の識別情報に関する公開システムは以下の通りである。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜著作権法＞103-3 条（作品の複製、配信を行う者に関する情報提供に関する規定など）
（1）申請者が、オンライン・サービス提供者の管理する作品の複製あるいは配信を行う送信者に関する情報（名前、住所など、民事訴訟または刑事起訴を行うのに最低限必要とされる事項）の開示を申し立て、オンライン・サービス提供者がこれら情報の提供を拒否する場合、申請者は文化体育観光部長官にオンライン・サービス提供者へ情報提供命令を出すよう要請することができる。

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し

（3）米国

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

（a）商標法　　（d）著作権法　（e）不正競争防止法

商標法、著作権法、不正競争法の侵害については連邦刑事罰則が存在する。意匠商標は商標法の範疇に含まれる。意匠特許は特許法の範疇に含まれる。

連邦刑事罰則に加え、州法でも一部の著作権および商標の侵害、ならびに不正競争法の違反が刑事犯として扱われることがある。

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（a）商標法　（d）著作権法　（e）不正競争防止法

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）

下表参照。このような訴追においてはいずれも、連邦検事は知財所有者からの申し立てなしに訴追することができる。これもまた州法の要約を意図したものではない。

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容）

特許侵害に関する刑罰はない。商標や著作権の模倣に係る刑罰は、下記の表に記すとおりである。参考として、模倣された標章とは、「登録された標章と類似した、あるいは、大体において区別のつかない偽造された標章」をいう。15 USC 1127

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

該当法令	対象行為・対象者	罰則･罰金
1984 年における商標模造 防止法（改正版）18 USC 2320	意図的に商品あるいはサービスの取引を行う者で、故意に模造商標を使用し、またそのような商品、サービスに関連して、模造商標が付されたあらゆるタイプあるいは特性を有するラベル、パッチ、シール、梱包、バッジ、記章、メダリオン、チャーム、箱、容器、缶、ケース、タグ、書類、包装物を故意に取引し、混乱や誤認を生じさせる、または人を欺くおそれのあるような使用を行う者。そのような行為を行う者には、右記の罰則・罰金が科せられる。	個人： 2,000,000 ドル以下の罰金、あるいは 10 年以下の禁固刑、あるいは両方。 個人以外 : 5,000,000 ドル以下の罰金。 本セクションにおける犯罪行為が、本セクションとは別の犯罪で有罪確定後に起きた場合、個人については、5,000,000 ドル以下の罰金あるいは

		20 年以下の禁固刑、あるいは両方が科され、個人以外については、15,000,000 ドル以下の罰金。
著作権法 17 USC 506 （a）（1）	総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。 （A） 商業的利益または私的な経済的利得を目的とする行為	18 USC 2319 180 日間に著作権を持つ著作物を 1 つ以上コピーもしくは少なくとも 10 部以上のレコード（その総小売価格が 2,500 ドル以上の場合に限る）を複製しもしくは頒布（電子的手段によるものを含む）をした者は、5 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、あるいは両方を科されるとする。 10 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう 2 度目もしくはそれ以降の犯罪である場合には両方 1 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定められる額以下の罰金、あるいは、その他のケースであれば両方。
著作権法 17 USC 506 （a）（1）	総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される （B） 180 日間に 1 つ以上の著作権を持つ著作物について 1 部以上のコピーまたはレコード（その小売価格の総額が 1,000 ドル以上の場合に限る）を複製もしくは頒布（電子的手段によるものを含む）する行為	18 USC 2319 著作権を持つ著作物を 1 つ以上コピーもしくは 10 部以上のレコード（その総小売価格が 2,500 ドル以上の場合に限る）を複製しもしくは頒布（電子的手段によるものを含む）した者は、3 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、あるいは両方を科されるとする。 6 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう二度目もしくはそれ以降の犯罪である場合には両方 著作権を持つ著作物を 1 つ以上コピーもしくは 1 部以上のレコード（その総小売価格が 1,000 ドル以上の場合に限る）を複製しもしくは頒布した者は、1 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、

		あるいは両方を科されるとする。
著作権法 17 USC 506 （a）（1）	（1）総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。 （c）商業的頒布を目的として作成中の著作物を、公衆にアクセス可能なコンピュータ・ネットワーク上に置いて利用を可能にする方法で頒布する行為（当該著作物が商業的頒布のために作成中の著作物であることを当該者が知りもしくは知るべきであった場合に限る）。	18 USC 2319 3 年以下の禁固刑、本条に基づく罰金、あるいは両方 商業利益もしくは個人の経済利益が目的の場合、5 年以下の禁固刑、本条に基づく罰金、あるいは両方 犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう 2 度目もしくはそれ以降の犯罪である場合、6 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、両方 犯罪が重罪でありパラグラフ（2）にいう二度目もしくはそれ以降の犯罪である場合 10 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、両方
2004 年における模倣品対策改正法 18 USC 2318	（a） （1） 故意にサブセクション（c）に記す状況において取引を行う者 （A） 模倣あるいは違法のラベルを貼り付ける、同封する、添付する、あるいは貼付、同封、添付することが意図された （i） レコード、 （ii） コンピュータプログラムの複製、 （iii）映画そのほかの視聴覚著作物の複製、 （iv） 文芸作品の複製、 （v） 絵、画像、彫像作品の複製、 （vi）視聴覚作品、 （vii）書類あるいは梱包、 （B） 虚偽の書類あるいは梱包は本条において罰金を科される、もしくは 5 年以下の禁固刑、もしくは両方を科される。 （c）本セクションでいうサブセクション（a） の状況とは、 （1）犯罪が米国の特別海域あるいは領域内、あるいは、米国の管轄権にある（法令 4	2004 年における模倣品対策改正法 18 USC 2318（a） セクション 2318 の違反について科される最大罰則は 5 年の禁固刑、あるいは、250,000 ドルの罰金、あるいはその両方である。

	9セクション46501に定義する）特別航空機内において犯された場合 （2）犯罪の実行について郵便あるいは、州間の設備もしくは国際貿易が使用される、もしくは、使用する意図がある場合、 （3） 模倣あるいは違法表示を付す、同封する、添付する、デザインされた物に付す、同封、添付する （A） 著作物の録音もしくは音楽作品のレコード、 （B） コンピュータプログラム著作物の複製、 （C）映画そのほかの視聴覚著作物作品の複製、 （D） 文芸作品の複製、 （E） 絵、画像、彫像作品の複製、 （F）視聴覚作品、 （G）著作された書類あるいは梱包 （4）著作された書類あるいは梱包の模倣		

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（b）無し

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法 （2） 行政機関による摘発は不可能
（b）特許法 （2） 行政機関による摘発は不可能
（c）意匠法 （2） 行政機関による摘発は不可能
（d）著作権法 （2） 行政機関による摘発は不可能
（e）不正競争防止法（2） 行政機関による摘発は不可能
侵害品対策をする行政機関は税関以外にない。

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

行政：米国税関は、模倣品の再犯を模倣品の「２度目そして２度目以降の押収」と定義する。19 USC 1526（e）
刑事：模倣品について、再犯とは同条項における犯罪の実行と定義する。18 USC 2320

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1930 年関税**法**、19 USC 1526（e）＞
（2）最初の押収については、罰金は商品が正規商品である場合の価値以下とし、財務長官の定める規定に従って決定される生産者の希望小売価格に基づく。

（3）２回目以降の押収については、罰金は商品が正規商品である場合の２倍の価値以下とし、財務長官の定める規定に従って決定される生産者の希望小売価格に基づく。

1984 年度における商標模造. 防止法（改正版）、18 USC 2320
本セクションにおける犯罪行為が、本セクションにおける別の犯罪で有罪確定後に起きた場合、個人については、5,000,000 ドル以下の罰金あるいは 20 年以下の禁固刑、あるいは両方が科され、個人以外については、15,000,000 ドル以下の罰金。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

一般的に、再犯者の最大罰金額と禁固期間は、初犯者の約２倍にあたる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1930 年関税法、19 USC 1526（e）＞
（2）最初の押収については、罰金は商品が正規商品である場合の価値以下とし、財務長官の定める規定に従って決定される生産者の希望小売価格に基づく。

（3）２回目以降の押収については、罰金は商品が正規商品である場合の２倍の価値以下とし、財務長官の定める規定に従って決定される生産者の希望小売価格に基づく。

＜1984 年における商標模造. 防止法（改正版）、18 USC 2320＞
本セクションにおける犯罪行為が、本セクションとは別の犯罪で有罪確定後に起きた場合、個人については、5,000,000 ドル以下の罰金あるいは 20 年以下の禁固刑、あるいは両方が科され、個人以外については、15,000,000 ドル以下の罰金。

該当法令	対象行為・対象者	罰則・罰金
1984 年における商標模造. 防止**法（改正版）** 18 USC 2320	意図的に商品あるいはサービスの取引を行う者で、故意に模造商標を使用し、またそのような商品、サービスに関連して、模造商標が付されたあらゆるタイプあるいは特性を有するラベル、パッチ、シール、梱包、バッジ、記章、メダリオン、チャーム、箱、容器、缶、ケース、タグ、書類、包装物を故意に取引し、混乱や誤認を生じさせる、または人を欺くおそれのあるような使用を行う者。そのような行為を行う者には、右記の罰則・罰金が科せられる。	個人： 2,000,000 ドル以下の罰金、あるいは 10 年以下の禁固刑、あるいは両方。 個人以外：5,000,000 ドル以下の罰金。 本セクションにおける犯罪行為が、本セクションとは別の犯罪で有罪確定後に起きた場合、個人については、5,000,000 ドル以下の罰金あるいは 20 年以下の禁固刑、あるいは両方が科され、個人以外については、15,000,000 ドル以下の罰金。

著作権法 17 USC 506 （a）（1）	総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。 （A） 商業的利益または私的な経済的利得を目的とする行為	1984 年における商標模造. 防止法（改正版） 18 USC 2319 180 日間に著作権のある著作物を 1 つ以上コピーもしくは少なくとも 10 部以上のレコードを（その総小売価格が 2,500 ドル以上の場合に限る）複製しもしくは頒布（電子的手段によるものを含む）をした者は、5 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、あるいは両方を科されるとする。 10 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう 2 度目もしくはそれ以降の犯罪である場合には両方 1 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定められる額以下の罰金、あるいは、その他のケースであれば両方。
著作権法 17 USC 506 （a）（1）	総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。 （B）180 日間に 1 つ以上の著作権を持つ著作物について 1 部以上のコピーまたはレコード（その小売価格の総額が 1,000 ドル以上の場合に限る）を複製もしくは頒布（電子的手段によるものを含む）する行為	1984 年における商標模造. 防止法（改正版） 18 USC 2319 著作権を持つ著作物を 1 つ以上コピーもしくは 10 部以上のレコード（その総小売価格が 2,500 ドル以上の場合に限る）を複製しもしくは頒布（電子的手段によるものを含む）した者は、3 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、あるいは両方を科されるとする。 6 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう二度目もしくはそれ以降の犯罪である場合には両方 著作権を持つ著作物を 1 つ以上コピーもしくは 1 部以上のレコード（その総小売価格が 1,000 ドル以上の場合に限る）を複製しもしくは頒布した者は、1 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、あるいは両

		方を科されるとする。
著作権法 17 USC 506 （a）（1）	総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。 （C）商業的頒布を目的として作成中の著作物を、公衆にアクセス可能なコンピュータ・ネットワーク上に置いて利用を可能にする方法で頒布する行為（当該著作物が商業的頒布のために作成中の著作物であることを当該者が知りもしくは知るべきであった場合に限る）。	1984 年における商標模造. 防止法（改正版） 18 USC 2319 3 年以下の禁固刑、本条に基づく罰金、あるいは両方 商業利益もしくは個人の経済利益が目的の場合、5 年以下の禁固刑、本条に基づく罰金、あるいは両方 犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう 2 度目もしくはそれ以降の犯罪である場合、6 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、両方 犯罪が重罪でありパラグラフ（2）にいう二度目もしくはそれ以降の犯罪である場合 10 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、両方

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

一般的に、故意であることは再犯者の場合に推定されやすい。民事訴訟において、故意であることは、権利者が、意図的な侵害が行われたことの証明し、より多くの損害賠償（裁定の 3 倍まで）と弁護士費用の獲得することの助けになる。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1）行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

不明。

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

（廃棄方法） 押収物の廃棄方法に関する法的な要請はない。その他の処分方法は、上記 2.3－2 の返答に記す。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

不明。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

（規定上の負担者）
刑事訴追の費用は合衆国政府が負担する。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
意図的に模倣品の取引に「犯罪行為を行うあるいは助長するためのいかなる方法もしくは段階で使用された、もしくは使用する目的をもつ物品」（19 USC 2320）は、押収することができ、民事と刑事両方の没収対象となる。
また、著作権法では裁判所が廃棄命令を下すことを許可する。

（汎用設備の没収の可否及び要件）
可能。意図的に模倣品の取引に「犯罪行為を行うあるいは助長するためのいかなる方法もしくは段階で使用された、もしくは使用する目的をもつ物品」（19 USC 2320）は、押収することができ、民事と刑事両方の没収対象となる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1974 年米通商法　19 USC 2323＞
（a）民事没収
（1）没収の対象物―下記の資産は、米国連邦政府により没収対象とする：
（A）17 編 506 条、または、2318、2319、2319A、2319B あるいは 2320 条、または、本編 90 章 2318、2319、2319A、2319B あるいは 2320 条において、生産、取引が禁止されている資産。
（B）方法もしくは手段を問わず、サブパラグラフ（A）に記されている行為を犯すあるいは助長するために使用、あるいは、使用する意図のある資産、
（C）サブパラグラフ（A）に記されている行為を犯した結果により直接的あるいは間接的に得た利益となる資産もしくは利益から派生した資産

（b）刑事没収
（1）没収の対象物―17 編 506 条、または、2318、2319、2319A、2319B あるいは 2320 条、または、本編 90 章 2318、2319、2319A、2319B あるいは 2320 条に基づく犯罪行為に対する処罰判決を科す場合、他の処罰に加え、当犯罪についてサブセクション（a）において没収対象とされる資産を米国政府に没収されるものとする。

著作権法，17 USC 503

（b）最終判決あるいは命令の一部として、裁判所は著作権者の独占的な権利を侵害し生産された、あるいは使用された全てのコピーやレコード、または、プレート、型、マトリックス、マスター、テープ、ネガフィルム、その他の複製やレコードを製作することができる物品を廃棄、もしくはその他適切な処分を命令することができる。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（a）有り
民事手続きにおいて、原告は申し立ての結果を通知される。
刑事判決は、通常では公開記録となり、米国憲法修正第6項は刑事裁判の公開を要求する。しかし、申し立ての結果を情報提供者に通知する要件はない。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
（法的な対策の内容）
一般的に、民事と刑事訴訟の判決は公開記録となる。米国特許商標局で裁かれた事例についても公開記録とされ一般に公開されている。例外は、機密としての取り扱いを申請された特定書類のみである。これらの記録と判決は一般にアクセス可能なデータベースを介して提供される。
申請に基づき、米国関税局もまた最終見解や命令を一般に閲覧、コピーすることを許可している。
被害者が申し立てを行ったか否かにかかわらず、米国司法省は犯罪被害者に裁判手続きについて通知を行う被害者通知システムを保持している。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜Title 19, Customs Duties 19 CFR 103.4 ＞
一般閲覧と複製
（a）総則―米国関税法 103.12 条に記す例外措置を除き、合衆国法典第 5 編第 552 条（a）（2）と本章における 174.32 と 177.10 条に基づき、次の情報は一般閲覧と複製、あるいは代替手段として、即座に出版、販売提供されるとする。
（1） 事例の判決に際して行われた最終意見と命令、同意あるいは反対意見も含む

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（a）有り
一般的に、商標の判例は公開記録であり一般に開示される。例外は、機密としての取り扱いを申請された特定書類のみである。これらの記録と判決は一般にアクセス可能なデータベースを介して提供される。
申請に基づき、米国関税局もまた模倣品の押収について、最終見解や命令を一般に閲覧、コピーすることを許可している。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜Title 19 Customs Duties, 19 CFR 103.4 –＞
一般閲覧と複製
（a）総則―米国関税法 103.12 条に記す例外措置を除き、合衆国法典第 5 編第 552 条（a）（2）と本章における 174.32 と 177.10 条に基づき、次の情報は一般閲覧と複製、あるいは代替手段として、即座に出版、販売提供されるとする。
（1） 事例の判決に際して行われた最終意見と命令、同意あるいは反対意見も含む

＜Title 19, Customs Duties 19 CFR 133.21 – ＞
（c）商標権者への通知。本セクションにおいて商品が押収された場合、関税局は商標権者に、情報が提供可能ならば（週末や祝日を除いて）押収の通知日から 30 日以内に、次の情報開示をするとする。

（1）輸入日
（2）入国港
（3）商品説明
（4）量
（5）生産者名と住所
（6）商品の原産国
（7）輸出者名と住所
（8）輸入者名と住所

第 19 編、関税 19 CFR 133.21(b) –
（1）輸入者に対する、留置および情報公開の可能性の通知。留置決定日から 5 日（週末と祝日を除く）のうちに、CBP は輸入者に書面にて留置を通知する。この通知では、輸入者が通知の 7 日以内（週末と祝日を除く）に留置された商品に模倣標章が付されていないことを CBP の納得がいくように立証できない場合は、標章が模倣であるかどうかを判断する一助として留置された商品に関する情報を標章所有者に開示する場合がある旨が輸入者に伝えられる。CBP は、商品が検査用に提示された状態で、その商品またはその小売包装またはその双方に表示される情報、その商品またはその小売包装またはその双方の画像（写真を含む）を開示することがある。また、検査用に提示された状態で、その商品またはその小売包装またはその双方の標本品を開示することがある。標本品の引き渡し（開示）は、本節(c)項の保証金と返却要件の対象となる。輸入者が情報を適時に提供しない場合または提供された情報が、商品が模倣標章の表示をしていないと CBP が判断するに不十分である場合、CBP は標章の所有者への開示手続きを進めることができ、その旨を輸入者に通知する。本節による開示情報には通し番号、製造日、ロット・コード、バッチ・ナンバー、統一商品コード、商品またはその小売包装に英数字または他の形式で表示されるその他の識別標章が含まれる。

（2）標章の所有者への通知と情報の開示。商品が検査のために提示されてから留置通知が発行されるまでの間、CBP は標章の所有者に、輸入品が模倣標章を表示しているかどうかを判定する助けを得るために、以下のどの情報をも開示することができる。

19 CFR 第 133.43 節　侵害複製品と疑われる場合の手順。

（c）
著作権者に提供可能な標本。商品が税関検査のために提示されてから差し押さえまでの任意の時点で、税関は、輸入された物品が著作権を侵害する複製品であるかどうかを判定する助けを得る目的で、疑わしい商品の標本を検査や試験のために著作権者に提供することができる。本節に基づいて標本を取得するために著作権者は、税関による著作権者への標本の提供により生じる損失や損害について、合衆国、その担当官や従業員および輸入者や輸入品の所有者に損害が及ばないことを条件とした保証金を、港湾管理責任者が指定する形式および金額にて提供しなければならない。税関は標本の返却をいつでも請求することができる。所有者は税関の請求を受けた時点または検査や試験完了の時点で標本を返却しなければならない。標本が著作権者の管理下にあるときに損傷、破壊または紛失した場合には、所有者は標本返却の代わりに「19 CFR 133.43(c)により提供された［説明を挿入］と説明される標本が、著作権侵害の検査中または試験中に（損傷・破壊・紛失）した」旨を税関に証徴しなければならない。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（a）有り
質問項目 2.1-2.参照

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

該当法令	対象行為・対象者	罰則・罰金
1984年における商標模造.防止法（改正版） 18 USC 2320	意図的に商品あるいはサービスの取引を行う者で、故意に模造商標を使用し、またそのような商品、サービスに関連して、模造商標が付されたあらゆるタイプあるいは特性を有するラベル、パッチ、シール、梱包、バッジ、記章、メダリオン、チャーム、箱、容器、缶、ケース、タグ、書類、包装物を故意に取引し、混乱や誤認を生じさせる、または人を欺くおそれのあるような使用を行う者。そのような行為を行う者には、右記の罰則・罰金が科せられる。	個人： 2,000,000 ドル以下の罰金、あるいは 10 年以下の禁固刑、あるいは両方。 個人以外：5,000,000 ドル以下の罰金。 本セクションにおける犯罪行為が、本セクションとは別の犯罪で有罪確定後に起きた場合、個人については、5,000,000 ドル以下の罰金あるいは 20 年以下の禁固刑、あるいは両方が科され、個人以外については、15,000,000 ドル以下の罰金。
著作権法 17 USC 506（a）（1）	総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。 （A） 商業的利益または私的な経済的利得を目的とする行為	1984 年における商標模造.防止法（改正版） 18 USC 2319 180 日間に著作権を持つ著作物を 1 つ以上コピーもしくは少なくとも 10 部以上のレコード（その総小売価格が 2,500 ドル以上の場合に限る）を複製しもしくは頒布（電子的手段によるものを含む）をした

		者は、5 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、あるいは両方を科されるとする。 10 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう 2 度目もしくはそれ以降の犯罪である場合には両方 1 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定められる額以下の罰金、あるいは、その他のケースであれば両方。
著作権法 17 USC 506（a）（1）	総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。 （B） 180 日間に 1 つ以上の著作権を持つ著作物について 1 部以上のコピーまたはレコード（その小売価格の総額が 1,000 ドル以上の場合に限る）を複製もしくは頒布（電子的手段によるものを含む）する行為	1984 年における商標模造.防止法（改正版） 18 USC 2319 著作権を持つ著作物を 1 つ以上コピーもしくは 10 部以上のレコード（その総小売価格が 2,500 ドル以上の場合に限る）を複製しもしくは頒布（電子的手段によるものを含む）した者は、3 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、あるいは両方を科されるとする。 6 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう二度目もしくはそれ以降の犯罪である場合には両方 著作権を持つ著作物を 1 つ以上コピーもしくは 1 部以上のレコード（その総小売価格が 1,000 ドル以上の場合に限る）を複製しもしくは頒布した者は、1 年以下の禁固刑、あるいは、本条に定める罰金、あるいは両方を科されるとする。

著作権法 17 USC 506 （a）（1）	総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。 （C） 商業的頒布を目的として作成中の著作物を、公衆にアクセス可能なコンピュータ・ネットワーク上に置いて利用を可能にする方法で頒布する行為（当該著作物が商業的頒布のために作成中の著作物であることを当該者が知りもしくは知るべきであった場合に限る）。	1984 年における商標模造.防止法（改正版） 18 USC 2319 3 年以下の禁固刑、本条に基づく罰金、あるいは両方 商業利益もしくは個人の経済利益が目的の場合、5 年以下の禁固刑、本条に基づく罰金、あるいは両方 犯罪が重罪でありサブセクション（a）にいう 2 度目もしくはそれ以降の犯罪である場合、6 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、両方 犯罪が重罪でありパラグラフ（2）にいう二度目もしくはそれ以降の犯罪である場合 10 年以下の禁固刑、あるいは本条に定められる額以下の罰金、あるいは、両方
2004 年における模倣品対策改正法 18 USC 2318	（a） （1） 故意にサブセクション（ｃ）に記す状況において取引を行う者 （A） 模倣あるいは違法のラベルを貼り付ける、同封する、添付する、あるいは貼付、同封、添付することが意図された （i） レコード、 （ii） コンピュータプログラムの複製、 （iii）映画そのほかの視聴覚著作物の複製、 （iv） 文芸作品の複製、 （v） 絵、画像、彫像作品の複製、 （vi）視聴覚作品、 （vii）書類あるいは梱包、 （B）虚偽の書類あるいは梱包は本条において罰金を科される、もしくは 5 年以下の禁固刑、もしくは両方を科される。 （c）本セクションでいうサブセクション（a） の状況とは、 （1）犯罪が米国の特別海域あるいは領域内、あるいは、米国の管轄権にある（法令 49 セクション 46501 に定義する）特別航空機内において犯された場合	2004 年における模倣品対策改正法 18 USC 2318（a） セクション 2318 の違反について科される最大罰則は 5 年の禁固刑、あるいは、250,000 ドルの罰金、あるいはその両方である。

		（2）犯罪の実行について郵便あるいは、州間の設備もしくは国際貿易が使用される、もしくは、使用する意図がある場合、 （3） 模倣あるいは違法表示を付す、同封する、添付する、デザインされた物に付す、同封、添付する （A） 著作物の録音もしくは音楽作品のレコード、 （B） コンピュータプログラム著作物の複製、 （C）映画そのほかの視聴覚著作物作品の複製、 （D） 文芸作品の複製、 （E） 絵、画像、彫像作品の複製、 （F）視聴覚作品、 （G）著作された書類あるいは梱包 （4）著作された書類あるいは梱包の模倣	

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）可

（法的な対策の内容）

商標権の寄与侵害

米国法では、商標権寄与侵害に携わる者に故意に商品を提供する供給者は寄与責任者として責任を負う。

著作権の寄与侵害

同様に、米国法では、侵害行為を知りながら、もう一つの侵害行為を誘引し、要因となり、実質的な寄与を行う者は寄与責任を負う。

特許の寄与侵害

特許を有する工程を実行するために使用され、その特許創案の実質的な部分を構成する機械、製造、複合、合成、素材、機器類を、そのような特許を侵害することを目的とするために特に製造された、あるいは特に適応させたものであると知りながら、実質的には非侵害使用に適した主要品目または商業商品ではない場合、米国内において販売あるいは売込み、あるいは、米国内へ輸入する者は、寄与侵害者として寄与責任を負う。35 USC 271（c）.

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

35 USC 271(c).

特許法

第 271 条 特許侵害

(c) 特許された機械、製造物、組立物若しくは組成物の構成要素、又は特許方法を実施するために使用される材料若しくは装置であって、その発明の主要部分を構成しているものについて、それらが当該特許の侵害に使用するために特別に製造若しくは改造されたものであり、かつ、一般的市販品若しくは基本的には侵害しない使用に適した取引商品でないことを知りながら、合衆国において販売の申出をし若しくは販売し、又は合衆国に輸入する者は、寄与侵害者としての責めを負わなければならない。

特許の連帯責任

本件に関する法律は現在流動的であり、しかし、侵害が一人以上、もしくは、一つ以上の法人の参加と合わせた行動による結果である場合、連帯侵害責任が科されることがある。オンデマンド社. v.イングラムインダストリー社 442 F.3d 1331, 1344-45 （2006 連邦巡回裁判所）.

商標権の寄与侵害

寄与侵害を成立するには、原告は被告が （1）「故意に他者が」商標侵害を行うよう誘引した、あるいは、（2）「商標侵害行為と知りながら、もしくは、知るに充分な理由があるにもかかわらず商品を供給し続けた」ことを証明しなければならない。 .インウッド ラボラトリー社 v. アイブス ラボラトリー社、456 U.S. 844, 854 （1982）.

著作権の寄与侵害
寄与責任を成立するには、原告は被告が侵害行為を知りながら、他者による侵害行為を誘引、要因となる、あるいは、重大に寄与したことを証明しなければならない。
A&M レコード社 v. ナプスター社 239 F.3d 1004, 1019 （2001 年　第９巡回裁判所）。例として、「明確な表現やその他の侵害を助長する断定的手段を通して、著作権の侵害行為を使用目的として宣伝し、機器の配布を行う者は、その結果である第三者による侵害行為について責任を負う。」MGM スタジオ社 v. グロクスター社, 545 U.S. 913 （2005）.

特許の寄与侵害
＜米国特許法 35 USC 271（c）.＞
特許対象である機械、製造、複合、合成、素材、特許取得済みの工程を実行する機器、その特許侵害を目的するために特に製造された、あるいは、特に改造されたと知りながら、また、相当な非侵害使用を有しない主要品目または商業商品を、米国内において販売あるいは販売の売込、あるいは、米国内へ輸入する者は寄与侵害者として寄与責任を負う。

特許の連帯責任
侵害が一人以上の、もしくは、一つ以上の法人の参加と合わせた行動による結果である場合、連帯侵害責任が科されることがある。オンデマンド社. v.イングラムインダストリー社 442 F.3d 1331, 1344-45 （2006 連邦巡回裁判所）.

③商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
上記で協議する刑事責任は、「模倣商標」に及ぶとされる。模倣商標とは、登録商標と同一、または実質的に類似する偽造商標と定義される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
Lanham Act, 15 USC 1127
「模倣」とは、登録商標と同一、または実質的に類似する偽造商標をいう。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

（a）有り
（内容）
上記で協議する刑事責任は、「模倣商標」に及ぶとされる。模倣商標とは、登録商標と同一、または実質的に類似する偽造商標と定義される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
Lanham Act, 15 USC 1127
「模倣」とは、登録商標と同一、または実質的に類似する偽造商標をいう。

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

GTFM社 v. ソリッド洋裁社 215 F. Supp. 2d 273, 300（NY州南区連邦裁判所2002）（被告のT-シャツ上における05とPLAYERS 05の使用が原告の05商標と相当に類似し区別がつかないわけではないと判決。）

合衆国v. 10,510 パッケージコンピュータタワー 152 F. Supp. 2d 1189, 1198-99, 59 U.S.P.Q.2d 1940 （N.D. Cal. 2001）（被告の商標「reverse-UR」がアンダーライターラボラトリー社の「reverse-UR」認定商標と相当に類似していると判決。）

サーキットブレーカー訴訟 852 F. Supp. 883 （CA州中央区連邦裁判所 1994）（仮定としてKORTENKAMPWEARがKORTENKAMPWEAR相当に類似し区別できないが、KURTSKAMPINGWEARは区別可能だとする判決。）.

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し
（基準・範囲）
一般的に、これは米国の商標侵害基準（混同をきたす可能性）の範囲内だとし、下記２－２に述べる「ノミナティブ（nominative）」フェアユース抗弁の対象だとする。米国では、商標権者の商品の代替部品あるいは互換性商品だとして生産、宣伝を行うことは認められている。

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

「ノミナティブ（nominative）」フェアユースの抗弁は、他者商標をほかの商品の説明、比較のために使用することを許可する。被告人は、次の要件を満たした場合において、フェアユースの弁護を申し立てることができる。
1） 商標の使用なしには商品または役務が容易に判別つかない
2） 商品または役務を識別するのに必要な範囲における商標の使用
3） ユーザは商標に関連して、商標権者が広告主である、あるいは、推薦を一切示していない

ニューキッズ オン ザ ブロックv. ニュース アメリカ出版社, 971 F.2d 302 （第９巡回裁判所 1992）.

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

（基準・範囲）
これは、米国の商標侵害基準（混乱の可能性）によってカバーされ、「ノミナティブ（nominative）」フェアユーズ弁護の対象となる。上記参照。しかし、文字マークではなくロゴの使用は、「ノミナティブ（nominative）」フェアユースにより保護される可能性は低いとされる。参照オートモーティブ　ゴールド社. v.　米国フォルクスワーゲン社 457 F. 3d 1062 （9th Cir. 2006）,トヨタモーターセールス v.タバリ, 610 F. 3d 1171 （9th Cir. 2010）

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（b） 無し
商品上そして広告内における標章の使用について区別はない。どちらも商標使用とみなされる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜ランハム法 15 USC 1125（a）＞
商品、サービス、商品の容器について、またはそれに関連して、次の言葉、用語、名称、シンボル、図形もしくはこれらの組合せ、または原産地虚偽表示、事実についての虚偽もしくはそのおそれのある記述、または事実についての虚偽もしくはそのおそれのある表示を取引上使用する者は、その行為によって損害を受けているか、または、そのおそれがあると信じる者による民事訴訟につき責任を負うものとする。

（A）上記に述べる者と他者との関連、関係もしくは関連性において、または他者によって、その商品、サービス、もしくは商業活動の出所、提携、または承認について混乱、誤認、欺罔を生じるおそれのあるもの、または

（B）商業広告もしくは販促において、その者または、他者の商品、サービス、商業活動の性質、特性、品質または、原産地虚偽表示するもの

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b） 無し
（基準・範囲）
宣伝広告の条件と範囲に関する特別の定義はない。連邦法による保護を受けるためには、商標は「議会によって合法的に規制対象とすることができる商業行為」で使用されるものでなければならない。実際上これは、商標が冠される商品やサービスは州際通商で提供されているか、州際通商に有意な影響のあるものでなければならないことを意味する。

不当競争規定により、商品あるいはその他商品を誤認させるような行為を防止している。参照 15 USC 1125（a）（1）（B）.

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
15 U.S.C. 第 1127 節：構造と定義。本章の意図。
「use in commerce（商業行為での使用）」とは、通常の通商の過程で標章が誠実に使用

されることを意味し、標章の権利を確保するためにだけに使用されたものではないことを意味する。本章では、下記の場合に標章が商業行為で使用されているものと判断する：
（1）商品の場合
（A）商品やその容器またはそれに関連する表示またはそれらに取り付けられる付け札やラベルに何らかの方法で付されている。ただし、商品の性格上そのよう付すことが実用的ではない場合、商品やその販売に関わる文書類に付されている。
（B）商品が商業行為で販売、輸送されている。さらに
（2）サービスの場合
そのサービスの販売や宣伝広告で使用または表示されており、サービスが商業行為の中で提供されているか、サービスが二州以上または合衆国と外国で提供されており、サービスを提供する人がそのサービスに関連して商業行為に関わっている場合。

＜ランハム法, 15 USC 1125（a）＞
（1）商品、サービス、商品の容器、または、それに関連して、次の言葉、用語、名称、シンボル、図形もしくはこれらの組合せ、または原産地虚偽表示、事実についての虚偽若しくはそのおそれのある記述、または事実についての虚偽または、そのおそれのある表示を取引上使用する者は、その行為によって損害を受けているかまたは、そのおそれのあると信じる者による民事訴訟につき責任を負うものとする。

（B） 商業広告もしくは販促において、その者または、他者の商品、サービス、商業活動の性質、特性、品質または、原産地虚偽表示するもの

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り_
米国法は、商標（商品に使用）とサービスマーク（役務に関連して使用）の区別を行わない。商号（ビジネスが識別されるために使用）は、一般的にサービスマークとして認められる。上記で述べたように、模倣に対して刑罰は存在する。商号が登録されており、模造された場合、侵害者は上記で述べた同じ罰則の対象となる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
質問項目 1.1-2 and 1.1-4.参照。

3-5） 関連する代表的な裁判例

－

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（b）無し
（内容）
米国は、商標と著作権の間の抵触を認めない。商標が著作権でもある場合、商標法と著作権法に基づく全ての保護をうけることができる。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（b）無し
一般に、著作権侵害の申し立てだけでは商標申請の反対に必要な資格要件を満たさない。そのため、著作権者は、米国特許商標局における行政審理において商標の登録を反対することができないとされる。カラノ v. ビナ　コンチャ　イ　トロ社, 67 U.S.P.Q.2d 1149（T.T.A.B. 2003）（「著作権侵害のみの申し立ては、申請者の登録権利を取り消す法的根拠とはならない。」
しかし、著作権者は連邦裁判所に対して裁判の申し立てを行ない、商標申請者がその申請の差し止めを要請することができる。

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）
他者の商号登録により被害に遭った商標権者は、その標章をキャンセルするよう申請することができる。また、商標権者は申請された（まだ未登録の）標章についても反対することができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜ランハム法　15 USC 1064＞
本法律または1881年3月3日の法律もしくは1905年2月20日の法律によって設けられた主登録簿へのある標章の登録により損害（第1125条（c）に基づく不鮮明化あるいは毀損による希釈化による場合を含む）を被っている、または、損害を被るであろうと信じる何人も、当該商標の登録を取り消すべき旨の請求のその理由を開示し、かつ、所定の手数料を納付して商標の登録取り消しについて申し立てることができる。
（1） 本法律に規定する標章の登録日から5年以内
（2） 1881年3月3日の法律もしくは1905年2月20日の法律の下に登録された標章の第12条（c）に規定する公告日から5年以内
（3） 登録商標が、登録され、機能している商品、サービス、または、その一部が一般名称となったとき、放棄されたとき、または、その登録が詐欺により、または本法律に基づく登録についての第4条または第2条（a）、（b）もしくは（c）の規定に違反し、もしくは旧法に基づく登録に関する旧法の同種の禁止規定に違反して取得されたとき、または、その商標が使用されている商品もしくはサービスの出所を不実表示するよう登録名義人によってもしくはその承諾の下に登録商標が現に使用されているときはいつでも、登録商標が、登録された商品、またはサービスの一部について一般名称となったときは、商品またはサービスについてのみ、登録取消請求を起こすことができる。登録商標は、その商標が特有の製品またはサービスの名称として、識別するためにも使用されているという理由のみにより商品またはサービスの一般名称であるとはみなされないものとする。購買者の動機づけより該当する不特定多数の人に対する登録商標の第一義的意義は登録商標が使用されてきた商品またはサービスの一般名称となっているか否を判断するための基準とする。

＜ランハム法 15 USC 1063＞
（a） 本章 1062 条（a）に基づき商標登録の出願をした商標について、出願申請後 30 日以内に、当該登録により影響を受ける者は誰でも、当該商標の登録について特許商標局へ異議を申し立てることができる。当該登録により影響を受ける者は、本章 1125 条における商標の不鮮明化あるいは毀損による希釈化の原因となる商標による影響を受ける者を含む。30 日の期限内に書面による申請を受け、異議の申し立て期間は 30 日間延長されるものとし、更なる延長については、正当な理由により期限内の延長申請が行われた場合、局長により承認されることができる。局長は異議申し立ての期間が延長される都度、（商標）申請者に通知するものとする。局長所定の状況により、異議は改正することが可能である。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a）有り
米国連邦裁判所が商標の登録と変更に関する原管轄権と控訴管轄権を有する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜ランハム法 15 USC 1121＞
1121 条 連邦裁判所の管轄、登録商標の変更、異なる表示の禁止に関する州または地域要件
（a） 争のある金額の多寡を問わず、又は当事者の市民権の属する州が異なるか否かを問わず、本法律の下に成立する一切の訴訟につき、合衆国地方裁判所及び合衆国準州裁判所は、第 1 審の管轄権を有し、合衆国控訴裁判所（合衆国連邦巡回控訴裁判所以外のもの）は、控訴審の管轄権をそれぞれ有するものとする。

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
合衆国連邦および州裁判所、ならびに特許商標局は、登録の全体または一部を取り消すことができる。上記質問 5-1 と 5-2 参照。合衆国連邦および州裁判所はまた、他の事業体の商号権を侵害すると判明した場合には、商号の廃止を命令することができる。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する
（基準・範囲）
外国のみに輸出される商品に侵害標章を使用した場合においても、米国国民は商標侵害の責任を負うものとする。一般的に、米国裁判所は、米国内において生産、梱包、工程、移動が行われた場合、裁判管轄権を有する。
外国市民や企業が同様に責任を問われるかについては、未決である。参照ベルサーチ社によ

る A.V. v. ジアニ　ベルサーチ社、126 F. Supp. 2d 328, 337 （S.D.N.Y. 2001）.（「第二巡回裁判所は、外国国籍のみでは、ランハム法による領域外申請を却下するのに充分ではない。」）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
外国における販売から生じる商標侵害については、裁判所は、以下の要素を検討する。
（i） 被告が米国国民である、 （ii） 外国法における被告の商標権と国内法における原告の商標権間で抵触があるか否か、（iii） 被告の行為が米国貿易に対して相当な影響を有するか。バニティ　フェア　ミルズ v. T.イートン、234 F.2d 633, 642 （2d Cir. 1956）.

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

（理由）
考慮される要件については、上記を参照。通常、商標侵害の責任を負わないという判決は、裁判所が管轄権を有しないときに起こる。

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

--被告スチールは米国国民であり、米国とスイスから時計の部品を輸入、組み立て、「Bulova」というスタンプをメキシコにおいて付した。「Bulova」は、原告であるブロバ時計社の米国における登録商標であり、原告はスチールに使用を許諾していない。ブロバ時計社は、メキシコにおいて「Bulova」の商標登録していない。ブロバ時計社は、著作権侵害として起訴し、米国最高裁判所はランハム法が領域外管轄を有するとした。スチール v. ブロバ時計社 344 U.S. 280, 285 （1952）.

--原告は女性服を生産し、下着に「Vanity Fair」の商標を付している。被告はカナダの洋服小売店であり、カナダにおいて原告のブランド商品を購入、正規に商標を付して販売を行なっていたが、後に、他の自社商品にも原告の商標を使用しました。原告は、米国内において商標権侵害の申し立てを行った。第二巡回裁判所は、「外国において有効だと想定される商標に基づき行動」する外国国籍を有する被告に対して、領域外における適用を却下し、カナダの管轄へ本件を譲渡した。
バニティフェア　ミルズ v. T.イートン社、 234 F.2d 633, 642 （2d Cir. 1956）.

--納入の遅延と生産要件からの逸脱により、被告は原告のラベル表示を付したスポーツウェアの生産に関する契約に違反した。洋服は外国に残され、原告は被告が独自に該当商品を販売することを防止する差し止め要請を申し立てた。被告の取締役は米国国籍を有さないが、米国に居住し、米国企業を有した。連邦地域裁判所は、被告の米国とのつながりが充分にあり、建設的な市民権を有するとみなした。 カルバンクライン産業社 v. BFK 香港社、714 F. Supp. 78, （S.D.N.Y. 1989）.

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無
7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

（a）有り
（内容）
米国法は商標の申請や登録について反対する手段を提供する。上記 5-1 の回答を参照。悪意のある要因は米国特許商標局と連邦裁判所が反対や無効手続きにおいて考慮する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜ランハム法 15 USC 1127＞
「商標」とは、文字、名前、シンボル、また、それらの結合を含め、
（1）人に使用される、
（2）商業において使用する善良な意図があり、本章において設定された主な登録先において登録申請を行い、特殊商品を含め、他者製品と自社製品を識別・区別し、ソースが不明でもソースを示すもの。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（b）無し
（要件・内容）
連邦法に基づいて、権利者がその商標を保護するには、米国内において、商品やサービスに付した商標を実用している必要がある。これは、米国で使用されていない著名商標の所有者は、同一商標登録を防止あるいは無効とすることができないことを意味している。米国裁判所のほとんどは、実際に使用されていない著名商標に対して保護（著名商標の原則）を提供しない。

まれに米港裁判所が著名商標の原則を広範囲に適用することがある。グルーポ ギガンテ社 v. ダロ社, 391 F.3d 1088 （9th Cir. 2004 年第 9 巡回裁判所）を参照。（領土権原則について、商標が消費者に相当な割合で精通している場合において例外とみなされた。）しかし、宣伝やインターネット上における使用は実用とみなされるため、著名商標が実際に米国内において実際使用されていないということは少ない.

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
存在する。ただし、これは合衆国内で標章が使用された経緯がある場合に限る。上記 7-2 に説明するように、合衆国内で商標が使用されていない場合、その所有者が盗用された標章に対する訴訟に勝訴する可能性は低い。

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
（設定基準）

著名な標章は商標の希釈化から保護をうける。要するに、これは商標権者が、二次使用者の商品や役務の関連性にかかわらず、著名標章の特徴的な品質を希釈化させる、あるいは、他者使用を阻止する権利を与える。
標章が希釈化からの保護を正当化するために必要な著名があるか否か決定するために、裁判所は下記の 8 要素を検討の上、判断する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ランハム法 15 USC 1125（C）
著名標章の保有者は、平等の原則または裁判所が妥当であると考慮する条件の下、他者による標章あるいは商号の商業的使用に対し、次に定める条件を全て満たした場合において、差止めを請求することができる。著名標章に登録された後から他者による使用が始まった場合、その標章の特徴が希釈化された場合、このサブセクションに定める諸条件を満たしている場合による。その標章が著名であるか、特有の品質を有するかにあたっては以下の要素を考慮する。
（A）標章に本来備わっている特性、または獲得した特性の程度
（B）標章が使用されている商品またはサービスに関連した標章の使用継続と範囲
（C）標章の宣伝と広告の継続時間と範囲
（D）標章が使用される取引地域の地理的範囲
（E）標章が使用される商品またはサービスの取引ルート
（F）標章の所有者、および差止め請求を求められた人が利用する取引地域や取引ルートにおける商標への認識の度合い
（G）同じもしくは類似した標章の第三者による使用の性質と範囲
（H）標章は 1881 年 3 月 3 日の条例、または 1905 年 2 月 20 日の条例、または、その他の主要な登録制度の下で登録されているか。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り
（a-1）著作権登録の必要性　（b）無し
（内容）
利害関係者は、商標権侵害に関して侵害者とされる者を合衆国連邦裁判所で訴追することができる。訴訟の論拠として提出することができる証拠の種類は、発見と証拠に関する規則によって決定される。
利害関係者はまた、商標の申請に対する異議申立や、登録商標に対する取り消しの申し立てを行うことができる。これらの行政審問は、一般的に合衆国連邦裁判所の発見と証拠に関する規則に準じて行われる。
利害関係者や第三者は、申請中の商標について抗議文を商標局に提出することができる。この抗議文は非公式のもので、申請内容に誤りがあること、連邦登録された標章の存在またはそれ以前から申請中となっている申請の存在を通知するために使用することができる。抗議文では、コモンローに基づく過去の使用を主張することはできない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
検査手順の商標マニュアル

1715.01(a) 抗議文に適する議題

抗議文に適する議題は、審査代理人が、第三者による更なる介入なしに、自らの権限と資力の範囲内で法的な結論に至ることができる問題に関係する。抗議の内容として最も一般的な例を下記に示す：

（1）第三者が、ある言葉の登録を、それが汎用的であるまたは説明的であるという理由でそれに異議を申し立てる。その異議申立には、その言葉が汎用的であるまたは説明的であることの証拠を伴わなければならない。証拠は客観的、独立的で、事実に基づき、拒否提案の根拠として審査代理人が使用できるものでなければならない。個人的な意見は主観的なものであり、自己利益的なものでありうるため、審査代理人へ転送されない。抗議文が受領されると、審査代理人には、標章が汎用的か説明的である理由から登録に対する異議申立が申請された旨が伝えられ、抗議文に添付された事実証拠の写しが全て渡される。

（2）第三者が、連邦登録された標章の存在またはそれ以前から申請中となっている申請の存在を USPTO に通知し、この標章と、抗議文の対象であるところの申請に含まれる標章との間で混乱が生じる可能性があると主張する。抗議文が受領されると、審査代理人には、登録商標またはそれ以前から申請中となっている申請との混乱の可能性があるとの主張に基づいて標章の登録に対する異議申立が申請された旨が伝えられ、USPTO の自動記録に記載されるところの登録情報または申請情報を参照するように伝えられる。

（3）第三者が、申請済み標章の申請者による使用によって侵害があったと主張する係争中の訴訟があることから、申請に対する訴追を保留することを請求する。その訴訟を具体的に特定し、関係する訴答の写しを同封しなければならない。訴訟には連邦登録商標または申請中となっている抗議人のそれ以前から申請中となっている申請が関係し、抗議人はこの標章と、この抗議文の対象である申請に含まれる標章との間で混乱が生じる可能性があると主張しなければならない。訴訟で求められる救済が、この抗議文の対象である申請の取り消し、放棄、修正に及ばない場合、標章の登録可能性には公判は関係しないものとみなされるのが一般的である。抗議文が受領されると、審査代理人には、登録標章または係争中の訴訟の対象となっているそれ以前から申請中となっている申請との混乱が生じる可能性があるとの主張に基づいて保留の請求が受領されたことが伝えられる。関係する訴答の写しが記録に登録される。

（4）第三者が、特定用途において商品やサービスを特定する目的で登録商標が不適切に使用されていることを USPTO に通知する（TMEP 第 1402.09 節参照）。

（5）第三者が、後続の合衆国申請の存在を USPTO に通知し、その申請の中には第 44 節(d)項の規定に基づきその第三者が権利を有する適切な優先権主張が含まれており、その第三者の標章と、抗議文の対象である過去に行われた申請に含まれる標章との間に混乱が生じる可能性があると主張する。TMEP 第 1003.05 節および第 1904.01 節(e)項参照。

（6）第三者が、申請日付が早い、またはその第三者の適切な優先権主張を含む、第 66 節(a)項に基づく申請が存在すること、ならびにその第三者の標章と、抗議文の対象である申請に含まれる標章との間に混乱が生じる可能性があること、ならびに抗議文の対象である申請が審査された時点で、第 66 節(a)による申請が USPTO データベースに記録されていなかった可能性がある旨を USPTO に通知する。TMEP 第 1904.01 節(b)項および第 1904.01 節(e)項参照。

1715.01(b)　抗議文に適さない議題

抗議文で取り上げるのが不適切な議題の例を下記に示す：

（1）第三者がコモンローに基づく過去の使用を主張するものの、その標章の連邦登録がないか、その標章についてそれ以前から申請中となっている申請がない。混乱の可能性を判定する際に審査代理人が検討できるのは、登録とそれ以前から申請中となっている申請だけである。過去のコモンローに基づく使用、州への登録など、連邦登録やそれ以前から申請中となっている申請以外の証拠に基づく主張は、一方的審査の際に審査代理人に提示することは適切ではない。
（2）第三者が、申請者が標章の正しい所有者ではないと主張する。このような問題は、一方的審査における審査代理人の証拠要求権限外の証拠を必要とする。Apple Computer, Inc., 57 USPQ2d 1823 に関して (Comm'r Pats. 1998)。
（3）複数の第三者が、標章が登録されるべきではないとの見解を述べるものの、登録拒否の根拠となるような証拠や法的理由を提示しない。抗議文手順を、特定標章に関する世論表現の手段として使用してはならない。商標登録過程は法律と連邦規制の規定にしたがって行われる。申請過程に影響を与える目的で世論を利用することはできない。したがって、特定利益団体からの大量書面送付は記録には残されない。登録に対して同じ異議を申し立てる抗議文が 5 者以上の者から送付された場合には大量書面送付とみなされる。
（4）第三者が、係争中の訴訟のために申請に対する訴追を保留するか、拒否することを要求するものの、係争中の訴訟に USTPO が登録を保留または拒否する根拠が含まれていることを示す証拠を提供しない（例、訴訟が、抗議人の連邦登録標章や、それ以前から申請中となっている申請には関係しない）。
（5）第三者が、申請者が USPTO に対して詐欺行為を犯したと主張する。

7-6）著作権登録制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
米国著作権法 411 条

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（b）文字
申請には文言の英語訳、ならびに使用文字がローマ字でない場合は翻字が添付されること。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜37 CFR 2.22＞
（a）本法第 1 節または第 44 節またはその双方に基づく主登記への商標／サービスマーク登録申請は、TEAS を介して申請する場合、第 2.6 節(a)(1)(iii)項に従って申請費用の減額を受けることができ、また以下を含む。
（16）標章に英語以外の文言が含まれる場合は、その文言の英語訳。
（17）標章にローマ字以外の文字が含まれる場合は、その文字の翻字。

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（b）無し
ただし、各州の不正競争法、ならびに虚偽広告法は商標法であるものと我々は考えている。

②デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（a）方式審査と実体審査が有り
「意匠出願」制度は存在しない。合衆国には意匠商標と意匠特許が存在する。意匠商標は商標法に基づいて審査され、意匠特許は特許法に基づいて審査される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
35 USC 第 171 節 — 意匠の特許参照

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

—

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

—

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
意匠商標は、上記に説明する異議申立および取り消しと同じ手順で無効にすることができる。
第三者が意匠特許の再審査を請求することができる。第三者が特許のいずれかの請求項の特許性に新たに相当の疑問を提起する場合、特許局では特許申請を再審査する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
35 USC § 302
特許法
第 302 条 再審査の請求
何人も、如何なるときにも、特許の何れのクレームについても、第 301 条の規定に基づいて引用された先行技術を基にして、特許商標庁による再審査を請求することができる。請求は、書面によるものとし、また、第 41 条の規定に従って長官が設定する再審査手数料の納付を伴わなければならない。請求書は、引用された先行技術を再審査が請求される全てのクレームの各々に適用することの適切性及びその態様を記載しなければならない。請求者が特許所有者である場合を除き、長官は直ちに、特許についての記録上の所有者に請求書の写しを送付しなければならない。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（a） 有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

商標法は、コモンローに基づく商標保護を未登録意匠標章に拡大するものである。

⑤税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a） 有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

19 USC 第 1526 節 - 合衆国商標が付された商品

（a）輸入禁止

本節(d)款に規定する場合を除き、海外で製造された商品について、もしもその商品またはそのラベル、看板、印刷物、包装、包み紙もしくは容器に合衆国の市民または合衆国内に設立もしくは組織された法人や協会が所有し、第 15 編 81 節から 109 節の規定に基づいて合衆国居住者によって USPTO に登録された商標が付されており、かつ、この商標の登録証明書が、前記第 15 編 106 節に規定する方法にて財務長官宛に申請されている場合、入国の際にその商標所有者の書面による同意が提示されない限り、海外で製造されたその商品の合衆国への輸入は違法となる。

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a） 行われている

（明文規定があるのに実態として行われていない場合、その理由を記入してください）

検査と取り締まりは散発的となることがある。

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権 （c）特許権 （e）著作権

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

合衆国税関では、合衆国から輸出される商品の知的財産権違反について検査も取り締まりも行わない。

合衆国法廷は合衆国内で発生する知的財産権違反への救済を行う。これらの権利は通常、侵

害商品の製造に関係してくるもので、輸出はその限りではない。

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　　（c）特許権　（e）著作権
（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し
国内外を問わず、すべての知的財産の所有者に適用される。

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　　（c）特許権（e）著作権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り
合衆国税関ではコモンロー権利を守るための取り締まりを行うことはなく、合衆国税関は海外事業体が所有する合衆国商標登録を守るための取り締まりも行わない。

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

トランジット通関とは合衆国を経由して他国に送られる途中にある小荷物を意味するものとして回答。そのような包装品は合衆国に「輸入」されたものとみなされ、宛先が合衆国内である場合と同じ規則が適用される。上記回答 3-2 を参照のこと。

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（a）有り
（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）
税関登録手続の概要
権利者は、その商標と著作権登録を合衆国税関に記録してもらうことができる。税関に記録する前に、登録をまず完全に完了する必要がある。

登録期間

著作権と商標記録の有効期限は 20 年である。

費用
手数料は著作権一件につき 190 ドル、商標 1 分類につき 190 ドルである。

必要書類
① 申立書
⑥その他（商標登録証明書の写し 5 部、著作権取得作品の画像が描かれた文書 5 部）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標
19 CFR 133.1 以下参照

著作権：
19 CFR 133.31 以下参照

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（a）有効である
（期間）
著作権と商標記録の有効期限は 20 年である。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標：
19 CFR 133.1 以下参照

著作権：
19 CFR 133.31 以下参照

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

合衆国税関では疑義商品の留置を行う。いったん侵害品と判定されると税関では商品の差し押さえと破壊を行う。
また、法廷は各種差し止めによる救済を行うことができる。ある当事者は一時的な禁止命令を請求することができ、この命令は訴訟開始前の時点でも侵害者とされる者の特定行為を禁止する働きを持つことがある。仮差し止め命令は訴訟の期間中も継続することができ、恒久的差し止め命令は、侵害責任があるとの判決が下された後もその行為を恒久的に差し止めるものである。原告が差し止め命令の理由を示す場合に示さなければならないことは：（1）

自らが回復不可能な損害を被ったこと、（2）法的に与えられる救済はその損害を補償するには不十分であること、（3）原告と被告の困難を比較した場合、衡平法上の救済が当然であることおよび（4）恒久的差し止め命令によって公共の利益が損なわれることがないこと。eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
19 CFR 133.43 - 侵害複製品と疑われる場合の手順

侵害複製品と疑われる場合の手順
（a）輸入者への通知。輸入品が著作権で保護される登録作品の侵害複製品または侵害フォノレコードであると考えるに足る理由がある場合、港湾管理責任者はその配達を控え、この措置について輸入者に伝えたうえ、その物品が侵害複製品であることを否定し、その物品を留置することによってその物的価値が損なわれるか、輸入者自らへの損害を招くことになる旨の陳述を、事実によって裏付けられる場合には行うことができる旨を伝える。またこの中で港湾管理責任者は、その物品が侵害複製品または侵害フォノレコードであることを否定する通知が輸入者から 30 日以内に受領されない場合、その物品はそのような複製品であるとみなされ、差し押さえと没収の対象になる旨も伝える。
（b）著作権者への通知。侵害複製品または侵害フォノレコードと疑われる物品の輸入者が（a）に規定する否定申し入れを行った場合、港湾管理責任者は、提供可能である場合には下記情報を、輸入者の否定申し入れから週末と祝日を除く 30 日以内に著作権者に提供する
（1）輸入日
（2）通関手続き地
（3）商品の説明
（4）対象となる数量
（5）商品の原産国および
（6）通知から 30 日以内に著作権者が港湾管理責任者に下記の申請をしない場合、輸入品は輸入者に引き渡される旨の通知：
（i）留置された輸入品を入国から排除する旨の書面による請求申請。
（ii）税関局長官またはその被指名人が、その物品が 1976 年著作権法 (17 U.S.C. 602) 第 602 節の規定に定める、輸入禁止対象侵害複製品ではないとの判定を下した場合、税関留置によって輸入品の輸入者またはその所有者が損失や損害を受けないことを条件とした保証金を、港湾管理責任者が指定する形式と額面で申請する。（本章 113 部参照）
(c) 著作権者に提供可能な標本。商品が税関検査のために提示されてから差し押さえまでの任意の時点で、税関は、輸入された物品が著作権を侵害する複製であるかどうかを判定する助けを得る目的で、疑わしい商品の標本を検査や試験のために著作権者に提供することができる。本節に基づいて標本を取得するために著作権者は、税関による著作権者への標本の提供により生じる損失や損害について、合衆国、その担当官や従業員および輸入者や輸入品の

所有者に損害が及ばないことを条件とした保証金を、港湾管理責任者が指定する形式および金額にて提供しなければならない。税関は標本の返却をいつでも請求することができる。所有者は税関の請求を受けた時点または検査や試験完了の時点で標本を返却しなければならない。標本が著作権者の管理下にあるときに損傷、破壊または紛失した場合には、所有者は標本返却の代わりに「19 CFR 133.43(c)により提供された［説明を挿入］と説明される標本が、著作権侵害の検査中または試験中に（損傷・破壊・紛失）した」旨を税関に証徴しなければならない。

（d）著作権者による行動や行動しないことの結果。著作権者に、その著作権によって保護される登録作品の侵害複製品と疑われる輸入品の配達が差し控えられている旨を通知した後、港湾管理責任者は次の手順を進める：

（1）請求と保証金。準備書面の交換。著作権者が、侵害品と疑われる複製品の排除を求める請求を、適正な保証金とともに申請する場合、港湾管理責任者はすみやかに輸入者と著作権者に、30 日を越えない指定期日以内に、侵害の主張または侵害の否定を裏付ける証拠、準備書面、その他の関係資料を提出することができる旨を伝える。立証責任は、その物品が事実侵害複製品であると主張する者にある。

（i）準備書面の交換。争議対象である侵害の主張について、本節(c)(1)項に基づいて税関に追加証拠、準備書面、その他の関係資料を適時的に提出する前に、輸入者と著作権者はまず、それぞれ輸入者は侵害否定請求を、著作権者は排除請求を含む全ての情報を相手側に提供しなければならない。これらの情報をその後税関に提出する場合は、相手側に既に写しが提供された旨を確認する書面を添付しなければならない。港湾管理責任者は輸入者と著作権者の双方に、相手側が主張する議論に反論する猶予（ただし 30 日を越えないこと）があること、さらに、期限内に提出された反論は意思決定の過程で完全に考慮されることを伝える。この反論期間中、税関に期間内にに反論を提出する前の段階で、輸入者と著作権者は、このような資料のすべての写しを相手側に提供する。これらの反論を税関に提出する場合は、相手側に既に写しが提供された旨を確認する書面を添付しなければならない。港湾管理責任者は、30 日の最終反論期間後はどちらからも主張や否定を裏付けるための追加資料を受け付けない。

（ii）決定。反論を受領した時点、もしくは反論が提出されない場合は通知から 30 日経過後、港湾管理責任者は関係資料全ておよび侵害の可能性があると考えられる各形式のサンプルを CBP 本部に送り（Border Security and Trade Compliance Division, Regulations and Rulings, Office of International Trade 宛て）、争議対象である侵害の主張の決定を仰ぐ。争議対象である侵害の主張に関する最終決定は港湾管理責任者に送られ、港湾管理責任者はその写しを著作権者と輸入者に送付する。

（2）侵害の否認または侵害根拠なし。著作権者が、特定された輸入品が自らの登録著作権作品の侵害複製品であることを否認した場合または侵害の主張を裏付けるために十分な証拠または論証を提示することができない場合、港湾管理責任者は留置された商品およびその後輸入される同じ商品を、輸入者が誰であっても、著作権者への通知なしに輸入者に引き渡

す。
（3）請求または保証金の不申請。著作権者が、本節(b)項の規定にしたがって書面による排除請求および保証金の申請をしない場合、港湾管理責任者は輸入者に留置商品を引き渡し、その旨を著作権者に通知する。
（4）保証金の取り下げ。輸入品が侵害商品であるという理由で著作権者が保証金を送付した場合、著作権者は侵害の問題に対する決定が下されるまで保証金を取り下げることはできない。
（e）その他の手順：訴訟。本節に説明する行政手順の代わりとして、著作権者は、税関に著作権を登録しているかどうかに関わりなく、商品の輸入を禁止する裁判所命令を請求することができる。税関による差し止め命令の執行を実現するためには、著作権者は税関局長官 Office of the Chief Counsel, Washington, DC 20229 宛てに裁判所命令の認証謄本を提出する。さらに、問題の著作権が税関に記録されていない場合、著作権者は第 133.33 (b)節に規定する 190 ドルの手数料を支払い、作品が立体作品など、題名と作者名で簡単に識別できないものである場合、写真などの 5 枚の写真や画像を約 8″ × 10 1/2 ″の大きさの紙に復元したものを提出する。

商標：
CFR、第 133.21 節：模倣標章が付されていると疑われる品物

（a）模倣標章の定義：「模倣標章」とは、USPTO の主登記に登録された標章と同一または実質上区別が付かない偽造標章を指す。
（b）留置。CBP では、USPTO に登録され、本項 Subpart A により CBP に記録されている標章の模倣であると疑われる標章が付される国内製または外国製製品で、合衆国内に輸入されるものを留置することができる。留置期間は、商品が検査のために提示された日から最長 30 日間とする。輸入者が正当な理由を示すことにより、30 日間の留置期間をさらに 30 日間延長することができる。19 U.S.C. 1499 の規定にしたがい、留置期間後および承認された期間延長後も商品が引き渡されない場合、その商品は 19 U.S.C. 1514(a)(4)の規定から除外されたものとみなされる。

（1）輸入者に対する、留置および情報公開の可能性の通知。留置決定日から 5 日（週末と祝日を除く）のうちに、CBP は輸入者に書面にて留置を通知する。この通知では、輸入者が通知の 7 日以内（週末と祝日を除く）に留置された商品に模倣標章が付されていないことを CBP の納得がいくように立証できない場合は、標章が模倣であるかどうかを判断する一助として留置された商品に関する情報を標章所有者に開示する場合がある旨が輸入者に伝えられる。CBP は、商品が検査用に提示された状態で、その商品またはその小売包装またはその双方に表示される情報、その商品またはその小売包装またはその双方の画像（写真を含む）を開示することがある。また、検査用に提示された状態で、その商品またはその小売

包装またはその双方の標本品を開示することがある。標本品の引き渡し（開示）は、本節(c)項の保証金と返却要件の対象となる。輸入者が情報を適時に提供しない場合または提供された情報が、商品が模倣標章の表示をしていないと CBP が判断するに不十分である場合、CBP は標章の所有者への開示手続きを進めることができ、その旨を輸入者に通知する。本節による開示情報には通し番号、製造日、ロット・コード、バッチ・ナンバー、統一商品コード、商品またはその小売包装に英数字または他の形式で表示されるその他の識別標章が含まれる。

（2）標章の所有者への通知と情報の開示。商品が検査のために提示されてから留置通知が発行されるまでの間、CBP は標章の所有者に、輸入品が模倣標章を表示しているかどうかを判定する助けを得るために、以下のどの情報をも開示することができる。留置通知が発せられると、CBP では入手可能な場合は下記の情報を 30 日以内（週末と祝日を除く）に標章所有者に開示する。

（i）輸入日
（ii）通関手続き地
（iii）入国からの商品の説明
（iv）対象となる数量
（v）商品の原産国

（3）標章所有者に提示される修整済み画像と標本。本節(b)(1)項による通知および 7 日以内の回答手順に関わりなく、CBP は、検査のための商品提示後の任意の時期に、識別情報を取り除いたり痕跡なく消すなどして判明不能な状態になっている場合に限り、留置された商品またはその小売り包装の画像または標本を標章所有者に提供することができる。識別情報には、英数字またはその他の形式で記載される通し番号、製造日、ロット・コード、バッチ・ナンバー、統一商品コード、商品の製造者、輸出者、もしくは輸入者の氏名や住所または商品の製造者、輸出者、もしくは輸入者の氏名や住所が判明するような標章などが含まれるが、これに限定されるものではない。CBP では、CBP による標章所有者への標本の提供により生じる損失や損害について、合衆国、その担当官や従業員および輸入者や輸入品の所有者に損害が及ばないことを条件とした保証金を、所有者が港湾管理責任者の指定する形式および金額にて提供することを条件に、本項の規定により標章所有者に標本を提供する。CBP は標本の返却をいつでも請求することができる。所有者は CPB の請求を受けた時点または検査、試験または標本に対して行われる類似の手続きが完了した時点で標本を返却しなければならない。
標本が標章所有者の管理下にあるときに損傷、破壊または紛失した場合には、所有者は標本返却の代わりに「19 CFR 133.21(b)(3)により提供された［説明を挿入］と説明される標本が、検査中、試験中またはその他の使用の際に（損傷・破壊・紛失）した」旨を CBP に証徴しなければならない。

（c）差し押さえ前に標章所有者に提供される未修正の標本。本節(b)(1)項により、差し押さえ前に輸入商品の標本を標章所有者に引き渡すことができる。CBP は、CBP による標章所有者への標本の提供により生じる損失や損害について、合衆国、その担当官や従業員および輸入者や輸入品の所有者に損害が及ばないことを条件とした保証金を、所有者が港湾管理責任者の指定する形式および金額にて提供することを条件に、本項の規定により標章所有者に標本を提供する。CBP は標本の返却をいつでも請求することができる。所有者は CPB の請求を受けた時点または検査、試験または標本に対して行われる類似の手続きが完了した時点で標本を返却しなければならない。標本が標章所有者の管理下にあるときに損傷、破壊または紛失した場合には、所有者は標本返却の代わりに「19 CFR 133.21(c)により提供された［説明を挿入］と説明される標本が、検査中、試験中またはその他の使用の際に（損傷・破壊・紛失）した」旨を CBP に証徴しなければならない。

（ｄ)差し押さえ。商品が検査のために提示された後の任意の時期に、CBP が、合衆国内に輸入される国内製または外国製製品に模倣標章が付されているものと判定すると、CBP はこの商品を差し押さえ、所有者の書面による同意がない場合は、税関法に基づいて差し押さえ商品を没収する。本節に基づいて商品が差し押さえられる場合、CBP は入手可能な場合は下記の情報を 30 日以内（週末と祝日を除く）に標章所有者に開示する。

(1) 輸入日
(2) 通関手続き地
(3) 入国からの商品の説明
(4) 対象となる数量
(5) 製造者の氏名と住所
(6) 商品の原産国
(7) 輸出者の氏名と住所
(8) 輸入者の氏名と住所

（e）差し押さえ後に標章所有者に提供される標本。本節で規定する模倣標章が付された商品の差し押さえ後の任意の時期に、CBP は標章所有者に、これに関連する商標侵害の個人民事救済の追求において検査、試験またはその他の使用を行うことを目的に、標本およびその小売包装品を提供することがある。本項に基づいて標本を取得するためには、CBP による標章所有者への標本の提供により生じる損失や損害について、合衆国、その担当官や従業員および輸入者や輸入品の所有者に損害が及ばないことを条件とした保証金を、所有者が港湾管理責任者の指定する形式および金額にて提供しなければならない。CBP は標本の返却をいつでも請求することができる。所有者は CPB の請求を受けた時点またはこれに関連する商標侵害の個人民事救済の追求のための検査、試験またはその他の使用が完了した時点で標本を返却しなければならない。

標本が標章所有者の管理下にあるときに損傷、破壊または紛失した場合には、所有者は標本返却の代わりに「19 CFR 133.21(e)により提供された［説明を挿入］と説明される標本が、検査中、試験中またはその他の使用の際に（損傷・破壊・紛失）した」旨を CBP に証徴しなければならない。

（f) 標章所有者の同意。適切な処分の不履行。標章所有者は差し押さえ通知の 30 日以内に、輸入者に対して差し押さえ商品の輸入された状態での輸入もしくは輸出、標章を痕跡なく消した後の入国またはその他の適切な処分を許可する同意書を提出することができる。その他の場合、商品は本部第 133.52 節に従って処分される。ただし、本章第 171 部の規定により輸入者は没収の免除を請願する権利を有する。

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

30 日間

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標：19 CFR 133.21 (f) ：上記 5-1)参照
著作権：19 CFR 133.43 (b) ：上記 5-1)参照

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

回答者の知る限り延長措置はない。
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-3） 税関から権利者への開示情報

模倣商標が付されていると疑われる物品に関する情報開示には次の 2 段階がある：（1）商品の真正性を判定するうで知財所有者の助けを請う留置の時点、および（2）没収の時点。

（1）留置の時点：
（i）輸入日
（ii）通関手続き地
（iii）入国からの商品の説明
（iv）対象となる数量
（v）商品の原産国

（2）没収の時点：
(1) 輸入日
(2) 通関手続き地
(3) 入国からの商品の説明

(4) 対象となる数量
(5) 製造者の氏名と住所
(6) 商品の原産国および
(7) 輸出者の氏名と住所
(8) 輸入者の氏名と住所

著作権侵害が疑われる物品に関しては、輸入者がそれらの物品が侵害品であることを税関に否定している場合は、知財所有者には次の情報が提供される：
（1）輸入日
（2）通関手続き地
（3）商品の説明
（4）対象となる数量
（5）商品の原産国および
（6）通知から 30 日以内に著作権者が請求または保証金の申請をしない場合、輸入品は輸入者に引き渡される旨の通知。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標：19 CFR 133.21　：上記 5-1)参照
著作権：19 CFR 133.43　：上記 5-1)参照

5-4） 費用負担の有無
5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（b）無し
（規定上の負担者）
一般的に、模倣品の押収または処分について米国政府が費用を負担する。
しかし、輸入者が押収物について関心を示す申請書を提出した場合、5,000 ドルもしくは関係所有物の値の 10%に相当する額、いずれか低い額を保証金として払う必要がある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1930 年関税法、 19 USC 1608＞
船体、自動車、航空機、商品、荷物について主張を行う者は、押収された通知が発行されてから、20 日以内に、該当関税局員に権利の申し立てを行うことができる。
申し立ての申請と米国政府に刑罰の額にあたる 5,000 ドルあるいは該当押収物の価値の 10%に相当する額の何れか低額の方、しかし 250 ドルを下回らない額を保証として提出し、関税局員に保証人の承認された後、押収物が侵害品と認定された場合には債務者が手続きに関する全ての費用と支出を負担するという条件のもと、当該関税局員はその申し立てと保証

金を押収物を表記したリストの複製と説明とともに、押収された地域における連邦検事に本件を譲渡し、連邦検事は法律の定めに従い、商品その他の所有物の有罪宣告の認定を行うものとする。

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

連邦政府

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

19 CFR 113.70　著作権保護作品の留置に関して合衆国を補償する保証金条件。

著作権保護作品の留置について合衆国を補償する保証金は、本節に挙げる条件を含んでおり、個別通関保証金であること。

著作権保護作品の留置について合衆国を補償する保証金条件

著作権法によりそれら物品が入国を禁止されているかどうかの最終判定が出される前に、依頼者の著作権保護作品の著作権を侵害する複製品であると依頼者が主張する物品を税関が留置した場合、義務者は（依頼者および保証人は連帯で）それら物品が作品の著作権を侵害する複製品ではないという最終判定が下った場合のそれら物品の物的減価および損失または損害に対して、合衆国およびその従業員、ならびにそれら物品の輸入者または所有者に対し損害が及ばないよう連帯して保証することに同意する。

19 CFR 133.21：上記 5-1)参照

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

場合による

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

これは保証金額を設定する合衆国税関ガイドラインによる。入手先：http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/directives/3510-004.ctt/3510-004.pdf

活動 8 - 著作権保護作品の留置 - 単一取引

保証金の賠償額限度は、侵害品とされて留置された物品が、侵害品ではないと判明した場合の物品の物的減価および損失または損害に対して、合衆国およびその従業員、ならびにそれら物品の輸入者または所有者に対し損害が及ばないよう連帯して保証するために適切な額に設定する。一般的には、入国の際に提示された物品価額の 120%に加え、推定される関税、

税金、手数料を加えた額が適切だが、地区税関長は必要に応じてこの額を増減することができる。

○手続き毎の担保金について
＜担保金の算定方法＞
＜担保金を算定する際に考慮する基準＞
（b）予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が負担する倉庫保管料の額に相当する額
（c）貨物の価値に相当する額
（d）予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が通関できないことにより被る損害

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

なし

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

―

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務
（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
○具体的な鑑定方法
（a） 現場での現物による鑑定
（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
（d） 写真による鑑定

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記 5-1)参照

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定
（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
（d） 写真による鑑定

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記 5-1 参照

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（a）有り
（期間）
審問や追加手順が必要な場合を除き、権利者への通知から 30 日以内。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
19 CFR § 133.21 (b)(1)：上記 5-1 参照
19 CFR 133.43(d)(e)：上記 5-1 参照

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）有り
（内容）
（処分方法）
（a） 全商品の処分
（b） 違法部分を除いた商品の処分あるいはオークション
（c） 違法部分を除いた全商品のオークション
（d） その他 （慈善事業への寄付）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜米国連邦規則集 19 編 関税の職務＞
19 CFR § 133.52 没収商品の処分
（a）商標（模倣品以外）あるいは商号侵害。商標法の侵害のため没収された（模倣商標を付した物品以外）の物品は、物品が押収される原因となった名前、標章、商標を除去あるいは抹消後、関税法侵害により没収された物品と同様の扱いとして処分される。
（b）著作権侵害 著作法の侵害のため没収された物品は廃棄される。
（c）商標法の侵害だとして没収された模造商標を付された商品は廃棄される。しかし、商品が危険物あるいは健康を害するものではなく、関税局長あるいはその代理人が米国の著作権者の書面による承諾を得ている場合においては、関税局長もしくはその代理人が、商標を抹消後、実現可能な場合において、商品の処分を行うことができる。
（1）関税局長の判断により、商品が必要だとする連邦・州・地域行政機関への引渡
（2）関税局長あるいはその代理人により、商品を必要とする慈善事業への寄付、あるいは、
（3）押収された日から 90 日が経過し、本セクションのパラグラフ（c）（1）あるいは（c）（2）において、税関が商品調査を不要とした場合、公共オークションにおける販売

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

19 CFR § 133.52：上記 2-3-2 参照

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り

合衆国では、真正標章と「混乱を招くほどに類似している」場合、侵害標章は商標侵害とみなされる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

15 USC § 1125

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し

税関の場合は基準がさらに厳格である。物品が留置されるのは「模倣商標」が付されている場合のみである。「模倣標章」とは、登録された標章と同一または実質上判別が付かない偽造標章を指す。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

19 CFR 133.21(a)

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（a）有り

税関では、商品が模倣品であるかどうかを判定するために権利者（またはその被指名人）に商品の写真や標本を送付することがある。また、輸入者や商品に関する情報を送付することもある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

19 CFR 133.21(b)：上記 5-1)参照

⑥インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）

行政による管理は通常民事（刑事ではなく）において発生する。デジタルミレニアム著作権法は、インターネットサービスプロバイダに対して、適切に侵害コンテンツに対するアクセ

スを防止する場合において、寄与著作権侵害（民事責任）からのセーフハーバーを提供する。著作権者（またはその代理人がISPに侵害コンテンツの説明を含めた通知を行ない（「テイクダウン・ノーティス」）、連絡を受けたISPは即座にコンテンツを削除しなければならない。コンテンツをアップロードした者は取り下げ警告について通知され、反論通知を提出できる。反論通知が提出された場合、著作権者は10－14日以内にコンテンツのアップロード者に対して起訴することができ、訴訟の提起が行われなかった場合、ISPはコンテンツを戻さなければならない。
一般的に、警察はコンテンツの削除について、裁判命令がない限り行うことはできない。しかし、最近では、国土安全保障省は模倣容疑のあるドメイン名を一方的に差し押さえている。これらの行動の基となる法的根拠は論争中であり、流動的である。
注意：米国法に限るものではないが、UDRPはドメインの所有譲渡を命令することができる。

（行政摘発・刑事摘発の別）
（a）行政摘発　　（b）刑事摘発
合衆国法は流動的な状態にある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜デジタルミレニアム著作権法，17 USC 512＞

（c）ユーザの意思によってシステムあるいはネットワークに保持される情報

（1）総則―サービス・プロバイダが管理もしくは運営するシステムまたはネットワークを通じて素材を送信し、転送もしくは接続を提供したことによって、または送信、転送もしくは接続の提供の過程で素材を中間的かつ一時的に蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、当該サービス・プロバイダは、以下のすべての条件を満たす場合には、著作権の侵害に関して金銭的救済または第（j）項に定める場合を除き、差止命令その他の衡平法上の救済について責任を負わない。
（A）
（i） サービス・プロバイダがシステムまたはネットワーク上の当該素材もしくは当該素材を使用した行為が著作権侵害にあたることを実際的な知識として知らないこと、
（ii） 実際的な知識が欠如している場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または
（iii） かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに当該素材を削除もしくはアクセスを解除するための行為を行うこと。
（B） サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。
（C） 第（3）節に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあたるとされるまたは侵害行為の対象とされる当該素材を削除またはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。

（2）指定代理人－本項が定める責任の制限は、サービス・プロバイダが以下の情報を、そのサービス（公衆がアクセス可能なウェブサイト上を含む）を通じて利用可能にし、かつ、著作権局に対して以下の情報を提供することによって、第（3）節に掲げる著作権侵害主張の通知を受領するための代理人を指定した場合にのみ適用される。

（A）代理人の名称、住所、電話番号および電子メールアドレス。
（B）著作権局長が適切と考えるその他の情報。
著作権局長は、代理人の最新の名簿を公衆の縦覧（インターネット上の閲覧を含む）に供すべく、電子コピーおよびハード・コピー双方の形式で保持しなければならない。著作権局長は名簿維持の費用のために、サービス・プロバイダに対し料金の支払を要求することができる。

（3）通知の要素―
（A） 著作権侵害主張の通知が本項に基づき有効となるには、以下の情報を実質的に含む書面による通知をサービス・プロバイダの指定代理人に送付しなければならない。
（i） 侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けた者の、手書き署名または電子署名。
（ii） 侵害されたと主張される著作権のある著作物の特定、または、単一の通知が単一のオンライン・サイトに存在する複数の著作権のある著作物を対象とする場合には、当該サイトに存在する当該著作物に代えてその目録。
（iii） 侵害にあたるまたは侵害行為の対象とされかつ削除またはアクセスを解除されるべきである素材の特定、およびサービス・プロバイダが当該素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報。
（iv） 通知を行う者に連絡のとれる住所、電話番号および（もしあれば）電子メールアドレス等、サービス・プロバイダが通知を行う者に連絡する上で合理的に十分な情報。
（v） 当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人または法律によって許諾されているものではないと通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳述。
（vi） 通知に記載された情報は正確である旨の陳述、および、偽証の制裁の下に通知を行う者が侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けている旨の陳述。

（g） 除去されたまたは利用抑制された素材の復活およびその他の責任に対する制限－
（1） 削除の原則的無責任－第（2）節を条件として、サービス・プロバイダは、素材または行為が侵害にあたると最終的に判断されるか否かにかかわらず、侵害にあたると主張される素材もしくは行為へのアクセスを善意誠実に解除しもしくはこれを除去したことに基づく請求、または侵害行為が明白となる事実もしくは状況に基づく請求に関して、何人に対しても責任を負わない。
（2） 例外－サービス・プロバイダによってまたはその者のために管理または運営されるシステムまたはネットワーク上にサービス・プロバイダの加入者の指示により置かれた素材であって、サービス・プロバイダが第（c）項（1）（C）に基づく通知に従って削除しまたはアクセスを解除したものについては、第（1）節を適用しない。ただし、サービス・プロバイダが以下の条件をすべて満たした場合を除く。
（A） サービス・プロバイダが、素材を削除しまたはアクセスを解除したことを加入者に速やかに通知すべく、合理的な措置をとること。
（B） サービス・プロバイダが、第（3）節に掲げる反対通知を受領した際に、第（c）項（1）（C）に基づく通知を行った者に対して速やかに反対通知のコピーを提供し、かつ、10 営業日後に削除された素材またはアクセスを復活させる旨を通知すること。
（C） サービス・プロバイダが、反対通知の受領後 10 営業日～14 営業日以内に、削除された素材およびアクセスを復活させること。ただし、その指定代理人が第（c）項（1）（C）に基づく通知を提出した者から、加入者に対してサービス・プロバイダのシステムまたはネットワーク上の素材に関連する侵害行為の差止を命ずる裁判所命令を求める訴訟を提起し

た旨の通知を最初に受領した場合を除く。
（3） 反対通知の内容－反対通知が本項において有効であるためには、反対通知は、サービス・プロバイダの指定代理人に対する以下の内容を実質的に含む書面による通知でなければならない。
（A） 加入者の手書き署名または電子署名。
（B） 除去されまたはアクセスが解除された素材の特定、および、削除されまたはアクセスが解除される前に掲載されていた素材の所在。
（C） 偽証の制裁の下に、削除されまたはアクセスが解除されるべき素材の錯誤または誤認の結果として当該素材が削除されまたはアクセスが解除されたものであると、加入者が善意誠実に信ずる旨の陳述。
（D） 加入者の名前、住所および電話番号、ならびに加入者がその住所を管轄する地区の連邦地方裁判所の裁判管轄権をまた加入者の住所が合衆国外に所在する場合にはサービス・プロバイダが存在する地区の連邦地方裁判所の裁判管轄権を承諾する旨および第（c）項（1）（C）に基づき通知を行った者またはその代理人からの送達を受領する旨の陳述。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
合衆国知的財産関連法では、オンラインとそれ以外の状況での侵害について区別をしない。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（a）有り

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
Digital Millennium Copyright Act, 17 USC 512. 項目(6) 1-1-1 の回答を参照のこと。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（a）有り
著作権者またはその代理を授権された者は、本項に従って、連邦地方裁判所の書記官に対して、侵害者と主張される者の特定のためにサービス・プロバイダに情報開示命令を発行することを請求することができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜デジタルミレニアム著作権法 17 USC 512（h）＞[13]
侵害者を特定するための情報開示命令－
(1)請求－著作権者またはその代理を授権された者は、本項に従って、連邦地方裁判所の書記官に対して、侵害者と主張される者の特定のためにサービス・プロバイダに情報開示命令を発行することを請求することができる。
(2)請求の内容－請求は、以下を書記官に提出して行うことができる。
(A)第(c)項(3)(A)に掲げる通知の写し、
(B)求める情報開示命令、および
(C)情報開示命令を要求する目的は侵害者とされる者を特定することであり、かつかかる情報は本編に基づいて権利を保護する目的のみに使用される旨の宣誓陳述書。
(3)情報開示命令の内容－情報開示命令は、サービス・プロバイダに入手可能である範囲において、通知に記述する素材を侵害すると主張される者を特定するに十分な情報を著作権者または著作権者からその代理を授権された者に対して速やかに開示することを、通知および情報開示命令を受領したサービス・プロバイダに授権しかつ命令するものでなければならない。
(4)情報開示命令を発行するための理由－提出された通知が第(c)項(3)(A)の規定を満たし、求める情報開示命令が適切な形式であり、かつ、添付の陳述書が適切に作成されたものである場合には、書記官は、求められた情報開示命令を速やかに発行しかつ署名して、サービス・プロバイダへ送達するために請求人に返還しなければならない。
(5)情報開示命令を受領したサービス・プロバイダの行為－発行された情報開示命令を第(c)項(3)(A)に掲げる通知と共にまたはその後に受領した場合、サービス・プロバイダは、他の法律のいかなる定めにかかわらず、また、サービス・プロバイダが通知に応答するか否かを問わず、著作権者または著作権者から代理を授権された者に対して、情報開示命令が要求する情報を速やかに開示しなければならない。
(6)情報開示命令に適用される規則－本条または裁判所規則に別途定める場合を除き、情報開示命令の発行および送達の手続ならびに情報開示命令違反に対する救済については、可能な限り情報開示命令の発行、送達および執行を定める連邦民事訴訟規則の規定を適用する。

[13] 公益社団法人著作権情報センターホームページより

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し

（具体的なペナルティ及び義務等の内容）

ただし、デパートやマーケットのマネージャーは、その関与レベルによって、代位責任や著作権侵害の寄与のもとに責任を負う。代位責任を証明するには、原告は管理者が（1）侵害行為を管理する権限と立場にあった、（２）侵害行為について直接的な経済利益があったことを証明しなければならない。フォンヴィサ社　ｖ.チェリーオークション 76 F.3d 259（1996 年第９巡回裁判所）例として、模倣録音が販売されていたフリーマーケットのマネージャーは、（1）屋台を賃貸したベンダーを管理することができる立場にあった、（２）ブースのレンタル代とフリーマーケットの入場料から直接的な利益を得たということで、代位責任があるとされた。

寄与責任を成立するには、原告は被告が侵害行為を知りながら、他者による侵害行為を誘引、要因となる、あるいは、重大に寄与したことを証明しなければならない。

A&M レコード社 v. ナプスター社 239 F.3d 1004, 1019（2001 年 第９巡回裁判所）。例として、「明確な表現やその他の侵害を助長する断定的手段を通して、著作権の侵害行為を使用目的として宣伝し、機器の配布を行う者は、その結果である第三者による侵害行為について責任を負う。」MGM スタジオ社 v. グロクスター社, 545 U.S. 913 （2005）

（4）英国

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

著作権法（侵害に対する規定）、商標法（侵害及び虚偽の主張に対する規定）、英国及びEU登録意匠法（虚偽の主張に対する規定）、特許法（虚偽の主張に対する規定）

（b）無し

非登録意匠法（著作権と重複する部分あり）

侵害に特定していえば、上記に述べるように、著作権と商標法には刑事罰に関する規定がある。登録商標が、所有者の認識や同意なく、意図的に使用されている場合や、侵害の対象となっている著作作品をコピーしたり、取り扱ったりすることは、模倣あるいは著作権侵害とみなされる。

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

英国法の下では、以下の表で示すように、刑事罰は、商標法侵害、1994 年商標法に基づく虚偽の主張、1988 年著作権・意匠・特許法に基づく著作権侵害、1949 年登録意匠法と共同体意匠規則 SI 2339/2005 に基づく虚偽の主張、1977 年特許法に基づく虚偽の主張を含む犯罪に適用される。以下の表は、主要な犯罪を含んでいる。

＜商標＞

条文	犯罪を構成する行為 / 対象者	刑罰 /罰金
1994 商標法 92 条(1)	自己若しくは他人のために利益を得る目的で又は他人に損害を与える目的で、商標の所有者の同意を得ることなく次のことをする者は、犯罪をなしたものとする。 (a) 商品又はその包装に登録商標と同一又は誤認される虞のある標識を付すこと、又は (b) 当該標識を付した商品若しくは商品の包装を販売し若しくは賃貸し、販売若しくは賃貸のために申出若しくは展示し又は配布すること、又は (c) 自己若しくは他人が(b)の犯罪にあたる行為を行う目的で、業として当該商品を所有、保管又は管理すること	陪審によらない即決の有罪判決:6 か月を超えない期間の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：罰金若しくは 10 年を超えない禁固又はこの双方
1994 商標法 92 条(2)	自己若しくは他人のために利益を得る目的で又は他人に損害を与える目的で、商標の所有者の同意を得ることなく次のことをする者は、犯罪をなしたものとする。	陪審によらない即決の有罪判決:6 か月を超えない期間の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方

	(a) 登録商標と同一又は誤認される虞のある標識を次の何れかに使用する素材に付すこと (i) 商品のラベル付け又は包装 (ii) 商品に関する営業書類、又は (iii) 商品の広告、又は (b) 商品のラベル付け若しくは包装のために、商品に関する営業書類として又は商品の広告のために、当該標識を付した素材を業として使用すること、又は (c) 自己若しくは他人が(b)の犯罪にあたる行為を行う目的で、業として当該素材を所有、保管又は管理すること	正式起訴による有罪判決：罰金若しくは10年を超えない禁固又はこの双方
1994 商標法 92 条(3)	商品のラベル付け若しくは包装のため、商品に関する営業書類として又は商品の広告のために、商品若しくは素材を製造する目的で当該物品が使用された若しくは使用されることを知りながら又はそのことを信じるに足る理由を有しながら、自己若しくは他人のために利益を得る目的で又は他人に損害を与える目的で、商標の所有者の同意を得ることなく次のことをする者は、犯罪をなしたものとする。 (a) 登録商標と同一又は誤認される虞のある標識の複製を作るために特に設計又は調整された物品を製造すること、又は (b) 業として当該物品を所有、保管又は管理すること	陪審によらない即決の有罪判決:6か月を超えない期間の禁固若しくは5000ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：罰金若しくは10年を超えない禁固又はこの双方
1994 商標法 94 条	(1) 当該事項が虚偽であることを知りながら又はそのことを信じるに足る理由を有しながら商標登録簿に虚偽の記入をし又は記入をさせることは犯罪である。 (2) 当該事項が虚偽であることを知りながら又はそのことを信じるに足る理由を有しながら次のことを行うことは犯罪である。 (a) 登録簿の記入事項の写しとされるような虚偽のものを作成し又は作成させること、又は (b) そのものを証拠として提出若しくは提供し又は提出若しくは提供させること (3) 本条に基づく犯罪をなした者は、次の刑罰が科される。	陪審によらない即決の有罪判決:6か月を超えない期間の禁固若しくは5000ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：2年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方
1994 商標法 95 条	当該表示が虚偽であることを知りながら又はそのことを信じるに足る理由を有しながら次の何れかを行うことは犯罪である。 (a) 標章が登録商標である旨偽って表示すること、又は (b) 商標が登録されている商品又はサービスに関し虚偽の表示をすること	1000ポンドを超えない罰金

資料）「犯罪を構成する行為 / 対象者」に掲載した条文は、特許庁ホームページから引用。

＜著作権＞

条文	犯罪を構成する行為 / 対象者	刑罰 /罰金
1988 年著作権・意匠・特許法 107 条 (1)(a)、 (b)、	著作権のある著作物の侵害複製物である物品であり、かつ、侵害複製物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、著作権者の許諾を得ずに次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。	陪審によらない即決の有罪判決： 6か月を超えない期間の禁固、もしくは 50000 ポンドを超えない罰金又はこの両刑に処せら

(d) (iv) (e)	(a) 販売又は賃貸のために作成すること。 (b) その者の私的及び家庭内の使用のため以外に連合王国に輸入すること。 (d) 業務の過程において、(iv) 頒布すること。 (e) 著作権者を害するような影響を与える程度にまで、業務の過程以外において頒布すること。	れる。 正式起訴による有罪判決：10 年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方
1988 年著作権・意匠・特許法 107 条(1) (c) (d)(i)、(ii) (iii)	著作権のある著作物の侵害複製物である物品であり、かつ、侵害複製物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、著作権者の許諾を得ずに次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。 (c) 著作権を侵害するいずれかの行為を犯す目的で業務の過程において所持すること。 (d) 業務の過程において、 (i) 販売し、又は賃貸させること。 (ii) 販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。 (iii) 公に展示すること。	陪審によらない即決の有罪判決： 3 か月を超えない期間の禁固、もしくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの両刑に処せられる。
1988 年著作権・意匠・特許法 107 条(2)	販売若しくは賃貸又は業務の過程における使用のために侵害複製物を作成することに使用されることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。 (a) 著作権のある特定の著作物の複製物を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品を作成すること。 (b) そのような物品を所持すること。	陪審によらない即決の有罪判決： 3 か月を超えない期間の禁固、もしくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの両刑に処せられる。
1988 年著作権・意匠・特許法 107 条 7(2A)	次に掲げるいずれかの公衆への伝達により著作物の著作権を侵害する者は、その者がそうすることによりその著作物の著作権を侵害していることを知り、又はそう信じる理由を有する場合には、罪を犯す。 (a) 業務の過程における著作物の公衆への伝達 (b) 業務の過程以外における著作物の公衆への伝達であって、著作権者を害するような影響を与える程度までのもの。	陪審によらない即決の有罪判決:3 か月を超えない期間の禁固若しくは5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：2年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方
1988 年著作権・意匠・特許法 107 条(3)	著作権が、（公衆への伝達の受信以外に）次に掲げるいずれかの行為により侵害される場合には、著作物をそのように実演させ、演奏させ、又は上映させたいずれの者も、著作権が侵害されることを知り、又はそう信じる理由を有していたときは、罪について有罪とされる。 (a) 文芸、演劇又は音楽の著作物の公の実演 (b) 録音物の公の演奏又は映画の公の上映	陪審によらない即決の有罪判決： 6 か月を超えない期間の禁固、もしくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの両刑に処せられる。
1988 年著作権・意匠・特許法 198 条 (1)(a)(b) (d)	違法録音・録画物である録音・録画物であり、かつ、違法録音・録画物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、十分な同意を得ずに次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。 (a) 販売又は賃貸のために作成すること。 (b) その者の私的及び家庭内の使用以外のために連合王国に輸入すること。 (d) 業務の過程において、 (i) 販売し、又は賃貸すること (ii) 販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列	陪審によらない即決の有罪判決:6 か月を超えない期間の禁固若しくは 50000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：10年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方

	すること。 (iii) 頒布すること。	
1988 年著作権・意匠・特許法 198 条 (1)(c)(d)(i) (ii) 198 条(2)(a) (b)	(1)違法録音・録画物である録音・録画物であり、かつ、違法録音・録画物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、十分な同意を得ずに次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。 (c) この部により付与される権利を侵害するいずれかの行為を犯す目的で、業務の過程において所持すること。 (d) 業務の過程において、 (i) 販売し、又は賃貸すること (ii) 販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。 (2)十分な同意を得ずに作成された実演の録音・録画物について、次に掲げるいずれかの行為を行い、それにより、この部により付与される権利を侵害する者は、それらの権利がそれにより侵害されることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するときは、罪を犯す。 (a) 公に上映させ、又は演奏させること。 (b) 放送させ、又は有線番組サービスに挿入させること。	陪審によらない即決の有罪判決:6 か月を超えない期間の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方
1988 年著作権・意匠・特許法 198 条(1A)	次に掲げるいずれかにおいて実演家の提供権を侵害する者は、そうすることにより録音・録画物の提供権を侵害していることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するときは、罪を犯す。 (a) 業務の過程において。 (b) 公衆への伝達において。	陪審によらない即決の有罪判決:3 か月を超えない期間の禁固若しくは 50000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：10年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方
1988 年著作権・意匠・特許法 296 条 ZB	(1) 有効な科学技術手段の回避を可能とし、又は容易にすることを目的として当初意図され、製造され、又は適応されるいずれかの装置、製品又は構成部分について、次に掲げるいずれかの行為を行う者は、罪を犯す。 (a) 販売又は賃貸のために製造すること。 (b) その者の私的及び家庭内使用のため以外に輸入すること。 (c) 業務の過程において、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。 (i) 販売し、又は賃貸すること。 (ii) 販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。 (iii) 販売又は賃貸のために広告すること。 (iv) 所持すること。 (v) 頒布すること。 (d) 業務の過程以外において、著作権者を害するような影響を与える程度にまで頒布すること。 (2) 有効な科学技術手段の回避を可能とし、又は容易にすることを目的とする業務を提供し、販売促進し、広告し、又は発売する者は、それらの行為が次に掲げるいずれかに該当する場合には、罪を犯す。 (a) 業務の過程において行うこと。 (b) 業務の過程以外において、著作権者を害するよ	陪審によらない即決の有罪判決:3 か月を超えない期間の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：2年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方

	うな影響を与える程度にまで行うこと。	
1988 年著作権・意匠・特許法 297 条	(1) 連合王国内のある場所から提供される放送サービスに挿入されている番組を、その番組の受信に適用されるいずれかの料金の支払いを回避する意図をもって、不正に受信する者は、罪を犯し、かつ、即決の有罪判決により、標準等級の段階５を超えない罰金に処せられる。	陪審によらない即決の有罪判決: 5000 ポンドを超えない罰金
1988 年著作権・意匠・特許法 297 条 A	(1) いずれの者も、次に掲げるいずれかの行為を行う場合には、罪を犯す。 (a) いずれかの無許諾の解読装置を作成し、輸入し、頒布し、販売し、若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列すること。 (b) いずれかの無許諾の解読装置を商業目的のために所持すること。 (c) いずれかの無許諾の解読装置を商業目的のために所持すること。 (d) いずれかの無許諾の解読装置を販売若しくは賃貸のために広告し、又はその他いずれかの無許諾の解読装置を商業通信を用いて販売促進すること。	陪審によらない即決の有罪判決:6 か月を超えない期間の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：10年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方

資料）「犯罪を構成する行為 / 対象者」に掲載した条文は、(社)著作権情報センターホームページから引用。

＜英国登録意匠＞

条文	犯罪を構成する行為 / 対象者	刑罰 /罰金
1949 年登録意匠法 34 条	人が意匠登録簿に虚偽の記入をし若しくは記入をさせ、登録簿記入事項の謄本であると偽称する書面を作成し若しくは作成させ、又は、記入事項又は書面が偽りであることを知りながら、そのような書面を証拠として提出若しくは提供し、若しくは提出若しくは提供させた場合は、当該人は、違法行為の責を負う。	陪審によらない即決の有罪判決:6 か月を超えない期間の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決:2 年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方
1949 年登録意匠法 35 条 (1)	(1) 人が、自己の販売する何れかの製品に利用されている又は組み込まれている意匠は登録を受けている旨の虚偽の表明をしたときは、当該人は陪審によらない有罪判決により、標準等級のレベル 3 以下の罰金刑に処せられる。本規定の適用上、「登録済」という単語、又は、製品に利用されている又は組み込まれている意匠が登録されている旨を表示又は含意する他の文言を押印、刻印若しくは銘記その他の方法で使用している製品を販売した者は、製品に利用されている又は組み込まれている意匠は登録されている旨を表明したものとみなす。	陪審によらない即決の有罪判決：1000 ポンドを超えない罰金
1949 年登録意匠法 35(2)	(1) 登録意匠権が消滅した後、意匠が利用されている又は組み込まれている製品に、人が「登録済」という単語、又は、当該意匠には本法に基づく権利が存続していることを含意する文言を表示するか又はそのような製品にそのように表示させるようにしたときは、当該人は、陪審によらない有罪判決により、標準等級のレベル 1 以下の罰金刑に処せられる。	陪審によらない即決の有罪判決：200 ポンドを超えない罰金

資料）「犯罪を構成する行為 / 対象者」に掲載した条文は、特許庁ホームページから引用。

＜EU 登録意匠＞

条文	犯罪を構成する行為 / 対象者	刑罰 /罰金
2005年共同体意匠規則3(1) CDR	販売されているあらゆる製品に用いられている、あるいは組み込まれているデザインが、共同体意匠に登録されていると偽って主張することは違法である。	陪審によらない即決の有罪判決：1000 ポンドを超えない罰金
2005年共同体意匠規則3(2)	共同体意匠に登録されたデザインが無効（期限切れ）となった後に、（明確に、あるいはほのめかしによって）販売されている製品に用いられている、または組み込まれているデザインが未だに 2005 年共同体意匠規則に定められた方法で登録されていると主張することは違法である。	陪審によらない即決の有罪判決：200 ポンドを超えない罰金

＜特許＞

条文	犯罪を構成する行為 / 対象者	刑罰 /罰金
1977 年特許法 109 条	虚偽であることを知りながら本法に基づいて保管される登録簿に虚偽の記入をし若しくはこれをさせ又はこの登録簿中の何れかの記入事項の写し若しくは複製であると虚偽に主張する書類を作成し若しくはこれを作成させ若しくは証拠としてこれを提出し若しくは提出させる者	陪審によらない即決の有罪判決：5000 ポンドを超えない罰金 正式起訴による有罪判決:2 年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方
1977 年特許法 110 条(1)	自己が対価を得て処分する何らかの物が特許製品であると虚偽に主張する者	陪審によらない即決の有罪判決：1000 ポンドを超えない罰金
1977 年特許法 111 条(1)	ある者が自己が対価を得て処分するある物について特許出願が係属中であると主張する場合において、 (a) 現に前記の出願がなされていないか、又は (b) 前記の出願が拒絶され若しくは取り下げられたとき	陪審によらない即決の有罪判決：1000 ポンドを超えない罰金
1977 年の特許法 112(1)条	自己の事業所、自己の発行する書類その他に「Patent Office」の語その他自己の事業所が特許庁であるか又はこれと公式の関係を有するものであることを示唆する語を使用する者は、違法行為とみなす。	陪審によらない即決の有罪判決： 2,500 ポンドを超えない罰金

資料）「犯罪を構成する行為 / 対象者」に掲載した条文は、特許庁ホームページから引用。

＜2006 年詐欺防止法＞

条文	犯罪を構成する行為 / 対象者	刑罰 /罰金
2006 年詐欺防止法 2 条	以下のことを意図して、不正に虚偽の主張をした者： (i)自己または他者の利益を得るため (ii)他者に損失を招くため、あるいは損失のリスクを他者に向けるため 以下の場合、その表示は違反である。すなわち、(a)不正確であるか誤解を招く場合、また (b)それを作っている人物が、表示が不正確である、あるいは誤解を招く、あるいはそのような恐れがあると分かっている場合。	陪審によらない即決の有罪判決：12 か月を超えない期間（北アイルランドでは 6 か月）の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：10 年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方

2006 年詐欺防止法 6 条	自己の所有あるいは自己の管理下において、詐欺、あるいは詐欺に関連した利用のために製品を所持している者。	陪審によらない即決の有罪判決：12 か月を超えない期間（北アイルランドでは 6 か月）の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決:5 年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方
2006 年詐欺防止法 7 条	以下の場合において、製品を製造、改造、供給、あるいは提供する者： (i)詐欺、あるいは詐欺に関連する使用のためにデザインされている、あるいは改造されていると知っている場合。 (ii)詐欺を行うため、あるいは詐欺幇助のために利用されることを意図している場合。	陪審によらない即決の有罪判決：12 か月を超えない期間（北アイルランドでは 6 か月）の禁固若しくは 5000 ポンドを超えない罰金又はこの双方 正式起訴による有罪判決：10 年を超えない禁固若しくは罰金又はこの双方

補足:

1. 知的財産権に関係する刑事訴追の開始を検討する際に、他の刑事犯罪の数が参考にされる場合がある。例として以下が挙げられる。

(i)詐欺行為を行うための共謀というコモンロー上の罪。これは「他人から、その人の所有物であるもの、あるいはその人がそれを得る権利を現在、将来、あるいは可能性として有するものを剥奪しようという、二人以上の人間による不正な合意、及びその他人の有する所有者としての権利を損なおうという二人以上の人間による不正な合意」を指し、Scott v Metro politan Police Commissioner ないし 1977 年の刑法法第一節における制定法上の共謀罪に定められているように、「詐欺行為を行うための共謀罪に該当する」

(ii)2007 年重大犯罪法第 44、45 節による、違反の助長ないし幇助という制定法上の罪。

(iii)2008 年不公正取引からの消費者保護に関する規制(「CPUTR 2008」)の規定５、６、８と９の下による違反が参考になるかも知れない。（特に、規定６は、CPUTR 2008 規定３の下による誤解を招く恐れのある広告に関わることを違反行為と定める。）また、CPUTR 2008 により差し替えられていない違反行為、すなわち 1969 年の英取引表示法の下による虚偽の商表示の禁止も参考となるかも知れない。

(iv)1981 年犯罪未遂法第１節による罪

(v)1861 年従犯及び教唆犯法第８節による罪

2. より広い意味では、「犯罪行為」により得られる「利益」はすべて、2002 年犯罪収益没収法（POCA）第 7 部に定められる「犯罪財産」に該当する可能性が高い。この「犯罪財産」の移譲あるいは所有は別途、さらに POCA 第 327、329 節によるマネー・ローンダリングの犯罪行為に該当する。さらに関連する一連の罪が POCA に規定されているが、それらも参考にされる場合がある。「利益」及び「犯罪行為」は POCA では広い意味で定義されており、模倣品は POCA に規定されている他の犯罪行為へとさらに結び付けられる可能

性が高い。

3. 商標権侵害罪、著作権侵害罪及び 2006 年詐欺法第 2、6、7 節による罪は、1984 年警察及び刑事証拠法（PACE 1984）に定義されるところの「令状なしで逮捕が可能な犯罪」にあたる。これらの犯罪に関しては、1988 年 CDPA 第 109 節あるいは 1994 年商標法第 92 節による捜査令状を出すことが可能であり、商標侵害品または著作権侵害品が敷地内で発見された場合には、その者が商標権違反ないし著作権違反（1984 年 PACE 第 24 節(1)(c)及び第 2 節）を行う予定であった、または行ったと疑う相当の根拠があれば、警察官は令状なしでいかなる者をも逮捕することができる。

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（a）有り

著作権法、商標法、特許法、意匠法

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜商標－行政規定＞

条文	違反内容	民事上の救済措置
1994 年商標法 10 条(1)	商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについてその商標と同一の標識を業として使用する者	- 差し止め命令（暫定的法的救済を含む）（1994 年商標法 14(2)） - 商標権者が出願した後の期間（英国商標登録の場合）、あるいは出願が公表された後の期間（EC 商標登録の場合）に関係する、損失あるいは利益の考慮（1994 年商標法 15 条） - 侵害している商品、物質あるいは物品の引渡し、あるいは破棄命令（1994 年商標法 16 条）
1994 年商標法 10 条(2)	次の何れかの理由により、登録商標を連想させる虞を含め、公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合は、次の標識を業として使用する者は、当該登録商標を侵害するものとされる。 (a) 登録商標と同一の標識を、当該商標が登録されている商品又はサービスに類似する商品又はサービスについて使用すること、又は (b) 登録商標に類似する標識を、当該商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて使用すること	1994 年商標法 10(1)の刑罰、罰金と同じ。
1994 年商標法 10 条(3)	登録商標が連合王国において名声を得ており、かつ、正当な理由なくその標識を使用することが当該商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合は、当該商標と同一又は類似の標識を商品又はサービスについて業として使用する者	1994 年商標法 10(1)の刑罰、罰金と同じ。

非法定事項:コモンローに基づく	コモンロー:パッシングオフ（注）の不法行為 パッシングオフへの措置を設けるために､以下のことが求められる： (i)商品あるいはサービスに結びつく営業権あるいは評判、(ii)被告人によって提供される商品あるいはサービスが､原告による商品あるいはサービスであると公衆に信じ込ませる､あるいは信じこませる恐れのある虚偽の表示、(iii)被告の商品又はサービスの出所が原告によって提供されるそれらの出所と同じであるとする､被告の虚偽の表示によって生じた誤った理解による原告の損害(Classic Form Passing-Off - Reckitt & Colman Products Ltd v Borden Inc [1990] RPC 341). もしくは事実に基づく背景に拠る (i)貿易の際に､予想される消費者又は貿易業者によって提供される商品又はサービスの最終的な消費者に対して、虚偽の表示を貿易業者がした場合 (ii)それが他者のビジネス又は営業権を侵害すると判断される場合（これがこのような虚偽の表示の結果であると予見できる場合）、(iii)このような虚偽の表示が､何らかの措置を起こす､あるいは起こすことになるであろう貿易業者のビジネス又は営業権実際的な損失を引き起こす場合(Extended Form Passing-Off - Warnick (Erven) Besloten Veenootschap v J Townend & Sons (Hull) Ltd [1980] RPC 31)	‐差し止め命令（法的救済措置を含む） ‐損害賠償 ‐利益計算 ‐引き渡し又は破棄

資料）1994 年商標法の「違反内容」に掲載した条文は、特許庁ホームページから引用。
注）英国には、不正競争行為の規制に関する制定法は存在しないが、コモンロー上のパッシングオフ（他人の商品またはサービスであると見せかけて自己の商品またはサービスを販売してはならない）の概念により混同惹起行為が規制されている。

＜著作権－行政規定＞

条文	違反内容	民事上の救済措置
1988 年著作権・意匠・特許法 16～21 条	(1) 著作物の著作権者は、この章の以下の規定に従って、連合王国において次に掲げる行為を行う排他的権利を有する。 (a) 著作物を複製すること（第 17 条参照）。 (b) 著作物の複製物を公衆に配布すること（第 18 条参照）。 (ba) 著作物を公衆にレンタルし、又は貸与すること（第 18 条のＡ参照）。 (c) 著作物を公に実演し、上映し、又は演奏すること（第 19 条参照）。 (d) 著作物を公衆に伝達すること（第 20 条参照）。 (e) 著作物の翻案を作成し、又は翻案に関して前記のいずれかの行為を行うこと	1988 年著作権・意匠・特許法.96、99、100 条 ‐差し止め命令（暫定的法的救済を含む） ‐引渡し、あるいは破棄命令 ‐損害賠償 ‐利益計算 ‐著作権者への商品の没収 ‐侵害している模倣品又はその他物品の差し押さえ
1988 年著作権・意匠・特許法 22 条	著作物の著作権は、著作物の侵害複製物である物品であって、侵害複製物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有しているものを、私的及び家庭内の使用のため以外に、著作権者の許諾を得ずに連合王国に輸入する者により侵害される	1988 年著作権・意匠・特許法.16-21 の刑罰、罰金と同じ。

1988 年著作権・意匠・特許法 23 条	著作物の著作権は、著作物の侵害複製物である物品であって、侵害複製物であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有しているものについて、著作権者の許諾を得ずに次に掲げる行為を行う者により侵害される。 (a) 業務の過程において所持すること。 (b) 販売し、若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。 (c) 業務の過程において公に展示し、又は頒布すること。 (d) 業務の過程以外において、著作権者を害するような影響を与える程度にまで頒布すること。	1988 年著作権・意匠・特許法.16-21 の刑罰、罰金と同じ。
1988 年著作権・意匠・特許法 24 条(1)	著作物の著作権は、その著作物の複製物を作成することを特に意図され、又はそのために適応される物品について、それが侵害複製物を作成するために使用されることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、著作権者の許諾を得ずに次に掲げる行為を行う者により侵害される。 (a) 作成すること。 (b) 連合王国に輸入すること。 (c) 業務の過程において所持すること。 (d) 販売し、若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、又は陳列すること。	1988 年著作権・意匠・特許法.16-21 の刑罰、罰金と同じ。
1988 年著作権・意匠・特許法 24 条(2)	著作物の著作権は、連合王国その他における送信の受信により著作物の侵害複製物が作成されることを知り、又はそう信じる理由を有しながら、電気通信設備（公衆への伝達以外の）を用いて著作物を著作権者の許諾を得ずに送信する者により侵害される。	1988 年著作権・意匠・特許法.16-21 の刑罰、罰金と同じ。
1988 年著作権・意匠・特許法 25 条(1)	文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権が公の興行の場所における実演により侵害される場合には、その場所が実演に使用されることに許可を与えたいずれの者も、その者が許可を与えた時に実演が著作権を侵害しないことを合理的な根拠により信じていた場合を除き、侵害について責任を有する。	1988 年著作権・意匠・特許法.16-21 の刑罰、罰金と同じ。
1988 年著作権・意匠・特許法 26 条	(1) 次に掲げることを行うための機器を用いて著作物を公に実演し、又は著作物を公に演奏し、若しくは上映することにより著作物の著作権が侵害される場合には、以下の者も、侵害について責任を有する。 (a) 録音物を演奏すること。 (b) 映画を上映すること。 (c) 電子的手段により送られる視覚的影像又は音を受信すること。 (2) 機器又はそのいずれかの実質的部分を提供する者は、その者が機器又はその部分を提供した時に次に掲げるいずれかに該当するときは、侵害について責任を有する。 (a) 機器が著作権を侵害するように使用される可能性があることを知り、若しくはそう信じる理由を有していたこと。 (b) その通常の使用が公の実演、演奏又は上映を伴う機器の場合には、その機器が著作権を侵害するように使用されないことを合理的な根拠により信じていなかったこと。 (3) 機器が構内に持ち込まれることに許可を与えた構内の占有者は、その者が許可を与えた時に機器が著作権を侵害するように使用される可能性があるこ	1988 年著作権・意匠・特許法.16-21 の刑罰、罰金と同じ。

	とを知り、又はそう信じる理由を有していたときは、侵害について責任を有する。 (4) 著作権を侵害するために使用された録音物又は映画の複製物を提供した者は、その者がそれを提供した時に、その提供したもの又はそれから直接若しくは間接的に作成された複製物が著作権を侵害するように使用される可能性があることを知り、又はそう信じる理由を有していたときは、侵害について責任を有する。	

資料）1988 年著作権・意匠・特許法の「違反内容」に掲載した条文は、(社)著作権情報センターのホームページから引用。

＜英国　登録意匠－行政規定＞

条文	違反内容	民事上の救済措置
1949 年登録意匠法 7 条、7A 条	第 7 条 (1) 本法に基づく意匠登録は、登録所有者にその意匠、及び知識を有する使用者に全体的に異なった印象を与えないすべての意匠を使用する排他権を与える。 (2) (1)及び第 7A 条の適用上、意匠の使用というときは次の事項を含むものとする。 (a) 意匠が組み込まれているか又は利用されている製品についての製造、申出、販売、輸入、輸出若しくは使用、又は (b) 上記目的での上記製品の貯蔵 第 7A 条 登録意匠権侵害 (1) 以下に続く規定に従うことを条件とするが、登録意匠権は、登録所有者の承諾を得ていない他人が、第 7 条により登録所有者の排他権とされているものを実行したときは、当該他人によって侵害される。	- 差し止め命令（1949 年登録意匠法 24A による規定） - 損害賠償（1949 年登録意匠法.24A による規定） - 利益計算（1949 年登録意匠法 24A による規定） - 侵害している物品の引渡し命令（1949 年登録意匠法 24C による規定） - 侵害している物品の破棄命令（1949 年登録意匠法.24D による規定） - 登録権者への没収命令（1949 年登録意匠法.24D による規定）

資料）1949 年登録意匠法の「違反内容」に掲載した条文は、特許庁ホームページから引用。

＜EU 登録意匠（行政規定）＞

条文	違反内容	民事上の救済措置
EC 規則 6/2002 19(1)	登録された共同体意匠はその登録権者に対して、その使用についての、また、同意を得ていないいかなる第三者からそれらの使用を防ぐための独占的権限を与える（とりわけ、製造、供給、マーケティング、輸出入、デザインが組み込まれているかデザインが付されている製品の使用、あるいは上記のような目的のために製品を蓄えておくことが含まれる）。	- 被告人に対する、共同体意匠を侵害する、又は侵害する恐れがある行為促進の禁止命令（すなわち、侵害とは法的救済措置を含む） - 侵害している製品の差し押さえ命令 - 侵害している商品を製造するために支配的に用いられている材料および器具の差し押さえ命令（これらの使用が意図的であった場合の結果をその所有者が知っている場合、あるいは、状況からそれらの結果が明らかであるような場合） - 状況に適した他の制裁命令（これは加盟国の法律によって定められ、この法により侵害、又は侵害の危険にさらされた行

		為が裁判にかけられる。これにはその私的国際法も含まれる）(EC 規則 6/2002 art.89)

＜英国非登録意匠権－行政規定＞

条文	違反内容	民事上の救済措□
1988 年著作権・意匠・特許法 226 条	第 226 条 （意匠権の一次侵害） (1) 意匠の意匠権者は、商業目的のために次に掲げることを行うことによりその意匠を複製する排他的権利を有する。 (a) その意匠に従って物品を作成すること。 (b) そのような物品を作成を可能とすることを目的として意匠を記録する意匠文書を作成すること。 (2) 意匠に従って物品を作成することによる意匠の複製とは、正確に又は実質的にその意匠に従って物品を生産するように意匠を複製することをいう。また、この部における意匠に従って物品を作成することへの言及は、それに従って解釈される。 (3) 意匠権は、意匠権者の許諾を得ずに、この条に基づいて意匠権者の排他的権利であるいずれかのことを行い、又は行うことを他の者に許諾する者により侵害される。 (4) この条の目的上、複製は、直接であることも又は間接であることもできる。また、いずれかの介在する行為自体が意匠権を侵害するかどうかは、重要ではない。	- 差し止め命令（暫定的な救済を含む）（1988 年著作権・意匠・特許法 229(2)） - 損害賠償（1988 年著作権・意匠・特許法 229(2)） - 利益計算（1988 年著作権・意匠・特許法 229(2)） - 引き渡し命令（1988 年著作権・意匠・特許法 230） - 侵害物品の破壊命令（1988 年著作権・意匠・特許法 231） - 意匠権者による没収命令（1988 年著作権・意匠・特許法 231）
1988 年著作権・意匠・特許法 227 条、228 条	第 227 条 （二次侵害――侵害物品の輸入又は利用） (1) 意匠権は、侵害物品である物品であって、侵害物品であることをその者が知り、又はそう信じる理由を有するものについて、意匠権者の許諾を得ずに次に掲げるいずれかの行為を行う者により侵害される。 (a) 商業目的のために連合王国に輸入すること。 (b) 商業目的のために所持すること。 (c) 業務の過程において販売し、賃貸し、又は販売若しくは賃貸のために提供し、若しくは陳列すること。 第 228 条 (1) この部において、意匠に関して「侵害物品」は、この条に従って解釈される。 (2) その意匠に従ってある物品を作成することがその意匠の意匠権の侵害であるときは、その物品は、侵害物品である。 (3) 次に掲げる２つの要件を満たす場合にも、当該物品は、侵害物品である。 (a) ある物品が連合王国に輸入されており、又は輸入されることが企てられていること。 (b) 連合王国においてその意匠に従って物品を作成することが、意匠の意匠権の侵害となり、又は意匠に関する排他的許諾協定違反となっていること。 (4) 意匠権が存続しており、又はいずれかの時に存続していた意匠に従ってある物品が作成されていることが示される場合には、反対のことが証明されるま	- 差し止め命令（暫定的な救済を含む）（1988 年著作権・意匠・特許法 229(2)） - 損害賠償（1988 年著作権・意匠・特許法 229(2)） - 利益計算（1988 年著作権・意匠・特許法 229(2)） - 引き渡し命令（1988 年著作権・意匠・特許法 230） - 侵害物品の破壊命令（1988 年著作権・意匠・特許法 231） - 意匠権者による没収命令（1988 年著作権・意匠・特許法 231）

	では、意匠権が存続していた時にその物品が作成されたものと推定される。	

資料）1988 年著作権・意匠・特許法の「違反内容」に掲載した条文は、特許庁ホームページから引用。

＜EU 非登録意匠権－行政規定＞

条文	違反内容	民事上の救済措置
EC 規則 6/2002 Art.192	登録されていない共同体意匠は、その所有者に対し、競合利用が保護されたデザインの模倣に起因する場合のみ、第三者から製造、供給、マーケティング、輸出入、デザインが組み込まれているかデザインが付されている製品の使用、あるいは上記のような目的のために製品を蓄えておくことを防ぐ権限を与える。しかし、競合利用が、公衆に向けて入手可能となっている所有者によるデザインに精髄しているわけではないと妥当に判断されるデザイナーによる独自の創作活動に起因する場合、それは保護されたデザインの模倣に起因するとはみなされない。	EU 意匠法と同様の救済措置（EC 規則 6/2002　Art.89 の規定に基づく）

＜特許－行政規定＞

条文	違反内容	民事上の救済措置
1977 年特許法 60 条(1)	本条の規定に従うことを条件として、発明の特許が効力を有する期間中に、ある者がその発明につき、その特許の所有者の同意を得ないで連合王国内において次の何れかの事柄をするときは、その者は当該発明の特許を侵害する。 (a) その発明が製品である場合において、その者がその製品を製造し、処分し、その処分の申出をし、これを使用若しくは輸入し又は処分のためであるか否かを問わずこれを保管すること (b) その発明が方法である場合において、その者が連合王国内においてその方法を使用し又はそれを使用させる申出をすること。ただし、その所有者の同意を得ないで連合王国内においてこれを使用することが当該特許の侵害となることをその者が知り、又は、当該の事情の下では常識のある人にとりそのことが自明であることを条件とする。 (c) その発明が方法である場合において、その者が前記の方法によって直接に生産される製品を処分し、その処分の申出をし、これを使用若しくは輸入し又は処分のためであるか否かを問わずこれを保管すること	民事訴訟は特許権者によって、許の侵害と主張されるあらゆ為に関しこれらの裁判所におい起こされるであろうし、また判所のいかなる他の司法権に対る不利益なく）これらの訴訟手きにおいて以下の請求がなさる： (a)被告、又は弁護者に対し、禁されるいかなる侵害行為をもさせる命令、又はその禁止 (b)特許が侵害されているか、そ製品が密接に構成される品物に関する、あらゆる特許権のある製の引渡しあるいは破棄命令 (c)侵害に対する損害賠償 (d)被告の侵害によって引き出された利益の考慮 (e)特許が有効であり、かつその被告によって侵害されている訴る権利回復訴訟または権利確認訴訟
1977 年特許法 60 条(2)	本条の以下の規定に従うことを条件として、(特許の所有者以外の)ある者がある特許が効力を有する間に、かつ、その所有者の同意を得ないで実施権者その他その発明を実施する権原を有する者以外の者にその発明の不可欠の要素に係る何らかの手段であってその発明を実施するためのものを連合王国内において供給し又はその供給の申出をするときは、その者は、その発明の特許を侵害する。ただし、その手段が連合王国内においてその発明を実施するために適したものであり、かつ、そのために意図されていることをその者が知り、又は、当該の事情の下で	1977 年特許法 60(1)と同様の救措置（1977 特許法 61 条の規定に基づく）

	は常識のある人にとりそのことが自明であることを条件とする。		

資料）1977 年特許法の「違反内容」に掲載した条文は、特許庁ホームページから引用。

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

＜行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関＞
事業者団体（例えば、著作権盗難防止連盟（FACT））は上記の刑事訴追における同じ法規定に基づいて、私人訴追を行なうことができる。更に、警察や消費者保護団体（Trading Standards）は侵害を起訴し、侵害者に対して刑事裁判を行なうことができる。
上記に述べたように、商標と著作権には侵害に対する刑法上の罪がある。意匠と特許にも、その使用や偽証について刑法上の罪があるが、侵害については刑法上の罪がない。
行政機関が、不正競争法違反で裁判を起訴することはできない。

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

英国法の成文法には、再犯の定義がなされておらず、また再犯に関して自動的に刑が重くなる訳ではない。しかし、裁判所には刑事上の有罪判決を言い渡された再犯者に対して刑を重くする裁量が与えられており、法令の規定の最も重い刑に常に処されている。

対応する法令の引用は 2003 年の刑事司法法 s. 143(2)であり、前科が 1 つ以上ある犯罪者の犯罪の重大さにより、裁判所は前科の性質上、今回の犯罪との関連性及び前科とどの程度期間があるかを考慮し、前科を悪化因子とする事に足りる相当の理由がある場合はそうみなすべきである。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

上記 2.（2-2）に対する返答を参照し、特に以下に着目。
：(i)再犯に対する刑の重罰さは裁判所の裁量権に委ねられており、
；また、(ii)裁判所は、再犯であっても上記質問 2. (1-2)の回答で示された法令の最も重い刑に処する義務を負う。

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

警察は前科について記録を保管しており、消費者保護団体（Trading Standards）、英国国境局および歳入税関庁を含む関連する執行機関とそれらの情報を共有している。また、弁護人がこれらの記録の提示を訴訟の準備のために求めることは標準的技法となっている。

さらに、英国知的財産庁は「インテリジェントハブ」を導入しており、権利執行の活動を調整すること、及び、全国知的財産インテリジェンスデータベース（IPID）の維持に利用される。IPID とは権利執行機関や企業が IP 犯罪の調査のためにアクセスできるデータベースの事である。インテリジェントハブは欧州警察の円滑な運営のために欧州連合のための警察組織条約第 2(4)条により監督当局に指定されており、欧州警察及びサイバー犯罪捜査組織により英国における IP 犯罪の情報収集、分析及び普及について主要な役割を果たしている。また、インテリジェントハブは、犯罪者から資産回復するための主要な法的枠組（POCA）に指定された監督当局でもあり、POCA から与えられた権限の下、財務調査官を雇い権利執行機関及び企業と協力しながらマネーロンダリングの追跡調査を行う。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1）行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

（処分方法）
物品がどのように押収されたかにより異なる。

<u>歳入税関庁による押収</u>
税関及び消費税法（CEMA1979）に基づき歳入税関庁に押収された場合、例えば英国に入国した際の場合、物品に対する正当な権利と処分する権利は税関及び消費税法（CEMA1979）第 139(5)条により歳入税関庁が有する事となる。
「税関及び消費税法（CEMA1979）に基づき押収された物品は、その処分が未決である場合、没収または処分について有罪判決を受けた場合又は有罪判決を受けるであろう場合には長官の命令により処分する事とする」税関及び消費税法（CEMA1979）第 139(5)条
これは、物品がヨーロッパ又は国内のルートを通り、押収された場合である。（質問項目 4. (1-1)参照）

模倣品がヨーロッパを経由して歳入税関庁に押収された場合（欧州委員会規則 1383/2003）、国内法に基づき、非商業的経路により廃棄又は処分する事ができる。そのような状況において、歳入税関庁は非商業的経路について物品の所持者、すなわち廃棄に掛かる費用を負担する者と協議する事が可能である。欧州委員会規則に基づいてなされる廃棄については、質問項目 4. (1-3)に対する回答を参照。

<u>裁判所命令に基づく場合（又は歳入税関庁による）</u>

物品が国内法の手続きに従い押収される場合：
（1）著作権法違反で押収された場合、裁判所の判断により、著作権者に引き渡すか廃棄又は処分される。その選択は、裁判所の裁量によるものとする。

「第 99 条若しくは第 108 条に基づく命令に従って引き渡され、又は第 100 条により付与される権利に従って押収され、かつ、保留される侵害複製物その他の物品が、次に掲げるいずれかの処分を受ける旨の命令のため、又はそのようないずれの命令も定められない旨の決

定のために、裁判所に申請を行うことができる。」1988 年著作権・意匠・特許法 114 条(1)

（2）商標法違反の物品は、裁判所の命令により廃棄又は裁判所の決定により選任された者へ侵害された商標を除去後引き渡す。選択は、裁判所の裁量権に基づきなされるものとする。

「（7）に従うことを条件として、本条に基づき商品、素材又は物品が没収された場合は、それらは裁判所が与える指示に従い破棄される。
（7）本条に基づく命令を発するにあたり、裁判所は、適切と認める場合は、当該人が次のことをすることを条件に、命令に係る商品、素材又は物品を(破棄する代わりに)裁判所が特定する者に引き渡すよう指示することができる。
(a) 当該違反標識を抹消し、除去又は隠蔽すること、及び
(b) 没収命令に関する手続においてその者に生じた費用の支払を求める命令に従うこと」1994 年商標法 97 条（6）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権・意匠・特許法
（侵害複製物その他の物品の処分についての命令）

第 114 条
(1) 第 99 条若しくは第 108 条に基づく命令に従って引き渡され、又は第 100 条により付与される権利に従って押収され、かつ、保留される侵害複製物その他の物品が、次に掲げるいずれかの処分を受ける旨の命令のため、又はそのようないずれの命令も定められない旨の決定のために、裁判所に申請を行うことができる。
(a) 著作権者に没収されること。
(b) 裁判所が適当と認めるところに従って破棄され、その他処分されること。

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

前記の項目参照。国内法に基づく処分の手続きは、裁判所の裁量に委ねられている。実務において、処分の手続きは度量衡機関又は消費者保護団体の各機関により異なる。従来の方法として焼却による廃棄がなされていたが、より多くの物品がより「環境に優しい」方法により処分されている。例えば、Southwark 地方議会は、以下のような処分を行っている。
・衣服を非ブランド化する慈善団体に渡しリベリアへ寄付する。
・没収されたハンドバッグを警察機関に渡し、警察犬の訓練に用いる。
・電池や、DVD や CD を裁断して新しいものをつくるなど、可能な限りリサイクルをする。

加えて、英国には、例として「Cyrenians」のようなチャリティー機関があり、服飾関係の学生の手を借りて洋服から商標を除去し、商品を販売または寄付することによりホームレスのために資金調達を行っている。この活動は、税関/貿易の規格と商標所有者の双方の同意により行われている。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

（規定上の負担者）
著作権者、地方度量衡機構又は消費者団体の当局が、歳入税関庁以外に押収する事ができる。

著作権者による押収

1998 年著作権・意匠・特許法第 99 条に基づき、著作権者が著作権を侵害している物品の引渡しを申請した場合、1998 年著作権・意匠・特許法第 100 条は権利侵害をした物品について、その物品が他者の支配下にある場合は、下記による場合、著作権者は没収し留置（廃棄してはならない）する事ができる：

- 初めに地元警察で通知がなされたこと
- 著作権者は公にされている土地・建物のみに立ち入る事ができる
- 定期又は常設営業所より没収する事は出来ない
- 強制力を用いてはならない
- 所定の用紙を用いて、誰がどんな権限に基づき没収をしたのか通知をする

著作権・意匠・特許法には、誰が没収又は留置（廃棄は 1998 年著作権・意匠・特許法第 100 条により認められていない）についての費用を負担するか明記していないが、著作権者がその関連費用を支払う責任を負う可能性が高い。1998 年著作権・意匠・特許法の第 100 条は、公の市場において販売されている模倣品を没収することを著作権者に認める場合がある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜著作権・意匠・特許法 [14]＞

（引渡し命令）

第 99 条

(1) ある者が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、著作物の著作権者は、侵害複製物又は侵害物品がその者その他裁判所が指示することができる者に引き渡される旨の命令を裁判所に申請することができる。

(a) 著作物の侵害複製物を、業務の過程において自己の所有、保管若しくは管理の下に有する場合

(b) それが侵害複製物を作成するために使用され、若しくは使用されるべきことを知り、又はそう信じる理由を有しながら、著作権のある特定の著作物の複製物を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品を、自己の所有、保管若しくは管理の下に有する場合

(2) 申請は、第 113 条（以後は引渡しの救済を利用することができない期間）に明示する期間の終了後は、行われない。また、いずれの命令も、第 114 条（侵害複製物その他の物品の処分についての命令）に基づく命令を裁判所も定め、又はそのような命令を定める根拠があると裁判所が認めない限り、定められない。

(3) この条に基づく命令に従って侵害複製物その他の物品の引渡しを受ける者は、第 114 条に基づく命令が定められないときは、同条に基づく命令が定められるまで、又はそのような命令を定めない旨の決定があるまでの間は、それを保持する。

(4) この条のいずれの規定も、裁判所の他のいずれの権限にも影響しない。

（侵害複製物その他の物品を押収する権利）

第 100 条

(1) 陳列され、その他販売又は賃貸のために直接提供されていると認められる著作物の侵害複製物であって、それについて著作権者が第 99 条に基づく命令を申請する資格を有するも

[14] 条文は、特許庁ホームページの和訳を引用

のは、その者又はその者の許諾を得た者が押収し、及び保留することができる。
押収及び保留の権利は、以下の条件に従って行使することができ、かつ、第 114 条に基づく裁判所のいずれの決定にも従う。
(2) この条に基づいていずれかのものが押収される前に、提案される押収の時間及び場所の通告が、地域の警察署に行われなければならない。
(3) いずれの者も、この条により付与される権利を行使することを目的として、公衆が接近することができる構内に入ることができる。ただし、ある者の恒常的又は通常の事業所においてその者の所有、保管又は管理の下にあるいずれのものを押収することもできず、また、いずれの威力を行使することもできない。
(4) いずれかのものがこの条に基づいて押収される時に、それが押収される場所に、押収を行う者又は押収を許可する者についての所定の詳細及び押収が行われる根拠を記載した所定の形式による掲示が残される。
(5) この条において、
「構内」は、土地、建物、可動構造物、車両、船舶、航空機及びホーバークラフトを含む。
「所定の」とは、所管大臣の命令により定められていることをいう。
(6) この条に基づく所管大臣の命令は、議会の上院又は下院の決議に従って廃止することができる制定文書により定められる。

<u>度量衡機構・消費者団体機構による没収</u>
1998 年著作権・意匠・特許法第 107 条 A 項及び 1994 年商標法 92 条に基づき、地方度量事務所は 1968 年商品表示法に規定されている権利侵害をした物品に対しては犯罪制裁を行うとする条項を含むある程度の権限を有する。
1968 年商品表示法第 33 条（1）項は、地方度量事務所は、1998 年著作権・意匠・特許法又は 1994 年商標法によりじきに訴追される場合を除き、地方度量事務所の責めに帰すべき事由によって生じた損害について個人に対し賠償する責任を負う。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜著作権・意匠・特許法 ＞
第 107 条のA 15
(1) 第 107 条の規定を区域内で執行することは、各地方度量衡当局の任務である。
(2) 1968 年の取引種目法の次に掲げる諸規定は、同法の執行に関して適用されると同様に、そのような当局による同条の執行に関しても適用される。
第 27 条 （検査購入を行う権限）
第 28 条 （構内に入り、かつ、商品及び書類を点検し、及び押収する権限）
第 29 条 （授権された職員の妨害）
第 33 条 （押収した商品の損失等のための補償）

(3) 前記第 1 項の規定は、北部アイルランドにおける第 107 条の執行に関しては、適用されない。ただし、北部アイルランドにおいて同条を執行することは、経済開発省の任務とする。
その目的上、第 2 項に明示する 1968 年の取引種目法の規定は、地方度量衡当局及びそのような当局のいずれの職員への言及も、同省及びその職員のいずれかへの言及に代えられたものとして、適用される。

[15] 条文は、特許庁ホームページの和訳を引用

(4) 1968 年の取引種目法の執行を容易にすることを目的として情報の開示を許可するいずれの法令も、第 107 条が同法に含まれているものとして、かつ、同条の執行に関するいずれの者の職務も同法に基づく職務であるとして、適用される。
(5) この条のいずれの規定も、スコットランドにおいて罪についての訴訟手続を提起する権限を地方度量衡当局に与えるものと解釈されない。

＜商標法＞
第 92 条 上記

著作権者による押収

＜1988 年著作権・意匠・特許法 100 条＞[16]
(1) 陳列され、その他販売又は賃貸のために直接提供されていると認められる著作物の侵害複製物であって、それについて著作権者が第 99 条に基づく命令を申請する資格を有するものは、その者又はその者の許諾を得た者が押収し、及び保留することができる。
押収及び保留の権利は、以下の条件に従って行使することができ、かつ、第 114 条に基づく裁判所のいずれの決定にも従う。
(2) この条に基づいていずれかのものが押収される前に、提案される押収の時間及び場所の通告が、地域の警察署に行われなければならない。
(3) いずれの者も、この条により付与される権利を行使することを目的として、公衆が接近することができる構内に入ることができる。ただし、ある者の恒常的又は通常の事業所においてその者の所有、保管又は管理の下にあるいずれのものを押収することもできず、また、いずれの威力を行使することもできない。
(4) いずれかのものがこの条に基づいて押収される時に、それが押収される場所に、押収を行う者又は押収を許可する者についての所定の詳細及び押収が行われる根拠を記載した所定の形式による掲示が残される。
(5) この条において、
「構内」は、土地、建物、可動構造物、車両、船舶、航空機及びホーバークラフトを含む。
「所定の」とは、所管大臣の命令により定められていることをいう。

度量衡機構・消費者団体機構による没収

＜1994 年商標法第 92 条（２）＞
「以下の 1968 年商品表示法の規定は、その条項の施行と関連してその法律の施行に適用される：27 条（試行の為に購入する権限）；28 条（書類及び物品の捜査及び押収の為に構内に立ち入る権限）；29 条（授権された役人の阻害）；及び 33 条（損失に対する賠償及び没収に対する賠償）；」

＜1998 年著作権・意匠・特許法第 107(A)条（２）項＞
「以下の 1968 年商品表示法の規定は、その法律の施行に関してその機関によるその条項の施行について適用される；：27 条（試行の為に購入する権限）；28 条（書類及び物品の捜査及び押収の為に構内に立ち入る権限）；29 条（授権された役人の阻害）；及び 33 条（損失に対する賠償及び没収に対する賠償）；」

[16] 条文は、特許庁ホームページの和訳を引用

＜1968 年商品表示法 33 条（1）＞
この法律の 28 条に基づくその権力の行使により、地方度量衡事務所の職員又は政府の部門が没収及び留置し、留置されていた物品が紛失、破損又は劣化させた事を理由として保持者が損失を被った場合、保持者がこの法律に基づきその物品について訴追を受けない場合は、地方度量事務所又は部門がその損失について賠償責任を負う。

前述の通り、偽造が行われないよう、また侵害品が英国内において販売、配布されないよう防止活動を行なっている機関がある。文化省、著作権盗難防止連盟、詐欺対策団体（Scam busters）、知的財産権盗難防止同盟などがこれに含まれる。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

上記 3-4 参照

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)
1998 年著作権・意匠・特許法第 99 条(1)項(b)号（市民引渡し）及び第 108 条(1)項(b)号（犯罪引渡し）は、ある者が「ある特定の著作物の複製品を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品」の製造設備を所有、保管又は管理に置いていた場合に、その製造設備が侵害複製品をを製造する又はする予定である事をその者が知っているか信じるに足りる相当の理由があれば、その製造設備を引き渡すよう請求することができる。1998 年著作権・意匠・特許法 113 条が 6 年間の制限を市民引渡しには適用している事に注意。

＜1988 年著作権・意匠・特許法 99 条(1)[17]＞
(1) ある者が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、著作物の著作権者は、侵害複製物又は侵害物品がその者その他裁判所が指示することができる者に引き渡される旨の命令を裁判所に申請することができる。
(b) それが侵害複製物を作成するために使用され、若しくは使用されるべきことを知り、又はそう信じる理由を有しながら、著作権のある特定の著作物の複製物を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品を、自己の所有、保管若しくは管理の下に有する場合

＜1988 年著作権・意匠・特許法 108 条(1)[18]＞
(1) 第 107 条に基づく罪についてある者に対する訴訟手続の提起を受ける裁判所は、その者の逮捕又は告訴の時に、その者が次に掲げるいずれかに該当することを納得するときは、侵害複製物又は物品を著作権者又は裁判所が指示することができる他の者に引き渡すことを命令することができる。
(b) 侵害複製物を作成するために使用し、若しくは使用する筈であったことを知り、又はそう信じる理由を有しながら、著作権のある特定の著作物の複製物を作成することを特に意

[17] 条文は、特許庁ホームページの和訳を引用
[18] 条文は、特許庁ホームページの和訳を引用

図され、又はそのように適応されている物品を所持し、保管し、又は管理していたこと。

1994 年商標法 97(1)項(3)項及び(4)項において、製造設備が「ある特定の著作物の複製品を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている[登録商標と同一又は誤認される虞のある標識]」である場合没収でき、裁判所は製造設備が犯罪の為に使用されたと認定する。裁判所は、他の犯罪に使われた製造設備と同じ構造であった場合は、犯罪のためにその製造設備が使用されたと推認できる。

＜1994 年商標法 97 条(1)、(3)、(4)[19]＞
第 97 条 没収
(1) イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおいて、関連する犯罪の捜査又は起訴に関連して、何人も、次の物を入手した場合は、本条に基づき当該商品、素材又は物品の没収のための命令を申請することができる。
(a) 登録商標と同一又は誤認される虞のある標識を付した商品又はその包装
(b) 当該標識を付した素材であって、商品のラベル付け若しくは包装をするため、商品に関する営業書類として又は商品を広告するために使用することを目的としたもの、又は
(c) 当該標識の複製を作成するために特に設計され又は調整された物品
(3) 本条に基づく申請により、裁判所は、商品、素材又は物品について関連する犯罪がなされたと認める場合に限り、当該商品、素材又は物品の没収を命令するものとする。
(4) 本条の適用上、裁判所は、その犯罪が当該商品、素材又は物品の見本(同一の意匠、同一の積送品若しくはバッチの一部であるか又はその他の理由によるかを問わない)である商品、素材又は物品に関連してなされたと認める場合は、当該商品、素材又は物品について当該犯罪がなされたものと推定することができる。

(汎用設備の没収の可否及び要件)
汎用設備は、先に挙げた 1998 年著作権・意匠・特許法及び 1994 年商標法の節に従った著作物または商標の模倣品作成を目的として特別に改造されている場合に限り、没収することができる。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（a）有り
(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)
権利者に対して、関連する権利執行当局からの情報需給を促進する著作権・意匠・特許法、1994 年商標法あるいは 1968 年商品表示法（the Trade Descriptions Act）において、摘発手段のための特別な規定はない。しかしながら、権利者は以下を通して、さらなる情報を得ることができることができる：
(i)申し立てられた偽造者に対して民事または刑事措置が起こされた場合（詳細は次の 2 つの問いに対する回答参照）における、摘発および裁判訴訟
(ii)多くの度量／貿易基準当局(measures/trading standards authorities)および英国知的財産庁における IP 犯罪グループによって作成される定期報告書
(iii) 英国知的財産庁の「知性拠点（“intelligence hub”）」（質問項目 2.(2-4)の回答に言

[19] 条文は、特許庁ホームページの和訳を引用

及有り）。これは強制措置を調整し、国立知的財産権知的データベース(“IPID”)を守る。強制措置および産業団体は IP 犯罪調査に参加するため、この IPID を利用することができる。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ほとんどの判決および多くの聴取結果は裁判報告書において、またかなり頻繁に報道において公表される。したがってそれらは、公なものであり、かつ容易に入手可能である。判決および決定が公表されない場合、権利者は、訴訟に関しての情報を適当な裁判所に問い合わせることができる。また、ほとんどの民事裁判における判決の広い公表への命令を得ることも可能である。さらには、多くの民事聴取は公衆に開かれている - 訴訟手続きの様相が秘密であるこの規則の鍵となる例外となるもの。

＜民事訴訟＞
民事訴訟法 5.4B 条は、著作権者が審理又は判決の当事者である場合、公にされた判決を含む訴訟書類について複写する事ができると規定している。著作権者が審理又は判決の当事者でない場合は、一般的に本件訴訟についての陳述又は判決の複製を該当する裁判所から得る事ができると民事訴訟法第 5.4C 条が規定している。

(B)(1)訴訟手続きの当事者は、裁判所が写しを入手してはならないと命じない限り、訴訟記録の写しを実務命令 5A の 4.2A 項に記載された内容について得る事ができる[(i)「公にされた判決又は命令」を含む。]
(2) 訴訟手続きの当事者は、裁判所の許可を得て、当事者により提起されたその他の訴訟記録又は当事者と裁判所、当事者と第三者のやり取りについての記録の写しを得る事ができる。
(C)(1)一般法として、訴訟当事者でない者は訴訟記録の写しについて
(a)本件訴訟についての陳述書のうち陳述書に添付または同時提起された書類又は当事者により併合提起する事を予定している書類を除く陳述書
(b)公にされた判決又は命令(審理に基づく又は基づかない場合)
(1B)項参照、民事訴訟法 5.4B 条及び 5.4C 条。

＜刑事訴訟＞
裁判所事務官の一般責務として、訴訟の判決及び刑の宣告について記録する事と刑事訴訟法が規定している。権利者が刑事訴訟法第 5.7 条の規定する訴訟手続きの当事者であった場合、その者は裁判所事務官に対して訴訟の結果を含む裁判資料を請求することができる。
そのような状況において、裁判所事務官は、請求をした当事者に対し：
(a)当事者により又は当事者に対し送達された書類（送達されていない書類は含まない）
(b)口述又は陳述書面として請求され、(i)既に当事者から受け取った情報、(ii)命令についての情報又はその当事者に対する決定、その当事者による請求、又は公開された審理、(iii)訴訟の結果についての情報を刑事訴訟法第 5.7 条（4）項が規定している。

通常、権利者はこのような刑事裁判の当事者ではないため、審問や判決を下される当事者で

はない権利者は下記に記載する限定された情報しか入手出来ない。
(a)まだ当事者が審理の日程について知らされていないのではない限り、審理の日程
(b)各自が申し立てた犯罪とそれに対する抗弁
(c)公開審理中の裁判所の採決で次のものを含む(i)保釈又は(ii)移送、すなわち他の裁判所に本件の管轄を移す事
(d)本件訴訟が控訴されているか
(e)訴訟、控訴の結果、そして
(f)身元について、(i)検察官、(ii)被告人、(iii)訴訟代理人とその住所、及び、(iv)公開審理において判決をした裁判官、警察裁判所判事（一人か複数か）、正義の法律顧問と刑事訴訟法第5.８条(４)項及び(６)項が規定している。

その他の情報や書類は裁判機密とされ、検察または被告人しか入手出来ない。これらの者が情報を入手した場合においても、情報の使用について、範囲を制限される可能性がある。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
裁判所により科せられる行政罰は、上記質問項目 2. (4-2)の回答にあるように裁判報告書又は報道機関、裁判判決の写しにより入手することができる。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無
＜刑事罰・その他＞
5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（a）有り（しかし法律の規定ではない）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
知的財産権犯罪に関連する疑義のある犯罪行為をいつ検察局（CPS）が訴追するのかについて設定した詳細な基準はないし、疑義のある犯罪行為を CPS が訴追する一般的な義務はない。しかしながら、CPS は疑義のある犯罪行為を訴追するかどうかを決定する際には完全規範テスト（Full Code Test）を考慮し、犯罪証拠の強さや公的関心の程度の両方を考慮に入れる。完全規範テストのさらなる情報は CPS のウェブサイト（http://www.cps.gov.uk/publications/code_for_crown_prosecutors/codetest.html）参照のこと。
しかしながら、これは資源配分の問題でもある。実施機関は限られた予算と資源を有しているに過ぎず、さまざまな活動と違反との間でそれらを配分しなければならない。深刻な違反の優先順位がしばしば高くなる。概して、CPS は、もしその犯罪が商業的な規模や商業的な収益の上で起こっている場合に訴追する傾向にある。
1985 年刑事訴追法第 6 節(1)は私的な刑事訴追を行う一般的な権利を規定しており、それゆえ権利保有者は、仮に CPS が訴求しないと決定した場合にも、疑義のある知的財産権犯罪

に関して私的な刑事訴訟に出ることができる。しかしながら、検察局長官（Director of Public Prosecutions (“DPP”)）は私的な訴追の実施ないし取り下げの権限を有しており、また、いくつかの事例では法務長官か DPP の同意が私的訴追実施に先んじて求められていることを注意されたい（1985 年犯罪訴追法第 6 節(2)）。

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）有り

（法的な対策の内容）

各事例はその事実により異なる。しかしながら、1994 年商標法下での様々な刑法・私法上の侵害規定や、詐取共謀による慣習法侵害、1861 年共犯・教唆犯法（Accessories and Abettors Act）や 1981 年犯罪未遂法（Criminal Attempts Act）は、様々な者の間で偽造商品の製造・組立て・小売りを分けている巧妙な侵害者を逮捕する際に適用されうる。多くの異なる侵害が供給のネットワークでの異なる段階で存在している。

＜共犯・教唆と犯罪未遂＞

もし、(i)巧妙な製造者が侵害する商品の生産をさまざまな者の間で分けており、それに関与した者の一部が 1988 年著作権・意匠・特許法や 1994 年商標法のもとで犯罪行為を訴追されうる場合や、(ii)偽造ネットワークのメンバーが犯罪行為へのある種の準備行為で逮捕される場合には、いずれの場合でも、1861 年共犯・教唆犯法第 8 節と 1981 年犯罪未遂法第 1 節(1)が適用されうる。

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)

＜刑法上の違反＞

係争問題 2.(1-2)と(1-4)で設定された刑法・私法上の違反を参照のこと。特に：

- 侵害している兆候を商品や包装デザインに適用する 1994 年商標法第 92 節(1)(a)のもとでの狭義の違反
- 侵害している商品を自らあるいは別の者を通じて処分する（処分し続ける）1994 年商標法第 92 節(1)(b)と(c)のもとでの広義の違反
- 侵害している兆候を広告や関連する活動（例：ポスター、フライヤー、ステッカー、ラベル）用に意図された資料に適用する 1994 年商標法第 92 節(2)(a)のもとでの違反
- 侵害している商品を自らあるいは別の者を通じて処分する（処分し続ける）1994 年商標法第 92 節(2)(b)と(c)のもとでの広義の違反

＜共犯・教唆＞

「訴求されるべき侵害行為―同じことが慣習法上、あるいは通過したいかなる法規やこれから通過する法規を理由として［侵害行為］となろうとならなかろうと―を援助・幇助・助言・教唆した者はすべて、主たる侵害者として、審理され、訴求され、罰せられる責任を負うも

のとする。」1861 年共犯・教唆犯法第 8 節

「主たる」とは、刑法上の犯罪行為（例：刑法そのもの）に対して直接的に責任を負う者である。偽造ネットワークにおける他の関係者のような二次的な関係者は、行為を援助・幇助・助言・教唆し、それゆえ 1988 年著作権・意匠・特許法や 1994 年商標法の関連する規定のもとで主たる侵害者であるかのように罰せられる。

＜犯罪未遂＞
「この条が適用される侵害に関与する意思をもって侵害行為への単なる準備以上の行動をとった者は、侵害行為の未遂罪を負う」1981 年犯罪未遂法第 1 条(1)

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)
上記の質問 2(1-1)に対応して設定された 1994 年商標法第 92 条下での商標権侵害に関連する刑事上の違反を参照のこと。第 92 条のもとでの侵害のそれぞれは、「登録された商標と同じであるか、間違いかねない」サインを使用したことに対する刑事責任が生じる。
s.92 Trade Marks Act 1994 (上記)

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

商標権侵害の刑事罰は、同一商標の利用のみに限られるわけではなく、登録された商標と「間違いかねない」標章の利用も含む。どういった場合に同一であるとみなされる傾向にあるかに関する判例法は豊富にある。

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

「同一」の意味
1994 年商標法第 92 条のもとでの侵害は、登録された商標と「同一」である標章と同様に、登録された商標と「間違いかねない」標章にも適用され、そのため、サインが 1994 年商標法の意味である商標と同一でなくても、刑事訴追は可能である。

裁判所は 1994 年商標法下での私法上の侵害と登録商標適用の関連で「同一」という語の範囲を考慮してきた。欧州司法裁判所への付託により、「同一」という語により課される絶対的な条件があるわけではなく、その定義が平均的な消費者により気づかれないような重要でない変更も網羅することが明らかとなった。

「…そのサインが修正や追加なく商標を構成するすべての要素を再生産する場合や、全体として見た際にそのサインが平均的な消費者により気づかれないような重要でない違いを含んでいる場合に、あるサインはその商標と同一とする」LTJ Diffusion SA 対 Sadas Vert baudet SA 判決 (C-291/00) [2003] FSR 34

LTJ Diffusion 判決の国内裁判所への適用の例としては、Reed Executive plc 対 Reed Business Information Ltd 判決([2004] RPC 767)があり、そこでは'Reed Business Information'は'Reed'と同一ではないと裁判官により判断された。潜在的に侵害しかねないサインが装置や言葉の形で追加的な問題を含んでいる場合に、その分析はより複雑となる。

この分析は、より最近の United Airlines Inc v United Airways Ltd (2011)EWHC 2411 の事例でも適用され、裁判所は、表示が登録商標の修正版であるとみなし、表示を全体的な観点から検討する LTJ の判断基準を適用し、両者には一般消費者に気づかれない可能性のあるわずかな違いしかないとした。単語の追加と二つ目の単語の変更だけでは不十分とし、裁判所は大半の消費者は被告人が請求人と関係がある、もしくは子会社であると考えるであろうと判断した。

上で述べたように、申立てで侵害されているとされたサインが登録された商標と「同一」でないとしても、登録された商標と「間違いかねない」だろうし、そうであるならば、1994 年商標法第 92 条のもとでの刑法上の侵害行為は依然として可能であろう。

商標の「利用」
最終的には、同一商標の商品やサービスへの適用はもちろん商標権侵害があることを必ずしも意味しないということは指摘するに値する。R 対 Johnstone 判決 [2003] UKHL 28 では、1994 年商標法第 92 条のもとでの侵害を制定するために、問題となっている標章の利用は商標の利用で、それゆえ 1994 年商標法下での行政上の違反を引き起こすことになりうる使用であると貴族院は判断した。1994 年商標法は、商標権侵害に対して様々な例外を含んでおり、例えば、単に記述的な目的で誠実なビジネス慣行にしたがって用いられるサインの使用によっては登録された商標は侵害されたとされず、1994 年商標法のもとでの侵害に当たらない（1994 年商標法第 11 条(2)(b)）。

Dyer v Gallacher(2007) HCJAC 19 の事例は Johnstone の事例と当面の事件とを区別し、裁判所は表示が原産元を示すのに使用されていることを証明する必要があるとした。しかし、以前に消費者保護団体から商品が被告に返還され、同様の罪に関して無罪となった際、被告人は表示の使用が侵害ではないと信じるに足る妥当な根拠を有しており、、95(2)項に基づく抗弁を行っていた。

R 対 Johnstone 判決で貴族院が用いた例は、“Alabaster”という語が商標として登録されれば、技術的には 1994 年商標法第 92 節の範囲内にこうした語はあったとしても、第三者が“made from alabaster”という語を自らの製品に用いることが妨げられるだろう。R 対 Johnstone 判決では、被告人は“Bon Jovi”（商標として登録されている）といったアーティストの名前を偽造 CD に用いていたが、まったく刑法上の侵害行為はなく、登録された商標が記述的な目的のみでのみ使用されたということが示されえた。

対照的に、R 対 Boulter 判決 [2008] EWCA Crim 2375 では、様々なレコード会社（例えば”EMI”）の登録商標と同一のサインを載せた偽造 CD の製造に対する被告人の証拠を控訴院は支持した。この判例では、サインは記述的ではないが、その代わりその CD が EMI や他のレコード会社により製造されたか、何らかの方法で商業的に提携したものであったことを（誤った形で）示すことを意図していた。

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り

（基準・範囲）

互換性のある商品（例えば、「トヨタの乗り物への利用向け（“for use with Toyota vehicles”）」と宣伝されている車の付け替え部品）への製品ラベルの使用は、登録された商標の使用が必要かつ誠実であるならば、商標権侵害の構成要件とならない。次の質問への回答を参照のこと。

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)

「商品やサービスの意図する目的を示すことが必要な場合には、産業・商業上の誠実な慣行に従って使用されているならば、商標の使用により登録された商標が侵害されたことにはならない。」1994 年商標法第 11 条(2)(c)

互換性のある商品は、1994 年商標法第 11 条(2)(b)に規定された例外においても提示されている。前の質問に対する回答を参照のこと。

＜商標法＞

第 11 条 登録商標の効力の制限

(2) 登録商標は，次の使用によっては侵害されない。

(b) 商品若しくはサービスの種類，品質，数量，用途，価格，原産地，生産時期若しくは提供時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴に関する表示の使用、又は

(c) 製品又はサービスの用途(特に付属品又は部品)を表示することが必要な場合における商標の使用

ただし、その使用が工業上又は商業上の誠実な習慣に従ったものである場合に限る。

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

前の質問に対する回答で述べたように、1994 年商標法第 11 条(2)(c)は、商品やサービスの意図する目的を示す必要がある使用に対しては、商標権侵害の適用除外を認めている。

2 つの主要な適用除外の要素は、その使用が「必要」かつ「誠実」であることである。Gillette Co 対 LA Laboratoires OY 判決 (C-228/03)欧州司法裁判所の決定は、こうした点それぞれを考慮していた。この判例は被告人が製造したかみそりの刃に関するものであった。その商品を広告する際には、被告人は「Gillette Sensor handles はこのかみそりの刃で互換可能です」と主張していた。商標権侵害がないと見出す際に欧州司法裁判所は以下の判断を下した。

・「必要さ」で意図されるのは、関連する標章が商品やサービスの意図する使用や目的を伝える唯一の手段であることである。被告人による“Gillette”の使用は、一般の人にかみそりの刃が Gillette handle に使われる付け替え部品であることを説明するのに必要であった。

・「誠実さ」で意図されたのは、公平かつ登録商標権所有者の正当な利益のもとで行動する

責務である。不誠実な使用の例としては、それゆえ、その商品やサービスと、登録された標章の所有者の商品やサービスとの間に商業的なつながりを示唆するように意図されている標章の利用、登録された標章の悪評につながる形で登録された標章の価値に影響を与える標章の利用が含まれる。

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

（基準・範囲）

営業看板における登録された商標を無断で使用することに特に関連した法令上の規定はない。しかしながら、商標権侵害に関する規定は、それが広範なマテリアルにかかわるため、概して営業看板おける登録された商標の無断使用を禁じている。

（参考）

英国には、不正競争行為の規制に関する制定法は存在しないが、コモンロー上のパッシングオフ（他人の商品またはサービスであると見せかけて自己の商品またはサービスを販売してはならない）の概念により混同惹起行為が規制されている。

パッシングオフの成立要件は、以下の 3 つである。（Jif Lemon 事件）

① 営業上の信用：営業上の信用又は評価が一般大衆の心理において商品又はサービスに付随していること。

② 不当表示：被告による一般大衆に対するその商品についての不当表示があり、かかる不当表示によって一般大衆に不当表示の対象となった商品が原告の商品であると信じさせる可能性があること。

③ 損害：原告が損害を被っている又は損害を被る可能性があること。

他の商人の商品の名称、マーク又は外観を自己の商品に使用し、顧客が騙されるような場合には、パッシングオフが成立すると考えられる。

資料）「知的財産の適切な保護に関する調査研究」ＴＭＩ総合法律事務所（2007 年 3 月）より抜粋。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

（定義等）

上記の質問 2(1-4)に対応して設定された 1994 年商標法第 10 節の規定とパッシングオフの不法行為を参照のこと。

＜商標法＞

第 10 条 登録商標侵害

(1) 商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについてその商標と同一の標識を業として使用する者は、当該登録商標を侵害するものとされる。

(2) 次の何れかの理由により、登録商標を連想させる虞を含め、公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合は、次の標識を業として使用する者は、当該登録商標を侵害するものとされる。

(a) 登録商標と同一の標識を、当該商標が登録されている商品又はサービスに類似する商品又はサービスについて使用すること、又は

(b) 登録商標に類似する標識を、当該商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて使用すること
(3) 登録商標が連合王国において名声を得ており、かつ、正当な理由なくその標識を使用することが当該商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合は、当該商標と同一又は類似の標識を商品又はサービスについて業として使用する者は、当該商標を侵害するものとされる。
(4) 本条の適用上、特に次の行為をする者は、当該標識を使用するものとされる。
(a) 商品又はその包装に当該標識を付すこと
(b) 当該標識の下に商品を販売するために申出し若しくは展示し、商品を市場に出し、これらの目的のために商品を保管し又は当該標識の下にサービスを申出若しくは提供すること
(c) 当該標識の下に商品を輸入又は輸出すること、又は
(d) 営業書類又は広告に当該標識を使用すること
(5) 商品のラベル付け若しくは包装のために、営業書類として又は商品若しくはサービスの広告のために用いられる素材に登録商標を付す者は、その標章を付した時にその標章を付すことが所有者若しくは使用権者によって正式に許可されていないことを知っていたか又はそのことを信じるに足る理由を有していた場合は、登録商標を侵害する素材を使用した者とみなされる。
(6) 本条の如何なる規定も、商品又はサービスを所有者又は使用権者のものとして特定する目的で他人が登録商標を使用することを妨げるものと解してはならない。
ただし、正当な理由のない使用が登録商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害するものである場合は、工業上又は商業上

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)
＜広告における登録商標の無断使用の商標侵害の禁止に関する規定＞

10(5)項は、「ラベルや包装、ビジネス文書、商品やサービスの広告での使用目的のために登録商標を素材に付した者は、これを行った時点で、標章の利用が所有者またはライセンシーにより正式に許諾されていないと知っていた、またはそう信ずる理由があった場合には、登録商標を侵害する素材の使用の当事者として扱われる。」

民法違反
1994 年商標法第 10 条および上記問２のパッシングオフに関する回答を参照。
1994 年商標法第 10 条６項をに基づいて、所有者の特定された商品、サービス提供を目的として商業上誠実な行いにしたがった登録商標は侵害されない、及びそのような使用は規定には反しない、若しくは登録商標を損なう原因　と規定する。
この規定は、例として小売業者が宣伝する、店内で関連したブランドの登録商標使用のある製品広告に適用される。
この款ではそのような広告が“honestly”（英国において「2008 年誤解を招くマーケティングからのビジネスの保護に関する規制(SI 2008/1276)」で主に適用される比較広告）とおこなわれる範囲との比較広告により許可される。

1994 年商標法第 11 条（２）において商標侵害の例外として、登録商標使用が“honest”で

ある広告が適用される（上記 question 3(2-2)を 参照）。
・種類、質、量、使用目的、価値、原産地、使用期間又は商品特徴又はサービスを示す為に使用された（11 条(2)(b)）；もしくは
・製品またはサービスの使用目的の提示が必須（第 11 条(2)(c)―上記 question (2-2)参照）。

工業や商取引上の良心的な慣習に基づく使用を条件とする。

刑事罰
さらに、刑法犯罪が、登録商標広告及びその関連活動と同一若しくは間違いやすい標記の看板、ポスターやチラシの使用に関する規定が 1994 年商標法第 92 条(2)により制定された（上記質問項目 2(1-1)への回答参照）。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し
(基準・範囲)
商標が比較目的のために広告に使用された場合、その使用は商標法 10(6)項に準拠し、商品やサービスをその所有者のものとして識別するための良心的な商取引上の慣習に基づくものである。これは、このような使用が登録商標を不当に悪用する、または害するものではない限りにおいて許可される。（上記と同様）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
登録商標の広告における使用は、基準が満たされる限りにおいて許可される。2008 年不公正な商取引からの消費者保護に関する規制と CAP 規格が広告と比較広告に適用されることを覚えておく必要がある。

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
回答者注）営業商標は登録商標と企業の“get-up”とは区別され、それは商標（登録又は未登録）、色、名称、取引や商品やサービスに限定された中で企業に使用されたスローガンなどを組み合わせたものであると考えている。
他人の営業標識の無断使用行為に関する刑事罰についての規定はない。しかし、パッシングオフ行為が、消費者が第三者の商品・サービスで提供されたものと間違えてないような営業商標の使用の妨げとなっている。パッシングオフ行為に関しては、上記 question 2(1-4)に対する回答を参照。2006 年詐欺防止法に基づく罰を含む一般的に適用できうる不正行為に関連した刑事罰がある（上記質問項目 2(1-2)に対する回答を参照）。

（参考）
Jif Lemon 事件（Reckitt and Coleman Products Ltd v Borden Inc [1990] RPC 340）によれば、パッシングオフの成立要件である「不当表示」は、通常、行為又は言語の形態をとり、また出所、品質等についての表明となることが多い。不当表示をなす者の主観（被告の故意、過失、悪意など）は問題とはならない。

パッシングオフにおいては、不当表示により混同が生じるだけでは不十分であり、顧客が騙される可能性があることまで立証しなければならないが、実際に顧客が騙されたことまで証明する必要はない。

資料）「知的財産の適切な保護に関する調査研究」ＴＭＩ総合法律事務所（2007 年 3 月）より抜粋。

3-5） 関連する代表的な裁判例

この問題に明確に関連した刑事罰はない

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（b）無し
「調整規定」に関連する規定はない。英国法体系に基づく著作権および商標権の効力と保護に関した異なる制定はある。著作権は 1988 年著作権・意匠・特許法により制定されているが、1994 年商標法は商標に関して権利と罪について述べている。

商標権侵害クレームに付随した著作権侵害行為、その逆も追跡可能である。例として、偽造 CD に関したケースは著作権侵害と商標権侵害の両者を含んでいる。偽造 CD に関しては、該当する商標が単なる関連するアーティストの名前の場合、R 対 Johnstone 裁判の理由により、商標権侵害は立証が困難となりうる（question 3(1-3)に対する回答参照）。
しかし、1988 年著作権・意匠・特許法第 18 条の意味するの範囲内で、偽造 CD は無断コピーされたと指摘する傾向があるように、原告側は著作権侵害行為へ進む可能性がある。

＜1988 年著作権・意匠・特許法＞
（複製物の公衆への配布による侵害）
第 18 条
(1) 著作物の複製物の公衆への配布は、著作権のあるあらゆる種類の著作物の著作権により制限される行為である。
(2) この部における著作物の複製物の公衆への配布への言及は、次に掲げるいずれかの行為への言及である。
(a) 著作権者により又はその同意を得て EEA において以前流通していない複製物を EEA において流通させる行為
(b) EEA その他において以前流通していない複製物を EEA 外において流通させる行為
(3) この部における著作物の複製物の公衆への配布への言及は、次に掲げる行為を含まない。
(a) 以前流通していた複製物の以後のいずれかの頒布、販売、賃貸又は貸与（ただし、第 18 条のＡ（レンタル又は貸与による侵害）参照）
(b) それらの複製物の連合王国又は他の EEA 加盟国への以後のいずれかの輸入
ただし、第２項（a）号の規定が、EEA 外において以前流通していた複製物をＥＥＡにおいて流通させることに適用される場合を除く。
(4) この部における著作物の複製物の配布への言及は、原作品の配布を含む

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文)

1994 年商標法第 5 条 4 項(b)の適用例として 1999 年ケース No. ETMR 669Re Team Lotus Trade Mark Application TMR が挙げられる。このケースでは、広告サービスの商標として'lotus' という装置の登録が見られた。相手側 Group Lotus は、装置内の著作権を所有している、同様に違法であるという理由で、適用の反対を申し立てた。

＜1994 年商標法＞

第 5 条 登録の相対的拒絶理由

(4) 商標は、次の何れかの理由により、その使用が連合王国において妨げられる虞がある場合は、その範囲において登録されない。

(a) 未登録商標又は業として使用されるその他の標識の保護に関する法規(特に詐称通用に関する法律)による場合、又は

(b) (1)から(3)まで又は(a)にいうもの以外の先の権利による場合、特に、著作権、意匠権又は登録意匠に関する法律による場合

このように商標の使用を妨げる権限を有する者は、本法において、商標に関する「先の権利」の所有者という。

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a）有り

（内容）

英国法（体系）に基づく一般的規定では、企業は特別決議委員により、又は法で定められた手段によって登録した名称を是正しなければならない。

2004 年ケース No. EWHC Civ 331 の Halifax plc & Others v Halifax Repossession Limited & Others の事例では、最高裁判所では、法廷で、たとえ登録名侵害している会社が別の会社を設立したとしても、登録企業名の変更させる会社登記簿法による企業法の抜け道を見つけられないという裁判が行われた。

2006 年会社法に基づき、会社登記簿法では同一、または類似、すでに登録さえている名称の登録を許可すべきでないとした。

加えて、名称が営業権を所有する登録者に関連した名称に十分類似している、または誤解を招きやすい名称として十分類似しているという理由によりにより会社の登録した名称に対しては適用しうる。(会社法第.69 条 2006).

高等裁判所の訴えに関して、法廷では一審裁定者の決定を翻すことができ、および社名変更命令を下すことができた（2006 年会社法第 74 条）。

これにより、上述 Halifax plc & Others v Halifax Repossession Limited & Others において述べられたルールが例外として出来上がった。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文)

既に上述した回答により、一般的に、上述の設問に関する回答を除いて、法廷では会社登記簿に登録した名称の変更を直接要求したりはしない。
しかし、法廷では、2006 年会社法第 74 条に基づいて、社名変更命令を下すことは可能である。

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

前述のように、英国会社登記所に登録される会社名と同じ仕方で、商号を登録することは出来ない。前述のように、登記所が名称変更を行うことまたは裁判所が株主への名称変更の要請をするよう要求することは可能である。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する
下記は商標権侵害を構成する；
商標所有者の許可なしで、貿易取引間の商標の使用が商標所有者の権利を侵害する。
1994 年商標法第 89 条で、「登録商標を商品又はその包装に添付したもの、それによる輸入品、輸出品」に使用する者に対する法規が明記してある。
（項目 2. (1-4)を参照。）
商品が他国へ輸送される、および英国市場に出ないという特殊法案適用に注視していただきたい。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法＞
侵害にあたる商品、素材又は物品の輸入
第 89 条 侵害にあたる商品、素材又は物品は禁制品として扱われることがある
(1) 登録商標の所有者又は使用権者は、次のことを税関管理官に対し書面で通告することができる。
(a) 自身が登録商標の所有者、又は場合によっては使用権者であること
(b) 登録商標との関係で侵害にあたる商品、素材又は物品となる商品が、通告に明記した時及び場所において、次のように連合王国に到着する予定であること
(i) 欧州経済地域以外から、又は
(ii) 欧州経済地域内からではあるが、自由流通に乗せられていないこと、かつ
(c) これらの物を禁制品として取り扱うよう管理官に請求すること
(2) 本条に基づき通告が効力を生じたときは、当該通告に関連する商品の輸入は、自己の私的な家庭内での使用の目的を除いては、禁止される。当該人は、当該商品の没収を除き、輸入禁止の理由で罰則を科されない。
(3)★ 本条は、偽造商品及び海賊商品の自由流通、輸出、再輸出を目的とする放出又は停止手続の対象である流入を禁止する措置を定める理事会規則(EC)No.3295/94 第 3 条(1)［O. J. No.L341, 30.12.94, p.8］に基づいて申請することができる自由流通、輸出、再輸出を

目的とし又は停止手続の対象である流入した又は流入予定の商品には適用しない。
［★注：本項は、1995 年 7 月 1 日に施行された商標(偽造商品に関する EC の措置)細則 1995(命令書 1995/1444)により、元の項に置き換わるものである。

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

－

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

－

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

（a）有り

（内容）

侵害に関する制裁措置に加え、申請に対して悪意に基づいているという理由から反対または異議を唱えることは可能である。

工業所有権の保護に関するパリ条約において述べられた、 1994 年商標法第 56 条が著名商標の保護を発効し、著名商標所有者に、同一であるか類似した商標の使用禁止命令により規制している。

悪意の商標出願

著名商標またはそれに対立する登録の法規制は設けていない。しかし、1994 年商標法第 3 条 6 項に基づいて、悪意による商標登録は知的財産管理局が登録出願拒否をできるとしている。関連法規では悪意による商標に関して定義していないが、下記に挙げたガイダンスでは定めている。その他商標登録拒否の根拠は 1994 年商標法第 3 条に定められている。特にエンブレム（国章、国旗、紋章、オリンピックシンボル等）を保護している（1994 年商標法題条、57 条、及び 58 条）また、1994 年商標法第 5 条による商標登録拒否の関連根拠法規がある。

商標は、いったん登録しても、(i)1994 年商標法第 46 条 1 項により取り消しできる。または(ii) 1994 年商標法第 47 条に基づき、商標法第 3 条（悪意によらない商標登録の要求を含む）を犯したとして無効申告できる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜1994 年商標法 56 条(1)、(2)＞

(1) 本法においてパリ条約又は WTO 協定に基づき周知商標として保護が与えられる商標というときは、次の何れかの者の商標として連合王国において広く認識されている商標をいう。

(a) 条約国の国民、又は

(b) 条約国内に居住している又は真正かつ現実の工業上若しくは商業上の営業所を有している者
上記の者が連合王国内で事業を行っているか否か又は営業権を有しているか否かを問わない。
当該商標の所有者というときは、相応に解釈される。

(2) パリ条約又は WTO 協定に基づき周知商標としての保護が与えられる商標の所有者は、その商標と全体又は要部が同一又は類似する商標であって、同一又は類似の商品又はサービスに関して連合王国内で使用するものであり、その使用が混同を生じる虞があるものについては、差止命令によりその使用を制限する権原を有する。
当該権利は、第 48 条(先の商標の所有者の黙認の効果)の制限を受ける。

登録拒絶の根拠（「悪意」登録を含む）
1994 年商標法 3 条 [20]
(1) 次のものは登録されない。
(a) 第 1 条(1)の要件を満たさない標識
(b) 識別性を欠いている商標
(c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期若しくは提供時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を表すために取引上役立つことができる標識又は表示のみからなる商標
(d) 取引上の通用語において若しくは公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみからなる商標
ただし、商標がその登録出願の日前に使用された結果実質的に識別性を有している場合は、(b)、(c)又は(d)によって登録を拒絶されない。
(2) 標識は、それが次のもののみからなる場合は、商標として登録されない。
(a) 商品自体の性質に由来する形状
(b) 技術的成果を達成するために必要とされる商品の形状、又は
(c) 商品に実質的価値を与える形状
(3) 商標は、次の場合は登録されない。
(a) 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する場合、又は
(b) 公衆を(たとえば、商品又はサービスの内容、品質又は原産地について)欺瞞するような内容である場合
(4) 商標は、その使用が連合王国において制定法若しくは法規により又は共同体法の規定により禁止されている場合は、その禁止の範囲において、登録されない。
(5) 商標は、第 4 条(特別に保護される記章)に明記又は言及されているものについては登録されない。
(6) 商標は、悪意で出願された場合は、その悪意の範囲において登録されない。

関連する法令はこの文脈での「悪意」を定義していないが、判例法により以下のような指針が示されている。

(i)悪意としては、特定の領域での合理的かつ経験を有した人物が検証することにより見られる受容可能な商業活動の水準を欠いた不正行為や商取引を含む[判例：Gromax Plasticulture Ltd 対 Dow & Low Nonwovens Ltd [1999] RPC 367]

[20] 条文の和訳は特許庁のホームページから引用

(ii)悪意は、信託不履行への共同責任に対する不正行為に関して融合させた形で検証したものにしたがって判断される［判例 : Harrison 対 Teton Valley Trading Co Ltd [2004] EWCA Civ 1028 および Barlow Clowes International Ltd 対 Eurotrust International Ltd [2005] UKPC 37、 [2006] 1 All ER 333、 [2006] 1 WLR 1476］。したがって、融合した検証の申請の際に、申立人が関連する事情の知識を有していることを示す必要があるが、その申請者の活動が一般的に受容されている水準を下回っていることを知っていることを示す必要はない。

(iii)悪意には、1994 年商標法第 32 節(3)により要請される使用に関する宣言を申立人が誠実に示すことができないように、使用の意図を有しないと自らわかっている標章を申請する事情も含まれる。

＜1994 年商標法 46 条(1)＞　登録の取消 [21]

(1) 商標の登録は、次の何れかの理由により取り消すことができる。

(a) 当該商標が、登録手続の完了した日から 5 年の期間内に、商標の所有者により又はその同意により、その登録に係る商品又はサービスについて連合王国において真正に使用されておらず、かつ、その不使用について正当な理由がないこと

(b) 当該使用が継続して 5 年間中断されており、かつ、その不使用について正当な理由がないこと

(c) 商標の所有者の行為又は無為の結果、当該商標が、その登録に係る商品又はサービスの取引において、普通名称となっていること

(d) 当該商標が、その登録に係る商品又はサービスについて、商標の所有者により又はその同意により使用された結果、特に当該商品又はサービスの内容、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞があること

＜1994 年商標法 47 条(1)＞　登録の無効理由 [22]

(1) 商標の登録については、商標が第 3 条又は同条にいう何れかの規定(登録の絶対的拒絶理由)に反して登録されたことを理由として、無効の宣言をすることができる。

商標が同条(1)(b)、(c)又は(d)に反して登録された場合であっても、商標が使用された結果、登録の後に、商標が登録されている商品又はサービスについて識別性を有するに至ったときは、無効の宣言はされない。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

商標が英国において「よく知られる」ためには、それが以下のような人の標章でなければならない：(1)パリ条約締約国の国民であるか、パリ条約締約国に本拠を構える、ないし実際上かつ実効的な産業・商業施設を置いている。その人が英国でビジネスを行っているか否か、営業権を有しているか否かは関係ない。

標章がパリ条約の意味で「よく知られて」いることへの要請に関して報告された決定は英国

[21] 条文の和訳は特許庁のホームページから引用
[22] 条文の和訳は特許庁のホームページから引用

内のいかなる裁判所のものでも存在しない。この要請は、1994 年商標法の第 5 節(3)や第 10 節(3)のもとで規定されている、その標章が英国において「評判」を得ていることという要請よりもかなり大きなものである。いくつかの商標に関しては大した問題もなくよく知られているとわかると予測されるだろうと思われる。例えば、「レゴ」の標章は Lego System A/S 対 Lego M Lemelstrich Ltd [1983] FSR 155 で、英国においては「よく知られた」言葉であると判断されたし、十分な証拠があれば、こういった目的ではよく知られたと判断されるだろうと考えられる。各々の事例では、その標章が十分に明白には知られていない場合にさらなる証拠が求められるけれども、係争問題は証拠に基づいて決定されるということになるだろう。限られた指針として示されてきたのは欧州司法裁判所（ECJ）によるもので、Alfredo Nieto Nuño 対 Leonci Monlleó Franquet、 Case C-328/06 では、パリ条約の第 4 条 2 項のもとで「よく知られた」とするためには商標は登録加盟国の領域全体あるいは実質的な部分でよく知られていなければならないと判断された。「加盟国で」という表現でもちいられる言葉の慣習法上の意味は、加盟国の実質的な部分を占めていないある都市やその周辺地域のみである標章がよく知られているような状況には拡大適用されない。
最近、判例 R 513/2011-2 Société des Produits Nestlé S.A 対 Cadbury Holdings Ltd の事例では、裁判所はドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペイン、オーストリア、その他の加盟国は EU の一般大衆の 50%近くが、標章はその商品の原産元を示すものだとしており、したがって使用を通してその標章は独自性を有すると判断した。

よく知られた商標の保護のために可能となる法的救済は、1994 年商標法第 56 条(2)により差止め命令に限定される。譲渡や破棄、標章の抹消のような他の救済措置も裁判所が認めるかどうかは不明瞭である。よく知られた標章の占有権所有者は、差止め命令の権利が 1994 年商標法の黙認規定（よく知られた標章の占有権所有者が非有効性の宣言を第 47 条のもとで求めたり、活用された商品やサービスのために後の商標の利用に反対したりする能力を制限する規定）に服するものであると表明されていることに注意すべきである。

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)
英国には、著名表示冒用行為に直接相当する制定法は存在しない。著名表示であり、かつ顧客が騙される可能性の認められる場合には、パッシングオフの概念により保護され得る。
資料）「知的財産の適切な保護に関する調査研究」ＴＭＩ総合法律事務所（2007 年 3 月）
商標が著名かどうかを決定する基準について有用なガイダンスは、WIPO の出版物「Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Well-Known Marks」である。
ガイダンスによれば、著名な標章は、その使用の該当する分野、期間、範囲そして地理的領域、期間と範囲、広告と宣伝、登録、施行の成功、その標章と関連付けられる価値など、その商標に係る知識と認知度と関連して検討されるべきだとする。

関連大衆とは、潜在的なまたは実際の顧客、流通経路、そしてそれら物品やサービスを取引する事業関係者を含みうる。

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

地域商標に関する規定 207/2009 はその第 8 条において、その標章が同一商品、あるいは同一もしくは類似の商品に対する同一もしくは同様の既存商標と一致するという根拠に基づいて、また、混乱を招く恐れがある場合に、標章に対し意義を唱えることが可能であると述べている。既存商標とは、地域標章、ベネルクス IPO に登録された加盟国、ベルギー、オラ

ンダ、ルクセンブルグの標章を意味し、それらの標章は加盟国内及び地域内で有効とされる国際登録である。

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（b）無し

（認定基準）

比較可能な認定制度や防御的登録制度はない。しかしながら、よく知られた標章の占有権所有者が以下の行動に出ることが可能であれば、1994 年商標法第 56 節により認められた保護に加えて、

１．よく知られた標章が英国で営業権を有しており、混乱があるであろうことをその占有権所有者が立証可能である場合における詐称通用（上述の設問 2.(1-4)の回答を参照のこと）に対する行動。よく知られた標章の占有権所有者が英国で商品やサービスを標章のもとで商取引していない場合、そのよく知られた標章にいかなる営業権があるとも認められないため詐称通用への行動はとりえない可能性が高いだろう。あるいは

２．類似した商品や類似していない商品への対抗措置を商標占有権所有者に認め、実際によく知られた標章に対して可能な保護の範囲を拡大してきた 1994 年商標法第 10 節(3) （上述の設問 2.(1-4)の回答を参照のこと）のもとでの行動。

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)

1994 年商標法第 56 節の文章に関しては質問項目 3(7-1)の回答を参照のこと。1994 年商標法第 56 節と詐称通用の不法行為の詳細に関しては質問項目 2.(1-4)を参照のこと。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り

（a-1）著作権登録の必要性　（b）無し

（内容）

第三者が申請に対し異議を申し立てることは可能である。また、申請者は反対や異議に対する回答として情報を提供することが出来る。

異議は、標章が記述的、一般的、あるいは非独創的（絶対的根拠）である、または、申請人の標章と抵触する事前の権利あるいは登録が存在する（相対的根拠）という根拠に基づいて申し立てることが可能である。

第三者は、登録に対して、登録前には反対あるいは異議申し立てを、または、登録後には登録の無効化、取り消し、是正の申請をすることが出来る。

7-6）著作権登録制度の有無

（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権は創作と共に自動的に発生し、英国には正式な登録はない。
権利者の中には作品日付を証明するために郵便または電子メール経由で作品の写しを送付する者もいるが、これは法的必要条件ではなく、日付の記録にすぎない。正式な登記簿はなく、これら他の手段は原作者が誰であるかを証明するものではない。
すべての素材、この素材と関連する草稿や下絵等を、その人物が著作者であることの証拠として保有することが重要である。いくつかの企業は非公式な登記簿を提供しており、またヨーロッパにおける登記簿の導入に関する議論もあるが、なにも決定されていない。

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（a）図形　　（b）文字　　（c）その他
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
当該申請と登録による。たとえば、漢字、ひらがな、またはカタカナが単体で登録され、翻訳や標章内における単語が無い場合、これは意匠またはイメージマークとして登録される。しかし、標章が単語と共に登録された場合、それは単語及びイメージマークとされる。

8-2）　ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
不正商取引や虚偽の広告から消費者を保護することを目的とした多様な消費者保護規制がある。商品が販売され、虚偽の説明が行なわれた場合、これは 2008 年不公正な商取引からの消費者保護に関する規制による違反行為となり得る。消費者保護団体は、特定の業者に対して措置を講じることができる。

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1）　意匠出願の審査制度の有無

（b）方式審査のみ有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
意匠申請は、調査官により、申請が意匠登録の法的必要条件を満たしているか否か審査される。しかし、これは新規性や独自性の審査を含めない。調査官は、申請を拒絶する実質的な根拠に基づいて検討を行なうが、これには新規性や独自性は含まれない。
通常、申請受領から 1 ヶ月内に行なわれる。結果は、特に反対がある場合、審査の後で申請者に送付される。
反対がある場合、申請者は、2 か月の間、反対申し立てに正当性がないことを調査官に説明する、あるいは別の方法により反対申し立ての論駁を試みることができる。調査官は、反対申し立てに論駁する方法を教授する場合がある。

また、申請者は審査官に正式な審査を要請し、申請に関して決定が得られるよう、審査官に対して論拠を提出することが出来る。
反対申し立てを論駁出来ない場合、申請は取り下げられるか、申請者は申請拒否を通知される。
申請が受理された場合、申請者は意匠がデータベースと電子意匠ジャーナルに含まれたことの証明書と確認通知を受ける。
地域意匠申請の審査は、申請者、費用、商品の指示の詳細、意匠の区分の確認が含まれる。
提出された内容に基づいて登録不可とする場合、その理由には２つの可能性がある。
（ｉ）それを意匠と見なすことができない
（ii）公序または道徳規範に反する
地域意匠手続きは、登録に約 8 週間かかる。

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

（b）必要無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
権利が有効か判断するには訴訟を行なう必要があり、裁判において決定がなされる。一旦意匠が登録されれば、これは一応は有効とみなされるが、異議申し立てを行なうことは可能である。
特許に関する紛争の解決のために意見を求めることは可能である。2012 年には、このサービスについて有効性に関する追加質問または補足保護証明書にまで拡大するか議論や協議が行なわれた。
意匠に関する紛争の解決のために、このような意見を求めることはできない。しかしながら、UKIPO は、問題解決のために、紛争の事前調停業務や、紛争について提出された申請書類のヒアリングや判断を行っている。これに対し不服を申し立てることは可能である。
また、州特許裁判所より、英国における知的財産紛争について、合理化及び費用と時間の削減を目的とした新しいシステムと手続きが導入されている。

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
意匠の変更について申請を行なうことは可能である。関係者が「被害」者である場合、登録を是正するよう裁判所に要請するか、UKIPO に対して書類を提出することが出来る。

意匠が 2011 年 12 月 9 日以降に登録された場合、その意匠が新規でなかった、独自性を欠いていた、あるいはその意匠が拒絶されるべきであったとするその他の理由があるならば、それを無効化することが出来る。1949 年の登録意匠法第 11ZA 項は、意匠は次の理由を根拠として無効化とすることが出来ると述べている。

- 独自性を持たない
- 技術機能のみによるもの
- 公序あるいは道徳規範に反する
- 所有者に登録されていない
- その標識の権利者が使用に反対している標識を使用している
- 著作権により保護される作品の未承諾品を構成する

意匠が 2011 年 12 月 9 日より前に登録された場合､取り消し申請を行なうことが可能である。（RDA 1949 第 11 項）取り消し申請は、新規性の欠如やその他の拒絶理由に基づいて行うことが出来る。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

上記の詐称通用や消費者保護の体制に関する回答を参照のこと。

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a） 有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

- 理事会規則（EC）1383/2003 号
- 欧州委員会実施規則（EC）1172/2007 号により改正された欧州委員会実施規則（EC）1891/2004 号
- 2010 年知的財産権侵害品（関税）（改正）規制（SI2010　324 号）と 2010 年知的財産権侵害品（関税）（改正）（第 2 版）規制（SI2010　992 号）により改正された 2004 年知的財産権侵害品（関税）規制（SI2004　1473 号）
- 1994 年商標法
- 1994 年商標（関税）規制
- 1988 年著作権、意匠、特許法、そして
- 1989 年著作権（関税）規制

HMRC は国の関税政策に対して責任を持つ。英国国境警備隊は国境の調査について責任を負い、その政策を実施する。。

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a）行われている

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（e）著作権 商標、意匠、特許、そして著作権（詐称通用ではない）に関して、権利者が HMRC（そしてその他の EU 諸国の税関）に申請を行なうことが可能である。権利者は、予防措置として、または権利が侵害されたもしくは侵害される可能性があるとの疑いがある場合に、「法的措置の申請」を提出することが出来る。これにより税関当局が権利を侵害する恐れのある商品の留置と、権利者によるそれらの商品の解放を防止する手続きが可能となる。 申請は、商品の正確かつ詳細な描写、権利に関する情報、登録または権利所有の証明、そして侵害の描写、違い、パターンを含む潜在的侵害に関するいかなる情報をも含めるものとする。 これらの通知は 12 ヶ月間有効であり、さらに 12 ヶ月延長することが出来る。英国の関税局は期限が切れる前に権利者に通知を行なう。 関税局は EU 領土外で発見された疑義貨物を留置することが出来る。留置は 10 日間可能であり、裁判所の関与なしの申請がある場合は更に最大 10 日間延長する事ができる。 また、HMRC の検査途中で疑義貨物が発見された場合、権利者は HMRC から疑義貨物について通知を受けることがあり、この場合権利者は関税局に申請を行うことができる。 権利者は、疑義貨物の差し止めまたは廃棄について訴訟を開始するのに 10 営業日与えられる。（延長可能）

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

上記 2)参照

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

上記 2)参照

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

上記 2)参照

上述のように、権利保有者は予防措置として、もしくは積荷を留置するために、HMRC に申請を行なうことが出来る。留置期間は 10 日とされる（規定により更に最大 10 日間延長可能）。また、HMRC の検査途中で疑義貨物が発見された場合、HMRC は権利者に疑義貨物について通知を行うことが出来る。

申請者は（該当する場合）申請に次の情報を含めるとする：

- 商品が委託された港または国と EU・イギリスの予定到着港
- 委託品や包装を特定する詳細
- 商品の到着または出発予定日
- 輸送手段、運送者、物流運営者、関与する通関業者または代理人の身元
- 輸入者または輸出者の身元（住所と郵便番号を含む）既知の場合、VAT 番号を含める
- 生産された国または国々、密売人に使用されたルート
- 既知の場合、正規品と疑義貨物間の技術的違い
- 裁判が提訴された国の合法市場におけるオリジナル商品の税引き前価値

HMRC により疑義貨物について通知された場合、権利者は申請を行なうのに 3 営業日与えられる。

一旦権利者が留置の通知を受けた場合、裁判を提訴する、または荷受人・輸入者による放棄を要求するのに 10 営業日与えられる。申請者は、保管、管理、廃棄、また商品が侵害品でなかった場合に所有者が被る損害について負担する旨の保証書に署名しなければならない。

通常、HMRC は侵害または放棄された商品の廃棄手続きを行なうが、権利者の承諾の上、他の選択肢（慈善寄付、訓練や教育の教材）も検討する。

生鮮品の場合、留置期間は 3 営業日に限定されている。

当事者が合意できない場合、または裁判を起こさなかった場合、他の関税要件に従った上で、商品は解放される。

関税局は、権利者からの指示または関与なしに疑義貨物に対して訴訟は起こさない。関税局は、警察からの要請・命令または権利者の関与がある場合に限り裁判に関与する。

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

有り 上述のように、侵害の可能性の周知、または予防措置として権利の詳細を関税局に送付することが可能である。

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（a）有効である
（期間）
12 ヶ月
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
申請・通知は 12 ヶ月間有効とされ更新が可能であり、多くの場合、失効が近づくと関税局から申請者へ通知が行われる。
留置について、関税局は商品を 10 日間（10 日間延長可能）、生鮮食品の場合には 3 日間、留置することが出来る。

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

特許、意匠権そして補完的保護証明書の所有者は、裁判手続きが開始され、裁判所が差し止め命令または他の一時措置を講じず、関税要件が全て満たされたた場合、保証金を支払い、商品の受け取りを行なうことが出来る。関税官は保証金を保有せず、これは当事者間において合意される。英国では一般的には用いられない。
一旦、権利者が関税局より通知を受けた場合、放棄を承諾するよう荷受人に連絡しなければならないか、あるいは差し止め命令のために裁判手続きを行なうことができる。権利者が関税局にたいして 10 営業日内に申告を行なった場合（または裁判を提訴した場合）、輸入者または荷受人はその申告について控訴または裁判に反対することが出来る。しかし、商品の荷受人・輸入者による関与または返答がない場合は、商品は放棄され、廃棄のために没収することができる。
差し止め命令について、裁判所は判例事実や侵害された権利に基づき差し止め命令を発行することが出来る。（上記禁止命令に関する質問を参照のこと。）
上記の通り、廃棄に関しては、裁判所の最良もしくは権利者の選択により、商品を教育や慈善目的のために使用する旨の承諾がなされる場合がある。

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

上記を参照のこと。訴訟を行なうあるいは申告書を提出するのに 10 営業日（生鮮品の場合は 3 日間）、発見前に申請が無い場合は 3 営業日の留置とする。

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

上記を参照のこと。留置期間の延長は可能ではあるが、通知期間の延長はできない。裁判所の許可がない場合、商品が留置される最長期間は 20 営業日である。申告書が提出された、あるいは訴訟が開始された場合、紛争が解決するまでの間、関税局が商品を「公式に留置」するものとする。

5-3） 税関から権利者への開示情報

（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所

（c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
（d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載されているもの）
（e）知的財産の内容 （f）手続きをとる理由 （g）輸出・輸入差止申立ての有無
（i）その他

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
HMRC は商品を留置し、権利保有者とされる人と申告者に手続きを通知し、次の詳細を提供する：

- 実際の、または推定される量
- 商品の性質
- 有効な申請があるか否か
- 申告者、荷受人、荷送人、輸入者または輸出者、生産者の名前と住所

これらの情報は、物品が侵害されているかどうかを判断する目的で、商品の放棄要求あるいは訴訟の開始のために、他の当事者と連絡を取る目的で使用される。この情報はその他の用途に使用することは出来ず、情報を提供する関税局の許可を得ずに第三者に開示することは出来ない。

5-4） 費用負担の有無
5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（a）有り
（規定上の負担者）
上記を参照のこと。保管、管理、廃棄、民事責任に関しては権利者が対処する。

この分野における重要な法律は、以下の事項を含んでいる：
(i) 欧州ルート －EC 規則 1383/2003（イングランド及びウェールズにおいては直接影響を及ぼす）。欧州経済領域外、または欧州経済領域内であっても侵害品が輸出された国においてそれらの製品の自由な流通が行われていなかった場合のどちらかによりもたらされた、違反製品の英国への輸入に関わる規則。

(ii)国内ルート－下記の通り、1988 年著作権・意匠・特許法及び 1994 年商標法を含む国の法律と、EC 法 1383/2003 で保護されていない違反製品の差押に関する 2 つの国内規則

欧州ルートは国内ルートに比べ、より一般的に用いられている。双方のルートの下で、権利者は次の費用を負担する：
(a)歳入関税庁(HMRC)に通知された模倣品の保留にかかる費用。模倣品の保留に関しては、歳入関税庁が保証かつ／または権利者からの損害賠償を要求する権限を持つ。

(b)権利者が歳入関税庁に差押を申請した違反製品の保管及び廃棄にかかる費用
(c)廃棄を中止するものとして扱われている（すなわち、違反に関しては保留され、権利

者が廃棄に同意し、対抗する関係者がいなかった）製品に対する費用と責任。さもなくば、歳入関税庁が別の方法で規定する

欧州ルートにおいては、製品が不当に引き留められた場合には、欧州委員会規則第 19 条(3)の下、製品の所有者が権利者の不当な妨害に対して訴訟を起こしてもよい

(法律・規定名称、条文番号、根拠条文)
欧州規則　－欧州ルート
欧州委員会規則 1383/2003 第 5 条は、権利保有者が歳入関税庁に発見される違反製品の輸入についての通告をさせることを認めている。歳入関税庁は 1979 年関税法の下、該当製品を差押する権利を有しており、通知保留の費用を割り当て、そして／または通知により、歳入関税庁に対して損害賠償またはこれらの費用に関連する保証を要求する。

“各加盟国において、権利者は、製品が[違反している IPR であると]発見された場合に、管轄権を持つ関税局に対して訴訟を請求することができる（訴訟の請求）”

“訴訟の請求は、権利者による請求申し立てを伴う。9 条(1)に準じた手続きが権利者の行動または不作為により中断される事例や、問題となっている製品が後に知的財産権に違反しないと判断される事例のような 1 条(1)で言及された条件に当てはまる者に対する責任を受け入れる。その申し立ての中で、9 条や適用可能であれば 11 条にも準じた関税管理の下で製品を維持するための規則によって負うことが定められているすべての費用を負担することに同意している。

EC 規則は、“中止された”製品の廃棄費用も権利保有者の責任になるだろうということを明らかにする 2010 年知的財産権侵害（関税）（修正）規則のもととなった。
“(4) (1)により廃棄を中止するものとして製品が扱われる場合は、(a)権利者は製品の処分に関する費用及び責任を負わなければならない、さもなくば、両長官により異なる形で規定される、(b)両長官は、法的手続きの中で証拠として求められた場合に使えるような製品の見本を保持し続けなければならない”2010 年 2010 年知的財産権侵害（関税）（修正）規則規則 7(4)

著作権・意匠・特許法と商標法　－国内ルート
著作権・意匠・特許法 111 条／112 条、商標法 89 条／90 条は、権利者が、歳入関税庁に対し、違反製品の輸入に関する通告を課すことも定められている。歳入関税庁は、1979 年 CEMA の下で製品を差押する権限を持ち、通告している権利者に対する保留の費用、そして／または通告している権利者が歳入関税庁に対して損害賠償または保証の要求を保留するための費用が割り当てられる。

＜1988 年著作権・意匠・特許法 112 条[23]＞
(2) 規則は、特に、そのような通告を行う者に次に掲げることを要求することができる。
(a) 規則に明示することができる料金を通告について支払うこと。
(b) いずれかの物品の保留又は保留された物品に対して行ったいずれかのことを理由とする通告の結果として両長官が負うことがあるいずれの責任又は費用についても、そのように明示することができる保証を与えること。

[23] 条文の和訳は特許庁のホームページより引用

(c) 保証が与えられたか否かを問わず、そのようないずれの責任又は費用に対しても両長官に補償すること。

＜1994 年商標法 90 条[24]＞
(1) 税関管理官は、第 89 条に基づき提出される通告の様式を定め、通告する者に次のことを求める細則を規定することができる。
(a) 管理官に対し、通告の提出のとき若しくは商品が輸入されるときの何れか又は双方において、細則で定める証拠を提出すること、及び
(b) 細則で定めるその他の条件に従うこと
(2) 細則においては、通告をする者に対し、特に次のことを求めることができる。
(a) 細則で定める通告に関する手数料を納付すること
(b) 通告の結果、商品を差し押さえるため又は商品差押のためになされる業務のために管理官が負うことになる債務又は経費に関して、定められた担保を提供すること
(c) 担保が提供されているか否かに拘らず、そのような債務又は経費を管理官に補償すること

著作権・意匠・特許法 111／112 条と商標法 89／90 条に準じて発行された規則、1989 年著作権（関税）規則及び 1994 年商標（関税）規則は、模倣製品に関して両長官に通告を行う権利者が保留費用を（両長官が求めた場合に）保証する準備をしなければならず、さらに保留費用の代わりに損害賠償の準備もしなければならないということを明確に述べている。

「6. 通告を行う人物は、債権によってであれ、一定金額の預金によってであれ、前述の時機や前述の方法において保証または追加保証を行う必要がある。それらは、両長官が要求する通り、何らかの条文またはある条文により保留されている物品を引き留める理由から、通告の結果として負担することとなる責任または費用に関して行われる必要がある。
7. すべての場合おいて、何らかの保証または追加保証がなされていようがいまいが、通告を行なった者は、規則 6 で述べられているように、これらの責任及び費用すべてに反して両長官を保証し続ける必要がある。」1989 年著作権（関税）規則　規則 6 、 7

「4. 通告を行う人物は、債権によってであれ、一定金額の預金によってであれ、前述の時機や前述の方法において、両長官に対して保証または追加保証を行う必要がある。それらは、両長官が要求する通り、何らかの製品または保留されている物品を引き留める理由から、通告の結果として負担することとなる責任または費用に関して行われる必要がある：さらに、そのような保証または追加保証が両長官によって特定された時機になされなかった場合には、（次の規則 5 を侵害することはしないが）通告は全く影響を持たない。
5. すべての場合において、何らかの保証または追加保証がなされていようがいまいが、通告を行なった者は、規則 4 で述べられているように、これらの責任及び費用すべてに反して両長官を保証し続ける必要がある。」1994 年商標権（関税）規則

歳入関税庁にいったん通告が出され、違反製品が歳入関税庁によって保留されると、また違反製品の所有者が歳入関税庁による差押に異議を唱えると、権利保有者は訴訟手続きをするよう求められる。これらの訴訟手続きにかかる費用により、権利者の支払う費用が実質的に増えている。

[24] 条文の和訳は特許庁のホームページより引用

一旦 HMRC に申告書が提供され、HMRC が公式に侵害品を留置した場合、侵害品の所有者が留置に対して異議がある場合、権利者は訴訟を起こすことを要求される可能性がある。裁判手続きの費用は、権利者が負担する費用を増大させる可能性がある。

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

権利者

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

手続きに関してはない。
特許または意匠侵害の容疑がある商品の所有者が、押収品の引き渡しを望む場合、保証金が必要となる。
その他の場合、費用は権利者に負担される。

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（b）必要無し
該当せず。
商品（特許または意匠侵害）を所有する場合のみ。しかし上述のように、実際、ほとんど使われない。

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

―

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

―

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

―

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務
なし

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
HMRC は上記の情報を開示し、問題となる商品の写真を含めることが出来る。
サンプルを要求する事は可能である。適当な場合には、商品は検査され、また妥当な場合には、輸出・輸入者が商品を検査することが許可される。
権利者は、商品の検査を申し出ることが出来る。
サンプルと情報は、使用について同等の制限が設けられ（裁判、侵害あるいは放棄の判断目的のみにしか使用出来ない）、関税局の承諾なしに第三者に渡す、あるいは送付することは出来ない。

○具体的な鑑定方法
（a） 現場での現物による鑑定
（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
（d） 写真による鑑定

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定
（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
（d） 写真による鑑定

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）
商品の取り扱いと保管について関税局がいくつかのガイダンスを提供している。
一時保管所または認可された預託施設は港の承認区域外に所在しており、商品は関税局が承認した取扱いや使用に委ねられる前に、ここに保管される可能性がある。この目的のために、特定の施設が HMRC によって許可されている。
関税局は、一時的な保管場所に置かれた商品を特定の手続きに委ねる、または期限内にその商品に対しある手続き（解放、移動、倉庫保管、手続き、一時的な受領、外部への輸出や搬出）を行う、フリーゾーンまたは無税倉庫へ商品を移動させる、領域外へ再輸出する、商品を破壊する、あるいは財務裁判所に商品を譲り渡す必要がある。
差し押さえされた商品は、一時的な保管場所で、許可を得た場合にのみ、移動したり、開封したり、調査を行うことができ、商品を維持する仕方でのみ扱うことができる。

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
権利者が関税局の通知に応じない場合、商品は解放される。

商品が放棄されていない、もしくは裁判手続きが開始された場合、HMRC はその結果を待つ。
荷受人が権利者の申告書に応じない場合、商品は廃棄されたとみなされ破壊できる。
上述のように、裁判所の関与なく商品を留置（公式な留置ではなく、申告書が受領される前に）できる最長期間は 20 営業日である。
関税局は侵害について決定できない。それは裁判所の役割であり、事例の事実に基づき関連手続きと期限を決定する。

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）有り
（内容）
廃棄以外のいかなる手段も、ブランド所有者と協議の上、合意が必要となる。

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
HMRC ガイダンスによれば、模倣品とは、

- 同一種類の商品に対して英国または EU 内において有効に登録された商標と同一、または主要な点において区別する事が不可能な商標を、許可無く付した商品または包装
- それが別途表示されるか、添付されるに関わらず、許可なく商標を付している何らかの記号（記号を付したロゴ、ラベル、ステッカー、カタログ、取扱説明書、保証書を含む）
- 別途表示され、模倣品の商標を付している包装素材

類似標章については裁判所の解釈による問題である。HMRC が商品を留置するためには、類似標章が侵害を行なう模倣品だと考えられるということが示される必要がある。

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記と同様に HMRC は類似標章について決定は行わない。侵害に関する訴追が必要である。

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

類似と侵害については裁判所が決定すべきことであり、関税局が通知を受け、法的手続きが開始された場合に関税局は該当商品を差し止める。

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか)

（取締機関の措置）

ウェブサイトの閉鎖命令を行なったり、IP の権利を侵害するインターネット利用者へのアクセスを拒否するために、ISP に技術的な手段を取らせたりすることを可能にする選択肢はいくつか存在する。しかし実際には、インターネットを通じて攻撃が行われたり、関連当局によって強制されたりしており、差止請求はたいてい権利者によって行われ、調整機関よりもむしろ裁判によって認められる。さらに、DEA、OFCOM（英国の通信規則）は、ISP に罰金を科する特定の権力を持たない（以下参照）。

デジタル経済法

2010 年デジタル経済法(以下 DEA)は 2010 年 4 月 8 日に女王の裁可を受けたものである。同法の主目的は、オンライン上の知的財産権侵害に効果的に対処することであり、関連条項には下記の内容が含まれる：

1. オンライン上の著作権侵害行為に効果的に対処するため、大臣はインターネットサービスプロバイダ（ISP）に加入者に対する技術的制限の設定を要請する権限を有する。
2. 特定のウェブサイトに対してブロックする命令を司法機関に認める規制を構築する権力を大臣は有する。
3. 通知システム（権利保有者からの要請があった場合、ISP は自社ユーザに関する情報を、当該ユーザの意志に反しても提供する義務を負う)。ただし、ユーザの身元の匿名性は確保されるよう留意せねばならない。一方、ISP が権利保有者による著作権侵害の通報を受けた場合、ISP は当該ユーザに対して、申し立てが行われたことおよび著作権法違反を通知せねばならない。
4. ISP は、著作権侵害行為を行うユーザに対するインターネットへのアクセス制限を命じられる場合がある。また、
5. 情報通信庁(以下 OFCOM)は、指令に従わない ISP に対して最大 25 万ポンドの罰金を科する権限を有する。

＜デジタル経済法 3 条(2)、(4)＞

(２) 124 条 C もしくは同条 D(「最初の義務規約」)のもとの現行法規は、著作権者がそうするように認めるときには、著作権者はインターネットへのアクセスサービスを提供する ISP に対して著作権侵害報告を行う。

(４)最初の義務規約が求めるとき、著作権侵害報告を受けた ISP は、加入者に対して報告内容を通知しなければならない。

＜デジタル経済法 4 条(1)、(2)＞
(1)以下の場合、ISP は期間内に行われた著作権侵害行為の一覧表を著作権者へ提供しなければならない。(a)当該期間中の一覧表について、権利者からの請求があるとき。(b)最初の義務規約に基づき、ISP が提供を求められるとき。
(2)「著作権侵害行為一覧表」とは、以下の性質を備えた表をさす。(a)複数の著作権侵害報告のうち、いずれの事案と関連しているのかを個々の加入者に示すもの。(b)他方で加入者の身元特定が不可能なもの。

＜デジタル経済法 10 条)＞
(1)以下の場合、大臣は ISP に対して技術的義務を課することができる。(a) ISP に対する単一もしくは複数の技術的義務の賦課を、OFCOM が妥当と判断したとき。 (b)当該の判定、124 条 F に基づき OFCOM の策定する報告、または閣内大臣の認めたその他の報告を勘案し、大臣が技術的義務の賦課を適切と認めたとき。

＜デジタル経済法 9 条＞
(2)ISP に対する「技術的義務」とは、インターネットを用いた著作権侵害行為の防止および抑止を目的として、ISP が関係する全加入者もしくはその一部に対して、自社のサービスに技術的な措置を設ける義務をさす。
(3)「技術的措置」とは、以下のものをさす。(a)加入者に供されるサービスの速度ないし能力を限定するもの。(b)加入者に対して、特定の素材へのアクセスを阻み、もしくは利用に限度を設けるもの。(c)加入者へのサービス提供を一時中断するもの。もしくは(d)加入者へのサービス提供をその他の手法で制限するもの。

＜デジタル経済法 17 条(1)＞
著作権を侵害する活動に過去・現在・もしくは今後使用ないし接続され得ると裁判所が認定したインターネット上のロケーションについて、大臣は、裁判所による差し止め認可に関する規定を各種規制によって設けることができる。

＜デジタル経済法 14 条＞
「…最初の義務もしくは技術的義務への違反について…賦課される罰則金の額は…OFCOM が以下の観点に基づき定める通り、25 万ポンドを超えない額とする
：(a)適正さ。および(b)行われた違反との比例性。」

＜1988 年著作権・意匠・特許法 97A[25]＞
(1) 高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。
(2) サービス提供者がこの条の目的上現実に知っているかどうかを決定する際に、裁判所は、特定の状況において適切であると認めるすべての事項を考慮し、かつ、特に次に掲げることに配慮する。
(a) 2002 年の電子取引（EC 指令）規則（SI2002/2013）の規則第 6 第 1 項 c 号に従って提供される接触の手段を通じてサービス提供者が通知を受領しているかどうか。
(b) いずれの通知にも含まれる次に掲げるものの範囲
(i) 通知の発送者の氏名（フルネーム）及び住所

[25] 条文の和訳は特許庁のホームページから引用

(ii) 当該侵害の詳細
(3) この条において、「サービス提供者」は、2002 年の電子取引（EC 指令）規則の規則第２により与えられる意味を有する。

（行政摘発・刑事摘発の別）
（a）行政摘発と（b）刑事摘発
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

上述のように、著作権侵害は刑事違反となり得る。権利者または企業体は、侵害について私人訴追を行なうことが可能である。行政摘発に関しては、著作権所有者はコンテンツの除去について ISP に対策を講じるよう依頼することができ、関係者について情報を提供することが出来る。これは刑事訴訟とは別手続きとなるが、刑事裁判と同時に行なうことが出来る。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上述のように、訴訟が可能であり、ISP は通知の発行、アクセスの禁止、インターネット上の著作権侵害についての情報提供を行うことが出来る。
商標の侵害についていえば、英国内でサイトが運営されている場合、そして/あるいは、英国内で販売が行われている場合、上記法律（商標の侵害についていえば（民事または刑事）が適用される。
IP 法は侵害品や標章のインターネット上での販売と使用に適用される。争点は、使用または収益が潜在的に英国内であったかどうかということである。警察は収益または使用が英国内であり、被告人が英国に在住している場合、販売者またはオペレータに対し措置を講じることが出来る。
これに代わって、あるいはこれと同時に実施可能な方法として、システム上における IP 侵害に対して規定を通常含める ISP またはホストの利用規約に基づき、侵害サイトの除去を依頼することが出来る。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上述のように、ホストまたは ISP 経由でサイトの除去を申請し、英国内において使用、収益、または販売がある場合には英国内で起訴することが可能である。しかし、訴訟に他国で登録されているサイトが関係する場合には複雑となる。

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

上述の法（刑事侵害）は英国内におけるウェブサイトまたは英国内における収益や販売に適用される。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
不明。

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し
産業体やブランド所有者は情報を提供することがあるが、UKIPO や文化・メディア・スポーツ省に関する一般情報以外を提供する政府機関はない。

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記を参照のこと。DEA と CDPA　97A 項

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
不明。

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜デジタル経済法に関する司法審査＞
デジタル経済法 3 条及び 4 条において規定される通知システムは、匿名化された著作権侵害者の一覧表を ISP に対して請求することを、権利者に認めるものである（この点に関する詳細は上記 5. (1-1)を参照のこと）。しかしデジタル経済法において、かかる通知システムは、業界ならびに OFCOM による認定（業界による認定が得られない場合は、OFCOM 単独での認定）を受けた行為準則による裏づけを要するとされている。2010 年 5 月の準則案において OFCOM は協議を行ったが、BT および Talk Talk によるデジタル経済法の司法審査申し立てに伴い、準則の確立および履行は遅滞していた。

司法審査の申請は裁判所により 2011 年 4 月に却下され、控訴院において控訴することを許可された。控訴は一つを除き、全ての根拠において却下され、裁判所は、政府が ISP に訴訟費用の一部を支払わせることは出来ないとした。裁判官は、法律が合法だとし、ISP は Ofcom が被った控訴のための準備そして実施に関する費用の 25%、そして関連費用（違法使用者の識別に被った費用）の 25%を負担しなければならないとしたが、控訴機関により請求された裁判費用の 25%は負担しなくても宵としたを ISP が。

加えて権利者は、オンライン上の知的財産権侵害者の氏名・アドレスへのアクセスを認めた1988 年著作権・意匠・特許法 96(2)に基づき、権利侵害者に関する情報を裁判所に請求ことができる。かかる請求（「第三者情報開示」請求としても知られる）は、IP アドレスを用いて侵害者の氏名および住所を ISP から入手する目的で用いられてきた(Media CAT Limited v Adams and others ([2011] EWPCC 6)参照)。ただし、Media CAT Limited v Adams and others における判例に従えば、裁判所は訴訟の規模を第三者情報開示請求の条件として課すことができる（例えば、当該情報が今後使用に供され得る度合いなど）。

（参考）

英国では、ISP に対し、民事手続に使用する個人情報を開示するよう強制することは法的に可能である。違法ファイル共有に関する開示命令だけではなく、英国の法律実務一般において、特定の文書または情報を申立人に開示することを求める裁判所命令は、「第三者情報開示命令（Norwich Pharmacal Order）」と呼ばれている。

第三者情報開示命令は、司法の利益のために「必要」である場合にのみ出される。一般に、命令は、訴訟の相手方を明確にするため、あるいは訴訟を提起するための情報を得るために用いられる。

第三者情報開示命令は、海外における手続きを進めるために得ることはできない（1982 年民事管轄権および判決法 、 Civil Jurisdiction and Judgments Act 1982, 第 25(7)条）。第三者情報開示命令の発令については、民事訴訟規則（Civil procedures rules）第 31.16 条に規定されている。

資料）「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック－欧州編－」文化庁（平成 22 年 3 月）

6．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

不明。

（5）インドネシア

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

（a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法

商標に関する法律 15 号 2001（商標法）、特許に関する法律 14 号 2001（特許法）、工業意匠に関する法律 13 号 2000（工業意匠法）および著作権に関する法律 19 号 2002（著作権法）で、これらを総合して「IP 法」という。

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

商標法、特許法、意匠法、著作権法で刑事罰を規定。

商標法、特許法、意匠法の侵害は親告罪。著作権法の侵害は親告罪でない。[26]

商標法、特許法、工業意匠法、および著作権法。IP 法の主な刑事規定の詳細は下表を参照。

条項	犯罪を構成する行為 / 対象者	罰則 /罰金
商標法第 90 条	別の者が所有する類似商品を対象とした登録標章と同一の標章を、意図的に、権利なく使用する者。	5 年以下の懲役、または Rp1,000,000,000 以下の罰金、またはその両方
商標法第 91 条	別の者が所有する類似商品を対象とした登録標章と類似した標章を、意図的に、権利なく使用する者。	4 年以下の懲役、または Rp800,000,000 以下の罰金、またはその両方

[26] JETRO「模倣品対策マニュアル　インドネシア編」（2008 年 3 月より）

商標法第 94 条	第 90 条、および第 91 条に規定する侵害の結果生じる商品やサービスであることを知っている、または知っているべき商品やサービスの取引を行うもの。	1 年以下の懲役または Rp200,000,000 以下の罰金
著作権法第 72 条（1）項	意図的に、権利なく著作権保護作品を出版、または複製する者、および他の者の実演作品を侵害するもの。	1ヶ月以下の懲役､もしくは Rp1,000,000,000 以下の罰金、もしくはその両方、または 7 年以下の懲役、もしくは Rp5,000,000,000 以下の罰金、もしくはその両方。
著作権法第 72 条（2）項	著作権の侵害によって生じた作品、または商品を意図的に公に放送、展示、流通、または販売する者。	5 年以下の懲役、または Rp500,000,000 以下の罰金、またはその両方。
特許法第 130 条	特許で保護された製品や工程を利用、販売、輸入、賃貸、配達すること、または販売、賃貸、配達を可能とする行為を行うことで、特許権者の権利を意図的に、権利なく侵害する者。	4 年以下の懲役、または Rp500,000,000 以下の罰金、またはその両方。
工業意匠法第 54 条	保護された工業意匠を用いた商品の製作、利用、販売、輸入、輸出や流通を意図的に、権利なく行うもの。	4 年以下の懲役、または Rp300,000,000 以下の罰金、またはその両方。

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（b）無し

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法　（1）行政機関による摘発は可能
（b）特許法　（1）行政機関による摘発は可能
（c）意匠法　（1）行政機関による摘発は可能
（d）著作権法　（1）行政機関による摘発は可能

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関＞
不正競争防止法に関係する場合を除き、知的財産総局（DGIP）による知的財産権侵害に対する調査と処置が可能である。

条項	規定
商標法第 89 条（1）項	インドネシア共和国国家警察の捜査官に加え、商標侵害行為に関連して、知的財産総局の特定公務員に捜査員としての特別権限が与えられる。
著作権法第 71 条（1）項	インドネシア共和国国家警察の捜査官に加え、著作権侵害行為に関連して、知的財産総局の特定公務員に捜査員としての特別権限が与えられる。
工業意匠法第 53 条（1）項	インドネシア共和国国家警察の捜査官に加え、工業意匠侵害行為に関連して、知的財産総局の特定公務員に捜査員としての特別権限が与えられる。
特許法第 129 条（1）項	インドネシア共和国国家警察の捜査官に加え、特許侵害行為に関連して、知的財産総局の特定公務員に捜査員としての特別権限が与えられる。

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（b）無し
知財侵害事件には適用されない（下記 2-2 の回答を参照のこと）。

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

インドネシア刑法（「刑法」）には再犯規定が設けられているが、対象となるのは刑法に規定する犯罪行為のみであることから知財関連事件には適用されない。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

－

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

前記の通り、刑法上の再犯規定は知財侵害には適用されないが、実際は、裁判長が再犯者に最高刑を申し渡すかたちで再犯規定を利用できるものと考えられる。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1）行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

（処分方法）

（a）全件廃棄（d）その他（処分判決の指示に従う　　）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
一般的に、模倣品の処分に関しては、インドネシア刑事訴訟法（刑事訴訟法）第 46 条（2）項を参照：
押収商品の処分は i）事件が解決された時点で、ii）処分判決の指示に従って処分される。処分は押収された全商品が対象となり（判決に別途指示がない限り）、「再使用ができないように」行われる。

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

－

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

（規定上の負担者）国
（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
刑事訴訟法には、押収品の保管と処分に関する費用を誰が負担するかについて特に規定はないが、通常、保管と処分にかかる費用は国が負担する。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

（規定上の負担者）
国

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
質問 3-4 の回答のように、保管と処分にかかる費用は実際、国が負担する。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
商品の押収は、侵害製品の存在に関係するどのようなものについても行うことができるが、実際の一般要件は次の通りである：
a) 侵害製品の価額が高い場合、施設を差し押さえることができる。
b) 侵害製品の生産に製造機器が道具として使用される場合（例、工業意匠侵害に使用する場合など）、これらを押収することができる。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
これに特定した規制は存在しないが、実際は、知財侵害に関して刑事告訴を行う知財所有者は、事件の進捗状況の連絡を受ける権利を有する。したがって、刑事訴訟の場合、執行機関で申請される訴訟の進展を注視することが重要である。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
存在する。
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
司法当局に関する法律 48 号 2009 第 13 条には次のように規定されている：
「（1）法に別途規定がない限り、法廷審問は全て公開する。（2）公開されない審問において規定された場合のみ、判決は有効で法的拘束力を持つ」
実際は、公開されない法廷審問も一部に存在する（例、性的犯罪事件、個人民事訴訟、容疑者が未成年の場合など）
判決は、最高裁判所が最高裁判所ホームページ上に決定の写しを公開する。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

不明

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

不明

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（b）無し
（法的な対策の内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
現行知財法の刑事規定では、仲介者、および材料の提供者や供給者は、直接は(偽造者に)含まれないが、侵害行為の円滑化を図る者に対しても、侵害を支援する意図があったことを立証できる限り、刑法第 56 条と知財法の刑事規定とを併用的に適用することができる。ただし、この概念の適用が実際に、試行されたことはこれまでにない。

刑法第 56 条には次のように規定されている：
「1）犯罪遂行において意図的に支援を提供する者、2）犯罪を遂行するための機会、施設、

情報を意図的に提供する者は共犯者として罰せられる」。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記質問 1-2 の回答の通り、商標法第 91 条の規定では、別の者が所有する類似商品を対象とした登録標章と類似した標章を、意図的に、権利なく使用する者は 4 年以下の懲役、または Rp800,000,000 以下の罰金、またはその両方が対象となる。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

（a）有り
（内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法の観点からは、2 つの商標が「同一」とされるのは、i）商標のすべての要素（例、形状、配置方法、印刷配置、または要素の組み合わせ）および ii）商品やサービスの種類がともにまったく同じ（同一）である場合を指す。

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

「同一商標」に関する一般的な判例は、以下の観点から法廷が、同種の商品やサービスを対象とした過去の商標登録や広く知られた商標と同一であると判定した場合の商標取り消しの例に見ることができる。
a) 同一の外観（文字、および意匠要素が過去の商標登録や広く知られた商標のそれとまったく同じである）
b) 同一の発音（言語要素と印刷配置が過去の商標登録や広く知られた商標のそれとまったく同じである）

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し
このような行為は商標侵害ではなく、商標の誤用であるという議論は成り立つ。

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

―

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し
存在しないが、このような行為は商標の誤用であるという議論は成り立つ。

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（b）無し
存在しない。商標法には宣伝広告を商標の使用と見なす規定はない。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し
存在しないが、実際は（特に商標取り消し訴訟において）宣伝広告をはじめとする出版物は商標の使用を示す材料（つまり、その商標を宣伝するための商標所有者による努力と投資を示すもの）とすることができる。

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
会社の事業標章と事業名がインドネシアで商標登録されている場合、所有者は商標法第 90 条および 91 条の刑事規定に基づいて訴訟を起こすことができる。上記質問 1-2 の回答を参照のこと。

3-5） 関連する代表的な裁判例

一般的な判例は、会社の事業標章、または事業名に使用されている商標が、この会社と同種のサービスを対象とする第三者の商標登録と類似している、または同一であると法廷が判定した場合の商標取り消しの例に見ることができる。

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（b）無し

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（b）無し

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法について

の規定の有無

（b）無し

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

不明

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（a）有り
商標法である。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第 76 条によれば、商標を他の者が商号として使用している場合、商標所有者は商標侵害行為として民事訴訟を起こし、使用者に、いかなる商業活動においても、同種のサービスについて類似した商標の使用差し止めを求めることができる。
参考のために、商標法第 76 条の規定を下記に示す：
「（1）登録標章の所有者は、所有者の標章と類似する、または同一の標章を、同種の商品、およびサービスに違法に使用した者を、i）補償の要求という形態、または ii）関係する標章の使用に関係するすべての行為の停止という形態、またはこの両方の形態で提訴することができる。
（2）第 1 項に記述する訴訟は商事裁判所で起こすこと」。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する
（基準・内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標の重要な要素が、同種の商品やサービスを対象とした他の者が所有する登録商標のそれと類似しているかぎり、商標所有者は、商標法の刑事規定に基づいてそのような商標の輸出用の使用を停止させる権利を執行することができる。詳しくは質問 1-2 の回答を参照。
税関法によれば、税関は第三者の商標、または著作権を侵害する商品の引き渡しを、税関の裁量にて保留することができる。
さらに、仮保留命令に関する 2012 年最高裁規制第 4 号（Regulation No. 4/2012）の発令以降、商標や著作権の所有者は、仮保留命令という形態の差し止め命令を請求することで、侵害の可能性のある商品を税関区域内に保留することを求めることができる。ただし、この Regulation No. 4/2012 の規定は税関では実効的には実施されていない。

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

ー

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

税関が関係する目立った知財侵害事件は存在しないが、これを確認するためには税関、または商事裁判所への更なる調査が必要となる可能性がある。

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

（a）有り
（内容）
商標法 4～6 条で、登録を受けることができない標章及び拒絶される標章が規定されている。また、登録商標の申請が商標法 4～6 条の規定に該当する悪意をもって行われた場合（他の者が所有する広く知られた商標を模倣して）または同種の商品、およびサービスのために使用される第三者の商標と同一である場合、その登録商標の取り消しを商事裁判所に請求することができる。
悪意で申請された商標申請（例、広く知られた第三者の商標を模倣する）については、第三者による異議申立を可能にするために商標法に基づいてその商標申請が公開された後は、類似性を主な争点として誰でも異議を申し立てることができる。
このような商標が既に商標局に登録されている場合、第三者は商事裁判所に取り消しの主張を申請することで取り消し訴訟を起こすことができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第 68 条の規定
（1）商標法第 4 条、第 5 条、第 6 条に規定する理由に基づいて、利害関係者は登録標章の取り消しを求める訴訟を起こすことができる。
（2）未登録商標の所有者は、知的財産総局に商標申請を行った後、第 1 項に記述する訴訟を起こすことができる。
（3）第 1 項に記述するする取り消し訴訟は、商事裁判所で起こすこと。
（4）原告または被告がインドネシア共和国外に居住する場合、訴訟はジャカルタ商事裁判所で起こすこと。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（要件・内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標が海外で広く知られていることを商標所有者が証明するだけで十分である。

悪意を証明するためには、商標所有者は、商標が広く知られ、相対する商標の申請日以前にそれが登録され、多くの国々で使用されていることを立証することが求められる場合がある。これによって、相対する商標の所有者による商標申請の悪意性がより明白となり、商標への異議申立／取り消しを勝ち取る可能性が高まる。これはまた、商標法第 4 条の下記説明にも準じる：
「善意を持った申請者とは、他の者が所有する商標の人気を複製または模倣する意図を一切持たずに商標を申請する者をいう」

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（a）有り

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
（認定基準）
商標法第 6 条(1)(b)項の説明によれば、商標が広く知られていることを立証するためには、所有者は以下のことを示さなければならない：i）商標が広く普及していること、ii）所有者が商標に関連して大きな投資をしていること、および iii）商標が世界の多数の国々で広く登録されていること。
実際（特に取り消し訴訟の場合）、商標が広く知られていることを立証するためには、次のことが必要となる：
(a)商標が関連する種類の商品／サービスを対象に 5～7 ヶ国で使用されており、相対する商標の申請日以前に発表されていることを示す証拠。
(b)商標が、相対する商標の申請日以前に、関係商品／サービスの分類を対象に登録されていることを示す 5～7 ヶ国からの登録証明書の写し。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
参考のために、商標法第 6 条(1)(b)項の説明を下記に示す：
「商品またはサービスまたはその双方を対象とした広く知られる標章と類似または同一の申請の拒否は、関係する事業分野における一般市民の知識を観察しながら行うべきである。さらに、複数国における大規模宣伝投資によって築かれたその広く知られた標章の評判、ならびに複数国での登録を裏付ける証拠を伴って・・・」

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り
（a-1）著作権登録の必要性　（b）無し

（内容）
商標所有者は、第三者が申請し、公開された商標申請を記載した商標局発行の商標官報を監視することができる。3 ヶ月に及ぶ商標の公開期間中、商標所有者は、公開された商標申請の登録を阻止すること目的に、商標申請に対して異議申立を申請することができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第 24 条の下記規定を参照：
「（1）第 22 条に規定する公開期間中、個人または法人は知的財産総局に商標申請に対する異議申立を書面にて申請することができる」。

7-6）著作権登録制度の有無

（a）有り
著作権法では著作権者が著作権で保護されたその作品を著作権局に登録できると規定されているが、これは自主行為で義務行為ではない。著作権の登録は単に行政記録となるもので、それによって所有権が発生するものではない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
参考のために著作権法第 36 の下記規定を参照：
「一般登録簿への著作権保護作品の登録は、登録された著作権保護作品の内容、意味、形態の妥当性を証明するものと解釈してはならない」。

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（b）文字
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法にはこの事柄に特定した規定はないが、実際は、商標局は外国語で申請された商標申請は文字として扱う。ただし、商標所有者は申請書に商標の意味を詳しく記載することが求められる。

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
特には存在しないが、インドネシア刑法第 382 条では、自らの事業または他者の事業のために利益を得る、実施するまたは増やす目的で、公や一部の人々を誤解させることで不正行為を行う者は、1 年 4 ヶ月の懲役刑の対象となると規定されている。
上記に加え、インドネシア民事法第 1365 条によれば、他の者に損害を与える違法行為を行う者は補償の義務を負う。

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（a）方式審査と実体審査が有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

工業意匠法によれば、意匠局が実体審査を行うのは、第三者による異議申立が申請された場合だけである。工業意匠法第 26 条 5 項の下記規定を参照：

「申請に対して異議申立があった場合、検査官は実体審査を実施する」。

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

（b）必要無し

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

規定無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

工業意匠法にはそのような権利に関する規制はない。実際は、意匠局に類似性に関する見解を求める文書を出すことはできるが、その要求に対応するかどうかは意匠局の裁量に任される。

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

工業意匠法第 38 条によれば、その意匠が i）新しくない、または ii）法律や規制、公共の秩序または道徳に反する場合、登録された工業意匠を取り消すことができる。

「（1）工業意匠の取り消しに対する訴訟は、第 2 条または第 4 条の理由により利害関係者が商事裁判所に提訴することができる」。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（b）無し

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
税関法（税関法）1995 年法律 10 号修正である 2006 年法律 17 号によれば、税関は第三者の商標、または著作権を侵害する商品の引き渡しを、自らの裁量にて保留することができる。実際は、税関は侵害商品を直接差し押さえることはなく、著作権または商標所有者に連絡し、税関区域から商品が引き渡された後にただちに法的措置が取れるようにするだけである。

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（b）行われていない
（明文規定があるのに実態として行われていない場合、その理由）
上述のように国境検査制度はあるものの、その実施は適切でなく、一貫していない。

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権 （b）(産業)意匠権 （c）特許権 （d）実用新案権 （e）著作権 （f）著作隣接権
仮差し止め命令に関する 2012 年最高裁規制第 5 号（Regulation No. 5/2012）は、商標、産業意匠、特許、実用新案、著作権、および隣接権に対する仮差し止め命令に関する規制を実施するためのものである。
ただし、税関区域内での仮差し止め命令に関して、Regulation No. 4/2012 によれば、このような差し押さえ命令が適用されるのは著作権と商標だけである。

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権（e）著作権
前記の通り、税関区域内での差し押さえ命令が請求できるのは著作権、および商標を侵害する商品についてのみである。

○貨物の種類による運用の違いの有無
質問 6-1 の回答の通り、Regulation No. 4/2012 による差し押さえ命令、または仮保留命令制度は、未だ実効的に実施されてはいない。

○税関の職権による取締りの対象

（a）商標権　（e）著作権
前記の通り、税関区域内での差し押さえ命令が請求できるのは著作権、および商標を侵害する商品についてのみである。

○貨物の種類による運用の違いの有無
質問 6-1 の回答の通り、Regulation No. 4/2012 による差し押さえ命令、または仮保留命令制度は、未だ実効的に実施されてはいない。

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権（e）著作権
前記の通り、税関区域内での差し押さえ命令が請求できるのは著作権、および商標を侵害する商品についてのみである。

○貨物の種類による運用の違いの有無
質問 6-1 の回答の通り、Regulation No. 4/2012 による差し押さえ命令、または仮保留命令制度は、未だ実効的に実施されてはいない。

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権
前記の通り、税関区域内での差し押さえ命令が請求できるのは著作権、および商標を侵害する商品についてのみである。

○貨物の種類による運用の違いの有無
質問 6-1 の回答の通り、Regulation No. 4/2012 による差し押さえ命令、または仮保留命令制度は、未だ実効的に実施されてはいない。

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
前記の通り、税関区域内での差し押さえ命令が請求できるのは著作権、および商標を侵害する商品についてのみである。

○貨物の種類による運用の違いの有無

質問 6-1 の回答の通り、Regulation No. 4/2012 による差し押さえ命令、または仮保留命令制度は、未だ実効的に実施されてはいない。

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権
前記の通り、税関区域内での差し押さえ命令が請求できるのは著作権、および商標を侵害する商品についてのみである。

○貨物の種類による運用の違いの有無
質問 6-1 の回答の通り、Regulation No. 4/2012 による差し押さえ命令、または仮保留命令制度は、未だ実効的に実施されてはいない。

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（b）無し

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（b）有効ではない

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

商標および著作権を侵害する商品に関する差し押さえ命令、または仮保留命令は、前記の通り Regulation No. 4/2012 に基づいて請求することができる。

仮保留命令取得の要件
その結果、申請者は商事裁判所長に仮保留命令を書面にて請求することができ、それには次のものを添付すること：
- 商標または著作権所有権の証拠
- 商標または著作権侵害を裏付ける確固とした予備的証拠
- 船荷証券または航空貨物運送状番号、輸送業者番号、商品の種類および数量、仕向港、原産国を含む輸出品または輸入品に関する明確な説明
- 侵害商品の推定価額および執行により発生する可能性のある間接手数料などと同額の保証金、現金または銀行保証。

仮保留命令取得の手順
知財所有者から完成した申請を受領した商事裁判所職員は、申請書を商事裁判所長に提出しなければならない。裁判所長は自らに代わる裁判長を任命する。

知財所有者が提出した事件および証拠を調査、審査、観察した後、裁判長は申請登録の 2 日以内に保留命令発行の可否を決定しなければならない。

判決
裁判長は、その主張を有効とみなした場合には保留命令を発令する。その命令は：
- 知財所有者の請求を認めるものでなければならない。
- 税関区域内からの商品の引き渡しを、商事裁判所長の書面による指示の受領日から 10 日間、一時的に保留する税関への命令が含まれていなければならない。
- 知的所有権の違反の有無を判定するために、疑いがもたれる輸入商品または輸出商品を検査する権限を知財所有者に与えるものでなければならない。
申請を拒否する場合、判決では以下のことを行わなければならない：
- 知財所有者の主張／申請を却下する。
- 知財所有者への保証金の返却を命令する。
- 知財所有者に裁判費用を請求する。

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

―

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

規定なし

5-3） 税関から権利者への開示情報

（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所
（c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
（d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載されているもの）
（e）知的財産の内容 （f）手続きをとる理由 （g）輸出・輸入差止申立ての有無
（h）疑義侵害物品のサンプル写真
（i）その他（ ）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

税関が知財所有者に提供する情報の詳細は、商標／著作権を侵害する商品が税関区域内に存在することを承知している場合、税関法およびその関連規制によって規制されるものではない。
ただし、税関はその裁量によって侵害商品と疑われる商品の少なくとも名称と数量、ならびに知的財産および名称の詳細を伝えることはできる。前記の通り、この制度の実施は依然として一貫していない。

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

不明

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

差し押さえ商品の保管、または処分にかかる費用は国が負担する。

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（a）有り Regulation No. 4/2012 によれば、著作権、または商標を侵害する疑いのある商品の引き渡しの差し止め命令、または仮保留命令を申請するためには、商標所有者は侵害商品の推定価額、および執行により発生する可能性のある間接手数料などと同額の保証金、現金、または銀行保証を収めなければならない。 間接手数料は、保管施設の推定賃貸料、コンテナの推定賃貸料、侵害商品の移動費用の推定額などに基づいて計算する。

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（a）必要有り

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

○手続き毎の担保金について ＜担保金の算定方法＞ 質問 5-5-1 の回答のように、保証金は、侵害商品の推定価額、および執行により発生する可能性のある間接手数料。間接手数料の計算は、保管施設の推定賃貸料、コンテナの推定賃貸料、侵害商品の移動費用の推定額などに基づいて行う。 ＜担保金を算定する際に考慮する基準＞ （b）予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が負担する倉庫保管料の額に相当する額 （c）貨物の価値に相当する額 （e）その他

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b）無し

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

前記の通り、Regulation No. 4/2012 に基づく仮保留命令の過程が試行されたことはないので、保証金に関わる問題は公には広く知られていない。

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務 （b）無し 存在しない。輸出品／輸入品に対する検査制度は税関検査官が実施するものだけである。 ○具体的な鑑定方法 ―

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

―

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（b）無し 存在しない。知財侵害により差し押さえられた商品の取り扱い方法に関連する規定は税関法には含まれていない。

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（b）無し

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（b）無し 税関法では、知財侵害により発生する商品の処分手順に特定した規制はない。ただし、差し押さえ商品全般の処分に関しては質問 3-2 の回答を参照のこと。

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（b）無し

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（b）無し

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（行政摘発・刑事摘発の別）

（b）刑事摘発

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

知財侵害コンテンツを取り下げるようにインターネット・サービス・プロバイダまたはウェブサイト利用者に要求する場合、実際は知財所有者による刑事告訴が必要となる。

知財所有者は、保護された知財を使用するインターネット上の無許諾の活動（例、商標の無許諾の使用［商標侵害］または著作権保護作品の無許諾の複製や公開［著作権侵害］）の差し止めを侵害者に求める判決を得るために、商事裁判所に民事訴訟を起こすことができる。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

―

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

不明

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

この事柄に関する規制が存在しないことから、知財所有者は、知財法の刑事規定および刑法第 56 条に基づいて（質問 6-2 の回答のように）、知的財産権を侵害するサイトを削除する

ことを ISP に要求することができる。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
この事柄に関する規制が存在しないことから、知財所有者は、知財法の刑事規定および刑法第 56 条に基づいて（質問 6-2 の回答のように）、知的財産権を侵害するサイトを削除することを ISP に要求することができる。

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（b）無し

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し

（6）ベトナム

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

ベトナムには、商標、特許、意匠や著作権に関する個別の法律はない。全ては（2009年に改正された）2005年知的財産法（「IP法」）に定められている。IP法とIP法の適用について定めるガイドラインの規定には、刑事罰は規定されていない。

刑事罰は 1999 年の刑法（2009 年に改正）に定められている。

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

ベトナム法によれば、刑事罰は 1999 年の刑法（2009 年に改正）に定められている。知的財産権の侵害に関係する刑事罰は、商標・地理的表示・著作権の侵害、そして不正競争についてのみしか適用されない。これらの侵害者に適用される刑事罰は、罰金、懲役、保護監督なしの更生や特定の職業につくことの禁止である。注目すべきは、ベトナム法によれば、個人だけが刑事責任を有することである。

刑事訴訟法（Code on Penal Proceedings）の規定によれば、著作権侵害罪（刑法第 131 条）および産業財産権侵害罪（刑法第 171 条）は被害者の申立がなければ起訴されない。すなわち、所管当局（警察、検察）は被害者（知的財産権者またはその適法な代理人）から申立があった事件についてのみ訴追を行う。

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（a）有り

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

行政上の罰則は次の法規定において定められる：

□2009年に改正された2005年知的財産法（214条）

□法令 97/2010/ND-CP号 2010年9月21日付けによる産業財産に関する行政違反に対す

る政府の対応（「法令９７」）
□法令47/2009/ND-CP号　2009年5月13日付けによる著作権と著作隣接権に関する行政違反に対する政府の対応（「法令４７」）、2011年12月2日付けで法令109/2011/ND-CP号により改正。
□改正法令 37/2011/TT-BKHCN号　2011年12月27日付けによる産業財産に関する行政違反について法令97の条項の最たる導入（「改正法令37」）
改正されたIP法第214条と、法令９７第3条によれば、産業財産に関する行政上の罰則は次を含める：
・主な罰則：
+ 警告、または+ ベトナムドン（VND）5億 (およそUS$25,000)を上限とした罰金

□追加される罰則：
＋模倣標章や地理的表示を付した商品、主にそれらの商品の生産または取引に使用された原材料、素材、道具、侵害要素を付したスタンプ、ラベル、包装、その他の物品、サービス提供の手段や侵害要素を付した広告メディアを含む事業に使用された資源、修正・削除・偽造された保護登録の権利書、証明書、その他の書類を含む、物的証拠と行政違反の実施に使用された手段の押収
+ 無期限あるいは期限付きの期間、産業財産表明に関する業務証明書、鑑定書、または鑑定業務の許可に関する証明書の使用権利の剥奪
+ 侵害が行なわれた分野における一定期間の業務の停止

・上記に規定する罰則に補足して、知的財産権を侵害する組織または個人は、以下の救済措置のいずれか一つ、またはそれ以上の対象となることがある。
+ 知的財産模倣品、またはそれら知的財産模倣品の生産あるいは取引に主に使用される原材料、素材、設備の強制廃棄、非営利的な目的での配布または使用。それらの廃棄、配布または使用が、知的財産権所有者の権利の使用に影響しないことを条件とする。及び／または、
+知的財産権を侵害する運送物品のベトナム領域外への強制運送、または、侵害要素を知的財産模倣品から除去した後、知的財産模倣品およびその生産、あるいは取引に主に使用される原材料、素材、設備をベトナム領域外へ強制的に再輸出

法令４７の第3条によれば、著作権と著作隣接権に関する行政上の罰則は次を含める：
・主な罰則：
+警告、または、
+罰金
・追加される罰則：
＋著作権や著作隣接権を侵害する商品の押収、著作権や著作隣接権を侵害する商品を生産または取引するのに使用される原材料、素材、資源や用具、または/あるいは
＋業務活動、コンサルティング、その他サービスに対して90日から180日間の業務停止命令、
＋著作権登録証明書、著作隣接権の登録証明書、その他再修正、削除、偽造、あるいは有効性を無効化された関連書類や公文書の押収
+ 著作権と著作隣接権の鑑定人としての業務認可の剥奪

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関＞

5　法令97第24.3条によれば､行政機関は知的財産権を侵害する物品を摘発することが出来る。

法令97第24.3条は、次の通りである：
5　"3. 侵害について対応能力のある機関は、率先して、検査・試験・検出を行い、産業財産権所有者と協力し、次の品に関する侵害の証明を行なうものとする：
a) 物品、スタンプ、表示ラベル、包装、その他、模倣標章や地理的表示を付した品
b)食品、薬品、化粧品、家畜用飼料、肥料、畜産用薬品、植物用保護薬品、建設資材、運送手段、医療・農業・環境用薬品、その他、定期または不定期監査や検査中に判断能力を有する者に特定された品に関連する物品やサービスの侵害。

模倣品に関しての所管機関は以下の通り。
市場管理部、経済警察、科学技術監査局、税関、人民委員会
著作権侵害に関しての所管機関は以下の通り。
文化スポーツ観光監査局、市場管理部局、警察、国境警備軍、海上警察、税関、人民委員会

2）　再犯者に対する厳罰化の規定

2-1）　再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2）　再犯の定義と根拠となる条文

1999年刑法第49条によれば、
"1.累犯とは、犯罪人が判決を受け、犯罪履歴が抹消されない間に、意図的に犯罪、または非常に深刻な犯罪を行った、あるいはとりわけ深刻な犯罪を意図せず行なった場合をいう。
2. 次のケースは、危険な累犯とみなす。
a) 犯罪人が、意図的に行われた深刻な犯罪、あるいはとりわけ深刻な犯罪の判決を受け、犯罪履歴が抹消されない間に、再度、深刻な犯罪、またはとりわけ深刻な犯罪行為を意図せず行った場合。
b) 犯罪人が犯罪に逆戻りし、犯罪履歴が抹消しない間に再度意図的な犯罪行為を行った場合。

2-3）　具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

刑罰の決定に関する刑法第45条によれば、刑罰を決める際、裁判所は刑法の規定を基礎とするものとし、犯罪行為が社会に及ぼす危険の性質と範囲・犯罪者の個人的履歴・刑事責任を情状酌量、またはさらに加重する事情を考慮する。

刑法第48条に基づいて、刑事責任の加重の要因となる事情の一つとして、再犯・累犯・危険な累犯（g項）がある。

例えば、著作権と著作隣接権の侵害に関連する刑法第 170.a.2(b)条によれば、二度以上の犯罪行為を行った侵害者について 4 億から 10 億ドンの罰金または 6 ヶ月から 3 年の懲役刑を科す。一方、犯罪が初犯となる侵害者については、0.5 億から 5 億ドンの罰金、または 2 年以下の保護監督無しの更生を条件付けられる。（刑法第 170.a.1）

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

―

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1）行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

（処分方法）

(d) その他（下記参照）

法令97第3.3条と36条によれば、押収された模倣品の処分について、以下の方法を含める。

□□侵害品の強制撤去または廃棄

□□運送中の侵害品の場合は、侵害要素の強制除去とベトナム領域外への強制撤去、輸入侵害品については強制的再輸出

□□第36条2項の条件に基づいて、非営利目的での強制配布または使用

□侵害要素が除去出来ない場合には、物的な証拠または侵害行為に使用された手段の強制破棄処分

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

（廃棄方法）

法令97第37条は次の通りとする：

1.違反行為に使用された物的な証拠や手段が模倣標章や地理的表示を付した物品、模倣標章あるいは地理的表示を付した物品の生産あるいは取引に主に使用された手段、原材料、素材、または、スタンプ・ラベル・包装・その他侵害要素を付した物品、または、スタンプ・ラベル・包装・その他侵害要素を付した物品の生産あるいは取引に主に使用される原材料、素材、手段、または、修正・削除・偽造された文書や書類である場合、制裁権限のある者はこれらの物品、物的な証拠、手段を一時的に差し押さえ、押収制裁を適用するための手続きをとる。。侵害品、物的な証拠、そして違反行為に使用された手段がかさばり運送が困難である、または、腐敗する場合、一時的な押収は物品を測定し、制裁権限のある者による決定がなされるまでの保存のために侵害者へ差し渡す形をとる。

2. 押収に関する制裁と押収された物品物的な証拠と違反行為に使用された手段の取り扱いについて、制裁権限のある者による決定がされるとし、制裁決定に明確に次のように指定される。

a/ 侵害要素が除去できる場合には、制裁権限のある者が物品、物的な証拠と違反行為に使用された手段から侵害要素が取り除かれるよう手配し、これらを非営利目的でオークション

にかける、配布する、または、使用する。但し、これが産業財産権所有者の権利の利用に影響を与えないものとし、人道的・慈善・公益目的を優先する。
b/ 侵害要素が、違反行為に用いられた商品、物的な証拠や手段から取り除けない、あるいは、本項において前提条件が完全に満たされない場合、制裁権限を有する者は行政違反の取り扱いに関する命令の第61条に基づき、それらの廃棄処分を手配する。
3. 押収後された物的な証拠や違反行為に使用された手段は、制裁措置に関する決定が署名されてから 90 日以内に処分されるとする。制裁権限を有する者は、その処分を要請している組織または個人に対し、物品、物的な証拠、手段の処分についてその方法、場所と時間を通知する。産業財産権所有者やその公的代理人は、押収された物品、物的な証拠、違反行為に使用された手段の処分に参加または監視することができ、該当機関を支持しなければならない。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

（規定上の負担者）
改正法令37の第2.3（dd）条によれば、侵害要素が除去出来ない、あるいは、除去が侵害を有効的に防止することが出来ず、その他の手段が適用出来ない場合、権限を有する機関は強制廃棄の救済措置を法令9736条3項に基づいて行なうものとする。侵害要素、手段、物品の廃棄に係る費用は侵害者により負担される。侵害者が廃棄処分を実施出来ない場合、制裁権限を有する機関は、法令128/2008/ND-CP号第14条に規定されるように国家予算を使用することが出来る。侵害者は、廃棄の費用について制裁権限を有する機関に返済する。返済を怠った侵害者は支払いを強制される。

金融省により発行された回覧 72/2004/TT-BCT 号 V 章の段落 2 と 3 の規定は、行政違反により押収され公庫に入れられた侵害財産の管理と取り扱いに係る費用に言及する。それによれば、費用は国家予算から回収される可能性がある。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

（規定上の負担者）
規定なし。

（実態上の負担者）
事実上、刑事訴追の調査の際に押収、没収された模倣品の保管と廃棄処分にかかる費用は国家予算から回収される。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（汎用設備の没収の可否及び要件）
可

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
生産機材の押収条件を特定する規定はない。法令 97 第 3.2 条は、主に模倣品を生産または取引するために使用される手段は押収対象となりうるとしか定めていない。しかし、「主に」に関する定義は提供されていない。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（a） 有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
改正法令37第16.1条：侵害の取り扱いに関する情報の規定
１．産業財産所有者、問題を解決する能力のある者また法令97第28条5項に定める他の機関により侵害に対し制裁を加えることのできる者の要請により、侵害の取り扱いについて権限を有する機関は、侵害の取り扱いに関係する議事録、書類、サンプル、写真のコピーを提供する。但し、それらの情報の提供が事例の解決までの有効性に影響を与えず、法律によりそれらの書類が機密とされない場合に限る。
２．法令 97 第 26 条に定める侵害の取り扱い要請を受けた場合、制裁権限を有する機関は結論、制裁決定、侵害の取り扱い要請に対する却下または延期について法令 97 第 33 条 4 項に定める手続きに従い書面を送付する。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
2004 年民事訴訟法第 15 条は、民事裁判に関する裁判（知的財産に関する判例を含め）は公開され、誰でも裁判に参加出来る。しかし、特別な場合において、当事者による正当な要請があり、特に職業上の秘密、企業秘密、個人の秘密を守る必要がある場合、裁判所は裁判を非公開として実施するが、判決については公開しなければならない。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（a） 有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記 4-1)の回答を参照。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
知的財産権の侵害に関する刑事訴追を行なう場合の特定の条件は、それぞれの犯罪について刑法に規定される。例えば、刑法156条は、次の通りである：「模倣品の生産そして/または取引：
1. 対応する正規品の価値が3千万ドンから1億5千万ドンの間、または、3千万ドン以下だが

重大な影響を伴う模倣品の生産そして/または取引を行なった者、または、本条または本法の153、154、155、157、158、159、161条にに規定される行為基づいて行政制裁を既に受けている、または、これらのうちいずれかの犯罪について既に判決を受けているが犯罪歴の減刑の権利がなく再犯となる者は、6ヶ月から5年の懲役刑に処す。」

2．次の何れかの状況に相当する場合、侵害者は、3年から10年の禁固刑に処す。
a) 組織立っている
b) 専門家の性質をもつ
c) 危険な累犯
d) 権利や立場の悪用
e) 機関や組織の名称を悪用
f) 模倣品の量が、正規品の価値1.5億から5億ドン相当
g) 不正収益を得ている
h) 深刻な結果をもたらした。

3.次の何れかの状況において犯罪を行なった場合、侵害者は7年から15年の懲役刑に処す：
a) 模倣品の量が、正規品の価値5億ドン以上である。
b) 多大な、または、非常に大きな不正収益を得ている
c) 特に深刻な結果をもたらした。

4．違反行為者は、また、5千万から0.5億ドンの罰金、財産の部分的または全体的な押収、1年から5年間、特定の役職、職業、仕事の従事を禁じる。

改正された刑法第171条は次の通りである：
１．ベトナムにおいて保護される商標や地理的表示について産業財産権を意図的に商業規模で侵害する者は、0.5億から5億ドンの罰金または2年以下の保護監督無しの更生に処す。
２．次のいずれかの状況において犯罪を行なった場合、違反者は4億ドンから10億ベトナムドンまでの罰金、あるいは6ヶ月から3年の禁固刑に処す。
　a）組織だった犯行、または、
　b）2回目以降の犯行
３．違反行為者は、また、2千万ドンから2億ドンの罰金を科され、1年から5年間、特定の役職、職業、仕事の従事を禁じる。
４．上記に記載する刑法第131.1条または改正された刑法第171.1条に特定する犯罪について、犯罪責任の調査は次の場合にのみ実施される。
a/著作権と著作隣接権の権利保有者からの要請による。2008年2月29日付けの官庁間における改正法令01/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BCA-BTP号第１段落1.1、最高裁判所、最高検察、警察省、法務省により合同で刑法をどのようにして知的財産犯罪に適用するかに関するガイダンス（刑法第131条1項）
b/ 本改正法令２段落 2.1 項における事例について、標章所有者または地理的表示を管理する組織からの要請による。（刑法第 171 条 1 項）

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、

製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）有り
（法的な対策の内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
労働がこのようにして分けられている場合、生産された商品の本体の生産者に対して法規定を施行することが可能である。法令 97 の第 10.1、10.12、11.1、11.11、12.1、12.10 によれば、他者が違反行為を行うよう注文、指定、また雇用することも侵害行為とみなされる。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
改正された刑法第171条は次の通りである：
1．ベトナムにおいて保護される商標や地理的表示について産業財産権を意図的に商業規模で侵害する者は、0.5億から5億ドンの罰金または2年以下の保護監督無しの更生に処す。

その一方で、IP法第129.1条によれば、次の行為は、標章所有者の承諾なしに行なわれた場合、標章の侵害とみなされる。
（c）保護される標章に類似する標章を、その標章と共に登録されたリストに掲載されている物品やサービスと同一またはそれに類似する物品やサービスに使用し、その使用が物品やサービスの出所について混乱をきたす恐れがある。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

－

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

－

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

－

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP法第129条は、商標の侵害行為について、次を含める：
「1. 次の行為が標章権利所有者の承諾なしに行なわれた場合、標章の侵害とみなす：
(a) 保護される標章と同一の表示を、その標章と共に登録されたリストに掲載された保護対象物品やサービスと同一の物品やサービスに使用している
(b) 保護される標章と同一の表示を、その標章と共に登録されたリストに掲載された保護対象物品やサービスと類似するまたは関連する物品やサービスに使用し、その使用が物品やサービスの出所について混乱をきたす恐れがある
(c) 保護される標章と類似する表示を、その標章と共に登録されたリストに掲載された保護対象物品やサービスと同一、類似する、または、関連する物品やサービスに使用し、その使用が物品やサービスの出所について混乱をきたす恐れがある
(d) 著名な標章と同一あるいは類似する表示、または著名な標章の翻訳や音訳という形での表示を、著名な標章を付した商品やサービスと同一ではない、類似しない、または関連しない商品やサービスでの使用をも含め、何らかの商品やサービスに使用し、物品やサービスの出所について混乱をきたす恐れがある、または著名な標章の所有者と表示使用者の関係について誤った印象を生む恐れがある。

一方で、IP法第124.5条に定める商標の使用は、次の行為をいう：
（ｉ）標章を商品、包装、業務手段、サービス提供、書類に付すこと
（ii）標章を付した商品を、回覧、提供、宣伝し、また販売のために保管すること
（iii）標章を付した商品やサービスの輸入

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記 Q3-1)に記載する IP 法第 124.5 条参照。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
他社の営業標の未承諾の使用が刑法に定める商標侵害の犯罪を構成する場合、違反行為者は刑罰に処せられる。
改正された刑法第171条は次の通りである：
1．ベトナムにおいて保護される商標や地理的表示について産業財産権を意図的に．商業規

模で侵害する者は、0.5億から5億ドンの罰金または2年以下の保護監督無しの更生を条件付けられる。

２．次のいずれかの状況において犯罪を行なった場合、違反者は4億ドンから10億ベトナムドンまでの罰金、あるいは6ヶ月から3年の禁固刑に処す。
a）組織だった犯行、または、
b）2回目以降の犯行

３．違反行為者は、また、2千万ドンから2億ドンの罰金を科され、1年から5年間、特定の役職、職業、仕事の従事を禁じる。

3-5） 関連する代表的な裁判例

－	該当せず。

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a）有り
（内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
法令103/2006/ND-CPの導入について案内する改正法令01/2007/TT/BKHCN号項目39.3(l)（「改正法令01」）によれば、文字または数字形式の標章の独自性を検討する際、本改正法令項目39.5に定める例外を除いて、次の文字標章は独自性を持たず、ベトナムにおいて商標として登録不可能とする。
１．ベトナムまたは外国におけるリーダー、国民的英雄の実名、仮名、偽名と同一または混乱を招くほど類似している、あるいは、著作権により保護される広く知られた他者作品における登場キャラクターや人物と同一または混乱を招くほど類似している（但し、作品著作者の承諾を得ている場合を除く）文字標章。
登録商標が、事前に著作権登録された著名な他者著作物における登場キャラクターや人物と同一または混乱を招くほど類似している場合、著作権所有者はベトナムにおける該当商標の有効性の取り消しを要請できる。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記回答参照。

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP法第78.3条は以下の通りである：
「商号は、下記の条件を満たした場合、独自性を有するとみなす：
３．該当商号の使用日付以前から保護される他者標章あるいは地理的表示と同一でない、もしくは、混乱を招くほど類似していない
法令97第3.3(dd)条によれば、主なそして補足制裁措置に追加して、侵害者は以下のいずれかの救済措置の適用を強制されることが可能である。

改正法令37第2,3条(b.ii)は以下の通り：
(ii)　侵害に対応するよう要請された当事者が、侵害企業名を企業登録局の要請や産業財産侵害に関して決定権を有する機関の決定に従わず、侵害企業名の変更手続きを怠った場合、侵害企業名の強制変更が適用される。企業名の強制変更は行政制裁措置に関する決定に記載される。企業名を変更する権限のある機関は、企業登録局である。

5-2）　裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
裁判所は、登録されている商号の無効化または登録が誤って認可された場合、その登録変更を要請する判決を下すことしか出来ない。一方で、商号の登録局はその無効化または変更について手続きの責任を持つ。

5-3）　商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記 Q. 5-1)の回答参照
改正法令37第17条は、補足して次の通り定める：
2．c)　侵害名称をもつ企業が本項(a)に基づいて名称の変更を怠った場合、企業登録局は、法令97の下で検査、審査、取り扱いの権限を有する機関に通知を行なう。
3．ｂ）　侵害名称をもつ企業が本項(a)に基づいて名称の変更を怠った場合、企業登録局は、制裁に関する決定にもとづいて、国家企業登録ポータル上においてその制裁に関する情報を公開する。

6）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する
（基準・内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP 法第 124.5 条と 129.1 条、そして、法令 97 第 11 条と 12 条によれば、他者登録商標と

同一または混乱を招くほど類似した商標を、輸出目的のみのために使用することはベトナムにおいて商標侵害とみなされない。しかし、商品の生産は、輸出のみの目的であっても、また、密封されたコンテナにより国外に輸送され国内市場に現れず、ベトナム消費者が認知しない場合においても、商標の使用行為とみなされる。したがって、この行為に対する法律による例外措置が取り決められていないため、そのような生産は商標の侵害とみなされる。商品を生産する会社は、法に基づいて罰則を科される。侵害品は、輸出された場合、国境において差し止めまたは押収することが出来る。
更に、IP 法第 124.5 条に定める「商標の使用」の範囲は、「保護対象商標を、商品、商品包装、事業手段、サービス提供手段、事業活動における取引書類へ付すこと」を含める。
その場合、輸出規制が可能である。特に、商標所有者は関税局に対して、知的財産権侵害容疑品の通関手続きの差し止めと知的財産権侵害の兆候のある物品の発見に関する検査と監視の２通りの輸出規制を要請することが出来る。（IP 法第 216 条）

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

（理由）
上記回答参照

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

－

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

（a）有り
（内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP法第112条：保護証明の付与に関する第三者意見について

「産業財産の登録申請が産業財産に関する官報に出版された日から、保護証明の付与について決定が発行される日まで、いずれの第三者も、産業財産権に関し権限のある国家行政機関に対し、申請のあった産業財産権の付与または却下について、意見の申し立てを行なう権利がある。申し立ては書面によりなされ、書類または情報源に対する引用を伴う。」

IP法第96条：保護証明の有効性の取り消し
「１．次の場合、保護証明は完全に無効化される。
(a) 登録申請者は、発明・意匠・レイアウト設計・標章について権利を有しなかった、または、登録の権利を譲渡されていなかった
3. いずれの組織または個人も、産業財産権を管理する国家行政機関に対して、本条第1項と2項に規定する場合において、保護証明の無効化を、申請者が費用と手数料を支払うことを条件に、要請することが出来る。保護証明の無効化を要請出来る出訴期限は、保護証明の有効期間の間とする。標章については、出訴期限は、証明付与の日付から5年間とする。申請

者の虚偽により保護証明が付与された場合には例外とする。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（a）有り
（異議申し立ての論拠となる標章が、異議申し立ての対象となる標章の申請日付より以前にベトナムにおいて登録されていない場合）
（要件・内容）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP法第74.2(g, i)に定めるところにより、当該未登録商標が、ベトナム内において広く使用され認められている、また、著名であることが条件となる。
74条　標章の独自性：
２．標章は、以下のいずれかの区分に該当する場合、独自性を有さないとみなされる：
(g)適用される申請日もしくは優先日より以前に、類似または同一の商品やサービスについて広く使用または認められていた他者標章と、同一または混乱を招くほどに類似した標章である場合
(i)著名な標章と認められる他者標章と同一または混乱を招くほどに類似した標章であり、著名な標章について登録された商品やサービスと同一または類似する商品やサービスに対し該当標章が使用されている場合、または、標章の使用が著名な標章の独自性に影響するものである、ないし標章の登録が著名な標章の評判を利用する目的で行なわれるならば、類似しない商品やサービスに該当標章が使われる場合も含む。

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
改正 IP 法第 4.20 条によれば、著名な標章とは、ベトナム領域内において消費者に広く知られている標章を意味する。そのため、未登録の標章が海外においてのみ、広く知られている場合、商標局が標章の冒認出願ないし登録を却下または取り消す法的根拠となり得ない。

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）　有り
（認定基準）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP法第74.2(i)条によれば、著名な標章（広く認められる標章ではない）の保護範囲は、類似しない商品やサービスをも含める。しかし、ベトナムには防護標章制度はないため、商標所有者は、登録商標と同じ標章について防護標章の登録を受けない。

IP法第74.2(i)は次の通りである：

2. 次のいずれかの区分に該当する標章は、独自性を有さないとみなされる：
(i)著名な標章と認められる他者標章と同一または混乱を招くほどに類似した標章であり、著名な標章について登録された商品やサービスと同一または類似する商品やサービスに対し該当標章が使用されている場合、または、標章の使用が著名な標章の独自性に影響するものである、ないし標章の登録が著名な標章の評判を利用する目的で行なわれるならば、類似しない商品やサービスに該当標章が使われる場合も含む。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り

（a-1）著作権登録の必要性　（a）有り

（内容）

上記回答Q. 7-1)に述べるように、商標の登録付与に対する異議申し立ては書面により、補足資料、あるいは、情報源の引用を付して提出されなければならない。
改正法令01項目21.2によれば、取り消し要請は書面により、補足資料を付して行なわれなければならない。
異議申し立てと取り消し要請が著作権に基づく場合、著作権の登録が必要である。

7-6）著作権登録制度の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

著作権の登録は、IP法第49条から55条に定められる。
特に、IP法第49条は次の通り規定する：
「1．著作権と著作隣接権の登録とは、著者・著作権者または著作隣接権の所有者による申請書（以下「申請書」）が、権限を有する国家機関に提出し、著者・作品・著作権所有者・著作隣接権所有者に関する情報を登録することをいう。
2．著作権または著作隣接権の登録証明書の付与のための申請は、本法の規定に基づく著作権または著作隣接権の付与のための義務的な前提条件ではない。
3．著作権または著作隣接権の登録証明書を有する組織または個人は、紛争の際、反証が提供されない限りにおいて、著作権または著作隣接権について立証責任を有しない。」

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（a）図形　（b）文字　（c）その他

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

外国語の商標（ワード・マーク）は文字として扱われる。外国語の商標が、図案としてつくられている場合、図形として扱われる。

法律により、申請者は商標局に外国語における標章の翻訳（ある場合）そして音訳を提供することが求められる。（改正法令 01 項目 37.4.d(iii)）

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

IP法規定とは別に、2004年の不正競争法も39と40条においてこの点について規定する。不正競争法第39条は次の通りである。本法における不正競争行為とは以下を含める。

1．誤解を招く表示
2．企業秘密の侵害
3．企業の規制
4．他社の信憑性を貶めること
5．他社の企業活動を妨げること
6．不正競争の目的での広告
7．不正競争の目的での販売促進活動
8．関連性による差別化
9．違法なマルチ商法
10. その他本法第3条4項あるいは政府により定められた条件を満たす不正競争行為

第40条　誤解を招く表示

1．企業が、商号、企業理念、企業ロゴ、包装、地理的表示、その他の政府により定められた要素について混乱を招く情報を含む表示を使用し、競争のために商品やサービスについて消費者の誤解を招くことの禁止。

2．本条 1 項に規定する誤解を招く情報を使用した商品やサービスを用いた事業の禁止。

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（a）方式審査と実体審査が有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

産業財産に関する申請（意匠に関する申請含め）に関する方式審査と実体検査は、それぞれIP法109条そして114条に規定されている。

IP法第109条：「産業財産の登録申請に関する方式検査」

1．産業財産の登録申請は、その有効性の審査について方式検査を行なう。

IP法第114条：「産業財産の登録申請に関する実体検査」

1．次の産業財産の登録申請について、申請内に指定する対象物の権利保護証明付与について適格性の審査に関する実体検査を行ない、申請で要求されたその保護条件と保護の適応範囲について判断する。

(a)有効だとして既に受諾され、規定に沿った実体検査の要請が関係する発明の登録に関する申請

(b) 既に有効とされた意匠、標章、地理的表示の登録に関する申請

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

―

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
法律により、意匠の侵害について警告を受けた当事者は、特許庁ではなくベトナム知的財産調査機関（「VIPRI」）に対し、技術評価報告書の準備について申請を行なうことが出来る。

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
行政手続法によれば、意匠に関する証明書の付与に関する特許局の決定は、裁判所により取り消すことが出来る。この意味では、登録意匠の有効性を無効とすることが出来る。（行政手続法第 28 条）

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP法第130条は、以下の通りである：
1. 次の行為は不正競争とみなされる：
(a) 企業法人、企業活動、商品やサービスの商業上の出所について混乱を招く商業表示の使用
(b) 商品やサービスの出所、生産方法、機能、質、量またはその他の性質、または、商品やサービスの提供状況について混乱を招く商業表示の使用
(c) ベトナム社会主義共和国が加盟しており、その下で標章所有者の代理人またはエージェントの該当商標の使用が禁止される条約の加盟国である国において保護される標章を、商標所有者の承諾なしに、また正当な理由なしに代理人または所有者の代理人が使用すること
(d) それらを使用する権利なしに、保護標章や他者標章、地理的表示と同一または混乱を招くほど類似するドメイン名の登録または使用権の取得を、ドメイン名を所有し、該当標章、商号、地理的表示の名声と人気の恩恵を受ける、またはそれらを害する目的で行なうこと
2. 本条 1 項に定める商業表示とは、商品やサービスの取引に際するガイドラインとなる表示や情報をいい、標章・商号・企業シンボル・企業スローガン・地理的表示、包装デザインおよび／またはラベルを含める。

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

IP法第2節XVIII章に定められる。一方、第216条は以下の通り：

１．知的財産に関する輸入や輸出の管理方法は次から成る：

(a) 知的財産権侵害の疑いのある物品に関する通関手続きの差し止め

(b) 知的財産権侵害の兆候を示す物品の発見のための検査と管理

２．知的財産権侵害の疑いのある物品に関する通関手続きの差し止めとは、知的財産権利所有者の要請に基づき、委託された物品に関する情報を収集または証拠を入手し侵害行為への対処がなされるよう要求し、緊急暫定措置・予防措置・行政罰の実行を確実なものとするための措置の適用を要請するという権利を知的財産権所有者が行使できるようにする手続きをいう。

３．知的財産権侵害の兆候を示す物品の発見のための検査と管理とは、知的財産権利所有者の要請に基づき、通関手続きの差し止め要請に関する権利を実行するために必要な情報収集を行なうための手続きをいう。

４．本法 213 条の定める範囲において、本条 2 項と 3 項に規定する手続きの実施中に知的財産模倣品を発見した場合、関税局は本法 214 条と 215 条に基づいてそれらの物品について行政上の救済措置を適用する権利と責任を有する。

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a）行われている

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （d）実用新案権 （e）著作権 （f）著作隣接権 （g）回路配置利用権 （i）不正競争防止法で保護される権益・権利

ベトナム法に基づく知的財産に関する差し止め命令は、暫定的差し止め命令（一時的な救済または緊急暫定措置）であることに留意ください。IP法の下で、訴訟を続行する間、適時の保護措置なしには、回復困難な損害の恐れや、関連証拠や侵害の容疑がある物品の散逸または廃棄の恐れがある場合、知的財産所有者は裁判所に対して侵害の容疑のある物品や侵害品の生産や取引に使用された素材や機材について次の暫定措置を要請することが出来る。

(i) 押収

(ii) 差し押さえ

(iii) 密閉、ないし変更と撤去の禁止

(iv) 所有権譲渡の禁止

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象

（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （d）実用新案権 （e）著作権 （f）著作隣接権

（g）回路配置利用権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（g）回路配置利用権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（g）回路配置利用権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（g）回路配置利用権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（g）回路配置利用権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

○貨物の種類による運用の違いの有無

（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（g）回路配置利用権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

4）　税関権利登録手続

4-1）　税関権利登録手続の有無

（a）有り

（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）

税関登録手続の概要

知的財産所有者は、申請関係書類をベトナム関税局に提出し、国境での輸入・輸出品の管理と侵害容疑品の発見を要請する。（注１）　申請関係書類を関税局が受領して30営業日以内に、関税局長は申請関係書類の受諾について通知する。（注２）この期限は、申請者が補足資料の提出、または関税局からの要請による申請関係書類の修正に必要とする追加期間を含めない。

登録期間

関税局が関税登録申請を受諾した日から1年間、そして更に1年において更新可能。（注３）

費用

登録手数料は不要

注
1 法令105第35.1条
2 法令105第36条
3 改正法令４４第14.3条

必要書類

① 申立書
② 権利者又は専用実施権者等の確認書類（登録原簿の謄本及び公報等、著作権で登録登録のない場合はその著作物が掲載された出版物など客観的に著作権者であることが判るもの）
③ 侵害の事実を疎明するための資料
④ 真正商品及び侵害疑義物品を識別するための資料
⑤ 代理権に関する資料（代理人による申立の場合には委任状）
その他（法的な輸入者または輸出者、正規品の輸出・輸入方法、正規品の写真）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
(i) IP法
(ii) 政府により発令された、2006年9月22日付けの法令105/2006/ND-CP号知的財産法の条項の導入に関するガイドライン（「法令105」） 、
(iii) 国会により採択された 2001年6月29日付の関税法29/2001/QH10号と、2005年6月14日付けの関税法の改正と補足42/2005/QH11号（「関税法」）
(iv) 法令154/ND-CP号 関税法の導入に関するガイドライン（「法令154」）、そして、
(v) 2011 年 4 月 1 日付けの改正法令 44/2001/TT-BTC 号、関税の分野における模倣品対策の強制と知的財産保護に関する指示書（「改正法令 44」）

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（a）有効である
（期間）
上記回答[2]を参照。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
4 改正法令44第15条

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP法第219条：「知的財産権の侵害を示す物品の発見のための検査と管理」
知的財産権所有者が、知的財産権の侵害を示す物品の発見のための検査と管理を要請し、関税局がそのような商品積荷を発見した場合、関税局は申請者に速やかに通知するものとする。通知日から 3 営業日以内に、申請者が侵害品の通関手続きの差し止めを要請せず、関税局が本法 214 条と 215 条に基づく行政措置の適用について判断を下さない場合、関税局は該当の商品積荷について通関手続きを実行しなければならない。

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

第 219 条によれば、侵害疑義物品発見に関する税関からの通知に対する権利者の応答期限は、通知日から３営業日である。

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

延長不可能である。

5-3） 税関から権利者への開示情報

（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所

(i) その他（侵害容疑品の価値、侵害容疑品の原産地、送り状番号）

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（a）有り

（規定上の負担者）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

関税局で差し止められる模倣品の押収や廃棄に係る費用を誰が負担するかを定める規定はない。しかし、改正法令 37 の第 2.3（dd）条によれば、侵害要素が除去出来ない、あるいは、除去が侵害を有効的に防止することが出来ず、その他の手段が適用出来ない場合、権限を有する機関は強制廃棄の救済措置を法令 9736 条 3 項に基づいて行なうものとする。侵害要素、手段、物品の廃棄に係る費用は侵害者により負担される。侵害者が廃棄処分を実施出来ない場合、制裁権限を有する機関は、法令 128/2008/ND-CP 号第 14 条に規定されるように国家予算を使用することが出来る。侵害者は、廃棄の費用について制裁権限を有する機関に返済する。返済を怠った侵害者は支払いを強制される。

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

ほとんどの場合、関税局で差し止められる模倣品の押収や廃棄に係る費用は国が負担する。加えて、権利者が費用を負担してもよい。

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

IP法217.2条によれば、知的財産所有者は、次のいずれかの方法で担保金を供託する。

（ｉ）通関手続きの差し止め対象となっている物品の価値の2割に相当する金額、もしくは、物品の価値を判断できない場合には最低2000万ドンの担保金供託

（ⅱ）銀行、またはその他のクレジット機関による保証証明の提出

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（a）必要有り

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

○手続き毎の担保金について

＜担保金の算定方法＞

上記 Q. 5-5-1)の回答参照

＜担保金を算定する際に考慮する基準＞
（c）貨物の価値に相当する額

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b） 無し
現在、知的財産所有者には二つの選択肢がある。
・長期における保護の要請。所有者が、特定の侵害輸出または輸入者や侵害物品に関する情報が無い場合に適応。
・個別保護の要請。所有者が特定の物品が知的財産を侵害する恐れがあると疑う場合に適用。個別保護を関税局に要請する場合、誤った要請を行なった場合、商品所有者が被る被害を補償するために担保金や銀行書類を提出する必要がある。

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

―

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務
（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
改正法令44第7条：物品の認証と取り扱いについて
1．物品が一時的に差し止められるまたは予防措置の対象となる期間において、税関支局は次の役割を実施する責任を有する。
a) 物品の所有者、模倣された正規品の所有者（所有者が特定される場合）に対し、商品に関連する書類（カタログ、外国における査定結果や書類、類似事例判決）の提出を要請。

○具体的な鑑定方法
特定の鑑定方法に関する特定の規定はない。

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定
（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
（c） 真正品のサンプルを権利者から送付してもらうことによる鑑定
（d） 写真による鑑定

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り

（内容）

改正法令44第19条によれば、知的財産権の侵害行為や知的財産権の侵害商品に関しては、法令97と法令47に基づいて取り扱うものとする。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

法令97第36条は、次の通りとする。

違反行為に使用された物的な証拠や手段の取り扱いについて。

1. 違反行為に使用された物的な証拠や手段は次の方法により取り扱われる：

a/ 侵害要素の強制除去または廃棄

b/ 運送中の侵害品について、侵害要素の除去とベトナム領域外への強制撤去、輸入侵害品については強制的に再輸出

c/ 第36条2項の条件に基づいて、非営利目的での強制配布または使用

d/当事者により合意、もしくはその他の提案される方法。知的財産法に背かず、第三者や消費者、社会の利益に影響を及ぼさない、そして、制裁措置能力を有する者に受諾されることを条件とする。

dd/ 侵害要素が除去出来ない場合には、物的な証拠または侵害行為に使用された手段の強制破棄処分

2. 非営利目的での強制配布や使用を措置として適用する場合の条件：

a/ 商品や物品が商品の部品、一部、詳細、スタンプ、ラベル、その他侵害要素を付した物品ではなく、機能を有している

b/ 侵害要素が取り除かれている

c/ 配布または使用は非営利目的であり、人道的目的・慈善目的・公益を優先とする

d/ 物品を配布された、あるいは使用のために受領した者が産業財産権所有者の潜在的な顧客でない

3. 強制廃棄措置は、次のいずれかの条件により適用されるとする：

a/ 侵害要素が、違反行為に用いられた商品、物品、スタンプ、表示、その他の用品、物的証拠ないし手段から取り除くことが出来ない

b/ 物品に機能はなく、人間・家畜・植物に有害

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（a）有り

ベトナムにおける行政違反の取り扱いに関する命令56.1条によれば、制裁措置の判断を行なう期限は行政違反が記録された日付から10日間以内とする。複雑な状況が関係する行政違反の場合には、制裁措置の判断を行なうまでの期間は30日以内とする。確認や証拠の収集にさらに時間を要する場合、判断能力のある者が書面にて、直属の上司に延期の必要性を報告する。延長もまた書面においてなされ、延長期間は30日を超えない期間とする。制裁措置に関する権限を有する者は、排除を含めた制裁措置を例外として、上記の期間を超えて制裁措置の判決を言渡してはならない。制裁措置の判決が行われない場合でも、本法令第12条3項に定められる救済措置や行政違反に関する物的な証拠の押収や市場への流布の禁止は適用されうる。

（期間）
開始から 1 ヶ月以内を目途

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）有り
（内容）
上記 Q. 5-7)の回答を参照

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
IP 法第 216 条によれば、知的財産に関する輸入や輸出を管理する手続きは、類似商標の管理を含める。

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税局の部署が通関手続きの差し止め対象となる物品の法的な知的財産権の所在について、証拠・論議・商品所有者や知的財産権所有者の書類に基づいて決定する。証拠・論議・申請者書類は、関税局部署に通関手続き差し止め期間内（法令 154 第 51.3.b）に提供された場合にのみ、検討される。
更に、改正法令 44 第 10.3 条と法令 97 第 28.3 によれば、侵害を対処する能力を持つ機関（関税局を含める）は、独自に検査・確認・証拠の収集・産業財産権の保護の範囲・知的財産法に基づく侵害行為の特定を行なうことが出来る。必要であれば、機能的な機関に確認・違反の証拠の収集を依頼し、産業財産の国家管理機関に対して専門的な見解または産業財産の保護範囲と侵害要素を特定するための評価を要請することが出来る。

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税局の部署において、通関手続きの差し止め対象となる物品の法的な知的財産権の所在が決定出来ない場合、知的財産専門機関に対してその専門的知識と見解を得るための要請を書面にて行うよう、申請者に求めることが出来る。（法令154第51.3.c）

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）

ベトナム法によれば、インターネット上の侵害は、ベトナム内の消費者や情報使用者を対象としている場合、ベトナム内で行なわれたとみなされる。（注５）

（行政摘発・刑事摘発の別）

（a）行政摘発と（b）刑事摘発

法令 97 は行政施行機関に対して、侵害者が侵害要素を、インターネット上のものを含め、除去するよう強制する権限を与える。（注 6） 行政施行機関は、インターネット登録機関に侵害ドメイン名の取り消しを命令することが出来る。（注７）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

注

5 法令105第5.4条

6 法令97第10，11，14条

7 法令 97 第 3，14.12 条

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（a）有り

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（a）有り

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

（2009年に改正された）刑法第170aと171条は、（オンライン侵害を含める）IPR侵害者に対する刑事責任を次の状況において規定する：

— 著作権侵害の場合：侵害が商業規模で行なわれた場合

— 模倣品の場合：侵害が意図的であり、商業規模で行なわれた場合

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（a）有り

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

著作権と著作隣接権侵害については、共同改正法令07/2012/TTLT-BTTTT-BVHTTDL号が、インターネットと電子通信ネットワークにおける、仲介サービス業者の著作権及び著作隣接権保護責任を定めている。これによれば、ISPは侵害コンテンツを除去する、および／または侵害サイトへのインターネットの接続停止を有効な権限を有する行政機関の書面による要請に基づいて行なわなければならない。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（b）無し

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し

（7）マレーシア

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

（a）商標法　（d）著作権法

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（a）　商標法　（d）著作権法

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

a）商標 ― 取引表示法 2011（TDA）

法定規定：TDA 第 8 節

（1）第 5 節及び 6 節に関わらず、商品表示とは、商標法 1976［法 175］により登録された商標の権利に関係する商品又は商品の一部に、直接、間接に関わらず、また手法に関わらず与えられる表示を示す。

（2）以下の行為を行う者は：

（a）商品が登録商標に関係する何らかの権利の対象となるかのように、商品に不正の商品表示を付す。

（b）商品が登録商標に関係する何らかの権利の対象となるかのように不正の商品表示が付された商品を、供給する、または供給を申し出る。

（c）不正の商品表示が付された商品を供給目的で露出する、または供給目的で商品を所有、保有もしくは管理する。

違反を犯し、有罪判決が下された場合には以下の責任を有する：

（A）その者が法人である場合、不正な商品表示が付された商品一点につき 15,000 リンギット以下の罰金。再犯および累犯に関しては、不正な商品表示が付された商品一点につき 30,000 リンギット以下の罰金。

（B）その者が法人ではない場合、不正な商品表示が付された商品一点につき 10,000 リンギット以下の罰金、または 3 年以下の懲役刑、またはこの両方。再犯に関しては、不正な商品表示が付された商品一点につき 20,000 リンギット以下の罰金又は 5 年以下の懲役刑又はこの両方。

（3）商標の登録所有者の同意なしに、同一の標章を付する者、同一の標章が付された商品を供給、もしくはその供給を申し出る者、または供給目的で所有、保有、もしくは管理する者は、それが反証されない限り、不正な商品表示が付された商品の供給を行っている、または供給することを申し出ているとみなされる。

罰則の説明（行動と対象者）：登録商標を、不正な商品表示となる方法（具体的に上記で説明）、つまり、実体的に虚偽である、または誤解を招くような方法で使用することは罪となる。国内取引・協同組合・消費者保護省 ("MDTCC")の執行部門では、TDA の執行を行っており、活動は主に申立に基づいて行われるが、MDTCC が自らの裁量にて活動することもある。

b）著作権 — 著作権法 1987（CA）

法定規定

CA、第 41 節

（1）作品の著作権または実演家の権利が存続中に以下の行為をする者：

（a）販売または賃貸する目的で侵害模倣品を製作する。

（b）取引を通じて侵害模倣品を販売する、賃貸のために貸し出す、侵害模倣品を露出する、または販売や賃貸しを申し出る。

（c）侵害模倣品を流通させる。

（d）侵害模倣品を個人の自宅使用目的以外に所有、保有または管理する。

（e）侵害模倣品を取引を通じて公に展示する。

（f）侵害模倣品を個人の自宅使用目的以外にマレーシアに輸入する。

（g）侵害模倣品を製作するために使用された、または使用することが意図されていた装置を製作、もしくは所有する。

（h）第 36A 款(1)に述べる有効な技術対策を回避する、または回避することを承認する。

（ha） 第 36A 款(3)に述べる技術保護対策を回避することを目的とした技術や装置を製造、輸入または販売する。

（i）権限なしに、第 36B 部に述べる電子著作権管理情報を取り除く、または改変する。

（j）権限なしに電子著作権管理情報が取り除かれた、もしくは改変された、作品または作品の複製を権限なしに流通、流通目的で輸入または公に通信する。

上記の者は、自らが善意に基づいて行動し、著作権や実演家の権利が侵害されるまたは侵害

される可能性があることを合理的に知り得なかったことを立証できない限り、罪をなしたものとし、有罪判決が下された場合には、以下の責任を有する：
（i）前項（a）から（f）の違反の場合は、侵害複製品一点につき 2,000 リンギット以上、20,000 リンギット以下の罰金または 5 年以下の懲役刑、またはこの両方。再犯に関しては、侵害複製品一点につき 4,000 リンギット以上、40,000 リンギット以下の罰金または 10 年以下の懲役刑、またはこの両方。
（ii）前項（g）から（ha）の違反の場合は、違反の実行に関する仕掛け一式につき 4,000 リンギット以上、40,000 リンギット以下の罰金または 10 年以下の懲役刑、またはこの両方。再犯に関しては、違反の実行に関する仕掛け一式につきに 8,000 リンギット以上、80,000 リンギット以下の罰金または 20 年以下の懲役刑または、この両方。
（iii）前項（h）、（i）、（j）の違反の場合は、250,000 リンギット以下の罰金または 5 年以下の懲役刑、またはこの両方。再犯に関しては、500,000 リンギット以下の罰金または 10 年以下の懲役刑、またはこの両方。

（2） 上記（1）の（a）から（f）項に関しては、作品の侵害複製品又は同形態の記録物を 3 点以上所有、保有または管理する者は、それが反証されない限り、個人の自宅使用目的以外の目的でこのような複製品を所有または輸入するものとみなされる

（3）文芸作品、音楽作品、音声記録物または映像を公に公演する者は、善意に基づいて行動し、著作権や実演家の権利が侵害されるまたは、侵害される可能性があることを合理的に知り得なかったことを立証できない限り、本款の規定により罪をなしたものとみなされる。

（4）本節に規定する違反を、法人または合資会社の共同出資者である人、法人の取締役、最高経営責任者、最高業務執行責任者、主事、経営者もしくは同様のいかなる役員、合資会社の他のいかなる共同出資者、このような裁量を持つと称して行動していた者、法人や合資会社の業務管理にいかなる形態、もしくは度合いにおいても責任を有していた者またはこのような管理を助けた者は、その違反が自らの同意または黙認なしに実行されたものであり、その違反の実行を防ぐために相当な注意を全て尽くしたことが立証できない限り、場合によっては罪をなしたものと見なし、法人または合資会社と同じ訴訟の中で連帯して告発されることがある。

CA、第 43A 節
（1）上映室内で映画の全体または一部を録画する目的で音声画像録画装置を操作する者は罪をなしたものとし、有罪判決が下された場合には、10,000 リンギット以上、100,000 リンギット以下の罰金または 5 年以下の懲役刑、またはこの両方が課される。

（2）第（1）款の規定に違反した者は、有罪判決が下された場合には、5,000 リンギット

以上、50,000 リンギット以下の罰金または 1 年以下の懲役刑、またはこの両方が課される。

（3）本節において：
「音声画像録画装置」とは、映像写真またはその一部分を録画又は送信する機能を有するあらゆる装置、
「映像写真」とは映画、
「上映室」とは、映画館など、映像写真の展示または上映のために使用されるあらゆる会場を指す。

罰則の説明（行動と対象者）：第 41 節及び第 43A 節には、著作権侵害に関わる各種違反について規定されている。この場合も、これら違反の取り締まりを担当する機関は MDTCC の執行部門であり、活動は主に申立に基づいてのみ行われるが、MDTCC が自らの裁量で活動することもある。著作権違反に関しては、警察も取り締まり管轄権を有する。

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（b）無し

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法　　（1）行政機関による摘発は可能
取引表示法（TDA）は、試験もしくは別の方法にて違反があったかどうかを解明する目的で、または訴訟において証拠として必要であると判断するに足る理由が認められる場合に、商品を差し押さえ、領置する権限を MDTCC（国内取引・協同組合・消費者保護省）の検査官補佐に与えるものである（令状の有無に関わらず）。
商標法 1976（TMA）には、登録商標所有者からの侵害輸入品に関する具体的な情報を含む通知や申請に基づいて、国境において税関が商品を差し押さえる、いわゆる国境対策に関する規定が含まれる。TMA 第 70O 節には、権限を有する担当官は、取得した一応の証拠に基づいて模倣商標表示商品と判断される商品を領置、または差し止めることができるものと規定される。

（b）特許法　　（2） 行政機関による摘発は不可能
（c）意匠法　　（2） 行政機関による摘発は不可能
（d）著作権法　　（1）行政機関による摘発は可能
CA 第 44(1)節は、MDTCC（国内取引・協同組合・消費者保護省）の検査官補佐又は警察官に、CA 第 41 節に規定する違反に関連する複製品、装置、物品、車両、書籍、文書を差し押さえるために、家宅入室する権限を与えるものである（令状の有無に関わらず）。
CA ではまた、マレーシアへの侵害複製品の輸入禁止による国境対策について規定している。CA 第 39 節には、著作権所有者の申請に基づく著作権検査官の承認にしたがって、

検査官補佐、警部補以上の警察官又は税関担当官が、マレーシアへの輸入が禁止されている侵害模倣品を捜査し差し押さえることができるものと規定されている。

（e）不正競争防止法（2） 行政機関による摘発は不可能

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

TDA と CA ともに（上記質問 2-1-2 に関する規定）、2 回目以降の再犯に関する罰則を規定している。ただし、再犯の定義については不明。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

（a）TDA、第 8 節

初犯の罰則 : 不正な商品表示が付された商品一点につき 15,000 リンギット以下の罰金［法人］。不正な商品表示が付された商品一点につき 10,000 リンギット以下の罰金、または 3 年以下の懲役刑、またはこの両方［非法人］。

2 回目以降の再犯の罰則 : 不正な商品表示が付された商品一点につき 30,000 リンギット以下の罰金［法人］。不正な商品表示が付された商品一点につき 20,000 リンギット以下の罰金又は 5 年以下の懲役刑又はこの両方［非法人］。

（b）CA、第 41 節

初犯の罰則:侵害複製品一点につき 2,000 リンギット以上、20,000 リンギット以下の罰金、または 5 年以下の懲役刑又はこの両方。［項（a）から（f）によるところの違反］。違反の実行に関する装置一式につきに 4,000 リンギット以上、40,000 リンギット以下の罰金、または 10 年以下の懲役刑、またはこの両方。［項（g）から（ha）によるところの違反］。

2 回目以降の再犯の罰則 : 侵害模倣品一点につき 4,000 リンギット以上、40,000 リンギット以下の罰金、または 10 年以下の懲役刑、またはこの両方［項（a）から（f）によるところの違反］。違反の実行に関する装置一式につきに 8,000 リンギット以上、80,000 リンギット以下の罰金、または 20 年以下の懲役刑、またはこの両方［項（g）から（ha）によるところの違反］

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

証拠法 1950 第 54 節には次のように規定されている : 刑事訴訟において、被告人の人格が悪いこと（過去の有罪判決を含め）は、人格が良好であるという証拠が提出されない限り無

関係であるが、良好であるという証拠が提出されれば関係がある。
一般に、過去の有罪判決を証拠として挙げることは許されない。それぞれの違反はその違反に関する事実に基づいて訴追されなければならない。責任の所在を明らかにするに際し、裁判所は通常、過去の違反は違反者に対する法廷の印象に偏見や好ましからざる影響を与える可能性があることから、これを考慮することは許されない。その違反について違反者が責任を有するものと判断された場合、法廷は罰則の決定ののみを目的として過去の違反を検討する。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1）行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

関係機関に没収商品を処分する裁量を与える規定はいくつか存在するものの、一般に、模倣品の具体的な処分方法を規定したものは存在しない。一般に、廃棄方法は執行機関あるいは裁判所の裁量に任され、権利所有者が廃棄を援助する場合もある。

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

（処分方法）
（d）その他（裁判所の指示または執行機関の検査官の指示　　）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
没収商品の処分に関する各法令の一般規定をいくつか下に記す。
（a）TMA
TMA によるところの国境対策に関しては、裁判所が差し押さえ商品の没収を命令した場合、商品は裁判所の指示に従って処分されるものと TMA 第 70M 節に規定されている。
（b）TDA
TDA の規定により差し押さえられた商品は、全て没収される。TDA 第 47(7)節及び(8)節では、このように没収された商品は検査官補佐に送られ、検査官の指示に従って処分されるものと規定されている。ただし、商品が腐りやすいものである場合、または商品の保管に不合理に費用や不便が伴う場合、商品はいつでも売却することができ、売却収益は告発や請求の結果に従って取り扱われる。
（c）CA
国境対策に関して CA 第 39 節には、輸入され、国境で差し押さえられた侵害複製品は、税関に関係する法に規定する禁止商品と同じように没収されるものと規定されている。
CA の規定にしたがって差し押さえられるこの他の商品について、第 54 節には、違反の嫌疑を掛けられた者の裁判を行う法廷は裁判終結後、その人に有罪判決が下されるか否かに関わりなく、差し押さえられた商品の処分を命令することができ、また侵害複製品の場合は、著作権所有者、その譲受人または専属実施権者に送り届けるように命令することができるものと規定されている。差し押さえられた商品に関わる告発がない場合、その商品は取り上げられ、差し押さえられた日付から１ヶ月経過した時点でその商品に対する請求が行われない

限り、没収される。没収商品は著作権検査官に送られ、同検査官が最適と判断する方法で処分されるか、著作権所有者、その譲受人、または専属実施権者に送られる。

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

（廃棄方法）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
3-2 参照

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

（規定上の負担者）
（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
申請者が商標登記官 / 著作権検査官に対して差し押さえられた商品の保管と処分にかかる費用や経費を払い戻すことが求められうる国境対策を除き、これに関連する法令は存在しない。実務上、そのような費用や経費は取り締まりを担当する機関が負担することが一般的である。

（a）TMA
TMA によるところの国境対策については、国境対策の執行を申請する者が、商標登記官に対して、（特に）商品の差し押さえの結果生じ得る賠償責任や費用について登記官に払い戻すに充分と登記官が判断する額の保証金を支払うことを登記官が申請者に要求するものと第 70E 節に規定されている。

(b) TDA
この点に関する規定は存在しないが、第 50 節によれば、TDA により与えられる権限の行使によって差し押さえられたいかなる商品に関して、いかなる法廷におけるいかなる訴訟においても、差し押さえが合理的な理由なしに行われたのでない限り、何人もこのような訴訟費用や損害などの救済を得る資格はない。そのため、TDA に基づいて差し押さえられた模倣品の廃棄費用は MDTCC が負担するのが通例である。

(c) CA
国境対策に関しては、著作権検査官は国境対策の執行を申請する者に対して、侵害複製品の領置の結果生じ得る賠償責任や費用について政府に払い戻すに充分と検査官が判断する額の保証金を支払うことを検査官が申請者に命令できるものと第 39 節に規定されている。
CA の規定により差し押さえられるこれ以外の商品に関しては、発生する費用について定める規定は存在しない。CA の規定により差し押さえらされた模倣品の廃棄費用は MDTCC か警察が負担するのが一般的である。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

3-4 参照

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
（汎用設備の没収の可否及び要件）

TMA、TDA、CA の規定では、製造機器は（国境対策に関連する規定により）差し押さえられることがない、または法規定の解釈によっては当局に差し押さえの権限が与えられているとも考えられるものの、通常は、当局によって差し押さえられることはない。ただし、権利保有者が侵害者に対して起こす民事訴訟及びアントンピラー命令により差し押さえられることはある。アントンピラー命令（APO）は、原告とその弁護人に侵害者の敷地、または場合によってはその自宅に入り、侵害商品、侵害商品を製作するための道具や機械類、ならびに請求書や領収書など侵害の証拠品を捜索し持ち出す権限を与える。このような家宅捜査では未予告であることが重要な要素の一つであることは明らかで、そのため APO の申請は必ず一方的に行われる。この命令の目的は、後の公判のための侵害証拠の保護にある。

(a) TMA

TMA による国境対策では、差し押さえられるのは模倣品のみで、このような商品の製造に使われる機器は差し押さえられない。

(b) TDA

上述のように、試験、もしくは別の方法にて違反があったかどうかを解明する目的で商品を、または訴訟において証拠として必要であると判断するに足る理由が認められる商品を差し押さえ、領置する権限が検査官補佐に与えられる。この中には製造機器も含まれるが、通例として、当局がこのような機器を差し押さえることは希であり、差し押さえるのは模倣品と侵害商品のみである。

(c) CA

CA による国境対策では、差し押さえられるのは模倣品のみで、このような商品の製造に使われる機器は差し押さえられない。

この他、CA 第 41 節に規定する違反については、検査官補佐や警察官が、違反に関係する複製、装置、品物、車両、書籍、文書を差し押さえることができる。この場合も製造機器が含まれうるが、通例として、当局がこのような機器を差し押さえることは希であり、差し押さえるのは侵害商品のみである。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
現在、そのような制度は存在しないが、TMA と CA による国境対策規定では、侵害商品の差し押さえに成功した場合には、権利保有者に通知を行うものと規定されている。

(a) TMA
申請者が国境対策の発動申請を行っている場合、権限を有する担当官は、国境にて商品が差し押さえられてから合理的に許す限り早期の時点で、登記官、輸入者、申請者に対して、直接または書留郵便にて、書面により商品を特定し、それらの商品が差し押さえられた旨、ならびにその所在を通知するものと第 70G 節に規定されている。この通知の中にはまた、通知日付から一定期間内に申請者が商品について侵害に対する訴訟を起こさない場合は、商品が輸入者に引き渡される旨も記載される。

(b) CA
申請者が国境対策の発動申請を行っている場合、
侵害複製品が差し押さえられた場合は、差し押さえを行った担当官はただちに差し押さえの事実、ならびにその理由を記した書面による通知を、侵害複製品の所有者が判明している場合は、その者に直接手渡すか、住所が判明している場合はその者の住居に郵送するものと第 39 節に規定されている。ただし、このような通知は、その者の所持物として差し押さえが行われた場合、違反者、所有者、もしくは代理人がその場にいるときに差し押さえが行われた場合、船舶や航空機の場合で、船長もしくはパイロットがその場にいるときに差し押さえが行われた場合には不要である。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
裁判は全て公開法廷で行われ、市民は誰でも傍聴することができ、そこで下されるすべての判決は公の記録として残される。

(a) 刑事訴訟
刑事訴訟法（刑事犯罪の告発全般について定めたもの）第 7 節には、犯罪について問われ、裁判を行う目的で刑事裁判が行われる場所は、市民が一般的に入廷可能な、公開法廷であるものとみなされる。刑事訴訟法第 37 節はさらに、刑事裁判の判決は必ず公開法廷で申し渡されるものと規定している。

(b) 民事訴訟
裁判所規則 2012 命令 1 規則 1 には、一般に、目撃証拠に基づいて令状によって開始され

た訴訟について、裁判において立証することが求められる事実は、公開法廷において目撃者を尋問することで立証するものと規定されている。命令 42 規則 1 には、判決は必ず、公開法廷で理由や事実を審議した後に公開法廷で申し渡されるものと規定されている（例外規定も存在するが、これが一般規則である）。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（b）無し

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

このような条件は存在しない。刑事捜査や訴追を開始するためには、各法令に規定する違反がなされなければならない。

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（b）不可能

（法的な対策の内容）

(a) 刑事告発

刑事犯罪の場合、違反標章が付された製品や包装の存在下で逮捕されたのではない人や組織を起訴することは通常難しい。TDA 第 8 節（上記質問 2-1-2 の回答を参照）では、違反となるのは （i）商品が登録商標に関係する何らかの権利の対象となるかのように、商品に不正の商品表示を付すること、（ii）商品が登録商標に関係する何らかの権利の対象となるかのように、不正の商品表示が付された商品を供給するまたは供給することを申し出ることとされる。TDA 第 8 節の規定では、商品の標章を付した組織や人が、不正な商品表示を付した罪で告発されることはあるが、いかなる標章も付されていない状態では、TDA 第 8 節による禁止・違反商品とはならないことから、模倣品を製造する者や組織を訴追することは難しいのが通常である。

(b) 民事訴訟

民事訴訟の場合、商標侵害に対する起訴理由の他に、当事者が詐欺的手段の使用を許した場合には、通商の不法な妨害、詐称通用、または侵害を企てたことを根拠に模倣活動に関わるすべての当事者に対して訴訟を起こすことが可能である。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
TDA の規定として存在するが、同一ではない類似標章が使用される場合、商標権者は TDA 第 9 節の規定による商品表示命令を高等裁判所に申請しなければならない。TDA 第 9 節にはこのように規定される：商標法 1976 に規定する登録商標の商標権者が、その登録商標と同一ではないが、その登録商標として通用しうる別の標章、あるいは表装（get-up）が他者に使用されたことによって、取引の過程においてこの商標に関する権利が、侵害されていると主張するとき、所有者は高等裁判所に申告して、その侵害標章が第 8 節によるところの虚偽の商品表示であると言明することができる。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

該当なし（TDA に基づく刑事罰則は同一標章と類似標章の両方に適用され、同一標章にのみ適用されるものではない）

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

－

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
存在する。次の場合は侵害ではないとされる（i）標章が被告の商品の特性や品質を説明するために説明的な方法で使用された場合、または（ii）被告の商品が原告の商品とともに使用できるように適応が施されていることを示すために標章が使用されている場合。

TMA 第 40 節（1)(b)にはこのように規定されている：この法に含まれるいかなる事項にも関わりなく、下記の行為は商標の侵害に当たらない：・・・（b）商品やサービスの特性や品質の説明として善意で使用される場合、ただし、商品の場合は何らかの繋がりを意味していると解釈されやすい解説ではない場合。・・・（e）与えられた権利を侵害しないかたちで使用された、または一時的に使用される可能性のある商標に関連して、他の商品やサービスの一部をなす目的、または付属物となる目的で適応が施された商品やサービスに関連する商標の使用。ただし、商品やサービスがそのように適応が施されていることを示すために商標の使用が合理的に必要であり、商標使用の目的や効果が、事実に基づかないこれ以外のことを示すことにあるのではなく、通商の過程でその商品やサービスと他の何人との繋がりをも示すものではない場合に限る。

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

第40節(1)(b)の規定による弁護が養命酒株式会社対Sinma Medical Product (M) Sdn B hd [1996] 2 MLJ 334において主張された。高等裁判所が呈した問いは「『ヤン・ミン・ジュ』が、日本企業と中国企業が販売する果実酒の特性や品質をたんに解説するものであったとしても、今回の弁護が認められるためには、弁護側は純粋に商品の説明のために誠実に使用したものであり、純粋に説明目的で使用したものであることを立証しなければならない」。

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り

（基準・範囲）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

TMA 第 38 節の商標侵害に関する一般規定は、営業看板に使用される同一／類似標章についても、登録商標との混同を引き起こす可能性がある場合には適用される。

第38節により商標侵害とみなされる基準は次の通りである：

- 侵害者が、原告の登録商標と同一又はそれにかなり類似した、誤解や混乱を招く可能性のある標章を使用している。
- 侵害者が、侵害標章の登録所有者ではない。
- 侵害者が、侵害標章を通商の過程で使用している。
- 侵害者が、原告の登録商標の対象となる商品やサービスに関連して侵害標章を使用している。
- 侵害者による侵害標章の使用が：

  (i) 商標として使用されているものと解釈される可能性がある。つまり、通商の過程で商品やサービスとの繋がりを示し、侵害者が所有者としてその標章を使用する権利を有していることを示す目的で使用されている。

  又は

  (ii) 登録所有者として標章の使用権を有する人と、又はこのような人が通商の過程で関係する商品やサービスとの繋がりを意味するかたちで、宣伝広告で標章を使用する場合。

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
TMA 第 3 節(2)(a)及び(b)には、標章の使用とは印刷をはじめとする標章の視覚的な表示と解釈され、商品に関しての標章の使用は物理的又は商品と関係したその他の方法と解釈されるとある。したがって、商品に関連して宣伝広告で標章を使用することも、商標の使用に該当する。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
3-3-2 参照

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
存在する。企業の事業標章や営業標が登録標章である場合で、登録標章と同一又は類似した事業標章や営業標が、単に営業標なのではなく、商品に付された場合には、TDA 第 8 節によるところの救済（上記 2-1-2 を参照）が利用可能である。単なる営業標である場合は、刑事的な手段は存在しないが、商標侵害や詐称通用として民事訴訟を検討することは可能である。

3-5） 関連する代表的な裁判例

権利所有者の商標や商号と同一又は混乱を招くほど類似した営業標の第三者による使用は、通常は民事訴訟の対象となる。例えば、Intel Corporation v. Intelcard Systems Sdn Bhd & Ors [2004] 1 CLJ 550 の事例では、Intel Corporation 社は、「Intel」をその商号／営業標の一部に使用した現地 IT 企業に対して暫定差し止め命令を獲得している。TDA に基づいて刑事告発が行われた事例は我々の知る限り存在しない。

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
登録商標は、例えば著作権を侵害していることから違法であり（TMA 第 14 節(1)(a)）、登録が拒否されるべきであり、充分な理由なしに（TMA 第 45 節(1)(a)）登録されたという理由から抹消することができる。これと同じ理由で商標申請に対して異議申立を行うこともできる（TMA 第 28 節）。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
TMA 第 14 節(1)(a)では、標章の使用が違法となる場合には商標として登録することはできないと規定される。したがって、標章が、第三者が所有する著作権により、保護される要素（例、芸術作品に相当する考案品）で構成され、したがって標章中での要素の複製が著作権の侵害となる場合、登記官はこの標章の登録を拒否することができる。

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
企業名、営業標の登録は、会社法 1965 に基づいてマレーシア会社登記所（CCM）が執り行う。CCM では、登録商標を侵害する企業名、営業標に関して、（TMA の規定により任命される）商標登記官と調整を行うことはない。したがって、権利保有者が侵害企業名や営業標の削除を希望する場合、CCM では、商標侵害、または詐称通用に対する民事訴訟を通じて裁判所命令を取得することを権利保有者に求めるのが一般的である。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
侵害企業名、営業標が CCM に登録されている場合、裁判所では、原告による商標侵害、または詐称通用に対する民事訴訟により侵害名を取り除くことを CCM に命じることができる。

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記に説明する裁判所命令なしにはない。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標の侵害となる。
TMA 第 71 節では、輸出商品への標章の使用は、マレーシア国内での標章の使用とみなされると規定される。したがって、輸出を目的とした商品の登録商標と同一／類似する標章がマレーシア国内で付された場合、使用は商標侵害となることもあり得る。

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

―

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

Hiu Kuan Hoe v. Societe Des Produits Nestle SA [2011] 7 CLJ 179 の事例では、上訴人は、被上訴人の標章が「Nido」であることを理由に上訴人の「LotteNidoo」標章に対する被上訴人の異議申立を認める登記官の決定に対して上訴した。上訴人は、「Nido」標章を付された被上訴人の商品はマレーシアから輸出する目的で製造されていることから、両方の標章に混乱が生じる可能性はないと主張した。高等裁判所ではこの主張を退け、TMA 第 71 節を挙げて被上訴人の主張を受け入れた。

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標申請への異議申立は、政府官報に公示された時点から行うことができる（TMA 第 28 節）。
登録商標は、充分な理由なしに登録が行われた、商標が誤って登記簿に残されている、または詐欺行為があったとの理由で抹消されることがある（TMA 第 45 節）。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
標章が広く知られていることは基準とはならないが、誤った商標申請に対する異議申立を行う者、または誤って行われた商標登録を抹消することを求める者は、より以前の申請や登録、または最先使用を示し、この標章に対する優先権を保有することを立証する必要がある。また、標章が (i) 他の所有者と同じ商品やサービスに付され、マレーシアで広く知られている標章と同一、または極めて類似する場合で（第 14 節(1)(d)）、登録申請が行われる商品やサービスとは異なる商品やサービスに付されるものとしてマレーシアで広く知られ、登録されている場合で、その標章をその商品やサービスに関連して使用することで、それらの商品とサービス、ならびに広く知られた標章の所有者との繋がりを示す性格のもので、使用により広く知られた標章の所有者の利益が損なわれる可能性がある（第 14 節(1)(e)）場合、TMA には標章の登録を禁止する具体的な規定が設けられている。

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
権利保有者の標章が海外においてのみ著名であり、マレーシアでは著名でなく、権利保有者がその標章に関してマレーシアにおける過去の商標申請や登録を持たない場合、侵害登録商標の抹消に関する規定はない。□

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
((i) 防護標章の登録。つまり標章が発明された言葉で構成される商標で、それが登録された・使用されてきた対象商品やサービスに関係して著名であり、それを他の商品やサービスに関連して使用することで、通商の過程で他の商品やサービス及び、最初に述べた商品やサービスに関連して商標を使用する権利を有する者との繋がりを示す可能性がある場合

(ii) 著名標章の保護。パリ条約又は TRIPS 協定の規定により著名商標として保護されるべき商標の所有者は、その商標自体またはその本質的な一部が、同じ商品やサービスに関連して所有者の標章と同一、または類似しており、その使用により誤解や混乱が生じる可能性がある場合、マレーシアにおける通商の過程における、所有者の同意なしの使用を差し止め命令により制限する権利を有する。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り
（a-1）著作権登録の必要性　（a）有り　　（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
マレーシアでは、商標登記官が受領した商標申請は 2 ヶ月間、異議申立のために公示される（TMA 第 28 節）。当該標章に関心のある第三者はこの申請に対する異議申立を行うことができる。

7-6）著作権登録制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
存在する。2012 年 3 月 1 日には著作権の自主通知が導入された（CA、第 26A）。

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（b）文字

文字。（翻訳及び翻字を提出すること）

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
存在する。コモンローによる不正競争手段の使用の不法行為、ならびに著作権侵害により（ブランドに何らかの装置や技術作品が含まれる場合）

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（b）方式審査のみ有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
形式的な検査のみ。
工業意匠法 1996（IDA）第 21 節(1)には次のように規定されている：工業意匠登録の申請について申請日が設定され、申請が退けられない場合、登記官は申請が形式要件を満足するかを特定するための審査を実施する。

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

（b）必要無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
形式要件を満たす意匠申請は登録を認められるが、第三者がこれによって危害を被る場合は、第三者がその登録を無効とすることができる（IDA 第 24 節）。

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
そのような手続きは存在しない。

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
存在する（IDA 第 24 節）。登録意匠の登録が充分な理由なしに不正に行われた場合、または詐欺行為があった場合。このような申請は高等裁判所に行う。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権法、ならびにコモンローではパッシングオフの不法行為に対して存在する。

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標に関する国境対策 — TMA 第 XIVA 部
著作権に関する国境対策 — CA 第 39

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（b）行われていない
行われていない。申請に関する要件が煩雑であることから、マレーシアで国境対策が利用されることは希である。

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （d）実用新案権 （e）著作権 （f）著作隣接権 （g）回路配置利用権 （h）育成者権 （i）不正競争防止法で保護される権益・権利

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

マレーシアでは、輸出と輸入の差し止め命令について区別はない。差し止め命令は通常、権利保有者が法廷に申請するもので、税関での発行、税関への申請は行われない。

（a）権利保有者
本節上記の(2)に示すどの IP 権利の侵害についても差し止め命令を申請することができる。権利保有者が申請し、与えられた差し止め命令は通常、侵害者による侵害／模倣品のいかなる方法での取り扱いも差し止める。

暫定差し止め命令
権利保有者が求めることができる暫定差し止め命令には、一般差し止め命令とマリーヴァ差

し止め命令の２通りが存在する。

一般暫定差し止め命令：暫定差し止め命令は、呼出状が発行され、侵害者に送り届けられる以前を含め、いつでも申請することができる。極めて緊急を要する場合は一方的（つまり、被告人への通知はなく、被告人は審問に出席しない）、緊急でない場合は当事者間（つまり、通知を行い、両当事者が審問に出席する）に申請することができる。差し止め命令を認めるのは法廷の裁量であり、原告は法廷に対して次のことを満たす必要がある：

・ 原告は、被告の侵害行為を知ってから、遅滞なく申請を行うこと。通常、遅滞が合理的に短い期間である場合、当事者間申請の場合は問題ないが、一方的申請である場合は遅滞なく行う必要がある。

・ 当事者間で判定を要する重要な問題が存在する。

・ 被告の侵害行為を直ちに停止しなければ、原告にとって損害賠償のみでは事足りなくなる場合。

・ 差し止め命令が認められ、原告が勝訴した場合には損害賠償により充分に補償される場合（通常、差し止め命令を認める場合、原告はこの条件を認めることが求められる）

・ 差し止め命令による利益が原告側に有利である場合（例えば、差し止め命令が認められることによって、被告が金銭では補償できないほどの不利益を被る時に、その不利益は差し止め命令が認められない場合に原告が被る不利益よりも小さい）

法廷が差し止め命令を認める判決を下した場合、原告は、裁判で十分に考慮された結果差し止め命令が下されるべきではなかったとされたならば、被告が差し止め命令によって被る可能性のあるすべての損害について、原告はその弁済を行うことが求められる。原告が外国人である場合、このための保証金を支払うことが求められることがある。

マリーヴァ差し止め命令：この命令は被告が、自分に課される費用や損害賠償を支払う能力がないと主張することで訴訟を無効にする目的で、自分の資産を隠したり、海外に移動したり、一時的に売却する（例、親戚などに）ことを差し止める命令である。例えば、銀行口座からの金銭の引き出し、住宅や自動車などの所有物の売却を差し止める場合もある。大半の場合、日常生活費として、または（被告が会社である場合）会社運営を可能にするために、毎週、特定金額の引き出しが許される。被告が差し止め命令を守らない場合、法定侮辱罪となる。被告の銀行には必ずマリーヴァ差し止め命令が出された旨の通知が送られ、銀行が被告の資産売却を助けた場合、銀行も法定侮辱罪となることがある。マリーヴァ差し止め命令を獲得するためには、原告の訴訟事実は有力でなければならず、原告はまたマレーシア国内に資産があり、マリーヴァ差し止め命令が認められなければ被告がその資産を他の者、または海外に移動し、原告に有利な判断が下された場合に支払うことができなくなる事を示せなければならない。すべての中間差し止め命令と同様に、原告は全て正直に、申請に含まれる重要事実を全て公開し、マリーヴァ差し止め命令が認められたことにより、被告や無実の第

三者が被り得る損害について法廷が下すすべての命令に従う。

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

5-3-1 参照

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

税関では、権利保有者による苦情に従う場合を除き、知的所有権の侵害に関する差し止め命令の対象となる商品を止めるために通行通関を行うことはない。これ以外の場合、税関ではこのような差し止め命令を知る由もなく、このような通関を行う義務も負わない。 しかし実際は、通関手続き地で侵害品、または模倣品であると疑われるものを MDTCC に（権利保有者の助けを借りて）確認するために、税関が MDTCC に連絡することがある。それにより検査商品が事実模倣品、侵害品であることが確認された場合、その件は MDTCC に引き渡され、捜査と告発の対象となる。

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（b）無し 存在しない。TMA と CA に基づく国境対策を除き（上記に説明）、税関には侵害品と疑われるものを（自主的に）監視、差し押さえる義務はないことから、関連法にそのような規定はない。下記第 4 項と 5 項の残りの質問は、マレーシアには存在しない税関記録に関する項目のため非該当。

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

―

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

―

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

―

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

ー

5-3） 税関から権利者への開示情報

ー

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

ー

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

ー

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

ー

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

ー

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

ー

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

ー

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

ー

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

ー

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

―

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

―

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

―

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

―

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

TMA の規定では、標章が登録される同一／類似商品やサービスに対する、登録標章と類似の標章の使用は商標侵害となる（TMA 第 38 節）。権利保有者の標章と混乱するような類似標章の使用については、パッシングオフの不法行為について償還を得ることができる。

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

―

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）

（行政摘発・刑事摘発の別）

（a）行政摘発と（b）刑事摘発

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

TDA と CA による取り締まり行為（上記質問 2-1-2 の回答を参照）は、インターネット上で販売される模倣品、侵害品にも適用される。このような場合、MDTCC は通常、通信マル

チメディア法 1998 （CMA） に基づいて、通信・マルチメディア産業を管轄するマレーシア通信マルチメディア委員会（MCMC）と連携する。MDTCC ではインターネット上で侵害行為が行われていると判断した場合、MCMC の助けを借り、関係するインターネット・サービス・プロバイダ（CMA に基づいて MCMC から認可を受けている）に対して、侵害サイトをテイクダウンするか、アクセスを遮断するように指示する。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（a） 有り

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

商品の差し押さえを含む、TDA と CA による取り締まり行為（上記質問 2-1-2 及び 2-1-4 の回答を参照）は、インターネット上で販売される模倣品、侵害品にも適用される。

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（a） 有り

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

TDA と CA による取り締まり行為（上記質問 2-1-2 の回答を参照）は、インターネット上で販売される模倣品、侵害品にも適用される。

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(a) CA

CA 第 43H 節には、ネットワーク内で何らかの作品の侵害電子模倣品がアクセス可能である場合、著作権所有者はそのネットワークのサービス・プロバイダに通知を行うことで侵害の事実を伝えることができる。ただし、このような通知にサービス・プロバイダが従ったことにより、サービス・プロバイダ及びその他の者が被る損害、損失、賠償責任について著作権者が補償すると保証する場合に限る。その場合、サービス・プロバイダは通知受領後 48 時間以内に侵害コンテンツを取り下げなければならない。

(b) マレーシア通信マルチメディア・コンテンツ規約
マレーシア通信マルチメディア・コンテンツ（コンテンツ規約）は、マレーシア通信マルチメディア・コンテンツ・フォーラムが管理する自主規約で、コンテンツ規約の規定にしたがわない場合、違反者は最高 50,000RM の罰金の対象となる。CMA により設立されたマレーシア通信マルチメディア委員会も、コンテンツ規約に従うよう指示を発する権限を持つ。

コンテンツ規約には、インターネット・コンテンツのプロバイダ、ならびにインターネット・コンテンツへのアクセス提供者に関係する、オンラインに特化した規定が含まれている。その中では、オフラインで違法な行為は、知的所有権の侵害を含め、オンラインでも違法であることが記されている。コンテンツ規約では、「遵法キャリア」の概念を認識している。遵法キャリアとは、コンテンツの構成を管理することができないか、そのようなコンテンツに関する知識を有していないことから、提供されるコンテンツについて責任を持たない者と定義される。
しかし、コンテンツ規約には、インターネット・アクセス・サービス・プロバイダ、コンテンツ・アグリゲーター、インターネット・コンテンツ・ホスティング・プロバイダに関係した特別の対策（テイクダウン手順も含む）も規定されている。
テイクダウン手順は実質的に、次の 3 段階で構成される：
・通知から 2 営業日以内に、利用者、購読者、またはコンテンツ提供者に禁止コンテンツを取り下げるように連絡する。
・利用者、購読者、またはコンテンツ提供者に対して、禁止コンテンツを取り下げるまでの期限を 1 時間から 24 時間の間で指定する。
・指定した期限内に利用者、購読者、またはコンテンツ提供者が禁止コンテンツを取り下げない場合、コンテンツ・アグリゲーター、インターネット・コンテンツ・ホスティング・プロバイダはそのコンテンツを取り下げる権利を有する。

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（b）無し

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し

（8）シンガポール

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

（a）商標法　　（d）著作権法

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（a） 商標法　（d）著作権法

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）

シンガポールの法律においては、下記の表に記載されるように、商標法に関連した刑罰が規定されている。告訴の提起は、起訴に対して要請されない。更に、行政機関は、違反行為者に対して行政機関の協定に関する起訴（職権上の起訴）を開始する。それにもかかわらず、商標の所有者は、権利侵害者に対する個人的な起訴を開始するために、検察官から認可を取得することができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

商標法（以下「TMA」と呼称する）における刑罰に関する条項の概要

条項	犯罪を構成する行為 / 対象者	罰則 /罰金
第 46 条	登録商標を偽造する当事者	5 年以下の刑期 100,000 ドル以下の罰金
第 47 条	登録商標を商品あるいはサービスに対して不当に利用する当事者 ただし、当事者が善意で活動したことが立証できないことを条件とする。	5 年以下の刑期 10,000 ドル以下の罰金
第 48 条	登録商標もしくは当該登録商標と誤解される可能性がある表示の複製品を製造するために設計された品目を製造あるいは占有する当事者	5 年以下の刑期 10,000 ドル以下の罰金

第 49 条	権利侵害を犯している商品を売買している当事者 ただし、次の事を立証できないことが条件となる。当事者が、当該商標の信憑性を疑うためにあらゆる妥当な措置を講じ、当該商標の信憑性を疑う理由がなかったこと、当事者が商品を譲り受けた人に関して、知りうる全ての情報を提供したこと、当事者が善意で活動したこと。	5 年以下の刑期 当該登録商標が不当に利用されている各商品あるいは事項に対して 10,000 ドル以下の罰金（合計 100,000 ドルを上回らないものとする。）

シンガポールの法律では、下記の表に記載されるように、著作権法に関連した刑罰が規定される。告訴の提起は、起訴に対して要請されない。更に、行政機関は、違反行為者に対して行政機関の協定に関する起訴（職権上の起訴）を開始する。それにもかかわらず、著作権者は、権利侵害者に対する個人的な起訴を開始するために、検察官から認可を取得することができる。

注意：容疑者が、著作権を取得した作品に関して権利侵害を犯している複製品を売買していることを認識している場合に限り、あるいは合理的に認識するべきであった場合に限り、違反行為になるものとする。

著作権法（以下「CA」と呼称する）における刑罰に関する条項の概要

条項	犯罪を構成する行為 / 対象者	罰則 /罰金
第 136 条 (1)	販売または賃借、売却を目的として権利侵害を犯している複製品を製造している当事者、もしくは商取引を手段としてかかる権利侵害を犯している複製品を公共に展示している当事者	5 年以下の刑期 各品目に対して 10,000 ドル以下の罰金 合計 100,000 ドルを上回らないものとする。
第 136 条 (2)	売却およびその他の商業目的のために、もしくはその範囲が著作権の所有者に対して不利に影響を及ぼすような他の目的のために、権利侵害を犯している複製品を占有している、もしくはシンガポールに輸入している当事者	5 年以下の刑期 各品目に対して 10,000 ドル以下の罰金 合計 100,000 ドルを上回らないものとする。
第 136 条 (3)	権利侵害を犯している品目が著作権の所有者を侵害している範囲において、取引目的もしくは他の目的のために、権利侵害を犯している品目を配給する当事者	3 年以下の刑期 50,000 ドル以下の罰金
第 136 条 (6)	個人的な収益を目的として、文芸、演劇もしくは音楽に関する作品を上演する、または映画フィルムを公共で上映させる、および/あるいは放送させる当事者（テレビ放送もしくは有線番組の受信による場合を除く）	2 年以下の刑期 20,000 ドル以下の罰金
第 136 条 (3A)	著作権の侵害を構成している何らかの行為（上記の規定の中で言及された行為を除く）、更に権利侵害の範囲が広域である行為を意図的に行う当事者、もしくは商業上の利益を取得するために、かかる行為を行う当事者	6 カ月以下の刑期 20,000 ドル以下の罰金 第 2 回目の違反行為、もしくはそれ以上の違反行為に関しては重罪の刑罰となるが、50,000 ドルの罰金もしくは 3 年

			の刑期を上回らないものとする。

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（b）無し

シンガポールには、刑事司法制度の範囲外における知的所有権の侵害に対する行政罰、すなわち、税関および警察当局によって執行され、検察官によって起訴されるような行政罰は存在しない。

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

上記のように、シンガポールには知的財産法を施行する個別の行政機関は存在しない。

（a）商標法　　（2） 行政機関による摘発は不可能

（b）特許法　　（2） 行政機関による摘発は不可能

（c）意匠法　　（2） 行政機関による摘発は不可能

（d）著作権法　　（2） 行政機関による摘発は不可能

（e）不正競争防止法（2） 行政機関による摘発は不可能

＜行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関＞

該当なし

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（b）無し　　*（例外あり　下記 2－3 参照）

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

該当なし（しかしながら、裁判所における一般的な量刑手続きの原則として、常習的な違反者は更に重い刑罰を受けるという点が注目される。）

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

著作権ならびに商標に関する権利侵害に関連した様々な違反行為において、更に重い特別かつ唯一の規定が存在し、その規定は著作権の意図的な権利侵害に関連している。その場合、2 回目以降の違反者に対する罰則は、6 カ月以下の懲役刑、および/あるいは 20,000 ドル以下の罰金から 3 年以下の懲役刑、および/あるいは 50,000 ドル以下の罰金まで引き上げられる。(著作権法、第 136 条(3A))

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

著作権法、第 136 条(3A)

(3A)　著作権が作品の中に内在しているあらゆる時点において、下記の場合、
(a)　当事者が、条項(1)、 (2)、 (3)または(6)の中で言及された行為を除き、作品の中における著作権の権利侵害を構成している何らかの行為を行う場合、
(b)　当事者による本件の作品の中における著作権の権利侵害が意図的である場合、更に
(c)　下記のいずれかの事項または両方の事項が適用される場合、
(i)　本件の権利侵害の範囲が相当な範囲である。
(ii)　当事者が商業上の収益を取得するために当該行為を行っている。
当事者は、違反行為に対して有罪であるとともに、有罪判決において 20,000 ドル以下の罰金もしくは 6 カ月以下の懲役刑に服する、あるいは上記の両方の刑罰に服するとともに、第 2 回目もしくはそれ以上の違反者の場合、50,000 ドル以下の罰金あるいは 3 年以下の懲役刑に服する、あるいは上記の両方の刑罰に服する。

2-4）　実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

実際には、常習的な違反者は、より簡単に起訴される。これは、常習的な違反者によって取引された製品が権利侵害を犯していることを違反者が認識していなかったと立証することがより困難になることを理由としている。これに加えて、違反行為の再犯は、懲役刑の可能性ならびにその刑期を増大する加重要因となる。

3）　没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1）行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2）　模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

商標法および著作権法の両方の法律は多数の規定を含み、その規定は、刑事的起訴において没収された偽造品の処分を規制する。概して、規定は、当該商品の没収および/あるいは破棄について定めている（商標法、第 53 条（1）および（2）、著作権法、第 136 条（8））。権利侵害者が有罪判決を受ける場合、没収された偽造品は、破棄によって即時に処分される。権利侵害を犯している部分が除外される場合であっても、本件の商品が競売等によって市場に流出することを認可する規定は存在しない。

（処分方法）
（a）全件廃棄

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法、第 53 条（1）および（2）[27]
第 53 条 有罪の場合の商品の没収及び破棄
(1)裁判所は、(2)に従うことを条件として、適当と認める場合は、この部の規定に基づき有

[27] 条文は特許庁ホームページより

罪とされた者に対し、次の全て又はその何れかを政府が没収するよう命じることができる。

(a)それに関して当該犯罪が行われた商品
(b)それを使って当該犯罪が行われた物品
(2)何れかの者が第 47 条又は第 49 条に基づき登録商標に関して有罪とされた場合、裁判所は、別段の決定を下す例外的事情があると認めない限り、次の要件すべてを満たす商品を政府が没収し、破棄するよう命じることができる。
(a)商品が
(i)それに関して当該犯罪が行われた商品である、及び
(ii)それに関して当該商標が不正に適用された商品である。
(b)商品又はその包装が当該商標を又は当該商標の不正適用に相当する標章を付している。

著作権法、第 136 条 (8)
(8)　条項の規定違反のために、当事者が違反行為に対して起訴された裁判所は、当事者がその違反行為に対して有罪判決を受けるかどうかにかかわらず、権利侵害を犯している複製品であると裁判所によって見なされる何らかの品目、もしくは権利侵害を犯している複製品の製造を目的として利用され、違反行為の容疑者によって占有されている何らかの品目が、裁判所の下で破棄されること、あるいは関連した著作権の所有者に対して引き渡されること、もしくは裁判所によって妥当であると判断されるような方法によって処理されることを命令することができる。

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

（廃棄方法）
偽造品は、破棄処分される。破棄に関する所定の方法は規定されていないが、偽造品は一般に焼却によって破棄される。商品が競売等によって市場に流出することを認める規定は存在しない。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

該当なし
上記の通り、シンガポールは、知的財産の権利侵害に関する違反行為を起訴する個別的な行政機関を備えていない。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

商標法ならびに著作権法に基づいて、刑事的起訴に対する捜査を通じて没収および押収された偽造品の留置および処分に対する費用の負担者については規定されていない。

現実には、行政機関によって開始された起訴に関しては、かかる費用は一般に国家が負担し

ている。しかしながら、大量の商品が没収される場合、権利所有者らが、没収された商品の留置費用を負担しなければならない可能性もあるが、処分費用については国家が負担している。

権利所有者によって開始される個人的な起訴に関しては、本件の偽造品の留置ならびに処分に対する費用は、権利所有者が負担する。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
一般に、製造機器の押収に対しての特別な規定は存在しない。しかしながら、当該機器は、一定の規定、すなわち、偽造行為の犯行において利用される品目を没収する権限を警察官に対して付与する規定（商標法、第 53 条 A(3)）、もしくは偽造の証拠に相当する品目を没収する権限を警察官に対して付与する規定（著作権法、第 138 条(2)および商標法、第 53 条 A（2））に基づいて、押収される可能性がある。

これに加えて、裁判所は、商標法（商標法、第 53 条（1））に基づいて「違反行為が犯されたことにより、」品目の没収を命令することができ、一般に製造機器を対象とする著作権法（著作権法、第 136 条（8））に基づいて権利侵害を犯している複製品の製造に関して、複製品の製造に利用されている品目の没収を命令することができる。前者の場合、容疑者は有罪判決を受けなければならない。更に、後者の場合、有罪判決以前において、裁判所命令が下されなければならない。
（汎用設備の没収の可否及び要件）
上記の要件が満たされる限り、没収は可能であると想定される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権法、第 136 条 (8)：上記 3-2)参照
商標法、第 53(A)条(2)
(2)(3)に基づき、授権職員は発行された令状なしに次を行うことができる。
(a)登録商標が不正に適用された商品がその中にあると自己が合理的に疑う輸送機関を、強制的若しくは他の方法で、停止する、捜索する及び乗り込むこと、及び
(b)第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう犯罪の
(i)証拠である又は証拠を含むことを、又は
(ii)証拠である虞がある又は証拠を含む虞があることを、
自己が認める商品及び何れかのものを差押する、移動する、又は留置すること。

著作権法、第 138 条（2）
(2)　権限を付与された職員は、第 136 条(9)に基づいて発行される令状なしで、下記の事項を行うことができる。
(a)　強制的であるかどうかにかかわらず、何らかの作品あるいは他の内容に関して権利侵

害を犯している複製品があると当該職員によって合理的に疑われる何らかの輸送機関の停止、捜索および搭乗、更に

(b)　下記の事項に該当すると当該職員によって見なされるような権利侵害を犯している複製品および他の事項の没収、除外あるいは留置―

(i)　本法律に基づいた違反行為の証拠である、またはそのような証拠を含んでいる。あるいは

(ii)　本法律に基づいた違反行為の証拠となりうる、またはそのような証拠を含みうる。

商標法、第 53(A)条(3)

(3)次の場合、すなわち、

(a)第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう犯罪の対象である商品、

(b)第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう犯罪行為に使用された材料又は物品、又は

(c)第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条又は第 52 条にいう犯罪が行われた証拠である書類が、

構内又は輸送機関に存在することを疑う正当な理由があるという情報が裁判所に宣誓の上で提出された場合、

裁判所は、無条件に又は裁判所が適切と認める条件に従い、警察官に権限を与える令状を発行することができ、それにより警察官は、令状にいう商品、材料、物品又は書類について、個別に又は全般的に、構内又は輸送機関に立ち入り捜索し、かつ、当該構内又は輸送機関で発見された当該商品、材料、物品又は書類を差押さえることができる。

著作権法、第 136 条（9）

(9)　条項 (1)、 (2)、 (3)、 (3A)または(4)に基づいた違反行為が犯されているという証拠に相当する何らかの品目あるいは文書が不動産上に存在するという嫌疑に対して、妥当な根拠が存在するという情報が、宣誓により裁判所に対して提出される場合、裁判所は、無条件に、もしくは裁判所によって適切であると判断されるような条件に従い、特別にあるいは一般的な部類であるかどうかにかかわらず、当該令状の中に記載されている品目ならびに文書のために、当該不動産に立ち入る、および当該不動産を捜査する、更に不動産において発見された品目および文書を没収する権限を警察官に対して付与する令状を発行することができる。

4）　被害者への情報開示制度についての有無

4-1）　知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

b）無し

正式な制度は存在しない。しかしながら、実務上、知的財産の権利侵害が起訴されるためには、シンガポール警察局の知的所有権の部署（IPRB）が、没収された商品が偽造であることを認証するために、権利所有者に対して通告しなければならない。それ故、非形式的な制度は、認証が実施されることを目的として、通告を受ける権利所有者の代表者あるいは弁護士に対して適切に位置付けられるものとする。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
シンガポールの法律に基づいて、あらゆる法廷審問は、開放的かつ公開的である。更に、裁判所によって法廷審問の非公開が命令される十分な根拠がある場合を除き、判決は公開の裁判所において下される（最高法院法、第 8 条および下級裁判所法、第 7 条）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
最高法院法、第 8 条（1）
8—(1) 民事もしくは刑事にかかわらず、何らかの訴因あるいは問題を審理するために裁判が行われる場所を、一般大衆がアクセスすることができる開放的かつ公開的な裁判所であると見なす。

下級裁判所法、第 7 条（1）
7—(1) 下級裁判所の裁判が行われる場所は、一般大衆がアクセスすることができる開放的かつ公開的な裁判所であると見なす。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

上記の通り、シンガポールには、刑事司法制度の範囲外である知的財産に関する違反行為に対する行政罰が存在しない。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（b）無し
商標法ならびに著作権法に基づいた特別の違反行為の要因が確立される限りにおいて、満たされなければならない追加条件は存在しない。

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（b）無し （Note*）

（法的な対策の内容）

知的財産法に対して特有で明示的な法律上の対策措置は存在しない。しかしながら、シンガポールにおける一般的な刑法は犯行に関与しているが、実際に違反行為を犯した当事者に相当しない可能性がある当事者に対して刑事責任が課される状況に対処する多数の規定がある。連帯責任（刑法、第 34 条）、共同謀議（刑法、第 120 条 A）および教唆（刑法、第 107 条）に関連したシンガポールの刑法の規定は重要である。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

刑法、第 34 条

34 あらゆる当事者の共同の故意を促すために犯罪行為が複数の当事者によって行われる際、各当事者は、当該行為が当事者自身によって単独で行われた場合と同様の方法により、当該行為に対して責任を負担する。

刑法、第 107 条

107 下記の事項を行う当事者は、行為を教唆しているものとする。

(a) 一定の行為を行わせるために当事者を扇動する。

(b) 共同謀議の追求を目的として、作為あるいは違法な不作為が行われる場合、更に、当該行為を行うために、当該行為を目的とした共同謀議において 1 人あるいは複数の当事者と関与する。あるいは

(c) 何らかの作為もしくは違法な不作為によって、当該行為を意図的に援助する。

刑法、第 120 条 A

120A—(1) 2 人あるいはそれ以上の当事者らが下記の事項を行うこと、もしくは行わせることについて合意する際、

(a) 違法行為、または

(b) 違法ではないが、違法な手段による行為

かかる合意は、共同謀議として指定される。

ただし、違反行為を犯す合意以外の何らかの作為が、かかる共同謀議の追求のために 1 人あるいは複数の当事者によって行われていない限り、違反行為を犯す合意以外の合意が共同謀議に相当しないことを条件とする。

（2）「違法行為」または「違法ではないが、違法な手段による行為」の犯行を不可能にさせる要因について認識していないという事実の実在に関係なく、共同謀議に対する当事者であるとみなされる。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 46 条(1)(2)、47 条(2)
第 46 条 商標の模造
(1)登録商標を模造する者は、有罪とし、10 万ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。
(2)登録商標の所有者の同意なく次を行う者は、登録商標を模造したとみなされる。
(a)欺すことを予想して登録商標と同一若しくは非常に類似する標識を作成する者

商標法 47 条 登録商標の商品及びサービスへの不正な適用
(2)本条及び第 49 条、第 53 条及び第 53A 条の適用上、次の場合は、ある者は商品又はサービスに登録商標を不正に適用するものとされる。
(a)登録商標の所有者の同意なく、その者が当該商標又は当該商標と誤認する虞のある標章を商品又はサービスに適用する場合、及び
(b)商品への適用においては、当該商品がその登録商標の所有者又は使用権者の純正品でない場合。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

－

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

－

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
標章の利用が産業上あるいは商業上の問題において公正な慣行に従わなかった場合を除き、互換性のある商品ラベル上の標章を利用することは、一般に権利侵害に相当しない。（商標法、第 28 条）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 28 条(1)
第 28 条 侵害とならない行為
(1)第 27 条に拘らず、次の場合は、登録商標の侵害にはならない。

(a)ある者が次を使用する場合、すなわち、
(i)自己の名称若しくは事業所の名称、又は
(ii)自己の事業の前権利者の名称若しくは前権利者の事業所の名称
(b)自己が次を示すために標章を用いる場合、すなわち、
(i)商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくはその他の性質、又は
(ii)商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、又は
(c)自己が商品(特に付属品若しくは代替部品として)若しくはサービスの用途を示すため商標を用いる場合
かつ、当該使用が工業上又は商業上の事項における善良な慣行に従っている場合

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

―

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
他の企業の商標が看板に不正に利用された場合、商標の権利侵害を構成する可能性がある一方で、商標法には、明示的に権利侵害に相当しないいくつかの行為が規定されているが、それらには関連性があるかもしれない。詳細は下記のリストを参照のこと。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 27 条 登録商標の侵害となる行為
(4)本条、第 28 条、第 29 条及び第 31 条の適用上、特に次の場合は、標識を使用するものとされる。
(a)商品若しくはその包装に標章を適用する場合
(b)販売用に商品を提示する若しくは陳列する、標章を付してその目的のために商品を市場 21 に出す若しくは在庫とする、又は標章の下にサービスを提示する若しくは提供する場合
(c)標章を付して商品を輸入若しくは輸出する場合
(d)あらゆる媒体におけるものを含む、送り状、ワインリスト、カタログ、営業書簡、営業文書、価格表若しくはその他の商業書類に標章を用いる場合、又は
(e)広告において標章を用いる場合

第 28 条 侵害とならない行為
(1)第 27 条に拘らず、次の場合は、登録商標の侵害にはならない。
(a)ある者が次を使用する場合、すなわち、
(i)自己の名称若しくは事業所の名称、又は
(ii)自己の事業の前権利者の名称若しくは前権利者の事業所の名称

(b)自己が次を示すために標章を用いる場合、すなわち、
(i)商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくはその他の性質、又は
(ii)商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、又は
(c)自己が商品(特に付属品若しくは代替部品として)若しくはサービスの用途を示すため商標を用いる場合
かつ、当該使用が工業上又は商業上の事項における善良な慣行に従っている場合

(2)第 27 条に拘らず、ある者が商標が登録されたものと同一又は類似の商品又はサービスに関連して、登録商標と同一又は類似の未登録商標を使用し、自己又は自己及び自己の前権利者が、その商品又はサービスに関連して、未登録商標を次の時点の前から業として継続的に使用していた場合は、登録商標の侵害にはならない。
(a)登録商標の登録日、又は
(b)登録商標の所有者、前権利者、若しくは廃止法に基づく商標の登録使用者であった者が、当該商標を最初に使用した日、
の何れか早い方の日。

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 3 条　侵害にあたる商品、材料又は物品および模造商品または模造商標の意味
(2)登録商標に関連して、商品又はその包装が当該標章と同一又は類似の標識を付しており、かつ、次に該当する場合は、当該商品は「侵害にあたる商品」とされる。
(a)当該標章識を当該商品若しくはその包装へ適用することが登録商標の侵害であった場合

商標法 27 条 登録商標の侵害となる行為
(4)本条、第 28 条、第 29 条及び第 31 条の適用上、特に次の場合は、標識を使用するものとされる。
(e)広告において標章を用いる場合

商標法 47 条 登録商標の商品及びサービスへの不正な適用
(2)本条及び第 49 条、第 53 条及び第 53A 条の適用上、次の場合は、ある者は商品又はサービスに登録商標を不正に適用するものとされる。
(a)登録商標の所有者の同意なく、その者が当該商標又は当該商標と誤認する虞のある標章を商品又はサービスに適用する場合、及び
(b)商品への適用においては、当該商品がその登録商標の所有者又は使用権者の純正品でない場合。
(3)(2)及び第 49 条の適用上、次のものにおいて使用され、かく使用された商標に言及してなされる請求又は命令に従って、ある者に商品が引き渡される又は場合によりサービスが提供される場合は、商標は商品又はサービスに適用されているとみなされる。

(a)看板若しくは広告、又は
(b)送り状、ワインリスト、カタログ、営業書簡、営業文書、価格表若しくはその他の商業書類(これらには、あらゆる媒体での書類を含む)。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

(b) 該当なし（これらの標章が商標あるいは著作権を取得していないことを前提とする）

3-5） 関連する代表的な裁判例

―

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a）有り
（内容）
商標法に基づき、著作権を含む保護された以前の権利（商標法、第 23 条（3））があった場合、間違って登録された商標は登録から消去される可能性がある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 23 条 登録無効の理由
(3)商標登録は、次の理由により無効の宣言ができる、すなわち、
…
(b)それに関して第 8 条(7)に定める条件が満たされる先の権利があること、
により、無効を宣言することができるが、ただし、先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者が登録に同意した場合はその限りでない。

商標法 8 条 登録拒絶の相対的理由
(7)次の理由によりシンガポールにおいて禁止された場合又はその限りにおいては、当該商標は登録されない。
….
(b)(1)、(2)、(3)及び(a)にいうもの以外の先の権利による場合、特に著作権法及びその他の意匠の保護に係る法律による場合

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（a）有り
4-1)参照

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
4-1)参照

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a） 有り
（内容）
シンガポールにおいては、個人事業主、パートナーシップならびに企業の名称は会計および法人の規制機関（以下「ACRA」と呼称する）に登録される。

ACRA は、当該名称が商号の登録の際に既に存在している他の名称と同一である場合、名称の登録を受け付けない。あるいは、本件の名称が望ましくない場合、仮出願の提出を条件とする。当該名称が既に登録されている場合、ACRA は、既に登録されている名称を変更するよう当事者に指示することができる。（会社法、第 27 条（2）ならびに営業登録法、第 13 条（4））

登録商標に対して、ACRA は、当該名称の利用が商標法（商標法、第 54 条（4）など）に基づいて行われる差止命令によって抑制される場合、商標を変更するように当事者に対して指示する権限を持つ。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
会社法、第 27 条（2）
(2) 本条項ならびに第 28 条（第 28 条（4）を除く）の規定にもかかわらず、登録機関が、下記のような名称によって企業が登録されていることについて確信する場合（不注意によるものかどうかにかからわらない、もしくは 2006 年 1 月 30 日より以前、その当日または以降であるかどうかにもかかわらない）、すなわちその名称がー
(a) 条項(1)の中で言及されている、
(b) 他の会社または法人の名称、もしくは当該名称と間違われる可能性があるような商号と殆ど同様である、あるいは
(c) その名称の利用が、商標法（第 332 章）に基づいて付与された差止命令によって抑制される場合、
登録機関は、最初に記載された会社に対して会社名を変更するように命令することができる。更に、当該の会社は、その命令が大臣によって無効にされない限り、命令の交付された日から 6 週間以内、あるいは登録機関が認める期間内に、命令に従わなければならない。

営業登録法、第 13 条（4）
（4）本条項における規定にもかかわらず、登録機関が、下記の名称に基づいて営業を行う

ことを目的として、当事者が登録されていることについて確信する場合（不注意によるかどうかにかかわらない、もしくは最初の登録あるいは名称の変更であるかどうかにかかわらない、または 2009 年営業登録法（改正）の開始日より以前、その当日またはそれ以降であるかどうかにかかわらないものとする）、すなわちその名称が

(a)　条項(1)(a)、 (b)または(d)の中で言及されている、

(b)　法人の名称、もしくは当該名称と間違われる可能性があるような商号と殆ど同様である、あるいは

(c)　その名称の利用が、商標法（第 332 章）に基づいて付与された差止命令によって抑制される場合、

登録機関は、事業が実施されている名称を変更するように当事者に対して命令することができる。更に、当事者は、その命令が大臣によって無効にされない限り、命令の交付された日から 6 週間以内、あるいは登録機関が認める期間内に、命令に従わなければならない。

商標法 55 条 周知商標の保護：

(4)(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、周知商標の所有者は、全部又はその重要な部分が自己の商標と同一又は類似の事業標章を使用することが次の場合は、すなわち、

(a)それが使用される事業と周知商標の所有者との関係を示す可能性があり、かつ、当該所有者の利益を害する虞ががある場合は、又は

(b)当該所有者の商標がシンガポールおいて国民全体に知られている場合には、

(i)当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当な方法で損なう可能性がある場合は、又は

(ii)当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当に利用する可能性がある場合は、

その事業標章を業として自己の同意なくシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有する。

5-2）　裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

(a)　該当あり (しかしながら、会社法に基づいて登録された会社には該当しない。)

シンガポールには、商号の登録に関し異なる管理体制が存在する。会社法に基づいて登録されている会社は、制定法によって処理される。すなわち、個人事業主ならびに正規のパートナーシップなどの他の殆どの事業体（しかしながら、全ての事業体を意味しないものとする）は、営業登録法（営業登録法、第 13 条（4））に該当する。

後者の場合、ACRA は、営業登録法（営業登録法、第 13 条（7））に基づいて名称を変更する命令に従わない当事者による登録を取り消すことができる。営業登録法によって統制される当事者が、登録されることなく営業を実施すること、更に、登録の取り消し後に営業を継続することは、違反行為に相当する（営業登録法、第 27 条（a））。

営業登録法は、会社法に基づいて法人化されている会社に対して適用されない（営業登録法、第 4 条（2））。更に、会社法に基づいた類似の規定、すなわち、名称を変更する命令に従わなかったことを理由として、会社法に基づいて法人化される会社の登録の取り消しを認可するような（会社法、第 27 条（2））類似の規定は存在しない。（しかしながら、本件の

会社、その従業員は罰金を科せられる可能性がある）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
営業登録法、第 4 条（2）
(2)　本法律は、会社法（第 50 章）あるいは他の以前の立法に基づいて登録され、その法人名に基づいて営業を実施している会社に対して適用されない。

営業登録法、第 13 条（4）ならびに（7）
(4)本条項における規定にもかかわらず、登録機関が、下記の名称に基づいて営業を行うことを目的として、当事者が登録されていることについて確信する場合（不注意によるかどうかにかかわらない、もしくは最初の登録あるいは名称の変更であるかどうかにかかわらない、または 2009 年営業登録法（改正）の開始日より以前、その当日またはそれ以降であるかどうかにかかわらないものとする）、すなわちその名称が
(a)　条項(1)(a)、 (b)または(d)の中で言及されている、
(b)　法人の名称、もしくは当該名称と間違われる可能性があるような他の商号と殆ど同様である、
(c)　その名称の利用が、商標法（第 332 章）に基づいて付与された差止命令によって抑制される場合、

登録機関は、事業が実施されている名称を変更するように当事者に対して命令することができる。更に、当事者は、その命令が大臣によって無効にされない限り、命令の交付された日から 6 週間以内、あるいは登録機関が認める期間内に、命令に従わなければならない。
…
(7)登録機関は、条項(4)に基づいて下される命令に従わない当事者の登録を取り消すことができる。

営業登録法、第 27 条（a）
27.　下記に該当する者、つまり
(a)　法律に基づいて登録されることが要求されているにもかかわらず、登録なしで営業を実施している、もしくは登録の満了あるいは取消しの後に営業を継続している当事者は、違反行為に対する有罪判決を受け、その有罪判決において 5,000 ドル以下の罰金もしくは 12 カ月以下の懲役刑に服する、あるいは上記の両方の刑罰に服する。

会社法、第 27 条（2）
(2)　本条項ならびに第 28 条（第 28 条（4）を除く）における規定にもかかわらず、登録機関が、下記の名称によって企業が登録されていることについて確信する場合（不注意によるかどうかにかからわらない、もしくは 2006 年 1 月 30 日より以前、その当日または以降

であるかどうかにかかわらない）―すなわちその名称が

(a)　条項(1)の中で言及されている、
(b)　他の会社または法人の名称、もしくは当該名称と間違われる可能性があるような商号とほぼ同様である、あるいは
(c)　その名称の利用が、商標法（第 332 章）に基づいて付与された差止命令によって抑制される場合、

登録機関は、最初に記載された会社に対して会社名を変更するように命令することができる。更に、当該の会社は、その命令が大臣によって無効にされない限り、命令の交付された日から 6 週間以内、あるいは登録機関が認める期間内に、命令に従わなければならない。

商標法 55 条 周知商標の保護：
(4)(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、周知商標の所有者は、全部又はその重要な部分が自己の商標と同一又は類似の事業標章を使用することが次の場合は、すなわち、
(a)それが使用される事業と周知商標の所有者との関係を示す可能性があり、かつ、当該所有者の利益を害する虞がある場合は、又は
(b)当該所有者の商標がシンガポールおいて国民全体に知られている場合には、
(i)当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当な方法で損なう可能性がある場合は、又は
(ii)当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当に利用する可能性がある場合は、
その事業標章を業として自己の同意なくシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有する。

5-3）　商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（a）有り
商号/会社名を取り消す、あるいは商号/会社名の変更を命令する権限に関しては、上記の 5-1 を参照のこと。

6）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する
（基準・内容）
権利侵害の目的として、商標法は、その表示に基づいた商品の輸入あるいは輸出が、その表示の利用として判断されることを規定する（商標法、第 27 条（4）（c））。権利侵害の確定に関する通常の要件に加えて、特別な条件が加えられない。差止命令、損害賠償ならびに収益の会計など、あらゆる通常の法的救済が利用される（商標法、第 31 条）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 27 条 登録商標の侵害となる行為
(4)本条、第 28 条、第 29 条及び第 31 条の適用上、特に次の場合は、標識を使用するものとされる。
(c)標章を付して商品を輸入若しくは輸出する場合

商標法 31 条 侵害訴訟
(1)登録商標の侵害は、商標の所有者が提訴することができる。
(2)本法の規定に従うことを条件として、裁判所が侵害訴訟において付与することのできる救済の種類には次を含む。
(a)差止命令(もしあれば、裁判所が適当と認める条件に従う)、及び
(b)損害賠償
(c)利益の返還
(d)(5)が適用される何れかの場合における(5)(c)にいう法定損害賠償

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

－

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

－

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

（a）有り
（内容）
商標法は、登録されない可能性がある何種類かの標章を列挙している。これには、先の商標に抵触して登録された標章が含まれる（商標法、第 8 条）。先の商標には、登録（済みの）商標のみならず、後続の標章の登録の時点においてシンガポールで広く認識されている未登録商標も含まれる（商標法、第 2 条（1））。更に、当該標章が一般の人々を欺くような性質を有している場合（商標法、第 7 条（4））、もしくは当該標章を登録する申請が悪意により行われた場合（商標法、第 7 条（6））、当該標章は登録されない。

一般的に、商標申請が最初に行われる際、当該の申請標章は、シンガポールの知的財産局における商標登録機関によって検査される。本件の登録機関は、必要な要件に適合していない、あるいは例外事項に抵触する申請を却下する自由裁量権を有する（事例：申請標章が先行の標章を侵害する可能性がある場合、申請標章は独自のもとはみなさない、等）。

申請が検査手続きに合格する場合であっても、第 3 者が商標申請に異議を申し立てる規定が存在する。登録に対して受け入れられる申請は、商標ジャーナル（商標規則、規則 26（1））

の中に公表される。当事者は、異議申立てを伴う通知を本件の登録機関に対して提出することにより、登録に対する申請の公表日から 2 カ月以内（更に、延長された期間）において、この申請に対して異議を申し立てることができる（商標規則、規則 29（1））。

当該商標が登録された後であっても、登録されるべきでなかった商標を消去する目的による場合（商標法、第 23 条（1）および（3））、さらに、以降の標章の登録が詐欺または虚偽表示によって受け入れられた場合には（商標法、第 23 条（4））、原告側が本件の商標法に基づいて無効手続きを開始することができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 2 条(1)
(1)本法において、文脈上他に要求されない限り、
…
「先の商標」とは、
(a)登録商標又は国際商標(シンガポール)で、(該当すれば)その商標について主張される優先権を考慮して、その登録出願が当該商標より先になされたもの、又は
(b)商標で、当該商標の登録出願日又は(該当すれば)その出願に関して主張される優先権の日において、周知商標とするものをいい、それに基づいて登録出願がなされており、登録された場合はかく登録されていることを条件として、(a)により先の商標となる商標を含む。

商標法 7 条 登録拒絶の絶対的理由
(4)商標が次の場合は、登録されない。
…
(b)公衆を欺瞞するような性質のもの(例えば、商品若しくはサービスの性質、品質若しくは原産地に関して)
…
(6)商標は、その出願が悪意でなされた場合又はその範囲においては、登録されない。

商標法 8 条 登録拒絶の相対的理由
(1)商標が先の商標と同一であり、商標登録が求められる商品又はサービスが、先の商標の保護の対象である商品又はサービスと同一である場合は、当該商標は登録されない。
(2)次のことを理由に、公衆の側に混同を生じる虞がある場合は、商標は登録されない。
(a)商標が先の商標と同一であり、先の商標の保護の対象である商品又はサービスと類似する商品又はサービスについて登録しようとすること、又は
(b)商標が先の商標と類似しており、先の商標の保護の対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録しようとすること
(3)商標登録出願が 2004 年 7 月 1 日より前になされ、当該商標が、
(a)先の商標と同一又は類似のもの、及び

(b)先の商標の保護の対象である商品又はサービスとは類似しない商品又はサービスについて登録しようとする後の商標は、
次の場合は登録されない。すなわち、
(i)先の商標がシンガポールで周知である場合
(ii)後の商標の登録を求める商品又はサービスに関する後の商標の使用が、その商品又はサービスと先の商標の所有者との関係を示すと思われる場合
(iii)当該使用を理由に、公衆の側に混同を生じる虞がある場合、及び
(vi)先の商標の所有者の利益が当該使用により損なわれる虞がある場合
(4)(5)に従うことを条件として、2004 年 7 月 1 日又はその以降に提出された登録出願において、商標の全体又はその重要な部分が先の商標と同一又は類似する場合は、後の商標は、次の場合において登録されない。
(a)先の商標がシンガポールにおいて周知であり、かつ
(b)後の商標が使用する商品若しくはびサービスは、
(i)先の商標の所有者とこれらの商品、サービス間の関係を示すことができ、且つ先の商標の所有者の利益を損害する虞がある場合、又は
(ii)先の商標がシンガポールで公衆にとって周知である場合は、
(A)不正な方法で先の商標の識別的な特徴を希釈させる、又は、
(B)不正に先の商標の識別的な特徴を利用する。

商標規則、規則 26(1)
26.—(1)　登録が受け付けられた申請は、登録機関が命令する期間および方法によって、商標ジャーナルに公表される。

商標規則、規則 29(1)
29.—(1)　当事者（この部門では異議申立人とされる）は、登録に対する申請の公表日から 2 カ月以内に、登録機関に対して TM11 フォームを提出することにより登録に対する異議申し立てを行うことができる（この部門では異議申し立て通知とされる）。

商標法 23 条 登録無効の理由
(1)商標登録は、当該商標が第 7 条に違反して登録されたという理由で無効を宣言することができる。
….
(3)商標登録は、次の理由により無効の宣言ができる、すなわち、
(a)次のものに関して先の商標があること、
(i)第 8 条(1)又は(2)に定める条件が適用されること、又は
(ii)商標の登録が 2004 年 7 月 1 日以前に提出された出願によりなされた場合は、第 8 条(3)に定める条件を満たすこと、
(iii)商標の登録が 2004 年 7 月 1 日以降に提出された出願によりなされた場合は、第 8 条(4)に定める条件を満たすこと、若しくは

(b)それに関して第 8 条(7)に定める条件が満たされる先の権利があること、
により、無効を宣言することができるが、ただし、先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者が登録に同意した場合はその限りでない。
(4)商標登録は、登録における詐欺、又は登録が不実表示により得られたという理由で、無効を宣言することができる。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（a）有り
（要件・内容）
商標がシンガポールにおいて十分に認識されていない場合、その商標が「十分に認識された商標」とみなされるには不十分である。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 2 条(1)
(1)本法において、文脈上他に要求されない限り、
……
「周知商標」とは、
(a)シンガポールにおいて周知の登録商標、又は
(b)シンガポールにおいて周知でありかつ、次の者の未登録商標をいう。
(i)締約国*の国民、又は
(ii)そのような国に居住する者又は現実かつ実際に工業的又は商業的な企業を有する者
当該者がシンガポールにおいて事業を営んでいるか否か又はのれんを有しているか否かは問わない。

* パリ条約の同盟国、又は 世界貿易機関の加盟国であるものをいう。

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（a）有り
商標法の第 23 条（1）に基づいた無効手続きは、間違って登録された商標を登録から消去するために利用されるものとする。商標を登録する申請が悪意によって行われた場合、商標法に関する第 7 条（6）によって商標の登録が禁止される。この「悪意」の規定は、他の当事者によるシンガポールにおける商標の乗っ取りを禁止するために、海外の商標所有者が利用することができる。事例：ナウティカル・コンセプト社 対 マーク・リチャード・ジェフリー事件（Nautical Concept Pte Ltd vs Mark Richard Jeffery [2007] 1 SLR 1071）を参照。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

商標法 7 条　登録拒絶の絶対的理由
(6)商標は、その出願が悪意でなされた場合又はその範囲においては、登録されない。

商標法 23 条 登録無効の理由
(1)商標登録は、当該商標が第 7 条に違反して登録されたという理由で無効を宣言することができる。

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
防護商標の体制は存在しないが、下記に説明されるように、十分に認識された標章は保護される。

（認定基準）
シンガポールは、認証評価計画によって適用される「防護商標体制」を有さない。しかしながら、シンガポールは、多様な方法により、シンガポールにおいて広く認識されている商標に対して特別な保護を提供する規定を有している。事例として、新しい商標申請は、先の商標に対して極めて類似しているために却下される可能性がある。かかる先の商標は、未登録商標が十分に認識される場合、その未登録商標も含む（商標法、第 2 条（1））。

上記に規定される防護商標体制と同様に、シンガポールは、商標がシンガポールにおいて十分に認識されている場合、類似していない商品およびサービスに対する商標権の禁止的効果を拡大する。これは、無効化の目的（商標法、第 23 条（3））のみならず、当該商標の権利侵害を構成する範囲について決定する目的（商標法、第 27 条（3））のために、登録段階に対して適用される（商標法、第 8 条（4））。十分に認識された商標の所有者は、かかる商標の利用が商品あるいはサービスおよび所有者の間における関連性を示唆する可能性がある場合、更にかかる商標の利用が本件の所有者の権益に損害を与える可能性がある場合など、当該商標に関する一定の種類の利用法を目的とした差止命令に対する権限が付与される。シンガポールの一般の人々に対して十分に認識されている商標に対する差止命令は、商標の独特な特徴を弱体化する可能性がある、あるいはかかる独特な特徴を不当に利用する可能性がある商標の利用に対して拡大される（商標法、第 55 条）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 2 条(1)
(1)本法において、文脈上他に要求されない限り、
…
「先の商標」とは、
….
(b)商標で、当該商標の登録出願日又は(該当すれば)その出願に関して主張される優先権の

日において、周知商標とするものをいい、それに基づいて登録出願がなされており、登録された場合はかく登録されていることを条件として、(a)により先の商標となる商標を含む。

商標法 8 条 登録拒絶の相対的理由
(4)(5)に従うことを条件として、2004 年 7 月 1 日又はその以降に提出された登録出願において、商標の全体又はその重要な部分が先の商標と同一又は類似する場合は、後の商標は、次の場合において登録されない。
(a)先の商標がシンガポールにおいて周知であり、かつ
(b)後の商標が使用する商品若しくはびサービスは、
(i)先の商標の所有者とこれらの商品、サービス間の関係を示すことができ、且つ先の商標の所有者の利益を損害する虞がある場合、又は
(ii)先の商標がシンガポールで公衆にとって周知である場合は、
(A)不正な方法で先の商標の識別的な特徴を希釈させる、又は、
(B)不正に先の商標の識別的な特徴を利用する。

商標法 23 条 登録無効の理由
(3)商標登録は、次の理由により無効の宣言ができる、すなわち、
(a)次のものに関して先の商標があること、
(i)第 8 条(1)又は(2)に定める条件が適用されること、又は
(ii)商標の登録が 2004 年 7 月 1 日以前に提出された出願によりなされた場合は、第 8 条(3)に定める条件を満たすこと、
(iii)商標の登録が 2004 年 7 月 1 日以降に提出された出願によりなされた場合は、第 8 条(4)に定める条件を満たすこと、若しくは
(b)それに関して第 8 条(7)に定める条件が満たされる先の権利があること、
により、無効を宣言することができるが、ただし、先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者が登録に同意した場合はその限りでない。

商標法 27 条 登録商標の侵害となる行為
(3)ある者が次の場合は、シンガポールで著名な登録商標を侵害するものとされる。
(a)商標の所有者の同意なく、商標が登録されたものと類似しない商品又はサービスに関連して、商標と同一の又は類似の標章を業として使用する場合
(b)その商品又はサービスに関連する商標の使用が、その商品又はサービスと当該所有者との関係を示す場合
(c)当該使用を理由に、公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合、及び
(d)当該使用により当該所有者の利益が損なわれる虞がある場合

商標法 55 条 周知商標の保護：
(1)本条に基づき、周知商標は次に拘らず保護される権利を有する。すなわち、
(a)周知商標が、シンガポールにおいて登録されたか、又は登録官に登録出願が提出されたか否かに拘らず、また
(b)周知商標の所有者が、シンガポールにおいて事業を営んでいるか又は善意を有するか否かに拘らない。
(2)(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、周知商標の所有者は、同一又は類似の商品又はサービスに関して、全部又はその重要な部分が自己の商標と同一又は類似の商標の使用が

混同を生じる虞のある場合は、その商標を業として自己の同意なくシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有する。
(3)(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、周知商標の所有者は、商品又はサービスに関して、全部又はその重要な部分が自己の商標と同一又は類似の商標を使用することが次の場合は、すなわち、
(a)その商品又はサービスと周知商標の所有者との関係を示す可能性があり、かつ、当該所37 有者の利益を害する虞ががある場合は、又は
(b)当該所有者の商標がシンガポールにおいて国民全体に知られている場合には、
(i)当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当な方法で損なう可能性がある場合は、又は
(ii)当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当に利用する可能性がある場合は、
その商標を業として自己の同意なくシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁
止する権利を有する。
(4)(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、周知商標の所有者は、全部又はその重要な部分が自己の商標と同一又は類似の事業標章を使用することが次の場合は、すなわち、
(a)それが使用される事業と周知商標の所有者との関係を示す可能性があり、かつ、当該所有者の利益を害する虞ががある場合は、又は
(b)当該所有者の商標がシンガポールおいて国民全体に知られている場合には、
(i)当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当な方法で損なう可能性がある場合は、又は
(ii)当該所有者の商標の識別性のある特徴を不当に利用する可能性がある場合は、
その事業標章を業として自己の同意なくシンガポールにおいて使用することを差止命令により禁止する権利を有する。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）ほぼ間違いなく有り
（a-1）著作権登録の必要性　　（b）無し
（内容）
シンガポールでは、商標の登録に対する申請は、かかる申請がシンガポールの知的財産局によって承認された後、商標ジャーナルの中で公表される（商標規則、規則 26（1））。以降 2 カ月間において、当事者は当該商標の登録に異議を申し立てる通知を提出することができる（商標規則、規則 29（1））。
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

商標規則、規則 26(1)
26.—(1)　登録に対し受け入れられた申請は、登録機関の指示する期間および方法において、商標ジャーナルにおいて公表される。

商標規則、規則 29(1)
29.—(1)　当事者（この部門では異議申立人とされる）は、登録に対する申請の公表日から 2 カ月以内に、本件の登録機関に TM11 フォームを提出することにより登録に対する異議申

し立てを行うことができる（この部門では異議申立ての通知とされる）。

7-6）著作権登録制度の有無

（b）無し

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

b）文字

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
当該表彰が英語以外の言語から構成される、または英語以外の言語を含む場合、英語への翻訳または書き直し、もしくはその両方が登録機関によって要請される。要件は、www.ipos.gov.sg からアクセスできるシンガポールの知的財産局 のウェブサイトの、「提出と登録」、「申請書と諸費用」の項(リンクの先)にある、TM5 フォームの中にリストアップされている。

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り
商標法における保護以外に、シンガポールにおいて他の様々な対策措置が存在する。
事例として、権利侵害を受けた事業主は、当該事業主によって提供される商品またはサービスが、シンガポールにおいて一定の営業権ならびに高い評判を獲得したことが立証される場合、詐称通用に関するコモンロー上の不法行為に依存することができる。営業権の立証に加えて、事業主は、一般の人々の中で実際に混同あるいは混同の可能性を生じた被告による虚偽表示が存在したこと、更に事業主がその結果として予想される損害を被ったことについて例証しなければならない。
他の対策措置は、消費者保護法を含む。事例として、消費者保護法（商品表示ならびに安全性の要件）の第 4 条は、商取引の過程において供給される商品の誤記を禁止している。何らかの商品に対して虚偽の商品表示を利用している、あるいは虚偽の商品表示が利用されている商品を供給している当事者は、違反行為に対して有罪であるとともに、かかる有罪判決において 2 年以下の刑期に服する、および/あるいは 10,000 ドル以下の罰金に服する可能性がある。

更に、消費者保護法（公正取引）の第 4 条によって、供給業者が、消費者取引において、とりわけ、消費者が合理的に騙される、または欺かれる可能性がある事態を生ずるような事項を行うこと、もしくはかかる事項について言及することは、不正な取引と見なされる。事例として、詐欺または虚偽表示の広告ならびに価格に関する詐欺または虚偽表示の表明によって、供給業者が消費者を欺くことは許されない。

これに加えて、事業主の商標あるいは商号が著作権の保護に基づいている場合、詐欺的な商標が当該標章あるいは名称における著作権を侵害したことを確立することは、理論上可能で

ある。

本質的に法律上拘束力を有さない一方で、シンガポールにおける適正広告基準は、広告の内容について適用される一般原則ならびに指針を規定する。広告規制局は、一定の制裁措置を課する権限を付与されている（不適切な広告を修正、撤回あるいは保留するように広告業者に対して要求するなど）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
消費者保護法（商品表示ならびに安全性の要件）、第 4 条
4. 法律の規定に従い、商取引または事業の過程において、下記の事項を行う当事者、すなわちー
(a) 何らかの商品に対して虚偽の商品表示を利用する、あるいは
(b) 虚偽の商品表示が利用されている何らかの商品を供給する。
以上のような当事者は違反行為に対して有罪判決を受けるものとする。

消費者保護法（公正取引）、第 4 条
4. 消費者の商取引に関連して、供給業者が下記の事項を行うことは、不正取引である。すなわちー
(a)結果として、消費者が騙されるもしくは欺かれる可能性が十分あると考えられるような、何らかの行為を行う、もしくは何かを言及すること。なお、かかる行為もしくは言及を怠った場合も、結果として、消費者が騙されるもしくは欺かれる可能性が十分あると考えられる場合は、同様である。
(b) 詐欺的な請求を行うこと。
(c) 消費者が下記の状態であることを、供給業者が認識している、あるいは当然知っているはずであると考えられる場合に、消費者を騙すこと。すなわちー
(i) 消費者自身の権益を保護する地位に存しない場合、または
(ii) 商取引の特徴、性質、言語あるいは効果、もしくは商取引に関連した問題を理解することが不可能だと考えられる場合。
(d) 上記の(a)、 (b)および(c)の一般性を制限することなく、第 2 次付属文書の中で特定されている事項を行うこと。

注意ー著作権に関しては、適用可能な関連規定が非常に多数であり、ここに列挙することは不可能である。

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（b）方式審査のみ有り

(b)登録に先だって満たされなければならない正式な検査要件がある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
登録意匠法、第 16 条（1）
16. —(1) 登録機関は、正式な要件を満たすかどうかを判断するために、意匠登録の申請のうち、申請が取り下げられていないものを検査する。

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

（b）必要無し

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
登録意匠法、第 27 条
27. —(1) 意匠が登録された後のあらゆる時点において、利害関係を有した当事者は、当該意匠が登録日時点で新しい意匠ではなかったという理由により、もしくは登録機関が当該意匠の登録を拒否し得たという理由により、当該意匠の登録の撤回を本件の登録機関あるいは裁判所に対して申請することができる。更に、登録機関は、その登録機関が妥当であると考える申請に対して命令を下すことができる。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（b）無し
工業意匠が登録意匠法に基づいて登録可能であるが、実際には登録されていない場合、当該意匠は、本法律に基づいた意匠保護に対する権利を剥奪されるのみならず、著作権法に基づいた著作権の保護を喪失する。世界のあらゆる場所において工業上利用されている意匠あるいは芸術的作品、更に、世界のあらゆる場所において製造、売却または賃借されている品目は、この著作権保護からの除外を目的として、登録意匠法に基づいて登録されているように取り扱われる（著作権法、第 74 条）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権法、第 74 条
74. —(1) 著作権が芸術的作品の中に内在している場合、および対応する意匠が登録意匠

法に基づいて登録される、もしくは登録されると判断される場合、下記の事項は、当該作品の著作権の権利侵害に相当しない。すなわちー

(a)　登録された意匠における著作権の内在の期間において、当該意匠における著作権の範囲内である何らかの行為を行うこと、あるいは

(b)　登録された意匠における著作権が終了した後、当該意匠の中の著作権が内在している際に何らかの行為が行われた場合、関連した全ての意匠および品目に対して拡大されるような著作権の範囲内である何らかの行為を行うこと

…

(2)　著作権が芸術的作品の中に内在している場合、更に—

(a)　対応する意匠が、かかる作品における著作権の所有者の使用許諾により、あるいはかかる使用許諾を伴い、工業上利用される場合（シンガポールあるいは他の場所であるかどうかにかかわらない）

(b)　当該意匠が利用されている品目が、シンガポールあるいは他の場所であるかどうかにかかわらず、販売される、賃借を目的として賃貸される、もしくは販売あるいは賃貸を目的として提供される場合、更に

(c)　これらの品目が、販売される、賃借を目的として賃貸される、もしくは販売あるいは賃貸を目的として提供される、もしくは販売あるいは賃貸のために陳列される時点において、かかる品目が、対応する意匠が登録されている、あるいは本件の登録意匠法（第 266 章）に基づいて登録されていると見なされる品目に関して、その品目に相当しない場合、

条項（3）（4）（5）および（6）が適用される。

(3)　条項(5)に従い—

(a)　15 年に亘る適切な期間において、当該意匠がその時点の直前において全ての適切な品目に関して登録された場合、その行為が行われる時点において、当該意匠における著作権の範囲内である行為を行うことは、かかる作品における著作権の権利侵害に相当しない。更に

(b)　15 年に亘る適切な期間の終了後、当該意匠がその時点の直前において適切な品目に関して登録された場合、その行為が行われる時点において、関連した全ての意匠ならびに品目に対して拡大されるような当該意匠における著作権の範囲内である行為を行うことは、本件の作品における著作権の権利侵害に相当しない。

(4)　条項(3)において、「15 年に亘る適切な期間」とは、条項(2)(b)の中に言及されているような品目が、シンガポールあるいは他の場所であるかどうかにかかわらず、最初に販売された、賃借を目的として賃貸された、あるいは販売もしくは賃借を目的として提供された日付から起算して 15 年間を意味する。

(5)　条項(2)ならびに(3)の目的として、何らかの品目は考慮されない。かかる品目に関しては、それらが販売された、賃借を目的として賃貸された、あるいは販売もしくは賃借を目的として提供された時点において、当該意匠が、適用可能な法律に基づいて制定された規則により（その特徴において、主として文学的あるいは芸術的である品目に対する意匠の除外に関連する）、本件の登録意匠法もしくは英国の 1949 年登録意匠法（U.K. 1949, c. 88）（場合により）の規定に基づいて、登録から除外される。

(6)　本法律に基づいた法的手続きの目的として、意匠は、下記の場合において、条項(5)に基づいて最終的に除外されたと推定される。すなわちー

(a)　これらの法的手続きの開始前に—

(i)　登録意匠法（第 266 章）に基づいた品目に関する意匠登録に対する申請、または

(ii)　英国の 1949 年登録意匠法（U.K. 1949, c. 88）に基づいた品目に関する意匠登録に対する申請、すなわち、登録意匠法の開始日以前に行われた申請
上記の申請が却下される場合、
(b)　当該却下に対して陳述された根拠もしくはその根拠の中の 1 つの根拠が、登録意匠法もしくは英国の 1949 年登録意匠法（U.K. 1949, c. 88）（場合により）に基づいて制定された規則によって、当該意匠がかかる登録から除外されたという趣旨である場合、更に
(c)　却下に対する異議申立てが、法的手続きの開始日の以前において許可されない、またはその当日において係争中ではない場合…

④税関関係

1）　水際取締制度

1-1）　水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り

著作権ならびに商標の権利侵害に関連した国境管理対策は、著作権法の第 6 部門（表題「国境強制措置」）および本件の商標法のX部（表題「国境局による支援」）において規定される。かかる対策は、権利所有者が税関局長官に対して書面での通知を付与する際、権利所有者によって開始される可能性がある訴訟を含む（著作権法、第 140 条 B、および商標法、第 82 条）。更に、本件の調査において以降に説明される他の多数の規定が存在する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

注意：国境管理に関連した規定は無数に存在するために、更に「唯一の」国境管理の規定が存在しないために、ここではシンガポールにおける国境管理の規定の一部の事例しか含まれていない。更なる詳細は、この調査の後の方で言及する。

著作権法、第 140 条 B(1)

（1）何らかの著作物における著作権の所有者またはその被使用許諾者に相当する当事者は、当該長官に対して以下のような書面での通知を付与することができる。
(a)　当事者が下記の事項に相当することが陳述される通知。すなわち―
(i)　著作物における著作権者であること、または
(ii)　かかる通知を付与する権限を有している被使用許諾者であること

(b)　著作権を有する資料の複製品、すなわち権利侵害を犯している複製品の輸入が推定されることについて陳述される通知。
(c)　下記の十分な情報が提供される通知。すなわち―
(i)　著作権を有する資料の複製品を確認する情報
(ii)　当該長官が、かかる複製品の輸入が推定される時間ならびに場所について確定できる情報
(iii)　複製品が権利侵害を犯している複製品であることについて当該長官を納得させる情報
(d)　当事者がその輸入に対して異議を申し立てることが陳述される通知。

著作権法、第 140 条 B(7)

(7)　仮にー
(a)　著作物に関しての通知が本件の条項に基づいて付与される場合、
(b)　本件の通知が失効していない、あるいは撤回されていない場合、および
(c)　当事者が、本件の条項によって適用される著作物の複製品を、下記の目的のために輸入する場合、権限を託された職員は、当該複製品を没収することができる。

(i)　本件の複製品を、商取引の手段により、販売もしくは賃料目当ての賃貸しを目的として、提供あるいは陳列する
(ii)　売買を目的として 当該複製品を流通させる
(iii)　本件の著作物の権利保持者に対して不利な影響を及ぼす範囲で、その他の目的のために複製品を流通させる
(iv)　商取引によって当該複製品を一般に公開する
上記(i)~(iv)の目的のために輸入する場合。

商標法 82 条 侵害にあたる商品の輸入制限
(1)登録商標の所有者又は使用権者は、長官に対して、次のことを記載する書面通知を行うことができる。
(a)自己は、登録商標の所有者若しくは使用権者であり、当該通知を行う権利を有すること
(b)当該通知において、登録商標に関連して侵害にあたる商品である商品が取引の目的で輸入されることが予期されることを記載し、かつ
(c)次のために、すなわち、
(i)当該商品を特定し
(ii)当該商品の予期される輸入時期と場所を長官が確定できるようにし、かつ
(iii)当該商品が侵害商品であることを長官に認めさせるために、 十分な情報を提供し、かつ

(d)自己が当該輸入行為に反対することを記載すること。
….
(4)次の場合、すなわち、
(a)登録商標に関して本条に基づいて通知が与えられていた場合、
(b)通知が失効していない又は取り消されていない場合、及び
(c)ある者が通過中の商品ではない商品を輸入し、その商品に認定職員の意見で問題となる登録商標と同一若しくは類似する標章が付されている又はその包装に標章が付されている場合は、
授権職員は、商品の差押をすることができる。

1-2)　水際取締が実態として行われているか

（a）行われている

2)　差止により保護される権利の種類

（a）商標権　（e）著作権　（f）著作隣接権
注意：シンガポールは、国境管理体制の一部として、日本には実在する輸入または輸出に関する差止命令の体制に類似した体制を備えていない。
しかしながら、シンガポールは、商品の輸入を目的として、本件の権利所有者が税関に通知できる著作権および商標に対する類似した体制を有している。かかる通知では、権利所有者が個別の出荷に対して商品の輸入に異議申し立てを通告できる。この方法により、権利所有者は、シンガポールの国境において権利侵害を犯している商品または偽造品を税関が差止するのと類似した目的を達成することができる。
商品の輸出については、シンガポールは、正式な通告によって開始される同等の国境差止体制を備えていない。しかしながら、税関は、当該商品が偽造品である場合、一方的に活動する権限を付与されている。
輸送中の商品については、シンガポールの税関は、検査をする権限を除き、これらの商品がシンガポールで商業的かつ物理的な実体を伴う当事者に委託されない限り、かかる輸送中の商品に対する権限を殆ど有していない。
それにもかかわらず、他の知的所有権に対する類似した特別な国境管理体制がない場合であっても、権利所有者は、刑事司法制度の利用を通じて、あるいは権利侵害もしくは権利侵害の容疑に対して司法裁判所において取得される民事上の差止命令の利用を通じて、類似した結果を達成することができる。それ故に、国境管理対策が利用不可能である場合には、権利所有者は、他の可能な法的選択を考慮しなければならない。
しかしながら、この質問箇所ついては、上記の特別な国境管理体制にのみ限定して回答している。

3）　差止の対象、権利者救済の範囲

3-1）　輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
なし

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（これは、模倣品に対して適用され、単に権利侵害を犯してい

るだけの物品に対しては適用されない。
また、商品が、シンガポールにおいて商業的あるいは物理的に当事者に対して委託されない限り、トランジットの物品に対して適用されない。
しかしながら、税関は、トランジットの物品も含めて、検査する権限を有する。）

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（トランジットの物品に対しては適用されない。　）

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（これは、模倣品に対して適用され、単に権利侵害を犯しているだけの物品に対しては適用されない。
また、商品が、シンガポールにおいて商業的あるいは物理的に当事者に対して委託されない限り、トランジットの物品に対して適用されない。
しかしながら、税関は、トランジットの物品も含めて、検査する権限を有する。）

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
なし

○貨物の種類による運用の違いの有無
(b)なし

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（これは、模倣品に対して適用され、単に権利侵害を犯しているだけの物品に対しては適用されない。
また、商品が、シンガポールにおいて商業的あるいは物理的に当事者に対して委託されない

限り、トランジットの物品に対して適用されない。
しかしながら、税関は、トランジットの物品も含めて、検査する権限を有する。）

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（b）無し

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

―

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

シンガポールは税関に関するシステムを備えていない。これに代わり、著作権法ならびに商標法に基づいて、シンガポールの税関は、シンガポールに対して輸入されるとともに著作権あるいは登録商標を権利侵害している商品を没収する、およびかかる商品に対して措置を講ずることができる。
権利侵害を犯している商品の出荷品がシンガポールに到着するということが権利所有者によって疑われる場合、権利所有者が書面での通知を税関局長官に送付することで、法的手続きが開始される。輸送中の商品あるいは輸出を目的とした商品に対する適切な同等の体制は存在しないが、シンガポールの税関は、一定の状況下において、その主導権によってそれらの商品を検査あるいは没収する権限を付与される。ここにおける状況は、上記の（2）および（3）において説明されている。繰り返しとなるが、下記の情報は、上記（2）における我々の理解に基づいた回答である。

商標に対する手続きの概要：
商標法、第 82 条
権利侵害を犯している商品が税関において没収されることを目的として、権利所有者は、かかる権利所有者が商標または著作権の所有者または被使用許諾者であること、更に権利侵害を犯している商品の輸入が推定されること、および権利所有者がかかる輸入に対して異議を申し立てることが陳述されている書面での通知を税関局長官に対して送付することができる。かかる書面での通知は、当該商品のみならず、かかる商品の輸入が推定される時間ならびに場所を確認する十分な情報を有さなければならないとともに、当該商品が権利侵害を犯している商品であるという証拠を有さなければならない。本件の通知が付与されるとともに、失効していない、または撤回されていないことを条件として、シンガポールの税関は、かかる商品またはその包装が、問題となっている登録商標と同一である、もしくは類似していると権限を託された職員の見解によって判断される表示を有している場合、シンガポールに対して輸入される違法の権利侵害商品を没収することができる。

商標法、第 83 条
異議申立人が、没収の費用を補償するために十分な金額、およびかかる没収の結果として商品の輸入業者に対して以降に債務を負担する可能性がある金額を税関および物品税の当局の長官に対して預けない限り（あるいは保証金を付与しない限り）、権限を託された職員は当該商品の没収を拒否することができる。

著作権に対する手続きの概要：
著作権法、第 140 条 B
権利侵害を犯している商品が税関において没収されることを目的として、権利所有者は、かかる権利所有者が商標または著作権の所有者あるいは被使用許諾者であること、更に権利侵害を犯している複製品の輸入が推定されること、および権利所有者がかかる輸入に対して異議を申し立てることが陳述されている書面での通知を税関局長官に対して送付することができる。かかる書面での通知は、当該複製品のみならず、かかる商品の輸入が推定される時間ならびに場所を確認する十分な情報を有さなければならないとともに、当該商品が権利侵害を犯している複製品であるという証拠を有さなければならない。本件の通知が付与されるとともに、失効していない、または撤回されていないことを条件として、シンガポールの税関は、様々な根拠のために、商取引の目的に関連している輸入される複製品、または他の目的のために、一定の範囲において権利所有者に対して不利に影響を及ぼしている輸入される複製品を没収することができる。

著作権法、第 140 条 C
権限を託された職員は、異議申立人が、没収の費用を補償するために十分な金額、およびかかる没収の結果として商品の輸入業者に対して以降に債務を負担する可能性がある金額を税関および物品税の当局の長官に対して預けない限り（あるいは保証金を付与しない限り）、当該商品の没収を拒否することができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 82 条 侵害にあたる商品の輸入制限
(1)登録商標の所有者又は使用権者は、長官に対して、次のことを記載する書面通知を行うことができる。
(a)自己は、登録商標の所有者若しくは使用権者であり、当該通知を行う権利を有すること
(b)当該通知において、登録商標に関連して侵害にあたる商品である商品が取引の目的で輸入されることが予期されることを記載し、かつ
(c)次のために、すなわち、
(i)当該商品を特定し
(ii)当該商品の予期される輸入時期と場所を長官が確定できるようにし、かつ

(iii)当該商品が侵害商品であることを長官に認めさせるために、 十分な情報を提供し、かつ
(d)自己が当該輸入行為に反対することを記載すること。
(2)(1)に基づいて行う通知は、本法に基づき制定される規則が定める書類及び情報を裏付けとし、所定の手数料を添付する。
…..
(4)次の場合、すなわち、
(a)登録商標に関して本条に基づいて通知が与えられていた場合、
(b)通知が失効していない又は取り消されていない場合、及び
(c)ある者が通過中の商品ではない商品を輸入し、その商品に認定職員の意見で問題となる登録商標と同一若しくは類似する標章が付されている又はその包装に標章が付されている場合は、
授権職員は、商品の差押をすることができる。

商標法 83 条 差押の債務又は費用に対する担保
授権職員は、第 82 条に基づいて商品の差押を拒絶することができるが、次の場合を除く。
(a)長官の意見で、次のために十分な金額を異議申立人が長官に預託している場合
(i)商品の差押の結果として生じる虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
(ii)第 89 条(2)若しくは第 90 条(6)に基づき、裁判所が命じる賠償を支払うため、又は
(b)異議申立人が、当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与えている場合
…
著作権法 140B
(1)何らかの著作物における著作権の所有者またはその被使用許諾者に相当する当事者は、当該長官に対して以下のような書面での通知を付与することができる。
(a)当事者が下記の事項に相当することが陳述される通知。すなわち―
(i)著作物における著作権者であること、または
(ii)かかる通知を付与する権限を有している被使用許諾者であること
(b)著作権を有する資料の複製品、すなわち権利侵害を犯している複製品の輸入が推定されることについて陳述される通知。
(c)下記の十分な情報が提供される通知。すなわち―
(i)著作権を有する資料の複製品を確認する情報
(ii)当該長官が、かかる複製品の輸入が推定される時間ならびに場所について確定できる情報
(iii)複製品が権利侵害を犯している複製品であることについて当該長官を納得させる情報
(d)　当事者がその輸入に対して異議を申し立てることが陳述される通知。
(2)(1)に基づいて行う通知は、規則で定められた書類及び情報を裏づけとする。
…

(5)(6)に基づいて撤回されない限り、(1)に基づいて行う通知は
(a)通知が行われた日から 60 日の期間終了まで、又は
(b)通知が関連する著作権物の著作権の存続期間終了まで
いずれかのうち早い期限まで有効である。
…
(7)　仮にー
(a)　著作物に関しての通知が本件の条項に基づいて付与される場合、
(b)　本件の通知が失効していない、あるいは撤回されていない場合、および
(c)　当事者が、本件の条項によって適用される著作物の複製品を、下記の目的のために輸入する場合、権限を託された職員は、当該複製品を没収することができる。

(i)　本件の複製品を、商取引の手段により、販売もしくは賃料目当ての賃貸しを目的として、提供あるいは陳列する
(ii)　売買を目的として 当該複製品を流通させる
(iii)　本件の著作物の権利保持者に対して不利な影響を及ぼす範囲で、その他の目的のために複製品を流通させる
(iv)　商取引によって当該複製品を一般に公開する
上記(i)~(iv)の目的のために輸入する場合。

著作権法 140C
授権職員は、第 140 条 B(7)に基づいて商品の差押を拒絶することができるが、次の場合を除く。
(a)　長官の意見で、次のために十分な金額を異議申立人が長官に預託している場合
(i)商品の差押の結果として生じる虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
(ii)第 140 条 I(7)若しくは第 140 条 IA(2)に基づき、裁判所が命じる賠償を支払うため、又は
(b)　異議申立人が、当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与えている場合

5-2）　侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

権利所有者は、税関局長官によって発行された書面による通知において指定された期限内に、特定の通知、文書、情報ならびに預金を提出して、応答しなければならない（商標法、第 85 条ならびに著作権法、第 140 条 E）。

In the case of an action initiated by the authorities
簡単に言えば、応答期限は、状況に応じて 48 時間から 10 日間の間である。
応答において求められる内容についても、差し止められた物品が輸入されたものか、輸出されたものか、あるいは輸送中であったかによって異なる場合があることには留意されたい。
詳しい概要は下記の通りである。

一般的に、権利所有者は、商標法および著作権法の両法律〔商標法第 93 条 A(2)、著作権法第 140 条 LA(2) 〕に基づく物品差止めの旨が示された税関局長官からの書面通知が付与された後、所定の期限内に応答しなければならない。所定の期限とは、現在では 48 時間である（商標規則（国境強制措置）、規則 10（a）および著作権規則（国境強制措置）、規則 10（a））。

職権上の行為において差し止められた物品が輸入されていた場合、当該物品の権利所有者は、特定の通知、文書、情報ならびに預金の提出による応答を必要とされる（商標法、第 93 条 A（3）ならびに著作権法、第 140 条 LA（3））。

差し止められた物品が輸送中であった、もしくは輸出されていた場合、当該物品の権利所有者は、自ら権利侵害を起訴すること、当該物品の差止め延長を認可する裁判所の命令を税関局長官に対して提示すること、ならびに、予想される債務あるいは費用を政府に対して償還するために十分な金額を預託する、あるいは当該額相当の担保与えること、以上による応答を要求される。（商標法、第 93 条 A（3）ならびに著作権法、第 140 条 LA（3））

当該権利所有者が、48 時間以内に当該長官に対して当該金額を預託する、もしくは当該額相当の担保与えた場合、この期間は、48 時間から 10 日間（10 営業日間）まで延長することができる。（商標規則（国境強制措置）、規則 10（b）および著作権規則（国境強制措置）、規則 10（b））

そうでない場合には、当該物品は、輸出業者、輸入業者もしくは荷受人に対して流出される。（商標法、第 93 条 A（3）ならびに著作権法、第 140 条 LA（3））

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権法、第 140 条 E
140E.－(1)　複製品が第 140 条 B(7)に基づいて没収された後、できる限り迅速に、本件の長官は、直接の引渡しあるいは郵送により、複製品が確認されているとともに、確認された本件の複製品が没収されることが陳述されている書面での通知を輸入業者ならびに異議申立人に対して与えるものとする。
(2)　条項（1）に基づいた通知は、かかる複製品が、下記の事項でない限り、輸入業者に対して流出されることについて陳述する。すなわち―
(a)　当該複製品に関する著作権の侵害訴訟が、かかる通知の中で指定された日から一定の期間内に異議申立人によって提起されない限り、および
(b)　異議申立人が、著作権の侵害訴訟が提起されているということが陳述されている書面での通知を期間内に本件の長官に対して与えない限り
(3)　条項（2）の段落（a）の目的に対して規定される期間は、かかる段落の目的に対して

特定される期間とする。
…
商標法 85 条 差押通知
(1)第 82 条に基づく商品の差押後速やかに、長官は輸入者及び異議申立人に対して、直接に又は郵送により、商品を特定し、かつ、それらが差し押えられたことを記載する書面通知を与える。
(2)(1)に基づく通知には、次の場合でない限り、商品を輸入者に解放する旨を記載する。
(a)商品に関する侵害訴訟が、通知に定める日から所定の期間内に異議申立人によって開始された場合、及び
(b)異議申立人が、侵害訴訟が開始されたことを記載する書面通知を、当該期間内に長官に対して与えた場合
(3)(2)(a)の目的で所定の期間とは、同項の目的で定める期間である。

著作権法、第 140 条 LA(2)
(2) 著作物の複製品が条項（1）（a）に基づいて没収された後、できる限り迅速に、本件の長官は—
(a) 場合により、留置された複製品の輸入業者、輸出業者あるいは荷受人に対して、および
(b) 著作物における著作権の所有者に対して
複製品が確認されているとともに、複製品が没収されているということが陳述されている、更に条項（3）の中で参照されている問題が記載されている書面で通知するものとする。

著作権法、第 140 条 LA(3)
(3) 著作物に関する留置された複製品は、著作物における著作権の所有者が、所定期間内に下記の事項を行わない限り、場合によって、当該複製品の輸入業者、輸出業者あるいは荷受人に対して流出する。すなわちー
(a) シンガポールに輸入されるとともに、輸送中の商品ではない複製品の場合ー
(i) 第 140 条 B(1)の中で参照されている書面による通知を長官に対して与えない限り、
(ii) 第 140 条 B(2)の中で参照されている文書ならびに情報を長官に対して提示しない限り、更に
(iii) 第 140 条 C(a)の中で参照されている金銭を長官に対して預けない限り、あるいは第 140 条 C(b)の中で参照されている保証金を長官に対して与えない限り、もしくは
(b) シンガポールから輸出されるべき複製品の場合、更に、シンガポールにおいて商業的かつ物理的な実体を伴う個人に対して輸送中である、および引き渡される商品の場合ー
(i) 著作権の侵害訴訟を提起しない限り
(ii) 複製品の更なる留置を認可している裁判所の命令を長官に対して提示しない限り、および

(iii)　長官の見解により、下記の事項に対して十分である金銭を本件の長官に対して預けない限りー
(A)　当該複製品の留置の結果として政府が被った債務あるいは費用、もしくは政府が更に被る可能性がある債務あるいは費用を政府に対して償還すること、更に
(B)　裁判所によって命令が下されるように、当該複製品の留置の結果として、損失あるいは損害を被る当事者に対して賠償金を支払うこと
あるいは、長官が納得するように、かかる債務あるいは費用およびその賠償金の支払いに対する政府の償還のために保証金を与えること

商標法 93A 条 模造商品の留置と検査
(3)留置された商品は、その商品の輸入者、輸出者又は場合により受託者に返還される。ただし、所定の期間内に当該登録商標の所有者が次のことをする場合は、その限りではない。すなわち、
(a)留置された商品がシンガポールに輸入された商品であり且つ通過中ではない商品の場合は、当該登録商標の所有者が、
(i)第 82 条(1)にいう書面通知を長官に送付する場合
(ii)第 82 条(2)にいう書類及び情報を長官に提出し、手数料を納付する場合、かつ、
(iii)第 83 条(a)にいう金額を長官に預託し、又は第 83 条(b)にいう担保を提供する場合、又は
(b)留置された商品が、シンガポールから輸出される商品、又は通過中の商品でありシンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されている場合は、当該登録商標の所有者が、
(i)自己の商標について侵害訴訟を提起する場合
(ii)裁判所の許可による当該商品の更なる留置命令を長官に送達する場合、かつ
(iii)次のため、すなわち、
(A)当該商品の留置の結果として政府が被った又はさらに被る虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
(B)裁判所が命令する賠償を当該商品の留置により損失又は損害を被る何れかの者に支払うため、
長官の意見として十分な金額を長官に預託する場合、又は
当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与える場合。

商標規則（国境強制措置）、規則 10
10.　本法律の第 93 条 A(3)の目的として、所定の期間は、下記に規定される。すなわちー
(a)　長官が本件の法律の第 93 条 A(2)の中で言及されている書面での通知を登録商標の所有者に対して与えてから 48 時間、あるいは

(b)　仮にー
(i)　留置された商品がシンガポールから輸出されるべき商品である、またはシンガポールにおいて商業的かつ物理的な実体を伴う個人に対して引き渡される輸送中の商品である場合、および
(ii)　登録商標の所有者が、段落（a）の中で参照されている期間内において本法律の第 93 条 A(3)(b)(iii)に準拠する場合、
長官が、本法律の第 93 条 A(2)の中に参照されている書面での通知を登録商標の所有者に対して与えてから 10 日間（営業日）

著作権規則（国境強制措置）、規則 10
10. 本法律の第 140 条 LA(3)の目的として、所定の期間は、下記の通り規定される。すなわちー
(a)　長官が、本法律の第 140 条 LA(2)の中に参照されている書面での通知を著作権が含まれた資料における著作権の所有者、あるいは場合により、不正記録の中で具体化された公演の上演者に対して与えてから 48 時間、あるいは
(b)　仮にー
(i)　場合により、著作物または公演の不正記録に関する留置された複製品が、シンガポールから輸出される複製品である、またはシンガポールにおいて商業的かつ物理的な実体を伴う個人に対して引き渡される輸送中の商品である場合、および
(ii)　場合により、著作権の所有者または不正記録の中で具体化された公演の上演者が、段落（a）の中で参照されている期間内において本件の法律の第 140 条 LA(3)(b)(iii)あるいは第 245 条 B を伴い解釈される第 140 条 LA(3)(b)(iii)に準拠する場合、
長官が、本法律の第 140 条 LA(2)の中に参照されている書面での通知を著作権が含まれた資料における著作権の所有者あるいは上演者に対して与えてから 10 日間（営業日）

5-2-2）　上記応答期限はどの程度延長可能か。

税関によって開始される訴訟に関しては、上記 5-2 を参照のこと。
権利所有者による申請によって開始された没収を目的として、税関局長官は、かかる要請が妥当だと考えられる場合、個別にその期間を 10 日間まで延長することができる（商標法、第 85 条および著作権法、第 140 条 E）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権法、第 140 条 E（5）から（7）まで
(5)　異議申立人は、条項（2）（a）（留置期間）の目的として通知の中に規定される期間の終了以前において長官に対して書面で通知することによって、かかる期間が延長されることを要請することができる。
(6)　条項（7）に従い、仮にー

(a)　要請が条項（5）に従って行われる場合、および
(b)　その要請が十分許諾できるものであると本件の長官が納得する場合、
本件の長官は、所定の期間まで留置期間を延長することができる。
(7)　条項（5）に従って行われる要請に関しての決定は、かかる要請が行われてから 2 日（営業日）以内において行われる。しかしながら、かかる決定は、かかる要請が関連している留置期間の終了後に行うことはできない。

商標法 85 条　差押通知
(5)異議申立人は、(2)(a)の目的で通知に定める期間(当初期間)の末日前に、書面通知を長官に与えることにより、期間の延長を請求することができる。
(6)(7)に従うことを条件として、次の場合、すなわち、
(a)請求が(5)に従って行われた場合、及び
(b)請求を認めることが合理的であると長官が納得する場合は、 長官は、当初期間を所定の期間、延長することができる。
(7)(5)に従って行う請求に基づく決定は、請求後 2 就業日以内になされなければならないが、当該決定は請求が関連する当初期間の末日後にはなすことができない。

商標規則（国境強制措置）、規則 9、および
9.　本法律の第 85 条の条項（6）の目的として、所定期間は、その条項の中で規定されている最初の期間の終了から 10 日間（営業日）である。

著作権規制（国境強制措置）、規則 9
9.　本法律の第 140 条 E（6）の目的として、所定期間は、その条項の中で規定されている留置期間の終了から 10 日間（営業日）である。

5-3）　税関から権利者への開示情報

（i）その他（税関が権利所有者に対して情報を提供する要件は存在しない。しかしながら、税関は、起訴の以前において没収された品目を検査するように権利所有者に対して要請することができる。更に、税関は、一般的に権利侵害者に関する名称等の詳細を権利所有者に提供する。）

5-4）　費用負担の有無

5-4-1）　税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（a）有り
商標法ならびに著作権法に基づいて、権利侵害を犯している商品あるいは偽造品の輸入に対して異議を申し立てるとともに、かかる費用を負担することは、通常において当該登録商標

あるいは著作権の権利所有者あるいは被使用許諾者である（商標法、第 83 条ならびに著作権法、第 140 条 C）。
しかしながら、職権上の訴訟の場合（すなわち、権利所有者ではなく、行政機関によって提起された訴訟）、数量が極めて大量ではない場合、行政機関は単に没収された商品を保管するとともに、かかる商品の保管に対して料金を課さない可能性がある。しかしながら、権利所有者は、権利所有者によって訴訟が提起される場合、その費用を常に負担する。

（規定上の負担者）
権利者

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 83 条　差押の債務又は費用に対する担保
授権職員は、第 82 条に基づいて商品の差押を拒絶することができるが、次の場合を除く。
(a)長官の意見で、次のために十分な金額を異議申立人が長官に預託している場合
(i)商品の差押の結果として生じる虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
(ii)第 89 条(2)若しくは第 90 条(6)に基づき、裁判所が命じる賠償を支払うため、又は
(b)異議申立人が、当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与えている場合

著作権法、第 140 条 C
140C　権限を託された職員は、下記の事項が行われない限り、第 140 条 B（7）に基づいて複製品の没収を拒否することができる。すなわちー
(a)　異議申立人が、長官の見解により、当該複製品の没収の結果として政府が被る可能性がある債務あるいは費用を政府に対して償還するために十分である金銭、および条項 140I（7）あるいは 140IA（2）に基づいて裁判所によって命令が下される可能性があるような賠償金を支払うために十分である金銭を本件の長官に対して預けない限り、または
(b)　異議申立人が、長官が納得するように、かかる債務あるいは費用に対する政府の償還のために保証金を与えない限り

5-4-2）　実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

権利所有者
しかしながら、税関は、没収された商品の数が極めて少量である場合、かかる費用を免除することができる。

5-5）　担保金の対象と金額
5-5-1）　手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 83 条　差押の債務又は費用に対する担保
授権職員は、第 82 条に基づいて商品の差押を拒絶することができるが、次の場合を除く。
(a)長官の意見で、次のために十分な金額を異議申立人が長官に預託している場合
(i)商品の差押の結果として生じる虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
(ii)第 89 条(2)若しくは第 90 条(6)に基づき、裁判所が命じる賠償を支払うため、又は
(b)異議申立人が、当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与えている場合

著作権法、第 140 条 C
140C　権限を託された職員は、下記の事項が行われない限り、第 140 条 B（7）に基づいて複製品の没収を拒否することができる。すなわちー
(a)　異議申立人が、長官の見解により、当該複製品の没収の結果として政府が被る可能性がある債務あるいは費用を政府に対して償還するために十分である金銭、および条項 140I（7）あるいは 140IA（2）に基づいて裁判所によって命令が下される可能性があるような賠償金を支払うために十分である金銭を長官に対して預けない限り、または
(b)　異議申立人が、長官が納得するように、かかる債務あるいは費用に対する政府の償還のために保証金を与えない限り

5-5-2）　実態として担保金が必要となるか

（a）必要有り

5-5-3）　手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

○手続き毎の担保金について
＜担保金の算定方法＞
著作権法ならびに商標法の両方の法律に基づいて、担保の保証金は、当該複製品の没収の結果として政府が被る可能性がある債務あるいは費用を政府に対して償還するために十分でなければならないとともに、異議申立人に対して裁判所によって命令が下される可能性があるような賠償金を支払うために十分でなければならない。異議申立人が、当該留置期間において被告に対して権利侵害訴訟を提起することを怠る場合、あるいは異議申立人による訴訟が却下される、あるいは継続される場合、もしくは当該商品の輸入による権利侵害が存在しなかったということが裁判所によって決定される場合、かかる賠償金は、当該商品の没収の結果として被告人が被った損失または損害を含むものとする。
シンガポールの税関によって規定される現在の金額は、SGD20,000 または没収される商品の申告価格の 150%の高い方の額である。

＜担保金を算定する際に考慮する基準＞
（c）貨物の価値に相当する額

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b）無し

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

担保の保証金は、銀行保証によって提供されなければならない。その保証金が急な告知によって要求される場合、かかる銀行保証を期間内に取得することが不可能な場合がある。

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務
（b）無し
明示的な検査義務は存在しないが、起訴は、権利所有者によって実行される検査なしで開始されない。

認証は、通常、現場において実際に没収された商品の検査によって行われる。しかしながら、写真による認証は個別的な基準に基づいて行われる可能性がある。
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
○具体的な鑑定方法
（a） 現場での現物による鑑定
（d） 写真による鑑定

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定
（d） 写真による鑑定
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

b）無し

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（b）無し(下記説明参照)
シンガポールにおいて、権利侵害商品あるいは偽造品の税関による没収に関して、当該商品や当該偽造品の没収が権利所有者によって始められたものか税関によって始められたものかにかかわらず、権利侵害が生じたかどうか判断するのは税関ではない。かかる判断の義務

は権利所有者ならびに裁判所に課される。これはそもそも、権利所有者が特定の期限内に当該商品に関する訴訟を裁判所に提起しない限り、税関に対し留置された商品の流出を要請する様々な規定の影響によるものである。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権法、第 140 条 E
140E.－(1)　複製品が第 140 条 B(7)に基づいて没収された後、できる限り迅速に、本件の長官は、直接の引渡しあるいは郵送により、複製品が確認されているとともに、確認された本件の複製品が没収されることが陳述されている書面での通知を輸入業者ならびに異議申立人に対して与えるものとする。
(2)　条項（1）に基づいた通知は、かかる複製品が、下記の事項でない限り、輸入業者に対して流出されることについて陳述する。すなわち―
(a)　当該複製品に関する著作権の侵害訴訟が、かかる通知の中で指定された日から一定の期間内に異議申立人によって提起されない限り、および
(b)　異議申立人が、著作権の侵害訴訟が提起されているということが陳述されている書面での通知を期間内に本件の長官に対して与えない限り
(3)　条項（2）の段落（a）の目的に対して規定される期間は、かかる段落の目的に対して特定される期間とする。

商標法 85 条 差押通知
(1)第 82 条に基づく商品の差押後速やかに、長官は輸入者及び異議申立人に対して、直接に又は郵送により、商品を特定し、かつ、それらが差し押えられたことを記載する書面通知を与える。
(2)(1)に基づく通知には、次の場合でない限り、商品を輸入者に解放する旨を記載する。
(a)商品に関する侵害訴訟が、通知に定める日から所定の期間内に異議申立人によって開始された場合、及び
(b)異議申立人が、侵害訴訟が開始されたことを記載する書面通知を、当該期間内に長官に対して与えた場合
(3)(2)(a)の目的で所定の期間とは、同項の目的で定める期間である。

著作権法、第 140 条 LA(2)
(2)　著作物の複製品が条項（1）（a）に基づいて没収された後、できる限り迅速に、本件の長官は―
(a)　場合により、留置された複製品の輸入業者、輸出業者あるいは荷受人に対して、および
(b)　著作物における著作権の所有者に対して
複製品が確認されているとともに、複製品が没収されているということが陳述されている、

更に条項（3）の中で参照されている問題が記載されている書面で通知するものとする。

商標法 93A 条 模造商品の留置と検査
(2)(1)(a)に基づき商品が留置されてからできる限り速やかに、長官は、
(a)留置された商品の輸入者、輸出者又は場合により受託者に対して、及び
(b)当該登録商標の所有者に対して
書面通知を送付し、それにおいて商品を特定し、商品が留置されたことを記載し、(3)にいう事項を開始する。

著作権法、第 140 条 LA(3)
(3)　著作物に関する留置された複製品は、著作物における著作権の所有者が、所定期間内に下記の事項を行わない限り、場合により、複製品の輸入業者、輸出業者あるいは荷受人に対して流出される。すなわちー
(a)　シンガポールに対して輸入されるとともに、輸送中の商品ではない複製品の場合ー
(i)　第 140 条 B(1)の中で参照されている書面による通知を長官に対して与えない限り、
(ii)　第 140 条 B(2)の中で参照されている文書ならびに情報を長官に対して提出しない限り、更に
(iii)　第 140 条 C(a)の中で参照されている金銭を長官に対して預けない限り、あるいは第 140 条 C(b)の中で参照されている保証金を長官に対して与えない限り、もしくは
(b)　シンガポールから輸出されるべきである複製品の場合、更に、シンガポールにおいて商業的かつ物理的な実体を伴う個人に対して輸送中である、および引き渡される商品の場合ー
(i)　著作権の侵害訴訟を提起しない限り
(ii)　複製品の更なる留置を認可している裁判所の命令を長官に対して提示しない限り、および
(iii)　長官の見解により、下記の事項に対して十分である金銭を長官に対して預けない限りー
(A)　当該複製品の留置の結果として政府が被った債務あるいは費用、もしくは政府が更に被る可能性がある債務あるいは費用を政府に対して償還すること、
(B)　裁判所によって命令が下されるように、当該複製品の留置の結果として、損失あるいは損害を被る当事者に対して賠償金を支払うこと
あるいは、長官が納得するように、かかる債務あるいは費用およびその賠償金の支払いに対する政府の償還のために保証金を与えること

商標法 93A 条 模造商品の留置と検査
(3)留置された商品は、その商品の輸入者、輸出者又は場合により受託者に返還される。ただし、所定の期間内に当該登録商標の所有者が次のことをする場合は、その限りではない。

すなわち、
(a)留置された商品がシンガポールに輸入された商品であり且つ通過中ではない商品の場合は、当該登録商標の所有者が、
(i)第 82 条(1)にいう書面通知を長官に送付する場合
(ii)第 82 条(2)にいう書類及び情報を長官に提出し、手数料を納付する場合、かつ、
(iii)第 83 条(a)にいう金額を長官に預託し、又は第 83 条(b)にいう担保を提供する場合、又は
(b)留置された商品が、シンガポールから輸出される商品、又は通過中の商品でありシンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されている場合は、当該登録商標の所有者が、
(i)自己の商標について侵害訴訟を提起する場合
(ii)裁判所の許可による当該商品の更なる留置命令を長官に送達する場合、かつ
(iii)次のため、すなわち、
(A)当該商品の留置の結果として政府が被った又はさらに被る虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
(B)裁判所が命令する賠償を当該商品の留置により損失又は損害を被る何れかの者に支払うため、
長官の意見として十分な金額を長官に預託する場合、又は
当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与える場合。

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）有り
（内容）
商品が裁判所の命令(著作権法、第 140 条 K および商標法、第 92 条)もしくは輸入業者の合意(著作権法、第 140 条 G ならびに商標法、第 87 条)によって政府に対して押収される場合に限り、税関は本件の著作権法ならびに商標法に基づいてかかる商品を処分する権限を付与されるに過ぎない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権法、第 140 条 K
140K　没収された複製品が政府に対して押収されるべきであると裁判所によって命令される場合、かかる複製品は、下記の事項に従って処分される。すなわちー
(a)　かかる規制によって規定される方法により、あるいは
(b)　処分の方法が定められていない場合、税関局長官の指示による

商標法 92 条 没収命令が出された差押商品の処分

差押商品は政府に没収されるべきであると裁判所が命令する場合は、当該商品は、次のように処分される。
(a)本法に基づき制定される規則が定める方法で、又は
(b)処分方法がかく定められていない場合は、長官が指示するように

著作権法、第 140 条 G
140G－(1)　条項(2)に従い、輸入業者は、税関局長官に対する書面での通知によって、没収された複製品が政府に対して押収されることに合意する。[6/98]
(2)　かかる通知は、当該複製品に関連した著作権の権利侵害訴訟が提起される以前に付与されるものとする。[6/98]
(3)　輸入業者がかかる通知を付与する場合、当該複製品は、政府に対して押収されるとともに、下記の事項に従って処分される。すなわちー
(a)　かかる規制によって規定される方法により、あるいは
(b)　処分の方法が定められていない場合、税関局長官の指示による

商標法 87 条 同意による差押商品の没収
(1)(2)に従うことを条件に、輸入者は長官に対する書面通知により、差押商品を政府が没収することに同意することができる。
(2)通知は、差押商品に関連する侵害訴訟の開始前に与えるものとする。
(3)輸入者が当該通知を与えた場合は、差押商品は政府に没収され、次のように処分される。
(a)本法に基づき制定される規則が定める方法で、又は
(b)処分方法がかく定められていない場合は、長官が指示するように

6）　類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り　(部分的)

商標法に基づいて、税関は、権利所有者によって正式に通告を受けた場合、輸入品に対する類似した商標の問題を処理する権限を有するが、トランジットの物品あるいは輸出品に対する類似した商標の問題を処理する権限を有さないとともに税関が権利所有者によって通告を受けなかった場合、輸入品に対する類似した商標の問題を処理する権限を有さない。
これは、権利所有者が、正式な通告によって、基本的に民事上の権利侵害に相当する権利侵害を犯している商品の輸入に対して異議申し立てができるためである（商標法、第 3 条(2)）。調査に関する上記の条項において説明されているように、権利所有者は輸送中の商品ならびに輸出に対する商品に関していかなる権利も有さない。
しかしながら、トランジットの物品ならびに輸出物品に対し、税関は、偽造の商標を伴う権利侵害商品に相当し、（商標法、第 3 条（5））当該登録商標と同一であるもしくは人を欺くようつくられたと十分考えられるほど当該登録商標と酷似している（商標法、第 3 条(6)）ような「偽造品」しか押収することができない。
それ故、後者の状況において、税関の措置に依存するよりも、裁判所の差止命令を求める方

がより適切であることが想定される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 3 条 侵害にあたる商品、材料又は物品および模造商品または模造商標の意味
(2)登録商標に関連して、商品又はその包装が当該標章と同一又は類似の標識を付しており、かつ、次に該当する場合は、当該商品は「侵害にあたる商品」とされる。
(a)当該標章識を当該商品若しくはその包装へ適用することが登録商標の侵害であった場合
(b)当該商品をシンガポールへ輸入することが提案されており、シンガポールにおいて当該商品若しくはその包装へ当該標章を適用することが登録商標の侵害となる場合、又は
(c)その他、当該標章が、登録商標を侵害する方法で商品に関して使用されている場合

(5)次に該当する場合、その商品は登録商標に関する「模造商品」である。
(a)当該商標に関する侵害に当たる商品である場合及び
(b)当該商品又はその包装に付された標章が模造商標である場合。

(6)標章は、次に該当する場合、登録商標に関する「模造商標」である。
(a)欺すことを意図して、登録商標と同一又は酷似しており、かつ
(b) 次の状況で、商品またはサービスに使用されている場合
(i)登録商標の所有者による明示又は黙示の同意(条件を有する場合又はその他)を得てない場合、及び
(ii)登録商標の所有者又は使用権者の本物の商品若しくはサービスであることを不正に表現する場合。

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し
上記の 6-1 において記載されるように、税関は、類似した商標が輸入される際、およびかかる輸入が権利所有者によって正式に通告されるとともに、異議を申し立てられる際、かかる類似した商標を統制できるに過ぎない。従って、当該商標が権利侵害を犯しているほどに十分に類似しているかどうかを確定することは、権利所有者の判断に従う。

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（b）無し

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察

等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか)

（取締機関の措置）

アップローダーまたはネットワーク・サービス・プロバイダーに対して直接に介入することを国家に許可するインターネット関連の特別な規定は存在しない。他方では、本件の著作権法ならびに商標法における違反行為は、オフラインと同様オンラインにおいて行われた犯行に対しても適用可能である。適切な状況下において、警察が強制シャットダウンを断行することは不可能ではないように思われる。

ただし、ネットワーク・サービス・プロバイダーは著作権法における一定の免責条項を享有する。権利侵害を犯している資料に対するアクセスを除外する、あるいは無効にするために妥当な措置を講ずる目的で権利所有者によって発行された通知に対し、ネットワーク・サービス・プロバイダーらが注意を払わなかった場合、かかるプロバイダーらは上記の保護を喪失する可能性があるとともに、それによって著作権の所有者による民事訴訟を起こされやすい可能性がある。（詳細は下記の（2）に規定される）

（行政摘発・刑事摘発の別）

シンガポールにおいて、刑事司法制度の範囲外で知的所有権の侵害に対する行政罰、すなわち、税関および警察当局によって執行されるとともに検察官によって起訴されるような行政罰は存在しない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

商標法（以下「TMA」と呼称する）における刑罰に関する条項の概要

条項	犯罪を構成する行為 / 対象者	罰則 /罰金
第 46 条	登録商標を偽造する当事者	5 年以下の刑期 100,000 ドル以下の罰金
第 47 条	登録商標を商品あるいはサービスに対して不当に利用する当事者 ただし、かかる当事者が善意で活動したことを立証しないことを条件とする。	5 年以下の刑期 10,000 ドル以下の罰金
第 48 条	登録商標もしくは当該登録商標と誤解される可能性がある表示の複製品を製造するために設計された品目を製造あるいは占有する当事者	5 年以下の刑期 10,000 ドル以下の罰金
第 49 条	権利侵害を犯している商品を売買している当事者 ただし、次の事を立証できないことが条件となる。当事者が、当該商標の信憑性を疑うためにあらゆる妥当な措置を講じ、当該商標の信憑性を疑う理由がなかったこと、当事者が商品を譲り受けた人に関して、知りうる全ての情報を提供したこと、当事者が善意で活動したこと。	5 年以下の刑期 当該登録商標が不当に利用されている各商品あるいは事項に対して 10,000 ドル以下の罰金（合計 100,000 ドルを上回らないものとする。）

著作権法（以下「CA」と呼称する）における刑罰に関する条項の概要

条項	犯罪を構成する行為 / 対象者	罰則 /罰金
第 136 条 (1)	販売または賃借、売却を目的として権利侵害を犯している複製品を製造している当事者、もしくは商取引を手段としてかかる権利侵害を犯している複製品を公共に展示している当事者	5 年以下の刑期 各品目に対して 10,000 ドル以下の罰金 合計 100,000 ドルを上回らないものとする。
第 136 条 (2)	売却およびその他の商業目的のために、もしくはその範囲が著作権の所有者に対して不利に影響を及ぼすような他の目的のために、権利侵害を犯している複製品を占有している、もしくはシンガポールに輸入している当事者	5 年以下の刑期 各品目に対して 10,000 ドル以下の罰金 合計 100,000 ドルを上回らないものとする。
第 136 条 (3)	権利侵害を犯している品目が著作権の所有者を侵害している範囲において、取引の目的もしくは他の目的のために、権利侵害を犯している品目を配給する当事者	3 年以下の刑期 50,000 ドル以下の罰金
第 136 条 (6)	個人的な収益を目的として、文芸、演劇もしくは音楽に関する作品を上演する、または映画フィルムを公共で上映させる、および/あるいは放送させる当事者（テレビ放送もしくは有線番組の受信による場合を除く）	2 年以下の刑期 20,000 ドル以下の罰金
第 136 条 (3A)	著作権の侵害を構成している何らかの行為（上記の規定の中で言及された行為を除く）、更に権利侵害の範囲が広域である行為を意図的に行う当事者、もしくは商業上の利益を取得するために、かかる行為を行う当事者	6 カ月以下の刑期 20,000 ドル以下の罰金 第 2 回目の違反行為、もしくはそれ以上の違反行為に関しては重罪の刑罰となるが、50,000 ドルの罰金もしくは 3 年の刑期を上回らないものとする。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（b）無し

シンガポールにおいては、刑事司法制度の範囲外で知的所有権の侵害に対する行政罰、すなわち、税関および警察当局によって執行されるとともに検察官によって起訴されるような行政罰は存在しない。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（b）無し

特定の規定は存在しないが、一般的な刑事規定は、オンライン上で権利侵害が生ずる際に適用される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
知的所有権の侵害に関連した一般的な刑事犯罪に関しては、上記 1-1 の表を参照のこと。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し
特定の規定は存在しないが、一般的な刑事規定は、オンライン上で権利侵害が生ずる際に適用される。

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り(下記説明参照)
シンガポールでは、ネットワーク・サービス・プロバイダーは、著作権所有者の通告を受けた時点において、著作権を侵害しているサイトの削除要求を受けるに過ぎない。かかる通告の時点で、当該ネットワーク・サービスの所有者が、権利侵害を犯している資料へのアクセスを停止させるための妥当な措置を講じなければならないが、仮にそのような措置を講じない場合、ネットワーク・サービスの所有者が、民事的な被害を受けるリスクを負う。その他の点については、ネットワーク・サービス・プロバイダーは、著作権法の中の免責条項の保護を享受する。これらの免責条項は、送信、ルーティングまたは接続の供給におけるネットワーク・サービス・プロバイダーの役割（著作権法、第 193 条 B）、資料のキャッシングにおけるネットワーク・サービス・プロバイダーの役割（著作権法、第 193 条 C）、ならびに情報の保存、オンライン・ロケーションの照会またはリンクにおけるネットワーク・サービス・プロバイダーの役割（著作権法、第 193 条 D）を対象としている。

シンガポールにおいては、その他の知的財産法に類似した規定は存在しない。
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
著作権法、第 193 条 B
193B. －(1) 裁判所は、第 193 条 DB に規定される場合を除き、下記事項を理由として生じた何らかの資料への著作権侵害に対して、金銭的救済を付与してはならず、また、ネットワーク・サービス・プロバイダーに対して命令を下すこともできない。すなわち－
(a) ネットワーク・サービス・プロバイダーの主要なネットワークを通じてなされるネットワーク･サービス･プロバイダーによる資料の電子的複製品の送信あるいはルーティング、またはネットワーク・サービス・プロバイダーによる接続の提供、もしくは
(b) かかる送信、ルーティングあるいは接続の提供プロセスにおけるネットワーク・サービス・プロバイダーによる資料の電子的複製品の一時的な保存

但し、ネットワーク・サービス・プロバイダーが条項（2）に規定された条件を満たすことが条件となる。
(2)　条項（1）で言及される条件は、下記の通りである。
(a)　資料に関する電子的複製品の送信が、ネットワーク・サービス・プロバイダー以外の当事者によって、あるいはかかる当事者の指示によって開始された場合。
(b)　送信、ルーティング、接続の提供あるいは保存が、ネットワーク・サービス・プロバイダーによる資料の電子的複製品の選択に依らず、機械的、技術的プロセスを通じて実施された場合
(c)　他者からの要請に対して機械的に応答した場合を除き、ネットワーク・サービス・プロバイダーが資料の電子的複製品の受領者を選択しない場合。
(d)　主要なネットワークを通じて資料の電子的複製品の送信が行われる間に、ネットワーク・サービス・プロバイダーが資料の電子的複製品の内容に対していかなる実質的な修正も行わない場合（技術的プロセスの一部として実施される修正を除く）。

著作権法、第 193 条 C
193C－(1)　裁判所は、第 193 条 DB に規定される場合を除き、ネットワーク・サービス・プロバイダーの主要なネットワーク上にある資料の電子的複製品に関して、ネットワーク・サービス・プロバイダーによるかかる電子的複製品の作成を理由として（本条項の中ではキャッシュ・コピーと言及されている）、下記事項から生じた何らかの資料への著作権侵害に対して、金銭的救済を付与してはならず、ネットワーク・サービス・プロバイダーに対して命令を下すこともできない。すなわちー
(a)　ネットワーク上で利用可能な当該複製品とは別のもう一つの電子的複製品から生じた場合（本条項の中では発信ネットワークと言及されている）。
(b)　機械的プロセスを通じて生じた場合。
(c)　主要ネットワークのユーザーが起こしたアクションへの反応として生じた場合。
(d)　当該ユーザーあるいは他のユーザーが当該資料に効率的にアクセスしやすいようにした結果として生じた場合。
但し、ネットワーク・サービス・プロバイダーが条項（2）において規定された条件を満たすことが条件となる。
(2)　条項（1）で言及される条件は、下記の通りである。
(a)　ネットワーク・サービス・プロバイダーが、主要なネットワークあるいはその他のネットワークのユーザーに対して当該資料のキャッシュ・コピーを送信する間に、当該資料のキャッシュ・コピーの内容に対していかなる実質的な修正も行わない場合（技術的プロセスの一部として実施される修正を除く）。
(b)　ネットワーク・サービス・プロバイダーが、資料のキャッシュ・コピーに関して、定められた方法であるいは実質的には定められたフォームによって下記の通知を付与された場合、すなわちー
(i)　当該資料の著作権の所有者により、あるいはかかる所有者の権限に基づいて意図的に作成された通知。
(ii)　所定の問題が記載されている通知。
ネットワーク・サービス・プロバイダーは、主要ネットワーク上で資料のキャッシュ・コピーに対するアクセスを除外する、もしくは無効にするために妥当な措置を迅速に講ずるもの

とする。
(c)　ネットワーク・サービス・プロバイダーが、下記事項に関連して、大臣が規定するその他の条件を満たす場合。すなわちー
(i)　主要ネットワークあるいはその他のネットワークのユーザーによる当該資料のキャッシュ・コピーへのアクセス
(ii)　当該資料のキャッシュ・コピーに関連したリフレッシュ、リロードあるいはアップデート、および
(iii)　発信ネットワーク上にある資料の使用に関する情報を得るために、発信ネットワークにおいて利用される科学技術、すなわち、シンガポールにおける工業規格に一致する科学技術に対する不介入

著作権法、第 193 条 D
193D－(1)　裁判所は、第 193 条 DB に規定される場合を除き、下記の理由によって生じた何らかの資料への著作権侵害に対して、金銭的救済を付与してはならず、ネットワーク・サービス・プロバイダーに対して命令を下すこともできない。すなわちー
(a)　ネットワーク・サービス・プロバイダーが条項（2）で言及される条件を満たす場合、ネットワーク･サービス･プロバイダーの主要ネットワークのユーザーによる指示によって、主要ネットワーク上の当該資料の電子的複製品を保管すること
(b)　ネットワーク・サービス・プロバイダーが、下記事項の利用によってネットワーク上のオンライン・ロケーション（本条項では発信ネットワークと言及される）、すなわち、当該資料の電子的複製品を利用することができるロケーションに対してネットワークのユーザーを差し向けること、あるいは結び付けること
(i)　ハイパーリンクもしくはディレクトリなど、情報ロケーション・ツール、または
(ii)　検索エンジンなど、情報ロケーション・サービス
但し、ネットワーク・サービス・プロバイダーが条項（4）で規定される条件を満たすことが条件となる。
(1)　条項（1）(a)で言及された条件は、下記の通り。
（a）ネットワーク・サービス・プロバイダーは、主要ネットワーク上で当該資料の電子的複製品を利用することができる場合、あるいは利用可能なプロセスにおいて生じた当該資料への著作権侵害に直接的に起因する金銭利得を受理してはならない。但し、ネットワーク・サービス・プロバイダーが、権利侵害行為を統制する権利ならびに権能を有することを条件とする。
(b)　仮に当該ネットワーク・サービス・プロバイダーがー
(i)　主要ネットワーク上で当該資料の電子的複製品を利用することができる場合、あるいは利用可能なプロセスにおいて、当該資料の著作権が権利侵害を受けているという実際的な知識を得る場合、
(ii)　主要ネットワーク上で当該資料の電子的複製品を利用することができる場合、あるいは利用可能なプロセスにおいて、当該資料の著作権が権利侵害を受けているという結論に必然的に至る可能性がある事実あるいは状況についての知識を得る場合、もしくは
(iii)　ネットワーク・サービス・プロバイダーが、主要ネットワーク上の資料の電子的複製品に関して、定められた方法であるいは実質的には定められたフォームによって下記の通知を付与された場合、ーすなわち、

(A)　当該資料の著作権の所有者により、あるいはかかる所有者の権限に基づいて意図的に作成された通知
(B)　所定の問題が記載されている通知
ネットワーク・サービス・プロバイダーは、主要ネットワーク上で資料の複製品に対するアクセスを除外する、もしくは無効にするために妥当な措置を迅速に講ずるものとする。
(c)　ネットワーク・サービス・プロバイダーは、段落（b）（iii）の中で言及された通知を受理する代表者を指名するとともに、決められた方法により、指名した代表者に対して所定の情報を公開する。
(3)　条項（2）の目的として、当該資料の著作権所有者により、あるいはかかる所有者の権限に基づいて意図的に作成された通知、すなわち、条項（2）（b）（iii）の中で言及された通知に該当しない通知は、当該ネットワーク・サービス・プロバイダーが条項（2）（b）（i）または（ii）の中で言及した知識を得たかどうかの判断において検討の対象とならない。
（4）条項（1）（b）の中で言及された条件は、下記の通り。
(a)　当該ネットワーク・サービス・プロバイダーは、発信ネットワーク上で当該資料の電子的複製品を利用することができる場合、あるいは利用可能なプロセスにおいて生じた当該資料への著作権侵害に直接的に起因する金銭的利得を受理してはならない。但し、当該ネットワーク・サービス・プロバイダーが、権利侵害行為を統制する権利ならびに権能を有することを条件とする。
(b)　仮に当該ネットワーク・サービス・プロバイダーがー(i)　発信ネットワーク上で当該資料の電子的複製品を利用することができる場合、あるいは利用可能なプロセスにおいて権利侵害を受けているという実際的な知識を得る場合、
(ii)　発信ネットワーク上で当該資料の電子的複製品を利用することができる場合、あるいは利用可能なプロセスにおいて権利侵害を受けているという結論に必然的に至る可能性がある事実あるいは状況についての知識を得る場合、または
(iii)　発信ネットワーク上の資料の電子的複製品に関して、定められた方法であるいは実質的には定められたフォームによって下記の通知を付与された場合、すなわちー
(A)　当該資料の著作権の所有者により、あるいはかかる所有者の権限に基づいて意図的に作成された通知。
(B)　所定の問題が記載されている通知。
ネットワーク・サービス・プロバイダーは、発信ネットワーク上で当該資料の電子的複製品に対するアクセスを無効にするために、更に主要ネットワーク上で当該資料の電子的複製品（発信ネットワーク上で当該資料の電子的複製品から作成される複製品、すなわち当該ネットワーク・サービス・プロバイダーが実質的な知識を有する複製品）に対するアクセスを除外する、もしくは無効にするための妥当な措置を迅速に講ずるものとする。
(c)　当該ネットワーク・サービス・プロバイダーは、段落（b）（iii）の中で言及する通知を受理する代表者を指名するとともに、決められた方法により、指名した代表者に対して所定の情報を公開する。
(5)　条項（4）の目的のために、当該資料における著作権所有者により、あるいはかかる所有者の権限に基づいて意図的に作成される通知、すなわち、条項（4）（b）（iii）の中で言及する通知に該当しない通知は、ネットワーク・サービス・プロバイダーが条項（4）（b）（i）または（ii）の中で言及した知識を得たかどうかの判断において検討の対象とならない。
(6)　条項（2）（a）ならびに（4）（a）の目的のため、金銭的利得が当該資料における著

作権侵害に対して直接的に起因するかどうかの判断において、裁判所は下記事項を考慮する。すなわちー
(a)　ネットワーク・サービス・プロバイダーによるサービスの料金請求に関連した産業的慣行
(b)　本件の金銭利得が、一般的に受け入れられる産業的慣行に従い料金請求から生じる可能性がある利得を上回っていたかどうかという問題
(c)　裁判所によって適切であると判断されるその他の問題

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

（3）　発信者情報開示制度の有無

3-1）　インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（b）無し

６．その他

（1）　市場管理者に関する規定

1-1）　市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し
（具体的なペナルティ及び義務等の内容）
市場管理者が予防的措置を講ずるという明示的な要件は存在しない。しかしながら、知的所有権の侵害が犯されているという明示的な通告の時点において、市場管理者が、連帯責任であると判断されることを回避する目的のために、かかる権利侵害行為を阻止する措置を講じなければならない可能性があることは、議論の余地がある。

（9）タイ

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

下記の法には権利が侵害される権利について刑事罰が規定される。

（a）商標法　（b）特許・意匠法　（d）著作権法　（e）通商競争法

（注：タイ国法では、特許と意匠は同じ法律によって規定される。）

注：商務省国内通商局の管轄となる通商競争に関する法律を除き、他の法律は知的財産局の管轄となる。

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（a）商標法　（b）特許・意匠法　（d）著作権法　（e）通商競争法

商標法、特許法、著作権法、及び通商競争法に刑事罰が規定されている。

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容）

＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞

条項	犯罪を構成する行為／対象者	罰則／罰金
第 107 条	商標、サービスマーク、認証標章、もしくは団体標章、または商標もしくはサービスマークに関係する認可証の登録申請、登録の修正、登録の更新、登録の取り消しに係る申請書、抗議書をはじめとする登記官、または委員会宛の文書に虚偽の記載を行う者。	6 ヶ月以下の懲役、または 1,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 108 条	タイ国で他の者が登録した商標、サービスマーク、認証標章、または団体標章を偽造する者。	4 年以下の懲役、または 400,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 109 条	タイ国で登録された商標、サービスマーク、認証標章、または団体標章を、他の者が所有する同様の商標、サービスマーク、認証標章、または団体標章であるかのように見せかける目的で模倣する者。	2 年以下の懲役、または 200,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。

第 110 条	(1)第 108 条によるところの偽造商標、サービスマーク、認証標章もしくは団体標章、または第 109 条によるところの模倣商標、サービスマーク、認証標章もしくは団体標章が付された商品を輸入、流通、流通目的で提供、もしくは流通目的で所有する者、 (2)または第 108 条によるところの偽造サービスマーク、認証標章もしくは団体標章、または第 109 条によるところの模倣サービスマーク、認証標章もしくは団体標章を冠したサービスを提供するもしくは提供を申し出る者。	それぞれ該当条に規定する罰則。
第 111 条	(1) タイ国で登録されていない商標、サービスマーク、認証標章、または団体標章を、タイ国で登録されていると表現する者 (2) (1)によるところの商標もしくは認証標章が虚偽に表現されていることを知りながら、それが付された商品を流通させるもしくは流通目的で所有する者、または、 (3) (1)によるところのサービスマーク、認証標章、もしくは団体標章が虚偽に表現されていることを知りながら、それらを冠したサービスを提供もしくは提供を申し出る者。	1 年以下の懲役、または 20,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 112 条 2 号	第 106 条 bis に規定される登記官、または所轄担当官の職務執行を妨害する者。	1 年以下の懲役、または 20,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 112 条 3 号	第 106 条 2 号に規定される登記官、または所轄担当官の職務執行への便宜提供を怠る者。	1 ヶ月以下の懲役、または 2,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。

＜特許法（2 号）B.E. 2535 及び特許法（3 号）B.E. 2542 修正による特許法 B.E. 2522 ＞

条項	犯罪を構成する行為／対象者	罰則／罰金
第 81 条	本法第 21 条、第 23 条 2 項、または第 21 条と併せて第 65 条、または第 21 条と併せて第 65 条 10 号、または第 23 条 2 項に違反する担当官。	2 年以下の懲役、または 200,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 82 条	本法第 22 条、または第 27 と併せて第 65 条、または第 22 条と併せて第 65 条 10 号に違反する者。	6 ヶ月以下の懲役、または 20,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 83 条	本法第 23 条 2 項、または第 23 条 2 項と併せて第 65 条 10 号に違反する者。	1 年以下の懲役、または 50,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 84 条	本法第 75 条、または第 76 条に違反する者。	1 年以下の懲役、または 200,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 85 条	特許権者の許可なしに第 36 条、または第 63 条に記す行為をする者。	2 年以下の懲役、または 400,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 86 条	実用新案の所有者の許可なしに第 36 と併せて第 65 条 10 号に記す行為を行う者。	1 年以下の懲役、または 200,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。

第 87 条	特許を取得するために、発明、意匠、または実用新案の申請を行い、虚偽の陳述を提示、または提供する者。	6 ヶ月以下の懲役、または 5,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。

＜著作権法 B.E. 2537（1994）＞

条項	犯罪を構成する行為／対象者	罰則／罰金
第 69 条	第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、または第 52 条に違反して商業目的で著作権、または実演家の権利を侵害する者。	6 ヶ月以上 4 年以下の懲役、または 100,000 バーツ以上 800,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 70 条	第 31 条の規定に違反して商業目的で著作権を侵害する者。	3 ヶ月以上 2 年以下の懲役、または 50,000 バーツ以上 400,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 71 条	第 60 条 3 項に従って委員会、または小委員会が発行する命令に従った陳述、または文書もしくは資料を提供しない者。	3 ヶ月以下の懲役、または 50,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 72 条	第 67 条に従って所轄担当官が遂行する職務を妨害したり、それに対して協力することを怠る者、または第 67 条に従って担当官が発行する命令に従わない、またはそれを無視する者。	3 ヶ月以下の懲役、または 50,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。

＜通商競争法 B.E. 2542（1999）＞

条項	犯罪を構成する行為／対象者	罰則／罰金
第 48 条	第 13 条、第 19 条（1）、または第 44 条（3）に反して特別小委員会、所轄担当官、または控訴委員会の出廷命令に従わない者。	3 ヶ月以下の懲役、または 5,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 49 条	第 19 条（2）、（3）もしくは（4）、または第 22 条に反して所轄担当官が遂行する職務を妨害する者。	1 年以下の懲役、または 20,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 50 条	第 20 条に反して所轄担当官に支援を提供することを怠る者。	1 ヶ月以下の懲役、または 2,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。
第 51 条	第 25 条、26 条、27 条、28 条、もしくは 29 条に違反する者、または第 39 条に従わない者。	3 年以下の懲役、または 6,000,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。 注：再犯の場合、罰則は増やされる。
第 52 条	第 30 条もしくは 31 条による委員会命令に従わない者、または第 47 条による控訴委員会の決定に従わない者。	1 年以上 3 年以下の懲役、または 2,00,000 バーツ以上 6,000,000 バーツ以下の罰金、および違反が継続される間は 1 日につき 50,000 バーツ以下の追加罰金。
第 53 条	本法に規定する働きにより、ある事業、または事業の経営に関して知るところとなった事実を、公務の遂行、または捜査もしくは公判のために開示する場合を除き、その事業の経営者が通常であれば開示しない状況において	1 年以下の懲役、または 100,000 バーツ以下の罰金、またはその両方。

	開示する者。	

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（b）無し

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法　　（1）行政機関による摘発は可能
（b）特許・意匠法　　（2） 行政機関による摘発は不可能
（d）著作権法　　（1）行政機関による摘発は可能
（e）不正競争防止法　（2） 行政機関による摘発は不可能

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞
第 106 条の 2
本法に基づく任務を遂行するにあたり、登録官又は担当官は、次の権限を有するものとする。
(1) 次の場合に、何れかの事業主若しくは者の営業所、製造施設、頒布施設、購買施設及び保管施設、又は本法に対する違反が発生する虞があると登録官若しくは担当官が疑う合理的な根拠がある場所に立ち入り、何れかの者の輸送機関内に進入し、輸送機関の所有者若しくは操縦者に本法の執行として検査を行うためかかる輸送機関を停止若しくは駐車するよう命じ、本法上押収の可能な証拠若しくは財物を捜索若しくは押収し、また逮捕を実行する。
(a) 上記の場所又は輸送機関において重い犯罪が発生した場合
(b) 重い罪を犯した者が追跡中に逃亡した場合、又はかかる者が上記の場所若しくは輸送機関内に隠れていると疑う重大な根拠がある場合
(c) 本法に基づく押収可能な証拠又は財物が上記の場所又は輸送機関内にあると疑う合理的な根拠があり、捜査令状の取得の遅延によりかかる証拠又は財物が移動され、隠蔽され、破棄され又は元の状態から改変される虞があると信ずべき合理的な理由が存する場合
(d) 逮捕されるべき者が上記の場所又は輸送機関の所有者であり、逮捕令状を取得して逮捕を実行する場合、又は逮捕令状を要せずして逮捕が可能である場合
かかる目的上、登録官又は担当官は、事業主、輸送機関の所有者若しくは操縦者又はその他の関係人に対し、会計帳簿、登録書類又はその他の文書若しくは証拠の提出を照会又は要求する権限を有するものとし、また上記の場所又は輸送機関内の者に対して必要な行為を命じることができる。
(2) 本法の規定に対する違反が発生したと信ずべき明白な証拠が存在する場合において、その違反に関連する商品、車両、文書又はその他の証拠を押収又は没収すること。かかる場合、登録官又は担当官は 3 日以内にその旨を長官に報告して承認を得るものとし、また内閣の承

認を得て長官が定めた規則及び手続に従うものとする。

＜著作権法 B.E. 2537（1994）＞
第 67 条
本法施行のために、担当公務員は刑法典に定める公務員であり、次の権限をもつ。
(1) 本法に定める違反行為がなされる合理的な疑いがあるとき、物品を捜索し若しくは検査するために、誰のものであれ、その建物、事務所、工場若しくは倉庫に、日の出から日没の間、又はその場所における勤務時間内に立ち入ること、又は輸送機器に立入ること。
(2) 本法に定める違反行為がなされる合理的な疑いがあるとき、争訟提起のために、違反行為に関する文書若しくは資料を差押え又は押収すること。
(3) 何人に対しても、証拠、会計簿、文書その他の証拠が、本法に定める違反行為の発見若しくは違反行為を証明するための証拠として有用であると考えられる合理的な疑いがあるとき、証言又は会計簿、文書その他の証拠の提出を命ずること。
　何人であれ、担当公務員の業務に適切に協力しなければならない

＜行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関＞
行政上、公表が可能な場合、権利の侵害を監督する行政機関（権利侵害品を押収する行政機関）は、タイ商務省知的財産局の知的財産取締局である。

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り　（商標法、著作権法）

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

最終的に有罪となり懲役刑の判決を受けた者は、刑罰を受けなければならない期間中、または罰則の言い渡しから 5 年以内に再び何らかの違反を犯し、裁判所が再犯として懲役刑を言い渡す場合（刑法 92 条）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜刑法＞
第 92 条
最終的に有罪となり懲役刑の判決を受けた者は、刑罰を受けなければならない期間中、または罰則の言い渡しから 5 年以内に再び何らかの違反を犯し、裁判所が再犯として懲役刑を言い渡す場合、そのような者に対して科される罰則を、その再犯に関しては法廷が規定する罰則の 3 分の 1 増分した罰則を科す。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

商標法および著作権法に関係する違反の再犯については 2 倍の罰則が科される。

特許法および通商競争法にはこのような規定は見つからないが、刑法では、有罪となり懲役刑が科される再犯に関しては、刑罰を 3 分の 1 増分することが認められており、裁判所では再犯に関しても懲役刑を科す。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞
第 113 条 本法に基づいて違反を犯した者がその処罰の言渡しから 5 年以内に再び本法に基づく違反を 犯した場合、倍の処罰を受けるものとする。

＜著作権法 B.E. 2537（1994）＞
第 73 条
本法に定める違反行為を犯し、制裁を受けた者が、その刑から開放された後 5 年以内に本法に定める違反行為を更に犯したときは、その違反行為につき定められた刑の 2 倍の刑が科せられる。

＜刑法＞
第 92 条
最終的に有罪となり懲役刑の判決を受けた者は、刑罰を受けなければならない期間中、または罰則の言い渡しから 5 年以内に再び何らかの違反を犯し、裁判所が再犯として懲役刑を言い渡す場合、そのような者に対して科される罰則を、その再犯に関しては法廷が規定する罰則の 3 分の 1 増分した罰則を科す。

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

特になし。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1） 行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り
押収された証拠品に関する特別捜査局規制が存在し、この規則は関係する行政機関によって適用される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜判決または裁判所命令 B.E. 2550 により領置された証拠品に関係する手順に係る特別捜査局規制＞

「本規制第 3 項
～証拠品に関係する手順とは、証拠品を競売にかけてその収益金を公庫に収納すること、証拠品を政府が利用すること、及び証拠品を処分することを検討することを意味する～」

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

（処分方法）
（d）その他（商品の破砕）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
権利侵害行為による侵害者の全ての商品は没収される。裁判所が適当と判断した場合、裁判所は当該商品の頒布を防止する他の方法あるいは当該商品の破壊を命じることができる。（特許法 77 条の 4）
タイ商標法に違反する行為で、販売のためタイ国に輸入された物品、若しくは販売のため所有されていたすべての物品は、判決に基づいて処罰された者の有無を問わず、すべて没収される。（商標法 115 条）
違反者の所有物であるものは、著作権者又は実演家の権利を有する者に帰属するものとする。違反して使用されたものは没収される。（著作権法 75 条）

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

規定なし。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

規定なし。
破棄にかかる費用を誰が負担するかを規定する特定の法や規制は存在しないが、これにかかる費用は所轄政府機関が負担するというのが当方の見解である。実際は、所轄機関に予算が不足する場合、民間セクターに財政面での支援を求めることがある。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

規定なし。

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
破棄にかかる費用を誰が負担するかを規定する特定の法や規制は存在しないが、これにかかる費用は所轄政府機関が負担するというのが当方の見解である。実際は、所轄機関に予算が不足する場合、民間セクターに財政面での支援を求めることがある。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
製造機器の押収は、実際は裁判所令状の受領をもって行われるが、裁判所が令状を発行するのは、その製造機器が侵害行為を行うために特定的に使用されていることを明確に証明できる場合だけである。

（汎用設備の没収の可否及び要件）
押収できるのは侵害行為を行うために特に使用されている製造機器のみである。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（b）無し

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（b）無し

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（b）無し
知的財産関係違反に対応するそのような制度は存在しない。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（b）無し

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（b）不可能

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
法には商標を制限する行為について罰則が定められている。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞
タイで登録されている他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章を、当該他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章であるかの如く公衆を欺瞞するために模倣した者に対しては、2 年以下の禁固若しくは 20 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標

権」の範囲についての規定の有無

―

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

―

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲の有無。ある場合には、その基準・範囲

（a）有り 商標の侵害は、他の者の商標を、商標法第 4 条に定義するように商標として使用した場合に限る。商品の特徴や品質を示すための誠実な商標の使用は商標侵害とはみなされない。 （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） ＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞ 第 4 条 「商標」とは、その商標の所有者の商品が他人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する、又は使用を意図する標章を意味する。 第 47 条 本法に基づく登録は、何れかの者による人の姓名若しくは営業地名又は営業上の前任者の営 業地名の善意による使用、又は、商品の性質又は品質の善意による記述の使用を妨げるものではない。

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

＜最高裁判所決定 No. 547/2538＞ 「インク粉末カートリッジの包装及び付されたラベルに『MITA』という文字が表示されていたものの、被告のカートリッジには『MITA に使用するためのトナー』と明示されていた。これは顧客に、被告の商品が MITA 商品に使用できる旨を理解させる文言であった。消費者は、被告の商品が原告の商品ではなく、単にそれを原告の商品に使用できるものであることを十分に承知していた」。

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲の有無。ある場合には、その基準・範囲

（b）無し 事業看板における他者商標の無許可使用について特に規定する規定はない。この判断はその使用が商標侵害に該当するかどうかによる。商標侵害である場合は、商標所有者はそのような使用に対して侵害訴訟を起こすことができる。

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（b）無し
存在しない。広告が商標の使用とみなされると明確に規定する規定はないが、タイ国における商標使用を証明するうえで広告の証拠としての使用を認める規制は存在する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜B.E. 2534 商標法第 7 条 3 項による独自性の証拠の基準に関する商務省通知＞
「2. 標章を冠して使用される商品、またはサービスの流通、流布、または宣伝により実現する独自性を証明するための、商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534 第 7 条 3 項によるところの基準は次の通りである：
(1) 標章を冠した商品、またはサービスについてタイ国内の関連分野の市民が、その標章を冠した商品、またはサービスが他の商品、またはサービスとは異なることを知り、認識するに至るような流通、流布、または宣伝が一定期間継続的に行われる。
(2) 使用される標章がタイ国で広く知られるに至るような、商品、またはサービスの流通、流布、または宣伝が行われた場合、その標章がその種類の商品やサービスについて独自性を有するものとみなされる。

＜広く知られる標章の判定基準に関する商務省通知＞
「2. 広く知られる標章の判定では次の 2 点を基準とする：
(1) 標章を冠した商品、またはサービスについて、タイ国内の一般市民、または関連分野の市民が、十分に認識するに至るような流通、使用、または宣伝が行われること。

＜広く知られる標章の記録に関する知的財産局規制 B.E. 2548＞
「第 7 項　記録することができる広く知られた標章は次の条件を満たすこと：
7.1 …
7.2 …
7.3…
7.4 その商品・サービスについて現在まで流通を通じ継続的に使用されてきた標章、または使用もしくは宣伝されてきた標章、または何らかの手法にて誠実に使用されてきた標章」

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
そのような無許可使用が登録商標の侵害に相当する場合、違反者は商標法に基づく罰則の対象となるが、無許可使用が未登録商標の侵害に相当する場合、違反者は刑法に基づく罰則の対象となる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞
第 108 条

タイで登録されている他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章を偽造した者に対しては、4 年以下の禁固若しくは 40 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 109 条
タイで登録されている他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章を、当該他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章であるかの如く公衆を欺瞞するために模倣した者に対しては、2 年以下の禁固若しくは 20 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

＜刑法＞
第 272 条
商品、またはサービスが他者のものであるかのように市民を信じさせるために、商業行為を遂行するうえでその他者の氏名、姿、意匠、文言を使用する、またはこれらを商品、包装、被覆、宣伝、価格表、業務上の通信などに表示させる者、
自身の商業店舗が近隣に所在する他者の商業店舗であると市民が誤解する可能性がある方法で看板を模倣する者、
自身の商業に利益をもたらすことを目的に、他者の商業敷地、商品、産業、または商業の信用を落とすような虚偽の情報を流布、または普及する者は、1 年以下の懲役、または 2,000 バーツ以下の罰金、またはその両方の対象となる。
本条によるところの違反は示談可能な違反である。

第 273 条
他の者の登録商標を偽造する者は、その登録が王国内、または王国外で行われていることに関わりなく、3 年以下の懲役、または 6,000 バーツ以下の罰金、またはその両方の対象となる。

第 274 条
他の者の登録商標であるかのように市民を信じさせるために、その他者の商標を模倣する者は、その登録が王国内、または王国外で行われていることに関わりなく、1 年以下の懲役、または 2,000 バーツ以下の罰金、またはその両方の対象となる。

3-5） 関連する代表的な裁判例

＜最高裁判所決定 No. 12540/2547＞
原告は「LEVI'S」の商標を冠した既製服の衣服を製造、流通していた。原告はその商品、つまり区分 25 ズボン類のためにその商標および翼型の意匠を登録していた。タイ国で登録された原告の翼型の意匠を、被告が真似たことは疑いのない事実であるとみなされた。
被告は、その意匠を使用することができるものと心から信じていたことから違反を犯す意図はなかったと主張するが、被告が 20 年にわたり服飾業に携わり、LEVI'S 真正のジーンズを見たことがあるはずであることから、その主張は認められることはなかった。このことから、被告は翼型の意匠が原告の登録商標であることを十分に認識していたとの結論に至った。原告は、登録された商品について当該標章を独占的に使用する権利を有していた。したがって、被告は原告の登録商標を故意に偽造し、偽造犯をなしたものとみなされ、懲役 1 年、罰金 300,000 バーツの刑が言い渡された。

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（b）無し
存在しない。侵害を理由に商標の撤回を可能にする規定はない。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（b）無し
存在しない。商標の登録が著作権侵害となる場合に登録を禁止する明示的な規定はないが、商標登記官は商標法第 8 条を挙げ、公序良俗に反することからその登録を禁止することはできる。

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（b）無し
存在しない。タイ国には商号のための特定の登録制度はないことから、商号の不法登録の改訂に関する規定は存在しない。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（b）無し
存在しない。タイ国には商号のための特定の登録制度はないことから、商号の登録の取り消しや変更を裁判所が行うための法規定は存在しない。
ただし、民商法第 18 条の規定により、商標所有者は自ら所有する商標が、他者の商号に無許可に盛り込まれることを取りやめさせるために裁判所に請願することができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜民商法＞
第 18 条
権利を有する者による名称の使用権に他者が異議を唱えた場合、または他者がその同じ名称を無許可で使用することにより権利を有する者に被害が及ぶ場合、権利を有する者はその他者に被害の軽減を要求することができる。被害の継続を停止させる場合は、その者は停止命令を申請することができる。

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（b）無し
存在しない。商号の強制的な変更、または廃止を可能にする法規定は存在しない。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する場合がある
輸出目的のためだけに他社の商標を使用する製造者は、その使用が侵害に該当する場合、状況によって第 108 条、または第 109 の規定により違反をなしたものとみなされると共に、商標法第 110 の規定による違反、つまり「流通目的での所有」とみなされる場合もある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞
第 108 条
タイで登録されている他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章を偽造した者に 対しては、4 年以下の禁固若しくは 40 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 109 条
タイで登録されている他人の商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章を、当該他人の 商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章であるかの如く公衆を欺瞞するために模倣し た者に対しては、2 年以下の禁固若しくは 20 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

第 110 条 (1) 第 108 条に基づいて偽造した他人の商標、サービスマーク、証明標章若しくは団体標章 を付した製品、又は第 109 条に基づいて模倣した他人の商標、サービスマーク、証明標章若 しくは団体標章を付した製品をタイに輸入し、頒布し又は頒布のため所持する者、
又は (2) 第 108 条に基づいて偽造した他人のサービスマーク、証明標章若しくは団体標章を使用 して、又は第 109 条に基づいて模倣した他人のサービスマーク、証明標章若しくは団体標章 を使用してサービスを提供し又はサービスの提供を申し出る者に対しては、 それらの条文で規定した通り罰する。

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

－

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

＜最高裁判所決定 No. 2788/2545＞
共同原告の言語標章「FOX-D」および意匠標章「BOSNY」はタイ国で登録されたものであった。したがって共同原告は、商標法 B.E. 2534 第 44 条に従って登録された商品についてこれらの商標を独占的に使用する権利を有していた。共同原告の許可なしに他者がこれら商標を商品に冠した場合、タイ国登録商標の偽造違反に相当する。使用する商標が共同原告

のものであるかのように市民を誤解させることを意図して、共同原告の登録商標と混乱を招くほど類似する状態に商標に若干の変更を加えた場合は模倣違反となる。
3 名の被告が製造する商品は全て国外に輸出され、タイ国では販売されていなかったとはいえ、被告の行為は第 108 条及び 109 条に規定される違反要件を満たす。
法廷はしたがって、商標法第 108 条及び 109 条と併せて第 110 条に基づいて罰する命令を下している。ただし、法廷は被告が行った一つの行為が法の複数の規定に違反することを鑑み、第 108 条と併せて第 110 条に規定する最も厳しい刑罰を科すことを命令し、さらに第 108 条および 109 条のそれぞれの規定にしたがった罰金刑も言い渡している。

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

登録の拒絶　（b）なし　　無効・取消（a）有り

（内容）
存在する。登記官命令による商標登録の日から 5 年以内であれば、商標所有者は自分が優先権を有するという理由で登録の取り消しを請願することができる。

規定の年数が経過した場合、商標法第 61 条により商標登録に対する標章取り消し請願を行うことができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞
第 61 条
利害関係人又は登録官は、登録時に商標が次にあてはまると思われるときは、商標登録の取消を委員会に請求することができる。
(1) 第 7 条に基づく識別性がない場合
(2) 第 8 条に基づく不登録事由に該当する場合
(3) 同じ分類の商品又は同じ性質の異なる分類の商品に関し他人によって登録された他の商標と同一である場合
(4) 同じ分類の商品又は同じ性質の異なる分類の商品に関するものであり、既に登録された他人の商標と商品の所有者又は出所に関して混同又は欺瞞を生じさせるほど類似している場合

第 67 条
第 40 条に基づく登録官の商標登録の決定の日から 5 年以内に、利害関係人は、所有者として 登録されている者よりも当該商標に関して優先する権利を有していることを証明できるときは、裁判所に当該商標登録の取消を請求することができる。 請求人が登録された分類の一部の商品に関してのみ優先する権利があることを立証できると きは、裁判所は、商品の登録を請求人が商標所有者に優先する権利を立証できない商品に限 定しなければなら

ない。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（a）有り
存在する。広く知られている状態を立証するために、必要な証拠として明示的に挙げる規定はないが、実際、標章の優先権を立証するためには、商標所有者はその商標の名声を立証する必要がある。

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（a）有り
存在する。登記官命令、または商標登録の日から 5 年以内であれば、商標所有者は優先権を有するという理由で登録の取り消しを請願することができる。ただし、標章が海外でのみ広く知られている場合は勝訴の可能性は低い。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法 B.E. 2543（2 号）により改正された商標法 B.E. 2534＞
第 61 条
利害関係人又は登録官は、登録時に商標が次にあてはまると思われるときは、商標登録の取消を委員会に請求することができる。
(1) 第 7 条に基づく識別性がない場合
(2) 第 8 条に基づく不登録事由に該当する場合
(3) 同じ分類の商品又は同じ性質の異なる分類の商品に関し他人によって登録された他の商標と同一である場合
(4) 同じ分類の商品又は同じ性質の異なる分類の商品に関するものであり、既に登録された他人の商標と商品の所有者又は出所に関して混同又は欺瞞を生じさせるほど類似している場合

第 67 条
第 40 条に基づく登録官の商標登録の決定の日から 5 年以内に、利害関係人は、所有者として登録されている者よりも当該商標に関して優先する権利を有していることを証明できるときは、裁判所に当該商標登録の取消を請求することができる。
請求人が登録された分類の一部の商品に関してのみ優先する権利があることを立証できるときは、裁判所は、商品の登録を請求人が商標所有者に優先する権利を立証できない商品に限定しなければならない。

＜刑法　274 条＞
他の者の登録商標であるかのように市民を信じさせるために、その他者の商標を模倣する者は、その登録が王国内、または王国外で行われていることに関わりなく、1 年以下の懲役、または 2,000 バーツ以下の罰金、またはその両方の対象となる。

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
存在する。知的財産局では、広く知られた標章の記録に関する知的財産局規制 B.E. 2005 という、広く知られた標章の記録に関する規制を制定している。

（認定基準）
記録が可能な広く知られた標章は次の条件を満たすこと：
1.1 商品およびサービス以外に使用された商標、サービスマーク、認証標章、団体標章、その他の標章、
1.2 登録、または未登録の標章、
1.3 記録申請の標章と同じ標章、
1.4 現在に至るまで誠実に、流通により商品またはサービスのために継続的に使用されている標章、または使用もしくは宣伝された標章、または手法に関わらず使用されてきた標章、
1.5 タイ国内の一般市民、または関連部門に携わる者がその標章を知り、十分に認識するに至るまでに、タイ国、または外国において善意に基づいて広く使用されてきた標章、
1.6 顧客の間で評判が確立されるに至るまでに使用されてきた標章、標章所有者が、直接、または代理人もしくは実施権者を通じて、タイ国内、または外国において使用する標章。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜広く知られた標章の記録に関する知的財産局規制 B.E. 2005＞
商務大臣が広く知られる標章の判定基準を規定した、広く知られる標章の判定基準に関する 2004 年 9 月 21 日付商務省通知による。
…
第 7 項
記録される広く知られた標章は次の条件を満たすこと：
1.1 商品およびサービス以外に使用された商標、サービスマーク、認証標章、団体標章、その他の標章、
1.2 商標は登録、未登録のどちらでも可、
1.3 記録申請の標章と同じ標章であること、
1.4 現在に至るまで流通により商品、またはサービスのために継続的に使用されている標章、または使用もしくは宣伝された標章、または手法に関わらず善意に使用されてきた標章、
1.5 タイ国内の一般市民、または関連部門に携わる者がその標章を知り、十分に認識するに至るまでに、タイ国、または外国において善意に基づいて広く使用されてきた標章、
1.6 顧客の間で評判が確立されるに至るまでに使用されてきた標章、
1.7 当該標章の利用は標章所有者により直接、または代理人もしくは実施権者を通じて、タイ国内、または外国においてなされるものである。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（b）無し
存在しない。盗用申請に際して利害関係者、または第三者に情報を提供する、このような制度は存在しない。

7-6）著作権登録制度の有無

（b）無し
存在しない。タイ国の著作権法では著作権は自動的に保護され、登録の必要ないが、著作権所有者の特定と所在を記録するための自主申請による著作権記録制度は存在する。

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（b）文字
外国語で構成される標章の登録申請には、その言葉の発音と意味を添付すること。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商務省規制 B.E. 2535＞
「... 第 12 項
申請登録の標章は、それが外国語である場合は、翻訳不可能な場合を除きタイ国語による発音と翻訳を添付すること。いかなる場合も、申請書に正しい発音と翻訳証明を示さなければならない」。

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（b）無し

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（a）方式審査と実体審査が有り

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

―

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り

特許法第 61 条および 64 条に登録意匠の無効化制度が設定されている。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜特許法 B.E 2535（第 2 号）及び B.E.2542（第 3 号）により改正された特許法 B.E.2522＞

第 61 条

出願が第 28 条を準用する第 65 条に基づいて公告され、意匠特許の登録及び付与の前に、その出願が第 56 条、第 57 条、又は第 10 条、第 11 条及び第 14 条を準用する第 65 条の規定に合致しないと思われる場合、長官は、この出願を拒絶しなければならない。担当官は、出願人及び第 31 条を準用する第 65 条に基づく異議申立人に当該決定を通知すると共に、その決定の写しを出願がなされた場所に掲示しなければならない。

長官が出願を拒絶し、さらに第 31 条を準用する第 65 条に基づいて出願に異議申立がなされ

た場合、長官は、第 32 条を準用する第 65 条に基づいてかかる異議申立の審査を行わなければならない。

第64条

第56条、第58条、又は第10条、第11条及び第14条を準用する第65条の規定に違反して付与された意匠特許は無効とする。

何人も、意匠特許の有効性について異議を申し立てることができる。当該意匠特許の利害関係人又は公訴官は、無効特許の取消を裁判所に請求することができるものとする。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（a）有り

規定要件が満たされることを条件に、意匠は通商競争法、または営業秘密法により保護される場合がある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜通商競争法 B.E 2542 (1999)＞

第 29 条

いかなる事業運営者も、他の事業運営者の事業運営を破棄、損傷、妨害、防止もしくは制限するような、自由かつ公正な競争を逸脱する行為、または他者の事業遂行を防止すること、

もしくは事業を終結させることを目的とした行為を行ってはならない。

＜営業秘密法 B.E. 2545 (2002)＞
第 6 条
本法によるところの営業秘密権の侵害とは、所有者の同意なしに、誠実な通商慣行に反する方法にて営業秘密を開示、剥奪、または使用する行為をいう。これをするとき、侵害者はこの行為が誠実な通商慣行に反していることを認識している、または認識するに足る合理的な理由がある者でなければならない。
第 1 項の誠実な通商慣行に反する行為には、契約違反、秘密の侵害もしくは秘密の侵害を誘導する行為、贈収賄、恐喝、詐欺、盗用、盗品の受領、または電子的もしくは他の方法によるスパイ行為が含まれる。

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り
存在する。偽造の防止と管理を目的に、政府では複数の通知および規制に基づいて国境管理制度を導入している。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関法 B.E. 2469 (1926)＞
第 27 条
税金未納品、制限品、禁止品、もしくは正当な税関手続きを経ていない商品を王国に輸入もしくは持ち込む者、またはこのような商品を王国外に輸出もしくは持ち出す者、またはこのような輸出入を手助けする者は、関税を含む商品価額の 4 倍の罰金、または 10 年以下の懲役、またはこの両方の対象となる。

＜商品輸出入法 B.E. 2522 (1979)＞
第 5 条
商務大臣は、経済安定、市民の利益、市民の健康、国家安全保障、公序良俗の維持、またはその他の国家利益を鑑み必要、または適当と判断した場合、閣議の承認を得たうえで、政府官報に下記事柄に関する通知を発する権限を有する：
(1) 輸出入禁止品の指定、
(2) ….

＜商品の輸出入に関する商務大臣通知 B.E. 2530、1987 年 10 月 14 日付＞
第 4 項

何人も、第 5 項（保護取得条件）に基づいて他者が保護を請求している商標を、模倣または偽造した標章が付された商品を領地から輸出、または領地へ輸入してはならない。

＜商品の輸出入に関する商務大臣通知（94 号）B.E. 2536 (1993)＞
第 3 項
何人も著作権で保護された他者の作品を復元した音声テープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータソフト、書籍、またはその他の商品を領地から輸出、または領地へ輸入してはならない。

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a）行われている

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権　（e）著作権

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権（e）著作権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
無し

○税関の職権による取締りの対象
無し

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（a）有り
存在する。国境対策管理面での保護を受けるための手続きが存在する。

（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）
＜税関登録手続の概要＞
国境対策管理による保護を申請する場合、権利保有者は商標局に申請を行う。続いて商標局は、その請求および保護されるべき標章の詳細について税関に通知を行う。この手続きが完了するまでに概ね 4～6 ヶ月かかる。

＜登録期間＞
商標登録期間と同じ

＜登録費用＞
無料

＜必要書類＞
① 申立書

② 権利者又は専用実施権者等の確認書類（登録原簿の謄本及び公報等、著作権で登録登録のない場合はその著作物が掲載された出版物など客観的に著作権者であることが判るもの）
③ 侵害の事実を疎明するための資料
④ 真正商品及び侵害疑義物品を識別するための資料
⑤ 代理権に関する資料（代理人による申立の場合には委任状）
⑥その他
税関の監視および国境対策管理のために商標／サービスマークの記録を申請する場合、下記の書面が必要となる：
- 公証人により認証され、依頼者の国のタイ王国在外公館により認証された委任状（参考のために当方が推奨する委任状の書式をここに添付）
- 公証人により認証され、依頼者の国のタイ王国在外公館により認証された会社登記謄本原本
- 依頼者の依頼により税関担当官が遂行する行為の結果発生する一切の損害について依頼者が責任を持つことを記載した書簡（参考のために当方が推奨する書簡の書式をここに添付）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標登記官通知（商標保護申請に関する規定、条件、基準、及び手続き）1987 年 12 月 28 日付＞
第 1 項
領地内、または領地外で合法的に商標を登録している商標所有者で、1987 年 10 月 14 日付 商品の輸出入に関する商務大臣通知 B.E. 2530 に基づいて商標の保護を受けようとする者は、本通知に添付される形式にて商標登記官に申請を行うこと。申請書は 1 商標ごとに 1 部作成すること。

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（b）有効ではない

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

国境対策管理を除き、裁判により差し止め命令を請求することができるが、裁判所が差し止め命令を発するのは、実際、明確な違反の証拠が存在し、そのような差し止め命令が発せられなければ損害が発生することを示す明確な証拠が存在する場合だけである。

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

税関へは領置日から 24 時間以内に回答する必要がある。通知は著作権についてのみ言及するものだが、この慣行は商標事案にも準用されている。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜税関局通知 No. 28/2536（他者の著作権を侵害する商品に関する規制）＞
第 1 項
著作権所有者、または著作権所有者の代理人が商品の保管と検査を申請した場合で、税関担当官が申請内容を許可した場合、税関担当官は保管を申請した者、輸出者、または輸入者に申請内容が許可された旨を遅滞なく連絡する。申請者は申請日付の 24 時間以内に来訪し、商品の検査を行うこと。

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

実際は、税関担当官が回答の若干の遅延を認めることが時としてあるが、これは個別の対応となる。輸入者／輸出者に損害が及ぶ場合は、そのような延長が認められないことがある。

5-3） 税関から権利者への開示情報

税関は権利保有者に下記情報を提供する傾向にあるが、これは個別の対応となる。
（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所
（c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
（d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載されているもの）
（e）知的財産の内容 （f）手続きをとる理由 （g）輸出・輸入差止申立ての有無
（h）疑義侵害物品のサンプル写真 （j）その他

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（b）無し

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

押収や処分にかかる費用を誰が負担するかを規定する特定の法や規制は存在しないが、これにかかる費用は所轄政府機関が負担するというのが当方の見解である。実際は、民間セクターからの申し入れに基づき、個別対応が行われているようである。

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（b）無し

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（b）必要無し

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

―

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b）無し

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

―

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

○具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜税関局通知 No. 28/2536（他者の著作権を侵害する商品に関する規制）＞

第 1 項

著作権所有者、または著作権所有者の代理人が商品の保管と検査を申請した場合で、税関担当官が申請内容を許可した場合、税関担当官は保管を申請した者、輸出者、または輸入者に申請内容が許可された旨を遅滞なく連絡する。申請者は申請日付の 24 時間以内に来訪し、商品の検査を行うこと。

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜税関局通知 No. 28/2536（他者の著作権を侵害する商品に関する規制）＞

第 1 項
著作権所有者、または著作権所有者の代理人が商品の保管と検査を申請した場合で、税関担当官が申請内容を許可した場合、税関担当官は保管を申請した者、輸出者、または輸入者に申請内容が許可された旨を遅滞なく連絡する。申請者は申請日付の 24 時間以内に来訪し、商品の検査を行うこと。

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（b）無し
通関停止期間についての規定はないが、実務上、税関係官は、TRIPS 協定の第 55 条の規定に基づいて差し止めを行う。従って、不正商標商品や著作権侵害物品の差し止め期間は差し止めの申し出の日から数えて 10 営業日の期間内

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（b）無し

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（b）無し

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（b）無し

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）
存在しない。そのような手段や施策は存在しない。オンラインでの侵害行為に対して講じられる措置は、物理的な侵害行為と同等のものとなる。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（b）無し
存在しない。当方ではこれを定めた規定の存在を認識していない。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（b）無し
存在しないが、刑事訴追を開始しようとする権利保有者は、そのような手続きを開始する前に、違反を立証する確固たる証拠を取得するために必要なあらゆる調査を実施することを推奨する。そうでなければ、裁判所／他の所轄機関がその主張を退け、被告人が権利保有者に反訴請求を行う可能性もあり、大きなリスクを伴うこととなる。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し
存在しない。ウェブサイトによる偽造品情報の発信を担当する審理官はいないが、知的財産局の監督下で知的財産権の執行を促進することを目的に設立された知的財産権侵害防止・抑制局事務所では、このような事態に遭遇した場合、またはそのようなウェブサイト上で報告があった場合、知的財産所有者／現地代理人に連絡することがある。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り
存在する。ウェブサイトがコンピュータ関連犯罪法 B.E.2550 第 14 条の規定に違反する場合、インターネットサービスプロバイダ（ISP）は、ただちにそのウェブサイトを遮断する措置をとることが求められる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜コンピュータ関連犯罪法 B.E.2550＞
第 14 条

以下の違反を犯す者は、5 年以下の懲役、または 100,000 バーツの罰金、またはその両方の対象となる：
（1）コンピュータシステムにコンピュータデータを入力する者で、そのコンピュータデータは第三者が所有するものである、または第三者が設計したものであると他の者を騙す目的で、第三者、または市民に被害を与える可能性のあるやり方で入力する者。
（2）国家の安全保証を脅かし、または市民に不安を抱かせる可能性のある方法で、誤ったコンピュータデータをコンピュータシステムに入力する者。
（3）公序良俗に関するわいせつコンピュータデータをコンピュータシステムに入力し、そのわいせつコンピュータデータを市民に閲覧可能にする者。
（4）コンピュータデータが上記（1）、（2）、または（3）に該当するものであることを知りながら、それを出版、または他者に送信する者。

（3）に規定するわいせつコンピュータデータが、18 才未満のわいせつ画像である場合、違反者は 2 年から 5 年の懲役刑、または 40,000 バーツから 100,000 バーツの罰金、またはその両方の対象となる。

第 15 条
自身が管理するコンピュータシステムにおいて第 14 条によるところの違反行為が行われていることを認識し、そのようなコンピュータデータをただちに削除する措置をとらないサービスプロバイダは、第 14 条に規定する同じ罰則の対象となる。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し
存在しない。商標侵害に関連して ISP にそのような責任を課す特定の規制は存在しない。

（3） 発信者情報開示制度の有無
3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（b）無し
存在しない。侵害事案において、送信者に関する情報の開示制度はない。

６．その他
（1） 市場管理者に関する規定
1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し
存在しない。市場管理者が偽造品の検査を怠り、それによりその市場に偽造品が出回る結果となった場合について、市場管理者に対して罰則や義務を科す法は存在しない。

（10）インド

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

（a）商標法　　（d）著作権法

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（a）商標法　　（d）著作権法

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）

罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容は下記表参照。親告罪。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

インド法においては、下記の表に記載されるように、1999 年商標法と 1957 年著作権法に知的所有権の侵害についての刑罰が規定されている。

＜1999 年商標法＞

条文	罪となる行為／刑罰の対象者	懲役／罰金
第 103 条	虚偽商標、取引表示等の使用の罰則 次に掲げる者については、詐欺の意思を有さなかったことを立証しない限り、6月以上、3年以下の懲役に処し、かつ、50,000ルピー以上、200,000ルピー以下の罰金を併科する。 (a) 商標を偽造した者、又は (b) 商品又はサービスに商標を不正使用した者、又は (c) 商標を偽造する目的で又は偽造のために使用する目的で、打型、版木、機械、板金若しくはその他の器具を製作し、処分し、又は所持する者、又は (d) 商品又はサービスに虚偽の取引表示を使用する者、又は (e) 第139条により、商品の製造若しくは生産の国若しくは場所、又は製造者若しくは注文者の名称及び住所の表示を付すことが必要とされている商品について、その国、場所、名称若しくは住所の虚偽の表示をする者、又	**6 月以上 3 年以下** 5 万ルピー以上 20 万ルピー以下

	は (f) 第139条により商品に付すべきことが必要とされている何れかの商品に使用された原産地の表示を偽造、変更、又は消去する者、又は (g) 本条に掲げた前記の何れかのことを他人にさせた者 ただし、裁判所は、判決に記載すべき十分かつ特別の理由により、6 月未満の懲役又は 50,000 ルピー未満の罰金に処することができる。	
第 104 条	虚偽商標若しくは取引表示を使用した商品の販売又はサービスの提供に対する罰則 虚偽商標若しくは虚偽取引表示を付した、又は第139条により商品の製造若しくは生産の国若しくは場所又は製作者若しくは注文者又は場合に応じてサービス提供の注文者の名称及び住所の表示を付することを必要とするにも拘らず、この表示を付さない商品若しくはその他の物を販売し、賃貸借し、販売のために陳列し、又は販売のために賃借し若しくは所持し、又はサービスを提供若しくは賃借する者は、次のことを立証しない限り、罰せられる。 (a) 本条に違反しないため一切の合理的な予防措置を講じ、自己が違反したとされたときにその商標若しくは取引表示が真正なものであること、又は商品若しくはサービスについて何らかの違反があったと疑う理由がなかったこと (b) 告訴人の要求により又は告訴人のために、自己が取得した商品若しくはその他の物又はサービスの取得先に関して自己の有する一切の情報を提供したこと (c) その他、その者が悪意でなく行動したこと これらが立証されない場合は、6月以上、3年以下の懲役に処し、50,000ルピー以上、200,000ルピー以下の罰金を併科する。 ただし、裁判所は、判決に記載すべき十分かつ特別の理由により、6月未満の懲役又は50,000ルピー未満の罰金に処することができる。	**6 月以上 3 年以下** 5 万ルピー以上 20 万ルピー以下

＜1957 年著作権法＞

条文	罪となる行為／刑罰の対象者	懲役／罰金
第 63 条	**以下を故意に侵害しまたは侵害を幇助する者は、6 ヶ月以上 3 年以下の懲役および 5 万ルピー以上 20 万ルピー以下の罰金に処する** **(a) 著作物に対する著作権、または** **(b) 第 53 条**(原著作物の複製物に対する再販売割当の権利)**が認める権利を除く、本法が認める他の権利。** **ただし、侵害が取引または事業の過程において営利のために行われたものでない場合には、裁判所は、判決において言及する適切かつ特別な理由により、6 ヶ月未満の懲役または 5 万ルピー未満の罰金を科することができる**	**6 月以上 3 年以下** 5万ルピー以上20万ルピー以下

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（b）無し

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容）

これらの法のもとでは「行政上の罰」として定義される特定の罰則はない。インドでは、救済措

置はとりわけ刑事そして民事の形をとる。刑事罰については上記に、民事救済についてはインターネット上の知的所有権の侵害に関する下記の章に示す。

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法	（2） 行政機関による摘発は不可能
（b）特許法	（2） 行政機関による摘発は不可能
（c）意匠法	（2） 行政機関による摘発は不可能
（d）著作権法	（2） 行政機関による摘発は不可能
（e）不正競争防止法	（2） 行政機関による摘発は不可能

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

1999 年商標法と 1957 年著作権法では「再犯」という用語が定義されていない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜1999 年商標法＞

第105条 再犯又は累犯に対する加重罰則

何人も第 103 条又は第 104 条違反により既に有罪の宣告を受けた者が前記違反で再度有罪を宣告されたときは、再犯及び各累犯について、1 年以上、3 年以下の禁固に処し、100,000 ルピー以上、200,000 ルピー以下の罰金を併科する。 ただし、裁判所は、判決に記載すべき十分かつ特別の理由により、1 年未満の懲役又は 100,000 ルピー未満の罰金に処することができる。 ただし更に、本法施行前にされた有罪宣告については、本条の適用上、これを認知しない。

＜1957 年著作権法　第 63 条 A＞

第 63 条に基づく罪により既に有罪とされた者が再びかかる罪により有罪とされる場合には、2 回目以降の罪については、1 年以上 3 年以下の禁固および 10 万ルピー以上 20 万ルピー以下の罰金に処する。

ただし、侵害が取引または事業の過程において営利のために行われたものでない場合には、裁判所は、判決において言及する適切かつ特別な理由により、1 年未満の懲役または 10 万ルピー未満の罰金を科することができる。

さらに、本条において、1984 年著作権（修正）法（1984 年第 65 号）の施行前の起訴は考慮しないものとする。

＜1971 年　法廷侮辱法＞
本法令では裁判所の命令に従わない者に対する禁固や罰則に関する規定を含める。

＜1971 年　法廷侮辱罪第 12 条＞
（1）本法令あるいは他の法令に明示される限りを除いて、法廷侮辱罪は最高 6 ヶ月にわたる単純な禁固刑、または、最高 2 千ルピーに上る罰金、またはその両方を、罰則として科すことが出来る。
容疑者が免責される、あるいは、裁判所が納得する弁明がなされ、刑の免除が与えられたことを条件とする。
説明：容疑者が誠意ある弁明を行った場合、それを限定あるいは条件つきだといった理由だけで却下してはならない。
(2)現在、施行されている法規制にかかわらず、裁判所は裁判所自身あるいはその傘下の法廷侮辱罪について、項目に定められている刑を超える刑を科してはならない。
(3)本条に含められる内容にかかわらず、民事侮辱罪の罪で個人が有罪となり、裁判所が罰金だけでは正義が成されず禁固刑が必要だとした場合、単純な禁固刑を科すのではなく、6 ヶ月を超えない妥当とする期間において民事刑務所での拘留を科すことが出来る。
(4)裁判所の請け負った件に関して有罪とされた者が法人であった場合、その侮辱罪が行われた時点において会社の責任者である、または、会社の事業運営に責任を負う者は、会社法人と共に侮辱罪の罪に問われる。またこの者に対し、裁判所の許可を得て、民事刑務所への留置という形で罰則を科すことが出来る。
本項にもかかわらず、侮辱罪が知らないところで行われた、あるいは、侮辱罪が起こらないよう相当な注意を行使したことを証明できる場合、その者は罰則について責任を負わないものとする。
（5）裁判所に対する侮辱罪が法人により行われた場合、それがその会社のディレクター・マネージャー・秘書、あるいは会社のその他の役員の承諾または黙認を得て、あるいは、注意義務違反により行われるならば、（4）項に含められる内容にかかわらず、会社のディレクター・マネージャー・秘書、あるいは会社のその他の役員もまた侮辱罪に問われる。また、裁判所の許可を得て、それらディレクター・マネージャー・秘書、あるいは会社のその他の役員に対し民事刑務所への留置という形で罰則を科すことが可能である。

説明：（4）と（5）項において、
(a)「会社」とは、事務所や個人の組合を含むすべての法人を意味する。
(b)「ディレクター」とは、会社との関連で、会社の共同経営者を意味する。

2-3）　具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

再犯及び各累犯について、1 年以上、3 年以下の禁固に処し、100,000 ルピー以上、200,

000 ルピー以下の罰金を併科する。

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

再犯者を簡単に起訴する傾向がある。そのメカニズムについては、上記２－２参照。
再犯の場合、違法行為の証明に関する取調べおよび手続きはすでに完了しているため、時間の短縮が図れる。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1） 行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

（処分方法）
（a）全件廃棄
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜1999 年商標法＞
第111条 商品の没収
(1) 何人かが第103条、第104条又は第105条の違反により有罪とされ、又は詐欺の意思を有していなかったことを立証して第103条若しくは第104条違反が無罪とされ、又は第104条(a)、(b)若しくは(c)に規定する事項を立証して同条の違反が無罪とされたときは、その者に有罪又は無罪を宣告した裁判所は、違反に使用し若しくはそれに関連し、又は前記の立証がなければ違反とされた筈の一切の商品及びその他の物を没収すべき旨を政府に命じることができる。
(2) 有罪の判決により没収が命ぜられた上、有罪の判決に対して控訴が提起されたときは、没収に対してもまた控訴が提起されたものとする。
(3) 無罪の判決により没収が命ぜられ、その命令に係る商品又はその他の物が50ルピーを超える価値を有するときは、控訴可能な場合の控訴裁判所に対して、没収を命じた裁判所の判決について、命令のあった日から30日以内に没収に対する控訴を提起することができる。
(4) 有罪の判決により没収が命ぜられたときは、その者に有罪判決を下した裁判所は、没収した如何なる物品も破棄すべき旨又は当該裁判所が適当と認めるその他の方法で処分すべき旨を命令することができる。

第135条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済
(1) 第134条に掲げた侵害又は詐称通用に対する訴訟において、裁判所が与える救済は、差止命令(裁判所が適当と認める条件があればそれに従う。)、並びに破棄又は抹消のため侵害

する貼札及び標章の引渡を求める命令を付すか否かを問わず、原告の選択による損害賠償又は不当利得の返還の何れかを含む。
(2) (1)による差止命令には、次の各号の何れかについての一方的差止命令又は中間命令を含むことができる。
(a) 書類の開示
(b) 侵害商品、書類、又は訴訟対象に関係するその他の証拠の保全
(c) 最終的に原告に対して裁定される損害、費用、又はその他の金銭的救済を回収する原告の能力に悪影響を及ぼす方法で被告が財産を処分し又は取り扱うことの制限
(3) (1)に拘らず、裁判所は、次に掲げる場合は、損害賠償(名目的損害賠償を除く。)又は不当利得の返還による救済を与えることができない。
(a) 商標侵害訴訟において、訴えられた侵害が証明商標又は団体標章に関連する場合、又は
(b) 侵害訴訟において、被告が次に掲げることを裁判所に納得させた場合
(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が登録を受けているものであること、又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び
(ii) 被告が当該商標に関する原告の権利の存在及び内容を知ったとき即座に、指定商品又はサービスについてその商標を使用することを止めたこと、又は
(c) 詐称通用訴訟において、被告が次に掲げることを裁判所に納得させた場合
(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が現に使用されているものであることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び
(ii) 被告が原告の商標の存在及び内容を知ったとき即座に、訴訟対象の商標の使用を止めたこと

＜1957 年著作権法　第 66 条＞
　本法に基づく罪を審理する裁判所は、罪を犯したとされる者が有罪とされるか否かを問わず、当該者の占有にある著作物の全てのコピーまたは全ての原版であって、侵害コピーまたは侵害コピーを作成するための原版とみられるものを著作権者に引渡すよう命じる、あるいはそのような侵害コピーまたは原版に関して裁判所が適当と認める方法による処分を命じることができる。

3-3)　廃棄する場合の廃棄方法

（廃棄方法）
破棄又は抹消のため侵害する貼札及び標章の引渡

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
3-2）の 1999 年商標法第 111 条、135 条、1957 年著作権法 66 条、知的財産権実施規則 11 参照。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

（規定上の負担者）
規定無し

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
1999 年商標法と 1957 年著作権法には費用負担者を特定する規定はなく、裁判所に命令された者が費用を負担する。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

（規定上の負担者）
規定無し

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
1999 年商標法と 1957 年著作権法には費用負担者を特定する規定はなく、裁判所に命令された者が費用を負担する。実際には、裁判所が異なる命令を出さない限り、原告が費用を通常負担する。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
この点に関連する 1999 年商標法第 111(1)と 115(4)条と 1957 年著作権法第 66 条には、要件の規定がある。下記参照。

（汎用設備の没収の可否及び要件）
可能

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1999 年商標法　第 111 条＞
(1) 何人かが第103条、第104条又は第105条の違反により有罪とされ、又は詐欺の意思を有していなかったことを立証して第103条若しくは第104条違反が無罪とされ、又は第104条(a)、(b)若しくは(c)に規定する事項を立証して同条の違反が無罪とされたときは、その者に有罪又は無罪を宣告した裁判所は、違反に使用し若しくはそれに関連し、又は前記の立証がなければ違反とされた筈の一切の商品及びその他の物を没収すべき旨を政府に命じることができる。
(2) 有罪の判決により没収が命ぜられた上、有罪の判決に対して控訴が提起されたときは、没収に対してもまた控訴が提起されたものとする。

(3) 無罪の判決により没収が命ぜられ、その命令に係る商品又はその他の物が50ルピーを超える価値を有するときは、控訴可能な場合の控訴裁判所に対して、没収を命じた裁判所の判決について、命令のあった日から30日以内に没収に対する控訴を提起することができる。
(4) 有罪の判決により没収が命ぜられたときは、その者に有罪判決を下した裁判所は、没収した如何なる物品も破棄すべき旨又は当該裁判所が適当と認めるその他の方法で処分すべき旨を命令することができる。

第 115 条(4)
警視補(deputy superintendent)又は同等階級以上の警察官は、(3)に掲げた何れかの違反が犯されたか、現に犯されているか又は犯される虞があると納得するときは、令状なしに、当該違反を犯すのに関係した商品、打型、版木、機械、板金、その他の器具又は物を捜査し、かつ、発見の場所を問わず、押収することができ、すべての押収物品は、可能な限り速やかに、一級治安判事又は場合に応じて首都圏治安判事に提出しなければならない。
ただし、警察官は、何らかの捜査及び押収をする前に、商標に関する違反に含まれる事実について、登録官の意見を得なければならず、かつ、その得た意見を順守しなければならない。
(5) (4)により押収の物品に利害関係を有する者は、当該押収から 15 日以内に、一級治安判事又は場合に応じて首都圏治安判事に当該物品の自己への返還申請をすることができる。当該治安判事は、申請人及び告訴人を聴聞の後、当該申請に関して適当と認める命令を発さなければならない。

＜1957 年著作権法　第 66 条＞
本法に基づく罪を審理する裁判所は、罪を犯したとされる者が有罪とされるか否かを問わず、当該者の占有にある著作物の全てのコピーまたは全ての原版であって、侵害コピーまたは侵害コピーを作成するための原版とみられるものを著作権者に引渡すよう命じる、あるいはそのような侵害コピーまたは原版に関して裁判所が適当と認める方法による処分を命じることができる。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

適切な法廷ごとに手続きが異なる。
片方の当事者の不在により裁判所が一方的命令を行う場合、侵害品が押収されるまでは、判決が損害を受けた当事者に知らされなくてもよい。しかし、両当事者がいる問題の場合、損害を受けた当事者は陳述を行う機会を与えられ、陳述を行い、判決及び命令は公開法廷において言い渡される。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜1908 年民事訴訟法命令 XX＞

(1)裁判所は、訴訟事件の審議の後、即座にあるいは可能な限り早く、公開法廷において判決を公表する。判決が将来公表される場合には、その目的のために日付を決定し、当事者または嘆願者に通知を行なう。

即座に判決が公表されない場合、裁判所は訴訟事件の審議が終了した日より 30 日以内に判決を公表するよう出来る限りの努力をするが、訴訟事件の例外的または特異な状況により現実的ではない場合は、将来判決を公表する日付を定めるものとし、その日付は通常審議の終了日より 60 日以内とする。定められた公表日は当事者または嘆願者に通知される。

(2)書面により判決が公表される場合、裁判所の各争点に関する決定と最終判決が読み上げられるだけで十分とし、裁判所が判決全てを読み上げる必要はない。

(3)最高裁により裁判官が特にその権利を与えられている場合、判決は公開法廷において速記者への口述筆記により公表してもよい。

このように判決が公開法廷において口述筆記により公表される場合、公表された判決の記録は、必要な修正が施された後、裁判官により署名され、公表された日付を記入し、記録の一部とされなければならない。。

＜1973 年刑事訴訟法 33 条＞

(1)原管轄権を有する刑事裁判所による裁判の判決は、裁判の終了直後あるいは当事者または嘆願者への通知が行われるところのそれ以後の時点において、審議を行なった裁判官により公開法廷において以下のように公表される。

(a)判決全文を交付する、または、

(b)判決全文を読み上げる、または、

(c)判決の本文を読み上げ、被告人あるいは嘆願者が理解できるようよう判決の内容を説明する。

(2)(1)の (a)項 に基づいて判決が公表される場合、 裁判官は判決が速記されるようにし、謄本とその全てのページに署名をし、公開法廷が判決を言い渡した日付を記す。

(3)(1)の(b)項あるいは(c)項に基づいて、判決もしくは判決の本文が読み上げられる場合、判決文は公開法廷の裁判官により日付を記入の上、署名される。判決文が自筆で記述されていない場合には、裁判官は判決文の全てのページを署名する。

(4)(1)の(c)項に基づく形式にて判決が公表される場合、判決の全文またはそのコピーが当事者あるいは嘆願者に無料で提供される。

(5)被告人が拘留されている場合、判決を傍聴するため出廷させる。

(6)被告人が拘留されていない場合には、罰則が罰金のみであり被告人の裁判中の出廷が免除されている場合、または無罪判決を受ける場合を除いて、裁判所の判決を傍聴することが

要請される。
被告人が二人以上いる場合で、判決日に一人以上が出廷していない場合、裁判官は、訴訟の処分が不当に延期されないよう、不在に関わらず判決を言い渡すことが出来る。
(7) 刑事裁判所の判決は、判決日または通知の判決場所における当事者または嘆願人の不在、当事者または嘆願人に対する判決日付や場所の通知に関する不作為、または不備のみを理由に無効とすることは出来ない。
(8) 本条にかかるいかなる内容も、465 条の規定を制限するよう解釈されるものではない。

規則 56 聴聞及び決定（※）
(1) 証拠が若しあればそれが完成されたとき、登録官は、聴聞の最初の日付を全当事者に通知しなければならない。当該通知は、通常は当該証拠の完成から 3 月以内にしなければならない。聴聞の日付は、最初の通知の日から少なくとも 1 月後の日付でなければならない。最初の通知の受領から 14 日以内に、出席を希望する当事者は、様式 TM-7 により、登録官に対してその旨を通知しなければならない。登録官に対して前記の期間内にその旨を通知しない当事者は、聴聞を受けることを希望しないものとしてこれを取り扱うことができ、登録官は、それに応じて行動することができる。
(2)聴聞延期の十分な原因が何れの当事者によっても示されないときは、登録官は遅滞なく当該事項を処理することができる。
(3)出願人が延期された聴聞の日に出席せず、かつ、TM-7 により聴聞に出席する自己の意思 を通知しなかったときは、当該出願は、放棄されたものとしてこれを取り扱うことができる。
(4) 異議申立人が延期された聴聞の日に出席せず、かつ、様式 TM-7 により聴聞に出席する自己の意思を通知しなかったときは、当該異議申立は、手続不足によりこれを却下することができ、当該出願は、第 19 条に従うことを条件として登録手続を進めることができる。
(5) 各延期事件においては、登録官は、当該事件の追加聴聞の日を指定しなければならず、当該延期により発生した費用又は登録官が適当とみなす割増費用に関する命令を発しなければならない。
(6)当事者の記録に存在する代理人又は弁護士が他の法廷に従事しているとの事実は、延期の理由にならないものとする。
(7) 如何なる理由によるものであっても当該事件に対処する弁護士若しくは代理人の病気又 はその無能力が延期理由に挙げられた場合は、登録官は、当該延期の付与を拒絶することが できる。ただし、当該弁護士又は場合に応じて代理人が適時に他の代理人又は弁護士を雇用することができなかった場合は、この限りでない。
(8) 登録官は、当該手続の当事者により抗弁書が提出されたときは、それを記録に留めなければならない。
(9) 登録官の決定は、書面をもって、当事者に通知しなければならない
（※ この規則は、手続きがキャンセルされた時も適用される。

＜2003 年知的財産控訴委員会（手続き）規則＞
規則 21
法廷による全ての判決の認証謄本は、手続きの当事者に通知される。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法 135 条で、書類開示について規定。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無
＜刑事罰・その他＞
5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（b）なし

6） 巧妙化事例への対策
6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）有り
（法的な対策の内容）
このようなケースに関する特定の規定は無いが、これらのケースは、1999 年商標法の第 103 条と 104 条、また 1957 年著作権法の第 63 条により取り扱われる。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害
1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1999 年商標法第 102(1)(a)は、商標所有者の承諾なしに商標、あるいは、虚偽的に類似した商標を製作した者は、商標の虚偽を行ったとみなすと規定する。

＜1999 年商標法＞
第102条 商標の偽造及び不正使用
(1) 次に掲げる何れかの者は、商標を偽造する者とみなす。
(a) 商標の所有者の同意を得ずにその商標又はこれと類似の標章を作成する者、又は
(b) 変更、追加、消去、又はその他の方法により真正の商標を偽造する者
(2) 次に掲げる者であって、商標の所有者の同意を得ていない者は、商品又はサービスに商

標を不正使用する者とみなす。
(a) 商品若しくはサービス又は商品の包装に他人の商標又はこれと酷似する標章を使用する者
(b) 商標の所有者の真正な商品以外の商品を包み、詰め込み、又は覆う目的で、所有者の商標と同一又は酷似する標章を付した包装を使用する者
(3) (1)に掲げた偽造された商標又は(2)に掲げた不正使用された商標は、本法においては、虚偽商標という。
(4) 商標の偽造又は商標の商品若しくはサービスへの不正使用に対する訴訟において、所有者の同意に関する立証責任は、被告が負う。

(上記に記述する)1999 年商標法第 103 条そして 104 条は、（虚偽的に類似した標章に関係する）第 102 条と併せて読まれるものとし、罰則について規定する。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

―

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

―

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1999 年商標法第 30 条（d）では、商標が、すでに当該商標が関係付けられている別の商品の一部を構成する、あるいはその付属品となる商品に関連して使用される場合、その商品が別の商品の一部を構成する、あるいはその付属品となることを示すために商標の使用が合理的に必要とされ、商標使用の目的ないし効果が、事実に反して、特定の人と商品とを結びつきを営利目的をもって示すものでないならば、登録商標が侵害されていることにはならないと規定している。
つまり、登録商標は、合理的に必要とされる場合においてのみ使用できる。

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

ホーキン・クッカー社　対　ムルガン・エンタープライズ（デリー高等裁判所）
議論の中心となったのは、1999 年商標法第 30(d)であった。裁判所は、被告人の商標の使用が、登録商標が過度に目立たせられていたため、侵害に相当するとした。問題となった商

品は他の生産者の商品に対しても使用可能であり、該当の登録商標の使用は、合理的に必要ではなかったとした。

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1999 年商標法第 2 条（m）は、標章を「デバイス、ブランド、表題、ラベル、チケット、名前、署名、単語、文字、数字、品物の形、包装、あるいは色の組み合わせ、またはいずれかの組み合わせ」を含めるものとして定義する。

従って、標章の定義に「名前」が含まれるため、登録標章の所有者の承諾、許可なく登録標章（商号や営業標も含める）を使用した場合、該当標章の侵害にあたるとされる。

1999 年商標法第 2 条(b)は「商標」を、図により象徴することが可能な、また、ある者の商品あるいはサービスを他の者のそれらと区別することが可能な標章であると定義し、品物の形、包装、色の組み合わせ、ないし以下のものを含みうるとする。

(i)XII 章（107 条を除く）との関連では、ある個人がその商標を使用する権利を所有者として持ち、営利目的をもって商品間あるいはサービス間に関連があることを示す目的で、もしくはそのように示そうとして、商品あるいはサービスに関し使用される登録商標あるいは標章、及び

(ii)本法の他の条項との関連では、ある個人が（その身元を示すか否かに関わらず）その商標を、所有者としてもしくは許可を受けた使用者として、使用する権利を持ち、営利目的をもって商品間あるいはサービス間に関連があることを示す目的で、もしくはそのように示そうとして、商品あるいはサービスに関し使用される、または使用されるよう提案される登録商標あるいは標章。また、証明商標あるいは団体商標も含む。

商標の定義には「標章」も含まれる。従って、他社の登録商標を営業看板に使用することは、下記に転載する 1999 年商標法第 29 条に規定される範囲・条件の定めにより、商標の侵害に相当する。

＜1999 年商標法　第 29 条 登録商標の侵害＞

(1) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者であって、その商標と同一又は類似の標章を、商標登録の指定商品若しくはサービスについて、当該標章の使用を商標として使用するものであると誤認される虞がある方法により、業として使用する者によって、侵害される。

(2) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者が、業として標章を使用し、その標章が、次の理由により公衆に混同を生じさせる虞があるか又は登録商標との関連性を有する虞があるときは、侵害される。

(a) 登録商標との同一性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの類似性、又は

(b) 登録商標との類似性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの同一性若しくは類似性、又は
(c) 登録商標との同一性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの同一性
(3) (2)(c)に該当する場合は、裁判所は、それは公衆に混同を生じさせる虞があるものと推定する。
(4) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者が、業として標章を使用し、それが次の標章であるときは、侵害される。
(a) 登録商標と同一又は類似の標章、及び
(b) 指定商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関して使用される標章、及び
(c) 登録商標がインドにおいて評判が高く、かつ、正当な理由のない標章の使用が当該登録商標の識別性若しくは評判を不当に利用し又はそれを損なう標章
(5) 登録商標は、当該登録商標を自己の商号若しくは商号の一部として、又は指定商品若しくはサービスを取り扱う会社の社名若しくは社名の一部として使用する者によって、侵害される。
(6) 本条の適用上、ある者は、特に次の場合は、登録商標を使用したものとする。
(a) 商標を商品又は商品の包装に貼付する場合
(b) 登録商標の下で、商品を販売のため申出し若しくは展示し、市場に出し、又はそれらの目的で貯蔵し、又は登録商標の下でサービスを申出し若しくは供給する場合
(c) 商標の下で商品を輸入し又は輸出する場合、又は
(d) 登録商標を営業文書又は広告に使用する場合
(7) 登録商標は、当該登録商標を、営業文書として商品に貼付け若しくは商品を包装するため、又は商品若しくはサービスの広告のために使用することを意図する材料に適用する者によって侵害される。ただし、その者が当該標章の適用時に、当該標章の適用が所有者又は使用権者により正当に授権されていないことを知っていたか又はそのことを信じるに足る理由があったことを前提とする。
(8) 登録商標は、当該商標の広告が次に掲げる場合は、その広告によって侵害される。
(a) 工業又は商業事項における善意の慣行を不当に利用し、かつ、それに反する広告、又は
(b) その識別性を損なう広告、又は
(c) 当該商標の評判に反する広告
(9) 登録商標の識別性の要素が語から構成され又はそれを含む場合は、商標は、それらの語の口頭使用、及び視覚的表現によって、侵害されることがあり、本条において標章の使用というときは、それに応じて解釈しなければならない。

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記 3-1 に記す 1999 年商標法第 29 条（6）参照。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1999 年商標法第 29 条(6)(d)は、登録商標を商業誌や広告に使用する場合、その者は登録商標を使用したと規定する。
1999 年商標法第 29 条(7)は、登録商標が商品やサービスの広告に使用される場合、その者が商標を使用した時点で申請が正式に許可されていないことを知っていた、あるいは、そう信じるだけの理由があったならば、これは登録商標の侵害にあたると規定する。
1999 年商標法第 29 条(8)は、広告が誠意ある行動を不当に利用し、これに背く場合、商標の独特の性質に対して害をなす場合または当該商標の評判を害する場合、登録商標が広告により侵害されたと規定する。
1999 年商標法第 29 条(9)は、登録商標の特徴となる要素が単語により構成されている、あるいは単語を含む場合、その単語を視覚表示と併せて口頭で使用する場合、登録商標の侵害となりえると規定する。
第 29 条は上記 3-1 に記載。

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
上記 3-1 において説明するように、「商標」の定義には「標章」も含まれるため、1999 年商標法第 103 条と 104 条に規定する商標の侵害に関する罰則は、第三者企業のビジネスマークや名前の不正使用についても適用される。
※1999年商標法第 103 条と 104 条上記に記載。

3-5） 関連する代表的な裁判例

なし
本件に関する刑事罰の審理判例はまだない。

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a）有り
（内容）
1999 年商標法第 57 条は、侵害を受けた者に、控訴委員会または登録機関に対し、商標登録の取り消し、あるいは登録内容の変更の申請を行なう権利を与える。登録が十分な要因なしに（例として、先立つ著作権が存在するにも関わらず商標が登録された場合）なされた場合も含む。

1999 年商標法第 11 条(3)(b)は、著作権法によりその使用を阻まれることを免れえない場合、その商標は登録されてはならないと規定する。
1957 年著作権法 45 条は、芸術作品の著作権登録を申請する場合、当該芸術作品がある商品またはサービスに関連して使用される、または、使用される可能性があるならば、芸術作品と同一または類似する商標の登録または申請がないという商標登録機関からの陳述および証明書が添付されなければならない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1999 年商標法第 57 条＞
第57条 登録の取消又は変更の権限及び登録簿の更正の権限
(1) 被害者から審判部又は登録官に対して、所定の方法により申請があったときは、審査審判廷は、登録簿にそれに関して記載されている条件の違反又は不履行を理由として、商標登録を取消又は変更するため、適当と認める命令を発することができる。
(2) 登録簿における登録事項の脱落若しくは省略、十分な理由なしにされた記載、誤って存続されている記載、登録簿における記載事項の誤記若しくは不備による被害者は、所定の方法により審判部又は登録官に対して、申請をすることができる。審査審判廷は、適当と認めるところに従い、登録事項を記載し、抹消し、又は変更すべき旨を命令することができる。
(3) 審査審判廷は、本条による手続において、登録簿の更正に関して決定することが必要又は適当である事項について、決定することができる。
(4) 審査審判廷は、所定の方法により当事者に通知し、かつ、聴聞を受ける機会を与えた後、職権で、(1)又は(2)に掲げた命令をすることができる。
(5) 審判部が登録簿の更正を命じるときは、更正通知を所定の方法により登録官宛てに送達すべき旨を指示しなければならない。登録官は、この通知の受領により、それに従って登録簿を更正しなければならない。

＜1999 年商標法第 11 条(3) ＞
(3) 商標は、次の法律により、インドにおけるその使用を防止すべきときは又はその範囲まで、登録されない。
(a) 業として使用される非登録商標を保護する法律(特に、詐称通用に関する法律)、又は
(b) 著作権法

＜1957 年著作権法 第 45 条＞
(1) 著作物の著作者もしくは発行者またはこれに対する著作権の保有者もしくはこれに利害を有する他の者は、著作権登録簿に当該著作物の明細を記載するよう、所定の書式にて所定の料金を添えて、著作権局長に対して申請を行うことができる。
ただし、物品に関連して使用されまたは使用できる美術著作物に関しては、申請書には、その旨の記載を含むものとし、また、1999 年商標法（1999 年第 47 号）第 4 条にいう当該美術著作物と同一または欺罔的に類似する商標が、申請人以外の者により当該法に基づき登録されておらず

またはかかる登録が当該法に基づき申請されていない旨の商標局長の証明書を添付するものとする。
(2) 著作権局長は、第(1)項に基づく著作物に関する申請を受領したときは、その適切とみなす審査を行った後に、当該著作物の明細を著作権登録簿に記載することができる。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1999 年商標法 11 条(3)(b

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）
1999 年商標法第 57 条は、権利を侵害された者に対して控訴委員会または登録機関へ商標の登録を取り消す、あるいは、登録内容の変更の申請を行なう権利を与え、登録が十分な根拠なく行われていた場合、それを消去することも含める。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1999 年商標法第 57 条は、上記 4-1 に記載。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
実際には、裁判所は商号の無効化または変更を命じることが出来る。さらに、控訴委員会による命令は、最高裁へ控訴することが可能であり、最高裁は当該命令の無効化または変更を判断することが出来る。

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（b）無し
裁判所が商号の無効化または変更を命じた場合、当該商標の登録者は（仮にそのような命令が実施される前までそのような変更・無効化について協力する意図のなかった登録者であっても）、その命令に従わなければならない。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内

容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する

（基準・内容）

1999 年商標法 56 条は、輸出される商品またはインド外で利用されるサービスに関連する商品に対する商標登録申請が、インド内において販売される商品または提供されるサービスに関係して行なわれたのであれば、これをインド内での商標使用とみなし、商標として認めている。そのため、登録された商標が登録されている正当な所有者の承諾なしに適用、添付されている場合、そのような取り扱いは登録商標の侵害とみなされる。

1999 年商標法 135 条は侵害や詐称通用に関する訴訟に対して次の救済措置を提供する : (i) 差し止め命令（裁判所が適切とする条件に基づくもの）、 (ii)損害賠償または不当利益の返還（原告が選択する）および／または、(iii) 廃棄または除去のための侵害ラベルや標章の引き渡し命令

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜1999 年商標法第 56 条＞

(1) インドから輸出される商品若しくはインド国外で利用されるサービスについてインドにおいて商標を使用すること、及びインドから輸出される商品又はインド国外で提供されるサービスについて、インド国内におけるその他の行為であって、インド国内で販売される商品若しくは提供されるサービス若しくはその他の方法で取引される商品又はサービスについて為されたときは、インド国内における商標の使用を構成すると認められるものは、かかる商品又はサービスについて商標を使用することが本法又はその他の法律に基づき重要である何らかの目的のための商標の使用を構成するものとみなす。

(2) 商標の使用者との間に何らかの取引上の関係が存在する商品又はサービスに登録商標を使用しても、前記の者又はその前権利者との間にはこれと異なる関係が存在したか又は現に存在する商品若しくはサービスについてその商標が以前から使用され、又は現に使用されているとの理由のみでは、誤認又は混同を生じる虞があるものとは、みなさない。

第 135 条

(1) 第134条に掲げた侵害又は詐称通用に対する訴訟において、裁判所が与える救済は、差止命令(裁判所が適当と認める条件があればそれに従う。)、並びに破棄又は抹消のため侵害する貼札及び標章の引渡を求める命令を付すか否かを問わず、原告の選択による損害賠償又は不当利得の返還の何れかを含む。

(2) (1)による差止命令には、次の各号の何れかについての一方的差止命令又は中間命令を含むことができる。

(a) 書類の開示

(b) 侵害商品、書類、又は訴訟対象に関係するその他の証拠の保全

(c) 最終的に原告に対して裁定される損害、費用、又はその他の金銭的救済を回収する原告の能力に悪影響を及ぼす方法で被告が財産を処分し又は取り扱うことの制限

(3) (1)に拘らず、裁判所は、次に掲げる場合は、損害賠償(名目的損害賠償を除く。)又は不当利得の返還による救済を与えることができない。
(a) 商標侵害訴訟において、訴えられた侵害が証明商標又は団体標章に関連する場合、又は
(b) 侵害訴訟において、被告が次に掲げることを裁判所に納得させた場合
(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が登録を受けているものであること、又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び
(ii) 被告が当該商標に関する原告の権利の存在及び内容を知ったとき即座に、指定商品又はサービスについてその商標を使用することを止めたこと、又は
(c) 詐称通用訴訟において、被告が次に掲げることを裁判所に納得させた場合
(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が現に使用されているものであることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び
(ii) 被告が原告の商標の存在及び内容を知ったとき即座に、訴訟対象の商標の使用を止めたこと

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

―

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

カデラ薬品　対　サミ　カテブ　（ボンベイ高等裁判所）
裁判所は、単に商品が輸出に限定されているという理由で標章所有者の所有権が商標使用上の損害を受けないわけではないとした。輸出商品はインド国民および市民の目にも触れる可能性がある。標章を含む表示ラベルの生産者、表示ラベルが付される容器の生産者、商品の運送者、また実際の輸出前または輸出中に商品を扱う関係当局員全員に商標は公開される。検査、品質管理、輸出の過程を通じて、侵害標章は社員、労働者、経営者その他多様な人々の目に触れることになるのである。

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

登録の拒絶　（a）有り　　無効・取消　（a）有り

（内容）
1999 年商標法第 11 条(10)に基づき、異議申し立てまたは改正手続きを扱う際、登録係は申請者・登録者の悪意を考慮するものとする。
更に、同法第 11 条は同一または類似標章への対応に関し規定する。第 11 条を下記に記載

する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1999 年商標法第 11 条＞
第 11 条 登録拒絶の相対的理由
(1) 第12条を除き、商標は、次のときは登録されない。
(a) 先の商標とのその同一性、及び当該商標が適用された商品又はサービスの類似性により、又は
(b) 先の商標とのその類似性、及び当該商標が適用された商品又はサービスの同一性若しくは類似性により、
公衆に混同を生じさせる虞が存在し、それが先の商標と関連する虞を含むとき。
(2) 商標であって、
(a) 先の商標と同一又は類似するもの、及び
(b) 異なる所有者の名義で先の商標が登録されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに対して登録されるべきものについては、
当該先の商標がインドにおける周知商標であり、かつ、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか若しくはそれを損なう虞があるときは又はその範囲まで、登録されない。
(3) 商標は、次の法律により、インドにおけるその使用を防止すべきときは又はその範囲まで、登録されない。
(a) 業として使用される非登録商標を保護する法律(特に、詐称通用に関する法律)、又は
(b) 著作権法
(4) 本条は、先の商標又は他の先の権利の所有者が登録に同意する場合における商標の登録を一切妨げるものではない。その場合、登録官は、第12条による特別の状況があるものとして当該標章を登録することができる。
説明－－本条の適用上、先の商標とは、次のものをいう。
(a) 登録商標又は第154条に掲げた条約出願であって、該当する場合は当該商標に係り主張された優先権を参酌して、当該商標の出願日より早い出願日を有するもの
(b) 商標であって、当該商標の登録出願日、又は該当する場合は当該出願に係り主張された優先日において、周知商標として保護される権利のあったもの
(5) 商標は、(2)及び(3)に規定された理由の1又は2以上に関する拒絶理由が異議手続において先の商標の所有者により提起されない限り、前記規定の理由によっては登録を拒絶されない。
(6) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するに当たり、商標を周知商標として決定するのに関連すると登録官が認める事実について、次の事項を含め、参酌しなければならない。
(i) 当該商標の使用促進の結果として得られたインドにおける知識を含め、公衆の関係宗派

における当該商標についての知識又は認識
(ii) 当該商標の使用についての期間、範囲、及び地域
(iii) 当該商標が適用される商品若しくはサービスについての博覧会若しくは展示会における広告又は宣伝及び紹介を含め、当該商標の使用促進についての期間、範囲、及び地域
(iv) 本法に基づく当該商標の登録又は登録出願についての期間及び地域であって、当該商標の使用又は認識を反映している範囲
(v) 当該商標に関する諸権利の成功裡の執行記録、特に、当該商標が当該記録に基づいて裁判所又は登録官により周知商標として認識された範囲
(7) 登録官は、商標が(6)の適用上、公衆の関係宗派において周知であり又は認識されているか否かを決定するに当たり、次の事項を参酌しなければならない。
当該商標が適用される商品又はサービスについて、
(i) 実際の又は潜在的な消費者の数
(ii) 流通経路に介在する人員の数
(iii) それを取り扱う業界
(8) 商標が裁判所又は登録官によりインドの公衆の少なくとも1の関係階層において周知である旨決定された場合は、登録官は、当該商標を本法に基づく登録のため周知商標であると認めなければならない。
(9) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するため次の何れも条件として要求することができない。すなわち、
(i) 当該商標がインドにおいて使用されていること
(ii) 当該商標が登録されていること
(iii) 当該商標登録がインドにおいて出願されていること
(iv) 当該商標が、
(a) インドにおいて周知であること、又は
(b) インドにおいて登録されていること、又は
(c) インドにおいてされた登録出願に係り、インド以外の管轄権の下にあること。又は
(v) 当該商標がインドにおける公衆全般に周知であること
(10) 商標登録出願及びそれに係る異議申立を審査するに当たり、登録官は、
(i) 同一又は類似の商標に対して周知商標を保護しなければならず、かつ
(ii) 商標権に影響を及ぼす、出願人若しくは異議申立人の何れかに含まれた悪意を参酌しなければならない。
(11) 商標が登録官に重要な情報を開示して善意で登録された場合、又は商標についての権利が本法の施行前に善意の使用を通じて取得された場合は、本法は、当該商標が周知商標と同一又は類似するとの理由では、当該商標登録又は当該商標使用の権利の有効性を一切害さない。

1999 年商標法 11 条は、57 条に定める、侵害された商標に関する取り消し・手続きの場合

に適用される。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（a）有り
（要件・内容）
申請の却下あるいは登録の無効化には、標章がインドでよく知られている必要がある。1999 年商標法 11 条の 6、7、8 そして 9 項は（上記に示される通り）商標がよく知られているか否かを判断する要素を規定している。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1999 年商標法 11 条 6、7、8、9 項

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（b）無し

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
（認定基準）
1999 年商標法の 9 条(1)は、申請日以前に商標がその使用により独特な性質を有する、または、広く知られた商標である場合、登録を拒否されないと規定する。
1999 年商標法第 11 条は、商標が既存のの商標と同一または類似しており、先の商標がかかわる商品またはサービスとは類似していない商品またはサービスとして登録する場合、先の商標がインドにおいて周知されている限り登録されないものとする。
（上記に記載する）1999 年商標法第 11 条 6、 7、 8 および 9 項は、商標が周知されているか否かを判断する要素を提供する。
更に、商標登録機関は、所有者が、商標が周知であることを証明する申請を行なった後、そのウェブサイト上に著周知の商標のリストを公開している。
周知された商標には認定基準があるが、防護標章登録制度は廃止された。しかし、インドの商標法では、防護標章と異なる場合、周知の商標は登録してもよい。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り
（a-1）著作権登録の必要性 （b）無し

（内容）
1999 年商標法第 21 条は、商標が宣伝された後に、該当商標の登録に対し異議を唱える機会を提供する。誰でも指定された期間内に、登録機関に対して商標の登録に対する異議を書面により提出することが出来る。
1999 年商標法第 57 条は、侵害された当事者が控訴委員会または登録機関に対し、十分な根拠なしに登録された、もしくは、不当に登録が残っている商標登録の作成、無効化、改正を申請する権利を提供する。
2002 年商標法規定 50 は、商標の登録に異議を唱える異議申立人に、異議の裏付けとして証拠を宣誓供述書の形で提供できるとする。本宣誓供述書が異議申立人による供述書でなければならないと特定する規定はない。異議申立人は、該当目的のために第三者の宣誓供述書を用いてもよい。
2002 年商標法規定 94 は、第三者による介入を規定する。もし、（登録所有者以外の）第三者が廃止または改善が申請されている登録商標に対して利害関係を主張する場合、その第三者は登録商標に対する利害関係の内容を陳述の上、介入の許可を申請することが出来る。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1999 年商標法＞
第21条 登録異議の申立
(1) 何人も、登録出願の公告若しくは再公告のあった日から3月以内、又は所定の方法により所定の手数料を納付して登録官に申請し登録官が許可した場合は総計1月を超えない追加期間内に、所定の方法により書面をもって登録官に対して登録異議の申立をすることができる。
(2) 登録官は、登録出願人に対して異議申立書の副本を送達しなければならない。出願人は、異議申立書の副本の送達を受けたときから2月以内に所定の方法により自己の出願を理由あるものとする答弁書を登録官に対して提出しなければならない。答弁書を提出しないときは、出願人は、当該出願を放棄したものとみなされる。
(3) 出願人が答弁書を提出したときは、登録官は、その副本を異議申立人に送達しなければならない。
(4) 異議申立人及び出願人は、証拠があるときは、所定の方法により所定の期間内に、登録官に対してそれを提出しなければならない。登録官は、それらの者の希望があるときは、それらの者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。
(5) 登録官は、必要と認めるときは関係者の聴聞及び証拠調の後に、登録の可否及び若しあれば登録に対する条件若しくは制限を決定しなければならない。登録官は、異議申立人が主張しない異議事由についても、参酌することができる。
(6) 異議申立人又は異議申立書の副本の送達を受けた後答弁書を提出した出願人が、インドにおける住所を有さず、営業も行っていないときは、登録官は、登録官に対する手続費用の

担保を提供すべきことを命じることができる。担保が遅滞なく提供されないときは、登録官は、当該異議申立又は場合に応じて出願が放棄されたものとして取り扱うことができる。
(7) 登録官は、請求があれば、異議申立書又は答弁書の誤記の訂正又は補正を、登録官が適正と認める条件を付して、許可することができる。

1999 年商標法第 57 条は、上記を参照。

＜2002 年商標規則＞
規則 50 異議申立を支持する証拠
(1) 異議申立人は、答弁書の写しを送達されてから 2 月以内又は登録官が請求に基づいて許可することがある後総計 1 月を超えない延長期間内に、自己の異議を支持して提示を希望する宣誓供述書の方式による証拠を登録官に提出するか、又は自己の異議申立を支持する証拠 を提出することは希望しないが異議申立書に記載の事実に依拠したい旨を登録官及び出願人 に対して、書面をもって通知しなければならない。異議申立人は、本項に基づいて登録官に 対して提出する証拠の写しを出願人に対しても送達し、かつ、当該送達について書面をもって登録官に通知しなければならない。
(2) 異議申立人が(1)に掲げた期間内に(1)に基づいて如何なる行動も一切しないときは、その者の異議申立は、放棄されたものとみなされる。
(3) (1)に掲げた 1 月の期間延長の申請は、同項に掲げた 2 月の期間満了前に所定の手数料を 添えて、様式 TM-56 によりしなければならない。

規則 94
登録所有者以外であって、規則 92 に基づいて行った申請に係る登録商標に利害関係を主張する者は何人も、様式 TM-27 により、自己の利害関係の内容を記述して、参加する許可を申請することができ、登録官は、(その必要があるときは)関係当事者を聴聞した後、当該許可を拒絶することができ、又は登録官が賦課することを適当と認める費用についての担保に関する誓約若しくは条件を含む諸条件を付して、当該許可を与えることができる。

7-6）著作権登録制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1957 年著作権法第 44 条から 50-A 条は、著作権の登録を取り決めている。しかし、著作権の登録は義務ではない。

＜1957 年著作権第 44 条＞
著作権局においては、著作権登録簿と呼ばれる、著作物の名称または表題ならびに著作者、発行者および著作権者の名称および住所ならびにその他所定事項を記載できる所定の書式

の登録簿を保管するものとする。
(1)著作物の著作者もしくは発行者またはこれに対する著作権の保有者もしくはこれに利害を有する他の者は、著作権登録簿に当該著作物の明細を記載するよう、所定の書式にて所定の料金を添えて、著作権局長に対して申請を行うことができる。
ただし、物品に関連して使用されまたは使用できる美術著作物に関しては、申請書には、その旨の記載を含むものとし、また、1999 年商標法（1999 年第 47 号）第 3 条にいう当該美術著作物と同一または欺罔的に類似する商標が、申請人以外の者により当該法に基づき登録されておらずまたはかかる登録が当該法に基づき申請されていない旨の商標局長の証明書を添付するものとする。
(2)著作権局長は、第(1)項に基づく著作物に関する申請を受領したときは、その適切とみなす審査を行った後に、当該著作物の明細を著作権登録簿に記載することができる。

第 46 条
著作権局においては、また、所定の著作権登録簿の索引を保管するものとする。

第 47 条
本法に基づき保管される著作権登録簿およびその索引は、全ての合理的な期間中閲覧に供されるものとし、何人も、所定の料金を支払いまた所定の条件に従って、当該登録簿または索引の写しまたは抄録を作成することができるものとする。

第 48 条
著作権登録簿は、これに記載された明細についての一応の証拠となるものとし、また、これに記載された明細の写しまたはその抄録とされる文書であって著作権局長が認証し著作権局の印を押されたものは、さらなる証明または原本の提出なく全ての裁判所において証拠として採用できるものとする。

49 条
著作権局長は、所定の場合においては所定の条件に従い、以下のとおり著作権登録簿を修正しまたは変更することができる。
(a)名称、住所もしくは明細の錯誤を訂正すること、または
(b)偶発的な過誤もしくは欠落により生じた他の錯誤を訂正すること。

第 50 条
著作権審判委員会は、著作権局長または被害者の申請があれば、以下のとおり著作権登録簿を訂正するよう命じるものとする。
(a)登録簿において誤って省略された記載を行うこと、
(b)登録簿において誤って記入されもしくは記載されている明細を削除すること、または

(c)登録簿における錯誤もしくは瑕疵を訂正すること。

第 50 条-A
著作権登録簿に行われた各記載または第 45 条に基づき記載された著作物の明細、第 49 条に基づき当該登録簿にて行われた各記載の訂正および第 50 条に基づき命じられた各訂正は、著作権局長が官報またはその適切とみなす他の方法により公表されるものとする。

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（b）文字
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
2002 年商標規則の規則 33 では、商標がヒンディー語あるいは英語以外の単語を含む場合、同語の英語あるいはヒンディー語の音訳および翻訳を添付するものとする。

＜2002 年商標規則　規則 33＞
商標がヒンズー語又は英語以外の言語による語を含むときは、願書様式及びその追加表示において、登録官の納得する程度まで英語又はヒンズー語による各当該語の十分な音訳及び翻 訳を裏書しなければならず、各裏書には、当該語が属する言語名を記載し、かつ、出願人又 はその代理人が署名しなければならない。

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
これら全ての規定は商標法と関連している。他に不正ブランド表示に関する規定を含めた 1940 年医薬品化粧品法といった規制もあるが、これもまた商標法と関連している。

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（a）方式審査と実体審査が有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
2000 年意匠法に基づく検査方法はあるが、実質的もしくは形式上な検査を特定し、その違いを定義する規定はない。
2000 年意匠法第 5 条は、本法に基づき意匠が登録可能かどうかの検査を行うために、意匠の登録申請は意匠監査人によって意匠検査人に照会されるとする。
なんらかの不備がある場合、検査人は監査人にその旨を報告し、監査人は申請者に異議内容を伝える。異議内容への準拠の後においてのみ、申請は実質的な検査へと手続きが進められ

る。
実質的な検査は、提案された意匠が、(i)2000 年意匠法に定義される「意匠」か、(ii)新しい、または独創的か、 (iii) 一般の秩序またはモラルに対し有害か、または、(iv)インドの安全にとって有害か、によって判断される。

＜2000 年意匠法　第 5 条＞
(1) 何人かが新規性又は創作性のある意匠であって如何なる国においても先に公開されておらず、かつ、公序良俗に反していないものの所有者である旨の主張をして出願したとき、長官は、本法により意匠を登録することができる。 ただし、長官は、当該登録前に、出願について、当該意匠が本法及びそれに基づいて制定された規則により登録できるか否かに関して、第 3 条(2)により任命された審査官による審査に付託し、当該付託に関する審査官の報告書を検討しなければならない。
(2) (1)による各出願は、所定の様式で行い、かつ、所定の方法で特許庁に提出し、所定の手数料を添えなければならない。
(3) 1 意匠は、1 区分に限り登録することができ、意匠を登録すべき区分について疑義がある場合は、長官はその疑義を決定することができる。
(4) 長官は、適当と認めるときは、登録のため自己に提出された意匠の登録を拒絶することができる。ただし、その拒絶に対して不服がある者は、高等裁判所に上訴することができる。
(5) 出願人の不履行又は怠慢による不備のため所定の期間内に登録できなかった出願は、放棄されたものとみなす。
(6) 意匠が登録されるときは、登録出願日の時点で登録されたものとする。

＜2001 年意匠規則　規則 18＞
規則18 拒絶理由
(1)法第5条(1)にいう出願に関する審査官の報告書の検討により、長官が何らかの拒絶理由を認め、それが出願人に不利なものであるか又は出願について何らかの補正を必要とするときは、当該拒絶理由通知書を出願人又はその代理人に送付しなければならず、出願人又はその代理人が庁の拒絶理由通知の日から3月以内に拒絶理由を解消し又は聴聞を申請しない限り、出願人は、その出願を取り下げたものとみなされる。
ただし、拒絶理由解消の期間は、出願日から6月を超えない。出願人又はその代理人は、定められた６ヶ月の期間が満了する前に、付則1の指定手数料を納付して様式 18に基づく期間延長を請求することにより、3ヶ月を超えない期間について延長をすることができる。
(2) 出願人若しくはその代理人が当該拒絶理由通知書の送付の日から3月以内に(1)に基づき聴聞を申請したとき、又は当該出願人が再出願したか否かを問わず、長官がそうすることが望ましいと認めたときは、長官は、規則21に規定の出願完了のための残存期間に鑑みて聴聞の日付を決定する。
(3)(2)に基づき聴聞が決定したときは、出願人は、当該決定について少なくとも10日の予告

又は事件の状況下で長官にとり適切と認められる更なる短期の予告により通知されるものとし、出願人は、当該聴聞に出席するか否かを速やかに長官に通知しなければならない。
(4)(1)、(2)及び(3)に基づいて必要となる聴聞は、可能なときはいつでも電話により認められ、その後ファクシミリ／Eメールにより詳細が通知される。
(5)出願人を聴聞の後、又は出願人が出席しなかったか若しくは聴聞を受けることを望まない旨を通知したときは聴聞なしに、長官は、適切と考えるところに従って、意匠を登録するか又は意匠の登録を拒絶することができる。

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

―

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ここでの質問は意匠局による無効化システムに関係すると仮定する。
2000 年意匠標章第１９条は、関係者は監査人へ意匠の登録の無効化を次の事由に基づいて申し立てることが出来るとする。そのような事由とはとりわけ、意匠が (i)以前に登録されている、 (ii)インド内において公表されている、 (iii)新しくない、もしくは、独創性がない、等である。
しかし、意匠標章第 19 条に基づく意匠の無効化が弁護に使われ、（地方裁判所において）事前に開始された訴訟または別の審議が在る場合、それら両方の審議（つまり、無効手続き及び訴訟）は、該当する州の最高裁に移管される。

＜2000 年意匠法第 19 条＞
(1) 利害関係人は、次に掲げる理由に基づき、意匠の登録後いつでも、意匠登録の取消申請を長官に提出することができる。すなわち、
(a) 当該意匠が先にインドで登録されている。又は
(b) 当該意匠が登録日前にインド又は何れかの外国で公開されている。又は
(c) 当該意匠が新規性又は創作性のある意匠ではない。又は
(d) 当該意匠が本法によれば登録可能ではない。又は
(e) 当該意匠が第 2 条(d)で定義した意匠ではない。
(2) 本条に基づく長官の命令に対しては高等裁判所に上訴し、長官は、いつでも当該取

消申請を高等裁判所に付託することができ、高等裁判所は、このように付託された申請について決定しなければならない。

第 22 条（4）
(4) (2)の第 2 ただし書に拘らず、第 19 条により意匠登録が取り消される理由が、(2)による救済を求める訴訟又はその他の手続において、(3)による抗弁の理由として援用された場合は、当該訴訟又は前記その他の手続については、当該訴訟又は当該他の手続が係属している裁判所から判決を得るため高等裁判所に移管される。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（b）無し

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1962 年税関法によれば、知的財産を侵害する商品の輸入または輸出は禁止されている。1962 年税関法第 11(2)(n)は、特許、商標、著作権に違反する商品の輸入または輸出を禁止する権限を中央政府へ付与するものである。トランジット中の商品に関係する税関法第 53 条は、1962 年税関法第 11 条の規定に準拠する。インド政府は、国境における知的財産権保護の法令および行政のガイドラインを強化するために「2007 年（輸入に関する）著的財産権施行規定」（「税関 IPR 規定」）を通知した。しかし、税関 IPR 規定は輸入に限定され、輸出は範囲外となる。不正商品の輸出を禁止するため、所有権者は税関局に対し不正商品の輸出を禁止する裁判所命令を入手することが出来る。

税関 IPR 規定、規定 7

(1)(a)税関長官あるいは副長官は、権利者の通知に基づき、輸入商品が知的財産権を侵害している恐れがあるとする根拠がある場合、商品の通関手続きを差し止めることが出来る。

(b) 税関長官あるいは副長官は、自己の判断により、輸入商品が知的財産権を侵害する商品だという推定的証拠もしくは合理的理由がある場合、商品の通関手続きを差し止めることが出来る。

(2)税関長官または副長官は、輸入者そして権利者または輸入者そして権利者の公的代理人に対して、通関手続きの差し止めと差し止め理由について速達での手紙または電子メールで、即座に通知する。

(3) 侵害品と思われる商品の通関手続きが差し止められ、通関手続きの差し止め日から 10

日以内に権利者またはその公的代理人が本案の審議に加わらない場合、1962 年税関法において商品の輸入に必要とされるその他の条件が全て満たされているならば、該当商品は解放されるものとする。
上記における 10 営業日という期限は、妥当なケースにおいて長官またはその代理として権限を付与されている職員により、後 10 日間延長できる。
(4) 税関長官または副長官が、自己判断において商品の通関手続きを差し止め、権利者が IPR 規定の規定３に基づく通知を行なわないまたは規定５における義務を果たさない場合、通関手続きの差し止め日から 5 日以内に、1962 年税関法における商品の輸入に関するその他の全ての条件が満たされていることを条件に、商品は解放されるものとする。
(5) 商品の通関手続きが差し止められた場合、税関当局は自己判断により、疑わしい商品が模造品、海賊版、その他知的財産を侵害しているかどうかを判断する目的で、権利者から技術的専門知識や施設を含め、情報もしくは補助を求めることが出来る。
(6) 税関長官または副長官が自己判断において商品の通関手続きを差し止め、権利者が規定３に基づく通知を行い、規定５の必要義務を果たしたが、権利者もしくはその公的代理人が通関手続きの差し止め日付から 10 営業日以内に本案の審議に加わらない場合、1962 年税関法におけるその他の全ての輸入に必要とされる条件が満たされていることを条件に、商品は解放されるものとする。
上記における 10 営業日という期限は、妥当なケースにおいて長官またはその代理として権限を付与されている局員により、後 10 日間延長できる。
(7) 知的財産権の侵害の恐れがある商品が生鮮食品である場合、通関手続きによる解放の差し止めは 3 営業日とされ、長官またはその代理として権限を付与されている局員が商品に影響がないと認めた場合において更に 4 日間延長できる。
(8)規定に含まれるいかなる内容にも関わらず、権利者もしくはその公的代理人による通知に基づき生鮮食品の通関手続きを差し止めた場合、権利者またはその公的代理人は、規定に定められているように 3 営業日または副規定（7）により延長された期間内に審議手続きに加わるものとする。また、税関長官または副長官がその独自裁断において生鮮食品の通関手続きを差し止めた場合、権利者は通知を行ない、保証を施行し、規定に定められているように 3 営業日または副規定（7）により延長された期間内に審議手続きに加わるものとし、これらを満たさない限りにおいて、商品は解放されるものとする。
(9)規定に定められているように 10 営業日または副規定（6）により延長された期間内に、生鮮食品の場合には規定に定められているように 3 営業日または副規定（7）により延長された期間内に、権利者またはその公的代理人が審議手続きに加わるならば、税関長官または副長官は、商品が知的財産権の侵害品であると信じる理由があり税関法第 111 (d)に基づいて押収を免れない場合、税関法第 110 に基づいて差し押さえることが出来る。

税関 IPR 規則、規則 11
(1)税関長官または税関副長官はその判断により、差し止められたもしくは押収された物品

が知的財産権を侵害すると認められ、1962 年税関法第 111(d)条に基づき没収の上、その決定に対して審理中の法手続きもない場合、税関長官または税関副長官は、権利者あるいはその代理人から「異議なし」または承諾を得た上で、公式な管理のもと物品を廃棄または通常の物流の範囲外で処分を行なうことが出来る。
税関長官あるいは副長官より提案される破棄方法について、通知を受けてから 20 日以内、または権利者の要請を受け長官により与えられた更なる 20 日を越えない期間内に、権利者もしくはその公的代理人が反対もしくは反応しない場合、権利者は税関長官あるいは副長官により提案された破棄方法について承諾をしたものとする。
物品が廃棄・処分されるまでの間に発生した廃棄・保管・留置にかかる費用は権利者が負担することを条件とする。
(2)改正されていない状態の知的財産の侵害品の再輸出は認められない。
(3)税関長官あるいは税関副長官は、自己判断にあるいは権利者の要請により、知的財産の侵害品が廃棄もしくは処分される前にサンプルを保管し、審理中または将来の訴訟に必要とされるであろう場合、それら侵害品サンプルを権利者または輸入者に提供することが出来る。

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a）行われている

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （e）著作権 （f）著作隣接権
（j）その他（地理的表示：税関での輸入のみ）

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
1962 年税関法は、税関局員に IPR を侵害する物品の輸出を禁止する権利を与えるが、輸出の差し止め命令を特定に規定しているわけではない。税関 IPR 規則でさえ、その範囲は輸入に制限されている。しかし、権利者は、裁判所からの命令を得ることにより税関局員が侵害品の輸出を禁止するよう要請することが出来る。下記の回答は本情報に基づいており、1962 年税関法の規制に限定される。

（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （e）著作権 （f）著作隣接権 （j）その他（地理的表示）

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
1962 年税関法は、税関局員に IPR を侵害する物品の輸出を禁止する権利を与えるが、輸出の差し止め命令を特に規定しているわけではない。税関 IPR 規則でさえ、その範囲は輸入に制限されている。しかし、権利者は、裁判所からの命令を得ることにより税関局員が侵害品の輸出を禁止するよう要請することが出来る。）

（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（e）著作権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（j）その他（地理的表示）

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（生鮮食品に関する手続きは迅速に処理されなければならない。）

○税関の職権による取締りの対象
税関に関する差し止め命令はないが、物品の解放を保留することがある。ここでは差し止めを意味すると解釈する。

（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（j）その他（地理的表示）

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（生鮮食料品に関連して、廃棄にかかる手続きは迅速な方法でなされなければならない。）

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵

便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

1962 年関税法は、税関局員が IPR を侵害する物品の輸出を禁止する権利を授けているが、輸出の差し止めを特定しているわけではない。関税の IPR 規則も、その範囲は輸入に限定される。しかし、権利者は、関税当局に対して、裁判所から命令を得ることにより侵害品の輸出を禁止するよう要請することが出来る。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
1962 年税関法は、税関局員に IPR を侵害する物品の輸出を禁止する権利を与えるが、輸出の差し止め命令を特に規定しているわけではない。税関 IPR 規則でさえ、その範囲は輸入に制限されている。しかし、権利者は、裁判所からの命令を得ることにより税関局員が侵害品の輸出を禁止するよう要請することが出来る。
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（a）有り
税関権利登録は、税関 IPR 規則に基づき許可されるが、この規則の範囲は輸入に限定されている。
知的所有権者は、税関長官あるいは知的所有権を侵害する物品が輸入される通関地の税関局員に通知を行い、知的所有権の侵害の恐れのある物品の解放を停止することを要請することが出来る。知的所有権者は、次のいずれかを提供する選択肢がある。(i)登録前に総括保証を行い、その後侵害品だとされる物品を阻止する通関地において委託に特化した保証を行なう、 (ii)中央型の保証を登録される通関地で行なう。これはインド中の通関地において有効とされる。
一定期間内に、長官は権利者に対して通知が登録されたか却下されたかを知らせるものとする。通知が登録された場合、長官は全ての税関局員にたいして速達手紙あるいは電子配達を通して通知の詳細を知らせるものとする。

（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）
① 申立書
② 権利者又は専用実施権者等の確認書類（登録原簿の謄本及び公報等、著作権で登録登録のない場合はその著作物が掲載された出版物など客観的に著作権者であることが判るもの）
③ 侵害の事実を疎明するための資料
⑥その他（上記に記す総括保証、損害賠償保証、担保金の保証等の書類そして物品の価格）

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（a）有効である
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
税関 IPR 規則の規則 4(2)は 2007 年 10 月 29 日の税関施行令通知　41/2007 号と併せて読むものとする。

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

税関 IPR 規則に基づく差し止め命令はないが、物品の解放の停止はある。ここでは、解放停止を意味すると理解する。
税関 IPR 規則の規則 8 から 10 に規定される手続き。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
8. 権利者による物品の検査
長官もしくは該当権利を付与された局員は、機密情報の保護に関して権利を侵害することなく、権利者と輸入者またはその公的代理人に通関手続きが停止となった物品を検査することを許可し、物品が海賊版、模造品、その他知的財産の侵害品か判断するための検査、試験、分析のために代表的なサンプルを提供できるものとする。
9.権利者への情報提供.
権利者からの要請に基づき、税関長官または副長官は、機密情報の保護に関して権利を侵害することなく、輸入者の名前と住所、また、通関手続きが停止となった物品の委託に関する追加関連情報も提供することが出来る。
10. 輸入者への情報提供.
権利者からの要請に基づき、税関長官または副長官は、機密情報の保護に関して権利を侵害することなく、権利者の名前と住所、また、通関手続きが停止となった物品の委託に関する追加関連情報も提供することが出来る。

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

税関局が物品の通関手続きを一時停止した場合：

(i) 権利者からの通知に基づく場合：権利者は通関手続きの停止から 10 日の間に、訴訟手続きに参加しなければならない
(ii) 税関局のイニシアチブによる場合：権利者は通関手続きの停止から 5 日以内に（税関 IPR 規則、規則３に基づき）通知を送付の上その他の条件を満たさなければならない。しかし、権利者が必要な通知を行い、その他の条件を満たした場合、権利者は通関手続きの停止から 10 日の間に訴訟手続きに参加すればよい。
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
税関 IPR 規則、規則 7(3) と 7(4)

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

税関 IPR 規則、規則 7(3)によれば、権利者による登録の場合、10 日間まで延長することが出来るとする。

5-3） 税関から権利者への開示情報

（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所
（c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
（i）その他（税関 IPR 規則、規則 8 によれば、税関局は権利者が押収された物品を検査することを許可する。）

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（a）有り
（規定上の負担者）
物品が廃棄あるいは処分されるまでの間に発生した廃棄・保管・留置にかかる費用は権利者が負担するものとする。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
税関 IPR 規則、規則 11(1)
物品が廃棄あるいは処分されるまでの間に発生した廃棄・保管・留置にかかる費用は権利者が負担することを条件とする。

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

権利者

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
税関 IPR 規則 5(a)：
権利保有者あるいはその正当な代理人は、税関当局の長官が損害と担保に対して妥当とする額で、輸入者・荷受人・物品の所有者・管轄権を有する当局を負債から守るため、また、本件について物品が廃棄・処分されるまでの間に発生した廃棄・保管・留置かかる費用を負担するため、税関長官に対し保証を実施するものとする。
2007 年 10 月 29 日付けの税関当局解説第 41/2007 は、担保金金が銀行保証もしくは定期預金という形でもよいとする。
2011 年 2 月 24 日に物品税関中央局より発表された（税関 IPR 規則に関する）解説第 10/2011 が定めるところでは、中央型の保証を実施する選択肢を権利者が選択する場合、権利者は、権利者が登録されている税関に対し中央型の保証金の 25%に当たる額の担保を提供する必要がある。

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（a）必要有り

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

○手続き毎の担保金について
＜担保金の算定方法＞
2011 年 2 月 24 日に物品税関中央局より発表された（税関 IPR 規則に関する）解説第 10/2011 が定めるところでは、集中保証を実施する選択肢を権利者が選択する場合、権利者は、権利者が登録されている税関に対し集中保証金の 25%に当たる額の担保を提供する必要がある。

＜担保金を算定する際に考慮する基準＞
（b）予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が負担する倉庫保管料の額に相当する額
（c）貨物の価値に相当する額

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b）無し
権利者は、登録された通関地に対し、インド中の通関地で有効とされる中央型の保証金を提供する選択肢があることに留意すること。

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

なし

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

2007 年知的財産権施行規則 7

○具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定

（e） その他（機密性を侵害することなく、税関当局は委託に関するその他の関連情報を提供することが出来る。）

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定

（e） その他（機密性を侵害することなく、税関当局は委託に関するその他の関連情報を提供することが出来る。）

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り

（内容）

権利保有者が所定の期間内に手続きに参加した場合において、副税関長が事件の実体につき判断したうえで、商品が知的財産権を侵害しており、関税法第 111 条（d）による没収を免れないと確信したときは、第 110 条に基づき当該商品を没収することができる（2007 年知的財産権施行規則 10）。

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（b）無し

開始から 1 ヶ月以内を目途

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

2007 年知的財産権施行規則 11

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1999 年商標法第 11 条（上記に記述）は、類似標の登録を禁止する。1999 年商標法第 29 条（上記に記述する）は、類似標の使用が侵害に相当すると規定する。さらに、1999 年商標法第 103 条そして 104 条(上記に記述する)は、第 102 条（上記に記述）と併せて読まれるものとし、虚偽的に類似した標章の使用について罰則や処罰を科す。

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

判例においては、他の商標と紛らわしい類似商標に当たるかどうかは、初めて見たときの印象を基準に、裁判所（または審判機関）が判断すべきであるとされた（判例：Corn Products v Shangrila AIR 1960 SC 142）。これまで数々の裁判において他の商標と紛らわしい類似商標の判断が行われてきており、判例法の形成を通じて、かかる判断の基準とすべき原則や要件が確立されてきた。

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（b）無し

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）

可能。警察、裁判長官などの行政機関は、アップロードした者もしくはインターネットサービスプロバイダに対して侵害を削除するよう強制できる。

（行政摘発・刑事摘発の別）

インドでは、「行政上の罰」として定義される強制措置はない。救済措置はとりわけ刑事そして民事の形をとる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

救済に関し下記に規定する。

法令	民事救済	刑罰
1999 年商標法 135、 103、 104、 115(4)	(a)差し止め命令 (b)損害賠償または不当利得の返還	上記に詳細な説明をする。
1957 著作権法 55、 63	(a)差し止め命令 (b)損害賠償または不当利得の返還	上記に詳細な説明をする
1970 年特許法 108	(a)差し止め命令 (b)損害賠償または不当利得の返還	該当せず
2000 年意匠法 22	(a)差し止め命令 (b)損害賠償	該当せず
1999 年地理的表示（規制と保護）法 67、 39	(a)差し止め命令 (b)損害賠償または不当利得の返還	次の者： (a)地理的表示の虚偽行為を行う者 (b)物品に対し地理的情報を虚偽的に表示する者 (c) 虚偽の地理的表示のための、またそれを行なうために使用される金型、ブロック、機械、プレート、その他の器機を製作、使用、または所有する者 (d)第 71 条において生産、製造地の国や場所の表示、またはその物品を製造したた生産者または依頼者の表示が要請される物品に対し、国、場所、名前、住所の虚偽表示を行なう者 (e)第 71 条において要求される物品の出所の表示に関して改ざん、変更または削除を行う者 (f)本条において上記に述べる事柄の原因となる場合 6 ヶ月から 3 年の懲役そして 5 万から２０万ルピーの罰金に処す。

上記に加え、裁判所は大抵の民事裁判について、裁判所長官/法廷管財人を指名し侵害者（または販売業者、配給業者、生産者）の敷地を訪問捜査し、侵害品を押収、没収、保管するよう指名する。

民事訴訟法　施行令 XL 規則 1 は管財人の指名を規定する。

管財人の任命：
(1) 裁判所にとり公正かつ便宜性のある場合、裁判所は次のように命令することが出来る。
(a)判決の前後にかかわらず、すべての所有物について管財人を指名すること
(b)所有物の所有あるいは保管からすべての者を除くこと
(c)管財人の 押収、所有、管理に対して同様とすること
(d)裁判の起訴あるいは弁護、所有物の実現、管理、保護、保存、改善、これらの貸借料や収益の収集、それら家賃や収益の適用と処理の権限を管財人に付与すること、また、所有者自身が有するのと同様に書類を作成する権利、あるいは裁判所が適切とするところの権限を管財人に付与すること
(2) 本施行令規則のいかなる内容も、裁判当事者に所有物の所有あるいは保管からある者をを除く権利がない場合に、裁判所にそれを行う権利を付与するものではない。

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1999 年商標法の 29 条

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1999 年商標法の 29 条（上記に記述する）はウェブサイト上の侵害を取り扱う。1999 年商標法 115 条と 135 条は、上記 1-1 で述べる救済を規定する。

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
知的所有権の侵害に対する刑罰は、上記で述べる商標や著作権に関してしか存在しない。救済については上記 1-1 を参照。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（a）有り

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
2000 年情報技術法の第 2 条(1)(w)において定義する「仲介者」とは、インターネットサービスプロバイダを含める。
情報技術省は、2000 年情報技術法に基づき、2011 年情報技術規則（仲介者ガイドライン）を導入した。（これを以下においては「仲介者規則」と称す）
仲介者規則の規則 3(4)によれば、（規則 3(2）に特定する）情報のホスティング、配信、保存を（自分でもしくは影響を受けた人を通して）知った後、特定される期間内にその情報を無効としなければならず、ユーザが仲介者のコンピュータ資源へのアクセスや使用を即座に停止し、規則に違反する情報を削除するする権利を有する。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（b）無し
実際には、裁判所は被害者（（例）権利を侵害された当事者）の要請を受け、侵害者の発信元を開示するよう命令することが出来るが、同様の事柄に関する特定の規定はない。

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し

（11）ロシア

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

（a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）

ロシア連邦の刑法では、下記の表に記載されるように、商標・特許・意匠・著作権について刑罰が規定されている。

一般に権利者が犯罪に関して警察又は検察に告訴を提出し、これに基づき刑事訴訟が提起される。ただし、自首や別の情報源からの犯罪の実行や計画に関する連絡を受けて、刑事訴訟を提起することもできる(ロシア連邦刑事訴訟法 140 条)。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

条文	罪となる行為 / 刑罰の対象者	懲役 /罰金
著作権と著作隣接権の侵害		
146 条(1)	著作の横領（盗用）の行為が著作者あるいは他の権利者に著しい損害 [大規模な] を与えた場合	最大 20 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の最大 18 ヶ月分の賃金あるいはその他の収入額の罰金、または、180 時間以上 240 時間以下の強制労働 1 年以下の矯正目的での労働、または、6 ヶ月以下の拘留
146 条 (2)	著作権または著作隣接権の対象物の違法使用、または、大規模な*販売のための偽造作品や複製レコードの購入、保管、輸送	最大 20 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の最大 18 ヶ月分の賃金あるいはその他収入の同等額の罰金、または、180 時間以上 240 時間以下の強制労働、または、2 年以下の矯正目的での労働、または 2 年以

		下の禁固刑
146 条 s (3)	本条 2 項に規定される行為が成された場合： - 組織だったグループまたは以前に協力したグループによって - 特に大きな規模で**、 - 公的な立場が利用された場合 注意） 本条に規定される行為は、偽造品や複製レコードの価値または著作権と著作隣接権の使用料が 5 万ルーブルを超える場合は大規模な(*)行為、25 ルーブルを超える場合は特に大規模(**)だとされる。	6 年以下の禁固刑に加え最大 50 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の最大 3 年分の賃金あるいはその他の収入額の罰金、あるいは罰金なしの禁固刑
開発者の権利の侵害と特許権		
147 条 (1)	発明・実用新案・産業意匠が不正に利用された場合、著作者あるいは申請者の同意なしに発明・有用性のあるモデル・産業意匠の重要な特質が暴露された場合、それらに関する情報の公式な発表が行われる前に著作権が不正に獲得された場合、あるいは共同著作権が強制された場合。	最大 20 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の最大 18 ヶ月分の賃金、あるいはその他収入の同等額の罰金、または、180 時間以上 240 時間以下の強制労働、または、2 年以下の禁固刑
147 条 (2)	事前の共謀に基づく集団、あるいは組織化された集団によってなされた同一の行為。	10 万から 30 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の 1～2 年分の賃金、あるいはその他収入の同等額の罰金、または、6 ヶ月以下の拘留、または、5 年以下の禁固刑
商標の不正使用		
180 条 (1)	商標またはサービスマーク、原産地表示、類似品に類似称号の不正使用が、繰り返し行なわれた場合、または多大な損害を起こした場合*。	最大 20 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の最大 18 ヶ月分の賃金、あるいはその他収入の同等額の罰金、または、180 時間以上 240 時間以下の強制労働、または、2 年以下の矯正目的での労働
180 条 (2)	ロシア連邦に登録されていない商標または原産地表示に関する警告表示の不正使用が、繰り返し行なわれた場合、または多大な損害を起こした場合*。	最大 120 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の 1 年分の賃金、あるいはその他の収入の同等額の罰金、または、120 時間以上 180 時間以下の強制労働、または、1 年以下の矯正目的での労働
180 条 (3)	本条の第一編と二編に規定される行為が、組織化された集団または事前の共謀に基づく集団によってなされた場合。 注意） 著しい損害(*) とは、認められる損害額が 150 万を超える損害とされる。	50 万から 100 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の 3 年から 5 年分の賃金、あるいはその他収入の同等額の罰金、または、6 年以下の禁固刑に加え、50 万ルーブル以下の罰金、あるいは、有罪となった被告人の 3 年以下の賃金、もしくはその他収入の同等額の罰金、あるいは罰金なしの 6 年以下の禁固刑

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（a）有り

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容）

ロシア連邦の行政違反法では、下記の表に記載されるように、商標・特許・意匠・著作権・不当競争に関する行政上の罰則が定められている。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜ロシア連邦行政違反法＞

条文	罪となる行為 / 罰則の対象者	懲役 /罰金
著作権と類似する権利、特許権と開発の権利侵害		
7.12 (1)条	その複製がロシア連邦の著作権あるいは類似する権利に関する法律で偽造とされているにもかかわらず、収益を得るために作品やレコードの複製が輸入・売買・貸し出し・不正利用がなされた場合。または、これら複製に表示されている作品や複製品の生産者または生産地、更に、著作権や類似権利に関する情報が虚偽である場合。さらに、本法14.33条2編において定められるケースは除いて、収益を得る目的での著作権や類似の権利が侵害された場合。	罰金： - 個人に対しては、1,500から2,000ルーブルの罰金及び模倣作品と複製品、複製に使用された材料・設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。 - 公務員対しては、10,000から20,000ルーブルの罰金と模倣作品と複製品、複製に使用された材料・設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。 - 法人に対しては、30,000から40,000ルーブルの罰金と模倣作品と複製品、複製に使用された材料・設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。
7.12 (2) 条	本法14.33条2編において定められるケースを除き、発明・実用新案・産業デザインが不正に使用された場合。発明・実用新案・産業デザインの重要な特質が著作者または申請者の同意なしに暴露された場合。発明権が横領された場合。共同開発権が強制された場合。	罰金： - 個人に対しては、1,500から2,000ルーブル。 - 公務員に対しては、10,000から20,000ルーブル。 - 法人に対しては、30,000から40,000ルーブル。
商標の不正使用		
14.10条	商標またはサービスマーク、原産地表示、類似品に類似称号が不正に使用された場合。	罰金： - 個人に対しては、1,500から2,000ルーブルの罰金と商標、サービスマーク、原産地表示を付した物品の押収。 - 公務員に対しては、10,000から20,000ルーブルの罰金と商標、サービスマーク、原産地表示を付した物品の押収。 - 法人に対しては、30,000から40,000ルーブルの罰金

		と商標、サービスマーク、原産地表示を付した物品の押収。
不当競争		
14.33 (1) 条	本法 14.3 条及び本条第 2 編で規定される行為を除き、不当競争が犯罪の特徴を有さない場合。	罰金： - 公務員に対しては、12,000 から 25,000 ルーブル。 - 法人に対しては 100,000 から 500,000 ルーブル。
14.33 (2) 条	冒頭に規定される不当競争は、知的活動、法人の個別化手段、生産・作品・サービスの個別化手段の相当する成果物が不正使用された商品が流通すること。	罰金： - 公務員に対しては、20,000 ルーブルの罰金あるいは 3 年以下の資格の剥奪。 - 法人に対しては、侵害なされた市場における商品（作品あるいはサービス）の侵害者による販売収益の 1-15%の罰金。ただし、100,000 ルーブル以下であってはならない。

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法　（2） 行政機関による摘発は不可能
（b）特許法　（2） 行政機関による摘発は不可能
（c）意匠法　（2） 行政機関による摘発は不可能
（d）著作権法　（2） 行政機関による摘発は不可能
（e）不正競争防止法　（2） 行政機関による摘発は不可能

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関＞
ロシア連邦憲法では、裁判所のみが模倣品（輸入者の個人財産）の押収の決定を下すことができる。行政機関には商品を没収する権限はないが、裁判所の決定が下されるまで一時的に、物品を押収することが出来る。そのため、全ての事例において、行政案件を担当している捜査当局は、その事例を裁判所に報告しなければならない。

憲法第 35(3)条は、「何者も裁判所による判決以外で財産を剥奪されるものではない。国のための財産の強制押収は、予備または完全な保証を伴って実施される必要がある。」

知的財産権を侵害する物品の押収について、裁判所が判決を行なう根拠となる法手続きや規則は、ロシア連邦行政違反法、ロシア連邦仲裁裁判法、ロシア連邦民事訴訟法によって規定されている。

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

ロシア連邦刑法第 18(1)条「再犯」によれば、意図的犯罪への有罪判決の履歴がある者が再び意図的に犯罪を行った場合、これは再犯とされる。そのため、法令は再犯について次の基準を制定している。

１．ある人間が別の時間にふたつ以上の罪を犯した場合。

２．それらの罪が意図的である場合。

３．その人間が、先に行なわれた犯罪について有罪判決の履歴を持つ場合。

ロシア連邦刑法第 18(5)条によれば、再犯は、刑法によって規定される根拠に基づいて、それによって規定される制限内で、より厳格な刑罰を必然的に伴うことになる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜ロシア連邦刑法＞

第 18 条 再犯

1.以前に意図的犯罪の犯罪履歴がある場合、意図的犯罪を行なった当事者が意図的犯罪を行なった場合、これは再犯とされる。

2. 以下の場合、再犯は危険犯罪とみなされる：

a) 意図的な犯行について有罪となり禁固刑を科される当事者が、以前に意図的犯罪に対して 2 回以上禁固刑を言い渡されている場合

b)重大な意図的犯罪を犯した当事者が、以前に重大な意図的犯罪の有罪判決がある場合

3.以下の場合には、再犯は特に危険だとみなされる

a) 以前に意図的犯罪を犯した当事者が禁固刑を科され、3 回以上の有罪判決の上、重大な意図的犯罪、あるいは平均的な重大性をもつ意図的犯罪で禁固刑を科されたことのある場合

b) 重大な意図的犯罪を犯した当事者が以前に 2 回以上の特に意図的犯罪または特に重大な犯罪を犯した場合

c) 特に重大な犯罪を犯した当事者が以前に意図的犯罪または特別な重大犯罪の有罪判決を受けている場合

4. 18 歳未満の犯罪履歴、本法 86 条の規定により記録から抹消あるいは無効とされている犯罪履歴は、その当事者に再犯の性質があるか否かの検討に用いられることはない。

5. 再犯は、それを根拠として刑法により想定される制限内で、より厳格な刑罰を科されるべきである。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

ロシア連邦刑法 68(2)条によれば、刑罰はロシア連邦刑法 146、147、180 条によって規定される最も厳格な制裁の最も重い刑の三分の一以下であってはならない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
再犯の法的結果は次の通りである。
１．再犯は悪化した状況と見なされる。(ロシア連邦刑法 68(1a))
２．刑罰はロシア連邦刑法 68 に基づいて決定される。
３．再犯はいわゆる更正機関に影響を与えるものである。（ロシア連邦刑法 58(1-2)）
４．再犯は行政監視を必然的に伴うものである。（2011 年 4 月 6 日付けの「禁固刑の拘束地から解放された人の行政監視に関する」法令 64-FZ 号）

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

初犯または再犯に対する検察手続きは同じであるが、裁判所に案件が渡される前に、捜査官及び検察官により再犯であることが伝えられる。その判決の際には、裁判所が再犯が行なわれたか否かを示し、適切な制裁を与える。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1） 行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a） 有り
2003 年 5 月 29 日付の「国有財産となる財産の経理、評価、処分に関する」政令 311 号がそれに相当しています。

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

（処分方法）
（d）その他（独占的権利の侵害にならない範囲で売却もしくは破棄）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ロシア法によれば、押収とは、その物品が国有のものとなり、国有財産管理の連邦政府関係機関に渡されることを意味する。連邦機関は、その分配が独占的権利の侵害につながるものを除いて、押収品を販売または廃棄する権利を有する。後者の場合（すなわち、裁判所が判決の中で、物品が知的財産権を侵害していることを確認し、物品を押収する決定を下した場合）、連邦機関は模倣品の廃棄を手配し、それらを販売または流布してはならない。上記は 2003 年 5 月 29 日付の政令 311 号「国有財産となった財産の経理、評価、処分に関する規定」第 3 段落 8 項に定められる。

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

（廃棄方法）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
裁判所がその判決において物品が知的財産権を侵害し、物品を押収すべきという判決を下し

た場合、連邦機関は模倣品の廃棄を手配する。この目的のために特別委員会が設定され、次の事柄を決定する。
－物品の価値
－物品の種類
－物品の量
－押収の根拠
－物品の描写
－廃棄の場所と方法
2003 年 5 月 29 日付の政令 311 号「国有財産となった財産の計上、評価、処分に関する規定」第 4 段落 8 項に定められている。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

（規定上の負担者）
国家

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
模倣品の廃棄は国の経費で行なわれる。本手続きに関する権利者、その他の関係者にこの費用を負担させることはない。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

（規定上の負担者）
国家

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
模倣品の廃棄は国の経費で行なわれる。本手続きに関する権利者、その他の関係者にこの費用を負担させることはない。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
ロシア法は、知的財産権の侵害のために使用された設備は押収できるとする。
これは、ロシア連邦民法（1252（5）条）において、権利者が知的財産権の侵害のために使用された設備の押収を要請することができるという権利に由来する。加えて、ロシア連邦行政違反法 (7.12 (1)条) は、作品とレコードの偽造された複製品、複製に使用された材料や設備その他行政違反を犯すことに使用されたものは押収出来ることを定める。
ロシア連邦刑法 104.1 条においても押収は規定されており、それによれば、ロシア連邦刑

法 146 と 147 条に規定される金、貴重品、その他の犯罪の結果で得た物品、そして、これら財産から発生する収入は、占有者に返還される財産や収入を除いて、押収することを定めている。そのため、本条は機材、設備、その他侵害を犯すことに使用された、または使用する意図のある物品の押収を可能にする。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ロシア連邦民法（1252（5））条
独占権の侵害につながる知的行為または個別化の方法に主に使用されるまたは目的とした機材、設備、その他の材料は、裁判所の決断により流通から除かれ、法律によりロシア連邦の国有に移転しない限りにおいて、侵害者の負担において廃棄される。

ロシア連邦行政違反法（7.12（1））
収益を得る目的のために作品や複製品の輸入、貸し出しその他不正な使用を行い、その複製品がロシア連邦著作権法や類似する権利に基づいて模倣とされている場合、または、これら複製品に表示されている作品や複製品の生産者または生産地、更に、著作権や類似権利に関する情報が虚偽の場合、またはその他収益を得る目的での著作権や類似権の侵害。本法14.33条2編において定められるケースは除く。罰金：個人に対して1,500から2,000ルーブルの罰金と模倣作品と複製品、そして複製に使用された材料、設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。公務員に対して10,000から20,000ルーブルの罰金と模倣作品と複製品、そして複製に使用された材料、設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。法人に対して30,000から40,000ルーブルの罰金と模倣作品と複製品、そして複製に使用された材料、設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。

ロシア連邦刑事訴訟法
104.1条　財産の押収
1. 財産の押収とは、有罪判決をもって、次に記載する財産を補償なしに無償で強制撤回し、その所有権を国に転属させることである。
2012年3月1日付けの連邦法18-FZ号、本法104.1条1編の改正。改正は2013年1月1日より施行される。

2012年3月1日付けの連邦法18-FZ号、本法104.1条1編の改正
a）本法令の105条2編、111条2-4編、126条2編、127.1条、127.2条、141条2編、141.1条、142条2編、145.1条（賄賂による犯罪の場合）、146条、147条、153-155条(賄賂による犯罪の場合)、171.2条、183条、184条3と4編、186条、187条、189条、204条3と4編、205条、205.1条、205.2条、206条、208条、209条、210条、212条、222条、227条、228.1条、229条、231条、232条、234条、240条、241条、242条、242.1条、275条、276条、277条、278条、279条、281条、282.1条、282.2条、285条、290条、295条、307-309条、355条、359条3編、に規定する犯行の結果入手した金、貴重品、その他

の財産、または、本法の226.1と229.1条に基づいて罰しえる、経済共同体の枠組みにおける関税同盟の税関国境を越えて、あるいは、ユーラシア経済共同体の枠組みにおいてロシア連邦の税関国境を越え税関同盟国へ違法に移動された金、貴重品、その他の財産、またはこれらの財産から得られる収益。法的な所有者に返還される財産と財産から発生した収益を除く。

b）本編(a)項に規定する犯罪の結果入手した金、貴重品、その他の財産、そして、それら財産を全体または部分的に変換することにより得た収益

c）テロリスト、組織グループ、違法武装組織、または犯罪コミュニティ（犯罪組織）に使用されたまたは出資する目的を有する金、貴重品、その他の財産

d）容疑者が所有する、犯行を行なうのに使用された機材、設備、その他の手段

１．犯行の結果入手した財産またはこれらの財産から発生する収益が法的に入手された財産と混同された場合、押収の範囲は、混同された財産と収益に相当する範囲に及ぶ。

２．1編と2編で特定する財産が容疑者から第三者（組織）に譲渡された場合、その財産を受領した者が、財産が犯罪行為の結果入手されたものであることを知っていた、または、知っていたはずである場合、押収の対象となる。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

2006 年 5 月 2 日付けの「市民による申請の検討に関する規定」第 12 条に想定する総則 59-FZ 号によれば、書面による申請は 30 日以内に検討されなければならない。

ロシア連邦刑事訴訟法 144 条によれば、警察による申請の検討期限は 3 日間であり、10 日間まで延長することが出来る。そのため、警察は 10 日以内に申請者にその決定を通知しなければならない。

さらに、権利者の申し立てに基づいて行政または刑事裁判が開始された場合、権利者は第三者あるいは被害者として訴訟に参加することができ、裁判の進行や決定について十分な情報を得ることができる。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

ロシア連邦仲裁裁判法 11 (1)条によれば、仲裁裁判所は公開裁判を行なうとする。

ロシア連邦民法 10 (1)条によれば、民事裁判所は公開裁判を行なうとする。

そのため、裁判所が公開しないと判断する案件（例えば個人情報が公開されてしまう可能性のある場合）を除いて、ロシアの裁判手続きは公開されている。

仲裁裁判所の判決は、公式ウェブサイト http://ras.arbitr.ru/ または http://kad.arbitr.ru において入手可能である。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
仲裁裁判所の判決は、公式ウェブサイト http://ras.arbitr.ru/ または http://kad.arbitr.ru において入手可能である。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ロシア連邦刑法の 146,147、180 条に制定する、犯罪となりうる侵害行為の実施。犯罪の特性は、侵害の損害と意図による。

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）有り
（法的な対策の内容）
その場合、模倣品の生産に侵害者グループが関わっており、それぞれの侵害者がどのような役割を担っているか証明する必要がある。侵害者はロシア連邦刑法 146 (3) 条、147 (2) 条、180(3)条に基づいて起訴される。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

ロシア連邦刑法 180（1）と（3）条：

(1) 商標またはサービスマーク、原産地表示、類似品に類似称号の不正使用が、繰り返し行なわれた場合、または多大な損害を起こした場合、最大 20 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の最大 18 ヶ月分の賃金あるいはその他収入の同等額の罰金、または、180 時間以上 240 時間以下の強制労働、または、2 年以下の矯正目的での労働を課す。

(3) 本条の第一編と二編に規定される行為が、組織化された集団または事前の共謀に基づく集団によってなされた場合、50 万から 100 万ルーブルの罰金、または、有罪となった被告人の 3 年から 5 年分の賃金あるいはその他収入の同等額の罰金、または、6 年以下の禁固刑に加え、50 万ルーブル以下の罰金、あるいは、有罪となった被告人の 3 年以下の賃金、もしくはその他収入の同等額の罰金、または、罰金なしの 6 年以下の禁固刑を課す。

1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

―

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

―

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲の有無。ある場合には、その基準・範囲

（b）無し

（基準・範囲）

各事例において、裁判所を含める法執行機関は、係争中の表示が情報目的で使用されているのか、あるいは商標として使用されているのかを立証する。例として、侵害者が「X のために使用」（例えば「トヨタのために使用」）という表示を用いるならば、これは商標として使用されることが可能である。（例、包装上の大きな文字）

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

なし

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲の有無。ある場合には、その基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
ロシア連邦民法 1229(1)条と 1484(2)と(3)条によれば、看板における商標の使用は、商標が同一または類似品に使用された場合、商標の侵害とみなされる。（例、看板が登録商標の対象となる物品と類似する商品を取り扱う販売店を識別するのに使用される場合）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
第 1229 条 排他的権利
1. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を有する市民又は法人(権利者)は、あらゆる合法的方法で自己の裁量で、当該成果又は当該手段を使用する権利を有するものとする。権利者は、本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を処分することができる(第 1233 条)。
権利者は、他人が知的活動の成果又は識別手段を使用することを自己の裁量で許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。他人は、本法に定める場合を除き、権利者の同意なく、各知的活動の成果又は識別手段を使用しないものとする。権利者の同意を得ずに行われる知的活動の成果又は識別手段の使用(本法に定める方法による使用を含む。)は、権利者の同意を得ることなく権利者以外の者が当該成果又は手段を使用することが本法上認められている場合を除き違法であるものとし、本法及び他の法令に定める責任を負うものとする。

第 1484 条 商標に係る排他的権利
(2)商標に係る排他的権利は、特に次の各号に掲げる商標の使用により、商標登録がなされている商品、著作物又は役務を識別することを目的として、これを処分することができる。
1) ロシア連邦領域内において、生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示がなされ若しくはその他の態様で民間の流通に置かれ、又は、当該目的における保管、輸送、若しくはロシア連邦領域内への輸入がなされる商品(ラベル及び包装を含む。)における使用
2) 業務遂行中又は役務提供中の使用
3) 商品を民間の流通に置くための書類における使用
4) 商品の販売申入れ、業務遂行及び役務提供、並びに、通知、看板及び広告における使用
5) インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指示手段を含む。)の使用
(3)識別のために商標が登録された商品又はその類似商品につき、商標権者の商標に類似した標示の使用による混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許可なく当該類似標示を使用する権利を有しない。

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

ロシア連邦民法 1229(1)条と 1484(2)と(3)条によれば、広告における商標の使用は、商標が同一または類似品に使用された場合、商標の侵害とみなされる。

第 1229 条 排他的権利
1. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を有する市民又は法人(権利者)は、あらゆる合法的方法で自己の裁量で、当該成果又は当該手段を使用する権利を有するものとする。権利者は、本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を処分することができる(第 1233 条)。
権利者は、他人が知的活動の成果又は識別手段を使用することを自己の裁量で許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。他人は、本法に定める場合を除き、権利者の同意なく、各知的活動の成果又は識別手段を使用しないものとする。権利者の同意を得ずに行われる知的活動の成果又は識別手段の使用(本法に定める方法による使用を含む。)は、権利者の同意を得ることなく権利者以外の者が当該成果又は手段を使用することが本法上認められている場合を除き違法であるものとし、本法及び他の法令に定める責任を負うものとする。

第 1484 条 商標に係る排他的権利
(2)商標に係る排他的権利は、特に次の各号に掲げる商標の使用により、商標登録がなされている商品、著作物又は役務を識別することを目的として、これを処分することができる。
1) ロシア連邦領域内において、生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示がなされ若しくはその他の態様で民間の流通に置かれ、又は、当該目的における保管、輸送、若しくはロシア連邦領域内への輸入がなされる商品(ラベル及び包装を含む。)における使用
2) 業務遂行中又は役務提供中の使用
3) 商品を民間の流通に置くための書類における使用
4) 商品の販売申入れ、業務遂行及び役務提供、並びに、通知、看板及び広告における使用
5) インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指示手段を含む。)の使用
(3)識別のために商標が登録された商品又はその類似商品につき、商標権者の商標に類似した標示の使用による混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許可なく当該類似標示を使用する権利を有しない。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
法令は、商標で登録されている物品あるいは類似品に対し、（第三者が）広告内において当

該商標あるいは類似の表示を使用することを禁止する。（ロシア連邦民事法 12290 と 1484 条）また、「ロシア商標局規定及び勧告」によれば、表示や物品の類似を証明することが出来る。この点に関する他の法による特別な規定はない。

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（b）無し
法令は、商標、サービスマーク、物品の原産地名称の不正使用についてのみ刑事責任を科す。

3-5） 関連する代表的な裁判例

2004 年 4 月 6 日付けの判決 14685/03 号において、最高仲裁裁判所は、認定代理店と同じように看板で「VOLKSWAGEN」と「VW」を使用することについて、フォルクスワーゲンの商標の不正使用であると認めた。他方で、同判決において裁判所は、雑誌における広告に関して、消費者に対して商標所有者と被告者間の混乱をきたすものではないとして、商標所有者の申し立てを却下した。被告人の広告は、認定代理人の広告とは明らかに異なっていた。

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a） 有り
（内容）
ロシア法における著作権と商標の対象物に係る衝突は、著作権の対象物と同一の商標の登録（と無効化）に関係する。（ロシア連邦民事法 1483（9）条）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜ロシア連邦民事法 1483（9）条＞
9. 標章は、次の各号に掲げるものと同一である場合、商標として登録されないものとする。
1) 学術、言語若しくは美術の著作物の題号、当該著作物のキャラクター又は当該著作物からの引用、美術の著作物又はその一部であって、商標の正式登録出願日(第 1492 条)にロシア連邦領域内において周知であり、権利者の同意を得ておらず、該当する著作物に係る権利が、登録を求める商標の優先日よりも先に発生していた場合

2009 年 3 月 26 日付のロシア連邦の最高裁判所判決と最高仲裁裁判所判決の共同判決 5/29 号の 62 項によれば、登録商標の独占権は、商標が法に基づいて無効化されない限り、裁判所により保護されるべきだとする。しかし裁判所は、商標所有者側による商標権の乱用が認められる場合、商標所有者による訴訟に対する拒否権を有する。 [例として、商標が、登録申請される以前に被告人が作成、使用する著作権の対象物と同一だと認められる場合、裁判所は商標所有者の主張を却下することが出来る。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ロシア連邦民事法 1483（9）条によれば、著作権の対象物と同一の商標は登録出来ない、そして、登録された場合は無効化できるとする。

＜ロシア連邦民事法 1483（9）条＞
9. 標章は、次の各号に掲げるものと同一である場合、商標として登録されないものとする。
1) 学術、言語若しくは美術の著作物の題号、当該著作物のキャラクター又は当該著作物からの引用、美術の著作物又はその一部であって、商標の正式登録出願日(第 1492 条)にロシア連邦領域内において周知であり、権利者の同意を得ておらず、該当する著作物に係る権利が、登録を求める商標の優先日よりも先に発生していた場合

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）
ロシアでは、ロシア連邦民事法 1252（6）に定められる識別手段に関しては先行権利原則が適用されなければならない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜ロシア連邦民事法 1252（6）条＞
6. 様々な識別手段(商号、商標、サービスマーク、取引名)が同一又は混同を生じさせるほど類似しており、当該同一性又は類似性の結果として消費者及び／又は契約の相手方が混同する可能性があるとき、排他的権利の発生日が最先の識別手段が優先される。当該排他的権利の保有者は、本法にしたがい、商標(又はサービスマーク)に対する法的保護の付与に係る無効確認、又は商号若しくは取引名の全面的使用禁止若しくは部分的使用禁止を請求することができる。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a）有り
ロシア連邦の民事法 1252 (6)条によれば、先行する排他的権利の所有者は古い商標の無効化、または商号や取引名の全面的なまたは部分的な禁止を求めることが出来る。場合により裁判所または独占禁止当局は、法により直接規定されていなくとも侵害者に商号を変更するよう義務付けることがある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜ロシア連邦民事法 1252（6）条＞
6. 様々な識別手段(商号、商標、サービスマーク、取引名)が同一又は混同を生じさせるほど類似しており、当該同一性又は類似性の結果として消費者及び／又は契約の相手方が混同する可能性があるとき、排他的権利の発生日が最先の識別手段が優先される。当該排他的権利の保有者は、本法にしたがい、商標(又はサービスマーク)に対する法的保護の付与に係る無効確認、又は商号若しくは取引名の全面的使用禁止若しくは部分的使用禁止を請求することができる。

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ロシア連邦の民事法 1252 (6)条によれば、先行する排他的権利の所有者は古い商標の無効化または商号や取引名の全面的、または部分的禁止を求めることが出来る。場合により裁判所または、独占禁止当局は、法により直接規定されていなくとも侵害者に商号を変更するよう義務付けることがある。

＜ロシア連邦民事法 1252（6）条＞
6. 様々な識別手段(商号、商標、サービスマーク、取引名)が同一又は混同を生じさせるほど類似しており、当該同一性又は類似性の結果として消費者及び／又は契約の相手方が混同する可能性があるとき、排他的権利の発生日が最先の識別手段が優先される。当該排他的権利の保有者は、本法にしたがい、商標(又はサービスマーク)に対する法的保護の付与に係る無効確認、又は商号若しくは取引名の全面的使用禁止若しくは部分的使用禁止を請求することができる。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害
6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成する
（基準・内容）
ロシア連邦民事法 1229 条と 1484 条によれば、ロシア連邦の領域内において生産された商品への商標の使用は認められない。明らかに、本法令は輸出を目的とした、商標を付した商品の生産をもその対象とする。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜ロシア連邦民事法＞
第 1229 条 排他的権利

1. 知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を有する市民又は法人(権利者)は、あらゆる合法的方法で自己の裁量で、当該成果又は当該手段を使用する権利を有するものとする。権利者は、本法に別段の定めがない限り、知的活動の成果又は識別手段に対する排他的権利を処分することができる(第 1233 条)。
権利者は、他人が知的活動の成果又は識別手段を使用することを自己の裁量で許諾し又は禁止することができる。禁止しないことをもって、同意(許諾)とされることはない。他人は、本法に定める場合を除き、権利者の同意なく、各知的活動の成果又は識別手段を使用しないものとする。権利者の同意を得ずに行われる知的活動の成果又は識別手段の使用(本法に定める方法による使用を含む。)は、権利者の同意を得ることなく権利者以外の者が当該成果又は手段を使用することが本法上認められている場合を除き違法であるものとし、本法及び他の法令に定める責任を負うものとする。

第 1484 条 商標に係る排他的権利
(2)商標に係る排他的権利は、特に次の各号に掲げる商標の使用により、商標登録がなされている商品、著作物又は役務を識別することを目的として、これを処分することができる。
1) ロシア連邦領域内において、生産、販売の申入れ、販売、展示会及び見本市における展示がなされ若しくはその他の態様で民間の流通に置かれ、又は、当該目的における保管、輸送、若しくはロシア連邦領域内への輸入がなされる商品(ラベル及び包装を含む。)における使用
2) 業務遂行中又は役務提供中の使用
3) 商品を民間の流通に置くための書類における使用
4) 商品の販売申入れ、業務遂行及び役務提供、並びに、通知、看板及び広告における使用
5) インターネット上(ドメイン名及び他のアドレス指示手段を含む。)の使用
(3)識別ために商標が登録された商品又はその類似商品につき、商標権者の商標に類似した標示の使用による混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許可なく当該類似標示を使用する権利を有しない。

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

－

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要。

ロシア内において生産された他社商標を付した物品の輸出者に対して、関税局が行政手続きを行なった複数の裁判判決があり、裁判所はそのような行為が商標の侵害だと認めている。

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されて

しまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

登録の拒絶　（b）無し　　無効・取消　（a）有り

（内容）
ロシア法は、民事法 1483 条において、商標の登録を却下する要因を規定している。これによれば、審査中の商標申請に対して異議を唱えることは不可能である。1483 条に基づいて、異議が唱えられるのは登録された商標に対してのみである。しかし、利害関係人は特許庁へ情報書簡を送付することができ、審査官の裁量により該当書簡を考慮することがある。

悪意をもって登録された商標の無効化を制定する直接的な法令はない。しかし、商標が民事法 1483 条に規定される何れかの要因に該当する場合、無効とすることが出来る。また、不当競争に基づいて第三者の商標を無効とする可能性がある。2006 年 7 月 26 日付けの「競争の保護に関する」法 135-FZ 号に明示的に記載されている不当競争の一つの例は不誠実な商標の登録である（同法第１４条）。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（b）無し
法令にそのような条件はないが、他人の権利を侵害する商標登録の無効化に関する正当な補強証拠となり得る。しかし、利害関係人は特許庁へ情報書簡を送付することができ、審査官の裁量により該当書簡を考慮することがある。

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（b）無し
法令にそのような条件はないが、他人の権利を侵害する商標登録の無効化に関する正当な補強証拠となり得る。しかし、利害関係人は特許庁へ情報書簡を送付することができ、審査官の裁量により該当書簡を考慮することがある。

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ロシア法は、著名な商標に対する法的保護を想定している。著名な商標の法的保護は、それに対して標章が著名であると認識されているところの商品やサービスとは類似していない商品とサービスに対しても該当する。この規定は、著名な商標の所有者が、消費者がその商標を排他的に所有者と関係付け、商標所有者以外の第三者による商標使用が著名な商標の権

利者に損害を与える可能性があることを証明出来る場合に限り適用される。
ロシアにおける著名な商標のリストに商標が追加された後、その商標の権利者は、その商標が著名と認可された判決日より以前に登録された類似商標に対する異議を申請することが出来る。これは商標の著名なものとしての地位、商標が著名だとして認可される日より前から、つまり遡及的に開始されることがあるからである。
ロシアにおける著名な標章の保護と登録の法的根拠は現在、次から成る。

- ロシア連邦民事法 IV 編（第 1508 と 1509 条)
- ロシア連邦における著名な商標の認識に関する規定
- ロシア特許商標庁の勧告によるロシア連邦における商標の著名な性質に関する消費者調査

著名な商標の法的保護は、著名な商標の登録範囲に含まれる物品と類似していない物品にまで及ぶ。しかし、これは条件として前記の物品に関する第三者による該当商標の使用が、消費者により商標権利者を連想させ、その合法的な利益を侵害する可能性がある場合に限る。(ロシア連邦民事法第条 1508 (3) 条).

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

該当せず。審査中の商標申請に対して異議を唱えることは無理である。しかし、利害関係人は特許庁へ情報書簡を送付することができ、審査官の裁量により該当書簡を考慮することがある。

7-6）著作権登録制度の有無

（b）無し
基本的にはない。登録は強制ではない。
ソフトウェアはロシア特許庁において登録できるが、その登録は義務ではない。著作権の対象物に関する排他的権利は、該当物が作成された日付より発生する。

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（b）文字（古代文字などは図形）
基本的に外国語による商標は文字としてみなされる。例外として、象形文字は図形として取り扱われうる。

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ロシア法はブランドの虚偽表示に対して他の措置を規定している。とりわけ、「競争の保護」

に関する法そしてパリ条約の規定は、ロシアにおける著作財産権の保護について全面的に直接適用されるが、これはパリ条約第 10b 条に沿って不当競争行為を禁止している。

2006 年 7 月 26 日付けの「競争の保護」に関する連邦法 135-FZ 号は不当競争を、商業活動において利益を得ることを目的とした、ロシア法・ビジネス慣習・合理性と公平性の要求と相容れない、他の商業事業者、あるいはその営業上の信用に損害をもたらした、または、もたらす要因となる、商業法人によるあらゆる行為として定義する。（本法第 4 条）

不当競争とされる可能性のある行為は「競争の保護」に関する法第 14 条に記載される。特に、

1) 経済実体に損失を与える、または、営業上の信用に損害をもたらすような虚偽の、不正確な、または歪められた情報の流布

2) 生産上の性質、方法、場所、及び消費者特性、商品の品質あるいは量、または生産者に関する不当表示

3) 当該経済実体により生産または販売される商品と他経済実体により生産または販売される商品の不正確な比較

4) 法人の知的活動の結果そして識別手段、生産・作品・サービスの識別手段の不正使用が行なわれた場合に、商品を市場に対する販売、取引、その他の方法での導入

5) 法により保護される商業、公務、及びその他の秘密の違法な受領、使用、開示

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1）　意匠出願の審査制度の有無

（a）　方式審査と実体審査が有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

ロシア連邦民事法 1352 条によれば、意匠は、工業製品または工芸品の外観を定義する芸術的・構造的な問題解決方法である。

ロシア連邦民事法 1391 条によれば、意匠申請は方式審査と実体審査を受ける。法令の規定 21.2 は、意匠申請に関する方式審査は、下記に関する検証を含むと規定する。

- 意匠申請書類の完全性と正確性
- 所定の費用の支払い
- 委任状
- 単一性要件の尊守
- 追加書類の提出に関する規定の尊守
- 意匠の正しい分類

方式審査を通過した後、実体審査が自動的に開始される。規定 22.1 に定められるように下記を含む。

- 意匠の優先権の確定
- 本質的特徴の一覧の検証
- 追加申請された素材が意匠の本質を改正するものかの検証
- 特許の判断基準となる独創性と新規性へ準拠することの検証

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

―

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

ロシア連邦民事法 1398 条に定められるように、工業意匠特許は特許紛争評議会に適切な訴えを行なうことによりその存続期間中において無効とすることが出来る。意匠を無効とする根拠は次の通りである。

1) 意匠が特許可能とする基準に準拠しない

2) 当初出願された図面に含められていない特徴が主要な特徴を記載するリストに含められている

3) 同日に複数の同一意匠が申請され、特許が付与された場合

4) 特許所有者あるいは意匠の著作者の誤った記載

申請者は、特許紛争評議会の検討結果について不服の場合、裁判を起こすことが出来る。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

法令によりそのような手続きは想定されていない。

一般に、競争の保護に関する法は、従来の知的財産に係る対象（商標、特許など）に対する権利の違法な使用に関連する不当競争に対抗して、また、対象が商標や著作権法により保護されておらず、不当競争者による行為が不当競争行為であると認められる場合の、その他の形の不正競争に対抗しても同様に、有効な措置を規定している。例えば、著作権の対象とならず、また、商標や意匠として保護されてもいない包装に類似したデザインの使用は、競争者による使用が以下の帰結をもたらすならば、禁止される場合がある。

- ✓ 商業活動において不当競争者に有利となる
- ✓ 不当競争者の行為がロシア法、ビジネス慣習、善行、合理性と公平性の要求に反する
- ✓ 不当競争者の行為が企業秘密（ノウハウ）の排他的権利者に損害を与えた、または与える可能性がある、あるいは、他の競争者の営業上の信用を害する可能性がある

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a） 有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

2009 年 11 月 27 日付けの（ロシア・ベラルーシ・カザフスタン）関税同盟の関税法

*2010 年 11 月 27 日付けロシア関税規則第 311-FZ 号

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a）行われている

関税当局の国境における模倣品に対する措置は、基本的に、関税同盟の関税法、「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法、またその他の法令に基づいてロシアにおいて有効である。これらの法令は、輸入の結果として所有者の権利を侵害する商品の解放を差し止める行政上の手続きについて規定している。

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権 （e）著作権 （f）著作隣接権

関税局は商標や著作権作品や関連権利の対象物を含むまたは付している商品の動きに対処し、それを監視する。他の知的財産対象物は、関税局の管理下にはない。

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象

（a）商標権 （e）著作権 （f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無

（b）無し

○税関の職権による取締りの対象

（a）商標権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（e）著作権　（f）著作隣接権

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

ロシアへの商品輸入の目的をもたない輸送は、知的財産権の侵害とはならない。

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（a）有り

（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）
＜税関登録手続の概要＞
ロシア関税局の知的財産に関する登記簿に商標または著作品を登録するには、権利者（またはその代理人）が特定の情報や書類を付した申請書を提出する必要がある。一旦、申請書がロシア連邦関税局に対して提出された場合、担当審査官は申請書と同封書類を審査の上、申請者（商標または著作権所有者）にその認可（または却下）を 30 営業日内に通知しなければならない。追加書類や情報が必要とされる場合、この期間は 2 ヶ月間を超えない期間において延長することが出来る。ロシア連邦関税局が認可の決定を下した場合、関税局はその旨

を商標または著作権所有者に通知の上、（1 ヶ月以内に）財産損害の補償（損害賠償に対する補償）責任に関する保険（契約）を提出するよう要請する。保険により負担される免責は最低でも 30 万ルーブルであるべきである。従って、申請日からロシア関税局の最終決定まで、関税登録手続きが完了するまでに通常 2～3 ヶ月かかる。対象商標または著作権が関税局の知的財産登記簿に適切に入力された時、ロシア領域に所在する関税当局全てにおいて登記が義務付けられる。

登録期間
2 年

費用
なし

必要書類
① 申立書
② 権利者又は専用実施権者等の確認書類（登録原簿の謄本及び公報等、著作権で登録登録のない場合はその著作物が掲載された出版物など客観的に著作権者であることが判るもの）
④ 真正商品及び侵害疑義物品を識別するための資料
⑤ 代理権に関する資料（代理人による申立の場合には委任状）
⑥その他（以下のとおり）

- ✓ 国の商業登記簿または法人設立認可証からの商標所有者の事業に関する(公証人により認証され、アポスティーユ証明された)抜粋;
- ✓ (公証人により認証され、アポスティーユ証明された)損害賠償の保証
- ✓ 関税登録が嘆願されている商標または著作品を特定する正確なリスト
- ✓ （該当する場合）（RU PTO – Rospatent に）登録されたライセンス契約の簡易（スキャンされた）コピー
- ✓ （該当する場合）（RU PTO – Rospatent に）登録された譲渡書の簡易（スキャンされた）コピー
- ✓ （該当する場合）流通契約の簡易（スキャンされた）コピー
- ✓ （職務上著作物の場合）雇用契約の簡易（スキャンされた）コピー
- ✓ 著作権の譲渡を確認する契約の簡易（スキャンされた）コピー
- ✓ 認定（及び認知されている非認定）の輸入者・申告者と各々の TIN（ロシアでは「INN」）のリスト
- ✓ (公証人により認証、アポスティーユ証明された)認定輸入者・申告者を関税局の知的財産登記簿に含めることを承諾する陳述書
- ✓ 認定（及び認知されている非認定）の輸出者・荷送人のリスト
- ✓ 認定（及び認知されている非認定）の生産者・製造者のリスト

- ✓ 純正品（及び判明している場合、模倣品）の主な関税手続き場所や関税の通過地点
- ✓ 模倣品を識別する主な特徴
- ✓ 純正製品を識別する主な特徴
- ✓ 純正品（及び模倣品）の写真、説明、見本（在る場合）
- ✓ 純正品（及び模倣品）の表示、タグ、ステッカー（在る場合）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税同盟の関税法 46 章（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）
2010 年 11 月 27 日付けの「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法第 311-FZ 号
2011 年 3 月 25 日付けの連邦関税局裁定「知的財産権の保護に関する関税手続き措置の導入」626 号

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（a）有効である
（期間）
2 年間
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税同盟の関税法 329 条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）
2010 年 11 月 27 日付けの「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法第 311-FZ 号

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

一般に、侵害が行なわれた場合、特に議論の対象となっている物品が模倣品（偽物）である場合、権利者は関税当局が行政手続きを開始し、それから裁判所にて侵害者を起訴することが出来るよう、訴訟の申請（申し立て）を税関当局に対して提案する権利がある（ロシア連邦行政違反法第 14.10 に基づく）。行政手続きの結果、[物品の]没収（職権による模倣品の廃棄を伴う）と（ロシアの予算利益となる）罰金が可能である。税関当局による国境での押収の結果、権利への損害が多大な場合、（例えば商標においては 5 万米ドル、著作権においては 1,700 米ドル）、案件は更なる刑事訴追のために警察に引き継がれる。侵害者に対する通常の刑事訴追により有罪判決が下された場合、次の罰則が科せられうる：罰金、職権による模倣品の廃棄、強制労働、矯正目的での労働作業。その他、権利者が侵害を阻止するための強制手段としては民事訴訟がある。民事訴訟の枠組み内において、商標または著作権所有者は差し止めによる救済（物品の輸入禁止）と損害賠償（あるいは法による金銭的補償）を求めることが出来る。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ロシア連邦行政違反法第 14.10 条
関税同盟の関税法 46 章（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

10 日以内
権利者は関税局に 10 日以内に返答（行政手続きの開始、または物品の解放、または疑義物品の差し止め期間の延長の申請）を提出すべきである。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税同盟の関税法 331 条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

10 日間

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税同盟の関税法 331 条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）

5-3） 税関から権利者への開示情報

以下すべて
（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所
（c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
（d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載されているもの）
（e）知的財産の内容 （f）手続きをとる理由 （g）輸出・輸入差止申立ての有無
（h）疑義侵害物品のサンプル写真

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税同盟の関税法 333 条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（a）有り

（規定上の負担者）
輸入者
侵害が証明されない場合には、輸入者の経費は権利者に科すことが出来る。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
連邦関税局裁定第 13 条「知的財産権の保護に関する関税手続き措置の導入」によれば、差し止めされた模倣品と疑われる物品は関税局の一時保管倉庫に置かれる。
「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法第 128（1）条 3 項によれば、これら物品の保管について関税が課される。
同連邦法 114(6)条によれば、関税の支払い義務は申告者が負うものとする。
しかし、関税同盟の関税法 331(5)条は、知的財産権の所有者の権利侵害が証明されなかった場合、知的財産権の所有者に申告者が被った損害（支払われた関税を含める）を補償する義務があることを規定する。

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

輸入者

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（b）無し
いいえ。権利者の物的損害を補償する義務のために、代わりに保険（契約）がある（損害賠償に関する保証）。保険証書により負担される免責は最低でも 30 万ルーブルである。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税同盟の関税法 331(5)条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（b）必要無し

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

－

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b）無し

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

―

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務

（b）無し

知的財産権の所有者は、物品の検査を要請する権利を有するが、これは義務ではない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

関税同盟の関税法 333(3)条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）

○具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定

（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定

（d） 写真による鑑定

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

関税同盟の関税法 333(3)条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定

（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定

（d） 写真による鑑定

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

関税同盟の関税法 333(3)条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り

（内容）

関税局が主導する行政上の事例の場合、関税局は特別書類（決議または規約、報告書）が完成していなければならないとする行政違反法に基づき、物品を押収することが出来る。書類には最低限として次の内容が記されていなければならない。

- 物品の種類

- 数
- 物品が発見された場所
- 局員の名前と署名
- 二人の証人による署名

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
行政違反法第 27.10 条

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（a）有り
（期間）
10 日間＋権利者により延長申請が提出された場合更に 10 日間
または
関税登記簿に商標が登録されておらず、関税局が職権上において行なう場合は 7 日間。この期間は、権利者により延長申請が提出された場合更に 10 日間延長できるものとする。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税同盟の関税法 333(3)条（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）
「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法第 308（2）条

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）有り
（内容）
関税による破棄処分の手続きは、「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法 39 章（また関税同盟の関税法では 42 章）において想定され、それにより輸入者は自主的に物品の破棄が出来る。しかし、この選択肢は物品の差し止め処分の期間内においてのみ選択出来る。物品の破棄処分は権利者の書面による承諾が提示された場合においてのみ可能である。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法 310 条

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り
関税局の主な役割の一つは知的財産権の侵害を防ぐことであるため、関税局による監視は、同一また類似する商標の両方を扱う。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税同盟の関税法 46 章（2009 年 11 月 27 日付けの、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン間における関税同盟の関税法 17 号に関する条約への添付書類として可決）
「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法 42 章
民事法第 1229 と 1484 条

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し
類似しているかどうかは、最初に関税局の判断により行われ、その後、商標所有者によって確認される。この場合には、税関は通常、類似性を判断するために専門家を選任する。

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（a）有り
専門知識が必要とされる場合、関税局は専門家を選任する権利を有する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
行政違反法第 26.4 条

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）
侵害コンテンツのあるウェブサイトは、インターネット・サービス・プロバイダにより、（例えば、著作権者からの警告状の受領後）自主的に、または、裁判所の決定、あるいは、検察庁からの命令、あるいは、警察からの要請に基づいて遮断（消去）されうる。
法に規定されている場合、違法ウェブサイトは下記の機関からの命令により遮断することができる。
－情報技術と通信の連邦管理局
－連邦消費者権利保護・福利監督局
－ロシア連邦麻薬流通監督庁

（行政摘発・刑事摘発の別）
行政事件訴訟であれ刑事事件であれ、警察によって事例が取り扱われる場合、捜査の初期段階は同様となる。警察がまず行政事件訴訟または刑事事件いずれを開始するか決定した後

に、違いが生まれる。行政捜査の方が簡素であり、必要とされる訴訟手続きは最小限である。対して刑事捜査はより複雑であり、刑事訴訟法は犯罪捜査官が各段階においてとるべき措置を詳細に取り決めている。更に、犯罪捜査官の行動は常に検察官の管理下において行なわれる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
刑事訴訟法
「検察庁に関する」法律
連邦法「児童の健康と成長を害する情報からの保護と特定のロシア連邦法令」
「警察に関する」連邦法第 13 条

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（b）無し

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（b）無し

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
知的財産権の実施に関する総則を適用することが出来る。
また、民法第 4 編の改正試案が国会において審議されている。これらの改正は ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定を定めるものである。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
なし

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（b）無し

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場

管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（a）有り

商品が販売された市場も知的財産権の侵害について責任を負うとされるため、市場管理者もまた、理論上では、行政違反規則さらには刑法を侵害した責任を負うものとみなされる可能性がある。

（具体的なペナルティ及び義務等の内容）

罰則について、行政違反法第 7.12 条、14.10 条、そして、刑法 146、147、180 条に規定される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

行政違反法第 7.12 条、14.10 条

刑法 146、147、180 条

（12）ブラジル

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a） 有り ＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞ （a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法　（e）不正競争防止法

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

対象となる知的財産権侵害

（a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法　（e）不正競争防止法

著作権法は非親告罪、それ以外は親告罪。

著作権法の場合、権利者が告訴しない場合であっても、地区検察局の単独的な主導のもとに起訴が行われうる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜著作権と著作隣接権（1998 年 2 月 19 日）法律第 9610 号＞

該当法令	対象行為・対象者	刑事処分の説明
5 条	本法令の目的において、 VI. 「複製」とは、一つないし一つ以上の文学、美術および学術著作物および表音文字を有形的に複写することをいい、電子あるいはそれ以外の将来開発される方法により、永久的あるいは一時的に記憶されるものをも含める。 VIII.「著作物」とは、 (I)「視聴覚著作物」とは、音声の有無にかかわらず、画像の固定による著作物をいい、記録方法や最初あるいはその後における固定方法、あるいは普及方法に関らず、再生の中で動きをイメージさせることを目的としている。 IX. 「表音文字」とは、実演やその他の音からの固定、もしくは視聴覚著作物へ組み入れられることにより固定された音をいう。 XI. 「製作者」とは、自然人ないし法人の如何を問わず、表音文字あるいは視聴覚著作物を、媒体の特質にかかわらず、著作物として固定させる行為を主導し金銭的責任をとる者をいう。 XIII. 「実演家」とは、文学あるいは芸術作品、あるいは民間伝承などを表現するすべての役者、歌手、音楽家、舞	（注）本法令に伴う刑事問題に関する規定は、本表の刑法に該当する箇所の後に記載される。

	踊家、その他に上演、歌、朗唱、朗読、解釈ないし演じる者をいう。	
68 条	舞台作品、歌詞あるいは表音文字のあるなしにかかわらず、作者あるいは著作者の明示的な事前許諾なし、その楽曲を公衆で発表または実演してはならない。	
89 条	者の権利に関する規定は実演者、表音文字の製作者や放送機関の権利として準用し、適用される。	
104 条	自己あるいは第三者のために、直接的もしくは間接的な利点もしくは利益を得るために、違法に複製された作品もしくは表音文字を販売、受取、隠匿、購入、配布、手元に保管、使用した場合、次の条項において、侵害者と共に連帯責任を有する。複製が国外に持ち出された場合、輸入者と配布者が侵害について責任を有する。	

＜ソフトウェアの国内における知的所有権保護と商業化、その他の規定（1998 年 2 月 19 日）法律第 9609 号＞

該当法令	対象行為・対象者	刑事処分の説明
12 条	ソフトウェア・プログラム著作者の権利侵害	罰則：6 ヶ月から 2 年の懲役もしくは罰金
12 条 1 項	（1） 侵害がどのような媒体を用いたとしても、著作者もしくはその代理人の明示的な許諾なしに、商業目的でソフトウェア・プログラムの全部もしくは一部の複製を行う場合	罰則：1 年から 4 年の懲役と罰金
12 条 2 項	（2） 前項の罰則は、国内において著作権を侵害するソフトウェア・プログラムの原本あるいは複製を販売、売込、国内で広告、購入、隠匿、もしくは商業的な目的で在庫を有する場合に適用される。	

＜消費者保護法（1990 年 9 月 11 日）法律第 8078 号＞

該当法令	対象行為・対象者	刑事処分の説明
66 条	商品あるいはサービスの性質、品質、量、安全、機能、期間、値段もしくは保証について偽りもしくは誤解を招く表現あるいは関連情報を省略した場合	罰則：3 ヶ月から 1 年の懲役と罰金
76 条 III	本法令に定める罪において、次を加重要素とみなす。 III 手続きの違法な性質が隠されている場合	

＜産業財産に関する権利義務の規制（1996 年 5 月 14 日）法令 9279 号＞

該当法令	対象行為・対象者	刑事処分の説明
183 条	発明または実用新案に対する犯罪は、次の行為を行う者によるものとする： I 権利者の許諾なしに、発明あるいは実用新案の特許対象となる商品の生産。 II. 権利者の許諾なしに、発明に関する特許対象となる手段や方法の使用。	罰則：3 ヶ月から 1 年の懲役と罰金
184 条	発明または実用新案に対する犯罪は、次の行為を行う者によ	罰則：1 ヶ月から

	るものとする： I 権利者の許諾なしに、発明または実用新案の特許を侵害、あるいは、特許を持つ手段や方法を使用して商品を生産し、経済目的とした輸出・販売・展示・売込・在庫として有する・隠匿、あるいは受領した場合。 もしくは、 II. 前項に記す目的をもって、特許所有者の許諾なしに、発明または実用新案の対象となり、外国市場で市販された商品の輸入、あるいは本国で特許を持つ手段や方法で生産された商品を入手した場合。	3 ヶ月の懲役あるいは罰金
185 条	特許商品の部品、素材、あるいは特許を持つ手段を実施するための機材を提供した場合。但し、それら部品、素材、特許手段の最終適用が、特許対象物の搾取に必然的につながる場合に限る。	罰則：1 ヶ月から 3 ヶ月の懲役あるいは罰金
187 条	権利者の許諾なしに、意匠登録を包含する商品あるいは誤認や混乱を招く模造品の生産	罰則：3 ヶ月から 1 年の懲役あるいは罰金
188 条	意匠登録に対する犯罪は、次の行為を行う者によるものとする： I 権利者の許諾なしに、意匠登録を包含する商品あるいは誤認や混乱を招く模造品を経済目的で輸出・販売・展示・売込・在庫として有する・隠匿、あるいは受領した場合。 もしくは、 II. 前項に記す目的をもって、特許所有者の許諾なしに、意匠登録の対象となり外国市場で市販された商品を輸入、あるいは、本国で特許を持つ手段や方法で生産された商品を入手した場合。	罰則：3 ヶ月から 1 年の懲役あるいは罰金
189 条	商標登録に対する犯罪は、次の行為を行う者によるものとする： I 権利者の許諾なしに、商標の特許対象となる商品の生産。 II. 権利者の許諾なしに、商標の対象となる手段や方法の使用。	罰則：3 ヶ月から 1 年の懲役あるいは罰金
190 条	商標登録に対する犯罪は、次に記す商品を輸入、輸出、販売、売込を目的とした展示、隠匿、在庫を有する者によるものとする： I. 違法に複製もしくは模倣された商標の全部あるいは一部を記した商品 II. その産業もしくは貿易分野において、他者の商標の容器、梱包物あるいは包装に付している商品	罰則：1 ヶ月から 3 ヶ月の懲役もしくは罰金
191 条	紋章、エンブレム、国家・外国・国際的な公的記章の全体もしくは一部を、権限なしに、混乱を招く形で複製・模倣すること及び標章、施設名、商取引上の名称、記章、広告を経済目的で複製・模倣に使用すること 単項目　それらの標章を付した商品の販売、展示、売込を行った者は、同様の罰則を負うものとする。	罰則：1 ヶ月から 3 ヶ月の懲役もしくは罰金
195 条	不当競争の犯罪は、次の行為を行う者によるものとする： I. いかなる形を問わず自己利益を得るために、競争相手の不利益となる形で虚偽の内容を出版する者 II. 自己利益を得るために競争相手について虚偽の情報を提供あるいは開示する者 III. 自己あるいは第三者の利益のために他者の顧客に不正	罰則：3 ヶ月から 1 年の懲役もしくは罰金

	行為を行う者 IV. 商品や施設の混乱を招くために、他者の広告文句や看板を使用、模倣する者 V. 他者の商標名、施設名、記章を不適切に使用、あるいは販売、展示、売込、在庫として保持する者 VI. 許諾なしに、名前あるいは企業名を、商品に記載された他者名と置き換える者 VII.受賞していない賞あるいは名誉を広告目的で自己に帰属させる者 VIII 他者の容器あるいは包装、粗悪品や偽造品、もしくは、類似商品の販売交渉手段として容器あるいは包装を使用し、販売・展示・売込を行うもの（行為は重大な犯罪を構成するものではない） IX. 自己利益のために、競争相手の従業員に対し、職務怠慢を促すように金銭を渡すあるいは約束するもの X. 雇用主の競争相手から、従業員としての職務怠慢を促すように金銭あるいは利益や報酬を渡された、あるいは、約束をされたもの XI. 契約あるいは雇用関係の中で入手した産業・工業・サービス分野において周知の事実、もしくは、対象に精通した技術者には明らかな内容以外の機密知識、情報、データを契約終了後も許諾なしに開示、利用、使用するもの XII 前項に述べる知識や情報を違法な手段で入手あるいは不正行為を通して得て、許諾なしに開示、利用、使用するもの XIII 事実に反して特許申請あるいは承諾された商品として、もしくは、登録済みの産業デザインを有する商品として販売・展示・売込を行った場合、また、広告や公共の配布物の中で事実と反して特許申請、承諾された商品であると言及した場合。 XIV 政府からの商品化承認のために準備に相当な尽力を要したテスト結果あるいは、その他の非開示データを許諾なしに開示、利用、使用するもの （1） 本条のXI項とXII項における仮定には、本規定における罪を犯した従業員、共同経営者、役員が含まれる （2） XIV項の規定は、不特定多数の人を保護するためには、商品の商品化を認可する政府機関が開示する場合には適用されない。	
196 条	本法律の 1 章、2 章、3 章における犯罪罰則内の禁固刑は、下記の場合、3 分の 1 から 2 分の 1 に増やす事ができる。 I. 侵害当事者が、特許権利者あるいは登録名義人もしくはその使用権の取得者の代理人、執行人、代行人、代表者、共同経営者もしくは従業員である場合、 II. 改造、複製、模倣された商標が著名あるいは周知され、もしくは団体商標の証明である場合。	
197 条	本法律において定める罰則は刑法に準拠し、最低 10 日、最高で 360 日の罰金日数として設定される。 単項目 前条に定める規定にかかわらず、罰金は代理人の個人的境遇また得た利益を念頭におき、10 倍まで増加もしくは減少することが可能である。	
198 条	偽造、改造、模倣された商標を付する商品、あるいは虚偽のソースを表示する商品は、職権上あるいは利害関係者からの要請に基づき、税関管理局が確認作業中に押収することがで	

	きる。	

＜ブラジル刑法（1940 年の法令 2848 号）＞

（2003 年 7 月 1 日の法令 10.695 号に定められる）

該当法令	対象行為・対象者	刑事処分の説明
184 条	著作権とその隣接権の侵害について	
184 条 1 項	侵害が実際の判例に係る、著作者・実演者・実施作品の監督の明示的な許諾を得ず、直接的・間接的にかかわらず利益を得る目的で、知的作品・解釈・実施・表音文字のいかなる手段や方法を用いた、全体あるいは部分的な複製の場合	罰則：2 年から 4 年の懲役と罰金
184 条 2 項	著作者・実施者・監督者の権利を侵害し、知的作品あるいは表音文字の原本あるいは複製を、これらの行為により直接的あるいは間接的な利益のために、配布、販売、発売、貸出、国内に持ち込む、購入、隠匿、手元に保持する、もしくは、権利者や代理人の明示的な許諾を得ず、原本あるいは複製を貸出した場合、本条第一項に定める同様の罰則を科すものとする。	罰則：2 年から 4 年の懲役と罰金
184 条 3 項	侵害が著作者・解釈を行うアーティスト・実施するアーティスト、表音文字の監督もしくはその代理人から明示的な許諾なしに、直接的・間接的な利益を得る目的のため、ケーブル・光ファイバー、衛星、電波その他のシステムを介して需要がある時間と場所に提供し、公衆へ開示する場合	罰則：2 年から 4 年の懲役と罰金
184 条 4 項	本条の第 1、第 2、第 3 項は、1998 年 2 月 19 日の法令 9.610 号に定める、著作者権利例外に含まれるケースの場合、ここでは知的所有作品あるいは表音文字が 1 回のみ複製され、直接的あるいは間接的な利益のためではなく、複製者の個人使用の場合においては適用されない。	
186 条	上記の犯罪の犯罪訴追手続きは、次の方法によって開始される。 I – 184 条に示す犯罪に対する個人的な申し立て、 II – 184 条第 1 あるいは第 2 項に示す検察による刑事起訴 III – 公共法人、政府団体、政府所有の企業、混合資本の企業、公共財団による刑事起訴 IV －184 条第 3 項に示す犯罪に対して個人を代理としての検察による刑事起訴	

＜ブラジル刑法（1941 年の法令 3689 号）＞

（2003 年 7 月 1 日の法令 10.695 号に定められる）

該当法令	対象行為・対象者	刑事処分の説明
530 条 G	裁判官は被告に有罪として判決を言い渡すとき、違法に生産または複製された商品の廃棄、関連して押収された機材の破棄を決定することができる。それらの所有権は、ブラジルの政務当局に譲渡され、ブラジル当局が廃棄するか州・市・連邦の福祉を行う教育機関に寄付するか決定する。また、経済的に公正な場合、市場に出すのではなく、保管し、公益資産とすることができる。	

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（a） 有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜法律第 8.884/94 号（独占禁止法）第 23 条＞
経済秩序に対する侵害には次の制裁金（罰金）が適用される。
（i）会社の場合、査定可能であれば、潜在的な違反により得られる利益を下回らない、直近の事業年度の課税前の総売上高の 1～30%の制裁金、（ii）会社の違反行為に関し直接又は間接的に責任を有する経営者の場合、専ら当該経営者個人に課されることとなる、当該会社に課された罰金の 10%から 50%の制裁金、（iii）その他の個人、又は公法人若しくは私法人、あるいは、事実上又は法律上の事業体若しくは人の団体で、暫定的なものであるか及びその法的根拠を有するか否かを問わず、当該事業活動に従事していないものの場合で、総売却額の基準が採用できない場合、罰金は 6,000～6,000,000UFIR（基準租税単位）、又はそれに代わる単位を基準とした制裁金（LC 第 23 条）。

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発の可否

（a）商標法 （2） 行政機関による摘発は不可能
（b）特許法 （2） 行政機関による摘発は不可能
（c）意匠法 （2） 行政機関による摘発は不可能
（d）著作権法 （1）行政機関による摘発は可能
（e）不正競争防止法 （2） 行政機関による摘発は不可能

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
刑法第 43 条の II（商品ならびに金銭の喪失は、刑事罰を科す）
更に第 184 条および第 186 条（上記の表を参照のこと）

＜行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関＞
警察

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a） 有り
常習的な犯行については、知的所有財産に関わる紛争に従って分析された場合、裁判官及び当事者と共同してなされた地方検事の判断により、処罰を重くする、あるいは司法取引を認めないとするかが取り決められる。
軽犯罪のケースの場合、地方検事は被告人に司法取引を交渉し、懲役の代わりに罰金あるいは社会奉仕活動を科すことがある。
被告人が常習者の場合、交渉は行われない。

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜刑法 – 1940 年の法令 2848 号＞
63 条：犯罪常習者とは、行為者が過去において、国内あるいは国外における規範事項のもと有罪判決を受けた後、ふたたび新しい罪を犯した場合をいう。（1984 年の法令 7209 号に定められるとおり。）

64 条：常習的な犯行の場合：
I – 罰則の消滅あるいは実際の判決により、執行猶予や仮釈放期間も含め 5 年以上の月日が経過し、免職のない場合、前の有罪判決は有効とされない。
II –軍事的あるいは政治的犯罪は、常習犯罪とはみなされない。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

裁判官は常習的な犯行に対し、法律で定められた最低限の罰則を超え、加重規定によって更に罪を重くした罰則を課すことができる。被告者に課す最終的な罰則は、常習的な犯行だけによって決定されるものではない。裁判官は、その事例の内容によって、常習的な犯行を罰則加重の検討要因とするだけであり、法律ではどの程度加重させるかという数値を設定してはいない。例えば、それが被告者の 3 度目の犯行だとした場合、課せられる罰則は 2 度目より加重されるべきでる。しかし、法律では、裁判官が前回課せられた罰の例えば 3 割増し、あるいは 5 割増しの罰則を加重させるべきというような定めはない。事例ごとに妥当とされる比重によって罰則を加重することが可能である。

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

再犯から発生する手続き上の仕組みはない。再犯は、判決における刑罰に影響する。実際に行われていることは、（既判力の場合において）過去の有罪判決を、被告のプロフィールの 1 つとしてある程度用いることで、有罪を容易にする要素としている。（刑事訴訟法　法令 3689 号）

軽犯罪の再犯者（ブラジル法によれば最大でも罰則が二年の禁固刑を超えない犯罪を意味する） は、事例によっては、禁固刑の代替案（執行猶予や司法取引）への権利を失う。知的所有権に対する犯罪に関しては、この権利喪失が大きく関連してくる。何故なら知的所有権に関する罰則のほとんどが 2 年の禁固刑を超えるものではないためである。（連邦　9099 号、76 条第 2 項、89 条第 2 項。）

実務レベルにおいては、犯罪鑑識は再犯者の刑事訴追を容易にする手段であると考えられる。再犯の場合、（必ずとは限らないが）被告が以前に犯罪鑑識を受けている可能性がある。その場合、虚偽の身元を提供しても逃れることがむずかしくなる。（2009 年の連邦法 12.037 号）

被告による過去の罪状は、（とりわけ、初犯者でない場合）裁判官が事例を分析し、保釈やその他の予防手段を検討する場合に考慮される。（刑事訴訟法 282 条、2011 年の連邦 12.

403 号）

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1） 行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（b）無し
そのような規定がないにも関わらず商品の破棄処分は実施され、その廃棄方法については、移動させる場所や素材の破棄可能性による。

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

－

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

押収された商品の廃棄方法は、焼却、解体、粉砕等、商品が元の用途において使用不可能とするのに有効な方法とする。

3-4） 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

（規定上の負担者）
税関での押収は、基本的には空港や港等の第 1 区画（プライマリ・ゾーン）で行われるが、検査は、第 2 区画（セカンダリー・ゾーン）で実施されることもある。連邦、州や市の検査は、警察の支援を受けながら、模造商品を規定外の書類と共に押収することがある。本規定におけるコスト負担者は、押収の責任者である機関、つまり商品の廃棄責任者となる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ブラジルには 27 の州と、5,500 を超える市町村がある。各市町村が独立してそれぞれの予算を管理・配分しているため、1 つの法規制基盤を挙げることは難しい。

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
実務的なレベルにおいては、コストを実際に負担するのは関係当事者あるいは権利者である。コストは、模倣品の廃棄に関わる当事者により自発的に負担される。

3-5） 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

（規定上の負担者）
規定なし。

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
刑事起訴の訴因によって異なる。刑事訴訟が、地区検事の支持を得ず、あるいは地区検事の支持に反して、権利者単独の主導で開始された場合、権利者は、押収された商品の保管料等

いくらかの手数料を課されることもあるし、課されないこともある。これは、裁判官の管轄あるいは決定にその都度左右される。一方、行政機関の命令に基づいて商品が押収された場合には（例えば、不正な証拠書類の提出あるいはその他諸々の動機に起因して）、権利者は、例えその行政機関の決定から利益を受ける可能性があったとしても、費用を負担する必要はない。

3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（汎用設備の没収の可否及び要件）
模倣品の生産に使用された機材は、模倣品とともに全て押収されるべきである。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
刑事訴訟法 530Ｂ条– 刑法 184 条の第 1 から第 3 項に記す判例について、違法に生産あるいは複製された全ての商品と、模倣を可能とした全ての機材、材料、素材を、侵害を行うことを主な目的としている限りにおいて、警察は押収することができる。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関係当事者は、手続きの状況について直接裁判所もしくは関係支所に確認することができる。
2011 年連邦法 nº 12.527 は、機密保持が公共の安全あるいは利益のために必要とされる場合を除き、全ての公共機関（裁判所を含む）は一般の人々が全ての重要な情報に完全にかつ簡単にアクセスできるような手続きをとらなければならないと述べている。
それ故、公共機関は、知的財産権の侵害に関するものを含み、告訴状況に関する全ての情報を提供する義務を有している。公共機関がそのよう義務を履行しない場合、利害関係のある当事者は、合法的な方法で必要な情報を取得することができる。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
法務省による全ての決定は、機密とされる判例を除外して、行政白書、地域や現地の新聞、インターネットや提示版において、公開の原則に沿って公表される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜ブラジル連邦共和国憲法＞
第 5 条　すべての者は、いかなる性質の差別なく法の前に平等であり、国内に居住するブラジル人および外国人に対し、次の規定の下に生命、自由、平等、安全および財産権に関する権利の不可侵が保障される。（2004 年の憲法 45 号）

LX－法律は、個人の秘密の擁護または社会的利益が要求される場合に限り、訴訟行為の公開を制限できる

第 37 条　直接、間接または財団の形態の公共行政は、連邦、州、連邦区および市郡のいずれの権力のものであるかを問わず、法適合性、非人格性、道徳性、公共性の諸原則を遵守し、かつ下記の事項に従う。

第 93 条　連邦最高裁判所の発議による補足法は、次の原則に従い、裁判官法について規定する。

IX－司法権の諸機関の全ての審理は公開とし、全ての決定は、無効の制裁の下に、正当な根拠を有するものでなくてはならない。法律は公益上の要求がある場合、一定の訴訟行為において、当事者とその弁護人または弁護人のみに出廷を限ることができる。

＜刑事訴訟法＞
155 条:刑事訴訟の手続きは公開される。しかし、下記の事例は秘密裏に行われるとされる:
I 公共の利益を要する場合
II 結婚、親権、夫婦の別離、離婚への転換、扶養手当、未成年の親権に係る場合

単項　判決要録の内容を確認する、あるいは証明書を要請する権利は、関係当事者とその代理人に限定される。判決に法的関心をもつ第三者は、裁判官に判決、また、別離の結果生ずる在庫の配分について証明を要求することができる。

＜刑事訴訟法＞
792 条 : 全ての聴衆、開廷、行政手続は原則として公開とし、法定において行われ、事前に決められた日付と時間において、事務員、秘書、法廷人の補助を得て実施されるとする。

＜行政手続– 法令 9784/99 号＞
2 条 : 一般行政手続きは、他を含め、合法性・機能・動機・公正・妥当・倫理・弁護・対審システム・司法上の安全性・公共の利益・効率性の原則を遵守するとする。

単項目　行政手続においては、他と同様に、次の基準が遵守されるべきとする。
V – 連邦共和国憲法において機密とされる事例を除き、行政行為の公的な開示。

4-3)　行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
行政手続の判例通知システム内において、金融省は、ユーザが手続きにおけるあらゆる決定内容を調べること、また、一般の人々に相談をすることを可能としている。これはインターネットのサイト www.comprot.gov.br においてアクセス可能である。
しかし、対模倣手続きに関する特定のシステムは無い。
(このサイトには、税関を含み、ブラジル連邦国税庁－Receita Federal－で正式に制定された行政手続きがすべて列挙されている。)

利害関係者は、手続きが行われている警察署に直接出向いて、あるいは（利用可能な場合には）電話や電子メールによって、その行政手続きの内容を問い合わせることもできる。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（b）無し
産業財産権法の侵害者に対する事例を作り、その痕跡を残すために行う刑事手続きの最初のステップは、違法行為を知ったときから 6 ヶ月以内に捜査押収命令を求めることである。起訴状を申請するのに必要とされる要件（証拠物とともに相当な理由）が満たされた時、被疑者は侵害者に対して民事訴状を申請しなければならない。
しかし、著作権やソフトウェアに関する事例の場合、刑事訴状は公衆的な性質を有し、被害者の協力を必要とすることなしに、検察省が刑事手続きを実施することが可能である。被害者は手続きに参加する場合もある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1996 年の法令 9279 号 –産業財産権法＞
第 200 条
産業財産権に関する刑事訴訟並びに捜索及び押収の予備手続は、本章の条文による変更を加えた上で、刑事訴訟法の規定に規制される。

＜刑事訴訟法＞
525 条 : 犯罪において証拠品が残された場合を考慮し、起訴状もしくは刑事起訴は、死体とともに残された品物に関する検視官の報告書の添付なしには受諾されない。

6） 巧妙化事例への対策

6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）有り
（法的な対策の内容）
知的所有権法の侵害を行う者に対して法的処分を行うことが可能である。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
質問 1-2 の回答を参照。

②商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1996 年産業財産権法　9279 号＞

第 189 条
次に掲げる行為をする者は、登録標章を侵害することになる。
(I) 標章登録所有者の許可を得ることなく、登録標章の全部又は一部を複製し、又は混同を生じさせる虞がある方法で登録標章を模造すること、又は
(II) 市場に出された製品に既に添付されている他人の登録商標を改作すること
刑罰　3 月以上 1 年以下の禁錮、又は罰金

第 190 条
次に掲げる製品を輸入し、輸出し、販売し、販売のための申出若しくは展示をし、隠匿し又は貯蔵する者は、登録標章を侵害することになる。
(I) 他人の標章の全部又は一部を不法に複製又は模造した標章を付した製品、又は
(II) 自己の工業又は商業の製品であって、他人の適法な標章が付された容器又は包装に入れられたもの
刑罰　1 月以上 3 月以下の禁錮、又は罰金

1-2)　刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

－

1-3)「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

商標が他者商標と抵触するとみなす基準には、法令 9279/96 の 124 条 XIX 項 に定められる規定が念頭におかれている。そのため、これらのケースに関する裁判事例は多様である。
第 124 条
次に掲げるものは、標章としての登録を受けることができない。
(XIX) 同一、類似又は同種の製品又はサービスを識別若しくは証明するために他人が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、他人の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。

（2）　互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1)　互換品であることの表示（ＵＳＥ　ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
企業が公正競争の原則を守る限りにおいて、互換性商品のラベルを使用する権利は保障される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜法令 9279/96 号＞
第 132 条

標章所有者は、次に掲げる行為をしてはならない。
(II) 付属部品の製造業者が、製品の用途を表示するために標章を使用することを妨げること。ただし、この規定は、製造業者が公正な競争慣行に従うことを条件とする。

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

リオデジャネイロ州裁判所–抗告番号 0010622-90.2010.8.19.0000、2010 年 7 月 27 日付

ブラジルの有名な剃刀刃の生産者が、現地の別の生産者に対して、その生産者の付け替え可能な刃に自社製品と互換性のあるブランドとして自社の商標を使用することを差止める請求をし、現在審議中の事例が存在する。
原告は、その会社名を言及したラベルを記した商品の使用と配布の停止、そして一般の人々に提供された商品のリコールを求めた。被告はその抗弁にて、被告が使用したような互換性商品のラベルは産業財産権法の 132 条Ⅱ項において可能だと主張する。本件における重要な問題点は、被告により生産された付け替え可能な刃が、原告の付け替え可能な剃刀の付属品とみなされるか否かということであり、広告を含め、公正競争の規約が適用される。リオデジャネイロ州裁判所は、差止め命令を覆し、本件が複雑な問題であるため、専門家による慎重な検討が必要だとした。裁判所は本件が商標保護と公正競争の立憲的な原則の抵触に関わるとし、本件の検討にあたり適正な分析を行うものとした。

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（a）有り
（基準・範囲）
基準は他のすべての商標権の侵害に対し適用されるものと同じである。商標が看板に使用されたとしても特に違いは生じない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
質問 1-2 への回答参照。

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ブラジルには、広告や宣伝に関する問題を管理する非政府・自主管理組織が存在する。この組織は、CONAR – Conselho Nacional de Autorregulamentação Publicitária（宣伝における自主規制審議会）である。当該組織は、広告企業、宣伝企業のみならず、広告メディアの代表者によって構成される。代表者による決定は、法律的な拘束力を有さない。しかしながら、全ての広告企業は、実質的にはその決定を尊重する。広告業界は、みずからの代表者によって争議を解決する議決が行われるのであるから、CONAR の決定が実際には自分

たち自身によって下されたものであると感じる。従って、広告企業が CONAR の決定を軽視する理由は存在しないのである。CONAR は、自ら発行する規約を有する（厳密に言えば、これは法律ではない）。その第 43 条は、「広告は、他の広告業者に結び付けられているところの商標、特徴、概念ならびに第三者の権利を、外国において利用されているものも含み、侵害することはできない。」と規定している。この規約に含まれる他の条項のいくつかは、広告における商標のあり方を規制している。

企業が広告の一部にみずからの商標を表示する場合、これは、別の当事者が（それが利用されていないことを理由として）商標の取り消しを要請する際に、当該商標が効果的に利用されているということを立証する十分な証拠となる。

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し
（基準・範囲）
実際にこれを規定している制定法は存在しないが、実務的なレベルにおいては、商標が表示されている広告を企業が公開するならば、そのことが、当該商標が利用されているという証拠になるとみなされうる。

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
連邦法 9.279/1996 の第 195 条は、他者の商号あるいは商標の不正利用が、刑事罰を伴う不当競争と見なされると規定している。

3-5） 関連する代表的な裁判例

無し

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a） 有り

（内容）
商標の申請が著作権に基づいた以前の作品に違反している場合（著作権の所有者の認可がない場合）、商標の登録は却下される。商標が登録機関に対して既に許可および容認されている場合、著作権の所有者は、商標が取消され、無効であることを宣言するための行政上の手続きを開始するために、（登録の許容から）180 日間の期限を有する。著作権の所有者が上

記の行為を怠る場合にも、著作権の所有者は、商標が取消され、無効であると宣言することを目的とした司法上の手続きを開始するために、（当該商標が登録された日から）5 年間の期限を有する。
議論の根拠となるのは、著作権の権利侵害であって、何らかの事項の商標としての登録が阻止される（第 124 条、連邦法 nº 9.279 の XVII)。しかしながら、権利者は、裁判所のに権利者の請求を提出するにあたり、その 5 年の期限さえも遵守することができない場合でも、1883 年の産業財産権の保護に関するパリ条約に基づいて、この事件において出訴期限が存在しないことを依然として主張することができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1996 年産業財産権法　法令 9279 号＞
第 124 条
次に掲げるものは、標章としての登録を受けることができない。
(XVII) 文学、芸術又は科学の著作物、並びにその題名であって、著作権によって保護されており、かつ、混同又は関連の虞があるもの。ただし、それに係わる著作者又は権利者の承諾を得ている場合を除く。

第 233 条
宣伝文言及び標識についての登録出願並びに周知性宣言を求める申請は、最終的に却下されるものとする。また、既に付与されている登録及び宣言は、その残存期間について効力を有するものとするが、延長は認められない。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1996 年産業財産権法　法令 9279 号＞
第 124 条
次に掲げるものは、標章としての登録を受けることができない。
(XVII) 文学、芸術又は科学の著作物、並びにその題名であって、著作権によって保護されており、かつ、混同又は関連の虞があるもの。ただし、それに係わる著作者又は権利者の承諾を得ている場合を除く。

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（b）無し
（内容）
唯一の方法は、契約を改定することによって、会社名を構成する特徴的な要素を、第三者により登録された商標に抵触しないような別のものに変更することである。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a）有り
ブラジル民法では、会社名が正規に登録される際に、新規性の原則を遵守しなければならないことを定めている。つまり、国のビジネス登録システムにその会社名を最初に登録したビジネスマンが、他者に対し、類似あるいは同一の会社名の使用を阻止できることを意味する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜民法– 1.166 条＞
ビジネスマンによる登録、あるいは、法人の法人化行為による登録、もしくはその登録に対する直接的な改正は、登録された国の領域内において、その会社名を独占的に使用する権利を保証する。

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ブラジル民法、第 1.667 条：損害を受けた当事者は、法律あるいは契約の違反である会社名の記入を無効にするために、いつでも訴訟を提起することができる。
DNRC (国立営業登録機関)規範的指示、第 122 番、条項 6º：新規の原則が準拠される場合、同一の州内で、2 つの同一あるいは類似した商号は同時に存在することはできない。
条項 1º：商号もしくは名称が既に登録された企業に関連した商号もしくは名称と同一である、もしくは類似している場合、かかる商号もしくは名称は、変更される、もしくは記号表示を追加し相異なるものとされなければならない。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）商標権侵害を構成する
（基準・範囲）
侵害された商標の所有者は裁判所に苦情申し立てをし、その所有者の関心により合った方法で、侵害を阻止するためのより有効な方策を講じることができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1996 年産業財産権法 9279 号＞
第 190 条
次に掲げる製品を輸入し、輸出し、販売し、販売のための申出若しくは展示をし、隠匿し又は貯蔵する者は、登録標章を侵害することになる。
(I) 他人の標章の全部又は一部を不法に複製又は模造した標章を付した製品、又は
刑罰　1 月以上 3 月以下の禁錮、又は罰金

6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

―

6-3） 関連する代表的な裁判例の概要

なし

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

登録の拒絶　　（a）有り　無効・取消（a）有り （内容） 損害を受けた当事者は、当該商標の申請の公表から 60 日以内に、異議申立てを提出することができる。当該商標が既に登録されている場合、損害を受けた当事者は、当該商標の無効を目的とした行政上の要請を提出することができる期間として 180 日間を有する。最終的な手段として、損害を受けた当事者は、（当該商標が登録された日から起算して 5 年以内に）権利侵害を犯している商標を無効にするために、司法上の訴訟を提起することができる。 更に、ブラジル民法には、明白な悪意をもって行われた行為は、有効とはみなされないという一般原則が存在する。これは原則であるので、その趣旨を明示的に規定する条文は存在しない。この場合、理論的に言えば、悪意を伴って登録された商標は裁判所により任意の時点において撤回されうるということになる。しかしながら、この原則を適用すべきかどうかを判断できるのは唯一裁判官のみであり、悪意があったか否かは実際の事案において立証されなければならない。 （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） ＜1996 年の産業財産権法 9279 号＞ 第 124 条 次に掲げるものは、標章としての登録を受けることができない。 (XIX) 同一、類似又は同種の製品又はサービスを識別若しくは証明するために他人が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、他人の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。 (XXIII) 出願人が事業活動上当然に知っている筈の標章であり、かつ、ブラジル国内又はブラジルが条約を締結しているか若しくは相互主義の待遇を保証している国に本拠又は住所を有する者の所有に係わるものの全部又は一部を模造し又は複製した標識。ただし、この規定は、その標章が、同一、類似又は同種の製品又はサービスを識別するためのものであり、前記他人の標章との間で混同又は関連を生じさせる虞があることを条件とする。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいか

など、その要件・内容

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1996 年産業財産権法 9279 号＞
第 124 条：下記の事項に該当する場合は標章として登録されない。
XXIII　当該の標章が他者の標章との混乱、あるいは関連を生じさせる可能性がある同一、類似または同様の製品もしくはサービスを区別することを意図している場合、部分的あるいは全体的であるかどうかにかかわらず、申請者の活動を鑑みれば申請者が認識していないはずのない標章を模倣あるいは複製した表示、およびその権利者がブラジル国内あるいはブラジルと契約を有する国家、もしくはその取扱いの相互関係を保証する国家に本部を置いている、あるいは定住している標章を模倣あるいは複製した表示。

第 126 条：産業財産権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2（1）に基づき、その業界において十分に認識されている商標は、ブラジルにおいて以前に申請が提出された、あるいは登録されたかどうかにかかわらず、特別な保護を享受する。
産業財産権の保護に関するパリ条約、第 6 条の 2：
(1) 条約同盟国は、立法で認められている場合には職権により、もしくは利害関係を有する当事者の要請により、この条約の利益を受ける権限をすでに付与されている当事者の標章として、そして同一あるいは類似した商品に対し使用されている標章として、その登録または利用にかかわる国家の所轄官庁がその国家において十分に認識されているとみなす標章の複製、模倣または変形であるところの商標、また混乱を生じさせる可能性がある商の登録を却下する、あるいは取り消すことを確約するとともに、当該商標の利用を禁止することを確約する。これらの規定は、当該標章の本質的な部分が、十分に認識された標章の複製、もしくは混乱を生じさせやすい模倣に該当する場合にも適用される。
(2) 少なくとも登録日から 5 年間は標章の取り消しを要求できる。条約同盟国はまた、使用禁止を要求することができる期間を規定することもできる。
(3) 悪意を伴った標章の登録または使用を取消す、あるいは禁止する場合には、その要求の出訴に期限は設けられてはならない。
注意：ブラジルの法律で規定されている保護（上記の第 124 条、XXII）は、パリ条約で規定される保護よりも広域である。著名な商標は、登録されていない場合でもブラジルにおいては保護されるが、第三者が商標の登録を試みる場合、利害関係を有する者に登録の優先権がある。当事者は、違法な商標が公表されてから 60 日間以内に申請を提出し、当事者が外国でも広く知られた商標の合法的な所有者であることを証明しなければならない。このことは、前述の産業財産権法の第 158 条、第 2 段落に規定されている。更に、当事者は、合法的な商標の登録申請について記載された異議申立てを第三者の商標に対して提出しなければならない。

7-3）　外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
該当あり。ただし、第三者の商標が公開されてから 60 日以内に、外国の権利者が当該商標に対する登録申請を提出することが条件となる。これは、（前述の）産業財産権法の第 158 条、第 2 段落に規定されている。更に、当事者は、合法的な商標の登録申請について記載された異議申立てを第 3 者の商標に対して提出しなければならない。

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
（設定基準）
ブラジルはいわゆる失効システムをとっており、そのシステム自体が標章の防護システムに相反する。しかし、次の 2 つの区分においては保護が提供されている。
著名商標―標章の使用を独占的なものとして失効システムの適用から外される。
周知商標―領域の原則の適用から外される。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜1996 年産業財産権法 9279 号＞
第 125 条
ブラジルにおいて登録されており、著名であるとみなされる標章は、全ての活動分野において特別の保護が与えられる。

第 126 条
産業財産権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2(1)により、その事業分野において周知である標章は、ブラジルにおいて既に出願又は登録がされているか否かに拘らず、特別の保護を享受する。
(1) 本条に定めた保護は、サービスマークについても適用する。
(2) INPI は、周知標章の全部又は一部の複製又は模造である標章の登録申請を職権により拒
絶することができる。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り
（a-1）著作権登録の必要性（b）無し

（内容）
利害関係を有する当事者が異議申立てを提出する場合、情報を提供することができ、また当該商標に対して出された申請を却下するよう要求することができる。既に登録済みの商標の場合、当事者が同一商標を行政上無効とするよう要請する際に、上記同様の事を行うことが

できる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1996 年産業財産権法、第 9279、第 124 条、 XVII
1998 年著作権法、第 9610
ベルヌ条約

7-6）著作権登録制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ブラジルにおいては、下記の行政機関が著作権の登録管理を行う。
－国立図書館
－国立映画機関
－国立音楽院
－美術学院
－工学および建築の地方審議会

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（a）図形
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ポルトガル語は、ローマ・アルファベット（更に、ローマ数字、アラビア数字）のみを使って書かれる言語であるため、その文字と数字のみが国立工業所有権研究所によって理解される。外国のアルファベットや筆記方法は、ポルトガル語の一部ではないため従ってそれらは国立工業所有権研究所には文字として解読不可能である。

8-2） ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
産業財産権法 195 条

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1） 意匠出願の審査制度の有無

（a） 方式審査と実体審査が有り
注意：実質的な検査は、任意による。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1996 年産業財産権法、第 9279、第 102 条
申請がいったん提出されると、その申請は、正式な予備検査を受け、また適切である場合、申請の提出日とみなされる提起日が付けられる。

第 111 条
工業意匠の所有者は、 有効期間内であればいつでも、登録対象物の新規性ならびに独自性に関する検査を要請することができる。
単独条項：第 95 条から第 98 条までに謳われる要件の中から少なくとも 1 つが満たされていないと判断された場合、国立工業所有権研究所(ブラジル特許庁)は、この検査報告が当該登録に関する職権上の無効手続きを開始する基準としての役割を果たすとみなす。

1-2） 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

－

1-3） 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
これは、産業財産権法では規定されておらず、独立の専門家を通じて取得されなければならない。国立工業所有権研究所(特許庁)は、登録手続きが正式に行われた場合、更に申請者が明確に要請をした場合に限り、上記の事項を行う。

2） 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1） 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
1996 年産業財産権法、第 9279、第 113 条
登録の無効は、第 94 条から第 98 条で謳われる規定に違反していると認められたとき、行政上宣言される。

第 1 条
無効手続きは、第 111 条の単独条項に規定される前提条件に影響を与えることなく、当該登録の付与から 5 年以内に、職権上、または合法的な権益を有する当事者の要請によって開始される。

第 2 条
登録が付与されてから 60 日以内に取消要請あるいは職権上の開始が提出あるいは公開され

た場合、付与された登録の効果は保留される。

3） 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1） 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（b）無し （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） 工業意匠が登録されないまま使用されている場合、工業意匠は公有財産であると解釈される。登録が工業意匠を保護する唯一の方法である。

④税関関係

1） 水際取締制度

1-1） 水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） 産業財産法第 198 条 法令第 6759/2009

1-2） 水際取締が実態として行われているか

（a） 行われている 規定に基づいて実施される。当該職員は、法律上の根拠をもってのみ決定を下せるに過ぎない。

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （d）実用新案権 （e）著作権 （f）著作隣接権 （g）回路配置利用権 （h）育成者権 （i）不正競争防止法で保護される権益・権利 全てに該当する。

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象 （a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （d）実用新案権 （e）著作権 （f）著作隣接権 （g）回路配置利用権 （h）育成者権 （i）不正競争防止法で保護される権益・権利全てに該当する。 ○貨物の種類による運用の違いの有無

（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
税関局は、司法への直接的なアクセスを有さない。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権 （b）意匠権 （c）特許権 （d）実用新案権 （e）著作権 （f）著作隣接権 （g）回路配置利用権 （h）育成者権 （i）不正競争防止法で保護される権益・権利全てに該当する。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
税関局は、司法への直接的なアクセスを有さない。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-3） トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
無し

○税関の職権による取締りの対象
無し

4） 税関権利登録手続

4-1） 税関権利登録手続の有無

（b）無し

4-2） 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

―

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

基本的に、利害関係を有する当事者は、重度の権利侵害を防ぐために急を要する状況があることを立証しなければならない。故に、差止命令を取得するためには、利害関係を有する当事者は、何かに対する権利を有していること（“fumus boni juris 十分な法的根拠の推定 ”と呼ばれる）、そしてこれら権利の維持が危険にさらされる緊急な状況が存在すること（“periculum in mora 遅延における危険性”と呼ばれる）、また故に、この状況が裁判官から緊急の注目を得なければならないことを立証しなければならない。。状況の緊急性ならびに重要性に基づき、弁護士は、裁判官と直接会話をする、あるいは書面により請願し決定が下されるまで待つこともできる。差止命令を取得するためには、必然的に当事者が訴訟を開始しなければならない。 （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） 民事訴訟法

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

10 日間 （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） 法令 Nº 6759/2009 (税関規制)、 第 606 条：第 605 条において規定される留置の後、税関局は、商標の権利者がそれを希望する場合には、10 日間の出訴期限内に告訴を提起し、商品が司法上押収されるように要請できるよう、商標の権利者に対してその旨を通告する（1996 年法律 Nº 9.279、第 199 条ならびに TRIPS（貿易関連知的所有権協定）、第 55 条）

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

さらに 10 日間 （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） 法令 Nº 6759/2009 (税関規制)、 第 606 条、第 1 段落：商標の権利者は、何らからの正当性が認められる事案において、本条文の冒頭に規定されている出訴期限を 1 回に限り同じ期間延長されるように要請することができる。(TRIPS（貿易関連知的所有権協定）、第 55 条)

5-3） 税関から権利者への開示情報

（f）手続きをとる理由
（i）その他（押収された物品のサンプル）

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（b）無し

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

全ての放棄された、あるいは、押収された商品は自動的に関税当局の管理下に置かれる。権利者は、実務的なレベルにおいて、押収された商品の輸送ならびに破壊の費用を負担する。これは単に、ブラジル国税庁が押収された商品の維持や輸送に費やす予算を特に持たないことに起因する。そのような予算を有したとしても、その場合入札を実施しなければならず、そのような処理に特化した有能な企業を見出すことが困難であるだろうと我々は考える。法的な観点からコストの負担者は公的機関が負うべきである。しかし、非常な官僚主義の為、破壊手続きの実施は大体において遅い。税関は利害関係者に模倣品の破棄を自己負担するように勧める。

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

規定なし。

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（b）必要なし

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

―

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b）無し

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

一部の裁判官には、担保保証を金銭でのみ支払うよう要求する傾向がある（つまり、資産は担保として提供できない。）裁判官が他の資産を担保として認める場合、もう一方の当事者は、その資産の換金性を議論するための請願を提出することができる。

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務

（b）無し

税関局が、偽造の容疑がかけられた商品に対する権利者による検査の機会を設ける際、権利者が、措置が取られることを希望する場合には、検査を実施しなければならない。しかしながら、権利者らは、当該検査の実施を強制されるわけではない。当該検査の実施に対する法律的な義務も存在しない。権利者が現れない場合、税関局は、偽造品として容疑がかけられている商品を解放しなければならないが、商品あるいはその文書に関して他の不正がある場合に限り、当該商品をそのまま維持し続けることができる。

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

（a） 現場での現物による鑑定

（b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定

（d） 写真による鑑定

（e） その他（専門的文書の分析）

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（b）無し

5-8） 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（b）無し

5-9） 税関における廃棄手段についての規定の有無

（a）無し

（内容）

- 押収された商品の処分に関する決定は、個別の事案ごとに行われる。
- 商品を廃棄する場合、最初に製造されたときに意図された機能をまったく使えなくするようにするという要請があるに過ぎない。

6） 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（b）無し

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（b）無し

⑤インターネット関係

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか)

（取締機関の措置）

ブラジル内における模倣品に対するケースでは、商品がソフトウェアの知的所有権もしくは著作権を侵害する場合、警察は自由裁量で行動することができる。これらのケースは、地方検事によって起訴される。しかし、（標章、特許、意匠、その他の）知的財産権に関するケースでは、警察は自由裁量で行動することができない。そのため、これらのケースにおいて、利害関係者が希望する場合、侵害の差し止めを裁判所に申し立てることができる。実際には、警察が模倣品を税法違反、消費者の権利違反、健康被害等のその他の違反に基づいて押収する。

ブラジルには、インターネットの広域な規制は存在しない。最近、第三者のコンピュータ・システムを侵害することが犯罪となるという法律が可決されたばかりである。他の当事者のコンピュータ・システムを侵害することによって取得された資料の漏洩は、現在では法律により罰せられる。最近成立したこの立法による問題への対応は、実際にはインターネット上の知的財産権の侵害に対抗するものではないことがわかる。ブラジルのサイバー警察は予算不足かつ小規模であり、主としてインターネット上での小児性愛、銀行関連の詐欺、その他の犯罪の追及に集中している。

警察機関などの行政組織は、銀行詐欺あるいは児童ポルノの資料に利用されるサイトのホスティングなどの犯行に利用されるサイト等の極端な場合を除き、サイトが削除されることを明示的に命令できない。知的財産権の権利侵害などの更に微妙な事件において、警察機関は殆ど捜査を行わない。それ故、権利侵害を犯しているサイトの削除をインターネット・サービス・プロバイダーに対して（司法の手段をも用いて）要請する義務は、権利者に対して課せられることになる。警察機関は当該サイトが削除されることをいつでも要請することができるのだが、この要請が司法命令なしでは実行できない場合が存在する。例えば、グーグル・ブラジルは命令が根拠を有していない、もしくは不法であると考えるとき、大抵の場合、その命令がグーグル自身のウェブサイトに全般に対して下されるとき、その削除命令に対抗する傾向にある。

複数の専門家が、現行の立法は僅かな調整を必要とされているだけで、インターネット上で生ずる権利侵害に関連する全ての側面を規制するのに既に十分であると考えている。一方で、専門家の中には、インターネットに関する特定の法律が公布されなければならないと主張する者もいる。立法化についてこのような議論が存在するが、損害を受けた当事者が実際に訴訟を提起する際には、司法がインターネット上の権利侵害に関する問題を十分に解決できていると我々は判断している。

（行政摘発・刑事摘発の別）
行政摘発は、一般的に警察機関によって、インターネットが特に小児性愛および銀行詐欺などの犯罪の犯行に活用されている事案において実施される。これらの事件は普通、刑事的起訴を目的として地区検察局に委託される。
ブラジルの地区検察局が、検察局自体のイニシアチブによって、あるいは警察機関の支持を受けて犯罪を捜査する権限が与えられているかどうかについては明確でないため、地区検察局による刑事的起訴のための調査について我々は回答することができない。おそらく、警察機関は、それが刑事的起訴に至るかどうかにかかわらずその捜査に対しては常に関与する。そのため、我々は、行政上の捜査と刑事的起訴を目的として実施される捜査の間における相違を確定することができない。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
根拠規定は無し

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
実際に規定はない。産業財産権法には、インターネットに対する知的財産権に関連した規定はない。理論的には、その条項は、権利侵害がウェブサイト上で生ずる際にも適用されるはずであるが、この議論は多少疑わしい。ブラジルでは、この問題に関して 2011 年欧州連合裁判所の決定に従い、販売のウェブサイトが意図的に商標権を侵害している場合、あるいは他の当事者が、権利侵害を目的として当該サイト（競売のサイトなど）を利用しているにもかかわらずウェブサイト管理者が権利侵害の停止を目的とする何らかの措置を講じない場合、、販売のサイトに責任を負担させる可能性がある。上記が最近の傾向である。しかしながら、現時点において、権利者らは、ウェブサイトのホスティング・サービスが権利侵害を犯しているサイトをホスティングしていることを通知し、更にこれで問題が解決されない場合、権利者がサイトの所有者のみならず、場合によっては、ISP（インターネット・サービス・プロバイダー）に対しても訴訟を提起する可能性があることを、ウェブサイトのホスティング・サービスに対して通告しなければならない。この問題に関しては特別な規定は存在していない。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
この場合、当該サイトの削除を行政機関に対して要請する方法は存在しない。権利者は、権利侵害が停止されることを目的として、訴訟を提起しなければならない。

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（b）無し
これは、著作権もしくはソフトウェアの権利侵害の事案に関してのみ生じうる。該当分野における偽造ならびに権利侵害に対し対抗措置をとる責任が、法律上政府に存するからである。しかしながら、この議論も疑わしい。なぜなら、政府が対抗しなければならない権利侵害が、直接的あるいは間接的に何らかの収益を取得することを目的とする権利侵害に限定されているからである。ウェブサイトからの単なる曲のダウンロード、または当事者自身のための書籍のコピー等は、「直接的あるいは間接的な収益」の目的を含まない事例である。警察機関ならびに地区検察局が権能を開始し、彼ら自身のイニシアチブによって事件を捜査するためには、権利侵害を犯している当事者の目的が、権利侵害から収益を得ることでなければならい（これは、主にストリート・マーケットを標的とした著作権侵害によって生ずる）。明確に立証される確定的な目的がない場合、正式な捜査は実施されず、著作権あるいはソフトウェアの権利者は、権利侵害を停止させるためにはみずから対処しなければならない。
また、商標、特許あるいは意匠の権利侵害などの他の事案においても、権利者らは、訴訟に際して証拠とするために資料を調査する、あるいは収集するなど、みずから行動しなければならず、これは犯罪的な性質を帯びる可能性がある。
商標の権利侵害が警察機関によって捜査され、また地区検事によって刑事起訴される唯一の事例は、公的なシンボルあるいはクレストが権利侵害を受けている場合である（産業財産権法の第 191 条）。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（b）無し
唯一、公式性を有する特性を備えた「偽造ウェブサイト」リストが消費者保護局によって公開されており、信頼できない電子商取引サイトを列挙している。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（b）無し
商標権は、ブラジルの法律によって政府が政府自身によって保護するべきとされるものに該当しないため（その義務は、政府の支援のもと、唯一権利者に課されるものとされているが、逆に、権利保持者の支援のもとで、政府に課されることはない）、ブラジル政府は、優先事項としてこの問題を取り扱わず、結果としてこの問題への対処は私的に利益関心を有する者に任されている。

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（b）無し
この問題は世界中で懐疑的に扱われてはいるが、特別な規制は存在しない。我々が明確に回答できるのは下記の通りである。すなわち、裁判官がサイトの削除を命令する、あるいはページからあるコンテンツを削除するよう命令する場合（知的財産権の権利侵害を含む）、そしてホスティング会社がその命令を実行しない場合、ホスティング企業があたかも自分たちがそのコンテンツを掲載したかのように、そのコンテンツに対する責任を負う可能性がある（必ずしもその限りではない）。このような場合、特に、第三者が任意にコンテンツを掲載することができる状況にある場合（ソーシャルネットワークなど）、コンテンツ・ホスティング会社とウェブサイトの責任がどの程度まで認められるのかということは、極めて論争的な問題である。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し
裁判官が、当該サイトの削除を命令し、ホスティング会社がその命令を拒否する場合に限り、責任が生ずる。この場合、ホスティング企業が抗弁する権限も与えられることに留意するべきである。

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（b）無し
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
ブラジルにおいて侵害ユーザの個人情報への直接的なアクセスを許可する構造的なシステムは存在しない。しかし、被害者もしくは利害関係者は、適切な手続きを踏んだ上で差止め命令を通じ、侵害ユーザが存在した場合には、これらの情報にアクセスすることが可能である。インターネット・プロバイダは、ユーザの IP 番号に伴う全てのデータを管理、保持する義務がある。

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場

管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）無し

この問題に関しては、特別な規定は存在しない。しかしながら、市場（ウェブサイトを含む）において、偽造品が販売されていたことを認識しており（そのことが立証されなければならない）、そしてその販売が停止されなかった場合、その責任は市場が負うことになり、それによって、損害賠償を受ける権限が権利者に与えられる。しかしながら、この分析は、個々の事案ごとに行われなければならない。

（13）日本

①刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1） 刑事罰の規定の有無

（a）有り

＜知的財産権侵害について刑事罰の規定のある法律＞

（a）商標法　（b）特許法　（c）意匠法　（d）著作権法　（e）不正競争防止法

1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別（商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則）

（罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

日本法では、下表のとおり、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法について、刑事罰が規定されている。

特許法、意匠法、商標法は原則的に非親告罪。著作権法、不正競争防止法は親告罪が多い。

＜商標法における罰則規定の概要＞

条文	罪となる行為／刑罰の対象者	懲役／罰金
第 78 条	商標権又は専用使用権を侵害した者	10 年以下 1000 万円以下 （法人は、3 億円以下の罰金）
第 78 条の 2	第 37 条又は第 67 条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為	5 年以下 500 万円以下 （法人は、3 億円以下の罰金）
第 79 条	詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録、登録異議の申立てについての決定又は審決を受けた者	3 年以下 300 万円以下 （法人は、1 億円以下の罰金）
第 80 条	第 74 条の規定（虚偽表示の禁止）に違反した者	3 年以下 300 万円以下 （法人は、1 億円以下の罰金）
第 81 条 第 1 項	商標法の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたとき	3 月以上 10 年以下

第81条の2	秘密保持命令違反	５年以下 500万円以下
第82条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に対して 第78条、第78条の2又は第81条第1項	3億円以下
	第79条又は第80条の罪	1億円以下

＜特許法における罰則規定の概要＞

条文	罪となる行為／罰則の対象者	懲役／罰金
第196条 第1項	特許権又は専用実施権を侵害した者	10年以下 1000万円以下 （法人は、3億円以下の罰金）
第196条 第2項	第101条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者	5年以下 500万円以下 （法人は、3億円以下の罰金）
第197条	詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定又は審決を受けた者	３年以下 300万円以下 （法人は、１億円以下の罰金）
第198条	第188条（虚偽表示の禁止）の規定に違反した者	３年以下 300万円以下 （法人は、１億円以下の罰金）
第199条 第1項	特許法の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたとき	３月以上 10年以下
第200条	特許庁の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したとき	１年以下 50万円以下
第200条の2	秘密保持命令違反	５年以下 500万円以下
第201条第1項	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に対して 第196条、第196条の2又は第200条の2第1項の罪	３億円以下
	第197条又は第298条の罪	1億円以下

＜意匠法における罰則規定の概要＞

条文	罪となる行為／罰則の対象者	懲役／罰金
第69条 第1項	意匠権又は専用実施権を侵害した者	10年以下 1000万円以下 （法人は、3億円以下の罰金）
第69条 第2項	第38条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者	5年以下 500万円以下 （法人は、3億円以下の罰金）

第 70 条	詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者	１年以下 100 万円以下 （法人は、３千万円以下の罰金）
第 71 条	第 65 条の規定（虚偽表示の禁止）に違反した者	１年以下 100 万円以下 （法人は、３千万円以下の罰金）
第 72 条 第 1 項	意匠法の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたとき	３月以上 10 年以下
第 73 条	特許庁の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したとき	１年以下 50 万円以下
第 73 条の 2	秘密保持命令違反	５年以下 500 万円以下
第 74 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に対して 第 69 条、第 69 条の 2 又は第 73 条第 1 項の罪	３億円以下
	第 70 条又は第 71 条の罪	3000 万円以下

＜著作権法における罰則規定の概要＞

条文		罪となる行為	懲役／罰金
第 119 条	第１項	著作権・出版権・著作隣接権の侵害 （私的複製の例外違反、輸入・頒布（輸出）・プログラム・権利管理情報・還流防止対象レコードに係るみなし侵害を除く。）	10 年以下 1000 万円以下
	第２項第１号	著作者人格権・実演家人格権の侵害 （権利管理情報に係るみなし侵害を除く。）	５年以下 500 万円以下
	第２項第２号	営利目的による自動複製機器の供用	５年以下 500 万円以下
	第２項第３号	著作権・出版権・著作権隣接権等の侵害物品の国内頒布目的の輸入行為、知情での頒布行為、頒布目的の所持行為、頒布申出行為、業としての輸出行為又は業としての輸出目的の所持行為	５年以下 500 万円以下
	第２項第４号	プログラムの違法複製物を知情で業務上電子計算機において使用する行為	５年以下 500 万円以下
第 120 条		死後の著作者・実演家人格権侵害	500 万円以下
第 120 条の 2		技術的保護手段回避装置・プログラムの公衆への譲渡・貸与、公衆への譲渡・貸与目的での製造・輸入・所持、公衆への供用、公衆送信・その可能化	３年以下 300 万円以下
		技術的保護手段の回避サービスの提供	

	営利目的による権利管理情報の改変等 営利目的による還流防止対象レコードの頒布目的の輸入等	
第 121 条	著作者名詐称複製物の頒布	１年以下 100 万円以下
第 121 条の 2	外国原盤商業用レコードの違法複製等	１年以下 100 万円以下
第 122 条	出所明示義務違反	50 万円以下
第 122 条の 2	秘密保持命令違反	５年以下 500 万円以下
第 124 条	法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に対して 第 119 条第１項若しくは第 119 条第２項第３号、４号又は第 122 条の２第１項の罪	３億円以下
	上記以外（人格権侵害罪も含む）	各本条の刑

出典）文化庁ホームページ<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/chosakukenhou_kaisei_4_q10.html>をもとに作成

注） 懲役刑と罰金刑については併科可

＜不正競争防止法における罰則規定の概要＞

条文	罪となる行為／罰則の対象者	懲役／罰金
第 21 条第 1 項第 1 号	不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為	10 年以下 1000 万円以下
第 21 条第 1 項第 2～7 号	所定の営業秘密に係る不正行為	10 年以下 1000 万円以下
第 21 条第 2 項第 1 号	不正の目的をもって第二条第一項第一号（他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為）又は第十三号に掲げる不正競争（商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為）を行った者	5 年以下 500 万円以下

第 21 条第 2 項第 2 号	他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争（自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為）を行った者	5 年以下 500 万円以下
第 21 条第 2 項第 3 号	不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争（他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為）を行った者	5 年以下 500 万円以下
第 21 条第 2 項第 4 号	商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者	5 年以下 500 万円以下
第 21 条第 2 項第 5 号	所定の原産地等誤認惹起行為	5 年以下 500 万円以下
第 21 条第 2 項第 6 号	秘密保持命令違反	5 年以下 500 万円以下
第 22 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に対して 第 21 条第 1 項第 1 号､第 2 号若しくは第 7 号又は第 2 項	法人：3 億円以下 本人：本条の罰金

1-3） 税関を除く行政罰の規定の有無

（b）無し
（特許法等には「過料」が規定されているが、知的財産権侵害に対するものではない。）

1-4） 行政機関（税関除く）による知的財産権侵害品の摘発の可否

（a）商標法	（2） 行政機関による摘発は不可能
（b）特許法	（2） 行政機関による摘発は不可能
（c）意匠法	（2） 行政機関による摘発は不可能
（d）著作権法	（2） 行政機関による摘発は不可能
（e）不正競争防止法	（2） 行政機関による摘発は不可能

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無

（a）有り

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合＞

2-2） 再犯の定義と根拠となる条文

日本法では、刑法において、懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から５年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは再犯とされる（第 56 条）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
刑法第 56 条
懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、再犯とする。
2　懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減軽されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときも、前項と同様とする。
3　併合罪について処断された者が、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があったのに、その罪が最も重い罪でなかったため懲役に処せられなかったものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。

2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）

再犯の刑は懲役の長期の２倍以下とする規定（第 57 条）がある。三犯以上の累犯についても、再犯と同様とされる（第 59 条）。
再犯については、執行猶予がつけられない（第 25 条第２号、第 56 条第１項）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
刑法第 57 条
再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。

刑法第 59 条
三犯以上の者についても、再犯の例による。

刑法第25条第２号　次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。
一　＜略＞
二　前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

刑法第 56 条
懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、再犯とする。
2　懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減軽されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときも、前項と同様とする。

2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況

日本においては、実務上、再犯者は起訴されやすい傾向がある。

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

3-1）行政手続き（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無

（a）有り

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合＞

3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文

＜刑事手続きの場合＞

（処分方法）

（b）没収のうえ廃棄又は違法部分を排除して競売

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

刑法第 19 条第 1 項

次に掲げる物は、没収することができる。

1　犯罪行為を組成した物

2　犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物

3　犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

【平成 22 年 10 月 22 日法務省刑総訓第 1363 号】（第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項）

（没収有価物の処分）

第 29 条　検察官は、没収物が有価物であるときは、売却の処分をする。ただし、その物が危険物その他破壊し、又は廃棄すべき物であるときは、この限りでない。

（没収無価物の処分）

第 30 条　検察官は、没収物が無価物であるときは、廃棄の処分をする。有価物たる没収物が危険物その他破壊し、又は廃棄すべき物であるときも、同様とする。

3-3） 廃棄する場合の廃棄方法

＜刑事手続きの場合＞

（廃棄方法）

証拠品係事務官は、没収物が廃棄の処分をすべき旨の命令の記載された没収領置票を受領したときは、没収物を適宜な方法により破壊し、又は廃棄すると規定されている。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

【平成 22 年 10 月 22 日法務省刑総訓第 1363 号】（第 30 条）

（没収無価物の処分）

第 30 条　検察官は、没収物が無価物であるときは、廃棄の処分をする。有価物たる没収物が危険物その他破壊し、又は廃棄すべき物であるときも、同様とする。

2　証拠品係事務官は、前項の処分をすべき旨の命令の記載された没収領置票を受領したときは、没収物を適宜な方法により破壊し、又は廃棄する。

3-4）　行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況

－

3-5）　刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者。実際の運用と規定が異なる場合、その状況。

（規定上の負担者）
規定無し

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）
一般に刑事事件での押収品・没収品の保管費用、廃棄費用について被害者・犯罪者に負担させるという規定は存在しないため、国が負担していることになっている。

3-6）　知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件。汎用設備に対する没収の可否及びその要件

（没収される製造設備の要件）
刑法では、知的財産権侵害行為を組成した物及び侵害行為の用に供し、又は供しようとした物は没収の対象になると規定されている（刑法第 19 条）。
なお、民事においては、商標法、特許法、意匠法、不正競争防止法では、「侵害の行為に供した設備」の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができると規定されている（商標法第 36 条第 2 項等）。
著作権法では、「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができると規定されている（著作権法第 112 条第 2 項）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（没収）
刑法第 19 条　次に掲げる物は、没収することができる。
1．犯罪行為を組成した物
2．犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
3．犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
4．前号に掲げる物の対価として得た物２　没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。
（差止請求権）
商標法第 36 条第 2 項
商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（差止請求権）
特許法第 100 条第 2 項
特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第百二条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（差止請求権）
意匠法第 37 条第 2 項
意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（プログラム等（特許法第二条第四項 に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）を含む。以下同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（差止請求権）
不正競争防止法第 3 条第 2 項
不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（差止請求権）
著作権法第 112 条第 2 項
著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

4） 被害者への情報開示制度についての有無

4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
刑事訴訟法第 260 条及び第 261 条
第 260 条　検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

第 261 条　検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
憲法第 82 条
1　裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
2　裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

刑事訴訟法第 53 条
第 53 条　何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。
2　弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。
3　日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。
4　訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無

（a）税関での輸出入差止手続きの場合に有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税法
第 69 条の 3
1　税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項 （差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の八までにおいて同じ。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。
2　税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対し

ては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

３　税関長は、認定手続が執られる貨物の輸出に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸出申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。

・・・

５　税関長は、認定手続が執られた貨物（次項において「疑義貨物」という。）が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸出しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

６　税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に当該疑義貨物が輸出されないこととなつた場合には、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。この場合において、当該疑義貨物の輸出を取りやめようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

第 69 条の 12

１　税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の二十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項　（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の十八までにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

２　税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通

知するものとする。
３　税関長は、認定手続が執られる貨物の輸入に係る第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認める場合には、第一項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られている間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。
・・・
５　税関長は、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十九条の十六（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において「疑義貨物」という。）が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
６　税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。
一　第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合
二　第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が滅却された場合
三　第七十五条（外国貨物の積戻し）の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合
四　前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなつた場合

関税法基本通達（蔵関第 0100 号昭和 47 年３月１日発出）
69 の３－１－８　認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。
・・・
⑵ 輸出者等への通知
「認定通知書（輸出者用）」（Ｃ－5622）（国際郵便物にあっては「認定通知書（差出人用）」（Ｃ－5624）。以下この節において「「認定通知書（輸出者等用）」」という。）を交付する。なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（差出人用）」には、「任意放棄書」（Ｃ－5380）を添付する。
（注）輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者用）」を交付した旨を通報する。

⑶ 権利者への通知
認定結果については「認定通知書（権利者用）」（Ｃ－5626）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（Ｃ－5628）を交付する。

69 の 12－１－８ 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。
・・・
⑵ 輸入者等への通知
「認定通知書（輸入者用）」（Ｃ－5822）（国際郵便物にあっては「認定通知書（名宛人用）」（Ｃ－5824）。以下この節において「「認定通知書（輸入者等用）」」という。）を交付する。ただし、前記 69 の 12－１－４の⑷の規定により侵害物品に該当すると認定した場合であって、当該侵害物品について輸入者等が自発的処理を行うことが見込まれないときは、「認定（没収）通知書」（Ｃ－5823）を交付することとして差し支えない。なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（名宛人用）」には、「任意放棄書」（Ｃ－5380）を添付する。
（注）輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。
⑶ 権利者への通知
認定結果については「認定通知書（権利者用）」（Ｃ－5826）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（Ｃ－5828）を交付する。

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無
＜刑事罰・その他＞
5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

（b）無し（明文規定はない）

6） 巧妙化事例への対策
6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることの可否

（a）可
（法的な対策の内容）
日本法では共犯理論で間接関与者を取り締まることができる（刑法 60 条～65 条）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

刑法 60 条～65 条
（共同正犯）
刑法 60 条　二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

（教唆）
刑法 61 条　人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。
2　教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

（幇助）
刑法 62 条　正犯を幇助した者は、従犯とする。
2　従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

（従犯減軽）
刑法 63 条　従犯の刑は、正犯の刑を減軽する。

（教唆及び幇助の処罰の制限）
刑法 64 条　拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。

（身分犯の共犯）
刑法 65 条　犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。
2　身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

②商標法関係

1）　類似商標による商標権侵害

1-1）　類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（侵害とみなす行為）
商標法第 78 条の２
第 37 条又は第 67 条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、５年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

商標法 37 条　次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。
一　指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

1-2）　刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無

（1-1）の回答参照。

1-3）「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例

（1-1）の回答参照。

（2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

2-2） 関連する代表的な裁判例の概要。

ブラザー事件（東京高判平成 17 年 1 月 13 日（平成 16 年（ネ）第 3751 号）最高裁ＨＰにより是認された東京地判平成 16 年 6 月 23 日判決　判時 1872 号 109 頁）
「ブラザー工業が製造するファクシミリに使用するためのインクリボンの包装箱に「For brother」、「ブラザー用」又は「ブラザー対応」等表記する行為は、自他商品識別機能ないし出所表示機能を有する態様で商標を使用する行為ではないから、ブラザー工業が保有する商標「brother」及び「ブラザー」の商標権侵害に当たらない」

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し　（規定なし。商標の使用に関する定義があるのみ）
（基準・範囲）
日本法では、広告が商標としての使用にあたるかどうかが問題となる。例えば、自動車関連業者が、営業看板に、営業範囲を示すものとして、トヨタ、ホンダ、日産などの商標をまとめて使っているだけである場合、商品若しくは役務の識別表示として機能しているわけではないために、「商品若しくは役務に関する広告」（商標法 2 条 3 項 8 号）ではないと解釈され、商標権侵害にならない可能性が高いと考えられる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（定義等）
商標法 2 条 3 項 8 号
商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（定義等）
商標法 2 条 3 項 8 号
この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。
八　商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若し

くは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無。ある場合には、規定された基準・範囲

（b）無し

3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第 78 条
商標権又は専用使用権を侵害した者（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第 78 条の 2
第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3-5） 関連する代表的な裁判例

例えば、東京地判昭和 62 年 10 月 22 日判例時報 1258 号 143 頁は、「任天堂株式会社の登録商標と同一であり、かつ、わが国において広く認識されている「Nintendo」の文字からなる商標、及び同会社の登録商標である「MARIO BROTHERS」に類似し、かつ、わが国において広く認識されている「SUPER MARIO BROS.」の文字からなる商標を印刷表示したラベルを、指定商品であるファミリーコンピューターカセット 6493 個に貼付して右各商標を使用した行為が、任天堂株式会社の商標権を侵害するとともに、同会社の商品と混同を生じさせたと認められた事例」であり、東京高判昭和 58 年 11 月 7 日は「有限会社君万歳久光の信用を利用し、有名で信用性の高い同会社の業務用金切鋏と自社の商品を誤認混同させる目的で、君万歳久光の金切鋏と外観のよく似た房州系の無銘のものに右有限会社の別紙乙商標（「君万歳久光」の文字を一連に縦書きしてある商標）と類似する別紙ホの商標（富士をかたどったと思われる記号的図形「m」の下に縦書きの「万歳」、その下に横書きの「登録」、さらにその下に縦書きの「久光」の各文字が配してある商標）を使用したもの等を併せ考えて、商標使用行為が不正競争防止法にいう商品の混同を生ぜしめる類似商標の使用に当るとされた事例」である。

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無

（a）有り
（内容）
日本法では、著作権侵害の商標権については、商標権が使えなくなる規定となっている。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

（他人の特許権等との関係）
商標法 29 条
商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無

（ｂ）無し
但し、他人の著名なキャラクター（図形）を冒用した商標出願が行われた場合、公正な取引秩序を乱す虞があるとして拒絶の対象となり得る（商標法第 4 条第 1 項 7 号）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第 4 条（商標登録を受けることができない商標）
次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。
・・・
七　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

5） 違法な商号の是正方法

5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）
当該商号の使用が商標権侵害又は不正競争防止法第２条第１項第１号若しくは第２号に該当する場合、当該商号の抹消登記手続きを請求し得る。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第 36 条第２項
商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

不正競争防止法第３条２項
不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無

（a）有り
（内容）
当該商号の使用が商標権侵害又は不正競争防止法第２条第１項第１号若しくは第２号に該

当する場合、当該商号の抹消登記手続きを請求し得る。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第 36 条第２項
商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

不正競争防止法第３条２項
不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

5-3） 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無

（a）有り
（内容）
当該商号の使用が商標権侵害又は不正競争防止法第２条第１項第１号若しくは第２号に該当する場合、当該商号の抹消登記手続きを請求し得る。
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第 36 条第２項
商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

不正競争防止法第３条２項
不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）

（a）構成し得る
（基準・内容）
輸出専用の商標商品の製造行為も、商標法第２条第３項第１号所定の商品又は商品の包装に

標章を付する行為として商標の使用行為に該当し、商標権侵害を構成し得る（産業構造審議会知的財産政策部会「商標制度の在り方について」（平成 18 年２月）13 頁）。また、輸出専用の商標商品の輸出行為も、商標法第２条第３項第２号所定の商品又は商品の包装に標章を付したものを輸出する行為として商標の使用行為に該当し、商標権侵害を構成し得る（産業構造審議会知的財産政策部会「商標制度の在り方について」（平成 18 年２月）13 頁）。但し、個別具体的な事情の如何によっては、商標権侵害を理由とする商標法第 36 条に基づく差止請求及び民法第 709 条に基づく損害賠償請求が民法第１条第３項所定の権利濫用として許されない場合もあり得る（産業構造審議会知的財産政策部会「商標制度の在り方について」（平成 18 年２月）13 頁）。また、同様に、商標権侵害を理由とする関税法第 69 条の２第１項第３号に基づく税関での輸出差止が認められない場合もあり得る。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法第２条第３項
この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。
１　商品又は商品の包装に標章を付する行為
２　商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

6-2）　もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）

（理由）
権利濫用（産業構造審議会知的財産政策部会「商標制度の在り方について」（平成 18 年２月）13 頁）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
民法第１条第３項　権利の濫用は、これを許さない。

6-3）　関連する代表的な裁判例の概要。

知財高判平 19 年 10 月 31 日判時 2005 号 70 頁
商標登録の不使用取消審決が維持された事案において、輸出用商品に商標を付する行為は平成 18 年改正前の商標法の下における「商標の使用」（商標法第 50 条第１項）に該当しないとされた事例

7）　冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1）　冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無

登録の拒絶　（a）有り　　無効・取消　（a）有り
（内容）
「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用

をするもの（前各号に掲げるものを除く。）」（商標法第 4 条第 1 項第 19 号）は、商標登録を受けることができない（第 4 条第 1 項）、異議申立の対象となる（第 43 条の 2）、商標登録の無効審判の対象となる（第 46 条）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（商標登録を受けることができない商標）
商標法第 4 条第 1 項第 19 号
他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

（登録異議の申立て）
商標法第 43 条の 2
何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。
一　その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたこと。
二　その商標登録が条約に違反してされたこと。

（商標登録の無効の審判）
商標法第 46 条第 1 項第 1 号
商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。
一　その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容

（要件・内容）
日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（商標登録を受けることができない商標）
商標法第 4 条第 1 項第 19 号
他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の

間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

7-3） 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（商標登録を受けることができない商標）
商標法第 4 条第 1 項第 19 号
他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度）

（a）有り
（認定基準）
日本では、防護標章登録制度が規定されている（商標法第 64 条）。防護標章登録制度は、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品（役務）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、他人がその商標をその指定商品（役務）と類似しない商品（役務）について使用すると当該商標権者の取扱う商品（役務）であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品（役務）について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品（役務）にまで拡大することとした制度である。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（防護標章登録の要件）
商標法第 64 条
商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。
2　商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

3　地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか。

（a）有り
（a-1）著作権登録の必要性　（b）無し

（内容）
商標登録出願があった場合、利害関係者あるいは第三者が、特許庁長官に対して、商標法に規定された登録することができないものである旨の情報を提供することができる。（商標法施行規則第 19 条（情報の提供））。[28]

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜商標法施行規則＞
第十九条　商標登録出願があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、当該商標登録出願に関し、刊行物又は商標登録出願の願書の写しその他の書類を提出することにより当該商標登録出願が商標法第三条 、第四条第一項第一号、第六号から第十一号まで、第十五号から第十九号まで、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項の規定により登録することができないものである旨の情報を提供することができる。ただし、当該商標登録出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

7-6）著作権登録制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

＜著作権法＞
（実名の登録）
第七十五条　無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。
2　著作者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。
3　実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作者と推定する。

（第一発行年月日等の登録）
第七十六条　著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第

[28] http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/touroku_jouhou.htm

一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。
２　第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。

（創作年月日の登録）
第七十六条の二　プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その著作物の創作後六月を経過した場合は、この限りでない。
２　前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があつたものと推定する。

（著作権の登録）
第七十七条　次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。
一　著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）若しくは信託による変更又は処分の制限
二　著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

（出版権の登録）
第八十八条　次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。
一　出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）、変更若しくは消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限
二　出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限
２　第七十八条（第三項を除く。）の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登録原簿」と読み替えるものとする。

8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか。

（a）図形　　（b）文字
外国語のうち、ローマ字等、一般に文字として認識理解されるものであれば、文字商標、アラビア語等、一般に文字として認識理解されないものであれば、図形商標と判断される。

8-2）　ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

不正競争防止法２条１項１号及び２号
この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
一　他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
二　自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為
罰則）
不正競争防止法第21条２項１号及び２号
２　　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　　不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十三号に掲げる不正競争を行った者
二　　他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行った者

③デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

1-1）　意匠出願の審査制度の有無

（a）方式審査のみならず実体審査が有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
意匠法第１６条（審査官による審査）
意匠法第１７条（拒絶の査定）
意匠法第１７条の２（補正の却下）
意匠法第１８条（意匠登録の査定）
意匠法第１９条において準用する特許法第５０条（拒絶理由の通知）
意匠法第１９条において準用する特許法第５２条（査定の方式）

具体的な審査基準については、「方式審査便覧」「意匠審査基準」に定められている。

＜意匠法＞
（審査官による審査）
第十六条　　特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならない。

（拒絶の査定）

第十七条　審査官は、意匠登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
一　その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二、第五条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項から第三項まで、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条 又は第六十八条第三項 において準用する同法第二十五条 の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
二　その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
三　その意匠登録出願が第七条に規定する要件を満たしていないとき。
四　その意匠登録出願人がその意匠について意匠登録を受ける権利を有していないとき。

（補正の却下）
第十七条の二　願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。
２　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。
３　第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。
４　審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

（意匠登録の査定）
第十八条　審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならない。

＜特許法＞
（拒絶理由の通知）
第五十条　審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

（査定の方式）
第五十二条　査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

2　特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

1-2）意匠出願の実体審査制度がなく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か。

（回答対象外）

1-3）意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することの可否

（b）不可能

2）登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

2-1）登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無

（a）有り （法律・規定名称、条文番号、根拠条文） ＜意匠法＞ （意匠登録無効審判） 第四十八条　意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。 一　その意匠登録が第三条、第三条の二、第五条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、第十五条第一項において準用する特許法第三十八条 又は第六十八条第三項 において準用する同法第二十五条 の規定に違反してされたとき（その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八条 の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。）。 二　その意匠登録が条約に違反してされたとき。 三　その意匠登録がその意匠について意匠登録を受ける権利を有しない者の意匠登録出願に対してされたとき（第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。）。 四　意匠登録がされた後において、その意匠権者が第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条 の規定により意匠権を享有することができない者になつたとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなつたとき。 2　意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること（その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条 の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第三号に該当することを理由とするものは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者に限り請求することができる。 3　意匠登録無効審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

４　審判長は、意匠登録無効審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

（意匠登録の無効の審判）
第四十九条　意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、意匠登録が前条第一項第四号に該当する場合において、その意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

3）意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

3-1）意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
＜不正競争防止法＞
（定義）
第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
・・・
三　他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

（差止請求権）
第三条　不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
２　不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）
第四条　故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（信用回復の措置）
第十四条　故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対して

は、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

（罰則）
第二十一条
・・・
２　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
・・・
三　不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者

④税関関係

1）　水際取締制度

1-1）　水際取締について定めた明文規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11

第 69 条の 2
次に掲げる貨物は、輸出してはならない。
三　　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品
四　　不正競争防止法　（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号 から第三号 まで、第十号又は第十一号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号 から第五号 まで又は第七号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

第 69 条の 11
次に掲げる貨物は、輸入してはならない。
九　　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
十　　不正競争防止法第二条第一項第一号 から第三号 まで、第十号又は第十一号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号 から第五号 まで又は第七号　（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

1-2）　水際取締が実態として行われているか

（a）行われている

2） 差止により保護される権利の種類

（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（g）回路配置利用権　（h）育成者権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

3） 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1） 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（h）育成者権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利
（関税法第 69 条の 13、（g）回路配置利用権は輸出差止の対象外）

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（h）育成者権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利

○貨物の種類による運用の違いの有無
（b）無し

3-2） 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（h）育成者権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利
（関税法第 69 条の 4、（g）回路配置利用権は申立制度の対象外で「輸入差止情報提供」による）

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（商標権・著作権等侵害に係る認定手続については、輸入者から争う旨の申出がない場合、権利者の負担を軽減する目的から、権利者の点検、意見の提出等が省略される認定手続きの簡素化（関税法施行令第 62 条の 16 第 1 項）が図られている）

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（g）回路配置利用権　（h）育成者権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利
○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（商標権・著作権等侵害に係る認定手続については、輸入者から争う旨の申出がない場合、権利者の負担を軽減する目的から、権利者の点検、意見の提出等が省略される認定手続きの簡素化（関税法施行令第 62 条の 16 第１項）が図られている）

3-3）　トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象。貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合は、その内容。

○権利者からの申立による取締りの対象
無し

○貨物の種類による運用の違いの有無
－

○税関の職権による取締りの対象
（a）商標権　（b）意匠権　（c）特許権　（d）実用新案権　（e）著作権　（f）著作隣接権
（h）育成者権　（i）不正競争防止法で保護される権益・権利
（関税法第百九条の二第２項、（g）回路配置利用権は対象外）

関税法
第三十条
２　前項の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第六号及び第八号から第十号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。）は、保税地域に置くことができない。

第六十五条の三　第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項（保税運送）、第六十三条の二第一項（保税運送の特例）、第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第六号及び第八号から第十号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第百九条の二第一項及び第二項において同じ。）することができな

い

第百九条の二　第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○貨物の種類による運用の違いの有無
（a）有り　→具体的な内容（郵便小包は対象外）

4）　税関権利登録手続

4-1）　税関権利登録手続の有無

（a）有り
（ただし、日本の制度は、諸外国のように対象物件を特定せずに知的財産権を登録して侵害品一般の取締りを求める制度ではなく、対象物件を特定して輸出入の差止を申し立てる制度となっている）

（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）
輸出入差止申立制度及び輸入差止情報提供制度がある。
輸出入差止申立てとは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権又は保護対象商品等表示等を侵害する貨物が輸出入されようとする場合に、税関が効果的に輸出入を差止めるために、特許権者等が、税関長に対し、権利の内容や侵害の事実を疎明する証拠等を提出し、税関で輸出入を差止めるよう申し立てる制度である。税関では、知的財産権の権利者等による輸出入差止申立制度を活用し、輸出入されようとする貨物について重点的に審査・検査を行い、知的財産権侵害物品の水際での取締りを積極的に行っている。
輸入差止情報提供とは、回路配置利用権を侵害する貨物が輸入されようとする場合に、税関が効果的に輸入を差止めるために、回路配置利用権者が、税関長に対し、権利の内容や侵害の事実を疎明する証拠等の情報を提供してもらうこと。（回路配置利用権は、輸出取締対象となっていない。）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
○輸出差止申立
関税法第六十九条の四　特許権者等は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物

について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号 （定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。

関税法施行令第六十二条の三　法第六十九条の四第一項 （輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項 に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一　自己の権利の内容（法第六十九条の二第一項第三号 （輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

二　商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容（法第六十九条の二第一項第四号 に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

三　自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の二第一項第四号 に掲げる貨物に係る同号 に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名

四　前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由

五　法第六十九条の四第三項 に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）

六　その他参考となるべき事項

〇輸入差止申立

関税法第六十九条の十三　特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号 （定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。

関税法施行令第六十二条の十七　法第六十九条の十三第一項　（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項 に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。
一　　自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（第三号及び第四号において「権利」と総称する。）の内容（法第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）
二　　商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容（法第六十九条の十一第一項第十号 に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）
三　　自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の十一第一項第十号 に掲げる貨物に係る同号 に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名
四　　前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由
五　　法第六十九条の十三第三項 に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）
六　　その他参考となるべき事項

○回路配置利用権を侵害する物品の輸入差止情報提供制度
関税法基本通達６９の１３－１２
回路配置利用権の権利者は、税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合には、侵害物品か否かを認定するための手続が効果的に行われるように情報提供をすることができる。
ただし、税関において、権利者が提出した証拠等を審査し、侵害の事実を確認できない場合などには、その情報提供は受理されないことがあります。税関長は、輸入されようとする貨物のうちに、当該受理した情報提供の対象と思われる貨物を発見した場合には、その貨物について認定手続を開始し、その旨を権利者及び輸入者に通知する。
なお、認定手続が終了したときは、認定結果を権利者及び輸入者に通知し、侵害物品に該当すると認定した場合には、その貨物を没収するか又はその輸入者に積戻しを命じることができる。

4-2)　権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か。

（a）有効である
（期間）
2 年以内（更新可能）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
○輸出差止申立
関税法施行令第六十二条の三

五　法第六十九条の四第三項 に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）

○輸入差止申立
関税法施行令第六十二条の十七
五　 法第六十九条の十三第三項 に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）

5） 差止手続き及び廃棄手続き

5-1） 差止手続きの概要

侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続である「認定手続」を行う。認定手続では、輸入の場合、輸入者及び権利者に対して認定手続を開始する旨を通知するとともに、これに併せて、輸入者及び権利者双方にそれぞれの名称又は氏名及び住所を通知する。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
○輸出してはならない貨物に係る認定手続
第六十九条の三　 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（同項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項 （差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の八までにおいて同じ。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び当該貨物を輸出しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。
２　 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸出しようとする者及び当該貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸出しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

○輸入してはならない貨物に係る認定手続
関税法第六十九条の十二　税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物

のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第六十九条の二十までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項 （差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。次条から第六十九条の十八までにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

２　税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

5-2） 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限

10 執務日（生鮮疑義貨物については 3 執務日）以内

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

関税法基本通達 69 の３－１－３（証拠・意見の提出期限）

前記 69 の３－１－２の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第 69 条の３第１項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。

(1) 回答期限

輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して 10 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第１条第１項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。) の日数は算入しない。) 以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、３日(行政機関の休日の日数は算入しない。) 以内とする。

5-2-2） 上記応答期限はどの程度延長可能か。

認定手続開始通知書の日付の日の翌日から起算して 10 日執務日以内とされている。
ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、「回答期限延長願」（任意様式）を提出することにより、この期限を過ぎても証拠の提出及び意見を述べることができる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税法基本通達 69 の 3-1-3（証拠・意見の提出期限）
(2) 回答期限の延長
上記(1)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。

5-3） 税関から権利者への開示情報

（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所
（c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
（d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載されているもの）
（e）知的財産の内容 （f）手続きをとる理由 （g）輸出・輸入差止申立ての有無
（i）その他（証拠・意見を提出するために必要である場合には、申出により、疑義貨物の画像情報（ただし、認定手続開始通知書に記載されている疑義貨物の数量が 10 個以下の場合に限定。また、税関が、業務遂行上真にやむをえない理由により電子メールの送信ができない場合は除外））

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
〇輸出してはならない貨物に係る認定手続
関税法施行令第六十二条の二
３　法第六十九条の三第一項 及び第二項 の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　疑義貨物の品名
二　輸出者及び疑義貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所
三　疑義貨物（法第六十九条の二第一項第三号 に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（次条において「権利」と総称する。）の内容
四　疑義貨物（法第六十九条の二第一項第四号 に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法 （平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号 から第三号 まで、第十号又は第十一号（定義）に規

定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容
五　認定手続を執る理由
六　法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、その旨
七　疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限
八　法第六十九条の四第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨
九　その他参考となるべき事項

〇輸入してはならない貨物に係る認定手続
関税法施行令第六十二条の十六
３　法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　疑義貨物の品名
二　輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所
三　疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容
四　疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号（定義）に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容
五　認定手続を執る理由
六　法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、その旨
七　疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨（法第六十九条の十三第一項の規定による申立て（特許権者、実用新案権者又は意匠権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）が受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べるこ

とができる旨）並びにその期限
八　法第六十九条の十三第一項 の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨
九　その他参考となるべき事項

5-4） 費用負担の有無

5-4-1） 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについての規定の有無

（b）無し
（規定上の負担者）
日本法では、輸入者が本来支払うべき模倣品の倉庫保管料や、税関が本来行うべき模倣品の廃棄の費用を、他の者に負担させるような規定はない。但し、対象となるものが侵害品かどうかはっきりしていない場合、疑義貨物の検査に必要な限度において、申請者（権利者）は、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならないことがある（関税法 69 条の 16 第 4 項）。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）
関税法 69 条の 16 第 4 項
第二項の規定により税関長が承認した場合には、申請者は、当該見本の検査に必要な限度において、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならない。

5-4-2） 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するか。

輸入者が本来支払うべきものとして模倣品の倉庫保管料を負担し、税関が本来行うべきものとして模倣品の廃棄の費用を負担する。

5-5） 担保金の対象と金額

5-5-1） 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無

（a）有り
申立人と輸入者等の間で侵害か否かについての争いがあり、認定し難い場合に相当と認める額の金銭を申立人に対して供託すべき旨を命じることができる。具体的な金額は個々の事例に即して決定される。生鮮貨物については、原則として、申立人と輸入者等の主張の対立の有無に関係なく、供託が命じられる。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
○輸出差止申立てに係る供託等
関税法第六十九条の六　税関長は、第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係

る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

関税法基本通達 69 の６－１

法第 69 条の６（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

(1) 供託命令

イ 供託命令の要求

法第 69 条の６第１項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。

なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。

ロ 供託の期限

法第 69 条の６第１項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」（C-5670）の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付けの日の翌日から起算して３日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して３日以内とする。

○輸入差止申立てに係る供託等

関税法第六十九条の十五　税関長は、第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

２　税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

関税法基本通達 69 の 15－１

法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。
(1) 供託命令
イ 供託命令の要求
法第 69 条の 15 第1項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。 なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。
ロ 供託の期限
法第 69 条の 15 第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」（C-5870）の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付けの日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。

5-5-2） 実態として担保金が必要となるか

（b）必要無し

5-5-3） 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、担保金の費用とその対象、算定方法

○手続き毎の担保金について
＜担保金の算定方法＞
以下の（i）～（iv）を合算した額
＜担保金を算定する際に考慮する基準＞
ⅰ 予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被る逸失利益の額（課税価格の 20%程度を目安に算定する。）
ⅱ 予想される認定手続期間中に輸入者等が負担することとなる疑義貨物の倉庫保管料の額。疑義貨物が蔵置されている場所の実費費用を基に「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して認定手続の終了が予想される日を含む月までの月数を算定する。
ⅲ 生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額（当該貨物の課税価格とする。）
ⅳ その他、予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被るおそれのある損害の額
（関税法基本通達 69 の 15－1より、上記は輸入の場合だが、輸出の場合も同様）

5-5-4） 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無

（b）無し

5-5-5） 担保金にかかる実態上の問題点

特になし

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1）権利者による点検義務について、制度上の規定の有無。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法

○権利者による点検義務

（b）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

○輸出してはならない貨物に係る認定手続

関税法施行令第六十二条の二　税関長は、法第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の十二第一項及び第六十二条の十三において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の三第一項 に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の十二第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸出しようとする者（以下この条において「輸出者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号 又は第四号 （輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

○輸入してはならない貨物に係る認定手続

関税法施行令第六十二条の十六　税関長は、法第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の二十九第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の十二第一項 に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の二十九第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号 又は第十号 （輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第四項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。

5-6-2） 実態として認められている具体的な鑑定方法

輸出入差止申立てが受理されている疑義貨物について、①疑義貨物の数量が１０個以下の場合に申出に基づき送信される画像情報による鑑定及び、②業務遂行上真にやむを得ない理由がある場合に税関官署内又は保税地域内での現物の点検による鑑定があり、輸入差止申立てが受理されている疑義貨物について、③見本検査による鑑定がある

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

○輸出してはならない貨物に係る認定手続

関税法基本通達 69 の３－１－６（画像情報の送信）

認定手続において、輸出者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。

(1) 輸出差止申立書が受理されている場合

当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸出差止申立書」が受理されている知的財産に係るものである場合であって、「認定手続開始通知書(輸出者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」に記載された疑義貨物の数量が 10 個以下の場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合はこの限りでないこととするが、その理由を当該申出をした輸出者等又は申立人に対し説明するものとする。

(2) 輸出差止申立書が受理されていない場合

当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸出差止申立書」が受理されている知的財産に係るものではない場合は、原則として、画像情報の電子メールによる送信は行わない。

○輸入してはならない貨物に係る認定手続

関税法基本通達 69 の 12－１－６（画像情報の送信）

認定手続において、輸入者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。

(1) 輸入差止申立書が受理されている場合

当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係るものである場合であって、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」、「認定手続開始通知書(権利者用)」又は「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」に記載された疑義貨物の数量が 10 個以下の場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合はこの限りでないこととするが、その理由を当該申出をした輸入者等又は申立人に対し説明するものとする。

(2) 輸入差止申立書が受理されていない場合
当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係るものではない場合は、原則として、画像情報の電子メールによる送信は行わない。

（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）
関税法第六十九条の十六　第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

5-7）押収品の処分方法についての規定の有無

（a）有り
（内容）
ほとんどの場合、滅却（廃棄・焼却）等の処分

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
○輸出
関税法第 69 条の 2 第 2 項　税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

関税法基本通達（蔵関第 0100 号昭和 47 年 3 月 1 日発出）
69 の３－４ 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは取扱郵便局に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の２第２項の規定により、当該物品を没収する。
69 の３－５（廃棄の手続）
前記 69 の３－２の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記 69 の３－４の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。
(1) 会計課長への引継ぎ
発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第 69 条の２第１項第３号・第４号該当物品引継書」（C-5639）に「任意放棄書」又は「没収通知書」の写しを添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。

(2) 国庫帰属の通知
任意放棄物品又は没収物品が税関官署以外に蔵置されている場合には、当該物品の引継ぎを受けた会計課長は、直ちに当該物品の蔵置場所の管理責任者に対して当該物品が国庫に帰属した旨を伝えるとともに、以後当該物品を国庫帰属品として管理する。
(3) 任意放棄物品及び没収物品の処理
会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する異議申立て、審査請求又は行政処分取消訴訟（以下「行政争訟」という。）を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。
(4) 見本とする場合
会計課長は、必要に応じ、本関知的財産調査官と相談のうえ、任意放棄物品又は没収物品を執務参考用又は展示用の見本として使用することができる。会計課長は、見本として使用する任意放棄物品又は没収物品について厳重に保管するとともに、見本としての使用を終えた物品については、上記(3)に準じ、廃棄するものとする。
(5) 物品の管理
会計課長は、管理簿を作成のうえ、任意放棄物品又は没収物品の適正な管理に努めるものとする。

○輸入
関税法第 69 条の 11 第 2 項　税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

関税法基本通達（蔵関第 0100 号昭和 47 年 3 月 1 日発出）
69 の 12－4　侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第２項の規定により、当該物品を没収する。
69 の 12－5（廃棄の手続）
前記 69 の 12－2 の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記 69 の 12－4 の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。
(1) 会計課長への引継ぎ
発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第 69 条の 11 第１項第９号・第 10 号該当物品引継書」（C-5839）に「任意放棄書」又は「没収通知書」の写しを添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。
(2) 国庫帰属の通知

任意放棄物品又は没収物品が税関官署以外に蔵置されている場合には、当該物品の引継ぎを受けた会計課長は、直ちに当該物品の蔵置場所の管理責任者に対して当該物品が国庫に帰属した旨を伝えるとともに、以後当該物品を国庫帰属品として管理する。

(3) 任意放棄物品及び没収物品の処理

会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する異議申立て、審査請求又は行政処分取消訴訟（以下「行政争訟」という。）を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。

(4) 見本とする場合

会計課長は、必要に応じ、本関知的財産調査官と相談のうえ、任意放棄物品又は没収物品を執務参考用又は展示用の見本として使用することができる。会計課長は、見本として使用する任意放棄物品又は没収物品について厳重に保管するとともに、見本としての使用を終えた物品については、上記(3)に準じ、廃棄するものとする。

(5)　物品の管理

会計課長は、管理簿を作成のうえ、任意放棄物品又は没収物品の適正な管理に努めるものとする。

5-8）　税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無

（a）有り

（期間）

認定手続開始から 1 ヶ月以内を目途

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

関税法基本通達（蔵関第 0100 号昭和 47 年 3 月 1 日発出）

69 の３－１－４　認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。

⑴ 認定手続の期間

疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」の日付の日の翌日から起算して１か月以内を目途とする。１か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 10 第１項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸出者等にその理由を連絡する。

5-9）　税関における廃棄手段についての規定の有無

（b）無し

6）　類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税法
第 69 条の 2
次に掲げる貨物は、輸出してはならない。
・・・
三　・・・商標権・・・を侵害する物品

第 69 条の 11
次に掲げる貨物は、輸入してはならない。
・・・
九　・・・商標権・・・を侵害する物品

商標法 37 条　次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。
一　指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無

（b）無し　（税関が判断に困る場合は、認定手続きや専門員制度を利用できる。）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
関税法基本通達（蔵関第 0100 号昭和 47 年 3 月 1 日発出）
69 の４－３ 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。
・・・
f 侵害の事実を疎明するための資料
輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの
・・・
ハ 商標権
侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の①から③の資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）
① 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、商品全体が観察できる資料
② 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であることを

明らかにする資料
③ 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であることを明らかにする資料

69 の 13－３ 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。
・・・
⑵ 侵害の事実を疎明するための資料
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの
・・・
ハ 商標権
侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の①から③の資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）
① 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、商品全体が観察できる資料
② 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であることを明らかにする資料
③ 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であることを明らかにする資料

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無

（a）有り
（下記の専門委員への意見の求めは、実務上は、認定手続き段階ではなく、申立ての審査・受理段階で、判断されることが多い）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
○輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め
関税法第六十九条の九　税関長は、第六十九条の二第一項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物（育成者権を侵害する貨物を除く。）に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

○輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め
関税法第六十九条の十四　申立先税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

⑤インターネット関係

1）インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1）インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容（警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのか）

（取締機関の措置）
日本では、警察によるインターネット上の知的財産権侵害に対する取締りが行われている。しかし、警察のみの判断で強制シャットダウンを行うことはできない。
（※日本のプロバイダはガイドラインや自主規制を設けるなどして対策の努力をしている。）

（行政摘発・刑事摘発の別）
（b）刑事摘発

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
根拠規定は各知的財産権法

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無

（b）無し

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（b）無し

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
各知的財産権法

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（a）有り
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
商標法

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無

（a）有り
政府模倣品・海賊版対策総合窓口
経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室
違法・有害情報相談センター
消費者庁越境消費者センター(ＣＣＪ)
特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。
（a）有り

（2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無

（b）無し
ただし、プロバイダーの損害賠償責任を制限するプロバイダー責任制限法がある。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（損害賠償責任の制限）
プロバイダー責任制限法３条　特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。
一　当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
二　当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
２　特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
一　当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

特に商標権を侵害するサイトの場合の規定の有無。

（a）無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

プロバイダー責任制限法３条

（3） 発信者情報開示制度の有無

3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無

（a）有り

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

（発信者情報の開示請求等）

プロバイダ責任制限法４条

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

一　侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二　当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2　開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為をしてはならない。

4　開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

６．その他

（1） 市場管理者に関する規定

1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無

（b）当該ケースに特化した規定は無し
裁判例上、インターネット上のショッピングモールにおける出店者による商標権侵害行為について運営者が一定の場合に責任を負い得るとされた事例がある（知財高判平成 24 年２月 14 日判時 2161 号 86 頁）。

（具体的なペナルティ及び義務等の内容）
損害賠償、差止、刑事罰

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）
（共同不法行為者の責任）
民法第七百十九条　数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。
２ 行為者を教唆した者及び幇助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

（幇助）
刑法第六十二条　 正犯を幇助した者は、従犯とする。
２　 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

２．関連条約の規定等

（1）刑事・行政罰全般

以下では、「刑事・行政罰全般」に関する調査項目について、各国・地域調査結果を検討するうえでの一つの基準として、TRIPS、ACTA の関連規定を整理している。

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
1-1） 刑事罰の規定の有無	61 条 1 文 少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用・著作物の違法な複製について刑罰規定を設ける（shall）。 61 条 4 文 加盟国は，知的所有権のその他の侵害の場合，特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる（may）。	23 条パラ 1 少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用・著作物等の違法な複製について刑罰規定を設ける（shall）。 この節の規定の適用上、商業的規模で行われる行為には、少なくとも直接又は間接に経済上又は商業上の利益を得るための商業活動として行われる行為を含む。 注　各締約国は、故意による不正商標商品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出をこの条の規定に基づく刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う（shall）。締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品の商業的規模の頒布、販売及び販売の申出を刑罰の対象となる不法な活動として定めることにより、これらの輸入及び輸出に関する自国の義務を履行することができる。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 「商業的規模」について明確化（「少なくとも直接又は間接に経済上又は商業上の利益を得るための商業活動として行われるものを含む」）している点で TRIPS プラス。 また、脚注において、輸出入を刑事罰の対象として明記している点で TRIPS プラス。
1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別	61 条 2 文 制裁には，同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。（shall）	24 条 各締約国は、前条…に定める犯罪に関し、拘禁刑及び将来の侵害行為を抑止するため十分に高額の罰金であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰を定める。（shall）	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS 61 条 2 文では「imprisonment and/or monetary fines」と規定するのに対し、ACTA では「imprisonment as well as monetary fines」と規定されており、拘禁刑と罰金の双方を設けなくてはならないことを規定。 TRIPS61 条 2 文は拘禁刑か罰金のいずれかを規定すればよいようにも読めるが、双方につき規定すべきことを明確化する点で TRIPS プラス。
1-3） （税関を除く）行政罰の規定の有無	※該当する規定無し	20 条 3 パラ 締約国は、自国の権限のある当局が、前条（侵害についての認定）に規定する物品が知的財産権を侵害して	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 may 規定ではあるが、TRIPS にはない新規規定。

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
		いるとの認定を行った後行政罰を科する権限を有することについて定めることができる（may）。	
行政罰の規定がある場合、罪となる行為と行政罰の対象者、行政罰の内容	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
1-4）行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発は可能か	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

2） 再犯者に対する厳罰化の規定

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
2-1）再犯者に対する厳罰化の規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
2-2） 再犯の定義	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

3） 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
3-1） 行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無	61 条 3 文 適当な場合には，制裁には，侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え，没収及び廃棄を含む（shall）。	25 条 3 パラ 締約国は、23 条（刑事犯罪）1 から 4 までに定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の権限のある当局が全ての不正商標商品及び著作権侵害物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有することについて定める（shall）。不正商標商品及び著作権侵害物品が廃棄されない場合には、当該当局は、例外的な場合を除くほか、それらを権利者に損害を与えないような態様で流通経路から排除することを確保する（shall）。各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品の没収又は廃棄が	

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
		侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保する（shall）。	
3-2） 模倣品の処分方法。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文	61 条 3 文（上記）	25 条 3 パラ（上記）	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS 61 条 3 文では制裁に廃棄が含まれるべきことが規定されている。ACTA では当局が廃棄を命ずる権限を有すべきことを規定したうえで、廃棄されない場合に流通経路から排除することを確保すべきと規定している。廃棄されない場合に、流通経路から排除する点について TRIPS プラス。
3-3） 廃棄する場合の廃棄方法	※該当する規定無し	関連規定として、32 条 知的財産権を侵害している物品の廃棄は、当該廃棄が行われる締約国の環境問題に関する法令に従って行われる。	
3-4）行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
実際の運用と規定が異なる場合の実際の負担者	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
3-5）刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
実際の運用と規定が異なる場合の実際の負担者	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件	61 条 3 文 適当な場合には，制裁には，侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え，没収及び廃棄を含む（shall）。	25 条 4 パラ 締約国は、23 条（刑事犯罪）1 から 4 までに定める犯罪であって自国が刑事上の手続及び刑罰を定めるものに関し、自国の権限のある当局が、不正商標商品又は著作権侵害物品の生産のため主として使用された材料及び道具並びに、少なくとも重大な犯罪については、侵害活動から生じ、又はその活動を通じて直接若しくは間接に取得された資産の没収又は廃棄を命ずる権限を有することについて定める（shall）。各締約国は、当該材料、当該道具又は当	

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
		該資産の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保する（shall）。	
汎用設備に対する没収の可否及びその要件	61 条 3 文 同上	25 条 4 パラ 同上	

4） 被害者への情報開示制度

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
4-1） 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
4-2） 裁判や判決文の公開についての規定の有無	63 条　1 パラ この協定が対象とする事項（…）に関し加盟国が実施する法令，最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は，各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は，公表が実際的でない場合には，公に利用可能なものとする。	30 条 各締約国は、知的財産権に関する執行に係る自国の制度の運用における透明性を促進するため、自国の法令及び政策に従い、次の情報を公表その他の方法により公衆が利用することができるものとするために適当な措置をとる。 (a)知的財産権の行使のため自国の法令上利用可能な手続、知的財産権に関する執行について責任を有する自国の権限のある当局及び支援を得るために利用可能な連絡先に関する情報 (b)知的財産権に関する執行に関連する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定に関する情報 (c)知的財産権に関する執行及びその保護のための効果的な制度を確保するための自国の取組に関する情報	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 裁判や判決文の公開について、ACTA に TRIPS プラスの点はない。ただし、ACTA30 条（b）について、TRIPS63 条 1 パラは、TRIPS 関連の法令・司法上の決定・行政決定の公表を義務づけているのに対し、ACTA では関連規定まで拡大した点が TRIPS プラス。
4-3） 行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

5） 知的財産権侵害の刑事訴追基準

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

6） 巧妙化事例への対策

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
6-1） 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることは可能か	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

（2）商標法関係

以下では、「商標法関係」に関する調査項目について、各国・地域調査結果を検討するうえでの一つの基準として、TRIPS、ACTA の関連規定を整理している。

1） 類似商標による商標権侵害

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無	※該当する規定無し 関連規定として､61 条(上述）、 16 条　1 パラ 登録された商標の権利者は，その承諾を得ていないすべての第三者が，当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には，その使用を防止する排他的権利を有する（shall）。	※該当する規定無し 関連規定として、23 条（上述）、 5 条 （d)「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり、又はその基本的側面において当該商標と識別することができない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって、次章（知的財産権に関する執行のための法的枠組み）に定める手続が適用される国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。	
1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

2） 互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
2-1） 互換品であることの表示（USE FOR ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無。	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
ある場合には、規定された	—	—	

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
基準・範囲			

3） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
ある場合には、規定された基準・範囲			
3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
3-3） 広告が使用貸与として認められる基準・範囲についての規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
ある場合には、規定された基準・範囲	―	―	
3-4） 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰についての規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

4） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

5） 違法な商号の是正方法

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
5-3）商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。			
構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容及び輸出取締りの可否を含む）	―	―	
6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成しない場合、侵害を構成しない理由	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、その要件・内容	―	―	
7-3）外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無	16 条 2 パラ 1967 年のパリ条約 6 条の 2 の規定は, サービスについて準用する。加盟国は, 商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては, 関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。)を考慮する。	※該当する規定無し	
7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
7-6）著作権登録制度の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

8） その他

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
8-1) 外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか	※該当する規定無し 関連規定として、15条1パラ	※該当する規定無し	
8-2) ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

（3）デザイン模倣

以下では、「デザイン模倣」に関する調査項目について、各国・地域調査結果を検討するうえでの一つの基準として、TRIPS、ACTA の関連規定を整理している。

意匠出願の審査制度

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
1-1）意匠出願の審査制度の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
1-2）意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
1-3）意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することができるか	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

2）登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
2-1）登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

3）意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
3-1）意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

（4）税関関係

以下では、「税関関係」に関する調査項目について、各国・地域調査結果を検討するうえでの一つの基準として、TRIPS、ACTA の関連規定を整理している。

1）水際取締制度

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
1-1）水際取締について定めた明文規定の有無	51 条 加盟国は，この節の規定に従い，不正商標商品又は著作権侵害物品(注 1)が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が，これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう，行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続(注 2)を採用する。加盟国は，この節の要件を満たす場合には，知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は，自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。	16 条 1 各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に関し、次の手続を採用し、又は維持する。 (a)自国の税関当局が侵害の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続 (b)適当な場合には、権利者が自国の権限のある当局に対し侵害の疑いのある物品の解放を停止するよう申し立てることができる手続 2 締約国は、侵害の疑いのある通過物品について又は物品が税関管理の下にある他の状況において、次の手続を採用し、又は維持することができる。 (a)自国の税関当局が侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又は当該物品を留置するために職権により行動することができる手続 (b)適当な場合には、権利者が自国の権限のある当局に対し侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又は当該物品を留置するよう申し立てることができる手続	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS51 条は、不正商標商品又は著作権侵害物品について権利者の申立てに応じた輸入の取締手続を設けることを義務づけているのに対し、ACTA では対象を限定せず（但し、13 条注）税関の職権による輸出入取締まで義務づけた。詳細は後述。
1-2）水際取締が実態として行われているか	同上	同上	
明文規定がなく実態として行われている場合、当局の判断、担当者の判断等、明文規定ではなく何に基づいて行われているか	同上	同上	

2）差止により保護される権利

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
2-1）差止により保護される権利の種類	44 条　1 パラ (1) 司法当局は, 当事者に対し，知的所有権を侵害	8 条　1 パラ 各締約国は、知的財産権の行使に関する民事上の	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 ACTA8 条 1 パラは司法当局が当事者に対し、知的財産権を侵害しないこ

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
	しないこと，特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する（shall）。加盟国は，保護の対象であって，その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては，当該権限を与える義務を負わない。	司法手続において、自国の司法当局が当事者に対して、知的財産権を侵害しないよう命令を発する権限を有すること、特に、当該当事者又は、適当な場合には、関係司法当局が管轄権を行使する第三者に対して、知的財産権を侵害する物品の流通経路への流入を防止する命令を発する権限を有することについて定める（shall）。	と、特に侵害物品の流通経路への流入を防止することを命ずる権限を有しなければならないと規定する。TRIPS 協定 44 条 1 パラ第 l 文において「輸入物品の管轄内の流通経路への流入の防止」を命ずる司法当局の権限が規定されているところ、ACTA では、「管轄内の（in their jurisdiction）」の語句を削り、司法当局が管轄内外を問わず侵害物品の流通経路への流入防止を命ずること、すなわち、輸入のみならず輸出の差止めを命ずることもできるとしなければならないとしている。 加えて、ACTA では、「第三者(third party) 」に対しても、適当な場合であって司法当局が管轄を有するときは、当事者に対するのと同様に、侵害物品の流通経路への流入防止を命じる権限を有すべきものとされている。

3）差止の対象、権利者救済の範囲

3-1）輸出差止の対象となる知的財産権の範囲

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
3-1-1）権利者からの申立による取締りの対象	※該当する規定無し	16 条（上記） 13 条 締約国は、国境における知的財産権に関する効果的な執行について、知的財産権の保護に関する自国の国内制度に従い、かつ、貿易関連知的所有権協定に定める要件の適用を妨げることなく定めるに当たり、知的財産権の間で不当な差別をすることなく、かつ、正当な貿易の新たな障害となることを回避するような態様で行うべきである（should）。 注　締約国は、特許及び開示されていない情報の保護がこの節の規定の適用を受けないことに同意する。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 ACTA16 条 1 パラ(b)では、各締約国は、輸入及び輸出貨物について、適当な場合に権利者が権限のある当局に疑義物品の解放の停止を申し立てる手続を設けなければならないと規定。TRIPS では権利者の申立てに応じた輸入の取締手続を設けることを義務づけているにとどまっており、TRIPS プラス。 TRIPS51 条は、輸入差止制度の義務付け対象を商標・著作権に限定しているところ、ACTA13 条は、国境措置節において保護の対象となる権利を定めるものであるが、保護対象について柔軟性を持たせた規定ぶりとなっている。脚注においては特許及び開示されていない情報の保護が国境措置節の対象に含まれないことが明記されており、これを裏返せば、その他の知的財産権は本節の対象となり得るが、各締約国が国境措置において具体的にいかなる知的財産権を保護するかについては、各国の国内制度等を踏まえ、知的財産権の間で不当な差別をせず、かつ、正当な貿易の新たな障害とならない態様で行われるべきものとしている。
3-1-2）貨物の種類による運用の違いの有	※該当する規定無し	14 条　小型貨物及び手荷物 1 各締約国は、小型貨物で送られる商業的な性質の物品をこ	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS60 条（少量の輸入）は輸入に係る規定であり、輸出についての規定はなく、

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
無		の節の規定の適用対象に含める。 2 締約国は、旅行者の手荷物に含まれる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。	新規の規定。商業的特性を持つ小荷物が取締対象となることを明記している。
3-1-3）税関の職権による取締りの対象	※該当する規定無し	16 条（上記） 13 条（上記）	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS51 条では、加盟国は輸入貨物の取締りについて手続を設ける必要があるが、輸出貨物の取締りについては任意とされる。また、TRIPS58 条では、権限のある当局の職権行使による取締り権限を直接基礎付ける規定はない。他方、ACTA では輸入及び輸出貨物について、各締約国は税関が職権により疑義物品解放の停止をする手続を設けなければならない（16 条 1 (a))点が TRIPS プラス。
3-1-4）貨物の種類による運用の違いの有無	※該当する規定無し	14 条（上記）	

3-2）輸入差止の対象となる知的財産権の範囲

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
3-2-1）権利者からの申立による取締りの対象	51 条（上記）	16 条（上記） 13 条（上記）	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS51 条は、不正商標商品又は著作権侵害物品について権利者の申立てに応じた輸入の取締手続を設けることを義務づけている。ACTA は、13 条注において、特許及び開示されていない情報の保護が国境措置節の対象に含まれないことが明記されており、これを裏返せば、その他の知的財産権は本節の対象となり得るが、各締約国が国境措置において具体的にいかなる知的財産権を保護するかについては、各国の国内制度等を踏まえ、知的財産権の間で不当な差別をせず、かつ、正当な貿易の新たな障害とならない態様で行われるべきものとしている。
3-2-2）貨物の種類による運用の違いの有無	60 条 加盟国は, 旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については, 上述の規定の適用から除外することができる。	14 条（上記）	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 ACTA14 条は、TRIPS60 条と同趣旨であるが、商業的特性を持つ小荷物が取締対象となることを明記している。
3-2-3）税関の職権による取締りの対象	※該当する規定無し	16 条（上記） 13 条（上記）	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS51 条、58 条では、権限のある当局の職権行使による取締り権限を直接基礎付ける規定はないが、ACTA16 条では輸入及び輸出貨物について、各締約国は税関が職権により疑義物品解放の停止をする手続を設けなければならない（16 条 1(a))。

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
3-2-4）貨物の種類による運用の違いの有無	※該当する規定無し	14 条（上記）	

3-3）トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
3-3-1）権利者からの申立による取締りの対象	※該当する規定無し（51 条注 2 参照）	16 条（上記） 13 条（上記）	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 通過貨物について、TRIPS 協定では対象にされていない（51 条注 2：「権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については，この手続を適用する義務は生じないと了解する。」）。ACTA16 条 2 パラ(b)は新規の規定。権利者が権限のある当局に疑義物品の解放の停止を申し立てる手続について、輸出入貨物については義務付け対象だが、通過貨物について同様の手続を設けるかどうかは各国の任意である(16 条 2(b))。
3-3-2）貨物の種類による運用の違いの有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
3-3-3）税関の職権による取締りの対象	※該当する規定無し	16 条（上記） 13 条（上記）	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 通過貨物について、TRIPS 協定では対象にされていない（51 条注 2：「権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については，この手続を適用する義務は生じないと了解する。」）。ACTA16 条 2 パラ(a)は新規の規定。自国の税関当局が、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はそれを差し止めるために職権により行動することができる手続は、輸出入貨物については義務付け対象だが、通過貨物について同様の手続を設けるかどうかは各国の任意である(16 条 2(a))。
3-3-4）貨物の種類による運用の違いの有無	※該当する規定無し	14 条（上記）	

4）税関権利登録手続

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
4-1）税関権利登録手続の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
4-2）権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

5）差止手続き及び廃棄手続き

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
5-1)差止手続きの概要	51 条（上記）	13 条（上記） 16 条（上記）	

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
		17 条	
5-2)侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
応答期限はどの程度延長可能か	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
5-3)税関から権利者への開示情報	57 条　第 3 文 本案についての肯定的な決定が行われた場合には，加盟国は，権限のある当局に対し，当該物品の荷送人，輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる（may）。	22 条 プライバシー又は情報の秘密に関する締約国の法令の適用を妨げることなく、 … (c)締約国は、(b)に規定する権限を自国の権限のある当局に付与していない場合において、少なくとも輸入物品について、当該当局が侵害の疑いのある物品を差し押さえ、又は第十九条（侵害についての認定）に規定する当該物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行ったときは、当該当局がその差押え又は認定の後 30 日（注）以内に権利者に対し当該物品に関する情報（当該物品の品名及び数量、荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の名称及び住所並びに、判明している場合には、当該物品の原産国並びに当該物品の製造者の名称及び住所を含む。）を提供する権限を与える（shall）。 注　この条の規定の適用上、「日」とは、執務日をいう。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS57 条第 3 文は、当局に、物品の荷送人・輸入者・荷受人の名称・住所、物品の数量等を権利者に通報する権限を付与してもよい旨規定しているのに対し、ACTA22 条（c）では権限付与を義務化した点が TRIPS プラス。
5-4)税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用の負担についての規定の有無	41 条パラ 2 …この手続は，不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならない（shall）。	21 条 各締約国は、この節に定める手続に関連して自国の権限のある当局が決定する申立てに係る手数料、保管料又は廃棄費用が、当該手続の利用を不当に妨げる目的で利用されてはならないことについて定める（shall）。	
実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用の負担者は誰か	—	—	
保管費用			
廃棄費用			

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
5-5) 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無	第 53 条 1 パラ 権限のある当局は，申立人に対し，被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する（shall）。担保又は同等の保証は，手続の利用を不当に妨げるものであってはならない（shall）。	18 条 各締約国は、自国の権限のある当局が、第十六条（国境措置）1(b)及び 2(b)に定める手続により申し立てる権利者に対し、被申立人及び当該当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有することについて定める（shall）。各締約国は、担保又は同等の保証が手続の利用を不当に妨げるものであってはならないことについて定める（shall）。締約国は、担保については、物品が知的財産権を侵害していないと権限のある当局が認定する場合には、当該物品の解放が停止され、又は当該物品が留置されたことによって生ずる損失又は損害を被申立人に与えないようにする支払の保証によることができることについて定めることができる（may）。締約国は、例外的な場合又は司法上の命令に従う場合にのみ、被申立人が支払の保証その他の担保を提供することによって侵害の疑いのある物品を取得することを許可することができる。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS53 条 1 パラと同趣旨であるが、ACTA では、侵害疑義物品の担保等による保有は例外的な場合又は司法上の命令に従う場合にのみ許されることを明記。
実態として担保金が必要となるか	―	―	
担保金の算定方法	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
担保金を算定する際に考慮する基準	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
5-6) 権利者による点検義務の有無	※該当する規定無し 関連規定：57 条 1 文 秘密の情報の保護を害することなく，加盟国は，権限のある当局に対し，権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局に	※該当する規定無し	

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
	より留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する（shall）。		
制度上規定されている具体的な鑑定方法	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
実態として認められている具体的な鑑定方法	―	―	
5-7）押収品の処分方法についての規定の有無	59 条 権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として，権限のある当局は，第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有する（shall）。不正商標商品については，例外的な場合を除くほか，当該権限のある当局は，変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない（shall）。	20 条 1 各締約国は、自国の権限のある当局が、前条（侵害についての認定）に規定する物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後当該物品の廃棄を命ずる権限を有することについて定める（shall）。当該物品が廃棄されない場合には、各締約国は、例外的な場合を除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する（shall）。 2 不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない（shall）。 3 締約国は、自国の権限のある当局が、前条（侵害についての認定）に規定する物品が知的財産権を侵害しているとの認定を行った後行政罰を科する権限を有することについて定めることができる（may）。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】 TRIPS59 条は、当局に、侵害物品を流通経路から排除又は廃棄するよう命令する権限を付与しているのに対し、ACTA では権限を原則廃棄することに限定した（ACTA20 条 1 パラ）。同 2 パラでは TRIPS プラスなし。 同 3 パラは、may 規定ではあるが、TRIPS にはない新規規定。
5-8）税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無	※該当する規定無し	19 条 各締約国は、16 条（国境措置）に定める手続の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の疑いのある物品によって知的財産権が侵害されているか否かを認定することができる手続を採用し、又は維持する（shall）。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】TRIPS にはない新規規定。
5-9）税関における廃棄手段についての規定の有無	※該当する規定無し	20 条（上記） 関連規定として、32 条（上記）	

6）類似商標の取締り

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
6-1)類似商標の取締りを可能とする規定の有無	16 条　1 パラ 登録された商標の権利者は, その承諾を得ていないすべての第三者が, 当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には, その使用を防止する排他的権利を有する（shall）。	5 条 （d）「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり、又はその基本的側面において当該商標と識別することができない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって、次章（知的財産権に関する執行のための法的枠組み）に定める手続が適用される国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。	
6-2)類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
6-3)類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

（5）インターネット関係

以下では、「インターネット関係」に関する調査項目について、各国・地域調査結果を検討するうえでの一つの基準として、TRIPS、ACTA の関連規定を整理している。

1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
1-1） インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容	※該当する規定無し	27 条　1 パラ 各締約国は、第二節（民事上の執行）及び前節（刑事上の執行）に定める範囲内の執行の手続によりデジタル環境において生ずる知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、当該手続を自国の法令において確保する。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】TRIPS にはない新規規定。
行政摘発・刑事摘発の別	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
1-2-1）知的財産権を	※該当する規定	※該当する規定無し	

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無	無し		
特に商標権を侵害するサイトの場合に行政摘発するための規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
特に商標権を侵害するサイトの場合に刑事摘発するための規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	
1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
2-1）ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定なし 関連規定として、27 条　2 パラ 1 の規定を適用するほか、各締約国の執行の手続は、デジタル通信網における著作権又は関連する権利の侵害（侵害の目的のため広範な頒布の手段を不法に使用することを含むことができる。）について適用する。このような手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該各締約国の法令に従って維持されるような態様（注）で実施される。 注　例えば、締約国の法令の適用を妨げることなく、権利者の正当な利益を保護しつつ、オンライン・サービス・プロバイダの責任の制限又はオンライン・サービス・プロバイダに対する利用可能な救済措置の制限について定める制度を採用し、又は維持すること。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】TRIPS にはない新規規定。
特に商標権を侵害するサイトの場合に刑事摘発するための規定	※該当する規定無し	同上	

の有無			

3） **発信者情報開示制度**

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
3-1） インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無	※該当する規定無し	27 条　4 パラ 締約国は、自国の法令に従い、商標権又は著作権若しくは関連する権利が侵害されていることについて権利者が法的に十分な主張を提起し、かつ、これらの権利の保護又は行使のために侵害に使用されたと申し立てられたアカウントを保有する者を特定することができる十分な情報が求められている場合において、オンライン・サービス・プロバイダに対し当該情報を当該権利者に速やかに開示するよう命ずる権限を自国の権限のある当局に付与することができる（may）。このような手続は、電子商取引を含む正当な活動の新たな障害となることを回避し、かつ、表現の自由、公正な手続、プライバシーその他の基本原則が当該締約国の法令に従って維持されるような態様で実施される（shall）。	※【ACTA が TRIPS プラスである点】TRIPS にはない新規規定。

（6）その他

以下では、「その他」に関する調査項目について、各国・地域調査結果を検討するうえでの一つの基準として、TRIPS、ACTA の関連規定を整理している。

	TRIPS	ACTA	ACTA が TRIPS プラスである点
1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無	※該当する規定無し	※該当する規定無し	

３．調査対象国・地域の比較対照表

（1）刑事・行政罰全般

1） 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
1-1） 刑事罰の規定の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1-2） 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別	罰則は刑法で規定。 商標、特許、意匠、著作権、不正競争防止法などに刑事罰の規定はない。 ・罪となる行為 （商標権） 登録商標冒用罪、登録商標冒用商品販売罪、登録商標標識の不法製造・不法製造登録商標標識販売罪 （特許権（実用新案権、意匠権含む）） 特許冒用罪 （※特許権等侵害は刑事処罰の対象ではない） （著作権） 著作権侵害罪、権利侵害複製品販売罪 （営業秘密） 営業秘密侵害罪 ・刑罰の対象者 個人（刑法 213 条～219 条）および法人（刑 220 条） ・刑罰の内容	刑事処分は商標法、特許法、意匠保護法、著作権法、不正競争防止法、機密情報保護法に定められる 特許権、実用新案権、デザイン権は親告罪（特許法 225 条２項）。 商標権、不正競争防止法上の営業秘密侵害は非親告罪。 著作権は基本的に親告罪だが（著作権法 140 条）、営利目的で反復的に行う著作権侵害は非親告罪。	商標法、著作権法、不正競争法の侵害については連邦刑事罰則が存在する。意匠商標は商標法の範疇に含まれる。意匠特許は特許法の範疇に含まれる。 非親告罪	（a）有り 著作権法（侵害に対する規定）、商標法（侵害及び虚偽の主張に対する規定）、英国及び EU 登録意匠法（虚偽の主張に対する規定）、特許法（虚偽の主張に対する規定） （b）無し 非登録意匠法（著作権と重複する部分あり） 侵害に特定していえば、上記に述べるように、著作権と商標法には刑事罰に関する規定がある。 非親告罪	商標法、特許法、意匠法、著作権法で刑事罰を規定。 商標法、特許法、意匠法の侵害は親告罪。著作権法の侵害は親告罪でない。	刑事罰は 1999 年の刑法（2009 年に改正）に定められている。知的財産権の侵害に関係する刑事罰は、商標・地理的表示・著作権の侵害、そして不正競争についてのみしか適用されない。 著作権侵害罪（刑法第 131 条）および産業財産権侵害罪（刑法第 171 条）はいずれも親告罪。 また、個別の法律はなく、すべて知的財産法で定められている。 （2009 年に改正された）刑法第 170a と 171 条は、（オンライン侵害を含める）IPR 侵害者に対する刑事責任を次の状況において規定する： — 著作権侵害の場合：侵害が商業規模で行なわれた場合 — 模倣品の場合：侵害が意図的であり、商業規模で行なわれた場合	(a) 商標法 (d) 著作権法 刑罰の対象と刑罰の内容についての記載あり いずれも非親告罪	（a）商標法 非親告罪 （d）著作権法 非親告罪 刑罰の対象と刑罰の内容についての表形式の記載あり	a）商標法 （b）特許・意匠法 （d）著作権法 （e）通商競争法	（a）商標法 （d）著作権法 （商標法 103 条、104 条、著作権法 63 条） ・親告罪	（a）商標法 （b）特許法 （c）意匠法 （d）著作権法 一般に権利者が犯罪に関して警察又は検察に告訴を提出し、これに基づき刑事訴訟が提起される。ただし、自首や別の情報源からの犯罪の実行や計画に関する連絡を受けて、刑事訴 訟を提起することもできる（ロシア連邦刑事訴訟法 140 条	（a）商標法 （b）特許法 （c）意匠法 （d）著作権法 (e) 不正競争防止法 著作権法は非親告罪、それ以外は親告罪。 著作権法の場合、権利者が告訴しない場合であっても、地区検察局の単独的な主導のもとに起訴が行われうる。	特許法，意匠法，商標法は非親告罪。 著作権法、不正競争防止法は親告罪。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	：罰金額の基準：解釈（２） 非親告罪（端緒には、①行政機関からの移送、②被害社からの告訴、③第三者からの通報がある、また、自訴もある（解釈（２）5 条） 刑事訴追基準あり（2004 解釈、2007 新解釈（２）） 幇助罪あり（新解釈 16 条） ※なお、製品品質法関連では偽劣製品生産販売罪（刑 140 条）、不正競争防止法関連では商業名誉信用・商品名声侵害罪（刑 221 条）や虚偽広告罪（刑 222 条）あり												
商標法	○（刑法）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特許法	△（刑法、特許権侵害は不処罰）	○			○				○		○	○	○
意匠法	△（刑法、意匠権侵害は不処罰）	○			○				○		○	○	○
著作権法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不正競争防止法	△（営業秘密のみ）	○	○	×	×	○						○	○
1-3） （税関を除く）行政罰の規定の有無	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	○	○	× 特許法等には「過料」が規定されているが、知的

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
													財産権侵害に対するものではない。
行政罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容	以下のもののほか、製品品質法において、認定標識等の品質表示の偽造又は盗用の禁止、製品の原産地の偽造・他人の工場名・所在地の偽造又は盗用の禁止、偽物を本物と偽り劣等品を優良品と偽り不合格品を合格品と偽ることの禁止が定められている（製品品質法5条）		－	別表参照	－	行政上の罰則は次の法規定において定められる： •2009年に改正された2005年知的財産法（214条） •法令97/2010/ND-CP号 2010年9月21日付けによる産業財産に関する行政違反に対する政府の対応（「法令９７」） •法令47/2009/ND-CP号　2009年5月13日付けによる著作権と著作隣接権に関する行政違反に対する政府の対応（「法令４７」）、2011年12月2日付けで法令109/2011/ND-CP号により改正。 •改正法令37/2011/TT-BKHCN号　2011年12月27日付けによる産業財産に関する行政違反について法令97の条項の最たる導入（「改正法令37」） 改正されたIP法第214条と、法令９７第3条によれば、産業財産に関する行政上の罰則は次を含める： ・主な罰則： + 警告、または+ ベトナムドン（VND）5億 (およそUS$25,000)を上限とした罰金	－	－	－	－	当該企業が所在する州におけるICMS（納税者）登録の廃止（この点に関しては各州が独自の法律を有する） 当該企業の営業許可の廃止（この点に関しては各地方自治体が独自の条例を有する）等	
商標法	（行為） 許諾を得な	－	－	○	－	○	－	－	－	－	○ （行為）	－	－

		中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
		い商標権の使用、商標権を侵害する商品を販売行為、他人の登録商標の標識の偽造、許諾を得ない商標の変更・市場投入、その他登録商標専用権を害する行為（商標法52条） （行政罰） ・差止命令、侵害品と設備等の押収・廃棄（商標権侵害商品について商品および包装から侵害商標を消除した場合に有毒・有害・使用価値がない場合には廃棄（1989意見）、その他の場合には競売又は国の規定に従って処分（行政処罰法53条））、過料（違法経営額の3倍以下、違法経営額が計算できない場合には10万元以下：実施条例42条）										商標またはサービスマーク、原産地表示、類似品に類似称号が不正に使用された場合。 （行政罰） 罰金： - 個人に対しては、1,500から2,000ルーブルの罰金と商標、サービスマーク、原産地表示を付した物品の押収。 - 公務員に対しては、10,000から20,000ルーブルの罰金と商標、サービスマーク、原産地表示を付した物品の押収。 - 法人に対しては、30,000から40,000ルーブルの罰金と商標、サービスマーク、原産地表示を付した物品の押収。 （行政違反法第14.10条）		
	特許法	（行為） ・他者の特許を冒用する行為（特63条） （行政罰） ・差止命令、違法所得の	－	－	○	－		－	－	－	－	○ （行為） 発明・実用新案・産業デザインが不正に使用された場合。発明・実用新	－	－

		中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
		没収、過料（違法所得の４倍以下の額、違法所得が計算できない場合、２万元以下の過料）										案・産業デザインの重要な特質が著作者または申請者の同意なしに暴露された場合。発明権が横領された場合。共同開発権が強制された場合。 （行政罰） 罰金： - 個人に対しては、1,500から2,000ルーブル。 - 公務員に対しては、10,000から20,000ルーブル。 - 法人に対しては、30,000から40,000ルーブル。 （行政違反法第7.12条）		
	意匠法	特許法に規定 （行為） ・他者の特許を冒用する行為（特63条） （行政罰） ・差止命令、違法所得の没収、過料（違法所得の４倍以下の額、違法所得が計算できない場合、２万元以下の過料）	－	－	○	－		－	－	－	－	○ （同上）	－	－
	著作権法	（行為） ・著作権者の許諾なしに、生産、配布、実演、投影、	－	－	○	－	○	－	－	－	－	○ （行為） その複製がロシア連邦の著作権あ	－	－

		中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
		放映、配信、編集、情報ネットワークを介して不特定多数の人へ配信、等（行政罰）差止命令、違法所得の没収、侵害品の押収と処分、過料（違法売上金額の3倍以下、違法売上金額を計算することが難しい場合は10万元以下：実施条例36条）） 深刻なケースの場合、材料、道具設備の押収										るいは類似する権利に関する法律で偽造とされているにもかかわらず、収益を得るために作品やレコードの複製が輸入・売買・貸し出し・不正利用がなされた場合。または、これら複製に表示されている作品や複製品の生産者または生産地、更に、著作権や類似権利に関する情報が虚偽である場合。さらに、本法14.33条2編において定められるケースは除いて、収益を得る目的での著作権や類似の権利が侵害された場合。 （行政罰） 罰金： - 個人に対しては、1,500から2,000ルーブルの罰金及び模倣作品と複製品、複製に使用された材料・設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。		

		中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
												- 公務員対しては、10,000から20,000ルーブルの罰金と模倣作品と複製品、複製に使用された材料・設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。 - 法人に対しては、30,000から40,000ルーブルの罰金と模倣作品と複製品、複製に使用された材料・設備、行政違反行為に使用されたその他の機材の押収。（行政違反法第7.12条）		
	不正競争防止法	（行為） 知名商品の名称、包装、装飾の模倣となる行為（反不正当競争法5条②） （行政罰） 差止命令、違法所得と同額以上3倍以下の過料、違法所得の没収営業許可証の没収 ※営業秘密侵害行為（25条）差止命令、1万元以上20万元以下の過料	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	○ 法律第8.884/94号（独占禁止法）第23条 経済秩序に対する侵害には次の制裁金（罰金）が適用される。(i)会社の場合、査定可能であれば、潜在的な違反により得られる利益を下回らない、直近の事業年度の課税前の総売上高の1～30%の制裁金、（ii）会社の違反行為	－

		中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
													に関し直接又は間接的に責任を有する経営者の場合、専ら当該経営者個人に課されることとなる、当該会社に課された罰金の10%から50%の制裁金、（iii）その他の個人、又は公法人若しくは私法人、あるいは、事実上又は法律上の事業体若しくは人の団体で、暫定的なものであるか及びその法的根拠を有するか否かを問わず、当該事業活動に従事していないものの場合で、総売却額の基準が採用できない場合、罰金は6,000～6,000,000UFIR（基準租税単位）、又はそれに代わる単位を基準とした制裁金（LC 第23条）。	
1-4）行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発は可能か		※特許権侵害（特11条①）については知識産権局への救済（侵害行為停止命令など）申し立てが可能 ※特許権侵害（特11条②）について		× 税関以外にない	消費者保護団体（例えば、著作権盗難防止連盟（FACT））は上記の刑事訴追における同じ法規定に基づいて、私人訴追を行なうことができる。更に、警察や消費者保護団体は侵害を起訴	○ インドネシア共和国国家警察の捜査官に加え、商標侵害行為、著作権侵害行為、工業意匠侵害行為、特許侵害行為に関連して、知的財	○ 法令97第24.3条 "3. 侵害について対応能力のある機関は、率先して、検査・試験・検出を行い、産業財産権所有者と協力し、次の品に関する侵害の証明を行なうものとする：	○	×	○	×	×	○	

		中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
		は知識産権局への救済（侵害行為停止命令など）申し立てが可能			し、侵害者に対して刑事裁判を行なうことができる。 上記に述べたように、商標と著作権には侵害に対する刑法上の罪がある。意匠と特許にも、その使用や偽証について刑法上の罪があるが、侵害については刑法上の罪がない。 行政機関が、不正競争法違反で裁判を起訴することはできない。	産総局の特定公務員に捜査員としての特別権限が与えられる。調査と処置が可能である。	a) 物品、スタンプ、表示ラベル、包装、その他、模倣標章や地理的表示を付した品 b)食品、薬品、化粧品、家畜用飼料、肥料、畜産用薬品、植物用保護薬品、建設資材、運送手段、医療・農業・環境用薬品、その他、定期または不定期監査や検査中に判断能力を有する者に特定された品に関連する物品やサービスの侵害。							
	商標法	○	○	－	○	○	○	○	－	○	×	×	×	×
	特許法	△（特許冒用のみ）	×	－	○	○			－	×	×	×	×	×
	意匠法	△（特許冒用のみ）	×	－	○	○			－	×	×	×	×	×
	著作権法	○	○	－	○	○	○	○	－	○	×	×	○	×
	不正競争防止法	○	×	－	×	×	○	－	－	－	×	×	×	×
行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関（警察を除く）		地方ならびに地方自治体の以下の行政機関 ・工商行政管理局（AIC） ・地方知識産権局 ・質量技術監督局（TSB） ・地方版権局	商標権特別司法警察隊、文化体育観光部の著作権取締要員（特別司法警察権が付与され独自の取締が実施されている。）	－	取引基準協会（Trading Standards）	知的財産総局（DGIP）	模倣品に関しての所管機関は市場管理部、科学技術監査局、税関、人民委員会 著作権侵害に関しての所管機関は、文化スポーツ観光監査局、市場管理部局、国境警備軍、税関、人民委員会	MDTCC（国内取引・協同組合・消費者保護省）	×	タイ商務省知的財産局の知的財産取締局	－	ロシア連邦憲法では、裁判所のみが模倣品（輸入者の個人財産）の押収の決定を下すことができる。行政機関には商品を没収する権限はないが、裁判所の決定が下されるまで一時的に、物品を押収することが出来る。		－

2） **再犯者に対する厳罰化の規定**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
2-1） 再犯者に対する厳罰化の規定の有無	○	○	○	○	×	○	○	×（一部有り）	○	○	○	○	○
2-2） 再犯の定義	刑法 65 条 罪を犯し禁固刑に処された者が、その刑の満了日あるいは免除日から5年以内に、再び故意に罪を犯し、一定期間の禁固刑に処される場合、その定められた一定期間より長い刑に処せられる罪を犯した場合、再犯者とされ、より重い処罰を科せられる。ただし、過失による犯罪は例外とする。 ※行政処罰の場合においては、過去２年間に同一又は類似違法行為で刑事処罰又は行政処罰を受けたことがある場合、法律に基づき行政処罰の従重（※）ができるとしている。 ※行政処罰の従重には主に二種類の状況が含まれる。 ①同違法行為が法定により選択できる数種の行政処罰の中でより重い処罰種類を選んで処罰する場合； ②規定される	刑法35条1項の下、禁固刑に処された者が前回の罰則の満了日あるいは罷免された日より 3 年以内に再び罪を犯し禁固刑を処された場合、この犯罪は二度目の有罪判決に該当する。	行政：米国税関は、模倣品の再犯を模倣品の「２度目そして２度目以降の押収」と定義する。19 USC 1526（e） 刑事：模倣品について、再犯とは同条項における犯罪の実行と定義する。18 USC 2320	英国法の成文法には、再犯の定義がなされておらず、また再犯に関して自動的に刑が重くなる訳ではない。しかし、裁判所には刑事上の有罪判決を言い渡された再犯者に対して刑を重くする裁量が与えられており、法令の規定の最も重い刑に常に処されている。 対応する法令の引用は 2003 年の刑事司法法 s．143(2)であり、前科が１つ以上ある犯罪者の犯罪の重大さにより、裁判所は前科の性質上、今回の犯罪との関連性及び前科とどの程度期間があるかを考慮し、前科を悪化因子とする事に足りる相当の理由がある場合はそうみなすべきである。	–	1999 年刑法第 49 条によれば、"1.累犯とは、犯罪人が判決を受け、犯罪履歴が抹消されない間に、意図的に犯罪、または非常に深刻な犯罪を行った、あるいはとりわけ深刻な犯罪を意図せず行なった場合をいう。 2. 次のケースは、危険な累犯とみなす。 a) 犯罪人が、意図的に行われた深刻な犯罪、あるいはとりわけ深刻な犯罪の判決を受け、犯罪履歴が抹消されない間に、再度、深刻な犯罪、またはとりわけ深刻な犯罪行為を意図せず行った場合。 b) 犯罪人が犯罪に逆戻りし、犯罪履歴が抹消しない間に再度意図的な犯罪行為を行った場合。	不明	×	最終的に有罪となり懲役刑の判決を受けた者は、刑罰を受けなければならない期間中、または罰則の言い渡しから５年以内に再び何らかの違反を犯し、裁判所が再犯として懲役刑を言い渡す場合（刑法 92 条）	1999 年商標法と 1957 年著作権法では「再犯」という用語が定義されていない。	ロシア連邦刑法第 18(1)条「再犯」によれば、意図的犯罪への有罪判決の履歴がある者が再び意図的に犯罪を行った場合、これは再犯とされる。そのため、法令は再犯について次の基準を制定している。 １．ある人間が別の時間にふたつ以上の罪を犯した場合。 ２．それらの罪が意図的である場合。 ３．その人間が、先に行なわれた犯罪について有罪判決の履歴を持つ場合。	刑法（1940 年の法令 2848 号）63 条、64 条 犯罪常習者とは、行為者が過去において、国内あるいは国外における規範事項のもと有罪判決を受けた後、ふたたび新しい罪を犯した場合（罰則の消滅あるいは実際の判決により、執行猶予や仮釈放期間も含め５年以上の月日が経過し、免職のない場合、前の有罪判決は有効とされない）	刑法 56 条 刑法において、懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から５年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは再犯とされる

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	処罰幅がある行政処罰を適用する際に、同幅の中でより高い部分を選んで処罰する場合。普通、罰金の行政処罰を実施する際に、最大限を選んで処罰し、或いは最低限から最大限の中で、より高い 30%部分を選び、処罰する場合は行政処罰の従重と理解してよい。《国家工商行政管理総局による工商行政管理機関の行政処罰自由裁定権正当行使に関する指導意見》												
2-3） 具体的な重罰内容・量刑基準（初犯の場合と比較した場合）	中国法において再犯者は二度目の判決で厳重に処罰される。 罪を犯し禁固刑に処された者が、その刑の満了日あるいは免除日から5年以内に、再び故意に罪を犯し、一定期間の禁固刑に処される場合、その定められた一定期間より長い刑に処せられる罪を犯した場合、再犯者とされ、より重い処罰を科せられる。（65条） 例として、法的処罰が 3 年	再犯に対する処罰は、その犯罪に対し規定された処罰の最大期間の二倍まで加重することができる。（刑法 35 条）	一般的に、再犯者の最大罰金額と禁固期間は、初犯者の約 2 倍にあたる。	i)再犯に対する刑の重罰さは裁判所の裁量権に委ねられており、 また、(ii)裁判所は、再犯であっても上記質問 2. (1-2)の回答で示された法令の最も重い刑に処する義務を負う。	–	刑罰の決定に関する刑法第 45 条によれば、刑罰を決める際、裁判所は刑法の規定を基礎とするものとし、犯罪行為が社会に及ぼす危険の性質と範囲・犯罪者の個人的履歴・刑事責任を情状酌量、またはさらに加重する事情を考慮する。 刑法第 48 条に基づいて、刑事責任の加重の要因となる事情の一つとして、再犯・累犯・危険な累犯（g 項）がある。	（a）TDA、第 8 節 2 回目以降の再犯の罰則：不正な商品表示が付された商品一点につき 30,000 リンギット以下の罰金［法人］。不正な商品表示が付された商品一点につき 20,000 リンギット以下の罰金又は 5 年以下の懲役刑又はこの両方［非法人］。 （初犯の罰則のおよそ 2 倍） （b）CA、第 41 節 2 回目以降の再犯の罰則：	著作権ならびに商標に関する権利侵害に関連した様々な違反行為において、更に重い特別かつ唯一の規定が存在し、その規定は著作権の意図的な権利侵害に関連している。その場合、2 回目以降の違反者に対する罰則は、6 カ月以下の懲役刑、および/あるいは 20,000 ドル以下の罰金から 3 年以下の懲役刑、および/あるいは 50,000 ドル以下の罰金まで引き上げ	商標法および著作権法に関係する違反の再犯については 2 倍の罰則が科される。特許法および通商競争法にはこのような規定は見つからないが、刑法では、有罪となり懲役刑が科される再犯に関しては、刑罰を 3 分の 1 増分することが認められており、裁判所では再犯に関しても懲役刑を科す。	再犯及び各累犯について，1 年以上, 3 年以下の禁固に処し，100,000 ルピー以上，200,000 ルピー以下の罰金を併科する。	ロシア連邦刑法 68(2)条によれば、刑罰はロシア連邦刑法 146、147、180 条によって規定される最も厳格な制裁の最も重い刑の三分の一以下であってはならない。	裁判官は常習的な犯行に対し、法律で定められた最低限の罰則を超え、加重規定によって更に罪を重くした罰則を課すことができる。被告者に課す最終的な罰則は、常習的な犯行だけによって決定されるものではない。裁判官は、その事例の内容によって、常習的な犯行を罰則加重の検討要因とするだけであり、法律ではどの程度加重させるかという数値を設定	再犯の刑は懲役の長期の 2 倍以下とする規定（57 条）がある。三犯以上の累犯についても、再犯と同様とされる（59 条）。再犯については、執行猶予がつけられない（25 条 2 号、56 条 1 項）。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	から 5 年の場合、初犯はその範囲内となる一定期間を判決として与えられるが、再犯は最大 5 年を超えない範囲で初犯の処罰期間より重い処罰とされる。 執行猶予あるいは仮釈放は再犯者には与えられない。（74 条）						侵害模倣品一点につき 4,000 リンギット以上、40,000 リンギット以下の罰金、または 10 年以下の懲役刑、またはこの両方［項（a）から（f）によるところの違反］。違反の実行に関する装置一式につきに 8,000 リンギット以上、80,000 リンギット以下の罰金、または 20 年以下の懲役刑、またはこの両方［項（g）から（ha）によるところの違反］ （初犯の罰則のおよそ 2 倍）	られる。(著作権法、第 136 条(3A))				してはいない。事例ごとに妥当とされる比重によって罰則を加重することが可能である。	
2-4） 実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みの有無、その状況	特になし	上記の規定以外のトレンドあるいはメカニズムは存在しない。	一般的に、故意であることは再犯者の場合に推定されやすい。民事訴訟において、故意であることは、権利者が、意図的な侵害が行われたことの証明し、より多くの損害賠償（裁定の 3 倍まで）と弁護士費用の獲得することの助けになる。	警察は前科について記録を保管しており、消費者保護団体（Trading Standards）、英国国境局および歳入税関庁を含む関連する執行機関とそれらの情報を共有している。また、弁護人がこれらの記録の提示を訴訟の準備のために求めることは標準的技法となっている。 英国知的財産	刑法上の再犯規定は知財侵害には適用されないが、実際は、裁判長が再犯者に最高刑を申し渡すかたちで再犯規定を利用できるものと考えられる。	犯罪行為が社会に及ぼす危険の性質と範囲・犯罪者の個人的履歴・刑事責任を情状酌量、またはさらに加重する事情を考慮する。 刑法第 48 条に基づいて、刑事責任の加重の要因となる事情の一つとして、再犯・累犯・危険な累犯（g 項）がある。	一般に、過去の有罪判決を証拠として挙げることは許されない。それぞれの違反はその違反に関する事実に基づいて訴追されなければならない。責任の所在を明らかにするに際し、裁判所は通常、過去の違反は違反者に対する法廷の印象に偏見や好ましからざる影響を与える可能性があることか	実際には、常習的な違反者は、より簡単に起訴される。これは、常習的な違反者によって取引された製品が権利侵害を犯していることを違反者が認識していなかったと立証することがより困難になることを理由としている。これに加えて、違反行為の再犯は、懲役刑の可能性ならびにその刑期	特になし	○ 再犯者を簡単に起訴する傾向がある。 再犯の場合、違法行為の証明に関する取調べおよび手続きはすでに完了しているため、時間の短縮が図れる。	初犯または再犯に対する検察手続きは同じであるが、裁判所に案件が渡される前に、捜査官及び検察官により再犯であることが伝えられる。その判決の際には、裁判所が再犯が行なわれたか否かを示し、適切な制裁を与える。	再犯から発生する手続き上の仕組みはない。再犯は、判決における刑罰に影響する。実際に行われていることは、（既判力の場合において）過去の有罪判決を、被告のプロフィールの一つとしてある程度用いることで、有罪を容易にする要素としている。（刑事訴訟法法令 3689 号）	日本においては、実務上、再犯者は起訴されやすい傾向がある。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
				庁は「インテリジェントハブ」を導入しており、権利執行の活動を調整すること、及び、全国知的財産インテリジェンスデータベース（IPID）の維持に利用される。			ら、これを考慮することは許されない。	を増大する加重要因となる。					

3） **没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-1）行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無	×	○	○	○	○	○	× 模倣品の具体的な処分方法を規定したものは存在しない。一般に、廃棄方法は執行機関あるいは裁判所の裁量に任され、権利所有者が廃棄を援助する場合もある。	○	○	○	○	× 規定がないにも関わらず商品の破棄処分は実施される。廃棄方法については、移動させる場所や素材の破棄可能性による。	○
3-2） 模倣品の処分方法	×	押収物が危険を引き起こす恐れがある場合、破壊もしくは売却できる。保管が困難な場合、所有者あるいは同意の権利を有する者の承諾により、破壊あるいは廃棄することができる。（刑事訴訟法130条）	不明。	物品がどのように押収されたかにより異なる。 ・歳入税関庁により押収された場合、物品に対する正当な権利と処分する権利は税関及び消費税法により歳入税関庁が有する。 ・裁判所命令に基づく場合、物品が国内法の手続きに従い押収される場合： （1）著作権法違反で押収さ	I（a）全件廃棄 （d）その他（判決の指示） 刑事訴訟法第46条 押収商品の処分は i）事件が解決された時点で、ii）処分判決の指示に従って処分される。 処分は押収された全商品が対象となり（判決に別途指示がない限り）、「再使用ができないように」行われる。	((d) その他 （下記参照） 法令97第3.3条と36条によれば、押収された模倣品の処分について、以下の方法を含める。 •□侵害品の強制撤去または廃棄 •□運送中の侵害品の場合は、侵害要素の強制除去とベトナム領域外への強制撤去、輸入侵害品については強制的再輸出	（d）その他（裁判所の指示または執行機関の検査官の指示）	（a） 全件廃棄 商標法および著作権法の両方の法律は多数の規定を含み、その規定は、刑事的起訴において没収された偽造品の処分を規制する。概して、規定は、当該商品の没収および/あるいは破棄について定めている（商標法、第53条(1)および（2）、著作権法、第136条（8））。権利侵害者が	(d)その他（商品の破砕） 権利侵害行為による侵害者の全ての商品は没収される。裁判所が適当と判断した場合、裁判所は当該商品の頒布を防止する他の方法あるいは当該商品の破壊を命じることができる。（特許法77条の4） タイ商標法に違反する行為で、販売のためタイ国に輸入	(a) 全件廃棄 （商標法111条、135条、著作権法66条）	（d）その他（独占的権利の侵害にならない範囲で売却もしくは破棄） （2003年5月29日付の政令311号「国有財産となった財産の経理、評価、処分に関する規定」第3段落8項）	－	b）没収のうえ廃棄又は違法部分を排除して競売

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
				れた場合、裁判所の判断により、著作権者に引き渡すか廃棄又は処分される。その選択は、裁判所の裁量による。 （2）商標法違反の物品は、裁判所の命令により廃棄又は裁判所の決定により選任された者へ侵害された商標を除去後引き渡す。選択は、裁判所の裁量権に基づきなされる。		•□第36条2項の条件に基づいて、非営利目的での強制配布または使用 •侵害要素が除去出来ない場合には、物的な証拠または侵害行為に使用された手段の強制破棄処分		有罪判決を受ける場合、没収された偽造品は、破棄によって即時に処分される。権利侵害を犯している部分が除外される場合であっても、本件の商品が競売等によって市場に流出することを認可する規定は存在しない。	された物品、若しくは販売のため所有されていたすべての物品は、判決に基づいて処罰された者の有無を問わず、すべて没収される。（商標法115 条） 違反者の所有物であるものは、著作権者又は実演家の権利を有する者に帰属するものとする。違反して使用されたものは没収される。（著作権法75 条）				
3-3） 廃棄する場合の廃棄方法	－	差し押さえの場合、押収物の目録が作成される。押収物がどのように処分されるかは、検察により指示される。廃棄を指示された押収物が記される押収保管物リストを、証拠物の行政管理者が受領した場合、押収物は適切な時期に廃棄あるいは処分される。	押収物の廃棄方法に関する法的な要請はない。その他の処分方法は、上記3-2）参照	国内法に基づく処分の手続きは、裁判所の裁量に委ねられている。実務において、処分の手続きは度量衡機関又は消費者保護団体の各機関により異なる。従来の方法として焼却による廃棄がなされていたが、より多くの物品がより「環境に優しい」方法により処分されている。	処分は押収された全商品が対象となり（判決に別途指示がない限り）、「再使用ができないように」行われる。	法令97第37条に定められている。 a/ 侵害要素が除去できる場合には、制裁権限のある者が物品、物的な証拠と違反行為に使用された手段から侵害要素が取り除かれるよう手配し、これらを非営利目的でオークションにかける、配布する、または、使用する。但し、これが産業財産権所有者の権利の利用に影響を与えないものとし、人道的・慈善・公益目的を優先する。 b/ 侵害要素が、違反行為に用いられた商品、物的な証拠や手段から取	規定なし	偽造品は、破棄処分される。破棄に関する所定の方法は規定されていないが、偽造品は一般に焼却によって破棄される。商品が競売等によって市場に流出することを認める規定は存在しない。	規定なし	破棄又は抹消のため侵害する貼札及び標章の引渡	独占的権利の侵害にならない範囲で売却もしくは破棄	焼却、解体、粉砕等、商品が元の用途において使用不可能とするのに有効な方法とする。	①刑事手続きの場合は、証拠品係事務官は、没収物が廃棄の処分をすべき旨の命令の記載された没収領置票を受領したときは、没収物を適宜な方法により破壊し、又は廃棄する。 ②税関での輸出入差止手続きの場合は、会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとすると規定されている。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
						り除けない、あるいは、本項において前提条件が完全に満たされない場合、制裁権限を有する者は行政違反の取り扱いに関する命令の第 61 条に基づき、それらの廃棄処分を手配する。							
3-4）行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者	規定無し。	規定無し。	不明。	著作権者、地方度量衡機構又は消費者団体の機関が、歳入税関庁以外に押収する事ができる。 著作権・意匠・特許法には、誰が没収又は留置（廃棄は 1998 年著作権・意匠・特許法第 100 条により認められていない）についての費用を負担するか明記していない。 1998 年著作権・意匠・特許法の第 100 条は、公の市場において販売されている模倣品を没収することを著作権者に認める場合がある	特に規定なし	侵害要素、手段、物品の廃棄に係る費用は侵害者により負担される。侵害者が廃棄処分を実施出来ない場合、制裁権限を有する機関は、法令 128/2008/ND-CP 号第 14 条に規定されるように国家予算を使用することが出来る。侵害者は、廃棄の費用について制裁権限を有する機関に返済する。返済を怠った侵害者は支払いを強制される。	規定無し 申請者が商標登記官 / 著作権検査官に対して差し押さえられた商品の保管と処分にかかる費用や経費を払い戻すことが求められうる国境対策を除き、これに関連する法令は存在しない。	ー シンガポールは、知的財産の権利侵害に関する違反行為を起訴する個別的な行政機関を備えていない。	規定無し。 破棄にかかる費用を誰が負担するかを規定する特定の法や規制は存在しないが、これにかかる費用は所轄政府機関が負担するというのが当方の見解である。実際は、所轄機関に予算が不足する場合、民間セクターに財政面での支援を求めることがある。	規定なし 1999 年商標法と 1957 年著作権法には費用負担者を特定する規定はなく、裁判所に命令された者が費用を負担する。	国 模倣品の廃棄は国の経費で行なわれる。本手続きに関する権利者、その他の関係者にこの費用を負担させることはない。	押収の責任者である機関（商品の廃棄責任者である連邦、または、州、市）が負担することになっている。	ー
実際の運用と規定が異なる場合の実際の負担者	実際には国が負担。	実際には国が負担。	—	著作権者がその関連費用を支払う責任を負う可能性が高い。	実際は保管と処分にかかる費用は国が負担する。	—	実務上、そのような費用や経費は取り締まりを担当する機関が負担することが一般的である。	ー	—	裁判所に命令された者	ー	関係当事者あるいは権利者	ー

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-5）刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用について規定上の負担者	規定なし。	規定無し。	合衆国政府	著作権者、地方度量衡機構又は消費者団体の機関が、歳入税関庁以外に押収する事ができる。 著作権・意匠・特許法には、誰が没収又は留置（廃棄は 1998 年著作権・意匠・特許法第 100 条により認められていない）についての費用を負担するか明記していない。	特に規定なし	規定なし	規定無し	規定なし	規定無し。	規定なし	国	規定なし	規定なし
実際の運用と規定が異なる場合の実際の負担者	刑事上の起訴を目的とした捜査によって没収、または押収された模倣品については、留置および処分の費用を誰が負担するかの規定はない。しかしながら、ほとんどの場合、実際には国家が費用を負担している。	実際には国が負担。	—	著作権者がその関連費用を支払う責任を負う可能性が高い。	実際は保管と処分にかかる費用は国が負担する。	実際には国が負担。		たいてい国家が負担（量が多い場合には、権利者負担の場合有）	破棄にかかる費用を誰が負担するかを規定する特定の法や規制は存在しないが、これにかかる費用は所轄政府機関が負担するというのが当方の見解である。実際は、所轄機関に予算が不足する場合、民間セクターに財政面での支援を求めることがある。	裁判所に命令された者が費用を負担する。実際には、裁判所が異なる命令を出さない限り、原告が費用を通常負担する。税関 IPR 規則では、権利者が費用を負担する。	—	刑事起訴の訴因によって異なる。刑事訴訟が、権利者単独の主導で開始された場合、裁判官の管轄あるいは決定にその都度左右される。一方、行政機関の命令に基づいて商品が押収された場合には、権利者は費用を負担する必要はない	
3-6） 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件	情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。（著作権法 47 条） 工商行政管理部門が権利侵害行為と認め	商標法および著作権法の下、主に侵害行為のために使用された、機材、道具、素材は押収される。 特許法および意匠保護法の下、侵害行為の対象となるいかなる商品も押収される。 （商標法 97 条 2 項、意匠保護	意図的に模倣品の取引に「犯罪行為を行うあるいは助長するためのいかなる方法もしくは段階で使用された、もしくは使用する目的をもつ物品」（19 USC 2320）は、押収することができ、民事と刑事両方の没	ある者が「ある特定の著作物の複製品を作成することを特に意図され、又はそのように適応されている物品」の製造設備を所有、保管又は管理に置いていた場合に、その製造設備が侵害複製品をを製造する又はす	商品の押収は、侵害製品の存在に関係するどのようなものについても行うことができるが、実際の一般要件は次の通りである： a) 侵害製品の価額が高い場合、施設を差し押さえることができる。 b) 侵害製品の	生産機材の押収条件を特定する規定はない。法令 97 第 3.2 条は、主に模倣品を生産または取引するために使用される手段は押収対象となりうるとしか定めていない。しかし、「主に」に関する定義は提供されて	TMA、TDA、CA の規定では、製造機器は（国境対策に関連する規定により）差し押さえられることがない、または法規定の解釈によっては当局に差し押さえの権限が与えられているとも考えられるものの、通常	一般に、製造機器の押収に対しての特別な規定は存在しない。しかしながら、当該機器は、一定の規定、すなわち、偽造行為の犯行において利用される品目を没収する権限を警察官に対して付与する規定（商標	規定なし。 製造機器の押収は、実際は裁判所令状の受領をもって行われるが、裁判所が令状を発行するのは、その製造機器が侵害行為を行うために特定的に使用されていることを明確に証明できる場合だけ。	1999 年商標法第 111(1)と 115(4)節と 1957 年著作権法第 66 節に要件の規定あり 1999 年商標法 111 条： (4) 有罪の判決により没収が命ぜられたときは，その者に有罪判決を下した裁判所	ロシア法は、知的財産権の侵害のために使用された設備は押収できるとする。 ロシア連邦民法（1252（5）条）、ロシア連邦行政違反法（7.12 (1)条)	刑法 184 条の第 1 から第 3 項に記す判例について、違法に生産あるいは複製された全ての商品と、模倣を可能とした全ての機材、材料、素材を、侵害を行うことを主な目的としている限りにおいて、警察は押収す	刑法では、知的財産権侵害行為を組成した物及び侵害行為の用に供し、又は供しようとした物は没収の対象になると規定されている（刑法第 19 条）。 民事においては、商標法、特許法、意匠法、不正競争防止

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	た場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。（商標法 53 条）	法 87 条 2 項） 。	収対象となる。 また、著作権法では裁判所が廃棄命令を下すことを許可する。	る予定である事をその者が知っているか信じるに足りる相当の理由があれば、その製造設備を引き渡すよう請求することができる。 （1998 年著作権・意匠・特許法第 99 条(1)項(b)号（市民引渡し）及び第 108 条(1)項(b)号）	生産に製造機器が道具として使用される場合（例、工業意匠侵害に使用する場合など）、これらを押収することができる。	いない。	は、当局によって差し押さえられることはない。ただし、権利保有者が侵害者に対して起こす民事訴訟及びアントンピラー命令により差し押さえられることはある。アントンピラー命令（APO）は、原告とその弁護人に侵害者の敷地、または場合によってはその自宅に入り、侵害商品、侵害商品を製作するための道具や機械類、ならびに請求書や領収書など侵害の証拠品を捜索し持ち出す権限を与える。このような家宅捜査では未予告であることが重要な要素の一つであることは明らかで、そのため APO の申請は必ず一方的に行われる。この命令の目的は、後の公判のための侵害証拠の保護にある。	法、第 53 条 A (3))、もしくは偽造の証拠に相当する品目を没収する権限を警察官に対して付与する規定（著作権法、第 138 条(2)および商標法、第 53 条 A（2））に基づいて、押収される可能性がある。		は, 没収した如何なる物品も破棄すべき旨又は当該裁判所が適当と認めるその他の方法で処分すべき旨を命令することができる。 1957 年著作権法第 66 条： 本法に基づく罪を審理する裁判所は、罪を犯したとされる者が有罪とされるか否かを問わず、当該者の占有にある著作物の全てのコピーまたは全ての原版であって、侵害コピーまたは侵害コピーを作成するための原版とみられるものを著作権者に引渡すよう命じる、あるいはそのような侵害コピーまたは原版に関して裁判所が適当と認める方法による処分を命じることができる。		ることができる。（刑事訴訟法 530Ｂ条）	法では、「侵害の行為に供した設備」の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができると規定されている（商標法第 36 条第 2 項等）。 著作権法では、「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができると規定されている（著作権法第 112 条第 2 項）。
汎用設備に対する没収の可否及びその要件	○ 上記参照	× 汎用機器の押収はできない	○ 汎用品についても、意図的に模倣品の取引に「犯罪行為を行うあるいは助長するためのいかなる方法もしくは段階で使用され	× 汎用設備は、先に挙げた 1998 年著作権・意匠・特許法及び 1994 年商標法の節に従った著作物または商標の模倣品作成を目的と	○ 上記参照	○ 上記参照	不明	○ 上記 3-6 と要件同じ。したがって没収は可能と思われる。	× 押収できるのは侵害行為を行うために特に使用されている製造機器のみ	○	○ 独占権の侵害につながる知的行為または個別化の方法に主に使用されるまたは目的とした機材、設備、その他の材料は、裁判所の決断により	○ 上記参照	○

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
			た、もしくは使用する目的をもつ物品」（19 USC 2320）は、押収することができ、民事と刑事両方の没収対象となる。	して特別に改造されている場合に限り、没収することができる。							流通から除かれ、法律によりロシア連邦の国有に移転しない限りにおいて、侵害者の負担において廃棄される。		

4） **被害者への情報開示制度**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
4-1）知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度の有無	○ 「工商行政管理部門による行政措置の適用に関する手続き規定」58条:工商行政管理部門が行政措置を決定した場合、容疑に関する行政措置からの免除・取り消し・他行政機関への移行などの申し立て、報告、要請に関する結果について申立人に結果を開示する。（結果は開示するが、処罰決定文書やそのコピーの交付については規定していない。）	○ 民事訴訟法162条（1）により最高裁判所規定に従い、当事者あるいは関心を有する第三者は、下位行政官に訴訟記録の閲読、複製、裁判書類もしくは規定の原本、公式コピーあるいは簡略版コピーの送付、訴訟に関わる事項の証明書を申請することができる。	○ 民事手続きにおいて、原告は申し立ての結果を通知される。 刑事判決は、通常では公開記録となり、米国憲法修正第6項は刑事裁判の公開を要求する。しかし、申し立ての結果を情報提供者に通知する要件はない。	○ 特別な規定はない。しかしながら、権利者は以下を通して、情報を得ることができる： (i)申し立てられた偽造者に対して民事または刑事措置が起こされた場合における、摘発および裁判訴訟 (ii)多くの度量／貿易基準当局(measures/trading standards authorities)および英国知的財産庁におけるIP犯罪グループによって作成される定期報告書 (iii) 英国知的財産庁の「知性拠点（“intelligence hub”）」。これは強制措置を調整し、国立知的財産権知的データベース(“IPID”)を守る。強制措置および産業団体はIP犯罪調査	× これに特定した規制は存在しないが、実際は、知財侵害に関して刑事告訴を行う知財所有者は、事件の進捗状況の連絡を受ける権利を有する。	○ 改正法令37第16.1条：侵害の取り扱いに関する情報の規定	× 現在、そのような制度は存在しないが、TMAとCAによる国境対策規定では、侵害商品の差し押さえに成功した場合には、権利保有者に通知を行うものと規定されている。	× 正式な制度は存在しない。しかしながら、実務上、知的財産の権利侵害が起訴されるためには、シンガポール警察局の知的所有権の部署（IPRB）が、没収された商品が偽造であることを認証するために、権利所有者に対して通告しなければならない。それ故、非形式的な制度は、認証が実施されることを目的として、通告を受ける権利所有者の代表者あるいは弁護士に対して適切に位置付けられるものとする。	×	適切な法廷ごとに手続きが異なる。 片方の当事者の不在により裁判所が一方的命令を行う場合、侵害品が押収されるまでは、判決が損害を受けた当事者に知らされなくてもよい。しかし、両当事者がいる問題の場合、損害を受けた当事者は陳述を行う機会を与えられ、陳述を行い、判決及び命令は公開法廷において言い渡される。	○ 2006年5月2日付けの「市民による申請の検討に関する規定」第12条に想定する総則59-FZ号によれば、書面による申請は30日以内に検討されなければならない。 ロシア連邦刑事訴訟法144条によれば、警察による申請の検討期限は3日間であり、10日間まで延長することが出来る。そのため、警察は10日以内に申請者にその決定を通知しなければならない。	○ 関係当事者は、手続きの状況について直接裁判所もしくは関係支所に確認することができる。	○ 刑事訴訟法第260条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様。 第261条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
				に参加するため、この IPID を利用することができる。									
4-2）裁判や判決文の公開についての規定の有無	○ 人民法院が民事事件を審理する場合には、法律の規定により合議、忌避、公開裁判と二審終審制度を実行する。（民事訴訟法 10 条） 人民法院は、民事事件を審理する場合には、国家秘密と個人のプライバシーに及ぶ事件又は法律に別の規定がある事件を除いて、全て公開して行わなければならない。（民事訴訟法 120 条）	× 公聴会を一般に公開する規定はない。しかし、民事訴訟法は、公聴会を非公開にする場合は、その理由を議定書に記すよう義務付けていることから、原則として公聴会を一般公開することが検討されている。	○ 一般的に、民事と刑事訴訟の判決は公開記録となる。米国特許商標局で裁かれた事例についても公開記録とされ一般に公開されている。例外は、機密としての取り扱いを申請された特定書類のみである。これらの記録と判決は一般にアクセス可能なデータベースを介して提供される。 申請に基づき、米国関税局もまた最終見解や命令を一般に閲覧、コピーすることを許可している。 被害者が申し立てを行ったか否かにかかわらず、米国司法省は犯罪被害者に裁判手続きについて通知を行う被害者通知システムを保持している。	○ ほとんどの判決および多くの聴取結果は裁判報告書において、またかなり頻繁に報道において公表される。したがってそれらは、公なものであり、かつ容易に入手可能である。判決および決定が公表されない場合、権利所有者は、訴訟に関しての情報を適当な裁判所に問い合わせることができる。また、ほとんどの民事裁判における判決の広い公表への命令を得ることも可能である。 （民事訴訟法 5.4B 条） 権利者が刑事訴訟法第 5.7 条の規定する訴訟手続きの当事者であった場合、その者は裁判所事務官に対して訴訟の結果を含む裁判資料を請求することができる。 通常、権利者はこのような刑事裁判の当事者ではいた	○ 司法当局に関する法律 48 号 2009 第 13 条に「法に別途規定がない限り、法廷審問は全て公開する。」と規定されている。 判決は、最高裁判所が最高裁判所ホームページ上に決定の写しを公開する。	○ 2004 年民事訴訟法第 15 条は、民事裁判に関する裁判（知的財産に関する判例を含め）は公開され、誰でも裁判に参加出来る。しかし、特別な場合において、当事者による正当な要請があり、特に職業上の秘密、企業秘密、個人の秘密を守る必要がある場合、裁判所は裁判を非公開として実施するが、判決については公開しなければならない。	○ 裁判は全て公開法廷で行われ、市民は誰でも傍聴することができ、そこで下されるすべての判決は公の記録として残される。	○ シンガポールの法律に基づいて、あらゆる法廷審問は、開放的かつ公開的である。更に、裁判所によって法廷審問の非公開が命令される十分な根拠がある場合を除き、判決は公開の裁判所において下される（最高法院法、第 8 条および下級裁判所法、第 7 条）。	×	○ （1908 年民事訴訟法命令 XX、1973 年刑事訴訟法 33 条）	○ ロシア連邦仲裁裁判法 11 (1) 条によれば、仲裁裁判所は公開裁判を行なう。 ロシア連邦民法 10 (1)条によれば、民事裁判所は公開裁判を行なう。 そのため、裁判所が公開しないと判断する案件（例えば個人情報が公開されてしまう可能性のある場合）を除いて、ロシアの裁判手続きは公開されている。	○ 憲法、刑事訴訟法、行政手続法の規定により、法務省による全ての決定は、機密とされる判例を除外して、行政白書、地域や現地の新聞、インターネットや提示版で、公開の原則に沿って公表される。	○

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
				め、審問や判決を下される当事者ではない権利者は下記に記載する限定された情報しか入手出来ない。									
4-3）行政処分の結果通知などの情報開示制度の有無	○ 同上（民事訴訟法 10 条、120 条） 行政処分は判決の発表の場で即座に当事者に言い渡され、当事者が不在の場合、行政機関は民事訴訟法の規定に従って、7 日以内にその行政処分の決定を当事者に送達する。（行政処分に関する中華人民共和国法 40 条）	×	○ 一般的に、商標の判例は公開記録であり一般に開示される。例外は、機密としての取り扱いを申請された特定書類のみである。これらの記録と判決は一般にアクセス可能なデータベースを介して提供される。 申請に基づき、米国関税局もまた模倣品の押収について、最終見解や命令を一般に閲覧、コピーすることを許可している。	○ 裁判所により科せられる行政罰は、裁判報告書又は報道機関、裁判判決の写しにより入手することができる。	不明	○ 上記 4-1 参照	×	－ 上記の通り、シンガポールには、刑事司法制度の範囲外である知的財産に関する違反行為に対する行政罰が存在しない。	×	○ 商標法 135 条で、書類開示について規定。	○ 仲裁裁判所の判決は、公式ウェブサイト http://ras.arbitr.ru/ または http://kad.arbitr.ru において入手可能である。	○ 行政手続の判例通知システム内において、決定内容を調べることが可能。模倣手続きに関する特定のシステムはない。	○ 税関での輸出入差止手続きの場合に有り。

5） **知的財産権侵害の刑事訴追基準**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
5-1） 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無	○ 個人について、知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈【2004】、著作権侵害のうち営利目的の複製発行および法人については知的財産権侵害刑事事	×	○ 例えば、著作権法 17 USC 506（a）（1）では、「180 日間に 1 つ以上の著作権を持つ著作物について 1 部以上のコピーまたはレコード（その小売価格の総額が 1,000 ドル以上の場合に限る）を複製もしく	－ （しかし法律の規定ではない） 知的財産権犯罪に関連する疑義のある犯罪行為をいつ検察局（CPS）が訴追するのかについて設定した詳細な基準はないし、疑義のある犯罪行為を CPS が訴追する一	不明	○ 知的財産権の侵害に関する刑事訴追を行なう場合の特定の条件は、それぞれの犯罪について刑法に規定される。例えば、刑法 156 条は、次の通りである：「模倣品の生産そして/または取引： 1．対応する正	×	× 商標法ならびに著作権法に基づいた特別の違反行為の要因が確立される限りにおいて、満たされなければならない追加条件は存在しない。	×	×	× ロシア連邦刑法の 146，147、180 条に制定する、犯罪となりうる侵害行為の実施。犯罪の特性は、侵害の損害と意図による。	× 違法行為を知ったときから 6 ヶ月以内に捜査押収命令を求めること。起訴状を申請するのに必要とされる要件（証拠物とともに相当な理由）が満たされた時、被疑者は侵害者に対して訴状を申請しなければな	－ （明文規定はない）

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（2）(2007)		は頒布(電子的手段によるものを含む)する行為」が刑罰の対象となることが規定されている。	般的な義務はない。しかしながら、CPS は疑義のある犯罪行為を訴追するかどうかを決定する際には完全規範テスト（Full Code Test）を考慮し、犯罪証拠の強さや公的関心の程度の両方を考慮に入れる。		規品の価値が3 千万ドンから1 億5 千万ドンの間、または、3 千万ドン以下だが重大な影響を伴う模倣品の生産そして/または取引を行なった者、または、本条または本法の 153、154、155、157、158、159、161 条にに規定される行為基づいて行政制裁を既に受けている、または、これらのうちいずれかの犯罪について既に判決を受けているが犯罪歴の減刑の権利がなく再犯となる者は、6ヶ月から5年の懲役刑に処す。」 2.以下略						らない。	

6） 巧妙化事例への対策

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
6-1）模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている場合に、製品本体部分の製造者を取り締まることは可能か	○× （1）生産者が侵害に関して、知らずに生産のみを行った場合、生産行為は規制できない。 （2）生産者が侵害を知っている、もしくは、生産行為が侵害の一段階であるということを知りながら行った場合、生産者は侵	○ 共犯理論で間接関与者を取り締まることができる(刑法30 条～34 条）。	○ #商標権の寄与侵害 米国法では、商標権寄与侵害に携わる者に故意に商品を提供する供給者は寄与責任者として責任を負う。 #著作権の寄与侵害 同様に、米国法では、侵害行為を知りながら、	○ 1994 年商標法下での様々な刑法・私法上の侵害規定や、詐取共謀による慣習法侵害、1861 年共犯・教唆犯法や1981 年犯罪未遂法は、様々な者の間で偽造商品の製造・組立て・小売りを分けている巧妙な侵害者を逮捕す	△ 現行知財法の刑事規定では、仲介者、および材料の提供者や供給者は、直接は(偽造者に)含まれないが、侵害行為の円滑化を図る者に対しても、侵害を支援する意図があったことを立証できる限り、刑法第56 条と知財法の刑事規	○ 労働がこのようにして分けられている場合、生産された商品の本体の生産者に対して法規定を施行することが可能である。法令97 の第10.1、10.12、11.1、11.11、12.1、12.10 によれば、他者が違反行為を行うよう注文、指	× 刑事犯罪の場合、違反標章が付された製品や包装の存在下で逮捕されたのではない人や組織を起訴することは通常難しい。 （民事訴訟の場合、商標侵害に対する起訴理由の他に、当事者が詐欺的手段の使用を	○ 知的財産法に対して特有で明示的な法律上の対策措置は存在しない。しかしながら、シンガポールにおける一般的な刑法は犯行に関与しているが、実際に違反行為を犯した当事者に相当しない可能性がある当事者に対して	×	○ このようなケースに関する特定の規定は無いが、これらのケースは、1999 年商標法の第103 条と104 条、また1957 年著作権法の第63 条により取り扱われる。	○ その場合、模倣品の生産に侵害者グループが関わっており、それぞれの侵害者がどのような役割を担っているか証明する必要がある。侵害者はロシア連邦刑法 146 (3)条、147 (2)条、180(3)条に基づいて起訴される。	○ 知的所有権法の侵害を行う者に対して法的処分を行うことが可能である。	○ 日本法では共犯理論で間接関与者を取り締まることができる（刑法60 条～65 条）。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	害者としてみなされる。		もう一つの侵害行為を誘引し、要因となり、実質的な寄与を行う者は寄与責任を負う。 #特許の寄与侵害 特許を有する工程を実行するために使用され、その特許創案の実質的な部分を構成する機械、製造、複合、合成、素材、機器類を、そのような特許を侵害することを目的とするために特に製造された、あるいは特に適応させたものであると知りながら、実質的には非侵害使用に適した主要品目または商業商品ではない場合、米国内において販売あるいは売込み、あるいは、米国内へ輸入する者は、寄与侵害者として寄与責任を負う。35 USC 271（c）. .	る際に適用されうる。	定とを併用的に適用することができる。ただし、この概念の適用が実際に、試行されたことはこれまでにない。	定、また雇用することも侵害行為とみなされる。	許した場合には、通商の不法な妨害、詐称通用、または侵害を企てたことを根拠に模倣活動に関わるすべての当事者に対して訴訟を起こすことが可能である。）	刑事責任が課される状況に対処する多数の規定がある。連帯責任（刑法、第 34 条）、共同謀議（刑法、第 120 条 A）および教唆（刑法、第 107 条）に関連したシンガポールの刑法の規定は重要である。					

（2）商標法関係

1） 類似商標による商標権侵害

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
1-1） 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定の有無	×	○ 他人の登録商標と同一の商標をその指定商品と類似の商品に使用するか、他人の登録商標と類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用する行為（商標法66条）	○ 上述の刑事責任は、「模倣商標」に及ぶとされる。模倣商標とは、登録商標と同一、または実質的に類似する偽造商標と定義される。	○ 1994 年商標法第92条のもとでの侵害は、登録された商標と「同一」である標章と同様に、登録された商標と「間違いかねない」標章にも適用される。。	○ 商標法第 91 条の規定では、別の者が所有する類似商品を対象とした登録標章と類似した標章を、意図的に、権利なく使用する者は 4 年以下の懲役、またはRp800,000,000以下の罰金、またはその両方が対象となる。	○ 改正された刑法第 171 条は次の通りである： 1. ベトナムにおいて保護される商標や地理的表示について産業財産権を意図的に商業規模で侵害する者は、0.5 億から 5 億ドンの罰金または 2 年以下の保護監督無しの更生に処す。 その一方で、IP 法第 129.1 条によれば、次の行為は、標章所有者の承諾なしに行なわれた場合、標章の侵害とみなされる。 （c）保護される標章に類似する標章を、その標章と共に登録されたリストに掲載されている物品やサービスと同一またはそれに類似する物品やサービスに使用し、その使用が物品やサービスの出所について混乱をきたす恐れがある。	○ TDA に基づく刑事罰則は同一標章と類似標章の両方に適用される。 TDA の規定として存在するが、同一ではない類似標章が使用される場合、商標権者はTDA 第 9 節の規定による商品表示命令を高等裁判所に申請しなければならない。	○ 「欺すことを予想して登録商標と同一若しくは非常に類似する標識を作成する者」は、当該商標の模造である（商標法 46 条）。 「登録商標の所有者の同意なく、その者が当該商標又は当該商標と誤認する虞のある標章を商品又はサービスに適用する場合」は登録商標の商品及びサービスへの不正な適用（商標法 47 条）	○ タイで登録されている他人の商標, サービスマーク, 証明標章又は団体標章を, 当該他人の商標, サービスマーク, 証明標章又は団体標章であるかの如く公衆を欺瞞するために模倣した者に対しては, 2 年以下の禁固若しくは 20 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。（商標法 109 条）	○ 1999 年商標法第 102(1)(a)は、商標所有者の承諾なしに商標、あるいは、虚偽的に類似した商標を製作した者は、商標の虚偽を行ったとみなすと規定する。	○ ロシア連邦刑法 180（1）、（3）条	○ 産業財産権法第 189 条 次に掲げる行為をする者は, 登録標章を侵害することになる。 (I) 標章登録所有者の許可を得ることなく, 登録標章の全部又は一部を複製し, 又は混同を生じさせる虞がある方法で登録標章を模造すること, 又は (II) 市場に出された製品に既に添付されている他人の登録商標を改作すること 刑罰 3 月以上 1 年以下の禁錮, 又は罰金（産業財産権法 189 条）	○

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
1-2） 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定の有無	○ （1）登録商標の活字の種類・大文字あるいは小文字・縦の並びを変更し、登録商標と少しの違いしかない標章 （2）登録商標の単語・文字・数字の間のスペースを変更し、登録商標の明らかな特徴について影響がないもの （3）登録商標の色の変更 （4）登録商標から視覚的違いのない他の商標となり、消費者に混乱をきたすもの（商標に係る刑事紛争の訴訟における法適用に関する人民最高裁、最高人民検察、公安省による意見の通知 6条）。 商標52条（1）にいう同一商標とは、申し立てされている標章と権利者の商標との間で視覚的な違いがないことをいう。（商標に係る刑事紛争の訴訟における法律適用に関する最高人民法院の解釈Ｉ９条）	ー	○ 上記の刑事責任は、「模倣商標」に及ぶとされる。模倣商標とは、登録商標と同一、または実質的に類似する偽造商標と定義される。	ー	ー （商標法の観点からは、２つの商標が「同一」とされるのは、i）商標のすべての要素（例、形状、配置方法、印刷配置、または要素の組み合わせ）およびii）商品やサービスの種類がともにまったく同じ（同一）である場合を指す。）	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

2） **互換品であることの表示が商標権侵害となる基準・範囲**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
2-1） 互換品であることの表示（ＵＳＥ ＦＯＲ○○等）が商標権侵害となる基準・範囲の有無。	○ 管理者は、競争相手に損害を及ぼす、下記の不公正なビジネス手段を使用してはならない。..（3）他企業の名前、他者名を利用して、商品を他者商品と混乱させること（中華人民共和国における不正競争防止法 5 条）	×	× 一般的に、これは米国の商標侵害基準（混同をきたす可能性）の範囲内だとし、下記 2-2）述べる「ノミナティブ（nominative）」フェアユースの抗弁の対象だとする。米国では、商標権者の商品の代替部品あるいは互換性商品だとして生産、宣伝を行うことは認められている。	○	×	×	○	○	○ 商標の侵害は、他の者の商標を、商標法第４条に定義するように商標として使用した場合に限る。商品の特徴や品質を示すための誠実な商標の使用は商標侵害とはみなされない。 商標法４条 「商標」とは，その商標の所有者の商品が他人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する，又は使用を意図する標章を意味する。	○ 商標が、すでに当該商標が関係付けられている別の商品の一部を構成する、あるいはその付属品となる商品に関連して使用される場合、その商品が別の商品の一部を構成する、あるいはその付属品となることを示すために商標の使用が合理的に必要とされ、商標使用の目的ないし効果が、事実に反して、特定の人と商品とを結びつきを営利目的をもって示すものでないならば、登録商標が侵害されていることにはならない	× 各事例において、裁判所を含める法執行機関は、係争中の表示が情報目的で使用されているのか、あるいは商標として使用されているのかを立証する。例として、侵害者が「X のために使用」（例えば「トヨタのために使用」）という表示を用いるならば、これは商標として使用されることが可能である。	○ 法令 9279/96 号第 132 条	×
ある場合には、その基準・範囲	(1)（「X のために使用せよ」）という表示内で述べる互換性が事実ならば、侵害に相当しない。 (2)（「X のために使用せよ」）という表示内で述べる互換性が事実でなければ、不特定多数の人が表示を参照し、商品との関連を連想してしまうため、不当競争を構成するとされる。	－	「ノミナティブ（nominative）」の抗弁は、他者商標をほかの商品の説明、比較のために使用することを許可する。被告人は、次の要件を満たした場合において、フェアユースの抗弁を申し立てることができる。 1） 商標の使用なしには商品または役務が容易に判別つかない	商品やサービスの意図する目的を示すことが必要な場合には、産業・商業上の誠実な慣行に従って使用されているならば、商標の使用により登録された商標が侵害されたことにはならない。 （1994 年商標法第 11 条(2)(c)）	－	－	次の場合は侵害ではないとされる（i）標章が被告の商品の特性や品質を説明するために説明的な方法で使用された場合、または（ii）被告の商品が原告の商品とともに使用できるように適応が施されていることを示すために標章が使用されている場合。	標章の利用が産業上あるいは商業上の問題において公正な慣行に従わなかった場合を除き、互換性のある商品ラベル上の標章を利用することは、一般に権利侵害に相当しない。（商標法、第 28 条）	—	—	－	企業が公正競争の原則を守る限りにおいて、互換性商品のラベルを使用する権利は保障される。	－

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	利害関係者は、それらの行為の差し止め要求を裁判所に申し立てすることができる。		2） 商品または役務を識別するのに必要な範囲における商標の使用 3） ユーザは商標に関連して、商標権者が広告主である、あるいは、推薦を一切示していない				（TMA40 節）						

3） **営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-1） 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲の有無	○ 同一又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の標章を商品名又は外観装飾として使用し、公衆の誤認を生じさせる場合、登録商標の専用権を侵害する行為と見なす。（中華人民共和国商標法実施条例 50 条）	○	× これは、米国の商標侵害基準（混乱の可能性）によってカバーされ、「ノミナティブ（nominative）」フェアユース抗弁の対象となる。上記 2-2）参照。しかし、文字マークではなくロゴの使用は、「ノミナティブ（nominative）」フェアユースにより保護される可能性は低いとされる。	× 営業看板における登録された商標を無断で使用することに特に関連した法令上の規定はない。しかしながら、商標権侵害に関する規定は、それが広範なマテリアルにかかわるため、概して営業看板おける登録された商標の無断使用を禁じている。	×	○	○	○	× 事業看板における他者商標の無許可使用について特に規定する規定はない。この判断はその使用が商標侵害に該当するかどうかによる。商標侵害である場合は、商標所有者はそのような使用に対して侵害訴訟を起こすことができる。	○ 1999 年商標法第 2 条、29 条	○ ロシア連邦民法 1229(1)条、1484 条(2)(3)	○ 産業財産法 189、190 条	× （規定なし。商標の使用に関する定義があるのみ）
ある場合には、その基準・範囲	無許諾かつ商標使用が、広告、展示、その他の商業キャンペーンで使用されることは商標権侵害。（中華人民共和国商標法実施条例 50 条）	商標法 2 条(定義) 6.「商標の使用」は、下記のいずれかの行為に該当する行為をいう。 （c） 商標を品物の広告、価格表、取引に関する書類、看板、ラベルに付し、それらを表示もしくは配布すること。 （2） 前項（1）		―	―	IP 法第 129 条は、商標の侵害行為について、次を含める： 「1. 次の行為が標章権利所有者の承諾なしに行なわれた場合、標章の侵害とみなす： (a) 保護される標章と同一の表示を、その標章と共に登	TMA 第 38 節の商標侵害に関する一般規定は、営業看板に使用される同一／類似標章についても、登録商標との混同を引き起こす可能性がある場合には適用される。	他の企業の商標が看板に不正に利用された場合、商標の権利侵害を構成する可能性がある一方で、商標法には、明示的に権利侵害に相当しないいくつかの行為が規定されているが、それらには関連性があるかも	―	不明	ロシア連邦民法 1229(1)条と 1484(2)と(3)条によれば、看板における商標の使用は、商標が同一または類似品に使用された場合、商標の侵害とみなされる。（例、看板が登録商標の対象となる物品と類似する	基準は他のすべての商標権の侵害に対し適用されるものと同じである。商標が看板に使用されたとしても特に違いは生じない。	広告が商標としての使用にあたるかどうかが問題となる。例えば、自動車関連業者が、営業看板に、営業範囲を示すものとして、トヨタ、ホンダ、日産などの商標をまとめて使っているだけである場合、商品若し

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
		の６の （a）から（c）で述べられている品物、品物の包装、広告、看板、あるいはラベルに商標を付す行為には、標章の形で商品、品物の包装、広告、宣伝、ラベルを使用する行為も含まれる。				録されたリストに掲載された保護対象物品やサービスと同一の物品やサービスに使用している (b) 保護される標章と同一の表示を、その標章と共に登録されたリストに掲載された保護対象物品やサービスと類似するまたは関連する物品やサービスに使用し、その使用が物品やサービスの出所について混乱をきたす恐れがある (c) 保護される標章と類似する表示を、その標章と共に登録されたリストに掲載された保護対象物品やサービスと同一、類似する、または、関連する物品やサービスに使用し、その使用が物品やサービスの出所について混乱をきたす恐れがある (d) 著名な標章と同一あるいは類似する表示、または著名な標章の翻訳や音訳という形での表示を、著名な標章を付した商品やサービスと同一ではない、類似しない、ま		しれない。（商標法 27 条、28 条）			商品を取り扱う販売店を識別するのに使用される場合）		くは役務の識別表示として機能しているわけではないために、「商品若しくは役務に関する広告」（商標法 2 条 3 項 8 号）ではないと解釈され、商標権侵害にならない可能性が高いと考えられる。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
						たは関連しない商品やサービスでの使用をも含め、何らかの商品やサービスに使用し、物品やサービスの出所について混乱をきたす恐れがある、または著名な標章の所有者と表示使用者の関係について誤った印象を生む恐れがある。							
3-2） 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定の有無	○ 商標法及び本条例にいう商標の使用とは、商標を商品、商品の包装又は容器、及び商品取引書に用い、若しくは広告宣伝、展示及びその他の商業活動に商標を用いることをいう。（中華人民共和国商標法実施条例 3 条）	○ 商標を品物の広告、価格表、取引に関する書類、看板、ラベルに付し、それらを表示もしくは配布すること（商標法 2 条(1)6 (c)）	× 商品上そして広告内における標章の使用について区別はない。どちらも商標使用とみなされる。	○ 広告における登録商標の無断使用の商標侵害の禁止に関する規定 10(5)項 ラベルや包装、ビジネス文書、商品やサービスの広告での使用目的のために登録商標を素材に付した者は、これを行った時点で、標章の利用が所有者またはライセンシーにより正式に許諾されていないと知っていた、またはそう信ずる理由があった場合には、登録商標を侵害する素材の使用の当事者として扱われる。	×	○ IP 法第 124.5 条に定める商標の使用は、次の行為をいう： (i)標章を商品、包装、業務手段、サービス提供、書類に付すこと (ii)標章を付した商品を、回覧、提供、宣伝し、また販売のために保管すること (iii)標章を付した商品やサービスの輸入	○ TMA 第 3 節(2)(a)及び(b)には、標章の使用とは印刷をはじめとする標章の視覚的な表示と解釈され、商品に関しての標章の使用は物理的又は商品と関係したその他の方法と解釈されるとある。したがって、商品に関連して宣伝広告で標章を使用することも、商標の使用に該当する。	○ 商標法 3 条、27 条、47 条	× 広告が商標の使用とみなされると明確に規定する規定はないが、タイ国における商標使用を証明するうえで広告の証拠としての使用を認める規制は存在する。	○ 1999 年商標法第 29 条(6)(d)	○ ロシア連邦民法 1229(1)条、1484 条(2)(3)	○ 産業財産法 191 条	○
3-3） 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定の有無	×	○ （最高裁判所判決 2010Hu3073 号 (2012 年 5 月 24 日判	×	×	×	×	○	×	×	○ 1999 年商標法第 29 条(6)(d)	○ （ロシア連邦民事法 12290 と 1484 条、「ロシア商標	×	×

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
		決))									局規定及び勧告」)		
ある場合には、規定された基準・範囲	–	×	宣伝広告の条件と範囲に関する特別の定義はない。連邦法による保護を受けるためには、商標は「議会によって合法的に規制対象とすることができる商業行為」で使用されるものでなければならない。	商標が比較目的のために広告に使用された場合、その使用は商標法 10(6)項に準拠し、商品やサービスをその所有者のものとして識別するための良心的な商取引上の慣習に基づくものである。これは、このような使用が登録商標を不当に悪用する、または害するものではない限りにおいて許可される。	–		TMA 第 3 節(2)(a)及び(b)には、標章の使用とは印刷をはじめとする標章の視覚的な表示と解釈され、商品に関しての標章の使用は物理的又は商品と関係したその他の方法と解釈されるとある。したがって、商品に関連して宣伝広告で標章を使用することも、商標の使用に該当する。	–	–	不明	法令は、商標で登録されている物品あるいは類似品に対し、(第三者が)広告内において当該商標あるいは類似の表示を使用することを禁止する。(ロシア連邦民事法 1229 0 と 1484 条) また、「ロシア商標局規定及び勧告」によれば、表示や物品の類似を証明することが出来る。	–	
3-4) 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰についての規定の有無	○ 登録商標標識の不法製造販売罪 (刑法第 215 条、商標法 59 条 2 項、新解釈第 3 条等)	○ 商標権あるいは独占的なライセンスを侵害する者は、7 年以下の禁固刑、もしくは 1 億ウォン以下の罰金を科せられる。(商標法 93 条)	○× 米国法は、商標(商品に使用)とサービスマーク(役務に関連して使用)の区別を行わない。商号(ビジネスが識別されるために使用)は、一般的にサービスマークとして認められる。 上記で述べたように、模倣に対して刑罰は存在する。商号が登録されており、模造された場合、侵害者は上記で述べた同じ罰則の対象となる。	× 他人の営業標識の無断使用行為に関する刑事罰についての規定はない。しかし、パッシングオフ行為が、消費者が第三者の商品・サービスで提供されたものと間違えてないような営業商標の使用の妨げとなっている。 パッシングオフ行為に関しては、2006 年詐欺防止法に基づく罰を含む一般的に適用できうる不正行為に関連した刑事罰が	○ 会社の事業標章と事業名がインドネシアで商標登録されている場合、所有者は商標法第 90 条および 91 条の刑事規定に基づいて訴訟を起こすことができる。	○ 他社の営業標の未承諾の使用が刑法に定める商標侵害の犯罪を構成する場合、違反行為者は刑罰に処せられる。	○ 企業の事業標章や営業標が登録標章である場合で、登録標章と同一又は類似した事業標章や営業標が、単に営業標なのではなく、商品に付された場合には、TDA 第 8 節によるところの救済(上記質問 2-1-2 の回答を参照)が利用可能である。単なる営業標である場合は、刑事的な手段は存在しないが、商標侵害や詐称通用として民事訴訟を検討することは	× (b) 該当なし(これらの標章が商標あるいは著作権を取得していないことを前提とする)	○ 無許可使用が登録商標の侵害に相当する場合、違反者は商標法に基づく罰則の対象となるが、無許可使用が未登録商標の侵害に相当する場合、違反者は刑法に基づく罰則の対象となる。(商標法 108、109 条、刑法 272、273、274 条)	○ 「商標」の定義には「標章」も含まれるため、1999 年商標法第 103 条と 104 条に規定する商標の侵害に関する罰則は、第三者企業のビジネスマークや名前の不正使用についても適用される。	× 法令は、商標、サービスマーク、物品の原産地名称の不正使用についてのみ刑事責任を科す。	○ 連邦法 9.279/1996 の第 195 条は、他者の商号あるいは商標の不正利用が、刑事罰を伴う不当競争と見なされると規定している。	○

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
				ある。			可能である。						

4） **著作権と商標権が抵触した場合の調整規定**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
4-1） 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）の有無	○ 商標登録の出願は，他の者の先の権利を害してはならず，他の者の既に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。（商標法 31 条） 登録された商標が第 13 条，第 15 条，第 16 条，第 31 条の規定に違反しているときは，当該商標の登録日から 5 年以内に，他の商標所有者又は関係当事者は，商標評審委員会にその登録商標を取り消す裁定を請求することができる。（商標法 41 条 2 項）	○ 商標法に基づくと、商標権が他者の著作権に抵触する場合、商標の所有者は著作権者の承諾を得なければならない。（商標法 53 条）	× 米国は、商標と著作権の間の抵触を認めない。商標が著作権でもある場合、商標法と著作権法に基づく全ての保護をうけることができる。	×	×	○ 法令 103/2006/ND-CP の導入について案内する改正法令 01/2007/TT/BKHCN 号項目 39.3(l)（「改正法令 01」）によれば、文字または数字形式の標章の独自性を検討する際、本改正法令項目 39.5 に定める例外を除いて、次の文字標章は独自性を持たず、ベトナムにおいて商標として登録不可能とする。 1.ベトナムまたは外国におけるリーダー、国民的英雄の実名、仮名、偽名と同一または混乱を招くほど類似している、あるいは、著作権により保護される広く知られた他者作品における登場キャラクターや人物と同一または混乱を招くほど類似している（但し、作品著作者の承諾を得ている場合を除く）文字標章。 登録商標が、事前に著作権登録された著名な他者著作物における登場	○ 登録商標は、例えば著作権を侵害していることから違法であり（TMA 第 14 節(1)(a)）、登録が拒否されるべきであり、充分な理由なしに（TMA 第 45 節(1)(a)）登録されたという理由から抹消することができる。これと同じ理由で商標申請に対して異議申立を行うこともできる（TMA 第 28 節）。	○ 商標法に基づき、著作権を含む保護された以前の権利（商標法、第 23 条（3））があった場合、間違って登録された商標は登録から消去される可能性がある。	× 	○ 1999 年商標法第 57 条は、侵害を受けた者に、控訴委員会または登録機関に対し、商標登録の取り消し、あるいは登録内容の変更の申請を行なう権利を与える。登録が十分な要因なしに（例として、先立つ著作権が存在するにも関わらず商標が登録された場合）なされた場合も含む。 1999 年商標法第 11 条(3)(b)は、著作権法によりその使用を阻まれることを免れえない場合、その商標は登録されてはならないと規定する。 1957 年著作権法 45 条は、芸術作品の著作権登録を申請する場合、当該芸術作品がある商品またはサービスに関連して使用される、または、使用される可能性があるならば、芸術作品と同一または類似する商標の登録または申請がないという商標登録機関からの陳述および証明	○ （ロシア連邦民事法 1483（9）条） 標章は、次の場合、商標として登録されない。 1) 学術、言語若しくは美術の著作物の題号、当該著作物のキャラクター又は当該著作物からの引用、美術の著作物又はその一部であって、商標の正式登録出願日(第 1492 条)にロシア連邦領域内において周知であり、権利者の同意を得ておらず、該当する著作物に係る権利が、登録を求める商標の優先日よりも先に発生していた場合	○ 産業財産権法第 124 条(XVII) 商標の申請が著作権に基づいた以前の作品に違反している場合（著作権の所有者の認可がない場合）、商標の登録は却下される。商標が登録機関に対して既に許可および容認されている場合、著作権の所有者は、商標が取消され、無効であることを宣言するための行政上の手続きを開始するために、（登録の許容から）180 日間の期限を有する。著作権の所有者が上記の行為を怠る場合にも、著作権の所有者は、商標が取消され、無効であると宣言することを目的とした司法上の手続きを開始するために、（当該商標が登録された日から）5 年間の期限を有する。	○ 日本法では、著作権侵害の商標権については、商標権が使えなくなる規定となっている。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
						キャラクターや人物と同一または混乱を招くほど類似している場合、著作権所有者はベトナムにおける該当商標の有効性の取り消しを要請できる。				書が添付されなければならない。。（1999年商標法 57 条、11 条(3)(b)、1957 年著作権法 45 条）			
4-2） もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定の有無	○ 商標登録の出願は，他の者の先の権利を害してはならず，他の者の既に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。（商標法 31 条）	× 但し、需要者間に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を起こさせるおそれがある商標は拒絶の対象となりうる。（商標法 7 条 10 項）	× 一般に、著作権侵害の申し立てだけでは商標申請の反対に必要な資格要件を満たさない。そのため、著作権者は、米国特許商標局における行政審理において商標の登録を反対することができないとされる。しかし、著作権者は連邦裁判所に対して裁判の申し立てを行ない、商標申請者がその申請の差し止めを要請することができる。	○ 1994 年商標法第 5 条 登録の相対的拒絶理由 (4) 商標は，次の何れかの理由により，その使用が連合王国において妨げられる虞がある場合は，その範囲において登録されない。 (b) (1)から(3)まで又は(a)にいうもの以外の先の権利による場合，特に，著作権，意匠権又は登録意匠に関する法律による場合	×	○ 法令 103/2006/ND-CPの導入について案内する改正法令 01/2007/TT/BKHCN 号項目 39.3(l)（「改正法令 01」）によれば、文字または数字形式の標章の独自性を検討する際、本改正法令項目 39.5 に定める例外を除いて、次の文字標章は独自性を持たず、ベトナムにおいて商標として登録不可能とする。 1.（前略）あるいは、著作権により保護される広く知られた他者作品における登場キャラクターや人物と同一または混乱を招くほど類似している（但し、作品著作者の承諾を得ている場合を除く）文字標章。	○ TMA 第 14 節(1)(a)では、標章の使用が違法となる場合には商標として登録することはできないと規定される。したがって、標章が、第三者が所有する著作権により、保護される要素（例、芸術作品に相当する考案品）で構成され、したがって標章中での要素の複製が著作権の侵害となる場合、登記官はこの標章の登録を拒否することができる。	○ 商標法 8 条 登録拒絶の相対的理由 (7)次の理由によりシンガポールにおいて禁止された場合又はその限りにおいては，当該商標は登録されない。 …. (b)(1)，(2)，(3)及び(a)にいうもの以外の先の権利による場合，特に著作権法及びその他の意匠の保護に係る法律による場合	× 商標の登録が著作権侵害となる場合に登録を禁止する明示的な規定はないが、商標登記官は商標法第 8 条を挙げ、公序良俗に反することからその登録を禁止することはできる。	○ （1999 年商標法 11 条(3)(b)）	○ ロシア連邦民事法 1483（9）条によれば、著作権の対象物と同一の商標は登録出来ない、そして、登録された場合は無効化できるとする。	○ 文学，芸術又は科学の著作物，並びにその題名であって，著作権によって保護されており，かつ，混同又は関連の虞があるものは，標章としての登録を受けることができない。	× 但し、他人の著名なキャラクター（図形）を冒用した商標出願が行われた場合、公正な取引秩序を乱す虞があるとして拒絶の対象となり得る（商標法第 4 条第 1 項 7 号）。

5） **違法な商号の是正方法**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
5-1） 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての規定の有無	○ 他人の登録商標と同一または類似する文字を企業名称とし、関係公衆に誤認を生じさせる可能性があれば、権利者と利害関係者は工商行政管理部門へ提訴、あるいは、取り消し命令の要請を申し立てることができる。（最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 1 条(1)、商標法 53 条） 商標所有者は、自分の著名商標が他人により企業名称として登録され、公衆が騙され又は公衆誤認をもたらす虞があると考えた場合には、企業名称登記主管機関に当該企業名称の登記の取消を請求することができる。（中華人民共和国商標法実施条例 53 条：企業名称登記の取り消しの請求） 、、	○ 使用が禁止される商号・商品名の登録（たとえば他者の商標権を侵害する標章など）は、却下される。（商業登記法 27 条）	○ 他者の商標登録により被害に遭った商標権者は、その商標登録をキャンセルするよう申請することができる。また、商標権者は申請された（まだ未登録の）標章についても反対することができる。 ランハム法 15 USC 1064	○ 英国法（体系）に基づく一般的規定では、企業は特別決議委員により,又は法で定められた手段によって登録した名称を是正しなければならない。 （2006 年会社法 69 条、74 条）	×	○ 改正法令 37 第 2,3 条(b.ii)は以下の通り： (ii) 侵害に対応するよう要請された当事者が、侵害企業名を企業登録局の要請や産業財産侵害に関して決定権を有する機関の決定に従わず、侵害企業名の変更手続きを怠った場合、侵害企業名の強制変更が適用される。企業名の強制変更は行政制裁措置に関する決定に記載される。	○ 企業名、営業標の登録は、会社法 1965 に基づいてマレーシア会社登記所（CCM）が執り行う。CCM では、登録商標を侵害する企業名、営業標に関して、(TMA の規定により任命される）商標登記官と調整を行うことはない。したがって、権利保有者が侵害企業名や営業標の削除を希望する場合、CCM では、商標侵害、または詐称通用に対する民事訴訟を通じて裁判所命令を取得することを権利保有者に求めるのが一般的である。	○ シンガポールにおいては、個人事業主、パートナーシップならびに企業の名称は会計および法人の規制機関（以下「ACRA」と呼称する）に登録される。 ACRA は、当該名称が商号の登録の際に既に存在している他の名称と同一である場合、名称の登録を受け付けない。あるいは、本件の名称が望ましくない場合、仮出願の提出を条件とする。当該名称が既に登録されている場合、ACRA は、既に登録されている名称を変更するよう当事者に指示することができる。（会社法、第 27 条（2）ならびに営業登録法、第 13 条（4）） 登録商標に対して、ACRA は、当該名称の利用が商標法（商標法、第 54 条（4）など）に基づいて行われる差止命令によって抑制される場合、	－ タイ国には商号のための特定の登録制度はないことから、商号の不法登録の改訂に関する規定は存在しない。	○ 権利を侵害された者に対して控訴委員会または登録機関へ商標の登録を取り消す、あるいは、登録内容の変更の申請を行なう権利を与え、登録が十分な根拠なく行われていた場合、それを消去することも含める。（1999 年商標法 57 条）	○ 排他的権利の保有者は、ロシア連邦民事法 1252（6）条にしたがい、商標(又はサービスマーク)に対する法的保護の付与に係る無効確認、又は商号若しくは取引名の全面的使用禁止若しくは部分的使用禁止を請求することができる。	×	○ 当該商号の使用が商標権侵害又は不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する場合、当該商号の抹消登記手続きを請求し得る。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
								商標を変更するように当事者に対して指示する権限を持つ。					
5-2） 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定の有無	○ 中国法において、そのような消滅あるいは変更は企業名登録の行政機関により通常実施されるが、裁判所が登録の変更決定を行うことができる。（最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干問題の規程 1 条）	○ 商業登記法 23 条 (1) 何者も、不当な目的をもって、第三者に他者のビジネスと誤認させる可能性のある商号・商品名を使用してはならない。 (2) 何者かが前 (1) 項に違反し、誤認を招く商号・商品名を使用した場合、損害を被るであろう者あるいは商標の登録者は、その使用停止を要求することができる。	○ 米国連邦裁判所が商標の登録と変更に関する原管轄権と控訴管轄権を有する。	○ 一般的に、法廷では会社登記簿に登録した名称の変更を直接要求したりはしない。しかし、法廷では、2006 年会社法第 74 条に基づいて、社名変更命令を下すことは可能である。	不明	× 裁判所は、登録されている商号の無効化または登録が誤って認可された場合、その登録変更を要請する判決を下すことしか出来ない。一方で、商号の登録局はその無効化または変更について手続きの責任を持つ。	○ 侵害企業名、営業標がマレーシア会社登記所（CCM）に登録されている場合、裁判所では、原告による商標侵害、または詐称通用に対する民事訴訟により侵害名を取り除くことを CCM に命じることができる。	△ しかしながら、会社法に基づいて登録された会社には該当しない。 個人事業主ならびに正規のパートナーシップなどの他の殆どの事業体の場合、ACRA は、営業登録法 (営業登録法、第 13 条 (7)) に基づいて名称を変更する命令に従わない当事者による登録を取り消すことができる。	ー タイ国には商号のための特定の登録制度はないことから、商号の登録の取り消しや変更を裁判所が行うための法規定は存在しない。 但し、民商法第 18 条の規定により、商標所有者は自ら所有する商標が、他者の商号に無許可に盛り込まれることを取りやめさせるために裁判所に請願することができる。	○ 実際には、裁判所は商号の無効化または変更を命じることが出来る。さらに、控訴委員会による命令は、最高裁へ控訴することが可能であり、最高裁は当該命令の無効化または変更を判断することが出来る。 （1999 年商標法 57 条）	○ ロシア連邦の民事法 1252 (6) 条によれば、先行する排他的権利の所有者は古い商標の無効化、または商号や取引名の全面的なまたは部分的な禁止を求めることが出来る。	○ ブラジル民法では、会社名が正規に登録される際に、新規性の原則を遵守しなければならないことを定めている。つまり、国のビジネス登録システムにその会社名を最初に登録したビジネスマンが、他者に対し、類似あるいは同一の会社名の使用を阻止できる。 （民法 1.166 条）	○ 当該商号の使用が商標権侵害又は不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する場合、当該商号の抹消登記手続きを請求し得る。
5-3）商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定の有無	○ 登録商標、商号ならびに先行技術間での、紛争に関する民事上の争議について、最高裁判所による審理に対する規制 4 条では、容疑がかけられている商品名が、商標の独占的な権利を侵害している、あるいは不当競争を構成している場合、裁判所は、被告が商号の使用を停止する、あるいは商号を原告側の主張またはその事案における特定の	×	○ 合衆国連邦および州裁判所、ならびに特許商標局は、登録の全体または一部を取り消すことができる。上記質問 5-1 と 5-2 参照。合衆国連邦および州裁判所はまた、他の事業体の商号権を侵害すると判明した場合には、商号の廃止を命令することができる。	登記所が名称変更を行うこと、または裁判所が株主への名称変更の要請をするよう要求することは可能である。	○ 商標法第 76 条によれば、商標を他の者が商号として使用している場合、商標所有者は商標侵害行為として民事訴訟を起こし、使用者に、いかなる商業活動においても、同種のサービスについて類似した商標の使用差し止めを求めることができる。	○ 5-1 参照	× 上記に説明する裁判所命令なしにはない。	○ 商号/会社名を取り消す、あるいは商号/会社名の変更を命令する権限に関しては、上記の 5-1 を参照のこと。	× 商号の強制的な変更、または廃止を可能にする法規定は存在しない。	× 裁判所が商号の無効化または変更を命じた場合、当該商標の登録者は（仮にそのような命令が実施される前までそのような変更・無効化について協力する意図のなかった登録者であっても）、その命令に従わなければならない。	○ ロシア連邦の民事法 1252 (6) 条によれば、先行する排他的権利の所有者は古い商標の無効化、または商号や取引名の全面的なまたは部分的な禁止を求めることが出来る。場合により裁判所または独占禁止当局は、法により直接規定されていなくとも侵害者に商号を変更するよう義務付けることがある。	○ ブラジル民法、第 1.667 条では損害を受けた当事者は、法律あるいは契約の違反である会社名の記入を無効にするために、いつでも訴訟を提起することができる。	○ 当該商号の使用が商標権侵害又は不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する場合、当該商号の抹消登記手続きを請求し得る。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	条件に従って使用するという民事上の責任を負うよう判決を下すことができると規定されており、この規定に従い、商号を変更あるいは撤回するように裁判所が下した決定は登録者に対し強制力を有し、登録者の協力の有無にかかわらず実行される。												

6） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
6-1） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成するか。	地方で分かれている。	構成する	構成する	構成する	構成する	構成する	構成する	構成する	構成する場合がある	構成する	構成する	構成する	構成しうる
構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容及び輸出取締りの可否を含む）	中国で商標登録されている場合、輸出用のみに生産された他者商標を付した商品は商標侵害に相当する可能性がある。輸出用にのみ生産された他者商標を付した商品が、所有者の事前承諾なしに生産された限りにおいては、他者商標を付した商品の生産行為は商標侵害に値する。	商標法２条(1)6.「商標の使用」は、下記のいずれかの行為に該当する行為をいう。 （b）商標を付した商品あるいは包装物を譲渡あるいは引き渡すこと、またはそのような目的のために、それら商品を展示、輸出、輸入すること。	外国のみに輸出される商品に侵害標章を使用した場合においても、米国国民は商標侵害の責任を負うものとする。一般的に、米国裁判所は、米国内において生産、梱包、工程、移動が行われた場合、裁判管轄権を有する。 外国市民や企業が同様に責任を問われるかについては、未決である。	下記は商標権侵害を構成する； 商標所有者の許可なしで、貿易取引間の商標の使用が商標所有者の権利を侵害する。1994 年商標法第 89 条で、「登録商標を商品又はその包装に添付したもの、それによる輸入品、輸出品」に使用する者に対する法規が明記してある。	商標の重要な要素が、同種の商品やサービスを対象とした他の者が所有する登録商標のそれと類似しているかぎり、商標所有者は、商標法の刑事規定に基づいてそのような商標の輸出用の使用を停止させる権利を執行することができる。	IP 法第 124.5 条と 129.1 条、そして、法令 97 第 11 条と 12 条によれば、他者登録商標と同一または混乱を招くほど類似した商標を、輸出目的のみのために使用することはベトナムにおいて商標侵害とみなされない。しかし、商品の生産は、輸出のみの目的であっても、また、密封されたコンテナにより国外に輸送	TMA 第 71 節では、輸出商品への標章の使用は、マレーシア国内での標章の使用とみなされると規定される。したがって、輸出を目的とした商品の登録商標と同一／類似する標章がマレーシア国内で付された場合、使用は商標侵害となることもあり得る。	権利侵害の目的として、商標法は、その表示に基づいた商品の輸入あるいは輸出が、その表示の利用として判断されることを規定する（商標法、第27条(4)（c））。権利侵害の確定に関する通常の要件に加えて、特別な条件が加えられない。差止命令、損害賠償ならびに収益の会計など、あらゆる通常の法的救済	輸出目的のためだけに他社の商標を使用する製造者は、その使用が侵害に該当する場合、状況によって第108条、または第 109 の規定により違反をなしたものとみなされると共に、商標法第 110 の規定による違反、つまり「流通目的での所有」とみなされる場合もある。	輸出される商品またはインド外で利用されるサービスに関連する商品に対する商標登録申請が、インド内において販売される商品または提供されるサービスに関係して行なわれたのであれば、これをインド内での商標使用とみなし、商標として認めている。そのため、登録された商標が登録されている正当	ロシア連邦民事法 1229 条と 1484 条によれば、ロシア連邦の領域内において生産された商品への商標の使用は認められない。明らかに、本法令は輸出を目的とした、商標を付した商品の生産をもその対象とする。	侵害された商標の所有者は裁判所に苦情申し立てをし、その所有者の関心により合った方法で、侵害を阻止するためのより有効な方策を講じることができる。（産業財産権法第 190 条）	輸出専用の商標商品の製造行為も、商標法第２条第３項第１号所定の商品又は商品の包装に標章を付する行為として商標の使用行為に該当し、商標権侵害を構成し得る（産業構造審議会知的財産政策部会「商標制度の在り方について」（平成 18 年２月）13 頁）。また、輸出専用の商標商品の輸出行為も、商標法

						され国内市場に現れず、ベトナム消費者が認知しない場合においても、商標の使用行為とみなされる。したがって、この行為に対する法律による例外措置が取り決められていないため、そのような生産は商標の侵害とみなされる。		が利用される（商標法、第31条）。.		な所有者の承諾なしに適用、添付されている場合、そのような取り扱いは登録商標の侵害とみなされる。（1999年商標法56条）.			第２条第３項第２号所定の商品又は商品の包装に標章を付したものを輸出する行為として商標の使用行為に該当し、商標権侵害を構成し得る（産業構造審議会知的財産政策部会「商標制度の在り方について」（平成18年２月）13頁）。但し、個別具体的な事情の如何によっては、商標権侵害を理由とする商標法第36条に基づく差止請求及び民法第709条に基づく損害賠償請求が民法第１条第３項所定の権利濫用として許されない場合もあり得る（産業構造審議会知的財産政策部会「商標制度の在り方について」（平成18年２月）13頁）。また、同様に、商標権侵害を理由とする関税法第69条の２第１項第３号に基づく税関での輸出差止が認められない場合もあり得る。
6-2） もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成しない場合、侵害を構	中国で所有者の事前承諾を得て、輸出用にのみ他者商標を付した商品を生産する場	－	6-1)参照	－	－	－	－		－	－	－	－	権利濫用（産業構造審議会知的財産政策部会「商標制度の在り方につい

成しない理由	合、商標を付した商品の生産行為は合法。												て」（平成18年2月）13頁）

7） 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
7-1） 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制の有無	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ （商標法30条、31条、41条） 中国法において、商標を侵害する商標申請を防止するシステムはない。しかし、商標が周知商標である場合、商標の所有者はその侵害商標が登録日より無効となるよう取り消し要請を行うことができる。	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ （商標法7条、71条）	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ 米国法は商標の申請や登録について反対する手段を提供する。上記5-1）参照。悪意のある要因は米国特許商標局と連邦裁判所が反対や無効手続きにおいて考慮する。 ランハム法15 USC 1064	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ 1994年商標法第3条6項に基づいて、悪意による商標登録は知的財産管理局が登録出願拒否をできるとしている。その他商標登録拒否の根拠は1994年商標法第3条に定められている。また、1994年商標法第5条による商標登録拒否の関連根拠法規がある。 商標は、いったん登録しても、(i)1994年商標法第46条1項により取り消しできる。または(ii) 1994年商標法第47条に基づき、商標法第3条（悪意によらない商標登録の要求を含む）を犯したとして無効申告できる。	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ 商標法4～6条で、登録を受けることができない標章及び拒絶される標章が規定されている。 商標法第68条で、以下のように登録商標の取消をできる旨が規定されている。 （1）商標法第4条、第5条、第6条に規定する理由に基づいて、利害関係者は登録標章の取り消しを求める訴訟を起こすことができる。	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ IP法第112条、第96条 IP法第112条で保護証明の付与に関する第三者意見について規定されている。 IP法第96条で保護証明の有効性の取り消しについて規定されている。	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ 商標申請への異議申立は、政府官報に公示された時点から行うことができる（TMA第28節）。 登録商標は、充分な理由なしに登録が行われた、商標が誤って登記簿に残されている、または詐欺行為があったとの理由で抹消されることがある（TMA第45節）。	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ 商標法は、登録されない可能性がある何種類かの標章を列挙している。これには、先の商標に抵触して登録された標章が含まれる（商標法、第8条）。先の商標には、登録（済みの）商標のみならず、後続の標章の登録の時点においてシンガポールで広く認識されている未登録商標も含まれる（商標法、第2条（1））。更に、当該標章が一般の人々を欺くような性質を有している場合（商標法、第7条(4)）、もしくは当該標章を登録する申請が悪意により行われた場合（商標法、第7条（6））、当該標章は登録されない。	登録の拒絶 × 無効・取消 ○ （商標法61条、67条） 登記官命令による商標登録の日から5年以内であれば、商標所有者は自分が優先権を有するという理由で登録の取り消しを請願することができる。（商標法61条、67条）	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ （1999年商標法11条、57条） 1999年商標法第11条(10)に基づき、異議申し立てまたは改正手続きを扱う際、登録係は申請者・登録者の悪意を考慮するものとする。 1999年商標法11条は、57条に定める、侵害された商標に関する取り消し・手続きの場合に適用される。 1999年商標法11条： (10) 商標登録出願及びそれに係る異議申立を審査するに当たり，登録官は， (i) 同一又は類似の商標に対して周知商標を保護しなければならず，かつ (ii) 商標権に影響を及ぼす，出願人若しくは異議申立人の何れかに含	登録の拒絶 × 無効・取消 ○ （民事法1483条） 悪意をもって登録された商標の無効化を制定する直接的な法令はない。しかし、商標が民事法1483条に規定される何れかの要因に該当する場合、無効とすることが出来る。また、不当競争に基づいて第三者の商標を無効とする可能性がある。	登録の拒絶 ○ 無効・取消 ○ （産業財産権法第124条） 損害を受けた当事者は、当該商標の申請の公表から60日以内に、異議申立てを提出することができる。当該商標が既に登録されている場合、損害を受けた当事者は、当該商標の無効を目的とした行政上の要請を提出することができる期間として180日間を有する。最終的な手段として、損害を受けた当事者は、（当該商標が登録された日から起算して5年以内に）権利侵害を犯している商標を無効にするために、司法上の訴訟を提起することができる。 更に、ブラジル民法には、明白な悪意をもって行われた行為は、有効とは	○

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
										まれた悪意を参酌しなければならない。		みなされないという一般原則が存在する。これは原則であるので、その趣旨を明示的に規定する条文は存在しない。この場合、理論的に言えば、悪意を伴って登録された商標は裁判所により任意の時点において撤回されうるということになる。しかしながら、この原則を適用すべきかどうかを判断できるのは唯一裁判官のみであり、悪意があったか否かは実際の事案において立証されなければならない。	
7-2） 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、その要件・内容	商標の地域性について、その商標が関連の国において周知されている必要はなく中国内において周知されていればよい。	○ （商標法７条）	× 連邦法に基づいて、権利者がその商標を保護するには、米国内において、商品やサービスに付した商標を実用している必要がある。これは、米国で使用されていない著名商標の所有者は、同一商標登録を防止あるいは無効とすることができないことを意味している。米国裁判所のほとんどは、実際に使用されていない著名商標に対して保	商標が英国において「よく知られる」ためには、それが以下のような人の標章でなければならない。パリ条約締約国の国民であるか、パリ条約締約国に本拠を構える、ないし実際上かつ実効的な産業・商業施設を置いている。その人が英国でビジネスを行っているか否か、営業権を有しているか否かは関係ない。	商標法によれば、登録商標の申請が悪意をもって行われた場合（他の者が所有する広く知られた商標を模倣して）または同種の商品、およびサービスのために使用される第三者の商標と同一である場合、その登録商標の取り消しを商事裁判所に請求することができる。	○ IP法第74.2(g, i)に定めるところにより、当該未登録商標が、ベトナム内において広く使用され認められている、また、著名であることが条件となる。	× 7-1)参照 標章が広く知られていることは基準とはならないが、誤った商標申請に対する異議申立を行う者、または誤って行われた商標登録を抹消することを求める者は、より以前の申請や登録、または最先使用を示し、この標章に対する優先権を保有することを立証する必要がある。	○ 7-1)参照 商標がシンガポールにおいて十分に認識されていない場合、その商標が「十分に認識された商標」とみなされるには不十分である。	○ 広く知られている状態を立証するために、必要な証拠として明示的に挙げる規定はないが、実際、標章の優先権を立証するためには、商標所有者はその商標の名声を立証する必要がある。	○ 申請の却下あるいは登録の無効化には、標章がインドでよく知られている必要がある。1999年商標法11条の6，7，8そして9項は（上記に示される通り）商標がよく知られているか否かを判断する要素を規定している。	× 法令にそのような条件はないが、他人の権利を侵害する商標登録の無効化に関する正当な補強証拠となり得る。しかし、利害関係人は特許庁へ情報書簡を送付することができ、審査官の裁量により該当書簡を考慮することがある。	○ 申請者がその活動において必ず知りうる標章の全体あるいは一部を類似もしくは複製したもの、そしてその模倣された標章の権利者が、ブラジルとの条約締結国もしくは互恵待遇を保証する国に本社を有するあるいは在住し、その標章が同一、相似もしくは類似する商品やサービスと区別され、他者の標章との混乱や関連づけを避け	日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
			護（著名商標の原則）を提供しない。									ることが目的とされている場合	
7-3）外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定の有無	×	○ （商標法 7 条）	○ ただし、合衆国内で標章が使用された経緯がある場合に限る。上記 7-2 に説明するように、合衆国内で商標が使用されていない場合、その所有者が盗用された標章に対する訴訟に勝訴する可能性は低い。	地域商標に関する規定 207/2009 はその第 8 条において、その標章が同一商品、あるいは同一もしくは類似の商品に対する同一もしくは同様の既存商標と一致するという根拠に基づいて、また、混乱を招く恐れがある場合に、標章に対し意義を唱えることが可能であると述べている。既存商標とは、地域標章、ベネルクス IPO に登録された加盟国、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの標章を意味し、それらの標章は加盟国内及び地域内で有効とされる国際登録である。	○ 商標が海外で広く知られていることを商標所有者が証明するだけで十分である。 悪意を証明するためには、商標所有者は、商標が広く知られ、相対する商標の申請日以前にそれが登録され、多くの国々で使用されていることを立証することが求められる場合がある。これによって、相対する商標の所有者による商標申請の悪意性がより明白となり、商標への異議申立／取り消しを勝ち取る可能性が高まる。 （商標法 4 条）	× 改正 IP 法第 4.20 条によれば、著名な標章とは、ベトナム領域内において消費者に広く知られている標章を意味する。そのため、未登録の標章が海外においてのみ、広く知られている場合、商標局が標章の冒認出願ないし登録を却下または取り消す法的根拠となり得ない。	× 権利保有者の標章が海外においてのみ著名であり、マレーシアでは著名でなく、権利保有者がその標章に関してマレーシアにおける過去の商標申請や登録を持たない場合、侵害登録商標の抹消に関する規定はない。	○ 商標法の第 23 条（1）に基づいた無効手続きは、間違って登録された商標を登録から消去するために利用されるものとする。商標を登録する申請が悪意によって行われた場合、商標法に関する第 7 条（6）によって商標の登録が禁止される。この「悪意」の規定は、他の当事者によるシンガポールにおける商標の乗っ取りを禁止するために、海外の商標所有者が利用することができる。	○ 刑法 274 条：他人の登録商標を模倣した者は、たとえそれがタイ国内外で登録された商標であっても、その者の登録商標であると一般の人々に信じさせることを目的とした場合、その者は 1 年以下の禁錮刑もしくは 2 千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。	×	×	○ （産業財産権法第 158 条） 第三者の商標が公開されてから 60 日以内に、外国の権利者が当該商標に対する登録申請を提出することが条件となる。これは、更に、当事者は、合法的な商標の登録申請について記載された異議申立てを第 3 者の商標に対して提出しなければならない。	○
7-4） 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度の有無	○ 中国において、馳名商標とは、中国において関連公衆に広く認知され、高い名声を有する商標のことをいう。 （商標法 14 条、最高人民法院の馳名商標保護に関連する民事紛争案	× 韓国には、中国の周知商標や日本の防護標章システムように、一般に広く知られ、著名な商標を保護するようなシステムは無い。	○ 著名な標章は商標の希釈化から保護をうける。要するに、これは商標権者が、二次使用者の商品や役務の関連性にかかわらず、著名標章の特徴的な品質を希釈化させる、あるいは、他者	○ 工業所有権の保護に関するパリ条約において述べられた、 1994 年商標法第 56 条が著名商標の保護を発効し、著名商標所有者に、同一であるか類似した商標の使用禁止命令により	○ 商標法第 6 条(1)(b)項の説明によれば、商標が広く知られていることを立証するためには、所有者は以下のことを示さなければならない：i）商標が広く普及していること、ii）所有者	○ IP 法第 74.2(i)条によれば、著名な標章（広く認められる標章ではない）の保護範囲は、類似しない商品やサービスをも含める。しかし、ベトナムには防護標章制度はないため、商標所有者は、	○ ((i) 防護標章の登録。つまり標章が発明された言葉で構成される商標で、それが登録された・使用されてきた対象商品やサービスに関係して著名であり、それを他の商品やサービスに	○ シンガポールは、認証評価計画によって適用される「防護商標体制」を有さない。しかしながら、シンガポールは、多様な方法により、シンガポールにおいて広く認識されている商標に対し	○ 知的財産局では、「広く知られた標章の記録に関する知的財産局規制 B.E. 2005」という、広く知られた標章の記録に関する規制を制定している。 第 7 項	○ 申請日以前に商標がその使用により独特な性質を有する、または、広く知られた商標である場合、登録を拒否されないと規定する。 商標が既存のの商標と同一または類似し	○ ロシア法は、著名な商標に対する法的保護を想定している。著名な商標の法的保護は、それに対して標章が著名であると認識されているところの商品やサービスとは類似していない	○ ブラジルはいわゆる失効システムをとっており、そのシステム自体が標章の防護システムに相反する。しかし、次の二つの区分においては保護が提供されている。①著名商標：標章の	○ 日本では、防護標章制度が規定されている。防護標章登録制度では、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品（役務）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合にお

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	件審査の法律適用の若干問題に関する解釈 5 条、馳名商標の認定及び保護規定 3 条)		使用を阻止する権利を与える。 標章が希釈化からの保護を正当化するために必要な著名があるか否か決定するために、裁判所は 8 要素を検討の上、判断する。	規制している。ただし、設問と比較可能な認定制度や防御的登録制度はない。	が商標に関連して大きな投資をしていること、および iii) 商標が世界の多数の国々で広く登録されていること。	登録商標と同じ標章について防護標章の登録を受けない。	関連して使用することで、通商の過程で他の商品やサービス及び、最初に述べた商品やサービスに関連して商標を使用する権利を有する者との繋がりを示す可能性がある場合 (ii) 著名標章の保護。パリ条約又は TRIPS 協定の規定により著名商標として保護されるべき商標の所有者は、その商標自体またはその本質的な一部が、同じ商品やサービスに関連して所有者の標章と同一、または類似しており、その使用により誤解や混乱が生じる可能性がある場合、マレーシアにおける通商の過程における、所有者の同意なしの使用を差し止め命令により制限する権利を有する。	て特別な保護を提供する規定を有している。事例として、新しい商標申請は、先の商標に対して極めて類似しているために却下される可能性がある。かかる先の商標は、未登録商標が十分に認識される場合、その未登録商標も含む（商標法、第 2 条 (1) ）。その他、23 条 (3)、27 条(3)、8 条、55 条	記録される広く知られた標章は次の条件を満たすこと：1.1 商品およびサービス以外に使用された商標、サービスマーク、認証標章、団体標章、その他の標章、1.2 商標は登録、未登録のどちらでも可、1.3 記録申請の標章と同じ標章であること、1.4 現在に至るまで流通により商品、またはサービスのために継続的に使用されている標章、または使用もしくは宣伝された標章、または手法に関わらず善意に使用されてきた標章、1.5 タイ国内の一般市民、または関連部門に携わる者がその標章を知り、十分に認識するに至るまでに、タイ国、または外国において善意に基づいて広く使用されてきた標章、1.6 顧客の間で評判が確立されるに至るまでに使用されてきた標章、1.7 当該標章の利用は標章所有者により直接、または代理人もしくは実施権者を通	ており、先の商標がかかわる商品またはサービスとは類似していない商品またはサービスとして登録する場合、先の商標がインドにおいて周知されている限り登録されないものとする。 （1999 年商標法 9 条(1)、11 条）	商品とサービスに対しても該当する。この規定は、著名な商標の所有者が、消費者がその商標を排他的に所有者と関係付け、商標所有者以外の第三者による商標使用が著名な商標の権利者に損害を与える可能性があることを証明出来る場合に限り適用される。	使用を独占的なものとして失効システムの適用から外される、そして、②周知商標：領域の原則の適用から外される。 （産業財産権法 125 条、126 条）	いて、他人がその商標をその指定商品（役務）と類似しない商品（役務）について使用すると当該商標権者の取扱う商品（役務）であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品（役務）について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品（役務）にまで拡大することとした制度。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
									じて、タイ国内、または外国においてなされるもの				
7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度の有無。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされるか	情報提供制度あり。 著作権登録不要。	情報提供制度あり。 著作権登録不要。	情報提供制度あり。 著作権登録不要。	情報提供制度あり 著作権登録不要	情報提供制度あり（商標法第24条） 著作権登録不要	情報提供制度あり。（IP法第112条） 著作権登録が必要。	情報提供制度あり（TMA第28節）	情報提供制度あり（商標規則29(1)） 著作権登録不要	情報提供制度なし	情報提供制度あり（1999年商標法第21条、57条、2002年商標法規定50、9） 著作権登録不要	該当せず。 審査中の商標申請に対して異議を唱えることは無理である。しかし、利害関係人は特許庁へ情報書簡を送付することができ、審査官の裁量により該当書簡を考慮することがある。	情報提供制度あり（産業財産権法第124条、 XVII） 著作権登録不要	情報提供制度あり 著作権登録不要
7-6）著作権登録制度の有無	○	×	○	×	○	○	○	×	×	○	× ソフトウェアはロシア特許庁において登録できるが、その登録は義務ではない。	○	○

8） **その他**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われるか	文字 （※日本語のひらがな、カタカナは図形として扱われる。）	文字 外国語の商標申請は、韓国語の商標に関する申請と同様に扱われる。	文字 申請には文言の英語訳、ならびに使用文字がローマ字でない場合は翻字が添付されること。	文字 翻訳や単語が必要 （出願及び登録の様式によるたとえば、漢字、ひらがな、またはカタカナが単体で登録され、翻訳や標章内における単語が無い場合、これは意匠またはイメージマークとして登録される。しかし、標章が単語と共に登録された場合、それは単語及びイメージマークとされる。）	文字 商標法にはこの事柄に特定した規定はないが、実際は、商標局は外国語で申請された商標申請は文字として扱う。ただし、商標所有者は申請書に商標の意味を詳しく記載することが求められる。	文字 外国語における商標（ワード・マーク）は文字として扱われる。外国語の商標が、図案としてつくられている場合、図形として扱われる。 法律により、申請者は商標局に外国語の標章の翻訳（ある場合）そして音訳を提供することが求められる。（改正法令01項目37.4.d(iii)）	文字 翻訳及び翻字を提出することが必要	文字 当該表彰が英語以外の言語から構成される、または英語以外の言語を含む場合、英語への翻訳または書き直し、もしくはその両方が登録機関によって要請される。	文字 外国語で構成される標章の登録申請には、その言葉の発音と意味を添付すること。	文字 商標がヒンディー語あるいは英語以外の単語を含む場合、同語の英語あるいはヒンディー語の音訳および翻訳を添付するものとする。	文字 外国語による商標は文字としてみなされる。例外として、象形文字は図形として取り扱われうる。	図形	図形、文字 外国語のうち、ローマ字等、一般に文字として認識理解されるものであれば、文字商標、アラビア語等、一般に文字として認識理解されないものであれば、図形商標と判断される。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
8-2）ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度の有無	○ 反不当競争法5条で事業者は、以下のような不当な手段によって、他の競合業者に損害を与えるような商業取引をしてはならないと規定。 （2）著名な商品に特徴的な名称、包装、装飾を、あるいは著名な商品に類似した名称、包装、装飾を恣意的に使用することによって、消費者に当該商品を著名な商品と誤解させる可能性があること （3）他者の商号、あるいは名称を恣意的に使用し、公衆に当該商品を他者の商品と誤解させること	○ 商業登記法 23条（ビジネスの所有権を誤認させる可能性がある商号・商品名の使用禁止）、不正競争の防止および営業秘密保護に関する法律 2条、18条	○ 各州の不正競争法ならびに虚偽広告法等。	○ 不正商取引や虚偽の広告から消費者を保護することを目的とした多様な消費者保護規制がある。	×	○ IP 法規定とは別に、2004年不正競争法も39条、40条においてこの点について規定する。	○ コモンローによる不正競争手段の使用の不法行為、ならびに著作権侵害により（ブランドに何らかの装置や技術作品が含まれる場合）	○ 商標法における保護以外に、シンガポールにおいて他の様々な対策措置が存在する。コモンローにおける不法行為、消費者保護法等。	×	×	○ 「競争の保護」に関する連邦法135-FZ号4条、14条	○ 産業財産権法195条	○

（3）デザイン模倣

1）意匠出願の審査制度

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
1-1）意匠出願の審査制度の有無	(b)方式審査のみ有り	(a) 方式審査と実体審査が有り （※無審査登録出願手続と審査登録出願手続を選択できる）	(a) 方式審査と実体審査が有り 「意匠出願」制度は存在しない。合衆国には意匠商標と意匠特許が存在する。意匠商標は商標法に基づいて審査され、意匠特許は特許法に基づいて審査される。	(b)方式審査のみ有り 意匠申請は、調査官により、申請が意匠登録の法的必要条件を満たしているか否か審査される。しかし、これは新規性や独自性の審査を含めない。調査官は、申請を拒絶する実質的な根拠に基づいて検討を行なうが、これには新規性や独自性は含まれない。	(a) 方式審査と実体審査が有り 申請に対して異議申立があった場合、検査官は実体審査を実施する	(a) 方式審査と実体審査が有り	(b)方式審査のみ有り	(b)方式審査のみ有り	(a) 方式審査と実体審査が有り	(a) 方式審査と実体審査が有り	(a) 方式審査と実体審査が有り	(a) 方式審査と実体審査が有り	（a）方式審査のみならず実体審査が有り
1-2）意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要か	不要	－	—	不要	不要	－	不要	不要	－	－	－	－	－
1-3）意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することができるか	○ （特許法 61 条）	×	—	×	× 規定上の法律はなし	× 法律により、意匠の侵害について警告を受けた当事者は、特許庁ではなくベトナム知的財産調査機関（「VIPRI」）に対し、技術評価報告書の準備について申請を行なうことが出来る。	×	×	×	×	×	×	×

2）登録意匠の行政手続きによる無効審判制度

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
2-1）登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度の有無	○ （特許法 45 条）	○ （デザイン保護法 68 条）	○	○ 1949 年の登録意匠法第 11ZA 項	○ 工業意匠法第 38 条	○ 裁判所による取消が必要（行政手続法第 28 条）	○ IDA 第 24 節	○ 登録意匠法 27 条	○ 特許法第 61 条、64 条	○ 2000 年意匠法第 19 条	○ ロシア連邦民事法 1398 条	○ 産業財産権法第 113 条	○

3）意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-1）意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度の有無	○	○ （不正競争防止法 2 条）	○	○ 不正商取引や虚偽の広告から消費者を保護することを目的とした多様な消費者保護規制がある	×	○ IP 法第 130 条	○	×	○ 規定要件が満たされることを条件に、意匠は通商競争法、または営業秘密法により保護される場合がある。（通商競争法 29 条、営業秘密法 6 条）	×	×	×	○

（4）税関関係

1）水際取締制度

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
1-1）水際取締について定めた明文規定の有無	○ （税関法 44条、税関による知的所有権の保護に関する規制3条）	○ （税関法 235条）	○	○	○	○ IP法第2節XVIII章	○ 商標に関する国境対策 — TMA第XIVA部、著作権に関する国境対策 — CA第39	○ 著作権法第6部門（「国境強制措置」）および商標法のX部（「国境局による支援」）	○ （税関法27条、商品輸出入法5条）	○ （1962年税関法第11条、税関IPR規定、規定7、11）	○ 関税同盟の関税法、「ロシア連邦における税関規則に関する」連邦法第311-FZ号、ロシア連邦行政違反法第195-FZ号	○ 産業財産法第198条 法令第6759/2009	○
1-2）水際取締が実態として行われているか	○	○	○	○	× 国境検査制度はあるものの、その実施は適切でなく、一貫していない。	○	× 申請に関する要件が煩雑であることから、マレーシアで国境対策が利用されることは希である。	○	○	○	○	○	○
明文規定がなく実態として行われている場合、当局の判断、担当者の判断等、明文規定ではなく何に基づいて行われているか	—	—	—	—		—			—	—	—	—	—

2）差止により保護される権利

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
2-1）差止により保護される権利の種類	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権	商標権、著作権、 ※意匠権、特許権（2013年7月より対象）	商標権、特許権、著作権	商標権、意匠権、特許権、著作権	商標権、産業意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権（Regulation No. 5/2012） ただし、税関区域内での仮差し止め命令に関して、Regulation No. 4/2012によれば、このような差し押さえ命令が適用されるのは著作権と商標だけである。	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された検疫及び権利	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された財産及び権利	商標権、著作権、著作隣接権 （注）シンガポールは、国境管理体制の一部として、日本には実在する輸入または輸出に関する差止命令の体制に類似した体制を備えていない。	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、著作権、著作隣接権、その他（地理的表示：税関での輸入のみ）	商標権、著作権、著作隣接権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された財産及び権利	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法で保護される権益・権利

3）差止の対象、権利者救済の範囲

3-1）輸出差止の対象となる知的財産権の範囲

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-1-1）権利者からの申立による取締りの対象	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権	商標権、著作権、 ※意匠権、特許権（2013 年 7 月より対象）	× 合衆国税関では、合衆国から輸出される商品の知的財産権違反について検査も取り締まりも行わない。 合衆国法廷は合衆国内で発生する知的財産権違反への救済を行う。これらの権利は通常、侵害商品の製造に関係してくるもので、輸出はその限りではない。	商標権、意匠権、特許権、著作権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された検疫及び権利	マレーシアでは、輸出と輸入の差し止め命令について区別はない。 差し止め命令は通常、権利保有者が法廷に申請するもので、税関での発行、税関への申請は行われない。 しかし実際は、通関手続き地で侵害品、または模倣品であると疑われるものを MDTCC に（権利保有者の助けを借りて）確認するために、税関が MDTCC に連絡することがある。それにより検査商品が事実模倣品、侵害品であることが確認された場合、その件は MDTCC に引き渡され、捜査と告発の対象となる。	×	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、著作権、著作隣接権、その他（地理的表示：税関での輸入のみ）	商標権、著作権、著作隣接権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された財産及び権利	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、不正競争防止法で保護される権益・権利 （関税法第 69 条の 13、（g）回路配置利用権は輸出差止の対象外）
3-1-2）貨物の種類による運用の違いの有無	×	×	－	不明	実効的に実施されていない	×		×	×	×	×	×	×
3-1-3）税関の職権による取締りの対象	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権	商標権、著作権、著作隣接権、 ※意匠権、特許権（2013 年 7 月より対象）	×	商標権、意匠権、特許権、著作権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された検疫及び権利	－	商標権、著作権、著作隣接権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、著作権	商標権、著作権、著作隣接権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された財産及び権利	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、不正競争防止法で保護される権益・権利

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-1-4）貨物の種類による運用の違いの有無	×	×	－	不明	実効的に実施されていない.	×	－	○ 単なる権利侵害ではなく模倣品に適用.	×	×	×	×	×

3-2）**輸入差止の対象となる知的財産権の範囲**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-2-1）権利者からの申立による取締りの対象	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権	商標権、著作権、著作隣接権、 ※意匠権、特許権（2013 年 7 月より対象）	商標権、特許権、著作権、不正競争防止法により保護された財産及び権利	商標権、意匠権、特許権、著作権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された検疫及び権利	－	商標権、著作権、著作隣接権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、著作権、著作隣接権、その他（地理的表示：税関での輸入のみ）	商標権、著作権、著作隣接権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された財産及び権利	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、不正競争防止法で保護される権益・権利 （関税法第 69 条の 4、（g）回路配置利用権は申立制度の対象外で「輸入差止情報提供」による）
3-2-2）貨物の種類による運用の違いの有無	×	×	× 国内外を問わず、すべての知的財産の所有者に適用される。		実効的に実施されていない .	×	－	○ トランジットの物品に対しては適用されない	×	○ 生鮮食品に関する手続きは迅速に処理されなければならない	×	×	○ 商標権・著作権等侵害に係る認定手続については、輸入者から争う旨の申出がない場合、権利者の負担を軽減する目的から、権利者の点検、意見の提出等が省略される認定手続きの簡素化（関税法施行令第 62 条の 16 第 1 項）が図られている
3-2-3）税関の職権による取締りの対象	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権	商標権、著作権、著作隣接権、 ※意匠権、特許権（2013 年 7 月より対象）	商標権、特許権、著作権	商標権、意匠権、特許権、著作権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された検疫及び権利	－	商標権、著作権、著作隣接権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、著作権、著作隣接権、その他（地理的表示：税関での輸入のみ）	商標権、著作権、著作隣接権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された財産及び権利	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、不正競争防止法で保護される権益・権利

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-2-4）貨物の種類による運用の違いの有無	×	×	○ 合衆国税関ではコモンロー権利を守るための取り締まりを行うことはなく、合衆国税関は海外事業体が所有する合衆国商標登録を守るための取り締まりも行わない。		実効的に実施されていない.	×	ー	○ 単なる権利侵害ではなく模倣品に適用	×	○ 生鮮食品に関する手続きは迅速に処理されなければならない	×	×	○ 商標権・著作権等侵害に係る認定手続については、輸入者から争う旨の申出がない場合、権利者の負担を軽減する目的から、権利者の点検、意見の提出等が省略される認定手続きの簡素化（関税法施行令第 62 条の 16 第 1 項）が図られている

3-3）**トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-3-1）権利者からの申立による取締りの対象	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権	×	商標権、特許権、著作権、不正競争防止法により保護された財産及び権利	商標権、意匠権、特許権、著作権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された検疫及び権利	ー	×	×	商標権、意匠権、特許権、著作権、著作隣接権	×	×	×
3-3-2）貨物の種類による運用の違いの有無	×	×	× 国内外を問わず、すべての知的財産の所有者に適用される。		実効的に実施されていない.	×	ー	×	×	×	×	×	ー
3-3-3）税関の職権による取締りの対象	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権	×	商標権、特許権、著作権	商標権、意匠権、特許権、著作権	商標権、著作権	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、不正競争防止法により保護された検疫及び権利	ー	商標権、著作権、著作隣接権	×	商標権、意匠権、特許権	×	×	商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、著作隣接権、不正競争防止法で保護される権益・権利 （関税法第百九条の二第２項、（g）回路配置利用権は対象外）

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-3-4）貨物の種類による運用の違いの有無	×	×	○ 合衆国税関ではコモンロー権利を守るための取り締まりを行うことはなく、合衆国税関は海外事業体が所有する合衆国商標登録を守るための取り締まりも行わない。		実効的に実施されていない	×	ー	○ 模倣品に対して適用され、単に権利侵害を犯しているだけの物品に対しては適用されない。 また、商品が、シンガポールにおいて商業的あるいは物理的に当事者に対して委託されない限り、トランジットの物品に対して適用されない	×	×	×	×	○

4）**税関権利登録手続**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
4-1）税関権利登録手続の有無	○	○	○	○	×	○ IP 法、法令 105、関税法、法令 154、改正法令 44	×	×	○	○	○	×	○
4-2）権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効か	○	×	○	○	×	○ 1 年間	×	×	×	○	○	ー	○

5）**差止手続き及び廃棄手続き**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
5-1）差止手続きの概要	当該商品が、登録されている知的所有権を侵害しているとの疑いを税関が確認する場合、税関は権利者に対して通告する。権利者は、申請ならびに担保金を提出することを要請される。その後、税関は、疑われている商品を留置	一旦韓国関税庁(KCS)での登録が有効となると、KCSは、登録された権利を侵害する輸出や輸入品がないか監査を始める。KCS が侵害の疑いのある積荷を見つけた場合、その通関手続きは一時的留置のため差し止められる。	合衆国税関では疑義商品の留置を行う。いったん侵害品と判定されると税関では商品の差し押さえと破壊を行う。 また、法廷は各種差し止めによる救済を行うことができる。ある当事者は一時的な禁止命令を請求	権利保有者は予防措置として、もしくは積荷を留置するために、HMRC に申請を行なうことが出来る。留置期間は 10 日とされる（規定により更に最大 10 日間延長可能）。また、HMRC の検査途中で疑義貨物が発見された場合、	商標および著作権を侵害する商品に関する差し押さえ命令、または仮保留命令は、前記の通り Regulation No. 4/2012 に基づいて請求することができる。	IP 法第 219 条：「知的財産権の侵害を示す物品の発見のための検査と管理」 知的財産権所有者が、知的財産権の侵害を示す物品の発見のための検査と管理を要請し、関税局がそのような商品積荷を発見した場合、関税	ー	著作権法ならびに商標法に基づいて、シンガポールの税関は、シンガポールに対して輸入されるとともに著作権あるいは登録商標を権利侵害している商品を没収する、およびかかる商品に対して措置を講ずることができる。	国境対策管理を除き、裁判により差し止め命令を請求することができるが、裁判所が差し止め命令を発するのは、実際、明確な違反の証拠が存在し、そのような差し止め命令が発せられなければ損害が発生することを示す明確	税関 IPR 規則に基づく差し止め命令はないが、物品の解放の停止はある。	一般に、侵害が行なわれた場合、特に議論の対象となっている物品が模倣品（偽物）である場合、権利者は関税当局が行政手続きを開始し、それから裁判所にて侵害者を起訴することが出来るよう、訴訟の申請（申し立て）を税関当	基本的に、利害関係を有する当事者は、重度の権利侵害を防ぐために急を要する状況があることを立証しなければならない。	侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続である「認定手続」を行う。認定手続では、輸入の場合、輸入者及び権利者に対して認定手続を開始する旨を通知するとともに、これに併せて、輸入者及

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	し、一連の捜査を実施するとともに、当該商品の知的所有権に関する確認を行う。最終的に、当該商品が権利侵害を犯している商品であると確認された場合、税関が破棄あるいは競売等のためにかかる商品を没収する。		することができ、この命令は訴訟開始前の時点でも侵害者とされる者の特定行為を禁止する働きを持つことがある。仮差し止め命令は訴訟の期間中も継続することができ、恒久的差し止め命令は、侵害責任があるとの判決が下された後もその行為を恒久的に差し止めるものである	HMRC は権利者に疑義貨物について通知を行うことが出来る。 HMRC により疑義貨物について通知された場合、権利者は申請を行なうのに 3 営業日与えられる。一旦権利者が留置の通知を受けた場合、裁判を提訴する、または荷受人・輸入者による放棄を要求するのに 10 営業日与えられる。		局は申請者に速やかに通知するものとする。通知日から 3 営業日以内に、申請者が侵害品の通関手続きの差し止めを要請せず、関税局が本法 214 条と 215 条に基づく行政措置の適用について判断を下さない場合、関税局は該当の商品積荷について通関手続きを実行しなければならない。			な証拠が存在する場合だけである。		局に対して提案する権利がある。行政手続きの結果、[物品の]没収（職権による模倣品の廃棄を伴う）と（ロシアの予算利益となる）罰金が可能である。		び権利者双方にそれぞれの名称又は氏名及び住所を通知する。
5-2）侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限	税関から通知を受けてから 3 実働日	登録された権利の所有者が通知を受領した日から 7 営業日	30 日間	10 営業日（生鮮食品の場合は 3 営業日）	規定なし	通知から 3 営業日以内	－	48 時間	24 時間以内	権利者からの通知に基づく場合：10 日 税関主導の場合：5 日	10 日	10 日	10 執務日（生鮮疑義貨物については 3 執務日）以内
応答期限はどの程度延長可能か	規定なし	権利者が通知を受領してから 10 営業日	延長措置はないと思われる	留置期間の延長は可能ではあるが、通知期間の延長はできない。裁判所の許可がない場合、商品が留置される最長期間は 20 営業日である。	規定なし	不可能	－	10 日間	実際は、税関担当官が回答の若干の遅延を認めることが時としてあるが、これは個別の対応となる。輸入者／輸出者に損害が及ぶ場合は、そのような延長が認められないことがある。	権利者による登録の場合：10 日	10 日	10 日	認定手続開始通知書の日付の日の翌日から起算して 10 日執務日以内
5-3）税関から権利者への開示情報	（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所 （c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所 （d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載され	（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所 （c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所 （h）疑義侵害物品のサンプル写真	○模倣商標疑義物品 （1）留置の時点： （i）輸入日、（ii）通関手続き地、（iii）入国からの商品の説明、（iv）対象となる数量、（v）商品の原産国	HMRC は商品を留置し、権利保有者とされる人と申告者に手続きを通知し、次の詳細を提供する： •実際の、または推定される量 •商品の性質 •有効な申請が	税関が知財所有者に提供する情報の詳細は、商標／著作権を侵害する商品が税関区域内に存在することを承知している場合、税関法およびその関連規制によって規制	（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所 （i）その他（侵害容疑品の価値、侵害容疑品の原産地、送り状番号）	－	（i）その他（税関が権利所有者に対して情報を提供する要件は存在しない。しかしながら、税関は、起訴の以前において没収された品目を検査するように権利所有者に	税関は権利保有者に下記情報を提供する傾向にあるが、これは個別の対応となる。 （a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所 （c）仕向人・	（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所 （c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所 （i）その他（税関局は権利者が押収された物品を検査す	（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所 （c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所 （d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載され	(f) 手続きをとる理由 (j)その他（押収された物品のサンプル）	（a）疑義侵害物品の品名・数量 （b）輸出者・輸入者の氏名・名称・住所 （c）仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所 （d）生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載され

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
	ているもの） （e）知的財産の内容 （g）輸出･輸入差止申立ての有無（h）疑義侵害物品のサンプル写真（※時々）		（2）没収の時点： (1) 輸入日、(2) 通関手続き地、(3) 入国からの商品の説明、(4) 対象となる数量、(5) 製造者の氏名と住所、(6) 商品の原産国および、(7) 輸出者の氏名と住所 (8) 輸入者の氏名と住所 ○著作権侵害疑義物品 1）輸入日 （2）通関手続き地、（3）商品の説明、（4）対象となる数量、（5）商品の原産国および、（6）通知から 30 日以内に著作権者が請求または保証金の申請をしない場合、輸入品は輸入者に引き渡される旨の通知	あるか否か •申告者、荷受人、荷送人、輸入者または輸出者、生産者の名前と住所	されるものではない。 ただし、税関はその裁量によって侵害商品と疑われる商品の少なくとも名称と数、ならびに知的財産および名称の詳細を伝えることはできる。前記の通り、この制度の実施は依然として一貫していない。			対して要請することができる。更に、税関は、一般的に権利侵害者に関する名称等の詳細を権利所有者に提供する。）	被仕向人の氏名・名称・住所 （d）生産者の氏名・名称・住所 (侵害疑義物品に記載されているもの） （e）知的財産の内容 （f）手続きをとる理由 （g）輸出・輸入差止申立ての有無 （h）疑義侵害物品のサンプル写真	ることを許可する。）	ているもの） （e）知的財産の内容 （f）手続きをとる理由 （g）輸出・輸入差止申立ての有無 （h）疑義侵害物品のサンプル写真		ているもの） （e）知的財産の内容 （f）手続きをとる理由 （g）輸出・輸入差止申立ての有無 （i）その他（証拠･意見を提出するために必要である場合には、申出により、疑義貨物の画像情報（ただし、認定手続開始通知書に記載されている疑義貨物の数量が 10 個以下の場合に限定。また、税関が、業務遂行上真にやむをえない理由により電子メールの送信ができない場合は除外））
5-4）税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用の負担についての規定の有無／規定上の負担者	○ 権利者	○ 品物の所有者	× 一般的に、模倣品の押収または処分について連邦政府が費用を負担する。 しかし、輸入者が押収物について関心を示す申請書を提出した場合、5,000 ドルもしくは関係所有物の値の 10%に相当する額、いずれか低い額を保証金と	○ 保管、管理、廃棄、民事責任に関しては権利者が対処する。	不明	○ 関税局で差し止められる模倣品の押収や廃棄に係る費用を誰が負担するかを定める規定はない。 しかし、改正法令 37 の第 2.3（dd）条によれば、侵害要素が除去出来ない、あるいは、除去が侵害を有効的に防止することが出来ず、その他の	ー	○ 権利者	×	○ 権利者	○ 輸入者 侵害が証明されない場合には、輸入者の経費は権利者に科すことが出来る。	×	×

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
			して払う必要がある。			手段が適用出来ない場合、権限を有する機関は強制廃棄の救済措置を法令9736条3項に基づいて行なうものとする。侵害要素、手段、物品の廃棄に係る費用は侵害者により負担される。侵害者が廃棄処分を実施出来ない場合、制裁権限を有する機関は、法令128/2008/ND-CP号第14条に規定されるように国家予算を使用することが出来る。侵害者は、廃棄の費用について制裁権限を有する機関に返済する。返済を怠った侵害者は支払いを強制される。							
実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用の負担者は誰か	権利者	実際には、押収された、あるいは処分された品物に関連する費用は国が負担している。	連邦政府	権利者	差し押さえ商品の保管、または処分にかかる費用は国が負担する。	ほとんどの場合、関税局で差し止められる模倣品の押収や廃棄に係る費用は国が負担する。加えて、権利者が費用を負担してもよい。	－	権利者 職権上の訴訟の場合（すなわち、権利所有者ではなく、行政機関によって提起された訴訟）、数量が極めて大量ではない場合、行政機関は単に没収された商品を保管するとともに、かかる商品の保管に対して料金を課さない可能性がある。しかしながら、権利所有者は、権利所有者によっ	税関	権利者	輸入者	公的機関／権利者 実態的には権利者が負う。	輸入者が本来支払うべきものとして模倣品の倉庫保管料を負担し、税関が本来行うべきものとして模倣品の廃棄の費用を負担する。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
								て訴訟が提起される場合、その費用を常に負担する。					
5-5-1）手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定の有無	○	○	○	× 特許または意匠侵害の容疑がある商品の所有者が、押収品の引き渡しを望む場合、保証金が必要となる。	○	○	－	○	×	○	×	×	○
5-5-2)実態として担保金が必要となるか	○	×	必要になる場合もある	× 上述のようにほとんど無し	○	○	－	○	×	○	×	×	×
5-5-3)担保金の算定方法	1．権利者の申し立てによる保護の場合： 担保金は、税関によって留置されている疑いのある商品の価格 ２．税関の権限による保護の場合： 1）商品価格が20,000元以下の場合、担保金は商品の価格と同等。 2）商品価格が20,000元から200,000元の範囲内の場合、担保金は商品の価格の50%とするが、少なくとも20,000元。 3）商品の価格が200,000元を超える場合、担保金は100,000元	輸入・輸出品が模倣品または侵害品である可能性がある場合、関税局に対して要求される担保金（輸入品の申告価格の120%）を現金、銀行保証、その他の保証の形で払い、侵害品の証拠を提示することにより、更なる差し止めの要請を申請することが出来る。	保証金の賠償額限度は、侵害品とされて留置された物品が、侵害品ではないと判明した場合の物品の物的減価および損失または損害に対して、合衆国およびその従業員、ならびにそれら物品の輸入者または所有者に対し損害が及ばないよう連帯して保証するために適切な額に設定する。一般的には、入国の際に提示された物品価額の120%に加え、推定される関税、税金、手数料を加えた額が適切だが、地区税関長は必要に応じてこの額を増減することができる。	－	商標所有者は侵害商品の推定価額、および執行により発生する可能性のある間接手数料などと同額の保証金、現金、または銀行保証を収めなければならない。 間接手数料は、保管施設の推定賃貸料、コンテナの推定賃貸料、侵害商品の移動費用の推定額などに基づいて計算する。	IP法217.2条によれば、知的財産所有者は、次のいずれかの方法で担保金を供託する。 (i)通関手続きの差し止め対象となっている物品の価値の２割に相当する金額、もしくは、物品の価値を判断できない場合には最低2000万ドンの担保金供託 (ii)銀行、またはその他のクレジット機関による保証証明の提出	－	シンガポールの税関によって規定される現在の金額は、SGD20,000または没収される商品の申告価格の150%の高い方の額である。	－	集中保証を実施する選択肢を権利者が選択する場合、権利者は、権利者が登録されている税関に対し集中保証金の25%に当たる額の担保を提供する必要がある。	－	－	以下の（i）～（iv）を合算した額 ｉ　予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被る逸失利益の額（課税価格の20%程度を目安に算定する。） ⅱ　予想される認定手続期間中に輸入者等が負担することとなる疑義貨物の倉庫保管料 の額。疑義貨物が蔵置されている場所の実費費用を基に「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して認定手続の終了が予想される日を含む月までの月数を算定する。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
													iii 生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額（当該貨物の課税価格とする。） iv その他、予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被るおそれのある損害の額
担保金を算定する際に考慮する基準	c）貨物の価値に相当する額	不明	一般的には、入国の際に提示された物品価額の 120%に加え、推定される関税、税金、手数料を加えた額	－	(b) 予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が負担する倉庫保管料の額に相当する額、(c) 貨物の価値に相当する額、等	(c) 貨物の価値に相当する額	－	（c）貨物の価値に相当する額	－	（b）予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が負担する倉庫保管料の額に相当する額 （c）貨物の価値に相当する額	－	－	上記参照
5-5-4)権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度の有無	○	×	×	－	×	×	－	×	×	×	×	×	×
5-6-1）権利者による点検義務の有無	○ 権利者は税関から通知を受けた日から 3 営業日以内に、真偽鑑定をして、税関に回答をしなければならない（実施弁法 22 条）。	×	○	× HMRC は上記の情報を開示し、問題となる商品の写真を含めることが出来る。 権利者は、商品の検査を申し出ることが出来る。	× 輸出品／輸入品に対する検査制度は税関検査官が実施するものだけである。	○	－	× 明示的な検査義務は存在しないが、起訴は、権利所有者によって実行される検査なしで開始されない。.	○ （税関局通知 No. 28/2536）	○ （2007 年知的財産権施行規則 7）	×	×	×
制度上規定されている具体的な鑑定方法	（a）現場での現物による鑑定	（a）現場での現物による鑑定 （b）疑義侵害物品のサンプルを権利者に	（a）現場での現物による鑑定 （b）疑義侵害物品のサンプルを権利者に	（a）現場での現物による鑑定 （b）疑義侵害物品のサンプルを権利者に	－	特定の鑑定方法に関する特定の規定はない。	－	（a）現場での現物による鑑定 （d） 写真による鑑定	（a）現場での現物による鑑定	（a）現場での現物による鑑定 （e） その他（機密性を侵害することな	－	－	

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
		送付することによる鑑定 （d） 写真による鑑定	送付することによる鑑定 （d） 写真による鑑定	送付することによる鑑定 （d） 写真による鑑定						く、税関当局は委託に関するその他の関連情報を提供することが出来る。）			
5-6-2)実態として認められている具体的な鑑定方法	（a） 現場での現物による鑑定 （d） 写真による鑑定	（a） 現場での現物による鑑定 （b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定 （d） 写真による鑑定	（a） 現場での現物による鑑定 （b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定 （d） 写真による鑑定	（a） 現場での現物による鑑定 （b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定 （d） 写真による鑑定	—	（a） 現場での現物による鑑定 （b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定 （c） 真正品のサンプルを権利者から送付してもらうことによる鑑定 （d） 写真による鑑定	—	（a） 現場での現物による鑑定 （d） 写真による鑑定	（a） 現場での現物による鑑定	(a)(e: 同上)	（a） 現場での現物による鑑定 （b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定 （d） 写真による鑑定	（a） 現場での現物による鑑定 （b） 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定 （d） 写真による鑑定 （e）その他（専門的文書の分析）	輸出入差止申立てが受理されている疑義貨物について、①疑義貨物の数量が１０個以下の場合に申出に基づき送信される画像情報による鑑定及び②業務遂行上真にやむを得ない理由がある場合に税関官署内又は保税地域内での現物の点検による鑑定があり、輸入差止申立てが受理されている疑義貨物について、③見本検査による鑑定がある
5-7）押収品の処分方法についての規定の有無	○ 公益団体に譲渡、権利者に有償譲渡、権利侵害を犯している外観的な特徴を除外した後に税関が競売にかける、権利侵害を犯している外観的な特徴が除外できない場合、税関は商品を破棄（税関による知的所有権の保護に関する規制 27 条（3））	○ 通関手続きで差し止められた商品は、関税局長により指定された場所において通関手続きが承認されるまで保管される。（関税法による法令施行 239(6)条	○	○	×	○ 法令 97 第 36 条	−	×	○	○ 権利保有者が所定の期間内に手続きに参加した場合において、副税関長が事件の実体につき判断したうえで、商品が知的財産権を侵害しており、関税法第 111 条（d）による没収を免れないと確信したときは、第 110 条に基づき当該商品を没収することができる（2007 年知的財産権施行規則 10）	○ 行政違反法第 27.10 条	×	○

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
5-8）税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定の有無	○ 30 営業日	○ 裁判所が暫定保護手段の期間を特定した場合：最終日 裁判所が暫定保護手段の期間を特定しない場合：暫定保護手段が開始された日より 31 日間。	○ 審問や追加手順が必要な場合を除き、権利者への通知から 30 日以内。	○ 裁判所の関与なく商品を留置（公式な留置ではなく、申告書が受領される前に）できる最長期間は 20 営業日である。	×	○ 30 日を超えない期間	－	× シンガポールにおいて、権利侵害商品あるいは偽造品の税関による没収に関して、当該商品や当該偽造品の没収が権利所有者によって始められたものか税関によって始められたものかにかかわらず、権利侵害が生じたかどうか判断するのは税関ではない。かかる判断の義務は権利所有者ならびに裁判所に課される。	× 通関停止期間についての規定はないが、実務上、税関係官は、TRIPS 協定の第 55 条の規定に基づいて差し止めを行う。従って、不正商標商品や著作権侵害物品の差し止め期間は差し止めの申し出の日から数えて１０営業日の期間内	×	○ 関税同盟の関税法 333(3)条、「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法第 308（2）条	×	○
5-9）税関における廃棄手段についての規定の有無	○ （税関による知的所有権の保護に関する規制 27 条(3)）	○ （関税法 160 条）	○ 2.3-2）参照	○	×	○ 法令 97 第 36 条	－	○	×	○ （2007 年知的財産権施行規則 11）	○ 「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法 310 条	×	×

6）類似商標の取締り

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
6-1）類似商標の取締りを可能とする規定の有無	×	○ （関税法 235 (5)条）	○ 合衆国では、真正標章と「混乱を招くほどに類似している」場合、侵害標章は商標侵害とみなされる。	○	×	○ IP 法第 216 条	○ TMA 第 38 節	○ 権利者から通告を受けた輸入物品についてのみ	×	○ 1999 年商標法 11 条、29 条	○ ○関税同盟の関税法 46 条、「ロシア連邦内における関税法」に関する連邦法 42 条、民事法第 1229 条、1484 条	×	○
6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定の有無	×	×	× 物品が留置されるのは「模倣商標」が付されている場合のみである。「模倣標章」とは、登録された標章と同一または実質上判別	× 裁判所が決定	×	○ 改正法令 44 第 10.3 条と法令 97 第 28.3	×	×	×	× 判例においては、他の商標と紛らわしい類似商標に当たるかどうかは、初めて見たときの印象を基準に、裁判所（または審判	×	×	× 税関が判断に困る場合は、認定手続きや専門員制度を利用できる。

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
			が付かない偽造標章を指す。							機関）が判断すべきであるとされた（判例：Corn Products v Shangrila AIR 1960 SC 142）。これまで数々の裁判において他の商標と紛らわしい類似商標の判断が行われてきており、判例法の形成を通じて、かかる判断の基準とすべき原則や要件が確立されてきた。			
6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定の有無	×	○ （関税局による輸入と輸出品の知的財産権に係る通関手続きに関する通知 4-5 条）	○ 税関では、商品が模倣品であるかどうかを判定するために権利者（またはその被指名人）に商品の写真や標本を送付することがある。また、輸入者や商品に関する情報を送付することもある。	× 裁判所が決定	×	○ 法令 154 第 5 1.3.c	－	×	×	×	○ （行政違反法第 26.4 条）	×	○

(5) インターネット関係

1) インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
1-1) インターネット上の知的財産権侵害に対する取締機関の取り締まり措置内容	行政執行は、差止命令、一定額の罰金、権利侵害に関与する商品の押収などである。刑事訴追のための捜査には、違反行為を行った者に対する刑罰等に対応して、ウェブサイトの削除が含まれる。 行政機関の措置は以下。 （1）ISP への開示請求 （2）侵害差止め命令、10 万元以下の罰金 （3）状況が深刻の場合、PC の押収 （4）技術的手段を回避または破壊するために使用された機器の押収 （5）犯罪を構成する場合は法的責任を負う。	韓国著作権法では、権利侵害を主張する者が、オンライン・サービス提供者に対して、その事実を証明することにより複製あるいは配信を停止させることができる。しかし、行政機関が同じ要請を行うことを定める規定は無い。情報通信網利用促進及びデータ保護に関する法律等によれば、韓国放送通信委員会は、（特定の事例において）インターネットを通して知的財産権が侵害されている場合、情報通信サービスのプロバイダ、または公開提示版の管理者あるいはオペレータに対して情報の取り扱いを拒否、一時停止、制限するよう命令することが出来る。	行政による管理は通常民事（刑事ではなく）において発生する。デジタルミレニアム著作権法は、インターネットサービスプロバイダに対して、適切に侵害コンテンツに対するアクセスを防止する場合において、寄与著作権侵害（民事責任）からのセーフハーバーを提供する。著作権者（またはその代理人が ISP に侵害コンテンツの説明を含めた通知を行ない（「テイクダウン・ノーティス」）、連絡を受けた ISP は即座にコンテンツを削除しなければならない。コンテンツをアップロードした者は取り下げ警告について通知され、反論通知を提出できる。反論通知が提出された場合、著作権者は 10－14 日以内にコンテンツのアップロード者に対して起訴することができ、訴訟の提起が行	ウェブサイトの閉鎖命令を行なったり、IP の権利を侵害するインターネット利用者へのアクセスを拒否するために、ISP に技術的な手段を取らせたりすることを可能にする選択肢はいくつか存在する。しかし実際には、インターネットを通じて攻撃が行われたり、関連当局によって強制されたりしており、差止請求はたいてい権利者によって行われ、調整機関よりもむしろ裁判によって認められる。さらに、DEA、OFCOM（イギリスの通信規則）は、ISP に罰金を科する特定の権力を持たない。	知財侵害コンテンツを取り下げるようにインターネット・サービス・プロバイダまたはウェブサイト利用者に要求する場合、実際は知財所有者による刑事告訴が必要となる。 また、侵害行為の差し止め請求を提起することができる。	法令 97 は行政施行機関に対して、侵害者が侵害要素を、インターネット上のものを含め、除去するよう強制する権限を与える。（法令 97 第 10，11，14 条） 行政施行機関は、インターネット登録機関に侵害ドメイン名の取り消しを命令することが出来る。（法令 97 第 3，14.12 条）	TDA と CA による取り締まり行為（上記質問 2-1-2 の回答を参照）は、インターネット上で販売される模倣品、侵害品にも適用される。このような場合、MDTCC は通常、通信マルチメディア法 1998 （CMA）に基づいて、通信・マルチメディア産業を管轄するマレーシア通信マルチメディア委員会（MCMC）と連携する。MDTCC ではインターネット上で侵害行為が行われていると判断した場合、MCMC の助けを借り、関係するインターネット・サービス・プロバイダ（CMA に基づいて MCMC から認可を受けている）に対して、侵害サイトをテイクダウンするか、アクセスを遮断するように指示する。	アップローダーまたはネットワーク・サービス・プロバイダーに対して直接に介入することを国家に許可するインターネット関連の特別な規定は存在しない。他方では、本件の著作権法ならびに商標法における違反行為は、オフラインと同様オンラインにおいて行われた犯行に対しても適用可能である。適切な状況下において、警察が強制シャットダウンを断行することは不可能ではないように思われる。	そのような手段や施策は存在しない。オンラインでの侵害行為に対して講じられる措置は、物理的な侵害行為と同等のものとなる。	警察、裁判長官などの行政機関は、アップロードした者もしくはインターネットサービスプロバイダに対して侵害を削除するよう強制できる。	侵害コンテンツのあるウェブサイトは、インターネット・サービス・プロバイダにより、（例えば、著作権者からの警告状の受領後）自主的に、または、裁判所の決定、あるいは、検察庁からの命令、あるいは、警察からの要請に基づいて遮断（消去）されうる。	ブラジルには、インターネットの広域な規制は存在しない。 商品がソフトウェアの知的所有権もしくは著作権を侵害する場合、警察は自由裁量で行動することができる。これらのケースは、地方検事によって起訴される。しかし、（標章、特許、意匠、その他の）産業財産権に関するケースでは、警察は自由裁量で行動することができない。そのため、これらのケースにおいて、利害関係者が希望する場合、侵害の差し止めを裁判所に申し立てることができる。	日本では、警察によるインターネット上の知的財産権侵害に対する取締りが行われている。しかし、警察のみの判断で強制シャットダウンを行うことはできない。 （※日本のプロバイダはガイドラインや自主規制を設けるなどして対策の努力をしている。）

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
			われなかった場合、ISPはコンテンツを戻さなければならない。 一般的に、警察はコンテンツの削除について、裁判命令がない限り行うことはできない。しかし、最近では、国土安全保障省は模倣容疑のあるドメイン名を一方的に差し押さえている。これらの行動の基となる法的根拠は論争中であり、流動的である。										
行政摘発・刑事摘発の別	行政摘発、刑事摘発の両方	行政摘発	合衆国法の法的根拠が流動的な状態にある。	行政摘発 刑事摘発	刑事告訴が必要	行政摘発 刑事摘発	行政摘発 刑事摘発	刑事摘発	—	インドでは、「行政上の罰」として定義される強制措置はない。救済措置はとりわけ刑事そして民事の形をとる。	行政事件訴訟であれ刑事事件であれ、警察によって事例が取り扱われる場合、捜査の初期段階は同様となる。警察がまず行政事件訴訟または刑事事件いずれを開始するか決定した後に、違いが生まれる。	行政上の捜査と刑事的起訴を目的として実施される捜査の間における相違を確定することができない。	刑事摘発
1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定の有無	○	○	×	○	–	○	○	×	×	○	×	×	×
特に商標権を侵害するサイトの場合に行政摘発するための規定の有無	×	○	×	○	–	○	○	×	×	○	×	×	×
1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定の有無	○	○	○ 合衆国知的財産関連法では、オンラインとそれ以外の状	○	不明	○ （2009 年に改正された）刑法第 170a と 171 条は、（オ	○	○ 特定の規定は存在しないが、一般的な刑事規定は、オンラ	×	○	×	×	○

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
			況での侵害について区別をしない。			ンライン侵害を含める）IPR 侵害者に対する刑事責任を次の状況において規定する： — 著作権侵害の場合：侵害が商業規模で行なわれた場合 — 模倣品の場合：侵害が意図的であり、商業規模で行なわれた場合		イン上で権利侵害が生ずる際に適用される。					
特に商標権を侵害するサイトの場合に刑事摘発するための規定の有無	×	○	○	不明	不明	○	○	○ 特定の規定は存在しないが、一般的な刑事規定は、オンライン上で権利侵害が生ずる際に適用される。	×	○	×	×	○
1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口の有無	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
特に商標権を侵害するサイトの場合に刑事摘発するための規定の有無	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○

2） ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
2-1）ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定の有無	○ 情報ネットワーク伝達権に関する権利者からの削除等要求に対するネットワークサービス提供者の削除等対応義務、（14 条、15 条）・免責事項（22 条 5 号、23 条、24 条）を規定。	○ （情報通信網利用促進及びデータ保護に関する法律 44-7 条）	○ デジタルミレニアム著作権法，17 USC 512	○ デジタル経済法、1988 年著作権・意匠・特許法 97A	× 知財権者は、知財法の刑事規定および刑法第 56 条に基づいて、知的財産権を侵害するサイトを削除することを ISP に要求することができる。	○ 共同改正法令 07/2012/TTLT-BTTTT-BVHTTDL 号	○ CA 第 43H 節	○ 著作権法 193 条 B,C,D	○ （コンピュータ関連犯罪法 B.E.2550 第 14 条）	○	○	×	× ただし、プロバイダーの損害賠償責任を制限するプロバイダー責任制限法がある。

特に商標権を侵害するサイトの場合に刑事摘発するための規定の有無	×	○	×	不明	×	×	×	×	×	×	×	×	×

3） **発信者情報開示制度**

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
3-1）インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度の有無	○ 司法解釈 5 条では、コンテンツサービスを提供するネットワークサービス提供者が、著作権者から、権利侵害行為者の権利侵害責任を追及するためにその者のインターネット登録情報を求められた場合、正当な理由なしにこれを拒絶した場合には、当該不作為に対して相応の権利侵害責任を負うことが規定されている。	○ 著作権法第 103-3 条（1）申請者が、オンライン・サービス提供者の管理する作品の複製あるいは配信を行う送信者に関する情報（名前、住所など、民事訴訟または刑事起訴を行うのに最低限必要とされる事項）の開示を申し立て、オンライン・サービス提供者がこれら情報の提供を拒否する場合、申請者は文化体育観光部長官にオンライン・サービス提供者へ情報提供命令を出すよう要請することができる。	○ 著作権者またはその代理を授権された者は、本項に従って、連邦地方裁判所の書記官に対して、侵害者と主張される者の特定のためにサービス・プロバイダに情報開示命令を発行することを請求することができる。	○ デジタル経済法において規定される通知システムは、匿名化された著作権侵害者の一覧表を ISP に対して請求することを、権利者に認めるものである。しかしデジタル経済法において、かかる通知システムは、業界ならびにOFCOMによる認定（業界による認定が得られない場合は、OFCOM 単独での認定）を受けた行為準則による裏づけを要するとされている。	×	×	×	×	×	×	×	×	× しかし、被害者もしくは利害関係者は、適切な手続きを踏んだ上で差止め命令を通じ、侵害ユーザが存在した場合には、これらの情報にアクセスすることが可能。	○ プロバイダ責任制限法 4 条

（6）その他

1） その他

	中国	韓国	米国	英国	インドネシア	ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	インド	ロシア	ブラジル	日本
1-1） 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定の有無	○ 市場管理者が市場の管理と検査について責任を持つ。管理者が受け持つ市場に模倣品(知的権利を侵害する商品)が出た場合、管理者が侵害の存在を知る、または、知り得る状況であるにも関わらず侵害を取り締まる行為をせず、管理者の主観が悪意を持つものであれば、管理者は管理責任義務を怠り、知的所有権の侵害を行ったとして、該当する民事補償について責任を負うものとする。	×	× ただし、デパートやマーケットのマネージャーは、その関与レベルによって、代位責任や著作権侵害の寄与のもとに責任を負う。代位責任を証明するには、原告は管理者が（1）侵害行為を管理する権限と立場にあった、（2）侵害行為について直接的な経済利益があったことを証明しなければならない。 寄与責任を成立するには、原告は被告が侵害行為を知りながら、他者による侵害行為を誘引、要因となる、あるいは、重大に寄与したことを証明しなければならない。	不明	×	×	×	× 市場管理者が予防的措置を講ずるという明示的な要件は存在しない。しかしながら、知的所有権の侵害が犯されているという明示的な通告の時点において、市場管理者が、連帯責任であると判断されることを回避する目的のために、かかる権利侵害行為を阻止する措置を講じなければならない可能性があることは、議論の余地がある。	×	×	× 商品が販売された市場も知的財産権の侵害について責任を負うとされるため、市場管理者もまた、理論上では、行政違反規則さらには刑法を侵害した責任を負うものとみなされる可能性がある。（行政違反法第 7.12 条、14.10 条、刑法 146、147、180 条）	× 特別な規定は存在しない。しかしながら、市場(ウェブサイトを含む)において、偽造品が販売されていたことを認識しており(そのことが立証されなければならない)、そしてその販売が停止されなかった場合、その責任は市場が負うことになり、それによって、損害賠償を受ける権限が権利者に与えられる。	× 当該ケースに特化した規定は無し 裁判例上、インターネット上のショッピングモールにおける出店者による商標権侵害行為について運営者が一定の場合に責任を負い得るとされた事例がある(知財高判平成24年2月14日判時2161号86頁)

Ⅳ. 参考資料

＜模倣品対策にかかる法制度についてのアンケート＞

１．国・地域について

回答対象の国・地域をご記入ください。

２．刑事・行政罰全般について

(1) 知的財産権侵害に対する刑事罰・行政罰について

（対象は、商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法）

1-1) 刑事罰の規定の有無についてご記入ください。

(a)有り　　(b)無し 具体的には、以下のどの知的財産権侵害について刑事罰の規定がありますか。 (a)商標法　(b)特許法　(c)意匠法　(d)著作権法　(e)不正競争防止法

1-2) 刑事罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪か非親告罪かについて、法律・規定名称、条文番号、根拠条文とともにご記入ください。商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則毎に記入してください。

対象となる知的財産権侵害 (a)商標法　(b)特許法　(c)意匠法　(d)著作権法　(e)不正競争防止法 （罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容、親告罪・非親告罪の区別）   （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-3) 税関を除く行政罰の規定の有無についてお答えください。税関を除く行政罰の規定がある場合、罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容について、法律・規定名称、条文番号、根拠条文とともにご記入ください。商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防

止法など規定しているそれぞれの法律の罰則毎に記入してください。

(a)有り　　(b)無し （罪となる行為と刑罰の対象者、刑罰の内容） （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-4) 行政機関（税関除く）による知的財産侵害品の摘発は可能ですか。商標法、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など規定しているそれぞれの法律の罰則ごとに記入してください。法律・規定名称、条文番号、根拠条文とともにご記入ください。行政摘発が可能な場合、どの行政機関がどの権利の侵害を取り締まります（権利侵害品を没収します）か。

(a)商標法	(1)行政機関による摘発は可能	(2) 行政機関による摘発は不可能
(b)特許法	(1)行政機関による摘発は可能	(2) 行政機関による摘発は不可能
(c)意匠法	(1)行政機関による摘発は可能	(2) 行政機関による摘発は不可能
(d)著作権法	(1)行政機関による摘発は可能	(2) 行政機関による摘発は不可能
(e)不正競争防止法	(1)行政機関による摘発は可能	(2) 行政機関による摘発は不可能

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

行政摘発が可能な場合、権利の侵害を取り締まる（権利侵害品を没収する）行政機関

(2) 再犯者に対する厳罰化の規定について

2-1) 再犯者に対する厳罰化の規定の有無についてお答えください。

(a)有り　　(b)無し

＜再犯者に対する厳罰化の規定がある場合、以下についてご記入ください＞

2-2) 再犯の定義についてご記入ください。また、根拠となる条文を引用してください。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

2-3) 具体的な重罰内容・量刑基準について初犯の場合と比較してご記入ください。また、根拠となる条文を引用してください。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

2-4) ご存じであれば、実務上、再犯者は起訴されやすいなどの傾向や仕組みがあるか、またその状況についてご記入ください。

(3) 没収した模倣品の処分方法（廃棄の場合には廃棄方法）について

3-1) 行政手続（税関除く）又は刑事手続で没収した模倣品の処分方法の規定の有無についてお答えください。

(a)有り　　(b)無し

＜模倣品の処分方法についての規定がある場合、以下についてご記入ください＞

3-2) 模倣品の処分方法はどのように定められていますか。また、その根拠となる条文を引用してください。処分方法が複数ある場合には、その選択基準となる条文も引用して下さい。

（処分方法）
(a)全件廃棄　　(b)廃棄又は違法部分を排除して競売
(c)全件違法部分を排除して競売　　(d)その他（　　）
（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

3-3) 廃棄する場合の廃棄方法についてご記入ください。また、その根拠となる条文を引用してください。

（廃棄方法）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

3-4) 行政摘発（税関除く）で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用については誰が負担する規定となっていますか。また、その根拠となる条文を引用してください。さらに、実態として請求されないなど、実際の運用と規定が異なる場合には、その旨も教えてください。

（規定上の負担者）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）

3-5) 刑事摘発で押収・没収した模倣品の保管費用、廃棄費用については誰が負担する規定となっていますか。また、その根拠となる条文を引用してください。さらに、実態として請求されないなど、実際の運用と規定が異なる場合には、その旨も教えてください。

（規定上の負担者）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

（実態が規定と異なる状況がある場合の実際の負担者）

3-6) 知的財産権侵害品とともに没収される製造設備の要件についてどのようになっていますか。特に汎用設備に対する没収の可否及びその要件はどのようなものですか。また、その根拠となる条文を引用してください。

（没収される製造設備の要件）

（汎用設備の没収の可否及び要件）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(4) 被害者への情報開示制度についての有無

4-1) 知的財産権侵害の告訴権者に対する告訴案件の処理結果についての情報開示制度はありますか。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

4-2) 裁判や判決文の公開についての規定はありますか。ある場合、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

4-3) 行政処分の結果通知などの情報開示制度はありますか。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(5) 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無

＜刑事罰・その他＞

5-1) 知的財産権侵害の刑事訴追基準の有無についてお答えください。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(6) 巧妙化事例への対策について

6-1) 模倣品業者が部品毎の製造や組み立て、商標部分の印刷、貼付などについて、分業化し、製品本体部分の製造行為が取締の対象とならないように巧妙化をしている事例があります。このように分業化している場合に対して、製品本体部分の製造者を取り締まることは可能ですか。可能な場合にはその内容について簡単に記入し、根拠となる条文について引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（法的な対策の内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

３．商標法関係

(1) 類似商標による商標権侵害について

1-1) 類似商標による商標権侵害を刑事罰とする規定はありますか。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-2) 刑事罰となる商標権侵害が同一商標による商標権侵害に限られる場合、「同一商標権」の範囲についての規定はありますか。ある場合には、その内容について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-3) 可能であれば、「同一商標権」の範囲についての代表的な裁判例の概要について教えてください。

(2) 互換品であることの表示（ＵＳＥ　ＦＯＲ　○○等）が商標権侵害となる基準・範囲

2-1) 互換品であることの表示（ＵＳＥ　ＦＯＲ　○○等）が商標権侵害となる基準・範囲についての規定はありますか。ある場合には、規定された基準・範囲について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（基準・範囲）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

2-2) 関連する代表的な裁判例の概要について教えてください。

(3) 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲

3-1) 営業看板において他人の商標を無断で用いることが商標権侵害となる基準・範囲についての規定はありますか。ある場合には、規定された基準・範囲について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（基準・範囲）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

3-2) 広告が商標としての使用にあたるかどうかについての規定はありますか。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

3-3) 広告が使用態様として認められる基準・範囲についての規定はありますか。ある場合には、規定された基準・範囲について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（基準・範囲）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

3-4) 他人の営業標識の無断使用行為の刑事罰の有無についての規定はありますか。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

3-5) 関連する代表的な裁判例の概要について教えてください。

(4) 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定について

4-1) 著作権と商標権が抵触した場合の調整規定（著作権侵害を理由とする商標権の取消の可否を含む）はありますか。ある場合には、その内容について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し （内容）   （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

4-2) もともと著作権侵害を惹起する標章は商標登録されない旨の規定がありますか。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(5) 違法な商号の是正方法について

5-1) 他人の商標を悪用した商号など違法な商号が登記された場合の是正の方法についての

規定はありますか。ある場合には、その内容について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-2) 裁判により商号抹消や登記の変更ができる規定はありますか。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-3) 商号登記者の協力を必要とせずに、商号を強制的に変更・取消することができる規定はありますか。ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(6) もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合の商標権侵害について

6-1) もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造した場合（輸出のみを目的とする OEM 生産品を含む）、商標権侵害を構成しますか。構成する場合には、その基準及び内容（差し止め請求や損害賠償請求等の権利行使の内容、及び、輸出取締りの可否を含む）について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)する　　(b)しない

（基準・内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

6-2) もっぱら輸出のために他人の商標を付した製品を製造しても、商標権侵害を構成すしない場合には、侵害を構成しない理由（消費者の誤認混同を招かないという理由など）について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

（理由）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

6-3) 関連する代表的な裁判例の概要について教えてください。

(7) 冒認出願（悪意の商標出願）に対する法規制の有無

7-1) 冒認出願（悪意の商標出願）により出願された商標を登録させない又は登録されてしまった場合にその商標を無効にしたり、取り消したりする法規制はありますか。ある場合には、その内容について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

7-2) 冒認出願に対する法規制がある（出願の拒絶、登録の無効化）場合、当該国において著名であることが必要とされるのか、外国周知商標など海外のみで著名であればよいかなど、その要件・内容について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（要件・内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

7-3) 外国のみにおいて周知な商標の場合、冒認出願の登録を拒絶したり、既に登録された商標を無効にしたりする規定はありますか。ある場合は、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

7-4) 広く公衆に認知され、高い名声を有する商標を認定・保護するような制度（例えば、中国の馳名商標や日本の防護標章制度（※））はありますか。ある場合、その認定基準について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

※）防護標章登録制度とは、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品（役務）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、他人がその商標をその指定商品（役務）と類似しない商品（役務）について使用すると当該商標権者の取扱う商品（役務）であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品（役務）について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品（役務）にまで拡大することとした制度

(a)有り　　(b)無し

（認定基準）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

7-5）冒認出願に対する法規制がある場合、利害関係者あるいは第三者による、情報提供制度はありますか。情報提供制度がある場合、著作権登録が必要とされますか。情報提供制度の内容について簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。（日本においては、商標登録出願があった場合、利害関係者あるいは第三者が、特許庁長官に対して、商標法

に規定された登録することができないものである旨の情報を提供することができる旨の規定があります。）

(a)有り　→　(a-1)著作権登録の必要性　(a)有り　　(b)無し
(b)無し

（内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

7-6) そもそも著作権登録制度がありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

（8）その他

8-1）外国語による商標出願は、文字ではなく、図形として取り扱われますか。根拠となる条文を引用してください。

(a)図形　　(b)文字　　(c)その他

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

8-2) ブランドを虚偽表示した場合に、商標法以外での対応可能とする制度がありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

４．デザイン模倣

（1）意匠出願の審査制度について

1-1) 意匠出願の審査制度がありますか。

(a)方式審査と実体審査が有り　　(b)方式審査のみ有り　　(c)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-2) 意匠出願の実体審査制度なく、無審査の場合、権利行使をする前に実体審査（技術評価書の作成を含む）を特許庁で受けることが必要ですか。

(a)必要　　(b)必要無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-3) 意匠権侵害の警告を受けた者が技術評価書の作成を特許庁に申請することができますか。

(a)可能　　(b)不可能

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(2) 登録意匠の行政手続きによる無効審判制度について

2-1) 登録意匠に対して行政手続きによる無効審判制度がありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(3) 意匠未登録のデザインの不正競争防止法等による保護について

3-1) 意匠未登録のデザインを不正競争防止法等他の法律によって保護する制度がありますか？

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

５．税関関係

(1) 水際取締制度の有無

1-1) 水際取締について定めた明文規定がありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-2) 水際取締について実態として行われていますか？

(a)行われている　　(b)行われていない

（明文規定がなく実態として行われている場合、当局の判断、担当者の判断等、明文規定ではなく何に基づいて行われているのか記入してください）

（明文規定があるのに実態として行われていない場合、その理由を記入してください）

(2) 差止により保護される権利の種類について選択してください。

(a)商標権　(b)意匠権　(c)特許権　(d)実用新案権 (e)著作権 (f)著作隣接権
(g)回路配置利用権　(h)育成者権　(i)不正競争防止法で保護される権益・権利
(j)その他（*具体的な内容を記入してください。　　）

(3) 差止の対象、権利者救済の範囲

3-1) 輸出差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象を選択してください。また、貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合、その内容を記載してください。

○権利者からの申立による取締りの対象
(a)商標権　(b)意匠権　(c)特許権　(d)実用新案権 (e)著作権 (f)著作隣接権
(g)回路配置利用権　(h)育成者権　(i)不正競争防止法で保護される権益・権利
(j)その他（*具体的な内容を記入してください。　　）

○貨物の種類による運用の違いの有無
(a)有り　→具体的な内容（　　）
(b)無し

○税関の職権による取締りの対象
(a)商標権　(b)意匠権　(c)特許権　(d)実用新案権 (e)著作権 (f)著作隣接権
(g)回路配置利用権　(h)育成者権　(i)不正競争防止法で保護される権益・権利
(j)その他（*具体的な内容を記入してください。　　）

○貨物の種類による運用の違いの有無
(a)有り　→具体的な内容（　　）
(b)無し

3-2) 輸入差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象を選択してください。また、貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合、その内容を記載してください。

○権利者からの申立による取締りの対象
(a)商標権　(b)意匠権　(c)特許権　(d)実用新案権 (e)著作権 (f)著作隣接権
(g)回路配置利用権　(h)育成者権　(i)不正競争防止法で保護される権益・権利
(j)その他（*具体的な内容を記入してください。　　）

○貨物の種類による運用の違いの有無
(a)有り　→具体的な内容（　　）
(b)無し

○税関の職権による取締りの対象
(a)商標権　(b)意匠権　(c)特許権　(d)実用新案権 (e)著作権 (f)著作隣接権
(g)回路配置利用権　(h)育成者権　(i)不正競争防止法で保護される権益・権利
(j)その他（*具体的な内容を記入してください。　　）

○貨物の種類による運用の違いの有無
(a)有り　→具体的な内容（　　）
(b)無し

3-3) トランジット通関の差止の対象となる知的財産権の範囲について、権利者からの申立による取締りの対象と税関の職権による取締りの対象を選択してください。また、貨物の種類による運用の違い（郵便小包の差止の可否を含む）がある場合、その内容を記載してください。

○権利者からの申立による取締りの対象
(a)商標権　(b)意匠権　(c)特許権　(d)実用新案権 (e)著作権 (f)著作隣接権
(g)回路配置利用権　(h)育成者権　(i)不正競争防止法で保護される権益・権利
(j)その他（*具体的な内容を記入してください。　　）

○貨物の種類による運用の違いの有無
(a)有り　→具体的な内容（　　）
(b)無し

○税関の職権による取締りの対象
(a)商標権　(b)意匠権　(c)特許権　(d)実用新案権 (e)著作権 (f)著作隣接権
(g)回路配置利用権　(h)育成者権　(i)不正競争防止法で保護される権益・権利
(j)その他（*具体的な内容を記入してください。　　）

○貨物の種類による運用の違いの有無
(a)有り　→具体的な内容（　　）
(b)無し

(4) 税関権利登録手続について

4-1) 税関権利登録手続がありますか？

(a)有り　　(b)無し

（有りの場合、税関登録手続の概要、登録期間、費用、必要書類）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

4-2) 権利者の申立は一回申立てを行えば一定期間有効ですか。

(a)有効である　　(b)有効ではない

（期間）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(5) 差止手続き及び廃棄手続き

5-1) 差止手続きの概要について簡単に記入してください。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-2) 侵害疑義物品発見に伴う税関からの通知に対する権利者の応答期限を記入してください。

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-2-2) 上記応答期限はどの程度延長可能ですか？

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-3) 税関から権利者への開示情報について選択してください。

(a)疑義侵害物品の品名・数量 (b)輸出者・輸入者の氏名・名称・住所
(c)仕向人・被仕向人の氏名・名称・住所
(d)生産者の氏名・名称・住所（侵害疑義物品に記載されているもの）
(e)知的財産の内容 (f)手続きをとる理由 (g)輸出・輸入差止申立ての有無

(h)疑義侵害物品のサンプル写真
(i)その他（*具体的な内容を記入してください：　　）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-4) 費用負担の有無

5-4-1) 税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担するかについて、規定はありますか。ある場合には、規定上の負担者と、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（規定上の負担者）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-4-2) 実態として、税関で差し止めた模倣品の保管・廃棄にかかる費用を誰が負担していますか。

5-5) 担保金の対象と金額

5-5-1) 手続を実施する上で担保金が必要となる制度上の規定はありますか？

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-5-2) 実態として担保金が必要となりますか？

(a)必要有り　　(b)必要無し

5-5-3) 手続を実施する上で担保金が制度上または実態として必要となる場合、以下に、担保金の費用とその対象、算定方法について記入してください。

○手続き毎の担保金について
担保金をどのような方法で算定していますか（具体的に記入してください）
（　　）

担保金を算定する際に考慮する基準について
（*担保金を算定する際に考慮する基準について該当する番号をすべて選んでください。）
(a)予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が通関できないことにより被る逸失利益の額
(b)予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が負担する倉庫保管料の額に相当する額
(c)貨物の価値に相当する額
(d)予想される認定手続期間中に輸入・輸出者が通関できないことにより被る損害
(e)その他（*具体的な内容を記入してください。）

5-5-4) 権利者が年単位などで一括して担保金を納入する一括担保金制度がありますか？

(a)有り　　(b)無し

一括担保金がある場合、どのような方法で算定していますか（具体的に記入してください）

5-5-5) 担保金にかかる実態上の問題点があれば記入してください。

5-6）鑑定の方法と点検義務

5-6-1)権利者による点検義務について、制度上の規定がありますか。規定がある場合、制度上規定されている具体的な鑑定方法について、以下の選択肢からあてはまるものすべてを選んでください。

○権利者による点検義務
(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

○具体的な鑑定方法
(a) 現場での現物による鑑定
(b) 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
(c) 真正品のサンプルを権利者から送付してもらうことによる鑑定
(d) 写真による鑑定
(e) その他（　　）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-6-2) 実態として認められている具体的な鑑定方法として以下の選択肢からあてはまるものすべてを選んでください。

(a) 現場での現物による鑑定
(b) 疑義侵害物品のサンプルを権利者に送付することによる鑑定
(c) 真正品のサンプルを権利者から送付してもらうことによる鑑定
(d) 写真による鑑定
(e) その他（　　）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-7）押収品の処分方法についての規定がありますか。

(a)有り　　(b)無し

（内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-8) 税関が権利侵害の有無を決定するまでの期間について具体的な規定はありますか。

(a)有り　　(b)無し

（期間）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

5-9) 税関における廃棄手段についての規定はありますか。ある場合には、その内容のついて簡単に記入し、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（内容）

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(6) 類似商標の取締り

6-1）類似商標の取締りを可能とする規定はありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

6-2）類似商標の取締りが可能である場合、税関が類似／非類似を判断するための規定はありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

6-3）類似／非類似の判断が難しい場合の税関の対処についての規定はありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

６．インターネット関係

(1) インターネット上の知的財産権侵害に対する取締り方法

1-1) インターネット上の知的財産権侵害に対する取締りについて、取締機関はどのような措置をとっていますか？警察等の取締機関が摘発して、アップローダーまたは ISP に削除させるのか、もしくは警察等の取締機関の権限で強制シャットダウンすることができるのですか。その場合の根拠となる条文を引用してください。

（取締機関の措置）

（行政摘発・刑事摘発の別）

(a) 行政摘発　　(b)刑事摘発

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-2-1）知的財産権を侵害するサイトを行政摘発するための規定はありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

特に商標権を侵害するサイトの場合はどうですか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-2-2）知的財産権を侵害するサイトを刑事摘発するための規定はありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

特に商標権を侵害するサイトの場合はどうですか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

1-3）知的財産権を侵害するサイトの情報を通報する政府系窓口はありますか。

(a)有り　　(b)無し

特に商標権を侵害するサイトの場合はどうですか。
(a)有り　　(b)無し

(2) ISP 事業者の知的財産権侵害サイト削除責任を定めた規定はありますか。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

特に商標権を侵害するサイトの場合はどうですか。
(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

(3) 発信者情報開示制度の有無

3-1) インターネット上の知的財産権侵害に関して、発信者情報開示制度はありますか？ある場合には、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し

（法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

６．その他

(1) 市場管理者に関する規定

1-1) 市場管理者が、自らの市場で模倣品（知的財産権侵害品）が販売された場合の市場管理者に対するペナルティ及び義務（出展者に対する調査義務等）に関する規定はありますか。ある場合には、具体的なペナルティ及び義務等の内容、根拠となる条文を引用してください。

(a)有り　　(b)無し （具体的なペナルティ及び義務等の内容）   （法律・規定名称、条文番号、根拠条文）

以上です。ご協力ありがとうございました。